

二〇一八年度～二〇二二年度

科学研究費助成事業

基盤(C) 研究成果報告書

J S P S 科研費 J P 1 8 K 0 0 9 5 1

幕末期地方藩士による江戸在勤日記の基礎的研究

研究代表者 根本 佐智子
(神奈川県立歴史博物館)



目次



凡例

研究の概要

資料翻刻

松平造酒助江戸在勤日記

261 233 232 230 223 149 124 7 3 2



凡例

一、ここでは、神奈川県立歴史博物館所蔵『松平造酒助江戸在勤日記』（以下『日記』と略す）の全文、鶴岡市郷土資料館所蔵『松平武右衛門文書 造酒助書簡』（以下「造酒助書簡」と略す）とその関連資料の翻刻を年代順で掲載した。

一、「造酒助書簡」は書簡の性質上、作成年代が記されていないが、その書簡の記述内容から推測し、（）で記した。

一、年未詳であるが、内容からおよその年代が推測できるものは（）でそれを記し、該当位置に配置した。

一、「造酒助書簡」は、その内容から大きく六つに分類できる。①造酒助書簡（安政二～三年江戸在勤中の父宛）五五件、②造酒助書簡（元治元年～慶応元年造酒助江戸在勤中）一一二件、③造酒助書簡（慶応元年～慶応二年 江戸在勤中の弓矢多宛）十一件、④造酒助書簡（年不詳）六件、⑤造酒助宛書簡六件⑥その他書簡（武右衛門宛ほか）三八件である。ここでは、造酒助の書簡である①～③に④～⑥の関連文書を【参考】として含め、時系列で掲載した。掲載リストは二三八・二三九頁に示した。

一、「日記」の法量は、冊の冒頭に、縦×横、単位はミリメートルで記した。「造酒助書簡」の法量はリストに掲載した。

一、挿絵はできるだけ元の位置になるように収めた。彩色された挿絵はカラー図版で別掲し、該当箇所に（図○に入る）と示した。カラーリー図版は版組の関係で順序が前後しているものがある。

一、漢字の旧字体は原則として常用漢字に改めた。人名・地名などの固有名詞は原文のままとした。変体仮名・合字は原則として常用のひらがな表記に改めたが、そのままとしたものもある。助詞の「え」（日記中では大部分「江」と表記されている）は「へ」に改めた。

一、平出・台頭は二字あけ、欠字は一字あけとした。虫損・破損箇所で文字が読めない部分は一文字分を□とし、字数不明の場合は（）で示した。また判読できない文字についても同様とした。抹消文字や訂正文字は基本的には掲載せず、訂正されたものを掲載した。二行割書の部分は「へ」で括り、文字ポイントを小さくして一行書きに改めた。

一、造酒助本人による追記や付記は、それが入る箇所を推定して本文中に組み込んだ。

一、各綴冒頭部分に記されている朱筆は造酒助の父・武右衛門久徴の追筆と推定されるがその部分を「」で示し、右肩に（朱異筆）と注記した。

一、明らかな誤字・脱字・誤用・当字は右傍に（）で正しい文字を示し、推定したものは（カ）とした。字順転倒や意味不明の場合は右傍に（ママ）と付した。同じ誤字・当字が繰り返される場合は初出の箇所のみ傍注を付した。ただし次に列記した語句は常用的に頻出するので、文中での傍注は略した。

一、訛山（沢山）・征代・証代・証伐（征伐）・約速（約束）・船（船）・巨燧（炬燧）・小性（小姓）・蚊張（蚊帳）

・密柑（蜜柑）・休足（休息）・小增・増（小僧・僧）・筑破（筑波）・地走（馳走）・氣量（器量）・乱防（乱妨）

・本庄（本所）・種物（腫物）・爪（瓜）・西瓜（西瓜）など

一、庄内・莊内の表記は庄内で統一した。また丹今・尔今の表記も尔今で統一した。

一、翻刻者の注釈は右傍に〔〕でそれを示した。補注（二三〇頁）掲載のものには〔＊〕を記した。

研究の概要

近年、地方藩士による江戸勤番中の日記に対する関心が高まっている。江戸勤番中に記された日記には、国元の人々へ江戸での生活や見聞きした情報を伝えるために、様々な事柄が事細かく記されており、江戸藩邸での私生活や、江戸の風俗・市井の情報に言及するだけでなく、公務ほか多くの情報を知ることができることから、恰好の史料として注目されている。

そのような中で本研究は、神奈川県立歴史博物館所蔵『松平造酒助江戸在勤日記』（全五十冊）（以下『日記』と略す）を翻刻し、日記の内容を解明・整理するとともに、作者である庄内藩士松平造酒助久茂の国元である山形県鶴岡市に残された関連資料、鶴岡市郷土資料館所蔵「松平武右衛門文書 造酒助書簡」（以下「造酒助書簡」と略す）とを比較検討し、幕末期（元治元年～慶応元年）の庄内藩江戸在勤上級藩士の実態、および文久三年（一八六三）四月に庄内藩酒井家が命じられた江戸市中取締と、それを主導した組頭の任務等、日記に記された内容を解明し、幕末期地方上級藩士における江戸在勤中の諸相に対する理解を深めることを目的とする。

1. 研究の経過

研究の前段階として、『日記』は名門の譜代藩である庄内藩の上級武士によるものであり、大変資料性の高い資料であることから、より多くの研究者の利用に供したいと考え、研究代表者は研究協力者である古宮雅明学芸員（神奈川県立歴史博物館）と共に『日記』の翻刻を開始し、『神奈川県立博物館研究報告（人文科学）』に順次発表していた。日記の性質上、自らのこと、既知の人々の様子などの詳細は省略し記されるため、周辺調査も行っていた。その調査の上で同時期の造酒助による書簡が鶴岡市郷土資料館に存在することを確認し、本研究課題を設定した。

二〇一八年度は基礎作業として資料の全貌を把握することとし、①『日記』の全文翻刻作業②鶴岡市郷土資料館所蔵「松平武右衛門文書」の調査③関連資料・文献の調査等を行つた。『日記』の全文翻刻を一端終了し、同時に鶴岡市郷土資料館へ調査に赴き、松平武右衛門文書の内「造酒助書簡」としてまとめられていた約二〇〇件の撮影を行つた。撮影した「造酒助書簡」は年代順にならべ、研究協力者神谷由香氏と共に翻刻作業にも着手した。③は鶴岡市郷土資料館より多くの情報を提供していただき、造酒助の墓所の調査、造酒助江戸在勤当時の分限帳類の調査も

行つた。分限帳類により、日記に登場する人物の関係性を明らかにすることができた。

二〇一九年度は研究代表者の産育休のため研究活動が中断したが、復帰後再開し、昨年度撮影した「造酒助書簡」の翻刻と分析を進めた。「造酒助書簡」は①安政二年～同三年、品川台場御用にて江戸にある父武右衛門宛、②元治元年～慶応元年、造酒助江戸在勤中國元の両親宛、③慶応元年～慶応二年、江戸在勤中の弟弓矢多宛に分類できることが判明した。特に②を発給日順に並べることで『日記』との対応も可能になった。同時期に作成されているため相互補完関係にあり、両者を比較検討することにより、『日記』をより深く理解できる。②の中には造酒助が滞在した柳原屋敷の長屋の間取図もあり、『日記』の挿絵で描かれている部屋や構図も明らかとなつた。

二〇二〇年度は、「造酒助書簡」の翻刻が終了した。また鶴岡市郷土資料館にて武右衛門文書の虫損箇所の確認、松平造酒助の没年調査・柳原屋敷の絵図の調査等を行つた。『日記』と「造酒助書簡」の内容分析を進めるにつれ、記載内容から年未詳書簡の多くの年代を推定するに至つた。また、『日記』と「造酒助書簡」を全文データ化したことで、データ抽出が可能となつた。抽出データを使用し、松平造酒助の江戸在勤の分析を行つた。神奈川県立歴史博物館を退館した古宮氏と後任の研究協力者寺西明子学芸員とともに月に一回の研究会を開催し、意見交換を行つた。

二〇二一年度は前年度までの研究を継続するとともに、これまでの研究成果をまとめた本報告書の作成・編集を開始した。報告書の刊行は、新型コロナウイルスの影響により二〇二二年度となつた。さらに、研究成果の発表として、二〇二三年二月には神奈川県立歴史博物館において「松平造酒助江戸在勤日記・武士の絵日記」展を開催する予定である。

研究の進展により多くの史実が判明し、既発表の『日記』の翻刻は修正が必要となつたため、本報告書には改訂の上、再度全文を掲載した。今後ご研究の際にはこちらをご活用いただきたい。

2. 『松平造酒助江戸在勤日記』について

『日記』は神奈川県立博物館が平成元年（一九八九）に古書店より購入した資料で、それ以前の伝来は不明である。紙縫で仮綴じされた状態で全五十冊あり、形態は、

第四冊～第九冊は横半帳で概ね豎125mm×横174mm、その他は豎帳で豎240mm×横177mm、丁数は2丁～20丁と区々である。各冊の体裁の詳細は冊の先頭に記した。

作者である松平造酒助久茂は、庄内藩において代々重職を勤める松平武右衛門家七代であり、家禄一四〇石の上級武士である。文久三年に隠居した父の跡目を相続し、当時の役職は組頭で、元治元年（一八六五）八月より江戸市中取締の任に当たるため、組の者と共に閏月を含む十三ヶ月間江戸に在勤した。この時数えで三十三歳である。この在勤は、一般的な領主の参勤交代に伴う勤番ではなく、いわば有事の際の出陣にも近いものであった。実際に、造酒助が江戸へ到着した当日に長州征伐将軍親征の先鋒の幕命が庄内藩に下るが、造酒助は庄内藩の一ノ手を命じられ、息つく間もなくその準備に奔走している。

『日記』は、造酒助の江戸での日々の出来事を記し、国元の両親・家族へ宛てたものである。『日記』の執筆目的は江戸での生活・経験を国元の家族へ伝えるといふこともあるが、造酒助にとって江戸生活で自らの行いを律する目的もあったようだ。江戸へ上ったばかりの弟弓矢多が深川仮宅見物へ行つたことを聞くと、日記を付け送るようにと申しつけている。日記を記し送ることは国元への報告に加え、江戸での生活の乱れを律する意味もあつたと考えられる。

内容はとても詳細で、朝起きた時から寝るまでの一日の様子を逐一書き記していく。出府した庄内藩士の長屋での生活に関する情報や、江戸市中で見聞きした事象、江戸市中取締りに関する事件や、出動した火事のことなどにも言及している。さらには、庄内藩の長州征伐将軍親征の先鋒の幕命に対する準備、長州征伐御免への流れなど、当時幕府より命じられた任務に関する庄内藩江戸藩邸の反応などもうかがい知ることができる。特に、造酒助が江戸で「大ハマリ」（四四冊六月廿七日ほか）した西洋式銃砲については、出入り鉄砲鍛冶や横浜から手に入れ、自ら日々射撃訓練をするだけでなく、藩へ西洋砲銃の重要性を説き、実際に訓練を主導し開始している様子が詳細に記され、庄内藩軍備の西洋化を積極的に推進している姿を見ることができる。

さらに『日記』の大きな特徴として、造酒助は絵に長け、多くの可愛らしい挿絵が描かれていることが挙げられる。その挿絵からは、造酒助が見た大都市江戸・行った観光地の様子、触れた江戸の文化だけでなく、その時々の造酒助や同僚である庄内藩重臣たちの心情等を見て取ることができる。また、正月に絵の具を手に入れるなど、挿絵に彩色を施すようになり、下書きの上、丁寧に描かれている箇所もある。

特に造酒助が江戸市中取締の任務で市中見廻りを行っている様子や、庄内藩召抱えとなつた新徵組を描いた絵は、大変珍しい絵画資料として評価されている。

現在『日記』の各冊最初には朱字で「一・二」から「五十終」までの番号が振つてあり、残念ながら初冊は欠失している。そのため、初冊に付された原題は不明であるが、表紙のある冊の題名は「日記」や「日々控」であり、『松平造酒助江戸在勤日記』は収蔵時に付された資料名である。冊数の番号とともに、飛脚や庄内へ下る藩士等の日記を運んだ人物の名と、江戸発の日付、庄内着の日付、手元に達した日付も朱字（墨書も有）で記されている。これらを記したのは造酒助父武右衛門と考えられるが、手元に達した順に番号を振つたのか、『日記』の番号は時系列でなく、錯簡が起つている（表1）。旅程や街道の状況により武右衛門へ達した日が前後したためであろう。また、「四十一」には本来「四十三」となるはずであつた冊が番号を振られずに合本されている。本報告書では時系列には直さず、振られた冊の番号順に掲載した。

「一・二」の記述は造酒助が江戸への旅中、元治元年八月十三日朝に始まるが、「造酒助書簡」には庄内出立日は八月四日⁽²⁾とあり、失われた初冊は八月四日から八月十二日までの記述であつたことが推測できる。また、「五十終」では八月十一日の記述で終わるが、「造酒助書簡」により八月二十七日に無事庄内へ帰着したことが判明した。

表1 番号順と日記の日付が合わない冊

冊数	日記の記述	父へ達した日
13	11月6日～10日	11月21日
14	11月1日～5日	11月24日
15	11月10日～18日	12月1日
16	11月19日～23日	12月12日
17	12月4日～8日	12月21日
18	12月12日～14日	12月21日
19	11月24日～12月4日	12月24日
20	12月9日～12日	12月28日
21	12月15日～1月11日	1月24日
41	閏5月15日～19日	閏5月29日
42	閏5月28日～6月6日	6月20日
42	閏5月19日～28日	6月8日

3. 「造酒助書簡」について

鶴岡市郷土資料館所蔵「松平武右衛門文書」は、鶴岡市が古書店より購入した資料群で、受け入れ以前の伝来は不明である。鶴岡市郷土資料館の受け入れの段階で資料群は大まかに分類させていたそうで、造酒助による書簡と思われるものが一箱にまとめられ、別箱には造酒助母書簡（父安政元年（二年台場警備時のもの）や明治期の文書等も存在する。

本研究では「松平武右衛門文書」のうち、一箱目の造酒助に直接関わると思われる資料群の全点の翻刻を行つた。これら文書は江戸在勤中の「国元の両親へ宛てた約200通の書状⁽⁴⁾」とされてきたが、記述内容を検討すると、以下の通りに分類することができた

①造酒助書簡（安政二～三年 江戸在勤中の父宛）	五五件
②造酒助書簡（元治元年～慶応元年 造酒助江戸在勤中）	一〇二件
③造酒助書簡（慶応元年～慶応二年 江戸在勤中の弓矢多宛）	十一件
④造酒助書簡（年不詳）	六件
⑤造酒助宛書簡	六件
⑥その他書簡（武右衛門宛ほか）	三八件

このうち本報告書には造酒助の書簡である①～③を掲載し、年不詳のうち五件は掲載を略した。④～⑥の中で作成時期や記述内容が関連するものは【参考】として該当箇所へ配置した。その全貌は資料翻刻最後尾にリストで示している。「造酒助書簡」の形態は大半が状であるが、稀に折紙のもの、豊帳のものがある。各書簡の寸法・形態（状以外のもの）も同リストに記した。

①は品川台場御用による父武右衛門久徴の江戸在勤期間、庄内の造酒助より江戸芝の台場付御陣屋にある武右衛門に宛てた書簡である。武右衛門は安政二年七月八日に庄内を発し⁽⁵⁾、七月二十一日に江戸に到着した〔①・4〕。在勤中十月一日には安政大地震に見舞われるが怪我もなく〔①・19〕、翌安政三年五月に庄内へ戻る。地震の一報を受けた武右衛門家混乱の様子や、留守を預かる嫡子の立場で、同居の叔父に支えられながら様々な問題と接する造酒助の姿を見る事ができる。造酒助の筆まめは父譲りであつたようで、父からの書簡が数日毎に届いていることが読み取れ、造酒助はその「御答」という形で返信している。この時造酒助は数えで二十四歳である。

②は造酒助が江戸在勤中に庄内にある父武右衛門および母^{てふ}・家族へ宛てた書簡である。書簡は造酒助江戸在勤三八〇日間に一〇二通作成され、単純計算で約三・七日に一通の割合である。書簡を書く機会は日記を送る際と同様、庄内への便に合せるため日記の冊末尾と書簡作成日が同日となつてゐるものが多い。一日の行動を記す『日記』に対して、書簡ではその行動や職務がより詳しく記され、それらに対する造酒助の心情が吐露されている。特筆すべきは、弟弓矢多の出府が決まるとき族の関心からか江戸で必要になる衣服や装備、江戸で就く職務（江戸市中取締の旗

本寄合組）の詳細〔②・61・②・68ほか〕などが記されるようになり、現在に江戸市中取締の実態を知させてくれている。

③は造酒助庄内帰着後、江戸在勤中の弟弓矢多へ宛てた書簡である。慶応元年五月二十九日大御前様（忠発婦人）の御供で出府した弓矢多は、旗本寄合組の一員として江戸市中取締に従事し、慶応二年三月中の交代で庄内へ戻つたと考えられる〔③・11〕。弓矢多が造酒助のように頻繁に国元の家族と書簡のやり取りをしていたかは弓矢多の書簡が現存しないため不明であるが、弓矢多と造酒助との書簡のやり取りは一月に一二通程度であり、①や②程頻繁ではない。非常に筆まめな父と生真面目な造酒助との関係性から、これほど頻繁な書簡のやり取りが行われたのだろう。

おわりに

松平造酒助は江戸に戻つた二年後の慶応三年九月十九日、三十五歳の若さで病死する。家督を継いで四年、造酒助が庄内藩中枢にあつた期間は大変短いが、その後の庄内藩に及ぼした影響は大きなものだつたのではないだろうか。

造酒助が残した『日記』と「造酒助書簡」の貴重な江戸在勤の記録と、その合い間に挿入される可愛らしい挿絵の数々は、我々を惹きつけてやまない。この報告書が幕末期庄内藩の動向、江戸市中取締、地方藩士による江戸在勤中の生活実態等、各方面の研究の進展にご活用いただくことを期待したい。

本研究の実施に際し、鶴岡市郷土資料館には多大なるご協力を賜りました。また鶴岡市郷土資料館今野章氏には資料のご紹介・ご提供ほか多くのご助言を賜りました。ここに厚く御礼申し上げます。

（根本佐智子）

※『日記』からの出典箇所は「一〇〇冊〇月〇日」と示した。「造酒助書簡」からの出典箇所は、二二八・二二九頁に掲載されている松平武右衛門文書造酒助書簡リストの書簡種類番号「〇・〇〇」を示した。

（1）朱異筆で「六月六日正白下二付同廿日達、書状不參候」の記述はあるが、番号はない。

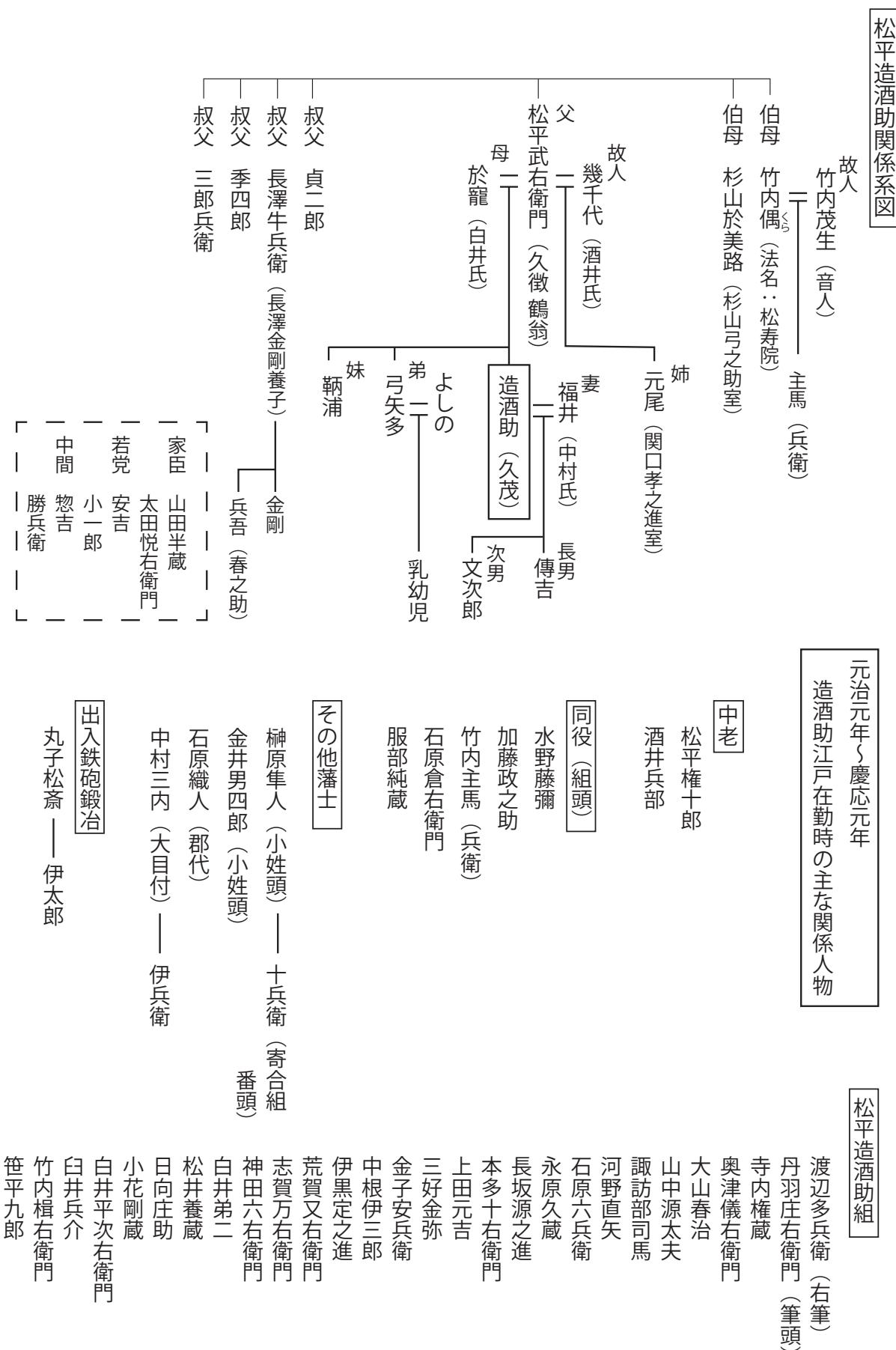
（2）〔②・102〕「漸四日立、十九日上着いたし」ほか

（3）〔③・010〕「扱我等義道中無滞御日割通廿七日万事都合能着大慶いたし候」

（4）『巡回特別展新徵組』（日野市立新選組のふるさと歴史館叢書第十輯 日野市 二〇一二）

（5）『編年私記六』『鶴岡市史資料編』莊内史料集一六「明治維新史料 幕末期」（鶴岡市 一九八九）

松平造酒助関係系図



*鶴岡市郷土資料館所蔵松平武右衛門文書「松平武右衛門様御系図書下書」・「造酒助書簡」・同所蔵『操兵練志録陽十四』・『新編庄内人名辞典』・『日記』ほかより作成

松平造酒助江戸在勤日記

【第一冊】(豎帳 墨付八丁 250×175mm)
〔朱異筆〕
「一」ノ二

十三日

燈火消、最早夜明ならんと皆々起、皆々目摺ノヽ起、支度、宿ニテ九ツ前ニ可有之と申候得共、窓明いたし杯と催促いたし、飯為出ル

皿貝柱 平玉子 薙フサ 汁

何程致候ても夜は明不申、寒さ難堪、綿入羽織袷小夜着掛寝夢中、夜明候と申、大ニ驚目ヲ覺、寢處ニテ考候ヘハ、先ニ起候頃は四ツ過ニ可有之、人足詰候と申ニ付、明半頃宿立出ぬ、道イタミシと申ニ付歩行シヌ、牧之内村外川端ニテ腰付食シ、小一郎先ニ遣、大谷地村茶屋前ニテ駕籠タテル、白川城下ニ至、両端茶屋在、右ニは何方之人數登ニヤ、陣笠・半被着、酒ヲ呑居、大橋在番所ニ二三人張居、庄内宿当春焼候由ニテ尔今出来不申、最早雲助・駕籠昇、何声やら不分、何方御家中やら乗掛ニテ下ル駕籠も有之、鎗は七八本カラカキ人足ニ為持、其内自分持候も有之、最早戦場ニモ至し如思そしる、白坂之駅ニ至日暮、二本松人數四百人當所ニ止宿ニテ大混雜也、此人數ハ宇野宮固メ由也、宿大谷屋勇七暮過着、水風呂ニ入、膳出ル

皿南禅寺 平茄子(千貝) 大角豆 猪口 カラシ合 汁不給

夜具之荷物不着、宿ノ夜具出し難余義掛臥し、蚤力シラミカ、カヒサ難堪、夜九ツ過ニ可有之、荷物參候由ニ付、早々取替伏シ

十四日

曇、朝遅ク相成、明過膳出シ

皿泥鰌 平茗荷(イタラシニ引) 汁青物 香物茄子

膳出前ニ茶ト梅干出、腰弁当工入ル、二本松人數立不申前ニ出立、良平昨夜白川迄來シ由、津輕人數・三春人數追々行逢、会津通行之節とハ大違、塗笠・軽

袴・稽古着、色々之出立ニテ往来引不切、切棒ハンタニ乗、雲助声不分、実大道繁榮難筆紙尽、境明神石鳥井前ヲ通、名物餅、駕籠之内ニテ見、食もセジ、芦野駅辺歩行シ、余佐川洪水ニテ橋落、連台渡し在之、大井川連台とハ大違ナラン、馬ハ歩行渡也

今日は二十八坂越、富士見坂モ曇不見、浪人桶籠シ筑破山ヨリ外見ジ

雨少々降、駕籠ニ入、越堀駅ニ至、検断有之、少行河有之、橋落舟渡、鍋掛村(屋脱カ)腰付食シ、半藏・勝兵衛、ウント吸る音甘ソウ也、同茶屋ニ二本松人數四五人参、ウント代錢問答奇妙也、茶屋女負候や、申訟いたし早々立、雨ニテ雲助大濡、酒代ネタラン、七ツ前大田原入口橋落舟渡し、脇本陣(益子)甚左衛門へ着、白木造ニテ上段有、大名ノ顔シテ床前座付、當所菓子出シ美事也、茶出シ、水風呂ニ入、膳出ル

皿醤油かけ 平玉子(千ヘウ) 胡磨 猪口 茄子

飯モリ女七八人も居、間コトノヽニ(給仕)宮仕ニ出、賑々敷言葉合戦奇妙也、庄内之人ヲ田舎ナリトテ笑候様子也、間コトノヽニテ手ヲ叩コトヤカシ、蚊不居、大街道ニモ出候故幸便アランと思共無之、日記認候も甚面倒也、道々橋落、川岸崩故大難也、駆々人數之屯居、止宿六ヶ敷可有之杯と申者有之、古河城下若年寄田沼玄蕃頭大将ニテ、野木駅兩所ニ一万余止宿いたし居候由、宇津宮ニは大名衆固メ居候由申事ニテ心配也、何卒早く無事着し度祈念外無之、夜四ツ過ニ良平荷物宰領して漸追付、九日ニ下野駅ニ別候て、今刻ニ相成、一同無事賀悦候

十五日

雨、明過支度出来、膳出ル

皿玉子
フハク
平二ラフサ 汁茄子

宿より駕籠にて出立、昨日よりの雨大弱り、大田原外左之方に梨子棚林有之、橋落船場ニ迄大廻しシテ渡り、作山駅ニ至、両端客屋一軒コトニ女とも居、いつも美人ニ可有之や、駕籠之内殊ニ遠目也、雨小晴ニ相成、後ニ聞候しニ道にて御飛脚ニ行逢、半蔵書状説遣候由也、会津早駕籠行逢、二駕也、駕籠声胸ニ障ル、甚イヤ也、喜連川ニ至、鮎之名物も大洪水ニて皆流候由也、検断前大混雜也、昼時ニ相成候故茶屋ニアカル、吸物出シ、

長皿玉子焼
焼豆腐
ナマリ小串 吸物
玉子燒
茗荷
能塩梅也

人足も揃しと申ニ付立出ぬ、又々会津早駕籠ニ逢、何事ニ有之や両度也、声ハ甚イヤ也、雨具一同着シ、今日月見、八幡祭礼所々賑々敷、喰庄内ニは赤飯団子抔と有之、傳吉掛り居候半、(阿入津)鬼怒川ヲ舟渡して行、先番小一郎戻り来、御組昨夜白沢駅ニ止宿、今朝立候故、若々宇津宮迄御通ならハ雇人足ニ相成と申ニ付、如何可致やと承候処、止宿之事ニ申遣候、庄内宿福田善之助ヘ暮前着し、茶菓子出し、水風呂入、今日ハ明月なれども団子も豆も唯足ノ豆斗、膳出ル

皿鰯
閉口
平蓮根
造芋
キノコ
汁
茄子

宿娘ニ九位天下無双美人と可申ヤ、是迄見候事終ニ無之、蔭ニテ承レハ半蔵迄ホメル、(カ)音いたし、勝兵衛次ノ間尻は付不申由、蚊沢山、早々伏し、月見ナリトテ酒と看出し

一、砂鉢
玉子焼
生姜

葡萄出シ、伏候故次下ル

十六日

昨日より雨、早く起、梅干・茶出シ

皿玉子
平茄子

汁

明半前旅宿出立、駿外より両端松ノ並木、御成街道と申、九日之風、此辺大風ならん、大杉数百本コケ又ハ中程よりヒシケタル在、オソロシキ風ニテ往来止り候由、いつれ通者ニても□□や奇也ノヽと嘶して通ぬ、宇野宮ハ格別之処ニ

無之、庄内宿米屋五左衛門迎ニ出、立寄、茶菓子出シ、貢目改も済候由申ニ付宿ヲ出出ル、日光街道両端松ニ日路程有之由、日本一ノ泥道大弱り、踝迄泥也、田ノ中ニ入候同様、七里程歩行、暮頃小山駅菱屋甚左衛門へ止宿、庄右衛門書状達、問屋より届候、十九日千住駅より着候事ニ申置也、水風呂二入、茶菓子出シ、膳出ル

雨天早ク起、一同催促し支度出来、膳出ル
皿玉子焼
平干貝ヘウ
汁吸物
青菜至極よし

同十七日

皿油揚
平玉子
青菜
汁
猪口
青物

茶・梅干出シ、腰付ニ油揚・梅干入、明半頃宿ヲ出、(間々田)駅通、野木駅過、今

日も松両端也、古河城下ニ屯居候歩兵追々陣拵也、人ニテ市中見通候事不相成、町屋は二階下一杯ニ居、惣勢一万程と申事ナレ共、如何可有之や、いつれ千余ハ居候半、福島之板倉様ハ先陣之由、七頭位、昨夜同宿之二階ニ板倉公藩中二人、遊女呼大騒キ也、宇津ノ宮より多ク筑破ヘ加リ、其内家老之嫡子も有之、公義向大不首尾ニテ家老壱人切腹、一人ハ閉門被仰付候由無相違由、拵寄手方負候ハ、実ニ大事と可申、昨夜小山駅仙台早駕籠通り、寝居候得共音淋敷、た葉粉香、少目覚候、今日承候処宇津宮固之由、右之為の早追ならん、庄内ニテ考候と違、道中皆固可有之、兵歩通行、他家人數引も不切候故、少も懸念は無之、逢候程者は皆味方也

今は小山泊り之由、昨日此



夫より歩行、土手切レ膝節丈水ヲコキ、深処は舟ニテ渡し、実難義書難尽、中村坂右衛門と舟行違候処、坂右衛門織人より書状被頬候間、御家來渡候趣申聞、先番惣吉ならん、幸手駅糸屋清次郎暮過一同丈夫ニテ着し、大濡相成、風呂湯余り悪敷ト申ニ付不入、織人役人半蔵迄書状達、千住迄前日為知候様申越候、茶子茶出候、膳出ル

皿玉子
大根オロシ

猪口醤油有

平ユデ玉子
ニラフサ・芋子アゲ巻

カソヘル

早々伏し

十八日

雨天、前支度出来候ハヽ、毎日雨大弱り、茶構如何ニテは可有之候、勝兵衛へ

出候様申付シ

皿貝 平豆腐

汁茗荷

香物 砂鉢ヨセ玉子

雨、追々晴模様相成、道之悪敷事無類、とんと田ノ中同様、今日帷子ニテ暑シ、昼頃漸戸栗茶屋ニ上り鱧食、大体也、越ヶ谷駅ニ至候処、庄右衛門今朝出立いたし間人馬無之趣申聞候得共、越ヶ谷より着し候事ニいたしては明日不都合ニ相成候間、草賀迄参り方可然と半蔵申ニ付、直ニ草賀駅ニ至、折々雨、今日二て五日腰続一同難義いたし、脇本陣丸屋周助へ止宿、織人へ書状飛脚さし立ル、茶菓子出シ、水風呂二入、座付候処ニテ膳出し候

皿油揚 平焼玉子身
長芋豆腐
ニラフサ

皿ア生姜
茄子

鉢積 生姜
玉子焼
一歳小串

鉢 さし身

明半頃出立、草賀駅外二行候処向より早馬来（駄賀馬也）、早也と申、引続長棒十人余りニテ背負走、又々声ハ胸障り、仙墓か会津ならんと思、行逢候処、造

洒助さまと申ニ付駕籠止、戸為引、相互ニ駕籠内顔見合候処、次郎兵衛如何成ニヤと胸トキノヽいたし、駕籠より出と申候得共、早追之御使故出ニ不及と止承候処、二万七万石庄内不残參候、御同意ノヽと悦ひ、再会約して別る、千住ニ至候処番所有之、駕籠出歩行、印鑑出し通りぬ、御出入之嘉兵衛出迎、直ニ宿ニ至休息、鈴木席七率馬連來候と申、其外下座見織人さま被仰付候とて参居、角之助・御組一同・伊兵衛追々来、一同・馬とも無事ニテ当所へ至シヲ悦、一酒一種出し賀祝し、東都繁花、庄内ニテ考候より格別之事ニモ無之、神田橋ニ至、兵部殿参、御用状さし出、清兵衛へ参り不快尋、権十郎殿へ案否、

政右衛門同、男四郎ニ逢、万端礼謝し、織人色々世話いたし呉候様申ニ付、挨拶旁尋参り、御殿へ出頭取ニ逢御機嫌伺、御預ケ之品相渡候処、御目通有之趣、控居候処甚大夫先達ニテ表御居間之二ノ間御座有之候処直ニ入、御機嫌能趣候処、御立被遊、前御座付、大臣様・大前様御機嫌御伺被遊候間、御機嫌能趣申上候処、元御座付、道中無滞大儀との御意有難仕合趣申上引取候、直柳原参、藤彌ニ逢、夫より下谷御長屋着、一同・馬とも無事ニ着揃、千祝万喜目出度しノヽ、三内父子・健三郎杯と参り色々手伝、御長屋立派、且不都合は陣屋心得登候間、口説ハ不申上候、蚊数御座候、酒肴も出、参候人々嘸いたし帰候、先一落付申候得共、近々柳原へ引移候故大落付不致候

廿日

曇、早天起、掃除いたし、藤彌昨日為挨拶参ル、春之助・周作・庄右衛門・権

蔵・十右衛門用事ニ参り、遅刻ニ相成御上屋敷へ仕出、兵部殿より何等之節一ノ手被 仰付候と被申達候、藤弥新徵組取扱ニ付御差留、御組は造酒助組着揃之上御暇被下候趣藤彌吹聴也、一番立今日より立候趣也、御家老衆被引取候故引取、直ニ定右衛門長屋ニ寄候処被止、權蔵参り、おてつホタ餅地走也、庄内ニでは給られじ、七ツ頃帰、一同へ一手之事達、御屋敷内太鼓四ツ拍子打候節御上屋敷走着候様、是又達、殿様・御老中御連名御奉書御至來、明廿一日四ツ時御登城之趣為知申越候、

今日飯事、朝は昨夜残物

鉢積 玉子焼
生姜

昼は腰付割合、御殿ニ開、夜膳ハ鱧、半蔵至來之趣、地走ニ相成

廿一日

又々人ニ被仕掛、今日は二万石之祝義、諸士御殿へ出候間一趣ニ参ル、私も今ニヤと胸トキノヽいたし、駕籠より出と申候得共、早追之御使故出ニ不及と止承候処、二万七万石庄内不残參候、御同意ノヽと悦ひ、再会約して別る、千住ニ至候処番所有之、駕籠出歩行、印鑑出し通りぬ、御出入之嘉兵衛出迎、直ニ宿ニ至休息、鈴木席七率馬連來候と申、其外下座見織人さま被仰付候とて参居、角之助・御組一同・伊兵衛追々来、一同・馬とも無事ニテ当所へ至シヲ過又々前同様御賄出ル、七ツ前ニ漸帰

○御供可被仰付候間、心得居候様内達有之

人々被参、今日鰯御地走、昨日取置候趣也、例刻出仕、色々御用有之、不氣量

者実ニ閉口、先々考候へハ考候程六ヶ敷相成、此よふニ世話敷事無之、家督いたしより少も尻付候事無之、憫果独笑いたしより外無之

廿三日

同様世話敷殿中小走、同様御用所御小性頭呼、隙無之、御郡代部屋駆廻り候得共、何分行届不申、実重役入恐候、真先ノ大そクネは沖三郎、窺候斗ニテ口上不添候事、少事なれともそくネ候、外窺筆順嘸被仰付候半、純咸申達候得共、御郡代算用ニテ不被仰付候由、先ツ困候事、五百五十騎之具足為持候事不相成、蒸氣船詰候事いたし候得共、如何相成候や不分

廿四日

兎角鬱陶敷天氣御座候、日々半道余之往来、袴ハいつれ襠高ニテ茶縞最早切レ候間、三内頼候処幸拵置候檔高有之間直ニ貰候、先便差下候甘なつと大間違いたし、伊三郎参居候処、ケ様嘶たし処、夫は日本橋之脇ニ有之と申、被大笑、私明日調上ヶ可申と申ニ付、頼置候処、今日持參ニ付、明日便ニ又々差下候

廿五日

大雨、此頃大違冷氣ニ相成、朝夕綿入着、蚊張も一昨頃より相止候、庄内如何可有之や、甚不時候よふニ覺候、馬も乗建頼候積ニテ御座候得共今日迄休置候、大丈夫御座候間、御安事被成下間敷候、半咸少時候障模様ニテ御座候、外大丈夫過、勝兵衛杯と居候事無之様、中のも召連候積、先ツ御町医格と申述置候、何分取調も閉口、来朔日一ト先ツ蒸氣、從者具足類大坂迄遣候積ニテ、朝世話集、実ニ隙無之、是迄夜能寝不申、何卒六ツ過より明過迄寝候様ニ相成度と存居候、御巡察可被下候

廿一日

天氣よし、例刻出仕、沙汰之通ニ御供可被為蒙、仰一同嘶也、八ツ頃御下城、弥無相違被為蒙、仰候、一同大悦不斜、既御供御備御人數御玄関前ニテ三度鯨波声揚候由、重役不残恐悦御前出ル、此造酒助は參府之御見目不申上候ニ付御用所ニ出ル、其スタクタ、大坂御征伐其後無之事ニテ実ニ御殿中騒譬ニ物なし、当席より御番頭之内御備御人數之頭撰申立ル、私昨日一ノ手も被仰付候上は、是非御供被仰付候様ニと申述ル、藤彌御組は昨今日と立候ニ付、兼て之云々有之ニ付、引返候事ニ申述、藤彌よりニては我但と申事ニテ、私より兵部殿ヘ庄内ニテ藤彌初一組ヲ一落笑物ニいたしニ付、此度道中より引返し御供被仰付候ハ、先達て之沙汰消候義至候間、是非返申度と申述候事、至極御尤ニ存候得共、權十郎殿少存寄も有之、是非下度と申候得共、被申述候処御尤故委細含相談可致と被申候ニ付引、(此節權十郎殿御老中被參候跡ニ付委細申述ル)無間兵部殿より被呼、先刻被申義尤之義ニ付引返候様ニ可被致被御申聞候間、即飛脚立、今夜は宇津宮泊追飛脚立ル、其騒筆紙難尽(早追正藏颯ト整説候)、清兵衛出勤、夜八ツ過迄御殿ニ居候、食事三度いたし、御供可被仰付候間、其心得居候様ニ

廿日

曇、知人被懸仕、朝飯昨夜残物ニテ食し、最早出仕之刻限至らんと存候故引出櫃開キ、襠高出シ、其外御殿置候分・肩衣・上下を出し、衣服を入候アジロニ

て力フセ蓋ナル物取寄入、道筋知サル故權藏と一趣ニ出ぬ、御殿ニ出候て御用所御小性頭詰所へ参ル、割合食し、兵部殿より被召出、一ノ手被達候、是迄藤弥被仰付居候得共、新徵掛之為御差留、組今日より一番立下候ニ付被仰付候由、(内々承候処、新徵掛之為御差留ニ相成候得共、全私ノ為ニテ、少馴候ハ、十五日も過候ハ、下候由ニ候)御用無之ニ付引取、直ニ安藤長屋ニ参リ、權藏参り、足延色々久振ニテ雜話いたし、おてつ取寄振舞われる、帰ニ両國橋一見いたし度故先立定右衛門約し居候内ニ、御老中御連名之御奉書御至來之趣、安藤へ為知廻状参り候ニ付、安藤恐悦ニ御殿出候とて支度、早速帰候様約し、嘶いたし居候得共不帰、待遠ニ相成權藏と帰、世話役不残参り、長州御征伐御供之由杯と色々噂、儀右衛門参申ニは、先刻両國橋ニテ安藤ニ逢候処大汗ニ成、ケ様ニテ追掛候得共見不申候とて、大口説いたしてスコノと帰ル處被逢候と申ニ付氣之毒也、御用之趣藤弥為知來、四ツ頃一同帰候故伏しぬ

【第二冊】(豎帳 墨付十六丁 255×175mm)

〔(第二冊表紙)

〔朱異筆〕

〔此日記九月三日立御飛脚便りニテ同月十二日宿へ御小性頭月番より相届達候〕

日々控

日々留候事不相成、二三日過思出候儘折々認、御推覽可被成下候、鹿馬タ書よふ御叱、先ツ落付候迄と免事被成

と内達有之、
 ト藤弥・私兩人へ、大夫・騎将・持長・下大夫・御物頭・御普請
 奉行、組持は自組召連、御番頭水野・侯野・松宮・白井・榎原
 抱窺出候間喧登可申、其外文之助・彌五右衛門為登候事は只今より是と役目名無之、用金甲冑
 掛候者兩人為登候様兵部被申候間申遣候筈、郷夫一組着領四領へ六人ツ、積にて、一組へ三十六人當、御備登へも同様割合いたし申述候

甘二日 天氣よし、例刻仕出

甘三日 大雨、例刻仕出

甘四日 甘六日 日々鬱陶敷天氣、例刻仕出

甘五日 朔日先荷物遣候事ニテ大騒ニテ清光寺知ツ、代参も遣兼候、七ツ頃帰大草臥

甘六日 日々鬱陶敷天氣(気脱方)、例刻仕出

甘七日 昨夜九ツ頃横山丁出火、寢耳ニテ往来無之様也

廿八日 天氣よし、丸子尋ニ參候て逢、色々嘶いたし、ヤーケル一挺頼候

廿九日 例刻出仕、御先荷物相止候て、先ツ世話シミも止ミ、少落付候

廿九日 天氣よし、半藏丸子へ真綿・看料為持遣、織人へ引出櫃頼置候處、整候趣ニ取遣□ル、例刻出仕、日々混雜ニテ日記も認兼候仕合、御察可被下候

廿九日 雨、朝ニ權藏參り候ニ付三十六人ノ郷夫へ為着為冠候品々申付ル、例刻出仕、大難義、雨も庄内杯と違横ニ降、日々往来苦々敷御座候、口説と藤弥ニ被笑候得共、兎角口説居候、御笑察可被成下候、私共扱之方大極り候間、氣草臥いたし様ニ御座候、男四郎ニ兎角被浦山れ、私共扱下取扱安しく、訳は氣込よろしく拝借杯と不被仰付とも不苦、着領斗ハ是非陸御送被下度と申述ニ付、尤之分故ニ甘一日後の早追ニ又々増郷夫被申遣候筈、幾日 将軍家御出馬ニ相成候や不相分、今日供立取極候

一、具足	徒	口附小性	口附馬上	口附小性	若党	具足櫛	寺内權藏	小右筆	郷夫草履取り
二、具足櫛	口附筆頭	若党	草鎗り取	具足櫛	奥津儀右衛門	鎗持	同	医者	郷夫葉籠持
三、同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四、馬籠一挺	乗下私初一組へ馬四疋								
一、士分陣	打裂羽織	一、道中馬驗なし	一、御物頭以上幕持參之事						
一、鎗印	一同相用事	一、高張・沓籠持參不及	但道上ニテ為御張被下候由						
一、礼服・火事羽織持參不及	一、高張・沓籠持參不及	一、高張・沓籠持參不及	一、高張・沓籠持參不及	一、高張・沓籠持參不及	一、高張・沓籠持參不及	一、高張・沓籠持參不及	一、高張・沓籠持參不及	一、高張・沓籠持參不及	一、高張・沓籠持參不及
一、私共具足櫛へ郷夫五人御貸付之事	同 口附御中間壱人御貸人事	同 手附共へ郷夫壱人、外二料紙持壱人	医者葉籠持壱人						
一、一組へ具足櫛負三十六人郷夫出候積	半皮笠世話役申付為拵候	右之通							
一、御備組登百二十五人へ四人へ郷夫六人當ニ御貸付之事	ヘ半皮笠御元メニテ	ヘ甘一日ニさし出候、其後早追之節增人申立、右之通り取極り							

ノ半里之候處実ニ閉口、此方之雨は横ニ降り、羅紗合羽も通候様御座候、拵
兼々大都は往来人透無之様御嘶承候得共、此節大透ニテ自由勝手次第ニ歩行い
たし、何程人之不足ニ相成候者ニヤ、第一御殿之女とも、第二ニ刀さし、筑破
打手・長州打手、長門ヘ抔とハ大小名三十頭余、筑破ヘ七頭余、其外国々ヘ又
ハ京ヘ人數遣し置候由、此方様之御人數抔とハ当地ニテ極たぐさんよし御座候



絵紙ニ有之位美女兩三度見タリ、白澤駅之女より能美人尔今不見
一、四ツ半頃出仕、色々御用有之、三好金彌・片岡半兵衛・多田禎藏御宿割被
仰付候、登之助と門人と大論有之、先ツ静り、掛役人を誉ル、御小性頭扱之
方兎角六ヶ敷、私共方ハ何ニも無之隙ニ相成、御用所より出候様被御申越候

間出候處左之様

今度御供之面々是迄 御上京等之振を以夫々用意いたし候族も有之やニ粗相聞候、左様ニは有之間敷事ニ候、此度之儀は長州 御征伐御先手と被為蒙 仰候上は専ら御出陣之御用意を以夫々御取調相成候は勿論ニ付、銘々ニも其覺悟を以、軍事一途ニ為心得、用意可致候、乍併武器迎も差當全備不致族只今急ニ十分取揃候義ニ至り兼候か、又は見苦敷相成候品者聊不苦

候間、銘々物前之覺悟第一ニ致し、御家聲（色々噂評有之）落さし様、厚く可被心掛候、万一心得違、花美虛飾ニ流れ、無用之失費を相掛、自然用金ニ差支、御時節柄彼是拝借金等申立候様相成候ては不覺之至り、若々右様之族有之ニおみてハ嚴重之御沙汰之品も可有之候条、此段相心得、万端実用專一二いたし候様御心得候事

八月晦日

今度 御出馬之節御供之面々着服 御發着は勿論、御道中御陣羽織之事、小袴着用之筈ニ候得共、御道中斗は割羽織着用之儀御用捨被成下候事一、御番頭以上御供之面々六十歳以上駕籠御用捨、五十歳以上ハ願立之品ニ寄御用捨可被成下候事

但御番頭以下は一切不相成候事
右之通御供之面々為心得申達候事

席々へ申達候、此方若大將ハ駕籠相止、馬二疋被疋候由、此両騎将は馬壹疋故歩行、発着乗候積ニ御座候、竹内も定て道中ニも出候半、如何成口説をいたし候やと独笑いたし居候、調出不申ニ付爾今極出来兼候事々有之、実容易之義ニ無之、御物入は二万五千石可恐ノヽ、夜具持行候事を取調、向々へ申達候事、大体四人へ馬壹疋位ニて可然、困事ハ庄右衛門長風、吉弥も同様、御供も如何可有や、無心元

松平造酒助江戸在勤日記 第二冊 元治元年九月

一、馬休置候、最早乗候ても可然と考、庸七呼馬具出候て能見候處下鞍無之、仕込一つならて無之、尾袋斗有之、間合セ乗廻候様頼、物はとんと見不申候得共、尔今草臥居候や、踏落有之趣、此度馬不強ニ不相成^{無之}、甚心配御座候、さんと掛金縁り金紋遠慮いたし候様公辺より御達有之候由ニ付、常ニは相用候^(ママ)候事不相成候、鞍覆さんと掛ニ同じ様ニ地黒金紋ニ伊兵衛頼申付候、此方ニテ浦山敷ハ馬ニ御座候

九月朔日 今朝權藏より煮豆至來、移りニ柿遣、此柿之残味風いたし処惡敷味日本一

朝晴上り、今日御不快ニテ御登城不被遊候由、差立候時別段大体御引込被遊候由、御目見無之ニ付私も引込、下剤相用候積ニテ冲恵呼、調合為致御用候得共、余りひけついたし下不申、晚刻マクネーシ掛伏候處、夜中二度下り候、八ツ過ニ可有之、雷光甚し、雨も少し降ル

同二日

晴天、從者具足蒸氣船御願之積之処、朔日為止、先ツ目形書出候様申來候ニ付、私分・御組とも四棹ニ入大混雜、昨日より袷着ニ相成候間着し候得共、甚暑、大汗ニ相成候、例刻出仕、色々御用有之、山岸席太一方取調ニ相成、私共隙ニ相成候、是迄極置候事委細席太申達候、御用処より被申達候、御用有之ニ付出候様藤彌呼繼ニ付出候處

今度 御出馬之節一組召連、一ノ手被 仰付候、

退畏候趣御請いたし、一ノ手ハ石井与一右衛門・吉井助之進、寄合組大炮頭酒井吉弥・松宮源吾（尔今登しニ付着次第可被仰付候）、私・新徵組・權十郎殿二ノ手、陶山白兵衛・黒谷寛太・寄合組大炮頭ハ中村百度、今一人ハ誰被 仰付候や不分、藤弥（ハ被仰付候）・主馬（尔今着不致候故着次第）・兵部殿三ノ手尔今不分、被仰付候人々ハ寄合組大炮頭喜原文蔵・石沢勝兵衛・軍鑑三器役兼被仰付候

御家老衆被引候ニ付退出、帰候處御組世話役爾今長持詰居、漸出来一同呼出し、一ノ手御供被 仰付候義申達候、一同大悦（悦候義は先達より沙汰ニは新徵先陣ト）世常嘵ニテ、既私權十郎殿へ沙汰通杯と相成候ては一藩之氣折、且御家ニテさ様之義有之候間、不相済義と申述候次第も有之ニ付悦ひ候

御物頭 同 大砲頭 同 御組頭 新徵頭役 一番組 同
二番組 同 三番組 御中老

一、馬之事ニ付席七呼、先生へ頼吳候様頼置候ニ付、明日早々初て率行候様ニト彌七ヘ申付ル
一、丸子より至來之コンヘイ糖余り甘過候ニ付、傳吉へ遺度存居候處、幸御飛脚立、誂候

一、神田橋ニ通り筋セキタ店有之ニ付為整、傳吉ヘ遣候積ニテ取寄候得共、能分無之返し

一、打羽・ハンコイ板ハル今整兼候

一、何廉整上度候得共大混雜ニテ考も何ニも氣付不申、神田橋への往来道尔

今覺不申、道々色々義考、不氣量者別て心配ニ御座候、登前ニは廻方控等早速覺申度心組もいたし候得共、案外之事出来、実ニ不容易、國ノ大事不過之、忙然として居候様御座候

物好等一切相止、一錢タリ共懷中ニ入申度、私斗義ニ無之、一組ト和合忠心為^(辰カ)、當役第一、藤彌組模様自分も折々嘶いたし、實ニ困事ニテ氣之毒ニ御座候、此度一組ヘ御貸付郷夫三十七人ヘ笠・半皮貸付候事世話役集自分拵之積、櫃等ハ申付候由、笠同様、笠印三ツ星黄塗ニテ伊三郎塗候積、半皮印^(波)いつれ染屋申付候由ニ御座候得共

世話等集為絵候積、私工面いたし候ハ勝虫可然候間、墨ニ染シフ染可然と申付候、少シは僕約致度、相成丈用金不費様ニと申合候、藤彌組トテモ私組之様ニは相成間敷

一、此度蒸氣船ヘ先荷物從者具足・人々綿入三ツ位・大炮不殘御願御謔候積にて、私分ハ長持一棹^(從者具足不殘入)、外引出櫃一つ、御組は三棹ニ從者具^(足脱カ)・綿二ツ三ツ位ツ、入候斗、夜具之義ハル今不相分、私心ニは四五人ヘ馬壹足ト調、御小性頭迄申述置候得共如何可相成や、綿入等は訣山持候事迎も不相成、発着之節ハ陣羽ニ付具足下着、道中之分ハ割羽織一つ、紋付裕一ツ、綿入紋付一つ、下着二ツ、肌子三ツ位、下帶五ツ位、足袋白紺とも伏候羅紗二間位ニ壹間位アタ、力なる品有之由、代ハ五両位之由ニ御座候間、無抛節右之品整候心組ニ御座候、御發陣之当日は馬は百疋之由、兩三度位ニテ馬三百疋御願立ニ相成候由ニ御座候、巨細事斗申上候、余之義御推察可被成下候、今宵世話役三人參候て荷印工面いたし様申候処、いつれも考屈、其内能茶持參いたし者有之ニ付、勝兵衛呼為呑、白沢駿嘶為致、一同腹抱へ大笑いたし、四ツ過ニ皆々帰

一、作彌上り候ハ、御嘶可被下候、此度難堪一条ハ最早寄合頭撰も不申、文藏・



半皮如図
ヌ、地



先ノ方ハ両國成りと斗
草也と聞
候斗ニテ
庄内居同
様見不申

書状遣兼候間、上候人々委細御嘶可被成下候、
此方之義御案事被下候ても百余里隔候事ニテ全^(詫)

も無之義ニ付、必々御案事御無用ニ御座候、願候ても出来幸ノ登合、實ニ本

望御座候、今以公辺ニても幾日頃御取極無之由、可相成ハ十二月頃ニ無之、

相成丈早く出陣いたし候、此後甘物等之為御登無之様ニ仕度候、庄内居候ハ、訣山ニ有之半皮等類為登候事無之、不入物入いたし、ケ様之義有之知な

らは馬ハ鹿毛ニても率參候ハ、道中も折々乘候事出来可申候処、少弱方ニて

心配ニ御座候、外ニ拵不出来大小氣掛のみ、若早く出来候ハ、為御登可被成

下候、來月ニも相成候ハ、世原九右衛門代名前ニテ為御登可被成下候、尤幸便次第、必々幸ニ無之便杯とヘ御謔、万一之義有之候ては不宜候間、無理ニ

為御登無之呉々候奉願候、先達て順策へ認申遣候書状廿一日大混雜中御殿ニ

て認、甚惡敷、書続候ハ、宜御座候得共、殊ニ寄不分難斗、其時は其時ニ御

座候、持參着服等不殘御土藏願置候積ニ男四と相談いたし置候、先々折角ノ

百度被仰付、文藏杯とハ先達て一件之節御人数より早々帰陣いたし、組下御人數頭ヲ尋兼候義嘸々庄内へも即風聞早追にて着いたし半、其一件男四・藤彌又は吉彌杯と覺居候ニ付、惡敷可有之と強て相談いたし候処、空々と相成、此度登候人々も弥撰候人斗登候や、千万無心元、先ツ御心配之事ハ坂方之義ニ有之候、追々着ニ相成可申、其前ニ兎ニ角振之事を極度と存候処、吉彌心と大相違、吉彌心は余り強過候て我心ニ合不申、昼夜之心配推察いたし様能々考候様ニ御見セ可被成下候

一、巨細申上度候得共、心混乱いたし、人ニ被仕掛け、大不文、埒もなき事斗申上、御叱之程も難斗候得共、少隙ニ書、別て入恐斗ニ御座候、先以明三日御飛脚立有之ニ付奉申上候、益御機嫌能被遊御座、恐悦至極ニ奉存候、外若衆達も嘸丈夫孝尽し居候半と奉察候、此方も私初召連候一同大丈夫過、日々代々他行、折々宮笥貰候、私日々神田橋への往来、一度本町通候斗ニ御座候、馬丈夫御座候、乍恐御休心可被成下候、
初登世話相成候人々且見送呉人々礼状遣度候得共、染々御機嫌伺兼候体ニテ、とても外人へ杯書状遣兼候間、上候人々委細御嘶可被成下候、
此方之義御案事被下候ても百余里隔候事ニテ全^(詫)
も無之義ニ付、必々御案事御無用ニ御座候、願候ても出来幸ノ登合、實ニ本^(不脱カ)向ノ方ハ両國成りと斗
草也と聞
候斗ニテ
庄内居同
様見不申

尚奉期幸喜候、以上

九月二日夜九ツ過書留ル

松平造酒助

御父上様

尚々、外人々へも乍恐丈夫居候趣御嘶可被下候

【第二冊終】

【第三冊】(豎帳 墨付十七丁 255×175mm)
〔朱異筆〕
〔三三〕

〔九月〕十一日立御飛脚同十八日達」

九月三日 昨夜声初て床中二聞
曇、朝飯後角之助参ル、色々嘶いたし帰、例刻出仕、色々御用有之、清兵衛へ
頼置候上ヶ物御好之鯉さし上披露済之義詰所へ出申聞候、今日席七ノ先生大岡
候ノ藩 馬初て遣、能馬と至極誉候由、何分弱候間豆五合増候様ニと申越候、
着之節率馬之事ニ付、常木・高田・鈴木の世話ニ相成候間、今宵参候様案内いたし

一、公儀よりの被仰出一同当惑千万、いつれもナンとも不相成と申斗、書付多
兵衛へ申付、上候様ニ申付候、将軍家の御出馬尔今不相分、実困候義、人々
の心も少クナレ候由ニ御座候、今便ニも申上候私心配馬ニ御座候、此方模様
ハいつれ大丈夫、南部産好候由、新庄よふ馬は壹疋も見当り不申、七八千石
ノ御旗本も口附兩人ニ乗切、いつれも□□御座候、案内いたし御馬乗暮頃
参り、菓子箱持參、料理茶屋へ申付ル

吸物 海老 薄味噌 砂鉢 さし身砂鉢 わわさび砂鉢 黒鯛栗砂鉢 黒鯛栗引皿 ホラ
大根ヲロシ

同五日

右之通地走、色々嘶いたし、此度御乗馬三十五両位、御貸馬二十両位、兵部殿
注文三十両位、權十郎殿四五十両位之処注文ニテ、明後五日為見馬参候趣ニ付、
私も見候と約し

一、岡吉七ツ頃陣羽紋為直候事ニ約し置候故持參、岡吉申事ハ庄内女と當所之
女、どう見候やと尋候間、夫々返事いたし

同四日

雨天、五ツ頃より雨晴ル、当所いづれも三尺皮有之ニ付一つ為拵可申と存、三
内へ参り伊兵衛頼、例刻出仕、大殿様先月廿一日御引移相済候義申来、御用所

ヘ出ル、御留守居中役金三郎、詰へ参り候ニ付、頃合尔今不知候やと糺候處、
どんと不相分、此頃御密使相立候、京都より御早速度々ニテ、御出馬無相違候
義ニ可有之、公辺ニても少ニても御延被成候御趣向と相聞候、御使歸次第御日
限は知可申と申聞候、私共最早退屈相成候様ニ御座候、当席大隙ニ相成候間、
近々清光寺へ仏参いたし候積ニ三内と申合、藤彌へも頼置候、主馬は道中盛之
旅行ニ可有之、口説なから登候半と權十郎殿杯と御笑いたし居候、大勢登ニ付
仮小屋数軒建候調二千三百位見積候處、余御入費ニ付両御殿御居間斗残、不残
居候事ニ相成、二三百両ニ相成候由、弟ニ呼、久大夫事申含ルハ閑兵衛世話焼キ
可申候得共、御厭之義ニて退考事也、此方時候は上昇甚敷、單物着し居候者有之、
裕も有、綿入不揃着服、是ニて不時候と可申

一、今日栗毛爪カミ為致ニ神田橋へ遣、立派成帰ル

一、暮頃チャンとこ通ノヽと騒ケ敷、障子明ニ階上り、如何よふいたしても見
不申、其内チャンとてシメリ無張合、庄右衛門例之風ニテ廿二三日頃より引
込居候得共尋不申ニ付、幸昨日御馬乗案内いたし候處、土産之菓子箱在之候
ニ付持參、六ツ過より参候処、諸士住居初て見、無暫ノヽ、二階ニ居、最早
快、近日中ニ歩行願さし出度存居候と申、色々嘶いたし帰

晴天、冷氣綿入羽織、綿入着し、庄内最早渡鳥もとれ候半、作矢杯とハ磯出懸
勝負訣山可有之と考居候、席七明半過参り、今日乗合なりとて參、栗毛乗行、
權藏・伊三郎・又右衛門参り、着領長持ニいたし度と色々相談ニ付残し置、例
刻ニも相成候間又右衛門と一趣ニ神田橋ニ参ル、御用格別無之ニ付、明日は天
氣能模様ニ付、權十郎殿へ御用無之ハ朝飯後より清光寺へ仏参いたし度と申述
候處、別ニ寄合も無之、不苦と被申候間、藤彌へも頼候、今昼後為見馬参り、
御家老衆・御小性頭衆見分趣ニ付、藤彌・私も見物ニ出候積ニて引取より直ニ
御厭へ参候得共、尔今壹引定も不参、天気能し、甚氣詰候間御馬乗へ申、長州屋
敷見物ニ廻シ乗と趣向、常木先乗馬といたし、家來不召連、常木・藤彌・私三人
連ニテ南御門より出、乗切ニテ太田摶津守殿前通り、小笠原脱カ前より辰ノ口・和
田倉御門前ヲ通、川岸馬場先御門邊ニ御旗本供馬駕籠夥々敷待居、八代洲河岸、
曰比谷

小路又々乗切、道三橋渡帰、為見馬尔今不參、御馬乗長屋ニ參候處茶菓子出し、暫休居候處追々集り、御居間前御馬場ニて見ル、都合十疋余參ル、兵部殿・権十郎殿・私とも・政右衛門、四五十両馬之由なれとも目ニ留馬壹疋無之、黒鹿毛相応之馬也、権十殿氣ニ入候模様ニ付進候^{スメ}、最早暮頃ニ相成私共斗帰、道より挑灯付ル、六過ニ御長屋ニ帰ル、金助參居、空腹ニ相成、催促いたし食事いたし、鰯・紫蘇之地走、大ニ甘食し、今朝神田橋ヘ出仕懸、鍋丁より筋向当り、（半丁分書損の挿絵あり）



今日は能晴日ニヤ、
富士へハ七八リも有之
よふ也、絵とハ相違也

六日
前山黒近眼モ見エル
鍋丁ニテ造酒助初て日本一大山富士見テ、又右衛門ニ向高山何ニと申やと聞候處、此又右衛門近眼ニテ
富士山ノ前山ナリと申、外ニ連有之候ハ、近眼之又右衛門ヘ遠山聞候とて嘸笑ハレ可申処、家來共より外ニ無之、独笑いたしなから四方山嘶いたし歩行ぬ

通之色々面白物有之、小弓矢訛山有之、傳吉ヘ遣度候得共今日は相止、昼過二漸清光寺ニ至、上下着替、大梁院殿^様ヘ拝し、清光寺初て逢、家督祝義申述ル、并天池鯉龜訛山居、傳吉ヘ為見候ハ、嘸御菓子なけ面白ガラン、義士墓一見、道ニテ英人・墨人・蘭人馬ニ乗も乗切、又は歩行、着服も色々奇妙ノヽ、如絵大凡五六十人も逢、七八人連ハ訛山也、天氣能保散出候半、色々物携往来、異馬五六疋見、いつれ大丈夫と見えル、日本之弓肩負、多葉粉呑ながら行も有之、小言ヲ言いながら行在、警固人御旗本ノ二三男之由、日ニ五兩位雇之由、短筒いつれも腰之左右ニ在、家々より出候見物人如蟻

茶屋中食申付、一時余待漸膳出ル、三内・健三郎・私と三人ニテ一鉢食、替り為取寄候處冷飯、不残食し又取寄せ、都合三鉢食いたし大笑いたし、三内先達、冷飯食し道々三内閉口、御地走冷飯出候程事御察可被下候、七ツ前ニ茶屋立出、長州ノ中屋敷一見シ、目もあてられぬ無慙至極、残候物は大踏石のみ、暮も近ク相成り候間早足ニテ帰、六ツ時漸下谷ヘ着、大草臥、先

刻源吾参り御状達し
造酒助初て異人ヲ見ル図



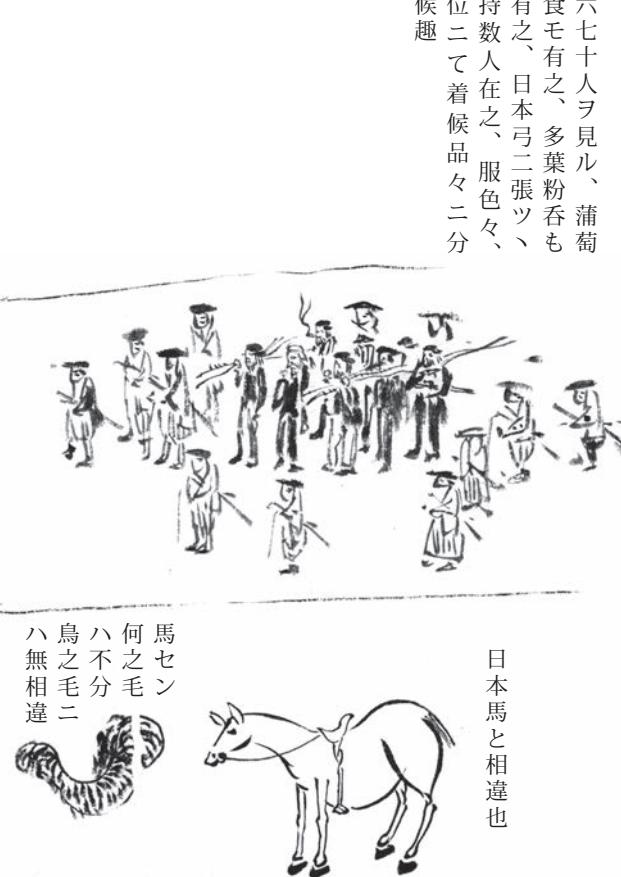
謹て有難奉拝見候、益御機嫌能被遊御座、恐悦至極ニ
奉存候、段々御書中委細拝見仕候、旅中より幸便無之、適々御飛脚ならんと思候内雲助走、駕籠留兼候事□□

□位有之（一度ハ後にて聞候、一度は半蔵より悦右衛門迄申遣

尔今雪不降候や、
白山ニ無之



六七十人ヲ見ル、蒲萄
食モ有之、多葉粉呑モ
有之、日本弓二張ツ、
持数人在之、服色々、
位ニテ着候品々二分
候趣



馬セ
何之毛
ハ不
鳥之毛
ニ
ハ無
相違

日本馬と相違也

浪人之懸念いたしてケイール筒・六々筒、玉薬身不放、誠案じ登候処、數万之歩兵筑破山へ押寄之真最中、いつれ味方大安心、十九日之着、会津通辺ニて御国杯より大雨有之間敷一同嘶(いたしか)□□□登候処、七日之夜より九日無休永雨、内川出、家来とも不足ニテ別御心配被遊、御留守無人之義ハ実ニ安事罷在候、十六日着之積ニテ御案内被遊候由、徳右衛門とか申者上り、信濃川出水之義申上御安事被成下候由、初て□□大難義、目出度罷下候上委細可申上候、尔今ニても一□笑嘶ニ相成候、扱京変之義、如何之訳にて小勢ニテ大膳之京都へ出候や、國ニテ混雜出候ニ無相違模様聞候、國ニテ勢揃いたし節二三万ノ勢之由、然所三四千勢相成候事不相分候、此度檜坂之屋敷より拾候書付、三内御長屋ニテ見候、二三万之勢大舟ニテ京へ乱入手配、実書相違在間敷、齟齬いたし處は不分、其後五ヶ国異舟申合争戦ニ及、下之関港台場大筒とも不残被取、即死五六千人之由、大敗いたし、大膳出降参いたし、和睦調ひ候て、横濱異四十余参り、此頃応接二日継有之由、色々沙汰仕候、長州と異和結、御征代御出馬後江戸ヲ焼払候趣向之由、此頃御城中ニテ横濱奉行下役四人召捕られ候由、乍去沙汰ニテ突留候事ニは無之、御征代も如何可相成や、十□物は九「」迄相止可申候、只今細川・加賀と公辺色々御詫□申事ニ御座候、先ツ以此間応接甚志め不申、公辺杯ニテは御支度杯とんと無之由ニ御座候、扱□廿三日早追着ニテ夥々敷騒ニテ、御動転被遊候、嘸々御案事被成候、実奉察上候、早速相分れ御休心被遊候由、私草賀ニテ御家早ニテ胸トキノヽいたし、着候義不相分、弓矢多ヲ以治郎兵衛へ御遣、委細治郎兵衛申上候ニ付御安堵被遊候由、其後「」ニテ又々御心痛被遊候半、庄内混雜、倉右衛門との心中私察居候、登面々着候ハ、カツカリいたし可申、御殿ニ詰候て兎角寝りかけいたし引取候、私共職分調之事ハ大抵ニ出来申候、源吾急出府被仰付、罷上候ニ付、御厚書被成下、いつれも同勢・馬とも大丈夫、一点之障無御座候、少も御懸被成下敷候

一、紋付之鞍、早速馬七へ為メ置候
一、着領之義も奉畏候

今日、三内^達先ニて冷飯食し、腹合悪し、先甚草臥伏し、十兵衛よりも書
中ニて見、此十兵衛は一寸先之事不知ニ九月中旬より磯釣ニ参趣向と申
妙ノヽ、只今頃は頃盛りニ親子連の道中ならん考ノヽヽヽ

同七日

列座 郎助 藤主殿水主權十郎助酒貽織機人入政定右衛門兵郎源四郎與右衛門三郎軍等秀三郎軍等兵郎與右衛門門可申歸之經用達一ノ所レハ御殿料レムニヤリ四郎(實)限酒口安

鶴之御吸二万七千石御祝義一肉筋とも印斗差上候、さし身、色々鎧積物五品、立派御料理也、一同かゝられ御礼、権十郎殿長屋被引候処、漸帰ル
一、異人沢山参候事、長州合戦相済四十船位も参候為ニ市中往来いたし候由、將軍家長州御征代より大事ハ日々応接有之由、異人長州と和睦ニ相成、一味いたして御進発後東都ヲ落候趣向之為ニ応接六ヶ敷、且ツ御進発杯ととても不相成候由、粗疇御座候
一、明日上野ヘ御成ニ被仰出候ニ付、市中固メニ御組御備御人數明半頃さし出候様權十郎殿申越、いつれも是迄無之事ニテ閉口、夜五ツ半過之事ニテ問合も不出来、幸世話參居候故、早々二十五人へ為触、伏し、日夜京都より早駕籠声真平御免御座候、いつれ容意不成模様ニ可有之、御成被仰出候事は又一謀と愚考いたし居候

雨天、今晩八ツ過チヤン々とこ通ノヽクハタノヽ馬足音、小一為見候得共不見
六日

と申、夫より能不寢、六ツ頃より支度、一組召連神田橋参ル、大雨大不都合之義有之、此造酒助立腹いたし候内御延引被仰出大仕合、今日之固メ一件馬鹿ノヽ敷事ニテ申上候事不相成、不埒^(明カ)世話焼候得共先ツ相止候、明日参勤被仰出、奉書至來、權藏来ル、伊兵衛嘶ニ参リ四頃迄居、又々早駕籠声胸ニ障、奇妙タ世中と相成候、晴夜なり、一同は御上屋敷へ明六ツ時御通御目見有之由、七ツ頃より詰候由、両御屋敷遠路大大義也

九日賀祝

諸士之面々ハ七ツ過ニ神田橋へ出ル、節句為祝儀平膳附御地走ハ如山、春之助為祝儀参ル、伊兵衛も来ル、三内も来ル、三内申ニは早々御出可被成と申候得共、昨日政右衛門御目見昼過ニ可有之間、例刻御出仕ニテ可然と万事模様教示いたし吳候間、落付居候得共、三内催促いたし候間支度いたし出ル、御殿ニ出、上下着しと見候事、いつれも綿入着し居、我裕也、当惑いたし早々綿入取寄せ着し、昼頃御戻り、御次ニ廻り、參勤御礼申上候、今日能天氣裕ニテ汗ヲ流し、綿入礼服ニテ無拋着しぬ、庄内杯と如何可有御座候や、当地不時候ニ御座候、雨天之往来閉口至極ニ御座候、三内ヘ半兵衛・源吾と引取より嘶ニ参ル、夜五ツ半過帰、半蔵出、今日織人さま御出、御留守ニ付御帰、男四郎さまより鰯節一箱・菓子一箱御着為御祝儀被遣候、不快度々御尋旁御使参候と申聞候、男四先達てより風邪、廿一日より大騒キ無理ニ出仕之為長々ニ相成、此頃少々快方趣候様子ニ御座候、明日十日御組二組御備登面々御酒御吸物被下候、書状出し

十日



鬱陶敷天氣、權藏床中ニテ逢、
今日之御礼之義聞ニ参候得共

不知、其節之嘶ニ佐藤孫九郎
昨日着候趣嘶いたし、例刻神

田橋ヘ参ル、庄内より書状達シ、久兵衛殿も御小性頭、九兵衛は蝦夷詰、同寮兩人登長屋支度、主馬斗登候事ニいた

し置、其外御物頭杯と案外訣
山被仰付、とても四ツ屋敷ニ

て不埒明、寺院御借被成候事ニいたし、仮小屋杯と日々小役人大騒、登候面々山抜勢ひ被察候様ニ御座候、此方へ着候ハ、一同カツカリといたし可申、曾彌太も今日着、力ヲ落候由、いつれもカツカリ、唯甘物之工風のみ落可申と今日も御備人数へ申候、登参候面々着いたし候ハ、氣落可申候、從今氣毒千万、此方之人々御手當見て物好いたし人訳山有之由、相違いたし後々弱り可申、明後十二日源吾下候積ニ付、荒粉菓子其外少々調物いたし、上可申と存居候處、源吾御供被仰付、御飛脚立明日有之間、是へ頼可申と存候処、急飛脚ニテ書状外持不申趣ニ御座候間、此後之便何□□上可申候、七日被下置候鶴之肉二切、余り如何敷御座候得共二万七千石之御祝義被下置候間、差上候

一、弓矢多よりも書状達し、御一同御機嫌能趣、恐悦奉存候、女達・傳吉・文次郎嘸々達者可有御座候、珮絵は専今出不申由、出候ハ、調差下度候、何候心落着不申、道中氣取、脇有之物は多葉粉盆のみ、不自由至極、万一長州行相成候ハ、捨候外無之故一切調不申、能物は干味噌のみ、又々為御登可被下候

一、先便順策へ頼遣候大小之義尚又申上候筈、陶山上^{罷上り}候ハ、相成丈早く出来候様御頼可被成下候、先達て檜坂行候節脇さし鍔一同困候趣御座候、口説ぬ者ハ一人も無之

一、今日丸子祖父孫と鱣持参初て逢、色々嘶いたし、旦那様へも宜と申聞候昨日男四より到来之菓子・鰯節遣之

同十一日

今日御飛脚立ニ付申上候、追々秋氣相模様候得共益御機嫌能被遊御座、恐悦之至奉存候、私も一点之障無之日々精勤罷在候間少も御懸念被成下間敷候、御征代最早相弛ミ、無張合義御座候、一同氣込薄相成候様御座候、世中は実ニ一寸先ハ暗ニ御座候、大殿様御引移女男拌見祝義恐悦も最早御登御支度ノヽヽニテ長引可申候得共、御登御心配御物入も勘定もヘツマも無御座候事ニ相成、大名大弱、加賀様最早御普請ニ取掛と申疇御座候、いつれ弱病氣ハ大乱之初メニ可相成と一日ノヽと無事暮し居候処ハ有難之存居候より無之、昨夜ハ鱣ニテ腹ヲ強し、家来共へも一切ツ、配分、馬豆御座候間、此方之義ハ少も御案^(事)被下間敷、先々折角氣候御厭被遊候、奉期幸喜候、以上

御父上様
御母上様孝のへ、廉末いたし間敷候
文次郎との

【第三冊終】

【第四冊】(小横帳 墨付十四丁 124×174mm)

〔第四冊表紙〕

〔朱異筆〕 〔異筆〕
一四 一子九月十一日より同十九日迄之日記也十九日ニ飛脚立ニテ今廿九日御小性頭より届相達候
此日屋ニ大熊与大夫早追ニテ着ス」

一、日々樂ミハ出腰より見候へハ美人往来も引不切、百人通候へハ百人迄いつ
れも十六七才より二十才位と見ヘル、能々見候へハ七八十は_婆腰のし、しわ
延し、白髮ヲ染、首白粉白壁之如ク、大建縞大抵縮緬糸織ニ黒天鷺絨半襟掛、
駒下駄ヤラ_{足駄}あしたニテスンノハツノと歩行風奇妙也、三内参候節嘶いた
し處、下候ハ、私はニモ此風ニ仕込可申候と一同大笑いたし

女達御両人さまへ

一、御厚意忝存候、御無事珍重ノ、我等義大丈夫、鹿毛無事、少も御案事被
成間敷候、留守中無人別て御心配可被致候、御返事外ニ進不申候、季四様・
三郎兵衛様へも宜入願候、以上

松平弓矢多様

尚々、御序之節長沢叔父様へもよろしく

此節凧如何御働や、被走候てころはじよふニ可
被致候、此間遣候甘物最早なくならんといたし、
其前可被遣候、早速進可申、凧絵少過候ハ、下

し可申、此方之凧ハ尾ハ無之、昨日三河

町通候凧、凧揚余り走りころひ、頭さき
血流し行ヲ見候、大用心ノ

弓ハ爾今不整、近々浅草辺參候て整可申
間待可被申、はんこひ板尔今出不申、見
懸次第遣可申候

傳吉殿

乳母ヘ、傳吉氣小サキよふニ候間、余りオトシ申間敷候

文次郎ハ爾今大小不相替世話敷可有之、此所風街道又は立派なる店より子共大
便いタシ居候模様甚見苦敷、かゝタヽツなきよふミへる故心付可申、茶ノ間住
居余りよきとも不被申



造酒助

造酒助

御供申度と申事也、即帰

一、頂戴之御肴開、家來共へも為頂ル、コツト申魚ハ庄内ニて一二寸位カラ見事無之、一尺二三寸程有之為ニヤ、又ヤシ腹ニヤ、風味よし
今宵御七八人嘶ニ參ル、天氣甚六ヶ敷風有之、若出火ならハ大火ニ可相成嘶い
たし内、チヤンと申ニ付一同出腰より見候得共、出火ニは無之
一、堀治大夫今朝着しぬ

同十二日

昨夜違晴天、岡吉御長屋ニ相成口説ニ来ル、例刻ニ相成候ニ付出、先日見候鍋丁より富士山見ル

今日は新徵組御酒被下ニテ 頂ニ白雪ヲヲク
百五十余詰、早追ニテ下候 歌人達ヘ
正藏今日着、先月晦日立之 一日為見度

由、今日松平求馬御物頭被仰付候、今日は兵部殿新徵掛ノ

御同役様力御遠乗断、其為ニ色々御用有之不都合、初新徵大勢集候処ヲ見、思ノヽの風俗也

権十郎様・私・政右衛門為挨拶出ル、八ツ頃ニ退出、裕二テ大汗流し帰ル、松平源四郎他行いたしとて参ル、御物頭助之進・白兵衛・

寛太、先手一条ニテ参リ、力落不申様ニと笑返し、其後三内鳥渡寄、御用之義ニテ色々口説、即歸、御組五六人呼、ソノ分ケハ又々御征代近キ可相成沙汰有之ニ付色々申付置、弛て候為催促もいたし不申置候分早々始末合セ置候様申含候、金助参り、主馬殿明日着之日割、手配藤彌より相談、夫々申遣候

同十三日

今日着已後無之快晴、日本晴と可申、主馬殿着之積ニテ多兵衛千住へ参ル、東



昨年は八月中降
雪ニ相成候由



同十四日

曇、早天起キ、馬支度出来候ニ付出ル、栗毛当地へ参初テ乗、タルク折々ツマツキ油断不相成、神田明神鳥居内ニ入、尋候処立派なる所也、源四郎色々嘶いたし帰、油断不成事ハガタツと折々踏落、道々考候ハ火事杯とニは乗候事も不成、道中弱候とも最早本腹いたし候半、長州征代行杯とハ思ひ不寄と心中不安候、先食事いたし休足、実困候事馬なり、今日も本庄行馬ニテ皆々参候由候得共、我馬乗候事ハ不相成、歩行ニテ参リ可申候、岡吉当御屋敷引移候趣ニテ参リ、例限刻ニモ相成候間出仕、少々御用も有之、男四郎本庄へ朝より参候趣

六参候間手配方不都合ニ無之様申付、權藏御留守居菅・大野へ昨日風聞ヲ聞遣候処、尔今曉と不相分趣申候、例刻仕出、直ニ權十郎殿へ参り、御物頭一条委曲申述、即申立通被仰付候、武山勘右衛門昨日着之趣、御用無之、御老衆被引取候ニ付、松平求馬御礼御用番へ出ル、男四郎詰所へ参り、明日本庄へ權十郎殿と拙者も参、見候事も有之間敷候間御一趣可参とて誘引候間参候事二いたし、私ハ昼より参候事ニいたし、八ツ前御長屋へ帰、道々暑氣難堪、裕二て大汗ヲ流し、雲一つ無之、富士山杯とハ霞ミ見ヘ不申、朝夕綿入ニテ調度よし、吉井助之進呼申含返し、權藏来ル、源四郎・平五郎只今着いたしニ付案否糺ニ参り候間逢候、石原ハ神田明神之山伏御借被成候て宿之由、紀太は大根畑(数文字分明き)旅宿之由、物不自由不都合氣之毒之義ニ御座候、藤助来ル、茶出し、大急キニていづれも帰ル、明月とて二階ニ世話役一本一種持參候積ニ付為片付、下より大違よろしく二十畳敷也、東南北ノ開、明々月ニテ一同饗有之、庄内かゝともハ嘸此月ヲ見て団子杯と食ひ、庄内栗甘ク可有之、思々嘶ニテ大笑いたし、權藏ス、名物持、儀右衛門(鉢子)陶一本ツヽ、伊三郎ハ三色ねり餅、東弥は蕎(ママ)マン中、六兵衛荒粉、亭主は蕎、おてつ、酒一陶、勝兵衛吉原ヘ参候嘶ニテ一同ニ被笑大恥力キ申候間、下候ハヽ御聞可被下候、吉原之模様庄内ニテ大抵容子聞置候間、勝兵衛一言出候事不相成候、一同帰候後染々考候ハヽ、源四郎杯との息込考通岩チンサク勢ひ道中いたし居候人々の心被察候、然ルヲ二階ニテ酒魚、不成穩世中とは乍申、太平は十之物は十迄と可申、此方参り初て大笑、腹ヲヨリ申候、明日早天ニ馬ニテ神田明神ノ石源ニ尋ニ参り可申候間、夫手都合いたし候様一同申付候て伏し

参候趣ニ付、権十郎殿へ御出候積ニ申候処、平右衛門殿着之由ニ付、早く被着候ハ、參可申被申候間、御用無之引取度旨申述引取、下谷先ツ帰、明日神田明神祭礼とて賑々敷、松田町にて屋台二逢、子共縄曳蟻之ことし、漸分通、御長屋にて食事いたし、庄右衛門参り、源四郎より被相頼候とて御誂の青江持參、慥着仕候、半藏も召連出候處御手廻着、二三十人位いつれも下谷住居之由、快晴ニ相成格ニあつし、今日初て両國橋渡ル、絵斗見居、始ニテ東都繁花目驚し

此辺ハ首白粉・袖長シ、別て多く居、柳橋も近為ニ可有之、御手本助川・三浦有之為ニ無拠本庄へも足向行、御屋敷迄とんと別世堺^(界)と可申、十九日

より初て氣散し、筆紙難尽

七ツ過権十郎殿待候得共、平右衛門殿の遅

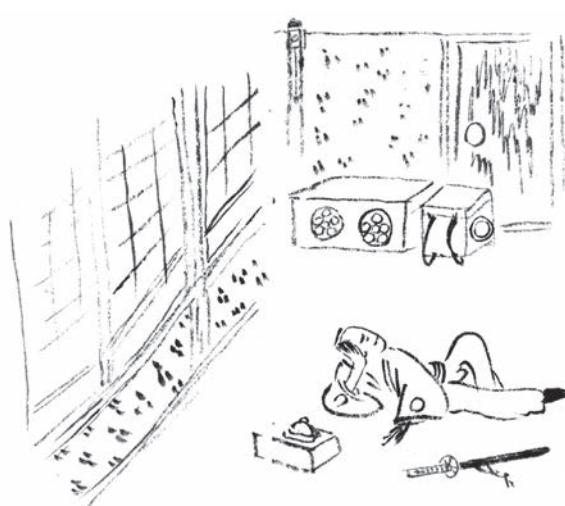
両國橋図

ク着候為ニや不被參、當御構之内、御番頭

不残宿候積、源吾昨日着之趣^(カ)ニテ一フク呑

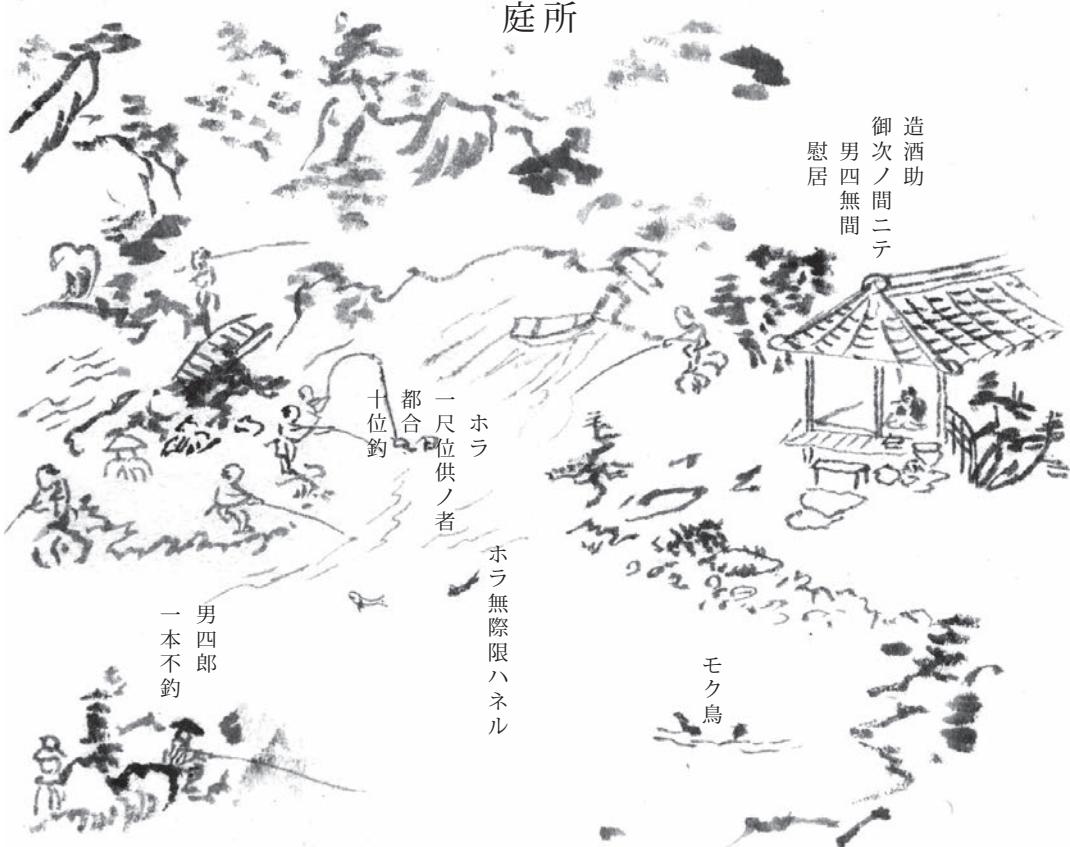
参り、監物着し無事賀し、岩五郎も着之趣

ニテ家來遣置、儀兵衛爾今不着、山下大仕合ニ能処なりと申、御締付ニ半兵衛下役連



来ル、御番頭御庭ニ出候事不相成候様御締付ル、御意ニは、皆居候て雜魚皆々釣候ては大変タヤとの御意ニ付、別てカコイ丈夫いたし処也と申、男四郎馬故半兵衛一趣ニ帰、道々賑々敷、両國は江戸市中ノ繁華と可申、暮前御長屋へ帰、食事いたし、例餉ニテ給、金助參ル、宗右衛門早速罷上候処遅ク着、大混雜ニて上り兼候て御誂被遊御書、其外轡入箱一つ、縁頭・鎧・切羽入候箱一つ、目

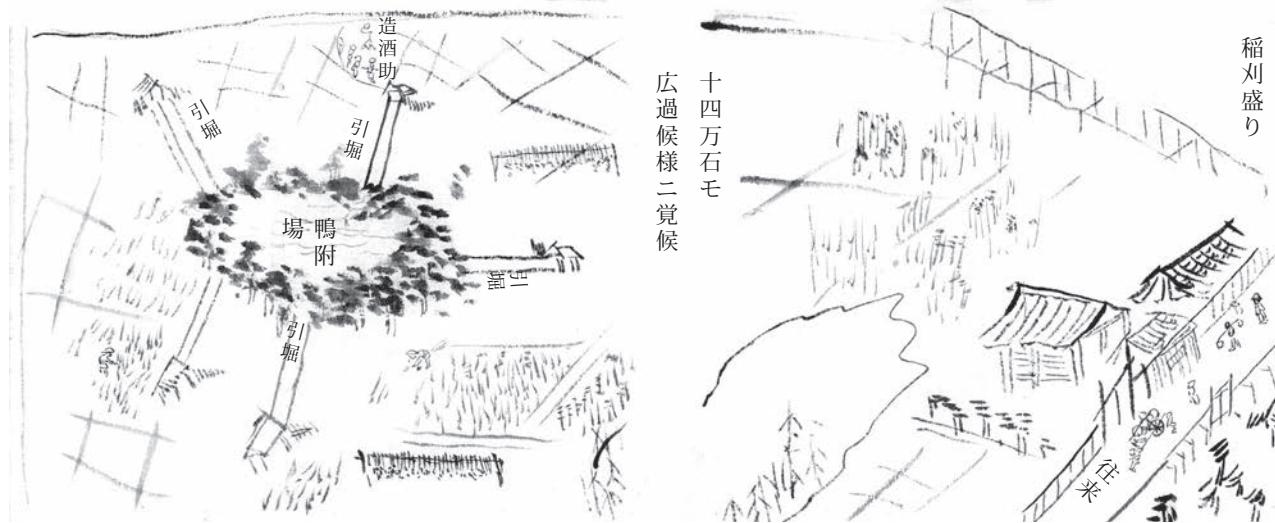
本所御図



造酒助
御次ノ間ニテ
男四無間
慰居

貰入候箱一ツ、鍔風呂敷包一ツ、
柄木壺本、鮫本本鞘壺本、榦相
達候、日本庄参、大保參(保散)いた
し、嘶杯といたし、他行今日二
て兩度ニ御座候、御家老衆近頃
ニ相成日々様ニ遠乗等被致候、
此頃諸士之風見候ニ、長州征伐
延々ニ相成、御留守居も手廻聞
候趣ニ候得共、先ツ止候方多分
ト申より、皆々心弛ミ、呑食之
方流勝ニ相成、以之外不量賢と
存候得共、元之如氣込ニ相成候
様ニと申含不相成、御家老衆初
折々他行無シ抛、私御預組斗も
遊樂之方ニ不落候様ニと存候へ
は、我身ヲ慎ミ居候ハ、一組ヘ
ものよふニも申付方も可有之
と存居候、御家老衆の人々誘引
遠乗ヲ、乍蔭政右衛門と折々困
タ事たと嘶いたし居候、明日は
主馬着とて金助・多兵衛色々相
談之由、竹内は柳原御物見之事
ニ極り、居候政之助は吉弥是迄
居候柳原御内□玄関より入候処
ニて、御殿ニ御座候、御番頭不
残本庄(儀兵衛・岩五郎・監物・源吾)
神田明神御社へは(源四郎・祐
吉)、大根畠へは(平兵衛・平五郎)、
御手廻り不殘下谷住居ニ御座候

広事廻りタテ不成、向ヒノ鳥取屋敷へ参ル
稻刈盛り



兼て藤彌約し置候席七参候、栗毛頬置候
食事不致内藤彌被懸仕、漸大便参候、
切チヨウシハ水ニテ颯拭ヒ、席七も
参候間明半頃より参候処、大街道之
脇ニ馬場有之、今日十五日ニテ御旗
本之馬は一向不参と申、先生二十余
も飼置候由之間、能馬為見吳候様頼、
甚不始末ニて出し不申内最早五半頃
ニも相成可申、御戻り後御目見不参
杯と相成候ては以之外事と、席七へ
委細申含候処、何とも不都合ニて入
恐候、廿日ニは早くより御待申居候
間、御出被成下候様ニと先生申聞候
趣ニ付廿日約し、急キ神田橋へ参ル、
御家老衆御小性頭も詰不申

御家老中被詰候間出、平右衛門殿着
之歛申、次間ニて挨拶被致、道中難
義被致候嘶趣被申、余程過 御戻り、
直ニ御次ニ廻り御目見申上候、八ツ
過ニ引取(其前石原へ着歛ニ参ル)、松田
町辺神田祭礼之為ニ賑々敷、大汗ニ
相成帰ル、主馬着之趣ニて多兵衛千
住より歸、料理等申付出ル、今日ハ
久振ニて昼寝いたし、助吉参ル、御
隠居様御初、皆様御機嫌よき趣申聞
候、鑑之義委細承候

一、郷夫拝借申立銘々へ引被渡候事、居処手狭之者は下谷・本庄辺ニ仮小屋
立被置候筈

同十五日

栗毛頬置候

兼て藤彌約し置候席七参候、栗毛頬置候
食事不致内藤彌被懸仕、漸大便参候、
切チヨウシハ水ニテ颯拭ヒ、席七も
参候間明半頃より参候処、大街道之
脇ニ馬場有之、今日十五日ニテ御旗
本之馬は一向不参と申、先生二十余
も飼置候由之間、能馬為見吳候様頼、
甚不始末ニて出し不申内最早五半頃
ニも相成可申、御戻り後御目見不参
杯と相成候ては以之外事と、席七へ
委細申含候処、何とも不都合ニて入
恐候、廿日ニは早くより御待申居候
間、御出被成下候様ニと先生申聞候
趣ニ付廿日約し、急キ神田橋へ参ル、
御家老衆御小性頭も詰不申

御家老中被詰候間出、平右衛門殿着
之歛申、次間ニて挨拶被致、道中難
義被致候嘶趣被申、余程過 御戻り、
直ニ御次ニ廻り御目見申上候、八ツ
過ニ引取(其前石原へ着歛ニ参ル)、松田
町辺神田祭礼之為ニ賑々敷、大汗ニ
相成帰ル、主馬着之趣ニて多兵衛千
住より歸、料理等申付出ル、今日ハ
久振ニて昼寝いたし、助吉参ル、御
隠居様御初、皆様御機嫌よき趣申聞
候、鑑之義委細承候



同十六日

日々快晴、朝冷氣、綿入着候者も有之、袷着候人も有之、權藏・庄右衛門・伊兵衛参ル、今日政之助着之趣ニ付、多兵衛迎ニ出し、隼人も着之由ニ付、權藏ニ被進豆腐地走ニ相成候事ニ約し、例刻出仕、主馬不快之趣ニテ断御用所申述ル、御用格別無之、八ツ過ニ引取、直ニ榊原長屋へ参り、御殿ニテ榊原ニ逢、御家内さま御機嫌能趣申聞、且度々御隠居様へも出候趣申聞候、御説品も訣山有之由申聞候、權藏より浜クリ貰

一、御物頭平兵衛・祐吉着、八兵衛杯も着、政之助暮頃着之由

○定右衛門・權藏・関甚兵衛・松宮源吾・石原織人杯も参り、十兵衛思不懸処ニて逢、一寸先ハ暗之夜とハ此事ニ可有之、庄内からニ相成候て、御番詰り杯と思やられ候、隼人御殿より引、思寄らぬ不斗逢、登前之厚礼杯と申述候処、為御餞別□礼を申候、御説御書両通、其外安親之浪之鍔・切羽・鞘・引はたとも、柄シ^{〔真鑑カ〕}ヤウ縁頭魚龍一本、貸刀柄壹本、其外紅之タチゲキ、慥ニ相達、難有奉存候、今十六日は折悪敷節着ニテ、明十七日泰雲院様御法事、精進物之地走ニ相成、三達杯も参り、長ク相成模様ニ付、權藏・甚兵衛（関は柳原住之由）、神田橋二十六夜月ヲ詠ル、絶景也、店ニ鮓やら何やら色々店々燈し火奇羅星之如、五ツ頃ニ帰、二階ニ酒興有之、甚不分伊勢三郎ニは無之候得共、誰ニ候やと承候処、半蔵罷出申聞候ハヽ、今日政之助さま御着、文之助殿も被着候、段々被申候は、今度用金方罷登候様被仰付罷登候、御金御預等ニ相成候ハヽ、御組と一衆罷立候ては甚不都合ニ付、段々被承候処、閑兵衛と一趣被居候積ニテ、住所も出来候趣申聞候ニ付、參候處置一ツ無之、何ともいたし方無之間、二階ニても何方ニても入吳候様御頼ニ付、御留守候処ニ御座候得共、御入申候趣申聞候、其内文之助二階より下来ル、手塩之上ニ鱗半分大根五切六切、右手ヘ徳利携ヘ、不斗当所ニテ逢候義嘶いたし、御達方甚不都合之趣、此方ニテ兵部殿ニ心付呼ニ申遣候得共、其後同席金杯ハ一金出不申事ニ相成、唯申訣のみニ候得共、明日兵部殿ヘ申述と挨拶いたし、御国不都合委細承候、被察候、此方御征伐等之義一向ニ不相分大弛ミと相成候嘶呼いたし、先々休候様ニと申て休候



同十七日

日々晴快、主馬・政之助へ参り、三内へも寄、例刻ニ相成出仕、兵部殿・權十郎殿清光寺被出候、今日主馬・政之助ニノ手被仰付候、紀太平五郎・芳賀平兵衛・平林祐吉ニノ手被仰付候、源吉寄合組一ノ手被仰付候、岩五郎檢使被仰付候、十兵衛御用有之趣ニテ罷出候、私御役方何被仰付候と申義先達てより覺居候ニ付、万一被仰付候ハヽ、十兵衛不快ニ相成可申間不被仰候様、權十郎殿・政右衛門委細是迄御國ニテ御持筒頭之分柄申述置候処、尤と被申候間、不付仰と思居候処、一応之無挨拶御持筒頭と被仰付候趣承り、政右衛門先達てより之義色々談候得共不相分、無拠平大夫へ其訣柄申述候処、尤之義故篤と考、別之方御差向ニいたし可申候事挨拶被致候間、何分にもと申述候、十兵衛空敷御長屋ニ帰ル、其外ニ今日は色々御用も有之、今度為御征伐ニ罷登候和尚達日々出仕甚迷惑との理屈故、藤彌・私と

御用所ニ出、拙者ともハ是迄通日々出仕、外兩人は御

用有之節出仕いたし可申候得共、日々ハ出不申段断いたし置候、我但先生達ニは

奇妙ノヽヽヽヽ、いつれも蔭ニは被笑可申、七ツ過に兩人帰ル、休足いたし居候処、増川祐助へ御説之御状、半蔵神田橋へ參候処上候処ニ御座候得共、幸半蔵參候間



即メ切謹て奉拝見候、御機嫌能趣奉恐悦候、外人々無障健之由、此方一同悉豆、馬とも無事、御安堵可被下候、暮六ツ過ニ岡吉武者参り、私居候処ニ刀持參候者白井武者斗、參候人々誰ニても御進發は如何といつれ口クセ聞候、武者と



の困事ハ御備御人数国へ下候ハ、如何可相成ヤ、唯嘶ハ女之事斗と染々案事居

候、第一ニ案事候事ハ、行末兄ノ勤如何可有之ヤ、誰之嘶ニても兄貴之女かひ

よふハ不相止、カイよふと言れ、ヲラノヽ行末ハと折々口説ヲ被為聞候、甚ミ

ソケナヒ事御座候、脇方嘶ニ参候趣ニ候間、誰ヘ参候やと聞候処、新作ヘ参ル

申候間、西堀能者ニ無之、女好物沙汰有之と申候処、造酒助さま方耳ヘ能入者

タチヤと申ニ付、御組頭ヘ悪敷風聞ハ皆入候と申処、誰々風聞悪敷申ニ付、当

役ニテは他言ハ不相成者と申候処、甚聞度容子也、大笑いたし、金助ニ階(文之助)参ル

ヘ参候とて鳥渡寄ル、いつれも帰ル、二階ニテ多兵衛雷鼻際限なし

同十八日

日々天氣よし、明日御飛脚立届有之ニ付、朝飯前中的ヲ中恵ニ参、今日出仕前

廻店ニ先立頼遣、待居候處漸参り、例刻過ニ出掛、横山通より店々見、両店ニ

て六枚整、引茶とせん茶ヲ頼、別レ候て本町通ル、大丸店前通ル、道間違神田

橋より入、御殿へ詰ル、御用少々有之、今日嘉右衛門・久右衛門着、儀兵衛も着、八ツ過退出、郷夫追々着、文内・金右衛門・源右衛門・丹吾着いたし、祐助安否尋ニ参ル、縫殿も参ル、藤助用有之呼出し即帰、半藏出、廻絵と御菓子分ハ御飛脚受取候得共、茶は悪敷ニオヒ物持候間御断申候とて返し候間幸便上可申候、長州御征伐之義も分不申候得共、毎度

迄分不申候間油断不相成候、今日より不都合之義出来、兵部殿別席談候得共決兼、尚男四ヘも相談いたし、明日尚相談いたし事ニいたし、其訛は郷夫参候得共二百余不足ニテ調候事相違いたし、只今ニ相成如何とも無拠、丈夫之者は不足ニテ、皆(野老方)立あかり杯と斗參り、此度登候面々の召連郷夫弱、馬ニ為乘漸參候由、具足櫃杯と背負セ候事杯とハ思不寄、大評義違実困夕事ニ御座候、御供御免御願被成候より外無之杯とブシロタ、キ候得共閉口々々、明日御飛脚立前迄是非決着不致は不相成、今頃は男四と兵部殿ハ喰々相談いたし候半と、私は工面不相成、早々寝よりツクハ無之、表役□相談候ともホトロシ替も無之、床為延候て夢中

同十九日

今日御飛脚立ニテ奉申上候、益御機嫌能被為在、恐悦至極ニ奉存候、私大丈夫ニテ日々勤居候間御休心可被成下候、御機嫌伺旁時候折角ノヽ御厭可被遊候、尚奉期幸喜之時候、以上

十九日

御母上様

弓矢多初、福井・とも浦へも宜奉願候

同十九日

【第五冊】(小横帳 墨付十丁 124×174mm)

【(第五冊表紙)

〔此日記九月廿三日孫九郎下ニ付逃さし下候、同人義十月七日ニ書状届

相達候四五日以前着□□也

五

日控

同十九日

七ツ過少々雨之音いたし、今日は御殿詰困タ事と又一寐いたし、目を覚候処快晴ニ相成、書状認中両三人ニ被懸仕、申上度事も認候兼候、仕合造酒助膳は頭上ニ可有之、例刻相成出仕、急用数々有之、造酒助ズンクリ之ことく廻り候得共御存之通不気量者、唯走り、別席斗際限なし、七ツ頃迄走り通しニ騒候、今日之立之御飛脚も為相止候、鬱氣散し足を延二十兵衛へ寄ル、色々雑談いたし、隼人申ニは今日幸鯛壹枚・鰈壹枚・鱣至來ニ付食事いたし候様被留候間、登後始て腹ヲ太クシ申候、定右衛門・勘右衛門杯とも参ル、六ツ過ニ戻ル、如例神田目付ニテ庄内家中松平造酒助上下四人と断通、御長屋へ帰候処半藏出、申聞候ハ、今日呉服やより鯛壹尾「」御至来ニ付煮付いたし候と申、閑兵衛殿先刻より参候趣申聞候、御郡代よりかわせ金之事云々書状達候趣申聞候、閑兵衛嘸彌惣右衛門為差控、明日は可指出候、廻箱来ル、又々御用出ル

同廿日

晴天、明前より起、今日席七先生馬場へ藤彌と約速いたし置候ニ付支度いたし、明半頃ニ相成候得共藤彌不參、昨日廻箱之御用有之ニ付水野出懸候処、道行逢引返し御長屋戻り、用相談いたし候得共決候事不相成、昼より神田橋へ出、家老衆申述候事評決いたし、席七・源五兵衛は男四之月毛乗来ル、栗毛支度出来、藤彌金井月毛乗、栗毛席七乗行、折々踏落甚アフナキ事也、ホツタン(一)場と申処参ル、今日は参事ニ約速いたし候故、為見馬も訳山率来ル、不残ニテ二三十足

松平造酒助

【第四冊終】

も有之候半、小大名二三男・御旗本味噌用人、其外悪敷者都合ニて四五十人も集居候半、不残皆無乗は油断いたして見ル事不相成、ヲ力ナキ事也、下馬、目才と申馬大抵（幾才ニ相成候やどんと不分）、藤彌乗、ヂカタヲ見、三十五両青毛ニテヒタイニ白星有之、鹿毛ヨリ一段よし、ヂカタヲ見、席七乗至極よしと申、五十五両南部産、先生之馬とて鹿毛馬六才先生乗、少タルキ模様ニ見ヘル、乍去丈夫ニテ夫丈ケ之馬也、幾右衛門乗追、タルキ趣、地力タハ大夫夫と申、五十五両懸、御面倒とて礼述帰候事ニいたし候處、用意もいたし候間是非寄呉候様タツテ申聞候得共、色々申訳し、委細は席七へ申置候とて御長屋ノヽニ帰ル、昼飯給御殿ニ出ル、今日は政之助へ頼候て御用達候得共、昨日の廻状ニ付御用ニテ出候間、御用所出夫々申述、其外色々急火之御用有之、約速いたし候藤彌不參、御家老衆引取候節漸參ル、大申訳也、當御屋敷為見馬參趣ニ付稽古馬場ヘ参ル、追々集候人々は兵部殿・藤彌・私・織人・元右衛門・岩五郎・助十郎、其外御馬乗、其外見物人大勢也、先達て参候馬は月毛・水青二疋、鹿毛・栗毛・青毛都合五疋來ル、月毛先達て見、色々アテ物いたし不見、栗毛同断、水青も同断、岩五郎水青心有之、織人も心有之大問答也、織人は平左衛門殿馬求候付織人へ能馬整候様被任候趣也、鹿毛ニ藤彌も心有之、兵部殿と私笑止サ難堪、漸岩五郎水青、織人大鹿毛、月毛ハ御借馬の方、栗毛ヤツコと迄ニて有之間敷候得共抜群目立、早ミ余程行足と云、代一之馬也、何分年寄向人無之、青岩五郎乗終候迄見事不相成、人々争ひ顔、暮頃御上屋敷出ル、神田橋外より挑灯燈し、六ツ過帰、御組之内五六人嘶ニ來、雜話いたし帰、早々床延させ伏して今日之馬考候ニ付、ホツ丹波ニテ被為見候星青毛五十五両之馬甚心有之、乍去とても席七掛合ニては不埒明、四郎右衛門心根之能者之由ニ付、且席七之先生と懇意なるよし、何分能よぶニと頼申候方可然と決断いたし

同廿一日

日々快晴、今日十余日天氣続、庄内杯とニては無之事、朝夕ハ綿入、日中ハ單物ニてよし、閑兵衛来ル、曲物御説之由ニ付持參、其外之品々ハ尓今御荷物不達候趣、昨日中間へ御上屋敷中ノ口より被渡候てとも安吉取次參ル、昨夜早速出不申や、其中間を為糺候得共下郎之事無拠、何方へ御説之御状や不相分、扱守護閑兵衛荷物先達て参り、守之役ニは不相立候、弥五右衛門なれは其人窺申

遣候處、行不届閑兵衛は参り、御使方無之間、御兵具等事ハ調出來居候ニ付、面目斗御兵具中役といたし、組之欠目ニも入可申と考居候

一、昨日ホツ丹波馬場へ参帰候節、是非とも寄呉候様大岡之先生申候得共、御

用有之ニ付断漸帰、其後御上屋敷ニテ席七呼候得共八ツ過迄不帰、漸八ツ半過帰候處酒機嫌ニテ来ル、如何いたしやと聞候處、先刻御留申候得共御帰、

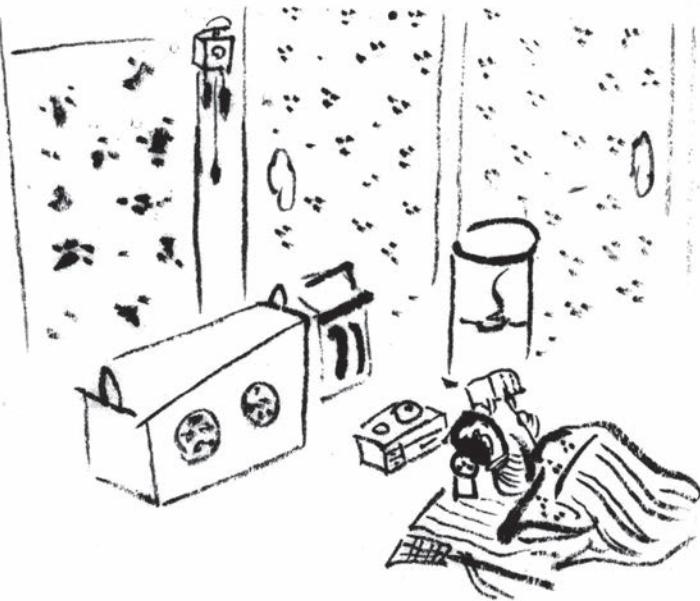
私ハ折角用意いたし候間是非上り呉候様申ニ付、余氣之毒ニ付参候處夥々敷地走相成今迄居候と申、刲々氣之毒と存候得共（無證全）、謝礼いたし可申決し

今日ニ相成候て如何品可然考候處、上下地一反有之間席七へ為持、昨日之礼也とて遣し、其後承候處、ソノヨウタ見よふハ地方見と申、先方ニテ地走いたし候由、庄内之田舎者初て聞、其節も今日四郎右衛門着之由ニ付、其節御返事いたし可申と申遣候、伊三郎・弟ニ・藤彌用有之趣ニテ馬ニテ参ル、即帰ル、例刻出仕、今日は出府被召出有之、平左衛門殿・主馬・政之助・隼人・多門・勘右衛門・元右衛門・岩五郎・監物・源吉・縫殿・久右衛門・源四郎・平兵衛・治太夫・祐吉・平五郎・十右衛門、其外御使者等、御小性之方不分、八兵衛・文内・丹吾、其後御用所同道數人名披露、御家老衆ニ被大笑、初二八兵衛・文内・丹吾、其後御用所同道數人名披露、御家老衆ニ被大笑、初二屋ヘ参り、四郎右衛門ニ逢、昨日より一条旦率來候馬弱尓今ツマツキ乘候事不相成候間能馬世話いたし呉候様委細頼、神田明神迄乗候事ならて無之、一度ニテ閉口、折々カタツと踏落、とても御上屋敷迄杯と乗行候事不相成、増てや駕籠無之長州行安堵不相成、何寄大切ハ馬と存候、然所弱馬連來候處は大不覺悟いたし、可相成は五六十両ニテ能馬求度と祈居候、百二十両之馬有之由、見ル斗も見度存居候、乍去長州行と申事候得共、先ツハ大坂京都ニ迄申模様御座候、先ツ以弥々義も尓今不相分、油断は不相成候得共とんと不相分候、馬は是非求候心ニ御座候、栗毛払候方と決し居候、昨日先生之乗処見ニ、弓矢多乗候時より大違、早ミ行申候、席七申ニは此頃同門之内先生へ参り、私ヲ庄内と不知、酒井の栗毛今半年も過ぎ候ハ、丈夫ニ可相成、乍去馬場乗ならて不埒明候得共、御大名ニテ足ヲ好候御方御座候間、御世話被下度と申参候、私不分振ニテ聞居候と嘶いたし

御殿より今日は早引、前文隼人寄、四郎右衛門頼、其後隼人・整物出候とて一趣御上屋敷道ニテ別れ、大汗ニ相成帰、權藏来ル、源吾・庄右衛門・伊兵衛来ル、

藤助へ達し御用有之、呼ニ遣候得共留守、遅刻ニ相成候ニ付床延伏し、藤助來ル、伏し候間明朝出候様返し、庄内ニ居候より御用有之、隙無之為ニ甘物入不申、御殿へ詰候節腰付割合日々大根漬・味噌漬・煮豆ならて無之、今晚初テヤナ川泥鰌地走也、思不掛事ニ珍敷一人前杯とニてはとても食候氣無之、無張合、甘物不給方喉コケ候事無之、大根漬ニ茗荷又は豆腐、折々小角豆之汁御地走之内ニ御座候、庄内居候へハ甘物無之とて不機嫌いたし候得共、此方ニテ人ニ被懸仕、大箸ニカツ込申、此両三日世話敷事甚敷、今日男四ヘ口説申候庄内にて嘸々鮭もとれ候半、此方ニテは昼頃より過迄單物着候事故鮭思出し不申候得共、朝夕ハ思出候よふニ御座候、先達てより雁しきりニ飛申、小鳥杯とハ音聞不申候得共、御国ニテハとれ可申、遠察い

たし、此方ニテ殺生^{【キ】}いた
し杯と申心ニ無之、勇々^一
流安し事御座候、子共と思候人々いれも女嘲、
道ニテ行逢候へハ能キノ
悪敷杯との評議のみ、親々ハ嘸々心配いたし候半、
なによふ□か悪水ニ流し不申様^{【カ】}ニと心願いたし居候^一
寐付候や否チヤン^{【リ】}
ノリノリ隣家之火之見ニテ小石川通と申ニ付出腰障子明見候得共不見、一同外出、西方と申ニ付玄関より出候處遠方也、馬乗も不通、早速伏し



勤ニ付被下物有之申達、席七参り、栗毛乗近辺ニ出ル、清川理右衛門伴来ル、大取込ニテ烏渡逢、權十郎殿より弥惣右衛門・熊藏早々罷下候様ニと申来ル、造酒助朝飯漸四ツ過食し、御殿ニ出ル、今日は壱人ニテ殿内走り通し蜂之巣破候ことく、此一両日別て軽用混雜ニ相成候、割合食候内人ニ被懸仕、一箸食と被出、とても食事いたし兼、其内御家老衆も被引取候故八ツ半過引取、其内又々人ニ被懸仕、面白と可申や何とも可申や、食好や物好や何やどんと無之

一、隼人折々私居候處へフラツと參留息出、昨夜客待候處亭主不出来大騒いたし、五ツ過迄石平殿へ居候、近内緩々嘶可申杯と申、何事始候や、困タ事御座候、大勢登候為色々理屈始、困事ニ御座候、此義密々義ニ御座候得共、事分不申ニ付烏渡任筆認候

一、御留守居下役金三郎と申人折々呼、公辺模様承候、今日申聞候處は、是ハ御役人方も御支度捨被置候得共、此五日六日已前より公儀人も不油断支度いたし居候様子御聞候間、油断不相成と申聞候

一、今日閑兵衛御殿ニテ御認之物達候趣申聞、受取ニ向ケ候事ハ聞不申内帰り、大走繁用中ニテ、無拠明日は不感受取可申、先ツ大安堵ニ御座候

一、主馬・政之助御用有之節ならて出不申、藤彌は折々他行断、私は先我但不仕候よふニ懸心居候、被仰下候義も有之、別て大切ニ勤、行届不申義無拠義ニ御座候間、御心安しく可思召可被成下候

一、馬之一条此節通りねたんと可申や、いつれも三十五両より五十五両位ニテ一向ノ馬ニ問答大争ニテ、とても私よふた馬乗候事も無之者、且東都之広キ處より集馬、直段ハ申ニ不及、ヲカヒイ事ニ御座候間、幸四郎右衛門登候ニ付万端頼、是なれハよきと申事ならハ求申度、尤其節ハ一生ニ一度の義と可申間、百位迄出候て、宇川差置長州迄乗付可申程之馬ならハ宜義と決し居候間、左様思召可被成下候、庄内ニテハ造酒助氣か違候半とも可思召候得共、此方ニテの模様とんと別段氣込相成候、岩五郎や權十郎殿杯、藤彌・兵部殿・平左衛門殿いつれも四五十両馬求候私は人々争掛合とんと不面白候間、人々とかけ離れ、大金出し可申、乍去百両位馬有之候へは宜敷御座候得共、是迄五六十両馬ならて見不申ニ付有無心元なし、尤其丈之価無之ハ一両ニても百両ニても決して求申間敷候

右二付轡今一口御差下被下度、主膳より御貰被成轡家転申事ニも無御座候間、幸便ニ御登セ可被成下候、何品ニても、隼人御留守之義故御供留守之義頼置可申

福井さま
文次郎との
傳吉との

一、用意金之義夫々御心配被成候条謹て有難仕合ニ奉存候、先達て決候処は用金無之とも万一人用之節ハ織人へ頼候ハ、急度出サセし可申と存居候、其訳は今

日私之いたしよふ見候ハ、ウノホレニて出候半と存居候、此頃二十両御家中

之為ニ為出候、藤彌真似いたし頼候へとも出候事不相成候趣ニテ、水野は大

困之容子、全クハ他行杯とやたらにいたし、面白事のみいたし候者と一趣ニ

被見候ても不相済、日々御殿ニテ割合開居候カヘハ織人はキモケいたし、無用

義不致ニ是非入用と申節ニ相成候ハ、頼候カハ今日ニ有之、無用事斗いたし

万一人用時ニ至候ても誰承知いたし者有之間敷、金之義少シも案事不申決居

候処、段々厚思召を以為御登被下、誠ニ有難仕合御座候、先達て決候処は無

キ時愚考決断ニ御一笑可被成下候

此節造酒助むよくニて朝から晚まで大口開、言たき程候事言居候、此模様委細申上度候得共、万事皆不都合ニて何分こゝ迄と申切も無之、日々混雜ニて日暮し居候仕合御察可被下候、今宵御組之寄合ニテ七八人集候、菓子二本分ト極置候、チヤンカハ品川通と申ニ付見も不申、一同帰候後余程過、又々チヤンカハ

〃北ノ方、余程火事無際限事也

同廿三日

日々晴天、早く起書認封し孫九郎へ説候

日増秋冷相増候、御健奉恩悦候、私も無異条日々勤居候間御案事被成下間敷候、今日孫九郎出立ニ付無事迄一通奉申上候、御一同も嘸々御丈夫、且傳吉・文治も達者可有之と遠察いたし居候、先便凧絵下候カ茶上候処不被持申候ニ付、明後廿五日ニ下可申候、左様思召可被成下候、先々御伺のみ奉申上候、期幸便候、以上

九月廿三日

造酒助

御父上様
御母上様
弓矢多様
とも浦さま



第

【第六冊】(小横帳 墨付十四丁 125×174mm)

〔第六冊表紙〕

〔朱異筆〕十月二日安吉親類御中間下ニ付

同十七日達候

28

【第五冊終】

籠手カゴミニテ一ツ拵、是又為登可被申候、其外股引兼てモモンハニテ拵置候分有之筈、泰雲院様節幸便次

無之ニ付用意有之

トロホウ頭巾

尚々、福井へ、頭巾ノ悪敷処拵直し、幸便為登被申、道中駕籠

但此方ニ申付二重ニ相成候

一、泥障 一さし
一、紅之さんかひ
一、三尺革

一、鞍覆皮と羅紗二ツ、羅紗さんと掛一つ

一、定紋之轡 一口

但宗右衛門へ御説候轡と二口ニ相成候間、急之轡は被下ニ及不申、都

合ニテ四口ニ相成候

一、道中建具

一、手綱 一

一、陣羽織 二ツ

一、皮胴着 二ツ

一、鬼羅紗合羽 一ツ

一、草鞋・ござ簾 二箇

右之通相達候、後付候分不達、早々届候様ニと閑兵衛申候

一同思ノヽニ武具馬具取寄候由、其内大不都合事有之由粗取沙汰いたし、暮頃中の云々ニテ宗右衛門來ル、添状持參不致候事より事々六ヶ敷相成、中的不念書付さし出候ヘハ、四人扶持と十一両之拝借出候由大笑いたし、委細半藏より悦右衛門へ定て申遣候筈、伊兵衛食事中來ル、色々嘶いたし帰ル、伊兵衛万事物御用達ニ御座候、其後床為延伏し、何時頃ニヤ二階階子二三段目よりクハラミリクハラミリノヽト落タル音ニテ目覺し、半藏声ニテ小一ノヽ誰落候や申、勝兵衛タ勝兵衛タと申答也、其後、御門御頼ミノヽノヽノヽ急御用ノヽノヽ番人音無之、藤弥さまより造酒助へ急用ノヽノヽノヽ、門を叩事無際限、御門御頼、漸番人起候音いたし、住居御長屋口ニ來り頼と申ニ付半藏出ル、主馬より廻し箱也、何事ニヤと開見候處、明甘四日四ツ時依御奉書御登城、御用済、殿中麻上下着いたし様申来ル、どんと不分一寐いたし

同廿四日

雨晴模様ニ相成、權藏呼、今曉之為知不相分、秀三郎か定右衛門へ喚聞繕相分候半、早々我出仕前相知候様ニと大急使立候、早速参り、兩人とも御供道ニテ承候処、御進発御供御免之由、大氣弛ミあんといたし、大草臥、例刻出仕、主馬とも不残

出仕、御戻り直ニ一役一同

被召出候て御目見申上候、

其後御用処出候処、云々御

免之趣被申渡候、一同御用

所へ出、御祝義申上候得

共、口と心大相違ニ御座

候、いつれ役所大風やみ後

同前、男四郎杯と寐フリかけ斗いたし居候、一寸先は暗之夜と歎息之外無之、誰も御同意ノヽと申、男四郎へ御書付ニテ御渡ニ相成候文言とんと不面白候間、尚今一辺被申上候方と申候得は、只今最中相談中と申ニ付、左様なら別

段と、我杯と強申事ニ無之義引、御用所ニ出候処、当席居下候義被糺候間、相談之上可申候得共、思召を以被仰付候ヘハ宜と大笑いたし引、相談いたし藤彌・主馬下候方相当と評決いたし申述候、主馬大悦ニ御座候、私當三月中より支度ニテ今登り、漸三十日程過、下候では甚不面白、且遠近も主馬の後ニ相成候ハ却て宜、大ニ落付候、政之助組も万一不登とも宜敷事ニ相成候ハヽ、一年詰ニ可相成と文之助杯とハ覺悟いたし居由嘶いたし、御物頭へも遠近書さし出候様申達候、私斗居残暮々引、明後廿六日大廻いたし候事定、藤彌は長屋ニテ取調候とて小右筆とも召連帰ル、暮過藤彌御長屋至地走ニ逢、氣之毒也、子ノ刻少前帰ル

同廿五日

晴天、庄右衛門・權藏・伊三郎・虎七參ル、例刻出仕、明日大廻之事ニ付色々御用有之、私は御免被為蒙仰候とも是非御人数之内残度と申述杯と御用繁也、昼飯不被給、七ツ頃漸五六箸食し、騎馬へ御貸馬之事取極、漸暮過帰ル、世話役集メ、明日大廻り之心得申達、岡吉參ル、一同帰候後明日着服出し、伏し

一、今日御飛脚立ニ付、御殿小右筆詰所ニテ諷認一通申上候

一、明日彌惣右衛門出立候由ニ付、茶認差上候書状へ認候処行違、不申上候、引茶は御父上様へ、今一茶は白井祖母さま、登前御手伝候御礼

一、此方は日々天氣能、裕着してよろしく御座候、庄内喰々荒勝ニ可有之、今朝出仕之道中初て鮭壱本なるを見候、庄内は最早鮭之あんかけも始り候半と被察候、乍去此方日中綿入ニテ汗流、其上大混雜



故鮭案事出不申、能いたし候ものニ御座候、庄内
居候程甘物給度候ハ、困候事ニ候得共、繁用、空
腹ニ相成食事思出し給候事故香物のみ、其甘き事
難譬

同廿六日

晴天、寐込ニ庄右衛門ニ被懸仕、夫より支度、下谷
玄関前ニテ一組行列立、明過神田橋ヘ参ル、御屋敷
一杯也、都合ニテ二三千可有之、殿様西御物見ニ被
為入、図相ニテ繰出し

一、榊原之馬貸し候と隼人申候得共、脇方聞候処物ヲヒへいたし馬之由ニ付
相止、御召拝借いたし、春霞は先達ても乗、手覚も有之

旁乗、長州行節

ハ吉弥拝借申立

置候間、為念吉

弥断乗

榊原之馬如案、太
鞍之音繰候節大難

義いたし由、十兵
衛嘶也

御征伐御調之御

行列ニテ繰出候、
上様ハ御出馬無

之、御行列帳写、
上度候得共、無隙

為写兼居候間、写

次第上可申、二ノ
手迄之処颶と覺候

迄

御使番馬上
御物頭馬上

同
同
同
同

造酒助馬上



二ノ手

御物頭馬上 | 同 | 同 | 同 | 主馬馬上 | 郷兵衛馬上
政之助馬上 | 喜兵衛馬上 | 百度引込 | 兵部殿馬上 | 寅太馬上 | 登之助門弟
儀兵衛馬上 | 寄合 | 同 | 同 | 同 | 同 |

七十五人

三ノ手

御旗奉行馬上 | 物頭馬上 | 同 | 源四郎馬上 | 近習 | 十兵衛馬上 | 近習
御持筒頭馬上 | 御徒頭馬上 | 同 | 御手廻り頭馬上 |
御鎧奉行馬上 | 御供方御用人 | 同 | 同 |
・・・・平右衛門殿馬上 | 大目付馬 | 御普請奉行馬上 |
・・・・

大忘いたし三ノ手は御行列見不申、認候事不相成候、泉岳寺寺内之広場ニテ食
し、見渡候二一万人位入可申、一向之人數と見ヘル、一組二行ニ双押出候處、
幾丁程継候や、夥々敷

一、私之出立

一、黒之紋付着し

一、大紋麻之輕袴

一、割羽織(父上様御拝被遊候)

一、信玄形陣笠

一、采幣腰二さし

一、刀輝廣

一、脇さし長船

一、轡は宗右衛門へ御誂之分

一、鞍青貝

一、泥障は登候節之朱塗、但紐
八萌黄綿押



筆頭馬上 | 藤彌馬上 | 筆頭馬上 | 権十郎殿馬上 | 田辺
藤十郎馬上 | 新 | 与一右衛門馬上 | 新 | 半藏馬上 | 吉彌馬上 | 寄合
源吾馬上 | 寄合 |

三組ニテ百五十人
儀兵衛馬上 | 新徵組

一、鑑ハ五六、た覆は持登候金紋金縁

一、

従者は
一、半蔵(笠脱カ)塗割羽織小袴、小性陣笠割羽織小袴、中間は陣笠下着羽被(法被)、一同

腰兵狼

通候道筋覚不申、雷門とか申所より引返候、七ツ頃帰ル、大草臥、一組召連帰、其夜三内組一件二付參ル、帰候と早々寐ル

同廿七日

夜中雨天之由、起候時天氣よし、今日は我假引込、伊三郎・権藏参り着服片付吳候、今日立派ニ片付、二三日過候ハ、又タ、ツなくならん、今日は着いたしより初之休足故、鱗(ママ)を擒ル、十兵衛染々逢不申候間參候様申遣候、伊三郎昼

過迄出来帰、十兵衛道不知とて健三郎召連來ル、長山少嘶(四方山ガ)いたし帰、六ツ頃漸

鱗参り、外、さし身・吸物・豆腐二きのこ、権藏呼地走いたし、隼人始家内二てとも浦貫候積いたしとて大笑いたし、五ツ頃相成候間十兵衛帰、道案内者惣吉付送ル、少々雨、今日ハ大保散いたし、御状達し、難有奉拝見候

一、馬之事一、脇さし事一、筈ノ字世と認留守之事一、盜賊心

得之事一、金峯御参詣之事一、干味噌之事、逐一被仰下奉畏、有難奉存候、先達てより申上候内、日々混雜ニて色々くたらざる事斗申上候半と、只今考候へは入恐候事のみあらんと閉口、頓首、御免ノヽと奉願候

同廿八日



天氣よし、源吾明日出立とて參ル、色々雑談いたし、先以昨日御書之御返事申

上候通見ル通ニて、最早出仕刻限ニも相成、今日御用有之間、御書書不さし上

候事と、脇さし・馬之御返事直ニ頼申候、源吾畠絵傳

吉遣候様申候へとも、此頃も遣候故追てと申候得共少ニてもゑんだと被進、中の二枚整直封遣候様ニと頼候、出仕刻限過候間暇乞いたし別れ、道中ニて藤

弥引込手紙也、御殿へ参候処、今日急出府之面々へ大儀之御意之上、御酒御吸

物被下候、主馬・政之助被下ニ出候故、私斗大溜ニ被下候、御用人已下御意等之間合無際限出ル、今日野州聞緒ニ石原藤助・北爪桶六・佐藤又之進・安倍藤藏・白井兵助・秋本金三郎(御留守居中待)昨夜被仰付、権十郎殿兩人斗被逢候

積ニ候得共、別段之義ニ付不残別席ニて是非被逢候上、申含呉候様進、被逢候、印鑑杯(カ)とて面倒也、主馬・政之助昏頃帰ル、奇代同席奇妙ノヽヽヽ、私七ツ半過迄居、隼人へ相談之事有之御長屋へ参ル、今日は大理屈申述、其後御小性頭へ通り権十郎へ申述候事嘶いたし処、政右衛門至極尤いたし、引取候節詰所へ参り、なみたぐまれ、此迄事不残嘶いたし、甚氣之毒千万、此分ケハ軍事ヲ

御家老衆より下役人迄御常用除、忠尽此度固不外サ、是非踏込しは三四千御人數犬死為致候斗之事ニあらし、禄食フランヽといたし居候ハ禄盜賊同前と申事ニ御座候、男四郎杯と唯尤至極尤申居候、平右衛門殿掛被仰付候方と申候得共、女大夫杯とニては埒明不申、そふハ不言、唯其人当り之人可然申候、明日ノヽと帰、暮頃也、床之上ニテツクノヽ考候ヘハ今日は余り口ヲツカイ過候と考、夢中○(暮六ツ頃庄右衛門呼出御用達顯藏肩衣召ニテ申達、五ツ頃□ル)

同廿九日

曇ル、権藏・伊三郎来ル、追々晴ル、寒キ事綿入其外綿入羽織ニテさむき方也、例刻出仕、藤彌出ル、外兩人衆は不出、今日は格別御用も無之ニ付少氣持よし、昼過御老家被引候故、継

〔斜線にて抹消〕

一、昨日権十郎殿嘶ニは平太夫戰候一件被嘶候、其為ニヤ此頃不被出

一、隼人は留被置候模様ニ御座候、政右衛門は下候模様

一、郷夫百人残され、外不残被下候事ニ相成間、権十郎殿百人斗ニテは不相濟と申述、漸四百人位残候事いたし

一、八兵衛・敬之助六ヶ敷者故旱速御下候方申述候処、至極御尤、先達てより八兵衛の申候云々承り、如何様早く御下可被成被申候

」

今朝之事有之ニ付隼人へ參ル、出仕いたし候処隼人別席と申ニ付別席ニテ逢候処、昨日私申述候云々ニテ政右衛門へ被頼、今朝権十郎殿へ参り是非とも軍事掛不被仰付候は不相濟、必死と懸り候間御含置御嘶いたし候と申事也、昨日私も権十郎殿かゝり事委細嘶

繼直ニ隼人へ参り先刻之事色々示談いたし、多門と十兵衛と一緒に新橋迄戻り別レ、兩人柳原参候由、御長屋ニ帰、小竹弁藏申立之事ニテ参り、六ツ頃帰ル今宵先ツ緩々といたし

夜食地走八大根酢漬と糟漬汁・大角豆・珍敷よふ也、食事最中半藏只今御上屋敷帰候とて笹葉包持、鮓也

一、日々汗出候為ニや半襟はいつれもトロ／＼と、着
しれハ、ヒヤツとすれども洗セ候とも掛けハならし
日々往来一つ襦高袴もトロじき、メツタニ相成
一、最早巨燧も浦山敷よふニ相成候得共櫓ヤカラもなし、

在勤も初テいたした面白と付置候ハ、不自由もクモ無之、我辺り有之物は多葉粉盆斗、夜行燈のみ人は参れとも甘物もなし、御取持ニ出候物は火取と土瓶茶椀斗

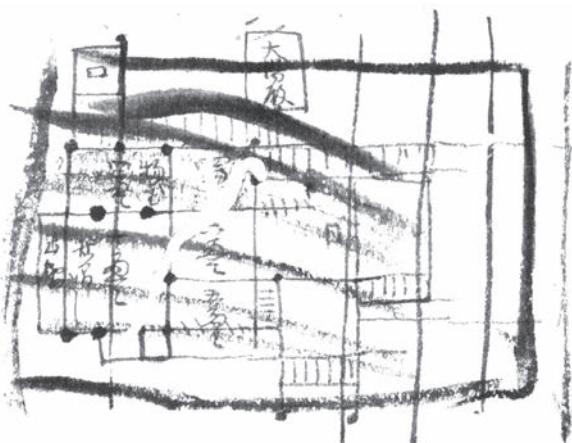
ラノヽ、大茶壺ニ沢山来ル万物一同ニ入置
柳箇一ツ出ニ皆不出は不見、不開箱硯のみ、
早ク寢過宝(果報)を待力上ふんやつと手叩キ、床
を延れと指図いたし、昼夜わかつもなく御
召しの数代御奉公、縞之御綿入も金ン気ニ
てもいたしや、ピカノヽヽヽいたし、縞目不分よふニ
相成、下候迄着し候は如何可相成や、是又面白事と決

し居候へハ苦ニモ不相成、出腰之脇住
居候故街道通引も不切、七ツタ〔雪駄〕

馬クハタノヽ、其内チヤ

妙チヤノヽヽ
一、困タ事ハ(瑛昌院カ)栄鉢院様の御大便所之由ニテ

掘抜ヶ之由なれとも一杯所ニ無之如山、万一千
雪陰之揚所より人力入ルやと懸念いたし候者



同晦日

天氣よし、床中居候内權藏廻りニ出候処也りとて来ル、漸起、大用達候否宗右衛門来ル、甘物持參、色々用事相達し、

五ツ半過二漸帰、髪結ながら朝飯給、犬
冢勝矢來ル、半分結かけ袴着し御用達し、

済候処へ席七来ル、大岡乗合出掛候処

二て栗毛為出寄、例刻出仕、新橋之処二

て宗右衛門・金助と一趣相成候。御殿へ詰候処、
(藤弥) 藤矢ハ御組連菊見之由嘶、主馬

先達てさし立候節出候得共日々出仕ハ定

断、政之助ハ昨夜中半身シヒレ左手足不
自由二日成矣日、長者申ニは三日、同義

自由ニ相成候由
医者申ニは三日も同様
ニ被居候ハ、中風之由と申聞候趣、政之

助召連候手附申聞候、文之助ハ酒半分程

ならて為呑候事不相成、大切ニ看病いた
べ、或曰趣曰候へニ重言を以曰遺候、甚

我申趣申候へと重吉を以申遣候甚
無心元、且案事申居候、御用少々有之候

追付より王子大勢馬ニて參候間、なんて

且手馬弱て王子迄乗行不相成候間追てと
左様なら、参り可申、男四郎□□馬田河

左様ならハ參り可申
男四郎□□馬如何
二付呼聞候処、今日ハ大勢故御厩より馬

乍去馬具惡敷御座候間御取寄候と申二付

り困候得共書付為持遣候、其後男四郎へ馬具取寄候と嘶いたし処、余り遅ク可申候間、我泥障・鎧御貸可申間可被止と申付早々迎為走往返セ候、男四両品貸、隼人轡貸、御召貸、馬具驥キニて人々より少々遅ク、十兵衛・源五兵衛父子と

後より為走行、アスカ山前通り王子ニ至、扇屋と申茶屋と申、女とも出、御寄

被成と申事之由なれとも田舎者之耳ニはとんと不分、瀧ノ川腰掛ニ至ル、兵部

殿・權十郎殿・隼人・男四郎・勘右衛門・定右衛門・多門・吉彌・伊兵衛・曾

弥太・虎七・四郎右衛門と都合十六騎也、茶呑、段々戻ル、折々乗切り、アス

力山上ニ馬ニ登見ル、馬ニて不登所とて四郎右衛門大世話なれとも田舎武者不

残馬ニて駆廻り、折々為走、不忍池端通、雁・鴨夥々敷附居、明ケン日ニや祭

ニや、参詣見物之人如雲、道はとんと不分、一同別れ下谷ニ帰、虎七へ申含、

轡榊原、泥障・鎧ハ金井と頼、馬は家来ともニ為率遣し、六ツ頃伊三郎・權藏

嘶ニ來ル、寺内足之同寸故、紺足袋整候節我足袋整候様頼置候間調來ル、兎角

両人參候間、外御組ニ彼是可被申杯と馬鹿嘶いたし、五ツ過ニ帰ル、明日御戻

り掛、御目見被為受候趣、主馬より廻状申來ル

十月朔日

庄内は如何、日本晴、綿入綿入羽織、足之ひへ候、今日頃は政之助不快如何可

有之や、甚心元なし、出掛ニ鳥渡寄候積之処急御用有之、例刻出仕、政之助不

快ニて相勤兼候間、何分御差図有之様ニと私迄内意書差出候間、御用番兵部殿

へ口上添さし出候処、從是被御申聞候、内々ハ宗右衛門働く出候筈、明後日頃ニ

は思召を以加養いたし候よふニと遠近立御暇被下置候筈、三四日頃ニは定て下

ニ可相成候、文之助看病差添候都合いたし、軽キ中氣之由、田川へ相成丈早く

入湯いたし様ニと玄輪申聞候由、歩行出来不申候由、昨日主馬、平右衛門殿へ

出、御征伐之為罷登、御免之上拙者罷下候方と申述候由、昨年之例を以主馬下

候事評義いたし申述候得共、政之助病氣下候上は居残ニ論も無之事、馬鹿ノヽ

敷申立、平右衛門殿は病氣と号し引込居、其外の青大夫ハ申ニ不及、皆王子行

留守故、主馬病氣押て石原へ前条之自分勝手申述候処、至極尤と挨拶被致候由、

述ル者もノヽ、尤と挨拶いたし者いたし者也、御小性頭杯と大笑いたし、閑兵
衛・八兵衛・敬之助杯とは不用ニ相成、追付御暇出可申、隼人へ引取寄、袴地
目利いたし注文いたし、平袴杯と一切不用、日々往来ニて一ツ袴御用立不申様
ニ相成候、明月安吉従弟御中間罷下候趣ニ付説さし上候、

世中之事認候間御一覽後火中奉願候、奇妙ノヽ面白ノヽノヽ、不文落字御免
蔵來ル、申立聞ながら食事いたし、御役とは乍申甚世話敷事御座候、宗右衛門
不參、例刻ニも相成候間出仕、今日都合次第下り被仰付候面々ハ服部縫殿・服

〔第七冊表紙
(朱異筆)

七

十月五日勝兵衛下ニ付

同十八日達候」

十月朔日

先刻安吉親類とも明日罷下候趣ニ付颯と認上ル、秋冷と認候覺有之、今日冬と

相成候得共、庄内八九月頃同様、御殿出掛け、綿入ニて少寒む氣味位ニて出仕、

退候節ハ汗ニ相成候程暖氣ニ御座候、今宵は一の日ニテ御組集、地走ハ荒粉菓

子ニ茶のみ、チャン始、緩々嘶いたし帰、其後又チャン無際限なし、夜中風之

音余程有之、小用ニ起候處一円曇、明日は大荒、出仕ハ喰難義之日ならんと考、

伏し

同二日

天氣よし、昨夜之模様ニテは庄内杯ニテは速ニ大荒ニも可相成処晴天、都は格

別なるもの御座候、昨日より冬ニ相成候故寒サ弥増候、火鉢無之ハ不濟と半藏

ヘ申付ル、庄右衛門用事ニテ参ル、例刻出仕、兵部殿呼出ニ付御用出候処、政

之助不快之趣達、御聴、養生下被仰付候、即四日立之事申立、一組へも申達、

文之助一趣下、内々看病下ニ御座候、重吉差下候、今日大岡馬乗肩七之先生、

惣吉馬率來候趣ニ付、引取直隼人長屋へ参り、為見馬如何成為ニヤ毎度七ツ過

参リもの也、隼人能馬と引替之下心ニ付、一趣馬場参候、今日も入有之、男四・

政右・織人・多門・隼人・十兵衛兄弟彈之進、其外大勢集り、青毛三疋来ル、

壱疋五十五両、星青一同能馬とて、隼人・四郎右衛門少乗心見ル、四十両之青

毛スナヲノ馬也、兵部殿乗、暮頃ニ相成漸見終ル、神田橋番所ニてあかりヲ付

ル、下谷御長屋六ツ過帰、庄右衛門御用ニテ呼出し、今宵は早々伏し

同三日

日本晴、寒サ難堪綿入ニツ重着し、宗右衛門明四日出立いたし候間、早天ニ上

ル申事故明過起始末為合置候処、君袋斎兵衛昨日呼出置候為ニ來ル、政之助云々

ニ付一組罷候様ニと申達し、是迄御常用ニて罷登居候者是迄之通ト口上相渉

ル、渋谷宗兵衛早く下し吳候様ニと内頼ニ來ル、五ツ半過漸朝飯給居候処へ弁

藏來ル、申立聞ながら食事いたし、御役とは乍申甚世話敷事御座候、宗右衛門
不參、例刻ニも相成候間出仕、今日都合次第下り被仰付候面々ハ服部縫殿・服

部八兵衛・渋谷宗兵衛・助川閑兵衛・服部敬之助、此敬ハ自ら為修行大坂へ参度内頼ニ御座候、助川閑兵衛参ル、宗右衛門為暇乞参ル、文之助同様いつれ政之助一趣ニ下候積、先刻引取ニ政之助為暇乞参ル、六ツ過弁藏御手廻一条ニて來ル、今日之御用済伏し、四ツ頃ニも可有之や、チヤンノリノリ騒々敷事、此頃は弥増て家来とも上を下へと大騒、私起し参候者も有之候得共、寝候振りいたし居候得共、近と申ニ付障子明見候廻火之子夥々敷燃上り、柳原当てなり、其内御組衆追々参り、柳原御屋敷近火ニ付參候趣ニて申付、先へ遣し、其内筋カイ違御門脇迄焼杯と申者も有之、柳橋とも申、大混雜、其後庄右衛門参り、參候趣申聞候、柳原御屋敷氣遣ひニ相成候ハ、為知候様申含遣候廻、無間御屋敷近ニて心配候趣申遣候故早速出懸候、大勢出合セ故一杯之人也、風無之ニ追々焼近相成候得共いたし方無之ニ付藤彌長屋へ参り茶杯呑居候内、松山様より御人數被遣候、風段々廻り脇方焼行、最早鎮火ニ相成候間松山よりの人数返し、私帰候、九ツ半過ニも可有之、大馬鹿騒いたし、伏し

同四日

曇、重吉出立之趣ニて寝込ニ被懸仕、目摺々暇乞いたし、無間樋越郡兵衛遠近之事ニて來ル、其後庄右衛門來ル、無際限故食事いたし、吉彌來ル、是も御役故申候ヘハ無拠候得共三度食緩と給候事不相成、漸帰、四ツ過出仕、御用格別無之、今日下申達候人々ハ山下監物・加藤文内へ達し、明日下ル者被召出有之、山岸嘉右衛門・武山勘右衛門・安藤定右衛門・山下監物・服部縫殿・渋谷宗兵衛・服部八兵衛・加藤文内・田中久右衛門・野村織部御座候、此度御証伐御供被仰付候面々へ拝借金半分被下置候事ニいたし
御家老衆ハ六十両半分ニテ三十両被下、私共ハ五十両半分二十五両、御小性頭は四十五両半金二十二両二歩、御番頭は三十両半金十五両、御物頭十八両九両被下、御列行以上は十三両之處六両二歩、並御家中・嫡子二三男迄八両ツ、若党連候者壱両ニ歩増と定候故、御家中ハ四両、若党三歩、中間二歩之半金被下候事、御供被仰付候勿論、御供可被仰付御行列ニ結り候銘々被下置、御留守と被仰付候者ヘ不被下候事相極り、今日手附者下者有之と申ニ、又此調、何時帰候や大儀御座候、文内御長屋敷ヘ來ル、監物來ル、山下馬直段タマサレ候とて大弱、皮はく事も不相成候間、何方へも向ケ吳候様ニと頼候趣申聞候、何兩位さし出候や不嘶

一、明日勝兵衛罷下候趣ニ付不用之分差下候

一、軽袴 一ツ

一、縮緬羽織^{〔計脱カ〕}〔分銅〕 二ツ

但シ時は藤彌下候節具足櫃へ譲候積

右之品々差下候、此度ニテ縮緬羽織は医者ならて不着、軽袴も不用ニ御座候、何廉甘物等も差上申候得共、段々下候者も大勢御座候間、其節考上申度、傳吉ヘ此方之鳶凧遣申度覆入いたし、色々凧調集メ近々差下候、今宵御組世話役参度と申ニ付參候様ニと申遣候間伊三郎奉行頼候積、四ツ頃一同帰、其後書状認封し

【第八冊】(小横帳 墨付六丁 124×173mm)

〔第八冊表紙
〔朱異書〕
一八〕

十月七日大工金治出立同十九日着ニて

廿日達

十月五日

昨夜より雨天、雨之為ニや朝飯時食事いたし、先ツ緩々いたし、勝兵衛明六時参候申触なれとも遅く行音かいたし、私ヘ為暇乞昨夜御組之後出ル、勝兵衛顏見候事折ふしならて無之、十九日着、翌日日より日々氣根能他行、鰯食ひ、女之顔見、吉原・柳橋と出懸候間、半藏へ被頼候十七両杯とハ早速渡候趣、如塵ニ飛、御元メ役所よりも出貰候由、金持か金つかうニ構なし、唯不縉余家來とのもの風儀ニモ及可申、漸と以之外なる者召連、宗右衛門へ嘶いたし廻、私連レヒト連候よぶ申候ヘども、半藏と口説ながら召連候、道中内は雨降候ヘハ腹痛、遲刻ニ相成候ヘハ足痛、能大宿なれば能女見候積ニテ歩行、実ニ金持之兄為申、ケ様者ニ可有之候、此方地走極よく鰯、其外香物一つ之節も有之、先ツ二度位汁有之、勝兵衛日々鰯食尤よふニ御座候、私は可相成僕約いたし、折ふじ鰯給候、腹合悪敷相成候事杯とハ無之、先ツ一ツ之地走ハ食事頃人ニ被掛仕、早奢とか乍嘶食事いたし候故、甘物杯と一切入不申、来春相成候ハ、塩茄子二樽・糟漬大抵ノかめニ西廻シニ被遣度候、訣山ニは及不申、例刻相成出仕、道

【第七冊終】

風雨、羅紗合羽にて漸暖出候、今日は休足の御暇被召出、御用所同道いたし、

今日清兵衛休足御暇被下置、来二月出府候事被仰出候趣内々男四郎嘶いたし、

兼て金井へ頼置候為御座候ニ付、祖母さまへ書状一通認、勘右衛門へ詫遣候、

昼過引取、柳原の長屋参り色々雑談いたし、此頃襦高袴裏付一ツ頼置候分出来、

日々往来着物之裾杯とメツタニ相成候、木綿裾ニ無之ハ埒明申間敷、肌子半襟

ヒヤノヽいたし、能見候へハトロノヽいたし垢付、此垢付候事ハ朝ニ寒く候間

綿入着し出仕、引取ニはあしく汗流候為ニ常肌子不残どろノヽいたし、半蔵出、

又七郎さま御出、又々御無心ニ付、兼て壱両も呉候様ニと御嘶合も有之ニ付二

両御無心之処へ壱両壱歩遣候由申聞候ニ付、不返ともよし、呉切いたし様申候

やと聞候処、十五日頃迄是非返し被申聞候由、おかしき事ニ御座候、此方ニテ

兎角柳橋へ出懸候由、金は如何縁合候者や不分候間、此後ハ断候様ニと申付置

候、余りノヽ馬鹿敷ノヽいたし候ハヽ下候方可然と考居候、夜食給候処へ權藏、

我膳ニ付候ハヽ大根酢漬ニ汁ハ紫蕨ヲ見候て私今日道ニテ大鱈ヲ見付不被答整

煮漬、甘事舌抜し申嘶故、左様甘物有之候ハヽ我へも送可申、早速取遣候処大

サハ二切遣、庄内ニては見事不相成程大物也、風味至極よし、伊三郎・又右衛

門呼遣候処早速參ル、三人へ此度笠・半被、郷夫へ貸付候分三十六人前、用金

ヲ御郡代為出、為拵候処、御知行取之面々自分拵候事ニ相成、
御進發御供

御免被為蒙仰ニ付、御供候節被下金半分被下候事ニ相成候間、上納等、其外家

來共召連候者は二両増半分ニ相成、一両ニ相成候ニ付、夫々家來へ為取方、其

外夜中火事之節一組目印筐元ニ見分不殘張為替候事工面為致、四ツ頃帰ル、早

速伏し

同六日

曇、伊三郎參候間夙之事相頼、明日御足輕下ニ付御挑荷物無之や申參候間、先
達て為御登道中櫃へ不用品々入

一、鞍覆皮

但此方ニテ小振為拵出、金紋不相成候由

一、羅紗鞍タヲヒ

但立派過、此方先ツハ真綿打流行、登之節持參候分ニテ宜敷御座候

一、紅三具

但三通有之間差下候

一、幕一对手繩

一、
〔馬糞〕
せん

持登候得共不用之拵形ニ付差下候、半蔵へ御注文之力ハ^{ノゾ}
〔瀬〕
皮ニテ立派

ニ出来、皮不足ニテ前輪へ掛候処タシ出来、私先ツ相用ひ度、当冬又々

御求大ふり一枚為御登被下度候

一、三尺革

但此度ニテ申付候処立派出来ニ付為御登被下分差下候

一、五六燈

一、從者黒半被

但し箱櫃一件之節御拵候事故ヘロノヽいたし、とても長州迄為着候事

不相成と申付、十一為拵候間差下候、廿五日之大廻り之節ニテ二三ツ

切れ候由御座候

右之分大混雜中ニテ廿一日より段々思出次第申上、書付へ落候分此度ニテ為拵

候ニ付、不用物為拵候分有之、此度之義実變事ニテ口外先ニ不立と、二十五両

杯とハ一鼻風ニテ飛去了ました、其外櫃中不用品々入候趣半蔵申聞候、甘物も少々

上れと申付ル

拵候品々覚

一、従者小性分小袴 五ツ

一、同上着小紋形筒袖 五ツ

但道中追ては半纏ナル

一、従者半被 十一

一、貸脇さし 一本

但祐定三歩焼有

一、鞍覆皮 五ツ

但金紋金縁り 一つ

一、三尺革三所紋 一つ

一、敷込尾袋共 一つ

一、中高 一つ



中高不用事二いたし候得共、万一之節夜中一組纏候目印為拵候

一
鎗之鞘
一本

但代館之分

一
本

一、大小柄巻直し
二本

一、ヤアケール

六匁、尤胴乱とも尔今丸子出来し不申、十両余二可有之

例刻ニも相成候ニ付仕、直ニ榊原長屋ニ参り立派之袴着替ヘ直ニ御殿ニ出ル、下面々葉書取次日々私壹人、其外ハ病氣やら何やら出掛不申、八ツ半頃漸食事いたし帰、敬之助參ル、玄関ニて逢、膳出候処ヘ定右衛門九日ニ出立
とて暇乞ニ參ル、挑灯貸し、帰ル

能々考候得ハ世話敷給候処ニテ甘物も不入、緩々食候よぶニ相成候ハ、甘物取寄度心ニ可相成候間、却て宜と考居候、又人之不参節は茶屋御客之不參と同様、誰か不參と待居候よぶニ相

一、野州寄手追々引揚候、聞繕二被遣候

一、長州嘶何二も無御座候得共、此頃
之嘶二八長門百姓共騷立趣意八乱國

も、外大平、自國計大乱、殿様も我共より先から居住と申事ニ無之、此



度諸民敵は殿さま也とて國中大亂也と申
沙汰御座候、如何可有之や実事ハ不相分
候

同七日
不^レ止、天氣^ヒ
下候由二付御
も一通奉申上
皆々様へ
十月七日

造酒助

第八冊終

第九冊（小橫帳墨付八百

〔第九冊表紙

〔朱異書〕徒然余ニは筆を取無文字事々のみ認御笑艸差上候
「九」十月十五日立、同廿三日着ニテ廿四日達」

同七日

晴天、寒風、今朝金治出立ニ付書状上ル、食事中権藏・庄右衛門ニ被掛仕、隼人より今日定右衛門雁之地走いたし積故、引取より参呉候様との案内ニ付、権藏も参候積故、百疋位ニて一種為拵候様ニと申付ル、六兵衛来ル、弁藏呼出し達し、例刻出仕、御用ハ人々下書付也、引取兵部殿御長屋へ出ル、直ニ榎原へ参ル、定右衛門・権藏来ル、定右衛門地走之由、雁汁・マク口之さし身・ボラノさし身、榎原亭主出候一種ハさはの煮漬、私分ハ鮓煮漬、十腹いたし、六ツ

同八日

晴天、今日は少々鼻氣にて引込、居間片付ル、塵如山、縫殿為暇乞参ル、元吉
来ル、金助用事有之来ル、昼頃御持筒只今出立とて参候得共昨日も書状上候間



荷物遅着可致を申上と半藏へ申付ル、三内参り長嘶いたし帰ル

同九日

晴天、今日は鼻氣もよろしく、今日一日休足可致と床延置、閑兵衛暇乞ニ参ル、六右衛門参ル、權藏来ル、ケ様緩々いたし事無之、昼寝いたし、万日も生延候心持、口うごかし候物は忠的振出し多葉粉と三度食、今日は昼も鰯、人參味噌注文いたし処夜食拵出し、惣吉塩梅者也、又々鰯、此節庄内ニは見候事不相成、きつと油有之甘く御座候間、能便塩振いたし下度と忠的へ嘶いたし候処、風味損可申、おても今少寒く相成候ハ、上可申、夜五ツ頃藤助只今水府より帰候間逢申度旨申聞候間逢候処、諸家陣所申ニ不及、当五日合戦見候、官軍峰山ヲ乗取候、私共柳沢村出崎居、見候所、折々実丸飛来り、前へ落候玉も有之、頭之上ヲ通候玉有之、味方即死五六人、怪我人有之由、峰山敵之死骸無之候得共血は流れ居候由、楯山ニ惣大将武田公雲斎^{耕雲斎}、湊村ニ兵糧貯、大將誰私忘タリ

(図1入る)

ハンシヤロニモ大将居、三ヶ所ニ屯、天下之変を伺居候や、鎮り返て屯いたし居、此方より十發打候へハ三發位ならて打出不申由、官軍惣大将田沼玄蕃頭とのハ水城居候處、討手為和田沼を愁^(ママ)、此頃三四家自分ニて引揚、道々より被返候勢有之、藤助等面々田沼之家來と相成陣々見廻候ニ、いつれも戰之心杯と無之模様、夜討何討ニても敵方より被掛仕候ハ、惣敗軍ニ可相成候、鳥居家斗陣法も有之や、其外軍令杯と申事有之間敷、酒盛いたし居体也、敵勢何位居候やとんと不分候由、此方の風聞とハ大相違之趣、楯山大寺有之、石塔ヲ置、楯といたし、容易義ニ無之趣、必死之合戦不始ハ坪明申間敷、只今寄手木脇さし差居候勢ハ多く有之由、敵之慰ニ相成居候模様ニ御座候

同十日

松平造酒助江戸在勤日記 第九冊 元治元年十月

トノ大戦也、其内本所通と向之火見ニて音いたし、チヤンリマクハタノハエノヽヽと、別当は馬四足ハヲソシト走ル音世話敷事也、是ハ都と申印也

一、今日五十両半金二拾五両被下置候、別紙之通

同十一日

日々晴天、庄右衛門呼、昨日御礼勤吳候様ニと相頼候、今日は最早全快候得共此方上昇甚敷所ニて脉は尔今数也と申、安藤用作當御屋敷へ引移候とて来ル、

十兵衛來ル、精進之趣ニ付昼飯豆腐為煮振舞、權藏來ル、沢井水之助十六日出立之趣ニて来ル、兎角水戸攻場所何方ハ向候て可宜と申評儀ニ御座候、一同帰ル、今日御組一同へ御金被下置候、丹羽庄右衛門へ六両二歩、家來召連候者ヘ四両ツ、志賀萬右衛門と神田六右衛門家來召不連候間三両ツ、被下置候、庄右衛門呼出申達候、今日中の漸一組之為ニ被仰付登候事ニ相成、十二両被下、三人御扶持八月四日より積被仰付候とて甘物一箱さし出、中恵参り、

今度長州御供ニ付壱両二歩半金とて中恵も忠的も同様三歩ツ、被下置候、大笑いたし、多兵衛ハ壱両壱歩被下置候とて礼ニ出ル、近々一同地走可致と申候處、中恵福は内と申菓子即出し、(此菓子此頃上候荒粉之内ニ豆入候分也)、其内とこ通り即チヤンリホンシメリ也、女達は東都見候事不相成事故拠^(無脱力)なけれども一目出腰より為見度也、障子建置候と向より豆炒りいたし様ニカラリノヽヽヽヽヽヽと足早ニ歩行來ル音、又々能女參候やと障子開け見候へハ首白粉白壁のことし、格子ニ面ヲ付能見候へハ四五十婆々也、此方風体は尔今絵書れづ(図2入る)

前髪ハ二寸位切左右分少取候、髪ヲ乱候女ハ壱人も無之、いつれも奇麗也、又是髪之いひよふ似たるもの有之、(島田)ハいつれもおふ振ニて図模様なり、此節流行と可申や、形は不宣候、美人折々有之、はひよ杯と

の返事、おまへさん杯との申音折々いたし、先達て王子の扇子屋の女共の声ハ何ニを申や田舎者ニはとんと不分、此節芝居ニ朝七ツ少過

より明六ツ過迄引も不切、カラヽヽヽチヤラ

リヽヽヽ出掛候事也、十六歳位、帶紅も有之、大体ハ紫多く、尤花織物又は昼夜(図3入る)



庄内之よふニ帶ノ下ニベ候者は壱人不見、大股ニ遠足ニ歩行ニ自由能よふ帶上也、其代リニ帶より下ハズハノヽいたしよふ也、いつれも縮緬多く着し、糸織も有之、かんさしく、リ等ハ見当り不申、髪好敷奇麗也

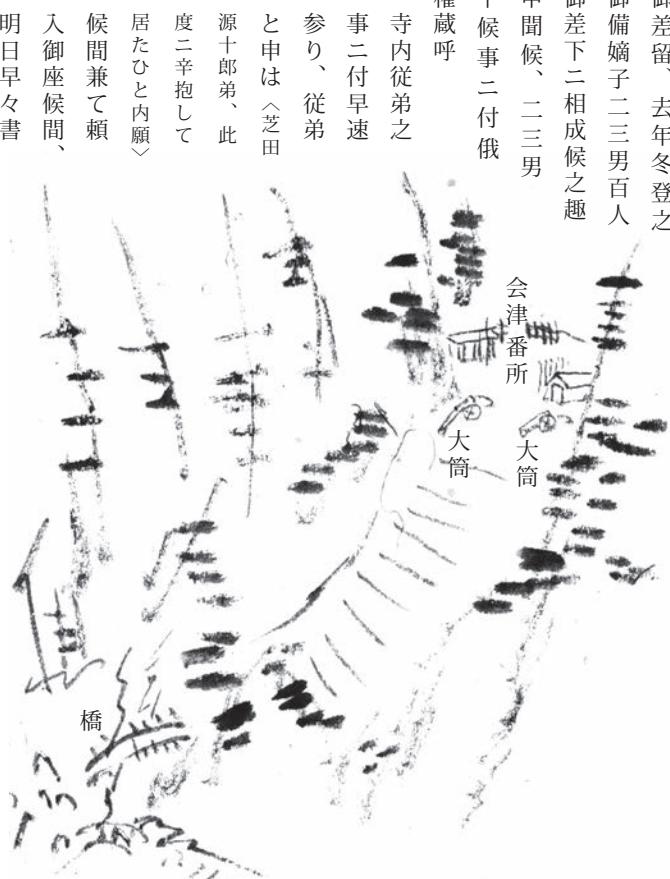
同十二日

天氣よし、今日脉数は減し候趣中的申、氣詰出勤いたし候へハ日々往来なかノヽ大儀ニ御座候、此節藤彌壱人故昨日金助を以催促、相成丈早御出仕と申候得共大笑いたし居り候、主馬御金被下候御礼として兵部殿迄詰所ニ不出と藤彌さま御口説と多兵衛嘶承居候故、金助へ最早御下ニ可相成候間、御辛抱被成候て御出精ニテ勤可被成候と申遣し候、実ニ困タ主馬也、和尚と申者は我儘ニテ能工面斗いたし居候者也、此頃も權十郎殿と不出方ハ却て六ヶ敷無之、宜敷と陰ニテ噂いたし居候、早々役ヲ願候方可然ヲ、何之為ニ勤居候事や、小増共よりモハ不知と藤彌嘶いたし居候、主馬は柳原之御物見へ住居候て、隠居同様ニ出仕も不致、終日物見より往来ヲ見居候と御家中衆色々噂いたし居候、此方ニ隙程とくハ無之様子、甘物ハ注文次第、其内ニ茶屋・甘物屋、女は御望次第、家毎ニシヤミセンチンノヽヽヽ、贍天外飛居候半、少間違ては亡国亡家亡身事杯とハ鼻カムヨリ安しき所也、若者ともを遣候ては親之懸念被察候処也、先頃助川弥惣右衛門・三浦熊増^(マツ)御役御免被仰付、能御政事直リシ候積申人御座候、其内大笑いたし、同役ニハ弘記と申騎将有之、夫差置、如助川者ヲ勤退ケ候とて人之心笑居候のみ、直候事杯と思も不寄と申居候、此頃用事有之、兵部殿ヘ昼過より七ツ過迄居候て弘記嘶出候間前之通云々ニ付笑候、私よふた大馬鹿亦口ケ者ハ困た世中と隼人と大笑いたし、今日は朝より人々ニ被仕掛候、丸子おやじ嘶ニ来ル、短筒之払物出候とて二挺持參也、此頃兵部殿求候二十五両之筒より一段宣敷、価二十壱両・二十両と申、誠工面之如ハ入驚候カラクリ也、一挺筒よりタンノヽ五発發出し、段々承候処下直御座候間、先ツ懸御目候趣、御覽済ニは權十郎さまへも懸御目候と申、其内伊三郎廻整候とて持參也、其内源四郎・藤助來、段々此頃浪人若松へ押寄候とて勢至堂峠ニテ浪人二十人位大筒ニテ打死サレ候由、右ニ付道中大混雜ニテ御飛脚漸今日着と申
勢至堂ハ要害堅固地所ニテ左右高山也、ケンノ如、山下ハ水戸領之為先達てより固人数若松より出張居候、浪人杯と何方より押寄候ても皆殺と申地理御座候、何分此節柄弥之事ハ分不申

不残帰候後廿五日立候飛脚當月二日立と一趣今日着之趣にて、御状達有難奉拝見候、久

振ニテ達、別て勇候て開拝候

暮前より伊兵衛來、御膳出吳候様無心ニ付、鰯塩振ニ豆腐汁、岡吉來り祖母さまより書状持參、岡吉陣羽織猩々縫ニテ他紋所黒羅紗ニテ紋置直し候処、出来居候間直ニ遣候、多兵衛六ツ頃役所より帰、今



付さし出候様ニと申遣候

四ツ過迄居帰、其後書状書残置候処、大乱書二認、漸伏し

同十三日

(朱異書)
「十」

〔朱異筆〕
「十月廿日陶山便十一月五日着二て六日達」

十月十四日

晴天、夜明よりおたけ猫やかましく目覚シ、友三郎へ状頼遣候、夜着より手ヲ出候ニ寒ク、庄内杯とハ大雪も降候半と考候様ニ御座候、毎晩の芝居見早ク力ツカラメカシモ感心也、金助下御人數之事ニテ來ル、權藏呼、昨夜挨拶承ル、庄右衛門來ル、今日上昇氣も宜敷、月代剃可申と申付ル、長山健三郎下被仰付候事ニテ大理屈ニテ參ル、致大笑いたし、伊三郎來ル、白井兵助來ル、藤助来ル、下被仰付候事ニテ大理屈始り、心在之者は願候て残ル、此一条は御家老衆藪から鉄炮の達様ニテ奇妙々々と可申、上昇之為引込居、一寸遁大仕合、少同席之方ニても前格崩候事始、其訛難筆紙尽、先達て二人衆登候節、無足之者を御組入ニいたし登候より崩始候、武者組古格之義ニテは因事ニ御座候、世中と釣合候と可申、清兵衛明日下とて参候、挨拶旁為暇乞菓子一つ持參、岡吉事ヲ段々被申候、金八両仕舞置呉候様ニと被渡、慥ニ預ル、即被帰伝口を呉々頼申候、半蔵明朝参候様申付候、月代剃油ヲ引申合候事始り、世話集相談最中、明

同十五日

明日御飛脚立ニ付昼後漸出来、神田橋へ遣候、今曉早起候為ニヤ誰も不參、緩々
夜食後周作話ニ参ル、多兵衛役所より帰申聞候は、藤彌さまより申上候様被仰
付候、市谷御門・牛込御門内外此頃物騒ニ付、廻方へ尚又心付候様ニと御達有
之候と申述、尤届書一通持参、是又御組へ為御見被成候様ニとさし出、一見仕
候処性名・何歳・誰家来、十三ヶ處大創明細也、其後も一兩人被切候由、曲者
は四五人連ニテ歩行之由申ニ付、即庄右衛門世話役呼出し、廻之節別て右之場
所辺心付、夫々手配等達、藤彌より使來口上、今日引取より少々腹痛いたしニ
付、明日快は出候得共、只今よふニテは出仕いたし兼間御出仕被下度、乍去御
不快(様脱ガ)模如何可有之やと申越候ニ付、明後十六日ニは出勤いたし積ニ御座候得
共、明日些^シと無理ニ付、出兼候趣返事いたし遣、其後明十五日明半時御登城御
戻掛御目見被 仰出候趣為知申越候、御組も歸、周作少居帰、^ヘ中的藤彌へ附罷

藤彌より申越候、又世話集、都合宜敷故早々廻状出候様申達、先日のよふ二不都合有之候得共無仕方候間、万事御留守居ニ問合、宜敷取斗候様ニと申含、甚安事申義也、四ツ過藤助・弁藏來ル、申条々至極尤之義也、九ツ頃帰ル

同十四日

晴天、今曉下谷御人数
御成引も不切通足音ニテ目ヲ覺し、明過半藏、清兵衛
ハ參と申ニ付、作弥ヘ之書状認置候ニ付頼候ヘと申付ル、御成固は是迄無之、
先日は御上屋敷ヘ詰候斗雨ニテ相止、今日無滯無事ニ為濟度祈居候、
（庄内田舎者とも万一被咎事杯と懸念、誠面白なき事ヲいたし）、半兵衛來ル、養達為暇乞長話、
權藏御成之趣ニテ來、大安堵いたし

明十五日御飛脚立二付奉差上候
十月十四日

〔第九冊終〕

權十郎殿一同被逢候節も取成いたし吳候為、忝なひても思候為故ならん」(図4入る)

居間呼逢、道すから心配、五日合戦走り之事申ニ付、弁も能、面白聞居候処、藤助も御酒御吸物被下候より上下ニて直ニ来ル、是も同様之為御小袖一ツ・御酒御吸物被下、色々御称被成下、有難仕合御礼とて居間参り、兩人ニて色々困候事今は笑嘶、藤助髪と樋六髪、田舎風ニて余厚ク、見咎候て不成と剃落し之趣向、士之出立ニては咎られんと刀脇さし宿ニ置、尻たくり、股引其辺より借候積ニいたし処、白井兵助太とり、股引ニ用不立入候事不相成、大ニ困候処、田沼玄蕃様より四半印被借候時之嬉し敷テ不思皆々戴候由、四日迄聞繕之事々

五日朝ニ金三郎筆取ニて、藤助・又之進・兵助・藤藏・樋六三ヶ所へ二人ツ、分、聞繕いたし処、書綴居候処へ、柳沢ニて大合戦と申候て打合音雷之如し、其内ソラノヽ戦と申内、又之進・兵助・樋六走り出候、後三人残居候故御用状金三郎へ宜敷、おら両人は戦場へ行見候と被申候へとも、御用状後ニて可然、私もと又々三人追掛け走り、柳沢之鼻ニ出候頃は兵野峯山押寄、両方より打合、味

方ノヽヽヽハと氣へらし、白眼詰候節、山上下と大烟黒揚、ハンシヤろニて狼

烟を揚候処、樋山ニてもあけ、使番ニも可有之騎馬武者往来際限なし、其内寄手凱哥揚否真黒ニ成山押掛、味方勝たよヽヽと其辺居候人々申ニ付、尚又近見んと三人連ニて柳沢鼻下へ下り、水車之処へ参候処、頭上クウーツ大玉飛通り、七八間後土へささり込、又々飛来二三間前落候て土入、三十六ホント位大玉也、其時御若衆之御顔ヲ見候ニ容子有氣ニ付、是ハ年寄申事ならんと、拵皆々さま

味方勝、峯山乗取候処御覽被成、後は用も無之、万一玉ニ当り候てハ高名も不

相成、夫より早々御用状取調上候方可然と進、引返候、長話とても筆紙難尽、一体聞繕方先方ニては酒井様ノヽと申候て万事無腹臓(マヌ)不取包明細ニ聞、陣取模様、陣先ニは大炮配り双賦、打手常ニは土手築穴堀、入城之容子、敵方体不残聞候事、全御威光故、市中御取締ニて公辺向申ニ不及、御町奉行・寺社御奉行へ私ども出候ても、其通ニ能相成候処とん別ニ相成候、此頃神田明神神主借候事杯とハ寺社御奉行水野様へ私參候、段々願候処早速御承知、是迄杯とハ大違、御威光ハ入恐候者ニ御座候と申、折昨夜御廻先ニて御取押被成候会津ノ御家來、今日ニ相成会津は別段之事故内々ニて渡候方ニもと御沙汰ニ御座候得共、段々承候(日本橋カ)「一丁目蕎麦屋前ニて慥ニ抜払振廻候上は、町方役人其節即御町奉行届候者ニて、万内々ニて為済□相成□□御町奉行申ニ不及、御老衆始酒井ニて

同十六日

晴模様天氣、例刻より少早めニ出仕、久振ニて出、草臥候心持也、御用格別無之、昼後引取直ニ隼人長屋へ参ル、今日為見馬参候積之処、昼後より漸晴上り、馬場不乾故十九日参候事四郎右衛門申ニ付帰ル、藤助来ル、東六・弟二・權藏来ル、六ツ過御組一同伊三郎御長屋へ打寄ニて、市谷・牛込・番町辺之悪徒打捕之評議之一件也、今宵は徒然ニ付鞬靼勝敗記見ながら伏し

同十七日

晴天、例刻出仕、藤助道連ニ相成、富士山白雪置絶景也、藤助申ハ昨日水戸城當節之大将朝比奈彌太郎出府いたしニ付、色々雜節(説)も有之、越後新発田溝口勢(此頃加勢行)敗北いたし候為ニ出候由、其為昨日權十郎殿御老中和泉守様へ被出候由、吉彌其為ニヤ、別様やら明前より權十郎殿へ出候由、何事ニ候や、野州容易ならざる事杯と色々噂して参候ぬ、藤助は御手廻廻り之先ニ立候(マヌ)御内御玄関前御手廻不残詰居候、会釀いたし詰所ニ通り、今日は水野同寮水野儀兵衛・吉井・陶山・黒谷・竹内・松平面々、(清光寺)青光寺御参詣之御戻掛被召出之、其外彼は下之御用有之処へ藤助出、只今承處非常詰御備人饗応之間詰候面々永代向へ捕之為ニ罷越候て老人居不申、非常詰老人も不居候間、御手廻残し私は其場所參度旨申聞、主立之義ニも有之間參候様達、少過御用所出候間、今日

御備御遣之義如何之為ニヤ、拙者ともハ今方詰、とんと不知と申候處、權十郎殿昨夜和泉守様へ出候處、永代向組屋敷へ筑破山より忍居千葉道三郎高弟ニて百人位之大將之由、今壱人は水戸御目見醫師二男、是も一方大將分之者、都合兩人籠居候ニ付生捕ニいたし様ニとの御沙汰ニ付、非常詰より吉彌を添遣候趣被申ニ付、左様ニやと聞引、御用達居候處へ怪我いたし人々も有之由人々噂也、其内□田一出申一一只今怪我人野沢寿三郎・長坂九郎治駕籠入、私と長山健三郎と同道いたし帰候趣届ニ付御用所へ出申述、健三郎ニ逢一通り承、長屋明居候處無之ニ付、先ツ稽古所ニ入置候様申付、御小性頭詰所へ参、医者之事杯と申候處、先ツ外科壱人も不居、そら／＼医者と大騒大混雜、其内稽古所寄付、透見候者杯とも有之、慮外之者杯とも有之と申ニ付、御小性頭と示談、早々御足輕杯と出し制し、久鳴玄海、ソラ中恵ヲ早やく呼ニヤれ、御隣家之小笠原辺ニ御無心可然と申内ニ、早追々手負駕籠ニて参ル、小竹弁藏・野沢寿三郎・北橋金之助（深疵）・吉彌、いつれも駕籠、召捕者は捕押候事不相成打果候由、吉彌は誠少之疵ニて權十郎殿長屋ニ休、其外不残稽古所へ入、漸医者とも他所より走り來り、稽古ニ白井彌五郎杯と居候處俄ニ別所へ移し、五人入、療治ニ取掛ル、其内御次より疵ヲ得候性名且疵明細ニ申上候様、其上幾人参候や、又何程之太刀数ニテ仕留候様申上候様被仰出候ニ付相糾候處、關寛介書付さし出、本書ハ大取込ニ認、読不申ニ付多兵衛ニ為認、左之通り

一、酒井吉彌 左足膝下横疵壱ヶ所壹寸斗、弐針縫

一、小竹弁藏 頸豎疵一ヶ所壹寸位、四針縫

一、長坂九郎治 頸より眼下迄斜ニ二寸五六分位、八針縫、右手指三本小疵付

一、野沢寿三郎 頸上壹ヶ所二寸五六分位、頸上疵四針縫、右手豎疵五寸斗、右手疵十一針縫

一、村上善作 頭上壹ヶ所三寸位、七針縫

一、北橋金之助 頭上一ヶ所、頭蓋骨ソゲトレ、疵長五寸斗、左腕四寸斗、右之通

一、踏込 十人

一、外固 八人

一、同 八人

右之通

手ニ余切付疵付ケ覓

北橋金之助

一、組留

一、腰車切落 壱人

但切落ニは無之、大体切候由○吉彌組付、其外切候由

酒井吉弥

小竹弁藏

大久保健士

長坂九郎治

一、耳より歯掛一ヶ所

一、背中弐ヶ所

一、脇三ヶ所

一、首より肩先壱ヶ所

一、左之股下より同膝下迄

野沢寿三郎

村上善作

鮑雄二

筋違ニ切付ケ

向、無余義切付候、尤手捕いたし被仰付候ニ付生捕積ニいたし、五六人手負いたし旨申述候処、夫々は深疵ニ無之や、切殺候とも少も不苦と被申候、委細之義ハ秋松金三郎、権十郎殿へ直ニ上り、申上候筈之趣申聞候ニ付、先ツ手負ノ面々へ手当之義早々可致、尤夫々申付置候得共最早暮頃ニも相成、手負は粥・味噌汁、看病人等へハ御賄不被下ハ不成、其外不都合之事無遠慮申出候様申付ル、其内御馬乗帰、玄海尋ニ其処々駆廻候て吉原へも参、漸朝より走セ只今連帰候と申頃は七ツ過也、村上事ニ付兵部殿へ走り行、先ツ少落付候処、野沢寿三郎同性野沢某長屋へ引移候度申聞候間勝手任候、他所医者丁寧後之事頼返し、今宵伽は玄海・中恵申付ル、金之助は一宵通候ハ、宜敷候得共、骨ケツレニテ吐も有之、六ヶ敷模様之由大心配、尚又相糺候処先ツ宜敷模様と申ニ付、さらハ後事ハ宜敷と隼人諭し、兵部殿へ又々参り、手負容子且医者手配いたし義一々申述、玄臨等悉皆取掛候ニ付、私ハ是より引と申述、直ニ手負居候稽古所へ為見舞して参候、其体入口より少入屏建^(風脱カ)、高枕いたし、鉢巻白木綿ニていたし、第一深手之金之助段々糾候処夫々返事もいたし、折角大切いたし候様ニと看病人へも能々申付ル、又少行候処九郎治と善作と枕合高枕、いつも白木綿鉢巻、三人とも白木綿血染、額之処真赤也、善作背向医者脈考察最中、九郎治は夫々有難趣挨拶、格別案事候程ニ無之、大切ニ加養いたし候様ニと戻り、野沢寿三郎某長屋引移候そこへ参候て見候処、高枕・白木綿之鉢巻同し、平常同様之挨拶、稽古所より御長屋迄一町も可有之処歩行ニて参候由ニ付、無理いたし候てハ以外故必々大切いたし様ニと看病人十内某へ能々申付帰、直ニ吉彌へ寄逢尋、横ニ相成居、色々御備之番縕合等致相談いたし、無理ニ無之様ニと申候て、同御屋敷へ引移候弁藏へ参尋候処、高枕・白木綿、平常ニ不替余勢過候趣看病人又之進・安倍平三郎・弁藏弟・柏倉弟六申付、無理之義ハ一節いたし間敷と能々申含、六ツ半過漸帰、空腹ニ相成候ニ付食事いたし、世話呼候処金彌・権藏參り候ニ付、今日九郎治為看病、親源之進御上屋敷へ今宵一宿いたし様申付候、御門等之事ハ世話呼能よふニ申付候間、不構ともよし為申聞來候間、明朝書付出候様ニと申付ル、中の私不知御上^(敷脱カ)屋二て誰申付候や泊参候趣半藏出申聞候、世話焼候得共草臥候氣持ニ付伏し

同十八日

晴天、白井預人來り、昨朝私も詰合ニて参り候、私ハ二番手ニて次之間四畳半

ヘ控居候、参候節是非生捕いたし積ニて、静ニ障子明捕押事ニ手配いたし、入候処雨戸建置、八畳間へ入候処見へ不申、居不申と申処、誰やらイタノヽ申や否屏風ヲ押倒、乗押候処、脇より起出、合口之一尺三寸位之脇さし抜や否、片手ナクリニ金之助頭上ヲ切、金之助起上り組候処乍被抱手働し、メツタナリニ孰此者ニ被切候、今壱人へハ吉彌組付、八畳へ敵両人へ捕手十人、誠烟艸ニフク呑位ニて済候、其血匂之上ヨフノヽいたし、手負不残駕籠へ入、御人数之内付添、死骸は存命候積ニて板よふ之物のせ、石見守様固ニ付参候、道内血タチノヽヽヽヽヽ落候、尤何程□□隱忍候者ニヤ、雨戸建、闇いたし、片隅ニ屏風建、其内ニ居候、夜中伏候節ハ押入候や、枕ハ着込いたし候模様、刀も入置候由、一同脇差ニて戦候、先ツ鉢巻金是非入用故呉れ候様申付、余之品と違早々為拵可申、自分能よふニ為拵候様申候処、神田明神辺とて早々参ル、紀太平五郎来ル、安倍藤助来ル、例刻出仕、御用も色々有之、三御屋敷手負人いつれも快趣、大安堵旨申述、兵部殿出候様被呼候間出候処 松平造酒助 急成御人數繰出候節之御用取調掛被仰付候 子十月 畏候趣御請申、御小性頭吹聴ニ参ル、政右衛門兼て被仰付置候ニ付相談いたし候ハ、六ヶ敷事も有之間敷候^(カ) 御用済候ニ付榊原へ寄相談等いたし、七ツ過ニ帰、藤助昨日之御届書・品物書付兩通さし出

水戸殿家來

千葉道三郎之内弟子

水戸殿御目見医師

岩名昌山久離忤之由

真田帆之助

岩名昌之進

^(朱翼筆)「南町奉行松平石見守様へ差出候届書」

右之もの昨夜水野和泉守様より依御差団、家來とも差出、御軍鑑奉行支配深川新田嶋組屋敷水主同心御船藏番小林平助方ニ忍居候ニ付、踏込捕押懸候処、拔刃を以飛懸り手向致候ニ付、無余義兩人共深手為負、唯今捕押、召連申候、此段申上候、以上

十月十七日

酒井左衛門尉内
酒井吉弥

真田帆之助雜物

一、大小壺通 一、金三両 一、鏡一守 一、胴巻三ツ 一、竹の子笠

岩名昌之進

一、大小壺通り

兩人之雜物

一、錦之袋 一、印形

一、真鑑物 一、鍔二ツ

一、紙入壺ツ 一、頭巾

一、風呂敷二ツ 一、弓張挑灯

一、金子壺両一分

右之通りニ御座候

十月十七日

明日公辺□ 君へ指上候ニ付其下書也、三内暮過より御用ニて参り、六ツ過帰、

色々認物いたし伏し

〔抹消〕同十九日

晴天、寒氣思止床中ニて認物等いたし、今日御人數調之為早仕出、色々御用有之、秋松金三郎只今公義之同心參候て別紙さし□申聞候

昌之進弟

岩名智恥三郎

子十九才

右之者儀も真田帆之助并兄岩名昌之進一同御府内へ忍出候者之由、浅草辺立廻候やニ付、住所突留召捕可申積、尤頭へはいまた不申立事付持參に付又騒始、早速召捕方御物頭へ申付、足輕棒達者十人、御備組藤助呼出、夫々差図いたし、非常詰都丸嘉内組合八人、此度は和泉様是非生捕申度、無左ハ徒不知候間、召捕申度□被仰越候ニ付」 一申含、損不申様ニ藤助先立、七ツ前差越候、吉彌今日御刀被下置候」

同十九日

晴天、寒サ難堪、床中より出ルニ思止、今日御人數調之為早仕出、兵部殿へ参、直御殿ニ出ル、御用ハ手負之雜用と下御用、八ツ頃ニも可有之や、肩衣掛悪敷

役人参り、私とも後之御座敷間通ル、毎度御客之来ル処也、秋松金三郎挨拶ニ出居、御用へ出戻りニ、急御用と金三郎申ハ、只今御同心被參、別紙口上書さ

し出、暮ニ相成候ては不相済、早々御人数さし出吳候様ニと申と申聞候間、相成丈早々と申ニ付、私今日は急御用始てニ付、驚一見いたし候処

昌之進弟

山名智恥三郎

子十九歳

一、財布 一、書付類（長州築破往来書状）

一、着込ニツ 一、忍頭巾 一、羽織一ツ

一、金子壺両一分

一、脇指引肌

右之者儀も真田帆之助并兄岩名昌之進一同御府内へ忍出候者之由、浅草辺立廻候やニ付、住所突留、召捕可申積、尤頭へはいまた不申立事と有之ニ付、直ニ權十郎殿差出、五人位もさし出可申やと伺候処、一組合十人位故非常詰より被差出、此度は切捨可然と被申ニ付、主立勤藤助呼出候処、何分手負之面々之為ニいつ方參居候や為尋候得共不知、大混雜無拠世話參候様饗応之間へ申遣候処、黒川鷹次郎參候間、今日之先一組合何人ニ候やと承候処、八人ニて世話役都丸嘉内之趣申聞候ニ付、ケ様々々と申処是非參度趣申聞候得共、一ノ組被遣と申候処色々ニも申聞候得共、苦々敷無余義承服いたし候処へ藤助漸來ルニ付、ケ様ニて先刻より心同先立いたし待居候間、早々支度いたし參候様申付ル、此度早々切殺候様ニと申達候処、金三郎ソレハ御延引、和泉守是非とも生捕、白状之上同類御聞被遊度御趣意故、此度はなんても生捕候様ニと御同心被申旨強て申聞候処、織人も取押申度、いつれ棒攻ニ為致方可然候間、御足輕十人被仰付候方と心付吳候故、御用所ニ出□□申述候処可然と被申聞候間、御物頭平林甚五兵衛呼出申達、御足輕他行成とて不集、藤助なんても取押候様申付候処支度いたしとて引、金三郎申ハ余り行々敷參候ては不相済候故、忍候て吉原会所ニて示談之上手配いたし積、七ツ頃支度出来出ル、足輕は後より走ル、御用所出候処拝領物有之ニ付吉彌呼出候間其同道いたし様被申聞候、今日漸手負親類又は心安し者三人ツ、看病被仰付候、九人へ手紙ニて申遣候、今日は為見馬參候積ニ付引取らし、直ニ隼人御長屋ニ参り候処十兵衛・健三郎召捕者一見走り行、其内參候趣申ニ付馬場ニ参り候処馬七疋参ル、其内吉彌名代丹羽庄右衛門來ル、直ニ權十郎殿へ同道いたし候処

吉彌別紙之通り

酒井吉弥

一昨十七日水野和泉守様より御沙汰ニ付、浪人真田帆之助・岩名昌之進と申もの、深川新田嶋水主同心御藏番小林平助へ潜伏罷在候を、為召捕御家中召

連罷越、指揮方格別骨折候段達 尊聴、一段 思召 御意之上、白鞘御刀一
腰被下置候

右之問合いたし候処別紙被相渡候

小竹弁藏・長坂九郎治

【第十一冊】(豎帳 墨付三丁 248×174mm)
〔朱異筆〕
〔朱異筆〕
十月廿五日中的下ニ付十一月十一日達」

右は一昨十七日水野和泉守様より御沙汰二付浪人真田帆之助・岩名昌之進と

申もの深川新田嶋組水主同心御船藏番小林平助方へ潜伏罷在候を為召捕相向ひ、処々手疵をも得、格別相勵候段達 尊聴、一段二 思召、為御称譽生涯三人御扶持宛被下置、尤是迄之通嫡子二て御奉公申上候様被仰付候

北楯金之助

右は前同断ニて為召捕相向ひ、処々手疵をも得、抜群相勵候段達 尊聴、一段二思召為御称譽被召出、五人御扶持方被下置候

野沢寿三郎・村上善作

右は前同断ニ付格別相勵候段、達尊聴、一段二 思召、為御称譽被召出、三

人御扶持方宛被下置候

御小袖一つ、 大久保健士・石沢栄三郎

右は前同断之節相勵候段達 尊聴、御意之上被下置候

加々山新十郎・犬塚勝弥

同

右同断之節世話役心得方宜敷趣達 尊聴、御意之上被下置候

夫々役人共へ申付、不残隼人殿長屋出候様切紙を以申達候様申付、又馬場二参

り、今日ハ能馬無之ニ付隼人・男四郎・多門・元右衛門と戻り、私ハ隼人御長屋乍世話參り、色々地走ニ相成、其内十兵衛・健三郎帰り来、下谷萱^(金杉)通ニて取押候、御足輕^(遅延)二相成、御備組八人通候處、同心向より來候趣申、如何ニ

も向より笠冠、割羽織、尤大小きし、襦高袴着、手風呂敷包持來、行違と無間生捕、一同為警固として一同御町奉行へ参り、申述候積ニて一趣ニ町參候趣、藤助より申越候間、多兵衛を以兩人衆へ生捕難無之趣多兵衛を以申遣候、御称譽隼人於御長屋ニ達候面々、村上善作・加々山新十郎・長坂九郎治・北楯金之助・野沢寿三郎・石沢栄三郎、夫より下谷二帰、五ツ半過小竹弁藏・大久保健士・犬塚勝矢へ申達、漸八ツ頃迄認

此控は書候儘嘸々不文落字読申間敷候、寢ながら認候、皆々さま御達者恐悦候

【第十冊終】

也

今朝臼兵衛立へ控上ル、權藏來ル、都丸嘉内來ル、源之進來ル、出仕、御用有之、藤助出、昨日被仰付、下谷金杉上町ニて同心只今向より參候趣申ニ付見候処、竹の子深笠ニ紋ニ縞高袴^(令マ)大山さし、手ニ風呂敷を携來候ニ付、行違手ヲ捻り六人ニて会所ニて足輕ともへ渡、繩掛一同警固いたし一通相糺し、智恵三郎と申ニ付直御町奉行連行相渡、八ツ時頃候、其節届面と相糺候口上書、一体捕押模様委細書付ニいたし御用所へ出し、八ツ半過引取、吉彌祝儀旁參り帰、金助來、夜食後藤助・庄右衛門・儀右衛門・東六・六兵衛來ル、雨音いたし、四ツ前帰

同廿一日

天氣よし、藤助來ル、健三郎來ル、例刻出仕、御用有之、御用所被引、隼人御長屋參り夫々達、七ツ半引取、食事後源四郎・藤助來ル、五ツ過帰

同廿二日

晴天、權藏・庄右衛門・伊三郎・第二來ル、中村又造・佐藤又之進來ル、例刻過出仕、御用色々、證文如山、此造酒助閉口ノヽヽヽヽ、此度手負之面々へ公辺より銀五十枚被下置、吉彌名代權十郎殿御長屋へ七ツ半頃同道、銀三枚被下置候、小竹弁藏へ七枚下置候、北楯金之助・村上善作・野沢寿三郎・長坂九郎治へ十枚ツ、被下置、申達、御礼父子惣廻勤親類御礼有之、政右衛門へ調御用二て參候積ニて約束いたし候得共、暮頃ニも相成候間鳥渡參り断、詰所へ又々戻、抜書等相渡歸、又藏呼出内談いたし、秀策明日立候処差留候、御用繁は御察可被下候、百人余下候ハ、如何程嬉し敷可有之や溜息のみ、御組寄合ニて庄右衛門・權藏・儀右衛門・東六・權三郎・金彌・源太夫參ル、土田秀策・弁藏名代永原久藏呼出參ル、四ツ前帰ル、床ニ入候処出火チヤンどこ通候音いたし、夜中物見前馬數疋通音いたし

明七ツ頃チヤンチヤンノヽヽホンニ風余程有之、本所通馬クハタノヽヽヽ＼＼＼＼＼舍人殿ハーエアーエコリヤ

(廿三日の誤記)
同十三日

晴天、例刻出仕、御用如昨日、今日ニテ
二日昼弁当不被給、八ツ過榎原長屋ニテ
御用達、隼人所ニテ塩引・茶出候故割合開、

同御状達、明日御飛脚ニ付鳥渡一筆無事のみ申

上候、暮過帰、調御用有之、明達候事ニテ極急

ニ相成、手伝人庄右衛門・東六・又右衛門、其

内權十郎殿より此頃(山名)智恵三郎召捕參候足輕

幾人誰組と申、早々調、可被申聞と申来、五ツ頃

御上屋敷返事遣、取調九ツ過迄ニ出来、順策書状

颯返事認、七ツ半迄認物いたし、チャンノリ見不申

(廿四日の誤記)
同十四日

晴天、霜、寒さ甚敷事也、寺内權藏・三好金弥・紀太平五郎参ル、例刻過出仕、日々御用如山、庄内杯とニは無之事ハ竹内組称津郷右衛門呼出手伝為致、

認物為致、川内庄五郎御用ニテ出候間読合物手伝、土屋順吉、同中村又三郎

ハ御用ニ出候間證文之添判押、尤私性名認、其内朝比奈十右衛門出候間、又々

留候て五十人御備組へ廻状ニ通為認、賑々敷大笑、右之仕合故暮前迄割合不

被給、漸引、藤彌為暇乞鳥渡参ル、六ツ過帰、空腹甚敷早速膳出し力キノコ

トクニ食付、土鰐汁のみ、誠結構至極、庄内ニテ鮭之あんかけ杯とハ及も不来、

此方ニテは源四郎鶯聞ながら食事いたしも同様、此繁用ハ実ニ独笑いたし居

候より外無之奇妙ノヽ、喰明日廿五日立有之、兼て整置候此方張帆追々かひ

集メ候積所、此大混雜ニテ箱内大透なれとも無詮方空ニいたし差下候、時計

ハ藤彌足具櫃へ眺候、來月ニは御家中之武器御差下故其節菓子・茶、其外浅

草のり・ミかん上可申候、枝柿出候ハ、是も上度と存候、御人数下候ハ、寛々

可致、此方ハ先ツ御静謐と可申や、召捕者計、(野)州十七日より三日続寄手敗

北いたし候由、京都の方はとんと沙汰も無之處、今日金三郎と申御留守居方

之者申聞候ハ、一橋様へ附居候者之内水戸天狗方二三百人有之、何廉模様有

之由、小声成物語いたし、且昨日權十郎殿西之丸に被出候ニ付物在氣也、今
日々々無事悦居候、藤助・周作暮頃より来ル、五ツ過帰、鱸半輔・杉山甚内呼
出来ル、御用達し、遣候ニ包達
一、箱入り鞘卷 追金之義も委細被仰下奉畏候 外ニ皺文一趣ニ入ル
一、大紋麻小袴 一、岡鑑 一、干味噌
右之品々無相違相達候
今晚は四ツ頃より静ニ相成候ニ付、昨日相達候御書緩々拝見仕候
一、十月一日御飛脚着、大殿様御拳之小兎五羽頂戴御被遊、御構へ御出席、
白井へ御出被遊候由、一、佐藤孫九郎書状達候事、三日目届候由、フラ
男ニテは困者ニ御座候
一、中村貢藏支配御頼被遊候由、挨拶状之義奉畏候
一、神谷徳右衛門折々上候由、伴殿ハ閉口仕候
一、轡之事四口有之、間潤
事ニ御座候、先達て弥五右衛門を兵部殿ニ呼、為登候積ニ申遣候処、右
近さまの御勵ニテ助川席上とて為御登、此方ニテは閉口、武者組の欠ニ
出候より外工面は無之、役にハ不立、唯太刀取武者也
一、馬之事委細被仰下、奉畏候、先ツ心当たりも無之、南部馬をネラヒ居候、無
限ク見候得共、是と申馬壹疋見不申、私見候内の一一番能馬大岡侯之馬乗、
七の先生惣吉乗下六歳ニテ青毛、額ニ白星有之、直段五十五両、先達ても申
上候馬ニ御座候、隼人至極求度相成、三十両ニ付候得共相談は不相成、此頃
少増金いたし掛合候由、其後聞不申、三春出之馬、足ニ添節有之、榎原此度
ハ外物好相止、是非求候心ニ御座候、私ハ辛抱いたし、極能駿馬求候積、先
達申上候岩五郎求候四十五両之水青、南部産之由、此間鉄炮音ヲ聞、平身小
路より出候鰐壳ヲ二三間為飛候由、柿壳同大檻五六ツ、柿一杯入置候ヘ突
掛、馬少痛ミ候や、漸留候由、夫ニ付無臆馬之引替模様由、此頃岩五郎嘶多々
有之、別て吟味仕度事義と存候
一、助川より眺候茶相達、白井へも御配分之由、祖母さんも棚より落候御鼠之
よふニなられ候半と御察申居候
一、十一月晦日前差上候茶之事奉畏候
一、梅浦相湯ニテ歸湯、至極よろしく御座候



一、順策之云々委曲奉畏候

一、御留守中之 下屋敷御入、半蔵も不居、嘸々御心配之程奉入恐候、川鱸・
鱸嘸々御賞翫被遊候半と奉遠察候

一、御母上様より御状有難拝し奉候、源吾下着委細申上候由、傳吉へ屢絵少々
差下、歎候由、屢絵賣ひ參候日無之、近々緩々訛山求度心組御座候
一、干味噌被遣、其外為御登品々慥ニ相達候、干味噌尔今訛山故申上候迄御延
引可被下候
一、福井へ申遣候品々ハ不用ニ付為御登及不申、折々市中廻もいたし積故泥坊
頭巾ハ御登セ可被下候、裏破候様覺居候間取替直し可被下度候、日々切れ候
着服ハ上着之裾ニ御座候、庄内足袋十日も用候ハ破申候、此方之足袋ハ大
丈夫御座候、最早昨夜疲ニヤ寝相成候間追て委細可申上候
明日中的、藤矢附罷下候ニ付奉申上候、寒氣折角御厭可被遊候、時氣御機嫌
伺のみ奉申上候、尚奉期幸便之時候、以上

十月廿四日夜四ツ過認

松平造酒助

御父上様

尚々、乍恐私無事趣皆々へも宜奉願候、以上

【第十一冊終】

【第十二冊】（豎帳 墨付二丁 48×174mm）
〔朱異筆〕
〔十二〕
〔朱異筆〕
〔十一月朔日吉弥下ニ付同人廿日着廿一日達〕

十月廿五日

風雨雷鳴一声、中の暇乞ニ出ル、控持下候様ニと申、金壱両為取ル、今朝屢入
箱才領ニ頼、壱^貫余なりとて半蔵おぼける、山本權藏來ル、例刻出仕、七十余
之面々へ御酒御吸物被下置候、御用所へ出候處下候面々へ御稱譽御金三百疋
ツ、被下置候、世話役へ其外ニ三百疋ツ、都合壱^マ兩一步ツ、被下、皆勤之面々
へハ重打提緒一組ツ、被下置候、俄取調一同被下、其賑々敷事大取込^二尽筆紙
二、一同へ達、八ツ半過漸致食事、兵部殿御長屋へ出、御用達、七ツ半過暮々歸、
食事後權藏來、十兵衛・源太夫は廻方、調被仰付居候ニ付内々申越候は、明廿
六日 御老中御連名御奉書御至來、五ツ半時御登 城と被為蒙仰候ニ付、明六

ツ半時早メ御登 城ニ付、忍御供不都合之事出来候趣ニ付、御組より御供出吳
候様申越候ニ付俄大騒、世話呼相談いたし候得共不知、權藏・久蔵御上屋敷遣、
其後又之進・正五郎・岡吉来ル、川内正五郎ハ昨夜吉原より注進ニ付參りニ付、
十七人ニテ參候て夫々手配方嘶いたし大笑し、御同心先達之由、罪人ハ吉原寄^(ママ)
ニテ新造芸者呼、酒呑居候由、段々手廻し、御人數着流し、顔包、脇さし斗ニ
て手引女ニ被引やら引ルヤラ大問答いたし、敵ニ油断為致居候内、御組人々廻
り被通候得共、為知候ハ、大勢ニ成候ては敵ニ被覺候半と不知振ニテたわむれ
居候、九ツ過ニ都合能と申案内ニテ御詫意と申処ニテ、かむろ・新造之類ハ散
乱いたし、組付候処鼻血ニても出候やと存候処、フヘヲ払相果候、短刀四寸三
分位、誠少之内懷中抜身入置候ニ無相違由、一同きもけし候由、早速釣台ニの
せ北町奉行ニ^(略)池田播磨守様へさし出候由、例之通一同警固之為故玄関へ刀抜
行上候由、御町奉行被逢、感心之趣丁寧ニ被申由、御手付衆も能効候為と田舎
人口ニテ称口いたし候処、御同心とも帰ニ一段丁寧之由、今日町御奉行初て被
逢候由、刀を抜町御奉行玄関ニ持上候事ハ田舎人之為先にハ不知故持出、只今
ハ仕来りと相成候由、酒井之勢ひハおろしく事相成候、權藏等歸り、先明日之
御備組ニテ御供いたし由ニ付一同帰

同廿六日

晴天、角之助廿八日下候趣也、例刻出仕、御用程承候得共、御老中之御手調二
てどんと不知レ、殊寄四品ニ候ハ、熨斗目故御用意可然御小性頭被申、下谷迄
半道も有之、若早速御戻り相成候ハ、困候義即可申遣候、主馬も今日は出仕之
趣ニ付早々申遣し、其後男四郎より御紋付熨斗目用意之為とて厚意遣、主馬へ
申遣使行違出仕、黒川より借候由、八ツ過頃戻、私分熨斗目參候得共、御留詰^(溜)
被為蒙 仰付、着用不致済候、誠御内意奉恐悦候事也、暮頃引取、御組打寄四
ツ過帰ル、丑刻過ニ隼人より紙面ニテ御預人中村常右衛門・大森濱治、明廿七
日池田播磨様^(南町御奉行)へ差出候様申候ニ付、夫々警固人御差出と申越候
ニ付、俄ニ石原源四郎呼出、一組召連途中警固いたし様申遣、其外警固人四人
申付、出納役へも夫々夜中申達、藤弥・金彌來ル、遲済、皆々歸伏

同廿七日

晴天、大霜真白、寒き事締入二ツ・綿入羽織ニテ不被絶、金弥・萬右衛門・六
右衛門・弟二來、今日は昨日被仰出面席達ニ付呼出し、○昨日之被為蒙仰云々

書付同役衆へさし遣可申処、不心付大忘、多兵衛は何ニもかも忘居候て、私よ

ふ二行不届者ハ困事ニ御座候、乍去御役願程より大キ事ハ有之間敷と存居候、

少シ馬鹿た事有之ニ付、半藏を以誤事申候得共不構置候、全私不行届、手附ニ

御用を掛置候為と存候得共、やゝもすれば額筋立申候、例刻出仕、今日は御用

も無之候得共、添状杯とは庄内之極御用有之程ニ御座候、○△（欄外）「○引

取織人へ参り少し御用達、直ニ榎原參ル」七ツ前より隼人へ参ル、吉彌も来ル、

膳出ル、さし身・土鰐汁・長皿（モンジロ小串・カマボコ・猩々芋）大根・魚身・

大蓋物鳥余油在過・時鮓・大食いたし帰、明日清光寺御出忍御供云々ニ付川内

正五郎・庄右衛門・儀右衛門呼達、四ツ頃床延、チヤンチンチヤンチン小石川

通、馬クハタノヽヽヽヽハエヘヽヽヽ世話敷事ハ奇妙チヤノヽヽ

同廿八日

晴天、藤助來来ル、朝飯出し、今日御参詣相止、伊三郎來ル、春之助來ル、吉

彌ヘ用事有之柳原へ参ル、藤彌是迄居候御長屋ニも参ル、三内と半藏ヲ為見、

豈替等夫々御普請方役人へ申付ル、夫より出仕、御用追々透、提紐認ニ参らん

ト三内と一趣ハツ頃引取、大通店々ニ寄、繁榮目警し、直段高直おそるへしノ

ヽヽヽ能品柄壱ツもなし、相止又々柳原へ立寄、三内御長屋へ立寄、三内物

好も感心也、異人之金入出候間開かんと色々工面いたし候得共開候事不相成閉

口、三内即開候、其工面入警候（マニマニ）、暮々帰ル、廻方候ニ付庄右衛門・權藏・東六・

久藏、御備組壱人呼出達、四ツ頃迄居帰、床為延伏し、廻方調掛候事不相成、

御用も透ニ相成候間明日は引込、調物いたし度、主馬は日々他行いたし御殿ニ

不出、今日御用所ニて大笑いたし、困た先生也

同廿九日

快晴、引込朝より取調物いたし候、藤助・弁藏は今日出勤之趣ニて來ル、健三

郎暇乞参り、十兵衛・庄右衛門・藤助・吉彌來ル、（野州）返忠有之、散乱いたし

四百人位奥州方へ走り候由、残党少々居候由、八百人位降人ニ相成候由、其外

固、又々金之入用ハ上々様御登之事如何可相成や、此方色々趣向付ケ居候、夜

食事中又々藤助來ル、帰候後權藏・岡吉夜嘶ニ來ル、色々申上度事有之候得共

今夜も出火、先々無事申上候、夜九ツ頃

【第十三冊】（豎帳 墨付十五丁 248×173mm）
〔朱異筆〕十一月十日立御飛脚廿日着廿一日達（日記斗參書状不參候）

同六日

曇、寒氣甚、起ニ思止五ツ頃迄床中ニ居、藤助來ル、例刻出仕、寒氣甚し、昼頃より雨ニ相成、今日為見馬參候積之処雨故不參、青毛ニテ南部馬よし、無張合戻ル、今宵御組豆腐ニテ呼、二階十九畠敷一間ニテ目白押いたし、大鉢とも膳椀人々持參、徳利・盃も同様也、四ツ頃一同戻ル

同七日

曇、雨は晴、寒氣も今日は少し暖氣方、乍去巨燧無之、着物ヒヤノヽいたし、丸子之ちゞ夷筒持參、

至極面白、大筒打候
者は鉄ヲさし、筒先ヲ下提、背中ニ掛置候鉄炮之

由、代金十九両之由、出掛ニ付ちゞを返し御殿へ持參、御用所へ為見候處至極面白

と、權十郎殿是非一挺求度と申、七十挺揃候趣ニ付、上ニテ十挺御賣上可然、早速織人ヲ呼、示談被致候得共如何成返事や、

私は聞不申、此方ハ金不足、困候事万物面

白品如山、唐物第一よし、今朝寝いたし、御殿へ九ツ過詰ル

明日新徵組御覽被仰出、明後九日御縁組御取交セニ付殿中無地熨斗目、尤

色上下同色、返小紋ニ無之よふと被仰出候、返し小紋とハとんと不分、いつ

れも困候事也、所持いたし者は有之、五日ニ兩刀皆之困候由、此無地も如何

可有之やと考なから歸、松平源大夫若党打衣羽織小袴着、御製禁おかしニ付

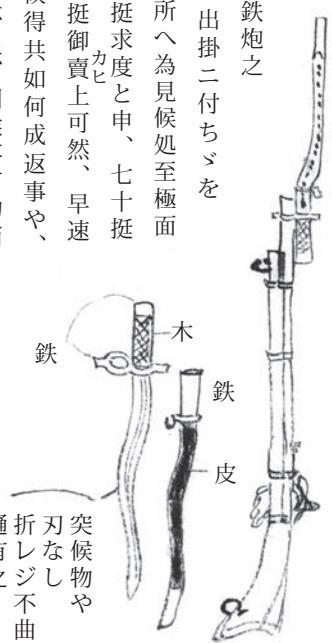
為糺候様ニとの事ニテ相糺候処、入恐次第と相成候、別段之儀ニ付多兵衛叱、

差控□□候積ニ□、半藏内々案文為見候得共余り馬鹿ニあきれ、弥差控為出

候てハ庄内へ不下ハならひ事ニ付、已來入念と此度は先ツ立腹相止、金彌

來ル、仙太夫入恐次第ニ付内意使權藏來ル、受取、金彌も不念之筋ニテ半藏

へ案文賴也、世話敷處通抜候処、指控やら追付大目付騒ニ也可相成、疑敷者



之處、何月幾日頃ニヤ見不申ニ付、此造酒助くひなれざる事ニテ大閉口至極、吟味始り候ハ、役人此頃庄内ヘ下候者幾人ヤ、来年迄掛可申候、馬鹿ノヽ敷、罪人物盜者も有之世中と可申

○長州証伐当十八日より手合之趣、此頃大坂城ニテ手配評定有之由、野州集ハ内通之為ニ落候得共、

長州一国之敵容易攻に

は無之、大変と可申候

○明日新徵御覽ニ付、

差泥候事ハ黒半襟之肌

子ニツともあか付とろ

ヽいたし候故、茶襟

着可申候得共、是又

あか付あしく故、黒襟

裏返し可然と工面出

來、如図縫、至極よし、

漸出来、明日之始末合、

こころよく床延伏し、

火事チヤンヽヽヽヽ

ノ風も強候得共火も不

見、夢中

同八日

曇候天氣、早天起支度、金彌内意書源太夫持參、明半前ニ御殿へ出ル、十兵衛用事有之、柳原長屋へ參ル、隼人今日之新徵組御覽刻限不知居、大騒ニテ髪月代いたし、五ツ時揃過ニ相成候間御殿へ出ル、御用も有之、御召替ニテ御次より御馬見所へ廻候手筈、私とも詰所辺一円新徵組百四五十人詰候ニ付、御小性頭詰所へ移ル、緩々多葉粉呑居候処御留守居方中役金三郎參ル、只今御町奉行松平石見守様御手付同心參り、深川八幡前廻船問屋ニ何屋誰と申住居ニ階ニ長州藩五人忍居、町人本身をやじす、刀等脇へ隠し、五人之内兩人は脇さし持候由、外ハ無刀ニ付早々不目立よる御人数御出ニ相成候様石見様より被仰付候趣、尤手配等之事深川寄所ニテ御示談有之様ニ、右之廻船問屋は長州出入者之



よし、右之五人便舟次第明日ニモ船ニ乘候積と申注進、其内御召替、そらく代
大騒ニ付即御用所走り申述、今日非常詰二十人、御物頭一組ニテ可然、家を取
巻候故先方より四十人位と申遣候ニ付、委細申述早々遣候様被御申聞候、御備
組頭御付候方と申述候處、十兵衛呼出候様ニ付早々呼出し、権十郎殿御覽所へ
廻居候間十兵衛参候ハ、為知吳候様被申様ニと直ニ被廻候、私は跡残、御備
呼、只今早々支度、尤昼頃ニ相成候間食事いたし候様申付、喰十兵衛頭可被仰
付候、御留守居中役之内も出来可申、御物頭も可被仰付候と達、御備組不殘捕
方被遣候故、今日之宅非常私之組へ早々只今饗応之間へ相詰候様下谷へ飛□為
走申候、其内御物頭非常番朝比奈十右衛門参候間、早々一組召連深川へ参候様
にと申達、其内十兵衛來候間、十右衛門と相談為致、十右衛門走り引、夫より
御次より御馬見所へ参り、権十郎殿へ十兵衛参候趣申述、権十郎殿と一趣戻り
夫々達、即四十人余之御人数出候ニ付、御馬見所ニ御次より廻り篤と見物いた
し候積之處、捕手遣候故甚心配落付不申、今日手疵得不申にやと心配至極氣掛
ながら見居候処、御次御坊主十兵衛より手紙來、
松平造酒助様 権十兵衛 開見

封

先刻被仰付候長藩五人一同不異ニ召捕候間御安堵之為一寸御注進申候、
権十郎殿へも宜被仰述被下度奉存候、以上

十一月八日

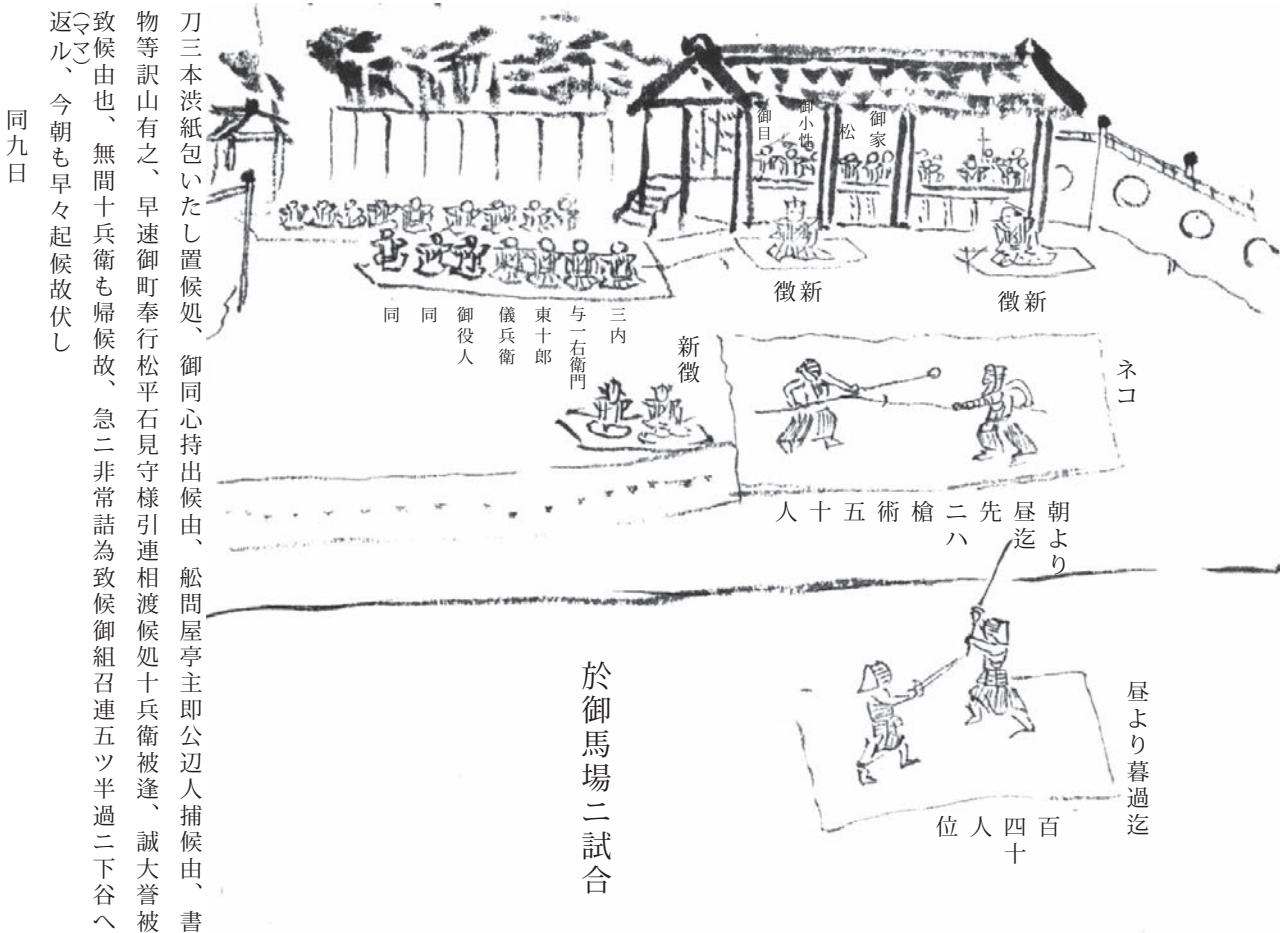
松平造酒助様

榊原十兵衛

メ

権十郎殿へ其儘さし出、直ニ男四郎 御前へ披露、先ツ漸安堵いたし見物致し、
一同同様之趣也、昼 御居間御戻、一同外へ出、平伏いたし

ハツ頃ニ也可有之、御召代ニテ御馬見所へ廻り、御出候節一同平伏、昼より一
刀流、暮過ニ相成分不申漸相済、御餅菓子被下、権十郎殿・私・男四郎鳥渡挨
拶ニ出て六ツ過ニ引、直ニ政右衛門へ為暇乞参ル、十兵衛初御人數尔今不歸、
空腹ニ相成候間隼人へ寄、即膳出し、浜クリ汁ニ煮肴也、其内十右衛門帰候處
ニテ届ニ出候間、捕方始末聞候處、御備組二階へ内之階子よりと外より竹階子
二ツ掛、三所より登入走り掛候処、伴彌太郎カラミ槍ニテ髪毛カラミ候処余人
急ニセマリ、五人とも働不申召捕、金子其処々々へ入、脇さし短刀七八本有之、



雨、晴模様也、源太夫（*松宮源吉事*）参ル、家来事ニ付差控サシ出早速帰、今日は無地熨斗目着し羽織襦高袴ニ紺足袋ニて出仕、御用透候得共矢張少々ツヽ有之、今日十兵衛五人御加扶持、在勤中二十人御扶持ニ相成候、松平右京亮様より御縁組御約定之御使者御取交、兵部殿掛ニ付松平様へ被出候、其後御先方よりも御家老・御留守居参ル

御目通有之、其後御地走出ル、御焼物鯛一尺二三寸も有之、何之膳と可申や数々出ル、御使者開候後御用所へ御祝義申述ル、詰所ノヽニテ御酒御吸物被下、マ鮑（鮓）二ホラノさし身・鯛小串・ハマクリ御吸也、独故樂ながら頂戴、ハマクリハ砂タラケニテ一口入、椀二入候

一、先月廿五日ヘ御逃もの書状只今達、遠着承候処、野州楯山より落候五百之残党、又々小山辺とかへ二村ニ参屯、道中通路容易之事ニ無之、荷物皆残し漸人斗登候て、廿三四日より追々立御人數滯留之嘶よふニ承り、大困事ハ始候、先頃奥州ヘ下候由雜節（マツカ）有之候得共、仙臺湊村藏被取候（怒カ）モ有之故国堺ニ固メ有之、浪人入事相成間敷、如何いたし者やと此頃考居候処、昨日又々歩兵繰出候とて足並之トンドコトン之太鼓、豆炒いたし様叩押音也、乍去楯山自國と申、米糧玉葉潤沢貯有之処、逃走候間近々二片付可申、庄内辺へも殊ニ寄參候事も難斗候

一、今日近々四品可被為蒙、仰ニ付、掛り隼人・権兵衛被仰付候、去年頃や当年ニヤ御官位被叙候節、為御礼御上京可有之と申事京都より申来候ニ付、隼人へ為御名代嘸為御登可有之、万一我杯と為御登可相成ヤと殊に寄懸念なりと嘶いたし居候得共爾今被遣候人不知趣申聞候、内々半藏へ駕籠痛候処修覆等致置候様申付置候、万々一若々被仰付候節、先達て之軍登と違、大金ハ入可申、其節氣量丈借金不致ハ相成間敷、御家老之可登處ニ可有之、物入なる事、其上初て事故甚ムサク御座候、ハツ過帰、御徒目付片桐茂作呼即参ル、御用有之達、暮過迄嘶いたし帰、定之進・六右衛門・権藏用事有之來ル、五ツ過迄致嘶歸候ニ付、寛々御状奉拝候

一、先月廿四日・廿五日御認之御書、御飛脚遠着、今九日着相達、謹て奉拝候、日增寒氣相成候得共、益御機嫌能被遊御座、恐悦之至奉恐賀候、私無事相勤居候間少も御懸念被成下間敷候、宗右衛門先月十六日帰着、早速御伺ニ罷出、具ニ此方模様御承知被遊候由、当人此方様子御話申上候半、鼠之

同九日

刀三本渋紙包いたし置候処、御同心持出候由、船問屋亭主即公辺人捕候由、書物等訣山有之、早速御町奉行松平石見守様引連相渡候処十兵衛被逢、誠大誉被致候由也、無間十兵衛も歸候故、急ニ非常詰為致候御組召連五ツ半過ニ下谷ヘ（マ）返ル、今朝も早々起候故伏し

ふニ他行、子供同様我儘も言語絶候、無文字、乍去私事仕候ては同役と申、
松寿院様を思ひ、草之蔭ニテは如何程苦々敷思ひ可被居と捨置事も不相成、
扱丈手尽可申、乍去御用相談も染々不相成程人故、蔭勵ならて無之、御小性
頭と相談いたしニは、柳原ヘ居候ては誰壱人心つかいの人も居不申、得手勝
手他行、御組杯とハ日々出仕被致候事と存居、御用書付等ハ朝ニ出し、其書
付助吉御殿ニテ私へ出し、助吉引取御組へ達候故、暮頃ニ最早御殿より御引
取ニ可相成と御用伺ニ出候と、尔今御引取無之趣ニテ御組帰候由、
（此頃山本
權藏參嘶いたし候間）御殿ヘ頓と不被出、他行日々いたし由嘶いたし処きモケ
いたしニ付、西御物見ニ引移候事ニいたし候ハ、御殿一足故大違ひ出可申、
且御家老衆・御小性頭之前在之、御殿ニ断他行不相成、
〔止長攻＊〕
シチヤウ攻ニ兵部殿
へ是非とも御用不便利ニ付近々沙汰（御長屋明次第事也）次第引移候様致被呉
候様ニと頼置候処、早速主馬へ被申由、其後御長屋明候ニ付、私より引移候
様老衆被申候得共、左様ニテは事輕相成候て早速引移申間敷故、是非とも御
紙面ニテ早々引越候様御沙汰有之様ニと呉々入申候、且御扱一つと強て申述
候処、私困候事先達てより覺被居候故被笑候得共、是非と申述候て漸々御用
番より紙面参候処、始末合不申早速引移候事不相成と申居候得共、延々も不
相成候や、十日十一日天氣次第引移候事ニ相成候、先月廿九日か当一日頃ニ
被申遣候由、漸事成、此上ニ我儘被致候ハ、私知り不申、老衆も一藩の締ニ
も懸候間、一廉不申付け相成間敷と先達被申候間、至極御尤、不構置候てハ
御為道ニ不相成義、乍去病氣と号、養生之為ニ他行いたし候様玄輪申候ニ付、
此度ハ引移之義一先ツ御扱被成、其後も是迄通ならハ無余義次第と迄御用所
ニテ申述、以之外之不沙汰ニ付一通貴様迄申候事故、此度貴様被申通御用も
有之、遠方ニ居候ては御用弁ニ不相成ニ付、早々引移候様可申達との挨拶被
致候間、忝なしと引、和尚之為小增大心配、御察可被成下候
一、十七日政之助為看病祢津下、十八日伺出、茶春哉昔少々上候由
一、宗右衛門五升入一樽被下候由、同人より酒小陶入一つ・小箱詰茶初摘・神
田自慢菓子一包さし上候由

右衛門へ申付置候得共、今日迄無之、馬は幾疋も有之候得、共用馬向壹疋も無之、此頃南部より参候青毛能馬故率参候積御座候得共、此間ハ兎角雨天続候て爾今不参候、時々被誘行候得共馬無之とて断候故、我馬御貸可申と二疋健人より被申候得共、夫もいやニ付、^(ママ)へも當五日私斗歩行ニて参候、緩々能馬求度候、隼人星青尔今直段引不申とて四郎右衛門を責居候、五十五両を三十両二付ケ、ハネカヘリ四十両位と申遣候得共挨拶不参趣、榊原へ集、兎角馬嘶御座候

一、主馬軍用金貯嚙可有之、鉢植又は時計杯と無闇ニ集候由、長者別段御知行ヤミ六思大氣量事之可由

一、勝兵衛無事五日下十八日着、色々さし上候由、鮭壱本被遣候由
一、持登候タヨヒ、文化頃之分之由、此頃馬具師承候処縞入タヨヒ之寸尺二て

裕二相成候故目立大振りと申聞候ニ付、裕才尺ニ直候様申付候
一、三尺革之事被仰下、此方ハ御旗本衆初一同用ひ居候風ニ御座候、用便ハ付

何ニも鎌差繩相用ひ居候得共、是ハとんと見当り不申候
一、黃色之敷込之事、万一御入落二候やと考申上候、比方にて一つ申付新敷い

たし
仕舞置候間 二通二相成二付左様思召可被成下候

一、酒田云々委細被仰下、馬鹿ノヽ敷事ニ御座候、中村ニて娘貰候由、此娘大

可有之やと十兵衛杯と遠笑いたし居候

一、又吉・要吉、小大男、御広間陳太郎の大若党、誠鶴飛廻候節、繩率不仕ハ
アフナキよふニ御座候、近々子供力出候よぶなる甘物さし下可申、喜三郎宣、
悦左衛門悦居候由、於私大安堵御座候、石太郎又々上候様申上候由、此方い
つれも呵居て御長屋ニ氣詰居候

此度ハ引移之義一先ツ御扱被成、其後も是迄通ならハ無余義次第と迄御用所
ニテ申述、以之外之不沙汰ニ付一通貴様迄申候事故、此度貴様被申通御用も
有之、遠方ニ居候ては御用弁ニ不相成ニ付、早々引移候様可申達との挨拶被
致候間、忝なしと引、和尚之為小增大心配、御察可被成下候

十七日政之明為看病柳津下 十八日伺出 桃春故昔少々上傾由
一、宗吉齋門五升入二尊坡下候由、同人より酉小陶入二ツ・小箱桂

田自慢菓子一包さし上候由

一 中的云々漸差下 安堵いたし

者出、追候得共中々不帰、門前伏候て柱石之クジル迄も參ル、氣力ナヒヨ、おそのさんイテサンセ、デサンセと其声耳ヲクヘ居候、其内ニ紫縮縫ニテ頭ヲ包、真白鼻ヲ出し、縫縮縫之袖長羽織と可申や半天やと申や、真黒ノヒロウト掛、帶紫大瀧縞二黒と昼夜ヲフラリとワツサトメ、袴ノ裾よふ小吹小紋形ニ小サキ紋杯と付、足袋不用、あした草り付、黒ヒロウトノ緒ヲ付、カラリノヽ、裾ハヒルシヤラ、袖サ□ノヽとツンノヽ歩行、其内ニ奇妙□者も通り、実ニ為見度事山々存居候得共、金丸不持、無拠しと独樂居候

一、傳吉凧他事無之趣被仰越、丈夫故と悦居候、整差下度候得共、御覽等有之、政右衛門と御殿ニテ鳥渡暇乞いたし候のみニテ下兼候、文次も少々ツヽ歩行仕候由、十月幾日頃生候や忘候得共、丈夫なる生と可申、弓矢多アカ丈夫御座候由、嘸々御賑々敷可有之、遠察罷在候

一、廿二日閑兵衛帰着、具ニ此表之模様申上候由、被仰下趣奉畏候

一、輝廣之義申上も甚無心よふと思召と存候得共、一通り拵付、又二重拵ニ相成候て苦ケ間敷申上候、色々心変申上候得共、順策之心をむにいたしも不宜と存、一段腹立候よふニ御座候得共、是も私之悪敷よりとかんにん仕候ヘハ順策之心も通り、私之先ニ嘸いたし事出来候間、此頃心直し尚又申遣候筈、順策嘸申上候半と存居候、良平十二月罷登候節、下地出来為御登ニ相成候ハ、大慶仕候、其頃ニ相成候ハ、道中浪人散し可申候

一、御馬乗四郎右衛門事先立申上候節任候事と申事不申上筈と覚候得共、二年

被仰□□、私間敷申上候半、一ヶ年詰いたし、乍去只今□曉不分候
一、菅河原鮭味噌糟漬二本・小鯛七枚為御登被成下、男四郎へ云々被仰下奉畏候、鮭嚙結構可有之、大樂先々有難仕合、何分の州^(野州)之浪人野郎ニ掛甘物^(カ)不着、愁とも無全^(詮)、早々着よふニと祈居候

一、抱地ヘ御入云々具ニ被仰下、奉承知候、誠御心痛程奉察上候、急之事ニテ別て御心配被遊候半、先ツ万事首尾能相済、奉恐悦候、上物品々迄至極御宜、嘸御満悦ニ被為在候半と遠察仕候

一、母上様より御状有難奉拝候、御機嫌能被遊御座候、恐悦奉存候、私事前文之通故御休意可被成候、甘物訣山為御登被下由有難奉存候、何分野郎共ニ掛候、傳吉ヘ凧下候筈、続凧此方ニテ之揚□為拝候處不知、今日定之進參り拝

よふ甚残念仕候間、小サキ統凧追て又々下申度、鳶凧漸出候間、先整候て下候事出来候ハ、下可申候、凧絵近々參候て整下可申、拵着服委細被仰下有難候、福井との御手細工紺足袋田舎仕立ニテ、とんと目口明不申、紺皆落、セツ駄緒付候、皆切レ四五日ニテ下メツタニ成申候、半道往来故と存、キツヽヒ整用候處、足ニキツハリと添能、紺不落、十五六日洗も不申用ひ、切目も

不立、直段ニ本余之由格別ニ御座候、一枚物道中より寝まきいたし洗不申、

只今も着居候、猪との不居斗垢トロノヽ、權藏參り為洗レとて大世話ニ御座候、天氣能ハ三平掛可申、足袋と斗垢溜りコボノヽ肌に掛



是ハ中間とも洗セ仕事いたし居候、肌子日々御殿詰、黒襟ノ黒襟掛分斗着、下着杯とハ如山貯潤沢ニ御座候、御長屋ニ居候時ハ餅草色之御紋付ニ昼夜無差別、道中より召候一枚物ニ縞之綿入寝まき、モノクサ太郎參候ても入恥候て帰候程ニ可有之、唯道樂者困事ハサクジ^(アサクジ)掛候ニフカシ無之、腕フチ居候間能便りニ御登セ可被下候、乍去此方ニ可有之も難斗候間、江戸能覚候者を御糺之上被下度候、火熨斗等具ニ奉畏候

一、干味噌先ツ御止可被下候、在過候て此頃人々へ配分仕候

一、持参より小鯛為登吳候、是も同しく野郎ともの為ニ達不申候得共、御風味御礼追て可申上候得共、御心之程乍恐宜御礼奉御願候、祖母様へも此節嘸御丈夫可被為在と奉存候、御序御宣奉御願候

一、石沢民も嘸々御無事ニ御下着^(候ト)遠察罷在候、登候節真綿御□□いたし積之処、丸子ニ何ニも持不登、三両へ添遣候、何ニも不送却て甘物貰候、甚敷失禮^(無精)仕候事忘不申、追て何廉下度と奉存候

一、此頃岡吉甘物食候事百万石も取よふの顔いたし居候間御吟味いたし、手ニ指股ニ種物有之故是又御吟味いたし、追々可相糺候、兎角おろしき昔語り居候、御一笑可被成下候

三両通之御答委細ニ難申尽候、先々寒氣御凌可被遊候、御答旁御機嫌奉伺候、尚奉期幸便之時候、以上

十一月九日夜認

御父上様 御答

松平造酒助

尚々明日立候飛脚有之二付奉申上候、近々他行いたし蒸氣船一覽ニ両老衆・男四郎杯と參候積、隼人を留守番任候積之手配、主馬番人も不相成□子供同様故当二いたし不申、十二日頃ニ可相成候、追々保養いたし不申ハ造酒助も庄内下候ても嘶も出来不申、嘶実拘ひ可申、茶屋杯とハ堅禁不申ハ御組御備の締ニ不相成候間少も御懸念被下間敷候、吉原や深川仮宅杯とへ参り、酒呑候へハ即御注進ノヽと申參候へハ、捕方今やノヽと待居候故、樂もでき不申、此前御登之頃と大相違、御備方ニて組製し居候風御座候、先々能々辛抱いたし、能馬を求、人之馬ニテ參候處へ一趣參、万之一節先陳被掛候馬を求候ハ、嚙々嬉からんと待遠御座候、名馬求候ハ、如何程楽ならん、昼夜忘候心無之、折角ノヽ寒氣御厭可被遊候、皆々へも宜奉願候、此頃申上候名下注文物之事かゝと子供を書不申、書落候、弓矢多ヘ遣候品ハ考居候

此頃見当り候奇妙なる下駄

同十日



小指も出申間敷見候

晴天、丸子ぢゝ参ル、五ツ過三内用事有之、柳原へ寄、主馬今日御上屋敷へ引移候届有之、例刻出仕、御用どんと無之、道中筋大騒之由、下候人々嚙嘶可仕候、寒氣折角御厭可被遊候、尚奉期幸便之時候、以上

十一月十日 柳原ニテ認

松平造酒助

御父上様
御母上様

尚々、品物尔今達不申候得共、白久より小鯛被為登候由、書状返事ハ追て遣候度候間、乍恐宜御嘶可被成下候、以上

大落字大乱筆不文御免可被成下候

【第十三冊終】

〔第十四冊〕(豎帳 墨付二丁 248×174mm)
〔朱異筆〕(異筆)
〔十四〕〔十三〕此ノ後ニ在リ

〔朱異筆〕
〔十一月六日弁藏下、廿二日着、廿四日届、書状ハ不参候〕

十一月朔日

晴天、今朝吉彌立へ書状差出し、今日引込、主馬へ頼遣、御用ニテ十兵衛来ル、金彌来ル、昼過源四郎・藤介来ル、暮前伊三郎・金彌来ル、馬具師来ル、三度掛大振故能見候様為見候處、是ハ冬ノ綿入之三度掛と同様寸尺故、綿入と給と

同寸尺ニテ、大違長く提り候故、拾三度之寸尺同様ニ可致と申候間、少詰候様申付ル、今宵は誰も不参故六ツ過伏し

毛引今朝之控へ入、上候間御便次第御状ニ入可被下候

同二日

日々快晴、金彌・仙大夫来ル(此兩人は御預人常右衛門・濱治兩人之出納役當分勤居候、預り之常右衛門鼻紙入中金子六両二歩壹朱入有之処^(マ)失ニ相成、其為時々參、大目付働可相成、甚氣毒也)云々二付今日出勤、例刻出ル、御用は大透、云々之義兵部殿へ内話いたし、当五日賢明院^(賢明院)様御法事ニ付、九ツ時熨斗目上下ニテ相詰候様被達候、昼過引、吉彌御礼上下ニテ出ル、榊原へ寄、着物着替、八ツ半過引、綿入二ツニテ肝^(汗)ニ相成、誠日本晴と可申、富士山杯とハ霞候て見ヘ不申、朝々大霜真白也、庄内は奥御居間之巨燒、柿・梨子・栗・餅を足延給居候半、御夜食之御賄ニカゝ力御聞ニ出候ハ、豆腐ニ此頃腹らゝ子、今晚は先ツ鮭之切込味噌漬有之からよひと被申居候半と遠察罷在候、此方ハ汁、朝々大根之おろし汁ニ菜当座漬のみ、干味噌出し、夜食は極よく鱗し為知肴茶屋為走候や、付候事も有之、折々平斗付候事有之、庄内黒^(マ)ここ焼干二人參・芋・コンニヤクまたは湯大根、折々豆腐汁ニ候得共、庄内より飯甘ク、鮭ノアン掛け候より甘く食し居、御殿へハ人々箱弁当なれとも、私は野合ニ持行候割合、香物入は手作之組割合ニ香物五切位ニ煮豆、氣根も能入候、私も氣根よく給居候、兎角織人ニ感心なりとて被笑候、岡吉杯と私共より甘物不被給と食事中參り笑候間、僕約いたし様此頃也能申諭候得共、召仕候男之ナリキニ相成居候由、岡吉斗^(マ)へ申候とも不埒明、困候事ニ御座候、御組寄合ニテ集、四ツ過帰、天ニ無雲無之処急風吹雨

三日

雨晴、次第天気晴、朝寝いたし居候處丸子伊太郎参ル、漸始末合逢、五発打短筒^(眞合カ)久安以見、伊三郎・周作・藤助來、一同感心いたし、朝飯亥^(マ)太郎へ出、短筒留置、例刻出仕、御用どんと無之、政右衛門は当九日ニ立、手伝之丹吾・源右衛門近々下候様昨日達、昼過引、多門寄、藤助・中惠來ル、寛々嘶いたし戻り、御用有之柳原三内へ寄、金粉失一件相談いたし、暮過帰、市中廻用金之事ニ付世話役呼集、四ツ過帰、晴夜、火事毎夜、遠方也

晴天、丸子ぢゝ参ル、五発^(カラクリ舶)カラリ舶來出、又々持參、中鳶仙大夫來ル、例刻出仕、同四日

誠能日和日本晴也、御用も無之、八ツ頃引、榎原ニ寄御用達、殿様御風邪御

引込、実ハ御溜詰格之御登城之御調は不致出来候由、明日は賢明院様御法事ニ

付清光寺御出被仰出、私とも拝礼被仰付候、御小性頭と申合、熨斗目着し、紺

之足袋・襷高袴へ割羽織、長上下は先ニ清光寺へ遣、両刀ハさし行候積、七ツ

前帰、明朝は湯つかひ候故其用意いたし様申付ル、ものくさ太郎九十日余明日

ニテ四度目也、五ツ頃伏し

五日

曇、寒風難絶、支度中ニ金彌来ル、早々返し五ツ半頃より参ル、芝迄長道退屈いたし、大通ニテ能絵之風見ル、近々参り整可申、四ツ過清光寺ニ至ル、上

ニテ御戻不済内玄関より直ニ御法事奉行之男四郎詰所へ参り候處政右衛門も來居、甘物沢山有之、男四郎ハ御法事之間へ出居候間、秋保と男四郎へ出置候甘

物と茶呑食居候處、女中よりとて丸飯ニ、ヒタシ・煮メ・餅遣し、大食いたし

居候處、主馬も参候と申案内ニ付私とも詰所参ル、御家老衆と屏風し切り、兵

部殿被参、茶も不出甘物無之、いつれも弁当使、自拝済又々男四郎所へ参り、

〔秋保〕私保と私・多門と又々甘物給、寛々休足いたし、七ツ頃帰、庄右衛門呼、刀脇

さしニ油ヲ為引、伴彌・平内、用ニテ参ル、暮々帰、半藏出、雲州ミかん弁藏殿へ頼七ツ上候と申、御預人之金子粉失(マ)一条ニ付六ツ過より鬼さん柳原住居

故参ル

明日弁藏出立二付書状も上候處候得共控へ統一筆認候

日増寒氣ニ相成候得共、益御機嫌能被遊御座、恐悦至ニ奉存候、私大丈夫ニ御

座候、先々御機嫌伺のみ奉申上候、折角ノヽ寒氣御厭可被遊候、尚奉期幸喜時

候以上

十一月五日

松平造酒助

御父上様

御母上様

尚々、今日見候凧絵、政右衛門九日出立仕候間、其節あまなつと・凧、傳吉へ

差下候、尚期幸便候、以上

【第十四冊終】

曇、源四郎・周策・馬七来ル、今日も終日休、昼寝いたし

【第十五冊】(豎帳 墨付五丁) 247×175mm

〔朱翼筆〕
十一月十日

〔朱翼筆〕
十一月十九日立晦日着、十二月朔日達候」

晴天、引取より榎原へ参り書状纏と認さし出、今日十兵衛妻之百ヶ日なりとて納豆汁ニ油揚地走ニテ五ツ過帰

同十一日

曇、今日本所小笠原圖書様之屋敷(圖書様は兵部殿実家、本所矢場普請中ニ付)へ種ケ嶋門人稽古日ニ付、短筒三挺、外ニ壱挺打試ニ層より權十郎殿と三内誘引参ル、

丸子伊太郎来ル、甚寒ぐ薩摩芋度々取寄御地走なり、暮頃帰、明日品川沖蒸氣半合羽取出着し美候處肝煮如、羽織丈長キ故詰ニ掛候處伊兵衛來リ、其内權十郎殿より明日行五ツ前より尚又明朝之相談と申越候ニ付、妙事と伊兵衛と嘸いたし、伊兵衛は五ツ過より權十郎殿へ泊行、合羽詰候、とこやら鼻氣塩梅故早々伏し

同十二日

暁七ツ過ニ也可有之、起候處雨天なり、雨候節止候約速、快又伏し、五ツ頃目を覺し、弥鼻氣故終日休、寺内來り、今日御出ハ如何と申ニ付、雨之為相止

候、權藏申候は只今承候處、今早天本所四ツ目御屋敷之一間置御隣之御旗本二千三百石位取小栗九郎右衛門と申家ニ水浮浪人兩人籠り居候ニ付、十兵衛御備組召連、其外御物頭持組連參候由、いつれ町家と違、容易之事ニ無之、其外吉原ヘも同刻石原源四郎自組連參候由、御聞不被成候やと申ニ付初て覚、十兵衛甚案事候、小一郎等一兩人戰之場所走り行度旨申聞候間、參候様申付ル、少過

小一郎あへきノヽ走り歸候て何事無之、浪人門前ニテ被縛候處見候由申ニ付、十兵衛杯と如何いたし居候やと承候處、門前辺フランヽ被致候て、御人数ハ其家取巻候斗也と申ニ付大安堵仕候、源四郎ハ吉原ニ無之、別之処病人ヲ捕、都合三人ヲ松平石見守殿へさし出候由ニ御座候、中恵参ル、御徒目付茂作来ル、大伏いたし、早く伏し

晴天、伊三郎今日出勤仕候とて來、扱御組ニテ昨夜日本橋一丁目翁庵（料理屋）ヨリ注進ニテ非詰（私御組二十人ツ、三番詰）即走り行候て捕候処、松平下総守様御家來之由ニテ、兩人神田橋稽古所ニ入置候由、家來只今歸嘶ニ御座候と申、如何成働いたしや、酒酔なれとも初て之事也、取斗方無心元存居候処、權藏只今歸候とて來ル、昨夜如何成合戦いたしやと承候処、九ツ頃ニ乱妨仕候と申注進ニ付參候処、唯今逃行申候との事ニテ一同無張合存、模様聞糺候処、御覽、刀抜切候と申ニ付見候処、障子縁二重成居候処切、コモ切レ居候、段々承候処、懷中なく相成候て當人叔母を呼吳候様申ニ付呼ニ遣候内、酒井様之御人数參と申候処驅出候と申、其女と聞候処そこニ参居候杯と申内、ソット走候両人叔母連ニ來候処、町人とも見付、ソラ来タと申ニ付戸口より出候処、見一參駆走候故追候処、（進退）身體極り誰家來と色々申訳仕候得共是非とも屋敷迄御連申、其上重役得差図不申、私共切ニ取計候事ハ不相成と其促連、稽古所へ入候、きつと立派なる侍無面目とて頭上不申、四五人番ヲ付居候内色々嘶仕候内、下総様御溜り當時御筆頭ニテ、殿様此頃御出被遊、御供迄一同御地走ニ相成候節、殿様御膳ヲ出候節、御宮仕ニ出候者ニテ、御酒も召上、能殿様杯と、御屋敷此頃御使者参り候杯と、色々罪輕相成候様申候、奇妙々々、御縁組御取交松平右京亮様の御本家故御縁女様之御名何と被申候やと被聞、番仕居候寺内杯と答ハ不出來、閉口仕候由、其嘶私大笑仕候、此方之御留守居より先方之留守居へ内々申遣候間、相戻候取斗之趣也、無面目とて頭提居候体無慙嘶ニ御座候、昼後隼人・四郎右衛門來ル、暫嘶歸ル、暮過ニ權藏又々來り、当御屋敷御組不残柳原へ引移候趣申出ル、貴様と聞候処、私ハ秀策処へ今日一宿仕候間、明日柳原引移趣ニ付、左様ならハ我も明十五日ニ引移可申候間、土鰍汁いたし候て即申付ル、權藏鳥渡にて歸、秀策と權藏酒一陶・酢一種・ツキノ味噌烹鰹を掛持參、酒ハ六七盃ニテなくなり、町へ為走出候、後吸物・湯大根、私酒呑不申故一滴も無之、為走候得共手間取、饗有之大笑仕候、四ツ過帰、早速伏し

同十五日

雨模様、權藏是より引移と届ニ來ル、十兵衛來ル、今日御目見有之候故五ツ半過ニ御殿へ出ル、御戻掛、御目見申上、主馬も出ル、明日立加藤甚大夫へ颯と書状認説、引取、柳原御長屋入、慶藏・小一郎と大働最中、火・湯無之、三内へ茶無心遣候処、三内も伊兵衛不居、〔テ〕大振り之土瓶ニ茶出し、茶椀六ツと

大土瓶ニ湯入來ル、暮過れとも膳不出、三内より今日為御祝儀〔鮒〕酔色々遣、空腹不打置食し、無間膳出し、巨燧掛、久振ニテアタリ価千金、雪降不申候得共風寒、綿入ニツニ綿入羽織ニテ縮ミ居候、緩々尻ヲアフリ漸落付伏し、〔下谷〕下屋御長屋物見下五六尺堰有之処、居候処堰無之窓下往来、其上カト成り、別て世話敷、肝ハ頭上ニ有之心持、疳氣の有之者ハ油断ならぬ処ニ御座候、甚案事候事ハ御馬乗四郎右衛門疳之風ニテ心配、殊ニ榊原内々示談いたし留、乍去氣の毒起りハ此方ニ借付金七八百両も有之、催促いたし候へとも不返納之為、別て腹合ニ掛候由、乍去脇へハ御嘶御無用、療中ニ御座候

同十六日

寝居候処へ權藏只今非常詰之処と申来ル、其後起、仙大夫来ル、伊兵衛来ル、例刻御殿へ出ル、御用少々有之、主馬ハ他行ニテ不出、御人数定り、名前も權十郎殿内々見候様ニと被渡候、同役衆より不来、昼後引取、直ニ御人数調ニテ柳原へ参り、八ツ半過帰、為御登品々漸達

一、頭巾 一、籠手 一、股引

一、干飯入袋ニツ（此方是非とも無之不相済ニ付、持登候一ツヲニツ拵直相用居候、御組衆へも兎角世話燒居候）

一、大小鯛十一枚 一、鮭二本

右之品々慥ニ相達、誠ニ御珍敷即燒候様申付ル、片身不残為切、外ハ先ツカメ為入候、小鯛五枚早速男四郎へ遣、今日終日御殿へ詰故返事不成、織人へ兎角用金借りルヤラ色々面倒頼故鮭四ツ一遣候処、鰹五本移とて遣、其内中恵来候間留候処、最早膳出ル頃丸子伊太郎來候間庄内地走早速出し、大悦ニ御座候、私同一切ツ、戴候、誠鮭風味忘居候処至極よく御塩梅ニテ來り、不思義浪人之口ニ不入、我口ニ入候事も偏ニ御恵之心か届、結構至極と舌之抜ヲ不知頂戴仕候、塩塩梅丁度宜御座候、伊太郎大悦、大陶ニテ七本余呑、大醉ニテ吉原嘶杯仕候て四ツ前帰、兎角香物一杯持來呉候間ぢゝも明晚參候様ニと伝口申遣候

同十七日

天氣、寒風、三内へ寄、御殿へ出仕、御用も有之候得共寝ながら勤居候、主馬も出ル、男四郎昨日礼呉々申、上ニ此度小鯛不被遣ニ付、誠幸御珍敷趣御分申候間御歎也、織人も結構為礼來ル、昼過引、爐之有之処へ住居故鉄瓶無之ハ不都合ニ付、榊原・片岡誘行町廻いたし、數十軒店見候処少能分有之ニ付壹ツ整、

隼人ハ三ツ足整、下直ニとて大歓也、両國手前ニ來候処、廻絵屋店有之ニ付立寄、四枚絵二枚・二枚之絵二枚・一枚之絵三枚整、隼人ハ張帆五ツ整、土手通り戻、新橋ニて別れ帰、寒風之為難堪頭痛いたし、丸子ちゝハ不來、御組集、例之通茶出し、帰候後早々伏し

同十八日

晴天、霜如雪、昨日より暖氣之方

一、茶もなし

一、茶椀土瓶もなし

昨日半藏へ折々慰候間茶人道具一通集候へと申付、稽古可仕候、中恵へ稽古之

節參候様ニと昨日申

一、仙大夫来ル、即

歸、三内來候間一

趣御殿へ出ル、御

用格別無之ニ付昼

引取、調御用有之

二付十兵衛連帰、

宅ニて調、御備世

話ヲ呼、組合組せ

ル、庄右衛門引込

居候故筆頭脇權藏

来ル、丸子ちゞ大

重箱二赤飯壹重、

ミかん壹重持參、

丸子吹イコ祭とて參ル、入物借、ちゝ返し、半藏今日惣吉ニ炭取り・はひ

ならし取ニ町へ出し整來ル、三内より雜煮一蓋物遣し、ミかん移ニ遣し、調

御用暮過迄掛、麺飯出し、飯後伊兵衛來ル、四ツ過迄嘶いたし帰

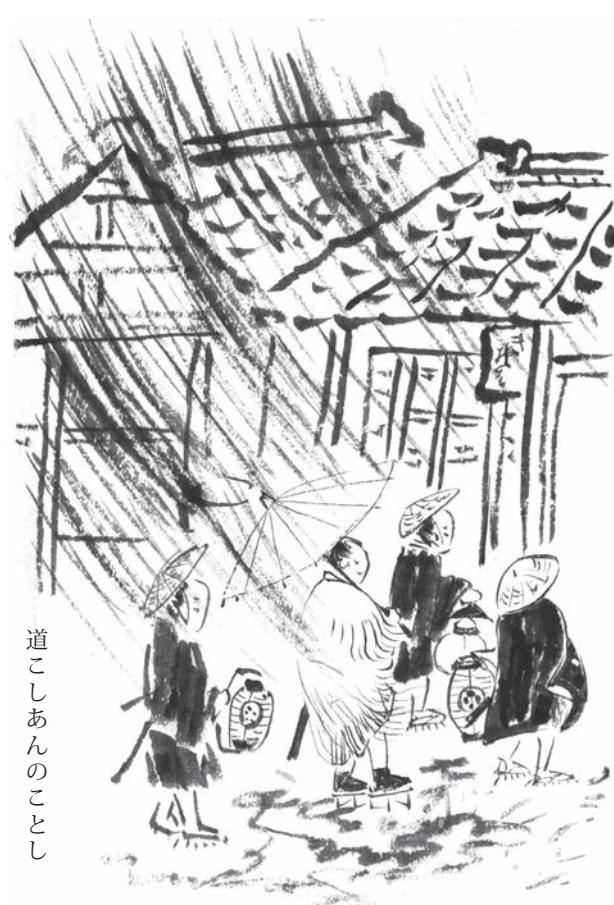


【第十五冊終】

【第十六冊】(堅帳 墨付七丁 249×175mm)
〔朱異筆〕
〔十六六〕

〔朱異筆〕
〔十一月廿四日總之助下二付十二月十一日着十二日達〕

十一月十九日



道こしあんのことし

雨天、今日御飛脚立有之趣ニ付廻絵七枚つゝ四本箱入、外丸子より至来之密相
一曲物頬遣、例刻出仕、主馬は日々出候、御用大透と相成候得共、急速御人数
掛故面倒之事斗有之、無文字書状任手認、大馬鹿書と可申、白井へも詰所ニて
颯と礼一通認候て御小性方へ頬遣、昼過引取、直ニ榊原へ参候処、巨縫を掛け置、
湯は涌居不申ニ付、早々湯為掛け候処へ隼人も御殿より引取、是も同しく弁当不
食趣ニ付弁當開いたし、隼人弁當ハ味噌糟漬鮭・味噌漬之香物、私は例割合、
〔菜〕さひ入ニは例煮豆・糟漬之香物、いつれも出合、其外押入より引出候二蓋、一
ツハツクタ煮へ小雑喉小海老、一ツハ醤油実、ソソノヽと食し、隼人申候ハ
今朝之地震余程強と申、我どんと不知、何時頃やと承候処五ツ半之由、雨々ハ
次第ノヽに強、風雨也、今日御用有之ニ付寅太へ相談不致ならなひと存候処、
幸隼人へ寅太致案内参候趣ニ付、相成丈早く参候様申遣候処ハツ過ニ来り、色々
示談いたし處暮頃ニ相成、直ニ又々地走ニ相成、吸物ハ鳥、平ハ甘鯛と海老、
ニラフサ・さし身、其外庄内産味噌糟漬、雨、登候後無之大雨、思止ノヽ五ツ
頃迄嘶歸、挑灯為持遣候迎合羽も不遣、何分子供集り、無拋蓑借り、半道余之
処帰、其出立、東都松田町辺も往来人無之、帰候処大汗、暖氣ニテ綿入一ツニ

てよし、雷鳴一声、認物いたし伏し、夜中目覚し小用行、大雨止、風ニ成り、星見ヘ、クハーノと申音いたし、前船ニて人々賑々敷船より水力へ出候事夥々敷、川水たつ瀬也、洪水ニテ若御長屋へ水つき候ハ、如何可致杯と考中寝候て夢中

同廿日

晴天、朝道は乾、出腰下セツタチヤラメカシ奇妙也、金彌来ル、帰候後髪月代いたし、食事中藤助来ル、一趣御殿へ出ル、御用格別無之、主馬も出ル、宅ニテ調御用有之ニ付御用番其趣申述引取、直ニ三内へ寄、示談いたし帰、權藏來ル、七ツ頃ニ大体調も出来候間昼夜いたし、暮前目覚し食事いたし、此頃ハ鰯相止、兎角土鱥之地走始り、又々認物いたし、気詰り候間薩摩芋取寄、輪切りたし自身網渡し掛焼食し、当月九日立之御飛脚着、御用所より御書達

当九日立之御飛脚着、御書相達、有難奉拝見候、追日寒氣相増候節、益御機嫌能被遊御座候趣、恐悦之至奉恐

賀候、私儀も大丈夫相勤居候間少

も御懸念被成下間敷奉存候、先月

廿三日さし上書状當五日榊原より

御届申候由、陶山白兵衛同日帰着

二付謹候書状御届申候由、廿六日

ニ立ヘ相謹候書状當□日相達、結

構ニ被為蒙仰候ニ付、御隱殿へ御

出恐悦被仰上候由、御繁用御察申

上候、代一登候より御案事申上□居

候、登候ハ、抱地御入無人ニて何とも御察奉申上候、来春ハ又定敷と存居

候、近日中ニ又々御勤有之、追付四品ニ被為成候由、来春ハ又侍従之由ニ御

座候、少将容易ニ無之物之よし、刃刀之事委細被仰下、奉畏候得共、何分差

料ニ相成候位ハ七八十両も不出ハ求候事不相成模様ニ御座候、源四郎も幸登

居候間、幸能物出候節ハ求可申、乍去容易之事ハ無御座候、順策へ頼候脇さ

し出来候上、大幸便ニ為御登被下度候、追々浪人遠走り候由御座候間、道中

懸念有之間敷、此節甲府ニ近詰候由、国持大小名如寝体、弱と申や、又徳川

之為ニハ力不用と申事や、とんと奇妙た事ニ相成候、武田三十騎ニて敵國を



通、上洛いたし事有之様書物ニて見事有之様覺候、右之武田も八百人ニて妻子連上洛いたし可申、京都ニ一橋へ付登候天狗組御暇出、千人斗京寺院や又是長家へ入居候て近々ニ騒動出来可申と噂粗承候、兵庫へも交易場近キ被開候由、いつれ又々天誅起り可申と被考候、爰許ハ先ツ捕者等も遠サカリ、静よふニ御座候得共、何時何初り候も難斗候得共、矢張庄内居候同様の腹ニハ油断ハ不相成、此方之樂ハ尙今知不申、甘物ハ兎角薩摩芋のみ給居候、朝長寝いたし、起候や否人ニ被掛仕、五ツ半ニは出仕、短日ニテ御殿へ参候と無間屋ニ相成、毎日八ツ頃引取、日々隼人ニ寄、湯漬食し帰候と、七ツ過帰、人ニ被掛仕、亭主茶屋同様、是も御勤と存居候、庄内ヲ思出候事無之、毎日之御殿詰之往来ニテ日葉(暮)し居候、御用ハとんと無御座候様ニ相成候母様御書被成下難有奉拝見候、御機嫌能御暮し被遊、恐悦之至奉存候、段々被仰下候趣一々奉畏候、日本橋名物玉屋両品上可申、何廉折々上度候得共世話敷取紛、心之保ニも任兼居候、御歳暮何廉上度と存居候得共心当たりも無御座候、白井祖母さまよりも細々との御文被下候へとも、兎角乍思御申訣なき御無音ニ打過、入恐候斗ニ御座候、御序宜奉願上候、鮭赤川ニテ取れ候由ニテ訣山御登せ被下、其外小鰯いつれも上々、塩梅能鮭之為ニヤ甘給候、小鰯珍敷、委細被仰下候間、男四ニ世話ニ相成居候間、着候や否五枚遣候処、上ニハ不參ニ付さし上候処、殊之外御歎とて厚く礼申述候、一枚丸子伊太郎參候節兎角色々貰、地走いたし事も無之、幸ニ相達候節故振舞候□、外一枚残し置、給ろふノヽと思居候内、隼人へ參候節、此頃十兵衛上り候節御地走相成候鮭至極能御塩梅之由申聞候杯と申ニ付、御珍敷有之間敷と存、不懸御目候得共御分ケ可申返事いたし帰、可遣と半蔵へ申付候処、大小鰯壹枚残置候、折角給候様ニと為御登被下候御厚思召、一枚も不給も甚不本意と存候得共、日々榊原へ参り地走成り礼を込メ、大小鰯壹枚、鮭少々遣候、御殿ニテ、御塩梅勝て結構なり、大小鰯ハ 上ニテ男四郎殿より上候処、大歎ニテ日々被召上、尔今無之やと金井迄御無心出候間、兼て御嘶壹枚御残被置候分我へ被送候由ニ付、御貰申候壹枚又々差上候と申事ニテ、段々承候処、上ニテ六枚被召上候由御座候、於私大慶仕候、偏ニ御塩梅能故と奉存候、君御心叶、甘く御食事被遊候ハ、私も甘食仕候同前ニ御座候、鮭は日々給居候

右は兩御書之御答迄奉申上候

其外御母上様よりの御徒登の入御文も奉

拝見候

同廿一日

雨天、早朝丸子伊太郎來り、昨日横濱より珍敷短筒參候と持來、筒之長サ七寸位、穴ハ五分位之玉目也、異國ニテは小鳥を打候趣、元込也、五六間位庭杯とヘ雀杯と打慰筒之由、追日珍敷品横濱より□越、其内伊三郎・藤介・権蔵來ル、伊太郎申候ハ

殿様御若ク被為在候間、御庭ニテ御慰被遊候

ハ、至極御宜可有御座候ニ付、若々思召ニ相叶候ハ、差上申度候間、宜御嘶被下度旨申聞候間、いつ

れ押付御殿出候間可懸御目と挨拶いたし、無間丸子帰、

皆々色々捻り廻し試、至極面白、誠慰候内イロリニ玉

落し、アクとふし杯と騒候内トソと發し皆々大笑ひ、大

おほけ、アク散乱、炭同様、棚之上ニ紙杯と上置候處火飛燃、アク皆々アキ杯といたし帰、御殿へ持參、権十郎殿へ

上ニテ若思召ニ叶候ハ、さし上度と丸子申聞候、乍去御庭ニテむしよふニ御打被遊候てはけ

んのんニ御座候間、宜敷と被思候ハ、御上可被下申述候処、御次之面々へ能々申付候ハ、可宜、いつれ是よりと被申候

(図5入る)

今日より主馬・私と隔日ニ日々壹人ツ、詰候事ニいたし、明廿二日昼御徒御

覽被仰出候、引取、十兵衛用事有之榊原へ参り、帰ニ権十郎殿へ用事有之

寄、色々雜話いたし、主馬困タ風聞有之趣被申候間大笑いたし、先刻短筒上

ニテ思召叶、近日中本所ニテ御打被遊候由、御居間ニテは不被為打事被致候

趣被申候、引取、兩道中難義帰、(留守居中ニ右馬之助來候て數之子宮筒□之趣也)

白井第二来ル、岡吉久振ニテ來、尻之辺ニ種物出候由、ヒセノカタマリ出候よし、風聞と言種物と申候、心配ニ付附人閑兵衛弟子之内熊藏附候積ニいたし、暮過帰、御組集夜ニ付追々出懸、人々四ツ過帰、其後調物いたし、伏し

之前ニテ夜事いたし、五ツ半過皆々帰、早速床延伏し

掛図



同廿二日

雨天、三内来ル、文蔵来ル、例刻出仕、今日御徒御覽、明日金彌・仙大夫へ大目付被遣候間夫々申達(御預人之金子粉失故之事)九ツ半頃非常詰所稽古所ニテ

榊原へ寄、四郎右衛門弥六ヶ敷病症ニ付明後日差下候事ニ取極候由、早速帰、

暮頃也、調御用有之ニ付伊兵衛呼為手伝、九ツ頃迄掛草案出来、天氣晴、伏し、先刻結城總之助明後立とて来ル

同廿三日

早天吉原之方出火チャンリ也、風強し、兵介・虎七・楯六来ル、半蔵甘豆納・花火せん香・おてつ取ニ出懸ケ帰、つぐた煮三曲物も持參、大好物故其内半蔵一ツ、食料一ツ、一ツは明便ニ上ル、余り氣詰候故昼寝いたし、伊三郎来ル、半蔵申聞候ハ、誰と申者ニ書不被遣、御一同様御機嫌趣、神屋より味噌糟漬一同へ遣候由也、

今日は冬至趣ニ御座候得共とんと庄内十月頃之模様、風ハ甚サムク御座候、寒入来月幾頃御座候や、考ヘ候ハ最早当年も三十五六日程ニテ相成候、追々人々も下候、此方宣御座候得共、少坂先ハ大雪ニ可有御座候、先々寒氣御伺奉申上候、尚奉期幸喜之時候、以上

十一月廿三日焼認

松平造酒助

【第十六冊終】

【第一七冊】(豎帳 墨付二丁
〔朱異筆〕 246×170mm)

〔朱異筆〕

〔十二月九日立甘日夜着同廿一日達候、別書状不參候〕

十二月四日

天氣よし、明日久嶋玄海出立之趣ニ付書状説、八ツ頃隼人他行いたしとて寄、実は三内物好沙汰を聞、目利ニ來り、少嘶いたし、半兵衛も來り直ニ三内長屋一同参り色々道具を見、皆々又我御長屋ニ來り、麓酒飯を出し、小鰯皿ニ付、黒こゝと大根之煮漬、一皿ニ鰯白五十疋分、吸物はとふふ二はんへん、三内菓子一箱持參故直ニ出し、隼人・半兵衛ハ五ツ頃帰、其後伊兵衛も來り、三内父

子四ツ過帰、其後調物いたし、伏し

同五日

大雨、風強し、例刻出仕、雷風雨道大難義、松田丁辺より雨小晴ニ相成、神田橋辺□□雨雲吹去、天氣ニ相成、泥はこしあん之こそとし、御用は大透、調御用は尔今有之、織人と詰所ニ参り、今日幸雁脇方より飛来候間、隙ならハ參吳候様折角案内、若御出ならハ榎原父子と多門も呼候趣ニ付參候事いたし、隼人ニ引取寄、土産一趣いたし呉候様頼、七ツ過より石原御長屋ニ参り、雁吸物ニ山口ヒ大根之煮漬一砂鉢・さし身一砂鉢、我、隼人と之土産は玉子焼一砂鉢之地走、辻庄一郎參候処留、五ツ過迄嘶いたし、我斗柳原故帰、大風晴、夜三内ヘヤンそら火事、今夜火事大変と為見候や又走り出候得共、風強く火不見、其内參候事ニ約速いたし置候ニ付寄、庄右衛門・正五郎・鍋之助も來り居、其内チヤンそら火事、今夜火事大変と為見候や又走り出候得共、風強く火不見、其内火之見より小石川と申注進ニ付、風も能、御城之方ニも無之休心いたし、少過鎮火申注進、九ツ過迄嘶いたし帰、伏

同六日

晴天、風不止、飯前より御組ニ被掛仕、ホート稽古皆々御玄関参ル、先落付食事いたし、丸子のぢゝ参り早速帰、我も稽古所ニ出三内世話やきたて不成、昼過迄稽古して人々御長屋ニ帰、毎夜夜詰ホロケ眼ニ相成候間食事後昼寝いたし、暮々迄前後不知、夜食出候趣ニ付起、其内御組寄合とて追々集、都合九人参り、例薩摩芋焼出し、四ツ頃迄嘶し一同帰

一、御組集て無文字嘶候得共徒然之夜は至極面白し、其嘶ハ○最早大黒之歳夜參候得共米炒も不被給、此江戸ハ歳夜ニ如何いたし候半、大黒歳夜不祭、甲子ヲ祭候よし也、押付正月參候得共、此方ニ居候てはかけ取ニ向われ候思無之てよし、年頭之客対口は、かゝともへ江戸表より御便り嚙有之、御健御丈夫ニ可有之客殿申候ハハ、時々便も有之、至て丈夫と申越候杯と口つかひ可申、最早寒氣見舞、親類廻りハ、此方は三日置市中廻り、寒入とも不思、此頃の大荒ニ西北ニ見ル小山雪少おり候、とふてさむき風杯と、其内來年下候節ハ本道可然、会津通ハ無際限山ニてあき候、狩川より西之方見候ハ、嚙々杯との、長夜も四ツ頃迄雜談いたし帰りぬ、チヤン始り遠方ニや人も不騒

同七日

日和、暖氣、平五郎参り、丸子亥太郎参り英國小筒十挺持參、一挺十九両ツヽ、長持入二いたし御上屋敷へ遣、例刻出仕、御用透候得共調御用手間取、鉄炮不残御買上ニ相成候、引取より兵部殿へ參御用済帰、夜食後岡吉来ル、早速帰、

三内ヘ嘶ニ参り九ツ過迄居帰、色々認物いたし伏し

同八日

快晴、今日は寒入、都は暖氣ニて巨縫も不掛、庄右衛門・権蔵・儀右衛門・金彌・六兵衛・伊三郎来ル、早速帰、十兵衛・小六来ル、早速帰、十兵衛昨日より參候積故日本橋辺之海老マシリノ雑喉を朝ニ三平ニ買遣、五分位候間汁いたし振舞、十兵衛唇過帰、今日神田橋ニ為見馬參候趣ニ付出掛候、唇頃風追々強、寒入印ニ耳も鼻も以テエカレルよふニ覺候、八ツ過より益寒、格別／＼と馬場參候処、権十郎殿・隼人・多門・百度、其外御馬乗等大勢居、我遅刻參候故、源五兵衛伴馬ニテ我へ迎ニ為走、松田町ニテ逢候故此寒風ニ待被居候を謝し、青毛三疋・鹿毛、都合四疋いつれも

心ニ不叶、鹿毛南部出ニテハキ有之、至て無意なれとも皆々ニ被進候、大馬ニテ当五歳、珍敷大馬也、

未広よふの馬を心懸候得共尔今

目懸不申、竹内此頃大勢と一趣

(神奈川)賀奈川へ遠乗、馬はツフレ

尻をムクリ、朝田之馬

を貸候て四ツニも帰候

や、其口説奇妙ニ御座

候、一同ニ大慰被致候

由、五十両も御国ニテ出候

由、六里位參候てツフル候位馬

ニては役ニハ不立候、権十郎殿寄暮頃

迄居帰、暮ニ相成寒氣弥増、六ツ頃御

長屋へ帰、金彌來リ早速帰

十二月八日八ツ前

新橋渡、富山ヨリ

吹寒風耳鼻切レ如

飛、近山白絶景詩

歌不出来武風流



今日調書権十郎殿不残出候て緩々いたし、寒中御機嫌伺書認んと存候處亥太郎参り、舶來短筒二十三両とて持參、只今迄三内さまへ居候得共酒も不出、喉乾候とて色々嘶いたし、湯豆腐二串貝味噌漬出し、酒壹升位も呑、四ツ過二漸歸ぬ、今夜風止一天ニ雲なし、誠ニ珍敷夜なり、寒氣見舞状認ル

【第十八冊】(豎帳 墨付二丁 247×^(朱異筆)_(168mm))

〔十八〕 極月十二日
〔朱異筆〕
〔十二〕月十五日早追田中弥太郎廿一日着」

【第十七冊終】

毛を乗柳原迄一飛いたし、暮過帰、食事いたし、三内長屋へ参り、枝柿地走有之、色々の甘物出し、九ツ過帰伏し

同十三日

誠日本晴、暖氣、東六・又右衛門参り、例刻出仕、色々御用申述八ツ過引、直ニ榊原ニ寄、割合開、玉子之ふわ／＼出し、夫より玉拵場ニ参り西洋之足並頃相止、食事いたし、明日山岸寅太出立之趣ニ付無事のみ颯と書状認、今日為

日々快晴、朝世話来ル、当御屋敷御玄関前ニテホート砲稽古有之ニ付出ル、昼

頃相止、食事いたし、明日山岸寅太出立之趣ニ付無事のみ颯と書状認、今日為

見馬参候趣ニ付昼過より御上屋鋪へ参り、寅太寄候處荷物箇ニテ大取込故、向

御長屋保野市郎右衛門居候故其座敷へ参り、御備組立之義、且此度野州浮浪人

とも美濃迄ヘ何の障も無之、妻子連、大砲兵糧迄持國々通行いたし、適々固人

数出候とても戰勢壱人も無之、辻堅同様道開通し、宿々申ニ不及、無滞事ハ浪

人ノヽとて一同恐、尤駄賛等過分ニ遣候由、信州ニテ誰殿御勢と夜戦ニ及候節

ハ防方ニは荻野流種ケ鳴之鉄砲火繩打故消候や、又は繩ホサケ、闇夜ニ火繩之

火見当ニ被打、浪人方ハ西洋之トントロ管ニテ打候事故消と申事ニも無之、火

も不見、信州大敗軍と相成候由、西洋流ニ無之ハ不濟世之中と相成候故十歳殿

ヘ委細申述、第一男子二三男之組分いたし、来春不残交代、西洋炮術を御国ニ

て益相開候調書差出候様吳々申含、尚追々心付候處申遣候事ニ諭し、折角□□

□れ市郎右衛門と嘶候処、昨日小林登之助門弟取扱當分被

仰付候趣申聞候、

御小性頭より被達候故不知、先達てより被仰付候事ハ覚候、小林門弟之廻り

先、昨夜中間体之者より大石五六ツ投ラレ、内クロホシニ中リ氣絶いたし、医

者を遣杯と大騒いたしとて大口説嘶也、是迄市中廻りニテ數十人召捕候得共、ケ

様事ハ今日初てなりとて大笑いたし(中間体者をハ繩を掛引來候由)、夫より隼人

ヘ参り、源五兵衛を呼、馬參次第早速為知候様申含、夫より大砲小砲玉拵場所

ニ参り、さし渡一尺位先として色々不残三百位之玉数之由、夫より馬場へ参り、

隼人・男四郎・兵部殿・市郎右衛門・十兵衛、大勢来ル、手馬も率行候間、虎

七二為乘見候処、大違丈夫ニ相成候て、はやミも余程のれ候得共、右強、右□

不致ハ不被乗、其内為見馬ニ足來、いつも青毛、ニ足とも入氣不申、暮頃栗

同十四日

毎日珍敷天氣、塵如雲飛、御奉書ニ付今日五ツ時御登城、御縁組御願之通ニ被

為蒙仰候由ニ付、殿中無地熨斗着用と昨日申来候ニ付、夫々着服為出支度、世

話不残來り、例刻出仕、御願之通被為蒙仰候趣、御戻御居間ニテ御祝義申上

候、御酒御吸物被下、皿マクロ・皿蛸足・御吸物スミ・折鰯、御礼御用所申

述八ツ過引、兵部殿へ参り、隼人へ寄、又三内と壹趣町を廻り帰、寒風難堪、

火見当ニ被打、浪人方ハ西洋之トントロ管ニテ打候事故消と申事ニも無之、火

も不見、信州大敗軍と相成候由、西洋流ニ無之ハ不濟世之中と相成候故十歳殿

ヘ委細申述、第一男子二三男之組分いたし、来春不残交代、西洋炮術を御国ニ

て益相開候調書差出候様吳々申含、尚追々心付候處申遣候事ニ諭し、折角□□

□れ市郎右衛門と嘶候処、昨日小林登之助門弟取扱當分被

仰付候趣申聞候、

御小性頭より被達候故不知、先達てより被仰付候事ハ覚候、小林門弟之廻り

先、昨夜中間体之者より大石五六ツ投ラレ、内クロホシニ中リ氣絶いたし、医

者を遣杯と大騒いたしとて大口説嘶也、是迄市中廻りニテ數十人召捕候得共、ケ

様事ハ今日初てなりとて大笑いたし(中間体者をハ繩を掛引來候由)、夫より隼人

ヘ参り、源五兵衛を呼、馬參次第早速為知候様申含、夫より大砲小砲玉拵場所

ニ参り、さし渡一尺位先として色々不残三百位之玉数之由、夫より馬場へ参り、

隼人・男四郎・兵部殿・市郎右衛門・十兵衛、大勢来ル、手馬も率行候間、虎

七二為乘見候処、大違丈夫ニ相成候て、はやミも余程のれ候得共、右強、右□

不致ハ不被乗、其内為見馬ニ足來、いつも青毛、ニ足とも入氣不申、暮頃栗



今日兵部殿より弥越中嶋ニテホート寄合組へ為御打相成候間申達へく旨御沙汰ニ付申達、尤当廿二日三日兩日之内と御願立ニ相成候由、半藏竹之すき櫛二ツ整来ル、鏡ハ追てと申聞候、兩日続引取より本丁通り、賑々敷大店望歩行候得共面白物壹ツも無之、ハンコイ板等いくらも有之候得共いつれも置絵いたし、絵を書候分悪敷候、ヒントロ斗たく山ニ有之候

御門之向ヒ二軒目之船宿ニ曲者有之と兼て聞シニ初て見ル、兩人居候由なれども壹人ならて不見、黒羅紗之羽織（當時流行）縞縮緬之前たれニ縮緬小紋形黒八丈之建縞、顔ハ十人並と可申、唯曲者之風俗也

【第十八冊終】

【第一九冊】（豎帳 墨付九丁 〔朱異筆〕^{244×170mm}）
〔十九〕

（十一月）同廿四日

晴天、昨夜出火水野和泉守様小屋ニテ西丸下故 上ニテ御出馬、神田橋大騒いたし由初て承ル、中嶋仙大夫使山本權藏、三好金彌之使寺内權藏來、口書と差控書付差出し、山本ハ御上屋敷住居候處、仙大夫へ手伝來り、朝飯不給趣故麿飯出し、伊三郎・又右衛門來ル、例刻前神田橋へ参り、直ニ權十郎殿御長屋出、差控書出し、口書内不宜處有之ニ付委細申述、御殿へ相詰、御用少有之、引取直ニ榊原へ参り、雜喉汁之趣向始、帰、三内来ル、作彌より書状達居、認物いたし伏し

同廿五日

日々晴天、伊三郎呼色々御用達、伊兵衛来ル、三内へ寄、主馬事示談して本所へ伊兵衛誘引行參候處、兵部殿・隼人參居、若者ともハ皆々雜喉すきニ參候由、余り能天氣故四人連ニテ五百羅伽見物ニ出懸、大地震後覆レ修不致趣ニテ大破也、こふの鳥の古巣有之、かふの鳥ニ羽居、五百らかんを廻リ十二錢被取歸、十兵衛・仲蔵・弥吾・席七・嘉大夫、大不勝負ニテ帰、多門昼後より馬ニテ馳來ル、男四は御用有之不來、酒出し、吸物、芋子・大根・にし也、其外肴はさし身と煮肴、鯵かは焼、其後雜喉汁出、八ツ過空腹なり飯給賑々敷、七ツ過帰、權藏只今廻ニテ帰候處なり、両國脇ニテ酔店前通り過候處、若々と後より町人参り、只今侍三人酔食代と申候處走り行、追付代錢と申処我等々ハ酔食人二八無之人違、いつれ屋敷連不行ハならぬひ被申、是非御助と申ニ付、後ヘ戻り掛

合候處全間違と申ニ付、酔店亭主詫サセ、事済帰、馬鹿ノヽ敷目ニ逢と大口説なり、半藏ヲ呼、毎日着候紋付垢付裾切れ候間、廿八日之便へ差下、洗たく出来次第早々為御登様ニと可申遣候、尤羽織ノゆきより二分五りん位ツ、出居候間少ツメ仕立候様ニ可申遣候と申付ル、尚寸尺ハ定置候半と存候間入念拵可遣候、縞之着服下着ヒコミ、上着出、羽織は又ヒコミ、田舎男ハ別てかゝとの為田舎者見候、草臥伏し

同廿六日



二分五厘位出ル

晴天、伊兵衛来ル、三内へ寄、寄合組分大体出来ル、例刻神田橋へ参り、御用少々有之、引取直ニ榊原へ参り書状颯と認、無事のみ申上ル、今日は兼て四郎右衛門見付置候南部出青毛之馬為見ニ席七の先生惣吉率来ル、足とりハ宜敷候得共、口合以之外六ヶ敷、目ハ折々白目斗出候様見候、氣向悪敷と見受候間、二度ハ見候ニ不及故御返し、先達てより樂居候處無張合、先ツ當でも無之忙然タリ、暮頃戻り、少々雨、挑灯ニテ迎ニ逢帰、食事後御組集候積之処不參、三内へ用向ニテ参り、五ツ過御組集、九ツ過迄嘶いたし一同帰ル、色々認物いたし

七ツ過伏し

同廿七日

晴天、三内来ル、調御用大体出来候ニ付詰日ニ無之候得共例刻出仕、主馬又他行、伺書等不残出し、達方兵部殿へ催促いたし、御小性頭と色々示談、八ツ過御家老衆被引候故引取可申と存候處、榊原より參呉候様申越候ニ付寄、○湯涌居候故割合食し、殿様之御乳々漬候南蛮ヒシヲ出し（此御乳々ハ榊原出入いたし者之かゝ故時々送り候由）道具屋二人参り賑々敷、七ツ過ニ帰、日々取込ハ先日申上候急速御人數出候節調取扱被仰付、政右衛門大体出来、□し下候得共、此度二十人為御登御人數と此方ニ居候五十人余と御備組と三ツ二分、平日は非常詰・市中廻・忍御供、急速之節大炮組ニテ出候事、尤西洋大炮ホート為御打、其稽古立方、且是迄寄合組とて頭も無之処、松宮源大夫と榊原十兵衛へ在勤中御預ケ、私一人ニテ行届兼候趣色々申述、御小性頭之内壹人被仰付候様ニと申

述候得共馬之耳風、尔今不被仰付、主馬隔日番ニも不出、御小性頭頬兔角出懸、小增大勵、主馬出席無之、面倒ニ無之却てよし、此頃御小性頭衆、御同役御他行度々後御頬口、並御家中とても月ニ六度ならて出来ぬ事を余り無際限候故

御心付候方と申事

候得共、とても小

増杯と二ては不埒

明故内々三内へ申

含候、先達てより

度々三内掛候、大

御目付感心ニ厚意

ニ諫言御座候、十

藏殿御国ニて嘸々

心配被致候半、三

内と逢候度々嘸い

たし居候、寺内權



(図6入る)
(図7入る)

晴天、伊兵衛・十兵衛・丸子ぢゝ参り、例刻過出仕、同色々有之、男四郎詰所へ参り御内々御嘸ハ、今日草刈と申浪人ニて大馬(馬喰)ろふ參候て絹引御覽御内々被仰出候間、押付頭取出申候得共、万一御肩衣等御持參ニ無之やも難斗候間、御心付申との事故、厚意段謝し、兼て筆役居候所へ入置候間、不都合無之返事いたし

廿八日
藏より塩蔵庄内より参候とて至来、汁みニ半藏も困候や、即席汁出来、甚コハキ事也、暮過より御組今宵も来ル、權藏一重持参、別て賑々敷九ツ頃迄嘸帰、今宵早速伏し

昼過主馬も御内々見物被仰付候ニ付出ル、今度急速御人数御差出候節、竹内は一ノ手被仰付候、私ハ二ノ手と被仰付候、最早御召替成らんとしたる処へ御留守居中役陽三郎出、只今松平右京亮様御家來参り申聞候ハヽ、只今三河町通候處大乱妨人二十人程居、酒屋をこわし最中、大騒動故御注進申と参候と申聞候間、彼はいたし居候内三内参り、右京亮様御家來と御内玄関前ニて逢、段々承候処、不易容騷之趣と申ニ付、直ニ權十郎殿へ委曲申述候所、早々御物頭二組、外御備御人数差出候様被御申聞候間、早速申達、御物頭杯と直ニ出候とて届ニ出ル、ソラノヽヽヽと申所へ陽三郎又々参り申聞候ハ、私共より為見ニ遣候処、三人程酒醉高声出候処、町役人とも先方へ運行候由(ママ)尤中間体之者之由馬鹿ノヽ敷事ニ逢候とて皆々大あきれ、夫々出不申様ニと達、御召替も参り、御次より御庭ニ出、御馬見所へ参り候得共見悪候間、御用入杯と外へ出ル、先生之草刈とやら肩衣掛、一二栗毛、二ニれんせんあし毛、三ニ鹿毛乗馬、門人之内より栗毛ニて絹を引、□ノヽ土ニ付、一二桦之由十三歳位ニてレンセンニて引、二三度能引、三番門人之内十五六才ニて柄栗毛ニて引、一边ニて相止ル、四番栗毛ニ乗出ル、是又門人、五番大先生れんせんニてニて出ル、矢張土ニ付、是切之所、男四郎之馬月毛、草刈先生ニ御馬乘(ヒモ)我手ニ不及故為乘見候趣、能馬きつと走り候、とても常木杯との及所ニ無之、相済引、御庭ニ寄、鴨御取被遊候間、御泉水ニ綱を御張被成候故、御家老衆・私ともと男四郎願拝見いたし、夫々御意皆々出候故、御ハシカシ敷御模様候得共、鴨御取被遊候御嘸、御泉水

之中ニ鴨掛候節如何被遊候や伺候處御庭方を入候松彌柳ども入候事も有之向之泉水ニ今鴨居候間、取ルと御意ニテ網を御肩御掛、蔭之方ニ御廻り被遊候ニ付、平伏して詰所ヘ引、不都合之為割合不給候故榊原ヘ寄、湯漬食し、暮過二相成候間早々戻り、六ツ過帰、又食事いたし、今宵地走ハ昨夜石原源四郎より鮭味噌糟貰候間為焼給、風味よし、明日ハ弥惣御備ヘ達候故尚三内ヘ参り、色々示談有之故常之着物ヘ大小さし参り、九ツ頃迄巨燧入長嘶、甘物無之とて伊兵衛混布焼、世中之嘶いたし帰



費掛り可申との口説にて大笑いたし、其外かゝ程めこき者なし折弁し、伊兵衛私ハ腹をより申候、五ツ過迄居、庸七御上屋敷へ戻り、伊兵衛も帰ル

十二月朔日

夜中より雨天、床中ニテ色々考、庄内羽黒山之ぼら貝も声候得共、此方あし駐
之音と雨之音、拵々御上屋敷迄半道余之往来とすむノヽ起、人々ニ被参、例刻
出仕、上下着替、色々御用を達、大炮打大氣込、明後三日ニ江川ニ参ルとやら
そら廻り相止呉れとやら大勢ひ也、此造酒助掛候得共、余りはまり被過候ては
後は困タト深心配いたし候得共乍去無拠ど、其内御戻り御通ニ出居、御通後御
次御目見申上、其後引取、直ニ榊原へ寄、食事いたし、政右衛門跡役壱人ニて
は大閉口、達方も大不行届、兵部殿へ御小性頭より壱人出呉候様呉々申述候得

天氣能し、又右衛門・庄右衛門参り、例刻出仕、七八十人御備組得遠之顔色三
て居候、そら達さしとする処、隼人達面異存出来大不都合、人々を八過迄置候
故空腹二相成、帰候て暮頃參ル杯と我ニ聞候様高声立、尤也、源大夫・十兵衛
御用所へ同道、組々の名前被渡、今度御預被仰付候間達候故御請いたし引、夫
より一同へ達、先ツ私之心通りニ相成、目出たしノヽヽヽ、今度ハ一同西洋の
大炮ニ相掛候心組ニテ、今日も御趣意之趣ニテ申達、明日よりも稽古相始候由、
我も不掛ハ一同引立候事六ヶ敷故、ボート炮柳原ノ御内玄関之内居置、稽古仕
候心組、如何可相成や、作彌上候ハ、此頃御返事いたし処候得共、竹林も例之
後手氣発し、大馬鹿ニ相成居候間、遠察いたし吳候様御伝言可被成下候、諸士
と同しニ空腹難堪候得共、一同同様之事故八ツ過引取、御長屋ニ帰、湯掛飯食
し、香物ニテ鱈汁給候より却て甘く食し、夫より又々達落を調、其内人々ニ被
掛仕大繁多、此頃中夜詰いたし候間床(をカ)為延伏し

同晦日

天気よし、今日は二十七回御忌膳出し、平ハヤキフ・ニンシン・イモさし平コンニヤク・キノコ

共、壱人ニて可然、若貴様ニて不行届ば拙者之不行届拵ト太キ口き居候、誠ニアキレタ兵部殿先生也と色々大口説いたし、隼人申ハ我役所ニても外ニハ不見、心付候處無腹臓アモツ申候間、余り口説不申ニ、万一之節ハ不都合ニ無之様にヒ心付申候扱ト、色々厚意申聞候、御達御殿ニて見候事も不相成、榎原御長屋ニて颶ハラハラと挙し、御一同御健恐悦ノ、先達て軍艦へ参候趣向之節土産之積ニて九ステーラ四箱調置候得共、余り時節遅オクレニも相成候間、来春之事ニいたし故不用ニ相成候間、兵部殿一箱、権十郎殿一箱、私一箱、外一箱皆々分候積ニいたし、一箱持帰、大雨なり道中大難義也、只今持帰候箱ハ御歳暮ニさし上、名下色々書付整早速差下度候得共、三日ニ御鉛カ御下へとても間ニ合兼、追て他行之節ヒ先ツ相止候、暮過し三内へ嘶ニ参り、拵此度一同へ西洋大炮修行執行候様達候所案外ニ氣込も能、大体趣向通りニ行、実ニ時節至來と可申、此度之儀は寅太ヒ半分二分、我ハ組を分、大炮を仕込□□、寅太ハ庄国へ下候ても組合不崩、行々

一組熟和いたし、下候て又登候節ハ其組ノヽと定置候事を取調と約速いたし
我持前を先ツやらかし仕舞候、後□ハ甚六ヶ敷候事、御備登十之内七八□出来
候得共、竹内御組ハ掛申間敷、是迄掛心の無□候人々を申含候事杯と嘶、九ツ

同
一
日

雨天、金彌出勤いたし来即帰、十兵衛来ル、昼飯出し、調物壱人ニテは不明埒三内呼手伝いたし貰、十兵衛ハ初て始り候頭故伺ケ条思出し案し出、片脇ニテ認、暮前出来帰、暮過より御組寄合ニテ来ル、世話役斗也、幸ニ付西洋大炮ニ



掛候様申含、一同承知いたし、明日よりも掛候積、先ツ三内へ参候杯と大勢ひ、竹内組は掛申間敷候得共、外不残大息込、此図はじさし掛候様申聞セ、四ツ過帰、何分大敵何時出候も難斗世中、頭弁器存ながら不掛ハ不相済と色々再三考、達やら、申論やられたし處、外案ニ氣向能大悦不斜、蔭ニては口説人も有之候半、先ツいつ方ニても早く覚ノヽと斗ニて口説嘶ハ聞ヘ不申、床延し伏し

同三日

天氣よし、儀右衛門・又右衛門来ル、例刻出仕、御用格分^(ママ)無之、昼後新徵組先日暮ニ掛り御延ニ相成候ニ付、主馬・私も出ル、七ツ過済、兵部殿御長屋へ参り御用済、榊原へ寄、漸昏飯給、暮過引取、御用有之三内へ寄、カステーラ隼人一焼取、不用分三内入用と申ニ付持參故三内へ遣候、權藏來ル、藤藏も來候得共早速帰、色々嘶いたし九ツ過迄居、先刻カステーラ開キ候方可然ど、私と三内・伊兵衛・權藏と四人ニて切り食し、其体大笑、後々迄在勤之節三内長屋

二でカステーラ喰事有之嘶實也と、一焼四ツニ分、壱人前壱朱余ツヽ、茶を呑、こん布食し、むせふヽ＼漸食、大笑いたし、九ツ過帰早速伏し

同四日

天氣よし、十兵衛・金彌・庄右衛門・權藏・伊兵衛・六兵衛・儀右衛門・伊三郎・小六・順吉・市郎兵衛来ル、昼頃迄居一同帰、又々鬱陶敷天氣ニ相成、「無事」を此控を御覽、無事御察可被下候、先々折角寒氣御厭可被遊、御機嫌伺のみ奉申上候、以上

十二月四日

松平造酒助

御父上様
御母上様

尚々、明日亥海下ニ付、誂ヘ差下候

【第十九冊終】

【第二十冊】(豎帳 墨付二丁 248×173mm)
〔朱異筆〕
十二月九日

〔朱異筆〕
十二月十三日寅太便、廿八日達候

天氣日本晴、丸子ぢゝ参、カラヘン筒熨斗付さし出、馬上ニて打候鉄炮之尤半手打、筒之長サ二尺位、肩よ長サ三尺位、伊三郎・伊兵衛来ル、例刻出仕、御用も取、三内へ鳥渡参り帰候処、豆腐てん樂平付食事後、門・金彌調物手伝来ル、米イリ注文早速出来、四ツ頃皆々伏し

同十日

昨日水、当冬一番水、手洗水水、日々日和、庄右衛門・三内来ル、トノ稽古ニ出ル、昼トロロ飯故權三郎呼振舞、昼飯六はい給候と参候得共、進メ候所大なら茶椀ニテ五杯給、御組第一大食之由、都合十壹杯也、其後早速帰、十兵衛来ル、夜食後三内へ嘶ニ参り、九ツ過迄居、早速伏し

同十一日

日々晴天、又右衛門・東六参り、例刻出仕、八ツ頃帰、十兵衛来ル、兵藏来ル、追々源大夫・小六・新作・權藏・正五郎、組々世話役寄合ニテ九ツ過迄居帰、



早速伏し

同十二日

日々晴天、春之ことし、日中暖氣、朝ニ權藏・儀右衛門・庄右衛門清光寺参、菓子箱寒中為見舞持參、又々權藏參り、浪人者籠居候趣ニテ穿鑿ニ参候由、堀江町ニ丁目駿河屋と申家へ先月引越候者之由、桜井金助と申者由、御組ニテ召捕候と皆々大勢ひ也

(半丁白紙)

拝登前手伝いたし吳候人々へ礼状遣度候得共とんと隙も無之義ニ付、上りて宣御嘶可被下候、此度之江戸庄内騒実御物入奉恐察候、御家老衆兩人・主馬・隼人、其外御用入兩人・御番頭四五人・御手廻・御徒・御足輕・御中間、其外郷夫四(敷脱ガ)御屋ヘ詰候積ニテ仮小屋建積ニ御座候、長州も外国当月三日より七日頃大合戦いたし、大負いたし候風分有之、実之義御座候や、専之噂ニ御座候

【第二十冊終】

【第二十一冊】(豎帳 墨付二十四丁 247×170mm)

〔朱異筆〕
〔二十冊表紙〕

〔正月十一日立候飛脚廿三日着同廿四日達〕



極月十五日

極月十五日ヨリ廿九日迄控若衆入御笑候

同十六日

誠珍敷天氣、寒風難堪、手洗水水、又右衛門・小六来ル、丸子ちゝ兼て申付置候ヤケール筒出来持參、代金九両二歩渡候、伊兵衛来ル、例刻過出仕、御上屋鋪ヘ参候処九ツ過なり、紺足袋取候処雉子之クソカケ同様之足也、白足袋忘、持參いたし不申、殿中ニテは肩衣之御役人紺足袋不被用、無拋真黒之素足ニテ出懸候得共寒キ事不被答、押付引取ニ可相成と存居候処へ兵部殿より紙面、拵達と申來、權十郎殿より鶴木坂御役人へも夫々達候様申越候ニ付、目覚シ腹立仕候、竹内忘(カ)中ニ相成候事不知、御上屋敷主馬居なから此柳原申遣候事ハ如何之事ニヤト申候へとも、無拋夫々申達、朝飯過二三内・伊兵衛・庄右衛門杯と來り、段々申候所は四品御昇進之由、既ニ御小性頭より御用済、熨斗目と申來候趣ニ付、御家老衆より何とも申不来候得共、熨斗目用意いたし、四品申事ならハ例之紋付上下・足袋いつれも垢付候故、御目見申上候も如何と存、垢不付紋付上下・足袋為持出仕候処大混雜最中、其分ハ四品といつれも察候処御昇進

日々晴天、昨夜八ツニも可有之や、兵部殿より明十五日 殿様御用召ニ付、五ツ半時御登 城被遊候間、朝より服紗小袖麻上下着用之事、尤御役人へも可申達と申來、權十郎殿より鶴木坂御役人へも夫々達候様申越候ニ付、目覚シ腹立仕候、竹内忘(カ)中ニ相成候事不知、御上屋敷主馬居なから此柳原申遣候事ハ如何之事ニヤト申候へとも、無拋夫々申達、朝飯過二三内・伊兵衛・庄右衛門杯と來り、段々申候所は四品御昇進之由、既ニ御小性頭より御用済、熨斗目と申來候趣ニ付、御家老衆より何とも申不来候得共、熨斗目用意いたし、四品申事ならハ例之紋付上下・足袋いつれも垢付候故、御目見申上候も如何と存、垢不付紋付上下・足袋為持出仕候処大混雜最中、其分ハ四品といつれも察候処御昇進

ニは無之、二万七千石御本高被為蒙仰候由御留守聞候趣ニテ、万事不都合ニ相成候由、着替候処足袋片方足へ斗ニ付有之、最早御戻も無間模様ニ付、無拋主馬へ助吉を以無心、漸立派ニ相成、御用所へ出候、主馬無間詰、足袋礼申候処大笑被致、無間御戻、十七万石格ニ被為成候、直ニ一役ツ、御目見申上候、恐悦之段御用所出ル、山口八兵衛を以筋と鶴之御吸被下置候旨申達、有難旨申上ル、無間被下置候、鶴御吸物之法ヲ不知御料理人ニや、蓋之上ニ筋も無之、主馬と大笑いたし、毎日御吸物被下、生鶴之御吸物一杯切ニテ些ト喉塩梅不宜、勝て結構也、御不足故かニ切有之、此生鶴は此頃大鹿毛馬献上仕候柳原河岸之米屋綿抜と申御出入町人の差上候て、幸今日御開之積候処へ御祝義有之ニ付被下置候(鶴代此方ニテは三四両位之由、下ノ関とも相違也)、田中彌太郎早追被仰付ニ付颯と書状さし上候、今日非番故御用所不引内帰、足袋先頃より置付候分余り垢付候ニ付洗候よふニと小一郎へ申付、其外主馬より貰足袋と二足持帰候、半藏出、御地走無之間とろゝ上候ても宜敷御座候やと伺出候間宜敷挨拶いたし、無間とろゝと香物ニテ七八杯すゝり、書状を認居候処、弟ニ・春治・萬右衛門・剛藏、塩鰐壱本と徳理陶持參、大醉ニテ今日御祝義とて大勢ひ也、早速洒出候様申付候処、湯大根ニ根木味噌・菜漬、持參の塩鰐湯煮いたし出シ、大勢ひニテ五ツ半過帰候故、三内用事有之參り、九ツ過迄用談いたし帰、伏し

立故書状颯と認上ル、隼人参り、今晚真鴨頂戴、開候故參候様申付參候事いたし、三内足袋一件二て拝領物之事覚又々參候間委細嘶いたし処、御祝義可有之、誠恐悦也、六ヶ敷候処を兎ニ角悉出来ニ相成候事容易事ニ無之と申ニ付、參候様挨拶いたし、丸飯を火鉢ニて焼給、七ツ前引取、両老衆御長屋へ御礼出、直ニ隼人へ参り、三内も来ル、暮頃膳出ル、真鴨之吸物ニ鳥之玉とふし・小串・玉子焼・しよふか之地走なり、五ツ頃迄嘶いたし帰、晴夜、風止、月照、星まれニして神田川小鴨浮、絶影也、帰候処半藏初上下着ニて出ル、半藏申候は藤八郎殿より小鯛五ツ被遣候、上屋徳左衛門より塩鰈壹本差上候と申出テ、披露也、小一郎ふかし参候とて持出ル、惣吉工汗ふきと糸針出シ、さくし袋拵候様申付候処、早速縫出来持出ル、此ものくさ太郎も近々湯つかい、垢流し、ひからかし可申候、刀箱先達てより求度心(組カ)居候得共延々いたし居候内、大差問出来候事但有之ニ付半藏呼、京橋之河岸通ニ引出櫃や刀櫃有之処之趣ニ付一つ整候様ニと申付ル、半藏(ナマ)生返事なれとも、皆具足櫃二入、不弁理無拠事故、參見ルと申返事御座候も半藏なま返事尤なり、乍去(ケカ)様事僕約は出来不申候

森へ参手分いたし、漸分り、三内帰、扱今十七日は浅草之觀音歳夜、伏候迄窓下〔朱筆〕窓下へ水をアケ候間なし」引も不切寸尺之間なし、足音・嘶掛ニて通候處賑々敷、江都へ参りケ様夥々敷往来初て見、たまけし事也

一、昨日御上下・御金被下置御祝義と申事始り候故、小鴨汁いたし、隼人父子・男四郎・三内父子へ案内いたし、鳥之梅レ塩三内引受、鳥整^{ト、ヘ}三内態々日本橋鳥屋参候、御地走上屋徳左衛門二貫候塩鱈平二藤八郎より遣候小鯛焼物、其外一種申付置

一、昨日御意之上、不存寄被下候ハ此節御老中同様家來半藏別て骨折義ニ付紬紋付一つ・銀一枚為取候、往来余りやかましく不被寝

一、暮過中恵枝柿二十入箱持參、三内杯とへ振舞

晴天、寒中珍敷暖氣、例刻出仕、御用も格別無之、スキ昼過御用所被引、今日一寄合組之ホート手続、権十郎殿・我・隼人立寄見分いたし、隼人・男四郎・十兵衛後より參呉候様申候て馬ニ走り歸、夫々片付候處、無間隼人・十兵衛來ル、男四郎馬ニて來り、玉子五十之宮笥、三内・伊兵衛時鮮力とき酢一鉢宮笥也、吸物小鴨・野鳥・皿小鯛味噌糟漬・平塩鮎・茶椀蒸・鱠之地走いたし賑々敷、五ツ頃帰、今晚も淺草之觀音引不切通り有之、四ツ過伏し

同十九日

夜中少々雨降候や水溜りたる処有之、追々晴天、權藏・金彌・又右衛門来ル、
ホーツ稽古出見ル、昼過織人寒中為見舞来ル、暖氣也、早速帰、昨夜之鳥之残
物有之間、源四郎・中恵呼、暮過權藏來ル、其内チャンリソラ始りと出腰之
障子明見候処、先達て和泉守様焼失之方角ニ付、權藏御組支度為致候様為走候、
家来共へも申付候内、火見より呉服橋内と申触ニテ、そら近しとて支度いたし、
御組も揃、御門前ニテ一声鯨波揚走り候処、大草臥腹筋釣、緩々行候処段々鎮
火、神田橋辺ニ参候処、弥火元カ見ヘ不申ニ付御上屋敷へも寄候も入恥、本町通
りすこ／＼帰候、大不間／＼と一同大口説、何方にや不相分帰り、伏し

同廿四

日々快晴、都は誠珍敷もの也、又右衛門来ル、昼後頭巾・籠手不見大尋、色々考候得共入所忘候、半藏刀箱尋ニ他行、帰候て無之ニ付注文いたし帰候由、三兩三歩位之趣、十年先御登之節二歩余ニテ御求ニ相成候品ニ兩余ニ相成候、高

直もたまけシ候事也、藤助用金之勘定ニ來ル、半藏算用、夜食出し、九ツ頃迄居、暮過鳥渡庄右衛門來り即帰、九ツ過伏し

同廿一日

日々晴天、暖氣如三月頃、庄右衛門來ル、例刻出仕、御用は大森行之事ニテ少々有之、織人へ為挨拶鳥渡寄候處膳出し、小鯛と筋子地走、八ツ前屋飯也、為見馬參候趣隼人御殿ニテ申聞候間、先ツホーツ備打之手続一見いたし、隼人へ参り、評議之一条兵部殿御長屋參細委申述、直ニ馬場へ出ル、兵部殿・隼人・男四郎・織人も參ル、四足來ル、真先栗毛、二番目青毛、三番目青毛、此馬南部出六歳ニテ勝て能馬也、当九月頃荷付を引出候馬之由、前足と言、とも足と言ふ、十分に四足^キ候馬に候得共、如何之為ニヤ踏落有之、役馬ニハ不相成、

玉二疵と可申、八十両位と申趣也、一同大誉なれとも源五兵衛不宜と影ニテ申聞候間、其事ニいたし相止、四番目之馬は暮過ニ相成、相止早々帰、六ツ半頃歸、庄右衛門・權藏・又右衛門・兵介來ル、皆々帰、四ツ過より三内長屋ニ参り大森行色々示談いたし、九ツ過帰、伏し

同廿二日

快晴、日本晴、暖氣之方也、權藏只今より大森ヘ三夜泊リニ罷越候趣ニテ參ル、即帰、伊兵衛同様ニテ寄ル、庄右衛門・權三郎來ル、例刻出仕、御用格別無之、暮之御手當□差出候處夫々被下置候、品川印鑑組々へ相渡、用意之為五枚懷中いたし引取、綿入二ツニテ暖氣過、汗ニ相成ル、すくれたる天氣、帰候処刀箱出来届居（是迄具足櫃へ大小入置、甚不自由ニ付半藏へ申付、為尋候得共寸短ならて無之ニ付、一昨日新規申付置候処）大片付いたし漸未始合候様ニ相成候、春之助呼、十兵衛へ遣、金彌詫に来ル、又右衛門呼、伊三郎へ郡司申諭候様申遣、三内來ル、明七ツ一趣參候事ニ約速いたし、先達て申付置候割羽織染・仕立とも出来來ル、木綿之地如ザルノ帽子、十年已前御登之節御求被置候分持^{テキハ}登候得共、御登之頃とハ大相違形ニ相成候間、當時風ニ為直候處是又出來、日暮手端之程分不申候、庄右衛門來ル、一趣三内參候処、丸飯明日用意ニ門人之鋗之助ニ為焼居候間、片端より食候処忽尽し、我飯取寄又十四五丸皆々食、庄右衛門海老之てんふら取寄、タカトフ掛、大笑ニテ食し

廿三日

四ツ頃帰、明日着服等出し、近習共ハ高イヒキ、不残揃伏し、無間眼覚し家来

共を起し、何時と承候処七ツと申ニ付大急支度、追々御組ニ被懸仕大不始末、三内も來ル、食事をイタさんと膳取寄給候得共四ツ頃慰ニ丸飯食候事故不被給、漸支度出来、皆々出掛、段々承候処刻限八ツと申、一同クノノヽいたし歩行しぬ、月明ニテ一天ニ雲なし、正月餅突とて町々ニテ賑々甚^{敷脱カ}甘そふ也、品川宿挑灯ニテ通、品川之関所へ鑑札を為見通、同所外よりホノボノ明ニ相成、大森ニ至、町道貝ノカラニテ土不見、丁場ニ至ル、二十位・巾十丁、丁場海中ニ筑地也、公義へ御願立ニテ御拝借相成候故御小人目付も出役有之趣、權十郎殿・隼人・百度・岩五郎・龍吉・神部小太郎・白井彌五郎・御留守居代・御馬乗兩
人、いつれも馬ニテ参り、夫より打支度いたし、他所よりも見物參ル

（図8入る）

五ツ時より打初、ホーツ砲玉数百位、此頃より稽古仕候得共出来勝てよし、雷フル砲力様し、五発二十五丁位ヲ打、海に入、水立候處遠方ニミエル、七ツ頃打終、白井彌五郎馬ニテ参候処、今晚宿止いたし故馬^モ不用相成候由ニ付、席七乗來ル春霞ニ乗候様席七申ニ付、明日も又参候積故乗、騎馬十人位ニテ大森より乗出し、鈴ヶ森ニ懸候処、今朝通候後二十四歳之女火アフリニ相成候と人々集居、道より二三間脇故馬上より一見いたし、さらし首一つ在、夫より乘切、無絶間為走、暮頃より寒風難堪、腰手綱いたし、四里位之処六頃御上屋敷着、家来共不続故隼人家來借り柳原へ帰、御組十二人ホーツ砲為打、無滞相済



候故土鰐汁いたし、皆々集大食いたし、八ツ前起候故ネムク不被答、又明日も七頃より参候間皆々返し早速伏し

(図9 「大森丁場図」入る)

同廿四日

明七ツ前起支度、晴夜寒サ甚し、栗毛甚思止なれとも為拵、供之者共も支度出来二付筐元一ツ付出懸、月明ニして如白昼、新橋先より乗、此頃惣吉へ不遣候處、ハリ居落合故折々為走、若党ニ為持候筐元後より參と嫌ひ、其内筐元ヲ持若党コロヒ、クハタノヽと申音ニて駆出しが候得共捻りヂケ、後より早駕籠杯とを嫌ひ、ハネルヤラ走り出し、タカナハヘ参候處夜明、隼人先参候て休居、夫より歩行して一趣ニ参り、品川之宿^{（船方）}入候より又々乗、折々為走、番所前ニテ下、多葉粉一ふく呑ニ店脇へ入候處、船引居、長サニ間半位ニ數本引至り候故皆々へ土産可致と一本當百一枚ニて為整、又昨日見候鈴ヶ森さらし同様にざらされ居、五ツ前丁場ニ至、兵部殿・織人杯と参り、御小人目付へ又々兵部殿・造酒助・隼人出、挨拶いたし、五ツ過より打始、今日は昨日と違風無之よし、鮓汁申付候得共無之とて生之貝柱へ豆腐入、外煮メ地走、亭主役隼人・私也、七ツ過怪我も無之相済、造酒助大安堵大悦不斜、兵部殿・隼人・私・彌五郎・賀大夫・織人と馬ニテ帰、大森之道^{（ミチ筋力）}不残貝クハラミリノヽと申音ニて栗毛走り、ヒクシヤクいたし故一番後ニ相成、折々為走、踏落兩三度いたし候得共先達程ニ無之、とても御役馬ニは不相成候馬也、御厩へも能馬も無之故、能馬參次第求度、先達^{（カン）}てより數十疋見候得共氣合馬無之、榎原三十五両ニて求候馬六歳ニて口も軽ク疳も有之、早ミキツト參候得共三春出ニテヨハノヽ敷模様、乍去大森ヘ両日続ケ乘切いたし候得共弱り不申、隼人大悦ニ御座候、六ツ過帰、食事いたし早々伏し

同廿五日

晴天、大草臥、例刻出仕、不念伺不及之儀被聞濟候故忝なき旨申述、昼過今日定日御飛脚立と多兵衛申出ル、御書達、委細御返事認兼、颯と認上ル、八ツ過、七ツ頃帰、暮過より三内へ参り、大勢集居、權藏只今大森より帰候とて其地名產ムキカラ細工、傳吉^{（越ノ物）}へとヒツキとカンハラ獅^{（ス）}ニ持參候也、伊兵衛よりも土產とて梅漬と梅^{（越ノ物）}一曲物貰ヒ、怪我も無之相済候を大悦いたし、為御祝義フキトリ餅や玉子焼いたし茶出し賑々敷、此上はミニケール十年賦ニテ数

十挺拵、來春越中鳶ニテ大丁場之節小銃之備打一始いたし可申とて懸之面々集候處都合二十人位ニ相成、九ツ過帰、早速伏し

同廿六日

夜中七ツ頃ニモ可有之や、主馬より紙面、明廿六日御奉書御至来ニ付、殿中朝より服紗小袖、御達濟熨斗目着用と申来ル、明少過起始末いたし、五ツ前出ル、曰々和誠珍敷事也、今日為見馬參候趣ニ付榎原へ寄合馬場至ル、御厩馬を出し乘、私ハ両日草臥ニテ見物いたし、四ツ過より御殿へ出ル、昼過御戻り、直ニ御次へ廻り御目通仕、四品ニ被任、恐悦御用所へ出ル、四日御飛脚立之趣ニ付颯書状上ル、榎原長屋ニテ着物着替へ候故寄、一ふく呑帰、七ツ過帰食事済、三内へ参り、大勢集り居候間用事達兼、又々ミニケール筒趣向始候處都合二十六七人ニ相成候間、いつれ早々申上可然と示談いたし、皆々帰候後用達し、九ツ過帰伏し、為見馬不参

同廿七日

日々晴天、庄右衛門・權藏・東六・政右・楫兵衛・六兵衛・春之助来ル、皆々帰、例刻出仕、家々の門店ニ松竹飾、御屋敷門御玄関前ニケン台付て有之、是見候へハ正月も近詰候様ニ候得共、心持は落付不申故や、正月參候心持ニテ之、御用達、九ツ過役所引隼人へ寄、織人へ寄、八ツ過引取、天氣勝てよし、帰候處半藏出、正月元旦餅等如何可仕や、明日不得整ハ廿九日ニは整候事不相成候由申ニ付、いつれ元日斗も雑煮祝ひ候よふ申付ル、庄右衛門年暮也とて菓子箱持參いたし

一、今日ミニケール筒二十七挺、一挺ニ付十両ツヽ十年賦二百七十両拝借申立ル、如何可相成や、權十郎殿談合いたし事ニ候得共、御郡代之返事甚無心元、貧なる士ヲ當時利弁相成候用器候得共出来兼候節如何可致や、此造酒助唯軍之事のみ力ヽリ居候てケ様事モクロミ候も、第一争戦と相成候節、一番弁器是非出来候様祈念いたし居候、慰ミニは無之、御家之為のみ、乍去何分御入莫太之時節、織人口説も尤ナリ、私金持ニ候ハヽ、二百位は貸し度候得共、是も同様騎将ニテ苦々敷事ニ御座候

一、武田耕雲齋、近江ノ湖水辺ニ至候處、加賀之人數・井伊人數・戸田人數・尾州之人數^{（カコミ）}取固候處、加賀ニ付故中納言之心預^{（カ）}是迄登候間是非此一通ヲ一橋公へ届吳候様申候處、公義へ対し敵対いたし候ニ付取受候事不相成とて惣

之下知之趣、聞繕書ナリとて今日見候、誠不思議千万之世之中ニ御座候
一、道中筋先ツ静ニも相成候間、兼て脇さし出来ニも候ハ、大幸便ニ為御登被
下度奉願候、必々無理為御登無之様、幸々便も御座候ハ、被遣度候
一、明廿八日御目見被為請候旨被仰出候由申来ル

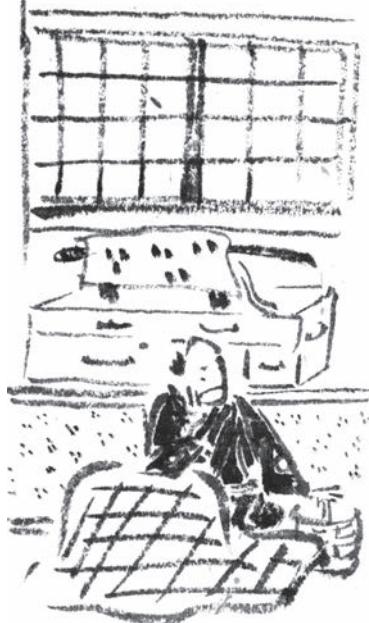
同廿八日

弥晴天、出日ニ無之候得共出仕、三内父子と一趣參り、御戻掛御目見申上候、
御用済、御家老引取不申候得共、出日ニ無之故三内誘引いたし引、十兵衛も参
り、天氣能候間こふる干ニ一趣とて四人連ニテ大廻りいたし、赤金葉罐一つ私・
鉄瓶一つ三内、カヤ丁ニテ求、昌平橋ヲ渡リ、ユシマ丁よりセイ堂ニ至、数万
市中見おろし、静光堂之筆屋店ニ寄、朱ジク見候得共能色無之、池之端(丁方)二
て硯箱入筆墨整、十兵衛手箱、伊兵衛鍔一枚を整、廣小路ニ出、ヲナリ小路真
直ニ暮頃榎原ヘ帰、半蔵、丸子ち・餅・砂糖・大根漬持參、萬屋より為歲暮風
呂敷一つ来て居、食事之地走ハ鱈味噌漬・紫蕨汁、不間尽し皆マケル、食事後
三内へ調物有之參り、会合所大勢集居、ミカン・餅、色々地走出ル、九ツ過迄
居、帰り伏し

同廿九日

晴天、土屋順吉来ル、三内來ル、例刻出仕、当年調御用伺済、廻方主立頭々へ
申達、御書達、颯と御返認、御仏前上りト筋子達候故御長屋へ持歸候様申付ル、
八ツ過ニ帰、本間より書状達、鮮遣、楫兵衛(東六事)・又右衛門・庄右衛門来ル、
西堀新作来ル、小一呼、明日は元日ニも候間湯涌しつかい候故暮頃迄と申付ル、
サクツ袋糺候得共、被仰付候事覺居候得共、其後忘タリと申、先ツ先達て惣
吉へ為縫候袋フカシ入

候様申付ル、当御長屋
へ參候て一度も湯つか
い不申、歳取ニも有之
間立派ニならんと湯か
たを巨縫ニ為掛、暖氣
ニテ巨縫ニ足先斗入位
ニテ、湯つかうニ至極
日也、黄粉取寄候様申



(中表紙)元治二年正月

御笑艸ニ進候、謹言

元治二乙丑年

歳重日出度目覚、日和誠珍敷、東都正月別段、庄内雪吹ナラン、御上屋敷御
通御目見済、追々人々ニ被掛け、上下ヲ着シ、膳出シ、奈良茶椀ニ雜煮盛出シ、
目出度千春祝食(図10入る)
熨斗目上割羽織襦高着シ、如例出立ニテ例刻出仕、正月トテ何方ニモ賑々敷、



御用所工出、御小姓頭モ参り、此方ヨリモ参り、今日御目見模様ヲ聞シニ庄内トハ別也

押付御戻ト申注進来ル、例之通大溜ニ主馬ト一趣ニ出ル、無間御戻リ、直ニ御次ニ廻リ、一役一人宛出、御盃被下引、御家老衆始被引取、私引、直廻勤イタシ、織人工寄茶呑、戸口ノニ札張セ、榊原寄食事イタシ、竹内工寄割羽織着替、下屋ニ参ル（図11「御装束被遊候所余愛々敷乍恐認」入る）

市中ハンコイツキ居ルコト屋コト也、別紙ニ印、源四郎工參、上下ニ着替下屋廻り、仕舞、柳原御屋敷内廻帰、七ツ過ナリ、今宵御組小塚原・千住宿・新吉原廻り之趣ニ付、元日吉原見物珍敷コト故後レテ又藏ト參、着込着シ鉢金ヲ當テ、小一・安吉・友藏三人ヲ連急キ行、廣小路ニテ一同工追付、上下共人數三十人余ナリ行、市中休ナリトテ往来人ナシ、静ニテヨシ、千住三丁目定宿ニ至リ茶ヲ呑、宿中謐靜ナリト申ニ付引返、小塚原ノ先通、御仕置場前ヲ通宿至リ一同座敷ニアカリ、取扱丁寧也、酒肴出シ色々断、追々重詰等ヲ出シ、亭主出申ハ、偏御家ノ御蔭ヲ以渡世仕居リ、今日元日ニテ別段ナル日ニモ御座候ニ付一つ被召上ト強ト申聞候得共、明日ヨリノ御締モ不立、且頭忍行候所ニテ食候ト相成候テモ不宣ニ付、後々迄事断、金一両為茶湯代置、早々足早ニ門出、亭主・町役人五人送出丁寧也、夫より原ヲ掛リ、御仕置場前ヲ通、土手ニ上リ、夫ヨリ新吉原大門ヲ通、番屋先立ニテ不残廻見、元日ナリトテ女郎不張、サヒ敷吉原ナリ、格子内ニ二朱位ヨリ百文位女郎六七人又四五人位宛火鉢集、廻見物イタシ居、何分四ツ過ニ相成□□サヒシキ事、番屋家々ノ戸ノ口前ニ至り、御廻ト触込ト亭主如岡戸口手ツキ頓首イタシ居体立派也、一廻シテ引揚、土手ヨリ戻、雷門ヲ通り柳原御屋敷工子刻半帰、早速伏シ

同二日

日々晴天、今日ハ昨日始テ 御盃御頂戴被遊恐悦ニ付、例刻出仕シ御用所恐悦申述ル、昼頃役所ノ引、隼人・三内ト一趣町廻至イタシ、七ツ頃柳原工帰、隼人上下ニ着替、柳原御屋敷廻勤イタシ、半藏出、先刻兵部様御出、シハラク御待被成居、菓子茶出候ト申聞、隼人廻勤済寄候間、止候得共帰ル、夜食塩鱈ノ平・皿自切イカノス味噌掛・筋子色々地走也、帰七大醉ニて来ル、酒出シ大弁シ大笑イタシ、五ツ頃三内モ来ル、別テ賑ヤカ也、帰七五ツ過帰、三内四ツ過迄居リ帰、早速伏シ

同三日

曇、三内ト伊兵衛一趣來故御上屋敷工大通ヨリ本丁通、厭絵二枚整、出仕、御家老ニ斬工昨日之為挨拶參、引取後食事致、久舞ニテ昼夜イタシ、春之助ニテ起、夜食後又右衛門・直矢・春之助・三吉嘶ニ来ル、フキトリ餅持、此方ニテハ阿部川餅也、春之助持力タク皆々閉口シ、四ツ頃帰、牛兵衛叔ヨリ塩引ノ味噌漬來ル、書状添、早伏シ、折々雨ノ音イタシ

同四日

雨天、清光寺行延引、庄右衛門來ル、今日休足日ニ付終日此方模様画、誰モ不參閑日也、暮頃順吉来ル、六ツ過權藏來ル、早速帰、甚暖氣夜着三ツ掛居候得共一ツ取、鬱陶敷天氣、折々雨之音イタシ、伏シ

同五日

今日曇候得共天氣也、三内寄、例刻出ル、昼引取、十兵衛・彌太郎ト一趣ニ柳原ニ帰、柳原ニテ柳橋藝者ノ年礼ニ逢、力亦悪敷候得共風ハ勝テヨシ、ツマヲトリ候体、造酒助筆ニテトテモ画コト不成、十兵衛トツラ要敷モト藝ノ能女ニモ可有之嘶ナカラ帰、色々出火之節御人數出ノ相談イタシ、春之助來ル、阿部川又々為持、今日少手ヲ揚候ト眷ル、七ツ過皆々帰、夜食後三内ヘ嘶行、竹内ノ御組加賀山林藏呼、深川一件委敷為嘶、大笑イタシ、腰巻無之、前三手ヲ当、マルハタカニテ大勢前ヲ腰コヅメ通、馬鹿ノニ敷目ニ逢シト申ニテ又々大笑イタシ、四ツ過帰、伏シ（今日水天宮年ノ初五日トテ賑々敷、往来も有之、半藏・多兵衛杯と出候て札請帰）

同六日

曇ル、庄右衛門來ル、源四郎來ル、今日休足日ニテ大休、正月モ松之内故又々画、エノ具無之ニ付吉藏呼少々取寄ル、他行ハ物入、何分懷中乏敷、心ノ僕ニモ不成、却て不出方増也、極ホシキ物モ無之、兵衛（主馬改名）杯何程金有之ニヤ、一ヶ月ニ廿度出可申、一日ニ三兩位宛ツカイ候由、当春西廻シ舟工長持一棹頼候、色々整帰、不面白品ハ四五日過返候ニ付、家來共先工參、掛合ニ泥候由、ヨクノ我僕（先生トカ）可申、病氣ト号、当春下ル積ニ致居、御組モ頭申為ニ下始末ニ候得共、兵衛事ハ市中弥御静謐相成候、下被仰付ハ私下候後ト力、又一趣ト力ニ不相成苦、私ハ元ヨリ一年詰ノ心得ニテ登候間、御用ニ立居候ハ幾年詰候モ御奉公ニ候得共、竹内ハ長州一件ニ登、其後御供御免被為蒙仰、尚又市中御

取締厚相勤候様被為蒙 仰候ニ付、竹内下、加藤御差留ニ相成候処、不斗病氣ニテ下、養生致候様被仰付、兵衛御差留ニ相成候処、色々病(養力)申立いたし候得共、実病氣無之、日々他行、詰合一同之沙汰ニ相成、私事ニいたし□□□見居候事も松寿院伯母さまへ対して情旁御小性頭衆と相談いたし上、両大夫へ取扱申述、組漸はなし、御家老衆為御沙汰御上屋敷西御物見へ移し、少ハ遠慮いたし可申と存候処、口ニは柳原ニ居候節より心之保ニ不相成と口説候得共、不相替他行不止、折々ハ中間壱人杯とて帰り、以之外惡敷風聞有之、一同組之内、他行いたし候所見ツケられ、かくれ候事も有之杯と申風聞も有之ニて、尚又隼人ニ相談、六度他行外不相成候様ニと權十郎殿とも斗ひ候得共、尔今其沙汰も無之、却て下候方諸士之御締も付可申候得共、唯力トナク下と相成候では兔角私より後より登候姿故、私御組彼是申間候事も有之候得共、大笑いたし帰候、一体病氣之為平右衛門殿より四月下旬候様被申候由ニ候得共、医者を始、誰兵衛病氣ト見候者壱人も無之、證櫛ハ天氣能、非番斗ニ無之、当番日ハ御小性頭初、私へ頼合、出懸候事ハ遠慮会釈一切無之、私ハ四月下、兵衛八月下旬ニて相当ニ可有之、乍去長詰相成候てハ物笑イタサレ候斗ニテ役ニ立不申、乍去役立じとて不順ニ私差留、先ニ帰候てハ御役ニ対しツトマル者ニハ有之間敷、唯今ヨリ長引込、四月頃ニ病氣下候へハ脇ヘハ響申間敷、左モ無之我保イタシ、病氣ニモ無之者病氣ト偽リ遊ナカラ下テハ諸士取扱且頭役モ勤、右之通ニテ下事ニ相成テハ御締処ニ無之、私共諸士取扱出来不申、苦々敷御政体ト一藩ノミタレニ成可申、私共ニテトテモ扱出来ヌ事也、旧年被仰下候通、構不申所存ニ御座候得共、イツレ宗右工門上リ候ハ、此書ニ無之唯々嘶序ニ能考も可有之間御嘶置可被成下候

御組寄合ニて集、四ツ頃帰、早速伏し、九ツ頃明七日四品之御礼ニ御登城、為御祝義御酒御吸物被下旨主馬より為知也

同七日

雨天、例刻出仕、道如コシアン、松引候処も有之、尔今ケン臺建置候処も在、御戻掛御目見申上、一役一同御用所へ御祝義ニ出、御酒御吸物、御行列以上被下置候、御膳之上○貝柱・千大根・蛸ノ三梅漬一皿・小串二切一皿・御吸物・魚菜下地味噌、頭取出、御庭御獲物ニて御頂戴被仰出候とて小鴨二羽被下置、次之間ニテ御礼申上ル、昼後引取、雨天ニテ道難義、帰候て休足之処へ豹藏・

文三郎参り、夜食後岡吉来ル、庄内より迄茶ありきいたしと申来、苦々敷事なりと申大口説也、大かもひいたし、四ツ過伏し

同八日

雨晴候得共鬱陶敷天氣、今日三内と申合置、清光寺へ朝より参候約速なれとも天氣無覚束候、三内も来ル、雨天ニ相成、不肖ノニ清光寺へと出懸、店々ニ寄、八ツ頃漸増上寺地内より清光寺ニ至、大梁院様拝し直ニ戻り、大雨ナリ、道コシアンノコトシ、八ツ過ニ相成候得共食事不致空腹難堪、泥道ニあした手傘、手ニ豆出ル、鱈ノカは焼フンノとして鼻ニ入、能茶屋無之、漸能茶屋有之候得ハ人一杯ニ入込、田舎者入候事不相成、權藏も連行空腹口説、終ニ暮頃迄食事不致、大雨降ニ帰、足袋地の不見程泥ニ相成、漸はひ付、豆腐汁申付、外ニ地走も無之故先刻かは焼思出し、暮掛鱈を柳橋ニ取ニ遣シ、權藏・三内膳持參候様申遣候処、權藏ハ鰯煮漬と一陶持參、三内ハ一土瓶ニ塩引持来ル、腹はヘ、足草臥、手ハまめ出し、袴から足袋下駄無透泥ニいたし大弱り大口説、登候後朝より他行いたし候事三度、二度ハ清光寺、一度ハ冷飯、一度食事不致、一度ハ本所行のみ、江戸之面白事杯とハ一つも知不申、能(キ)所や惡敷所やとん不分、唯雪不降所よしと可申や、雨之節泥道大難義、此節暖氣也、漸豆腐汁(脱力)出、鱈之百疋分も來り、余り空腹過一向不被給、六七杯食し腹ハシヤキハリ、足を延、皆々大嘶始り、四ツ頃ニ相成候て腹漸ヤハラキ、貰置候甘物を給、茶呑、九ツ頃兩人とも帰、即休

同九日

雨天、今日昨日引替寒、又右衛門来ル、今日出仕日ニ候得共調物之為不出、雨へ折々白キ物マシリ降、雪ならん、十一日御飛脚立之趣ニ付、傳吉ヘ色々箱入ニいたしさし下、文次・弓矢多あかへ先達て權藏より土産貰置候大森名産ムキカラ細工箱へ入候所、カラコロいたし故、小一ヘ箱一杯ニ相成候様見立来れ「」候処一杯過、世話ヤキ候得共無理ニ入封し、外ヒストール一挺道具共、並クハン入一包ニいたし三包ニ封し、二日立ヘ上候積ニテ整候茶一包、都合四包ニいたし明日挑候様申付、清光寺使增ニテ風呂敷一ツ・扇子五本、年頭為御祝義遣候、暮過岡吉来ル、四ツ過迄色々書物いたし、伏し

鬱陶敷天氣、今日雨模様無之、色々認物いたし、八ツ頃十兵衛来ル、丸子ち、

参ル、暮前帰、こま飯たかせ、三内父子・庄右衛門、今日は三度来ル、九ツ過迄居、夫より認物いたし、七ツ頃ニ伏し

同十一日

天氣よし、今日御行列以上五ツ時年頭之御目見被為請候旨被仰出候ニ付、且御具足餅被下置候旨昨日申來候ニ付、明半頃三内・庄右衛門と一趣出仕

〔中表紙〕
「正月ニ至先得寸闊、極月十四日後控書、東都餅搗始として、御笑艸の繪他見必々御無用、若衆へ進し候」

〔図12〕「極月廿三日暁大森行見たる図」入る)

〔図13〕「正月元日年礼図」入る)

〔図14〕「江戸中正月はんこひつきの図」入る)

〔図15〕「丑正月元日新吉原中町廻、造酒助黒羽織着シ笠元腰に差、能見候得は美人ハ不居図也」入る)

〔図16〕「正月初ての捕者竹内組高名図 三日明」入る)

元治二乙丑年正月三日之日、今暁深川仮宅ヨリ注進有之趣、御殿へ詰ノ所へ申聞ル一件致如何や問ヒンニ、今暁八ツ過ニ深川仮宅佐野橋屋ヨリ只今酒井ノ家

中トテ、往来ノ駕籠挑灯ヲ切ナトシ、且強談シ刀ヲ抜候故、早速御人數出シ被下度旨御留守居方迄注進申出ニ付、權十郎殿工申述ル、注進再度ニ成、主馬ニ

被達、非常詰今夜ハ自分組ニ付、加賀山郷兵衛呼出シ達サレ、大騒ニテ二拾人、

柳六、二発足、深川佐野橋屋至、夜不明、亭主ヨリ委細聞、兩人共八疊ニ女ト供ニ伏居候ニ付女共工為知可申やト申候得共、万一眼被附候テハ要シク故不為知

様申含、詰リノヽヲ聞、当人ハ二階居ニテ、一組一番踏込郷兵衛・郷右衛門・

庄三郎・三之助、二番ハ階子辺ニ控居、手ニ余リ候セツ切捨打殺勝手次第、三

番手ハ搦手廻り居、用意手配ハ出来シ、客屋故大小不残取仕舞置候ニテ一安堵

イタシ、ソラト一声ニテ二階登リ候所トコロ足音驚候テ壹人ノ合方女郎アカハタ

カニテ西ノ部屋ニ逃走リ入候、□□女□ヨリ出タ□□、驚トコヨリ出タルヲ郷

兵衛・郷右衛門搦取、速ニ□□、莊三郎・三之助ハ別□ニ登リ上リ押候取、兩

人共高イビキ、カラミ鎗ニテ□の方突杯致候處兩人驚目覚シ床ヨリ走り出シ、
〔丸裸後カ〕
兩人共マルアタカ、女ハ東ノ部屋奔り、緋縮縄無之、前ヘ手ヲフサキ、コ□ミ

テ二番備ノ前ヲ通候由、其体絶言語シタリト申、男モフントシモ無之床ヨリハイ出ケシキ無慙ナル由、着物キセ繩ヲ掛、段々相糺候所佐竹手廻、一人ハ足輕

「數文字分空白」ト申者ニテ、門ヲ忍出、表ニ相成候テハ私共斗ニ無之、門番人工モ難義掛候、ユルシ吳候様詫申候得共、兩人共縛、駕籠二入、御上屋敷引付、直ニ御町奉行連行引渡候由、一度大笑、一度□□イタシタト思候得共、過候事ニ相成、右様之節ハ其於場イカ様ニモ取斗可有之所、内々ニテ不為済事ヲ内々達置、當年之初陣奇々□□、後々之コトハ甚ケンノンニ御座候、備共先一同ノ沙汰□□□□リ

候事ニ相成、右様之節ハ其於場イカ様ニモ取斗可有之所、内々ニテ不為済事ヲ内々達置、當年之初陣奇々□□、後々之コトハ甚ケンノンニ御座候、備共先一同ノ沙汰□□□□リ

〔図17〕「正月凧揚 正月乞食」入る)

正月車引始メ賑々敷

〔見開き二頁分空白〕

〔裏表紙〕
「〔第二十二冊〕〔中表紙〕（豎帳 墨付九丁 245×168mm）

〔朱異筆〕
〔三十二〕

〔第二十一冊終〕

正月十一日

「

元治二乙丑歳正月十五日より控
〔朱異筆〕
正月十九日立御飛脚二月二日着、三日達

昨日兵衛ヨリ明十一日五ツ時御行列以上年頭之御礼被為請并御行列以上御具足餅被下置候旨為知ニ付、例ネン等もいたし事不相成、明半前起、天氣よし、食事済候處三内より誘引、庄右衛門と三人連ニテ御殿へ出候得共、御家老衆御小性頭も不詰候得共、御目見申上候人々不残詰、遅しと待居、番人を呼、何時と承候處只今五ツ打候と申、御迎何時參候積やと糾候處四ツ時と申、トホフモナヒ事ニ付權十郎殿へ一フク呑ニ参リ色々御用やら雜談いたし、四ツ過御殿へ詰、兵衛詰居、御書廿五日立、昨日御飛脚着ニ達、難有奉拝見候、昨夜認置候

状ヘチント届候事斗認封し、御小性頭方へ遣候様申付ル、其内押付御戻り觸ニ

て大溜りへ出ル、九ツ過也。御戻掛御目見前堀治大夫被召出有之由、權十郎殿被御申聞。御通服御後ニ付御居間書院横(カ)御畳縁へ廻り居、兵部殿・兵衛・私・權十郎殿御用番ニ付二ノ間ニ出ル、堀治大夫被召出、數年精勤ニ付是迄之御役料加増問合済、夫より御次之間御畳縁へ列座、御行列以上御目見申上ル、引夫より大溜之間おゐて御具足餅被下置、其後御近習出、御神酒被下旨申來り候故出ル、兵部殿・私・男四郎三人、權十郎殿・兵衛・隼人ハ引込不出、御酒・小豆被下置候所、山口八郎兵衛出、東照宮御象(像)拝見被仰出候旨申出ルニ付又々前ノ三人拝見ニ御居間出、御酒被下、御礼申上候て引、大醉眼之端ホウノト甚しく、其内彼は御用出、不參差控杯と手間取、八ツ過引、○御具足餅被下候節平均免被下置一同御家老衆御長屋ニ御礼ニ出ル、榊原ニ寄、食事いたし、隼人疝氣起候とて大口説也、其内權藏・用作杯と參り、長嘶ニ相成、一キン(呼カ)ノ脇ニ付、小袴着、アヘキノト申趣、私組合一同御長屋ニ居候、是非御遣被下度と申、玄関前ニテマタカノ、大声呼立ル、扱貴様達申事尤、我も參度候得共、竹内御組は宅非常持ニ付只今申達候、注進は松平伊賀守様御家中屋敷脇ニテ大勢乱防いたし趣、殊寄屋敷より人数繰出候やも難斗、且如何之事ニテ伊賀守様御家中市中を騒しやとんと実否不知候間、又右衛門・鉗之助只今早々見来ルと申付候間、參次第時宜より貴様達一組可遣候、御物頭源四郎へも殊ニ寄可被遣候間支度いたし居候様申達置候間、貴様は今日大非番之事ニモ有之、其上実否不相分内多人数差出、万一敗取候て不覺悟いたし訣故、注進次第可遣候間一同御門内へ控居候様申達候間、大非番ニテ苦々敷とて頭をかき引取候処、玄関前ニテ大変たノ、大声ヲ立テ御門脇ヘ屯居、其内物見鉗之助息突あへじ駆來、事々落着ノ、誠ニ張合無事ニテ、伊賀守様より八木兼助と申人出、詫候て事済、大勢と申事大ウソニテ唯四人大酒醉ニ御座候、御安堵ノ、と申付、一番寄合組皆々御長屋帰候様鉗之助へ申合ニ付相良は帰ル、少過又右方御中間御番所へ参り、其所ニテ大勢乱防いたし居候趣ニ付、詰合五人之内三人人追掛け候処、伊賀様御屋敷脇ニテ刀を抜乱防者有之、段々見候事大勢ニテ伊賀守様御家中ニ御座候、逆も私共斗ニテ埒明不申ニ付、早速御人数出吳候様申聞候趣ニ申付、早速出候と返事いたし、非常持今日は三内組故伊兵衛呼、早々自組召連参候様、尤無法之義無之様、臨機応変ニ取計候様、後より御家中一組可遣候、段々承候処大勢之趣且伊賀守様屋敷脇ニテ家中よし、万一大戦合初り候も不知候間、其節之備ニ二番非常持石原源四郎へも模様次第可被遣候間用意いたし居候様通達可致と達、大勢ヒニテ歸、今日私組は御上屋敷へ非常詰ニテ、竹内之組宅非常ニテ當御屋敷住居故世話役野沢源吉呼、貴様今日宅非常持ニ付申達候、只今云々注進ニ付早々罷越候様、尤中村伊兵衛も組召連参候筈ニ付、

(図18 「於大溜ニ御行列以上御具足餅被下之図」入る)

(図19 「於御居間書院ニ神酒被下図」入る)

(図20 「於御居間ニ東照宮御象拝見被仰付御酒頂戴御具足初て拝候図」入る)

万事申合龜忽之振舞無之様、伊賀守様屋敷脇ニテ松平家中ニテ大勢之由、物見ニ為走候間、弥及大事候ハ、追々御人数可為繰出候間、早々参候様申達し、是又大悦ニテ歸、今日休ニテ荒賀又右衛門居候故呼、其外相良鉗之助呼、乱防之人數且御人数被遣候ても不足か、又屋敷内より人数繰出し模様ならハ此方よりも多人数可差出候間、其動止見来レと申達し、小一郎・安吉へ見物ニ参候様云候処大悦ニテ駆走ル、其内中村七十郎・牧瀬太御逢被下度とて來、関玄前ニ大勢集騒々敷、何事ニヤ先ツ此方と呼候処兩人出、羽織ノ下ニタシキ掛、鉢巻金ヲ脇ニ付、小袴着、アヘキノト申趣、私組合一同御長屋ニ居候、是非御遣被下度と申、玄関前ニテマタカノ、大声呼立ル、扱貴様達申事尤、我も參度候得共、竹内御組は宅非常持ニ付只今申達候、注進は松平伊賀守様御家中屋敷脇ニテ大勢乱防いたし趣、殊寄屋敷より人数繰出候やも難斗、且如何之事ニテ伊賀守様御家中市中を騒しやとんと実否不知候間、又右衛門・鉗之助只今早々見来ルと申付候間、參次第時宜より貴様達一組可遣候、御物頭源四郎へも殊ニ寄可被遣候間支度いたし居候様申達置候間、貴様は今日大非番之事ニモ有之、其上実否不相分内多人数差出、万一敗取候て不覺悟いたし訣故、注進次第可遣候間一同御門内へ控居候様申達候間、大非番ニテ苦々敷とて頭をかき引取候処、玄関前ニテ大変たノ、大声ヲ立テ御門脇ヘ屯居、其内物見鉗之助息突あへじ駆來、事々落着ノ、誠ニ張合無事ニテ、伊賀守様より八木兼助と申人出、詫候て事済、大勢と申事大ウソニテ唯四人大酒醉ニ御座候、御安堵ノ、と申付、一番寄合組皆々御長屋帰候様鉗之助へ申合ニ付相良は帰ル、少過又右衛門大笑ニテ張合無シとて、小一郎・安吉鉗とも帰、追続伊兵衛・竹内御組世話役中村又藏先刻御達ニ付早速駆付罷越候所、松平伊賀守様御屋敷脇御同名様御家来四人、昨日頃近所之者と二三日先ニ闘論いたし、尔今はかひく存居候処、行逢ニ付四人掛リ壺人ヲタフサ握リ引行候処、物見大勢集り候ニ付ノし揚、見物人ヲ払候趣、外ニ何事仕候事ニ無之と申聞、其内壺人敵手逃候由、八木兼助と申侍体人出、市中騒奉懸御苦勞入恐候、何卒別ニ子細も無之間聞済呉候様強て申付、いつれ御名前を承度と申候所差出候とて皆々御笑、鳥渡ながら大騒いたし、伊兵衛申ハ兼助何卒御性名承度と申ニ付名札渡來しと申、其内四方ニ

詫人	八木兼助
中根右門二郎	安原小太郎
八木覚三	坂橋鉄次郎
何卒御姓	申ニ付名札渡來しと申、其内四方ニ

てヤアーと声ニテ皆々何事始らわんと又々騒々敷耳澄候内チヤンリソラ出火と申内、日本橋通りと申觸ニ付、出格子開見候得共とんと見ヘ不申、弥騒々敷ニ付小一郎呼、火之見ニ参相糺(レマ)来ルと申遣候處早速帰、只今日日本橋通り出火候得共鎮火いたし趣ニテ皆々帰、今日は如何成日ニヤ、六ツ過より五ツ少過迄之間二度騒候、今朝は思も不懸三座ニテ御酒被下、鳥渡ながらも二度騒キ候間、今壹度騒候事在之らんど認物も手も不付、三内へ一フク呑ニ参候處今之騒之為ニ大勢集居ル、九ツ過迄嘶いたし帰、甚暖氣、伏し

同十二日

天氣よし、又右衛門來ル、南之方ニテ雷鳴五六声、段々曇ル、例刻出仕、御用

所昨夜騒申述ル、○出懸ニ三内より届、昨夜之松平伊賀守様御家來八木兼助私所へ参り、昨夜色々奉懸苦勞、内々ニテ御済セ被下、有難奉存候、右之御礼ニ罷出候とて口上書添差出候間、是も御用所へ差出、昼頃引取、一円曇、甚敷暖氣、綿入ニツニテ道大汗相成、袋足之為ニ足先ヨリモヘ出候心持なり、帰候て食事いたし、毎夜詰候てホロケ氣味ニ付昼寝いたし、暮頃目を覚し、六ツ過雨音いたし、五ツ過迄認物いたし、伏し

同十三日

晴天、暖氣、十兵衛來ル、丸子之隠居粟餅持參、三内・庄右衛門昼前帰、甚敷暖氣綿入壹ツニテよし、三内と浅艸觀音堂尔今見候事無之、参らんと出かける、暑き事庄内之三月末四月始之様ニ御座候、日照られ頭痛いたし候程也、折々店二入候て暑き凌よふ也、綿入壹ツニテ汗ニ相成、両端之出店色々美事ニ飾目驚かし、雷門を通り本堂ニ至、とても私之よふなる無筆物之筆ニテは紙ニ載候事難敷、堂下地内を廻候ニ付、(軽業師)(手妻)・手ツマ・ミセ物・コマ廻シ・生人形・ヨウ弓・扇キナケ・食物、誠東都昌栄目を驚し、梅屋敷を廻り、追々開始、両三日ニテ盛りニ可相成、フランヽと店ノヽニ寄、暮頃帰、御返事を認度候得共

ネムシ草臥し故思案

一、益御機嫌能被遊御座候由、恐悦之至ニ奉存候、外一同弥大丈夫ニテ暮し居候由大慶不斜候、私儀日々認候事ニ相勤居候間、少も御懸念被成下間敷候一、大時計之儀委細云々被仰下奉畏候、目覺も委曲為申聞御座候ハ、宜敷出来可仕候

一、浪人之儀被仰下、道中は静ニ相成候由、耕雲斎此

節如何相成候や、沙汰も何もなく相成候、長州も相分不申候、松前様先達て京都行道中より引返し、引籠候由風聞有之、御家より評決ニ相成、菅秀三郎被遣候處、道中より被引返候て追て沙汰次第上京いたし様公辺より御沙汰ニテ、二日路程参り帰候、御名

前忘候得共御老中兩人上京被仰付候趣、与一右衛門十一日ニ嘶いたし

一、傳吉ヘ甘納豆度々不及、其外下物相止候様被仰下、奉畏候

一、西洋炮は弁利ニ付江川へ入塾追々入候積ニテ、五人程撰候様御家老衆被申聞候得共、人撰も六ヶ敷、考居候

一、(神奈川)竹内遠乗之事ハ、竹内馬一番弱候由、頭を揚、今日御入門よふニチヤクノヽと乘候為、一二里程ニテ汗を出し息合ニ掛候由、全馬乗事知申為也と人々大笑嘶ニ相成候

一、田中彌太郎早追ニテ下候節御働転被遊候由御尤ニ奉存候、御使番斗四

人下候、誠珍敷事重畳恐悦と可申候

一、子共兩人とも一点之障無之成長仕候由、喰々世話事ニ可有之、道ニテ子共と同年位子共見候へハ思出し居候、文次も喰々丈夫ニテ、下候頃は達者ニ相成居可申

一、西洋筒之義被仰下、是迄筒は如何可有之やと善惡分ケ兼居候處、去年之合戦ニ付管打ニとても向候事不相成、荻野流筒無懸ニ負候由承候て考候へハ、弥西洋筒道利こときハとても向候事ハ不相成候間、丸子を呼、夫々注文仕、金斗ひつかい居候事也

同十四日

天氣、三内と一趣ニ神田橋へ参候所辰巳之方雷鳴、次第ノヽ曇、出仕、御用格別無之、明十五日、御戻掛御礼被為請并新徵之年頭御礼被為請候趣御用番被申候、鶴ヶ岡御家中惣名代竹内十太郎十二三日頃着之由、明日之被出召、大御前様當三月十五日後御登被遊候趣、大殿様より被仰出候旨書付ニテ被相渡候、引取直ニ權十郎殿へ参り色々相談いたし戻り、玄関へ出候所隼人より一ふく呑



ニ寄呉候様小一郎申ニ付寄、雨ニ相成、色々世中之雑談いたし、権十郎殿へ参り、当春交代登之仕法建之事嘶いたし、二三日中又権十郎殿へ不参ハ不相成候と、其分ケハ嫡子二三男三百人余二十五人ツ、組合、隔年とか又一年置とかニ為登候相談いたし、いつれ取調壹人ニテ甚御手張なりと口説候、暮頃迄食事不致帰、六ツ過白井弟二・松井吉蔵・日向庄介・小花剛蔵・神田六右衛門を集、稽古いたし居候人□調、夜八ツ頃迄居帰、即伏し（最中調中ニ地震、フランヽ不致、尻□ゾンヽト突揚□ラレル、ケ様地震初ナリト皆々嘶いたし）

同十五日

雨模様、三内と一趣御殿へ詰、御戻八ツ頃御礼申上、直御表於書院新徵百五十余御礼被為請、御目見済、雨強降ル、三内と一趣帰、藤助・道之助・□□・又藏來ル、先刻丸子チ、參持也とてミニヘイール筒置歸候よし申聞ル、其筒持三内へ参り九ツ過迄嘶いたし帰

同十六日

雨天、寒し、雨ニ雪交り降、今日二て兩度雪見ル、丸子ノチ、参り、昨日鉄筒小道具持參、九両三歩相渡し、中村又造・伊兵衛・七十郎・野沢道之助参り皆々□伊兵衛今晚參呉候様案内来ル也、客対ニて昼迄手間をツフシ、昼より調ニ掛候処、二日御認之御書相達奉拝見候、颯と一へん見候て又調ニ掛ル、七ツ頃半兵衛來り三内より押付御出被下度申ニ付出掛候処、庄内より為登候品々地走、塩鳥汁・粧漬焼鳥・味噌糟漬鮭・貝柱之玉子とふし、五ツ過迄嘶いたし帰、九ツ過迄書物いたし、伏し

同十七日

雪は晴候得共甚寒し、屋根ノヽ白く、梅之花も此雪ニテ嘸ガヲラリ可申、三内と一趣ニ御殿へ出、今日権十郎殿へ参候積ニ付直ニ引、榎原へ参居候処、権十郎殿より不念書付差出候間、今日之処は御断と申越候、誠ニ無張^(合脱カ)大勢集賑々敷、七ツ前帰、道は雪雨ニテ土へ調合いたし候ヘハコシアンヨリモ甚々敷、ノラ道閉口也、直ニ三内へ寄、暮頃戻り候処半藏御抱之者祖父年賀之餅ナリとて五合位之餅七ツ差出候間、家來ともヘ四ツ分、今晚余リヒヘ候ニ付雜煮餅□□、乍去独ニテ給候も無張合、御組世話呼、庄右衛門・権蔵・楫右衛門・伊三郎・六兵衛・金弥集、色々鐵炮之評儀始り、伊兵衛呼、五ツ過ニも相成候間、権蔵ハ鰹剥り、金弥ハ塩梅師、伊兵衛は餅焼、賑々敷九ツ過迄居リ帰、伏し

同十八日

春之助と申音夢中ニテ聞、目は不覚、床中ニテ色々弁じ漸々目覚し、春之助此頃中調候帳面ヲ見居ながらコレノヽ悪敷事アライフト□ノヽと申ニ付、篤と見候處帳面之上ニシラミモヤラノヽとウコキ居、是ハ大変と春之助生捕、出腰より左衛門河岸へ逃し、春之助帰り床より出候処五ツ廻り、晴天寒氣難堪、水之冰此迄無之、髪ゆひ居候処又右衛門来ル、其内丸子ちゝ参り、スシトウル一挺・遠鏡^(カ)（此は當時流行形、両眼ニテ見候形ニテ腰提ケ也）、外渡り物、琴ノ音シヤミシノ□□音出候物也、又右衛門帰、食事いたし、今日は大炮組^(小林組改大炮組)称シ初御目見有之、五ツ半時^(戻カ)□り、其後御出有之趣故嘸御早く御目見も可有之処、寝過遅刻ニ相成と存支度いたし居候処四ツ廻り来ル、是大変と取物とりあへし走り故道之氷甚々□し、今日は遅刻ニ相成、嘸御目見「」不念定敷ニアヘキノヽいそき行、御殿へ出候処只今ハ最中と席を揚居、先ツ安堵いたし、四ツ過御目見も初り、表書院上段御着座し、御家老初、御組頭・御小性頭・御用人・大「」ニノ間御畠縁へ列座、御取次より御奏者代り閔甚大夫・中村右門、三ノ間ニ出披露、市右衛門ニノ間ニ出問合せ、五人ツ、八十人位出ル、真先ニ中奥御小性中世古仲蔵・北村兵衛（中奥かり）大肴台持出、錫如山漬持出、御三ノ間居へ置、夫より前書之通五人ツ、出、早速相済、兵衛は引取、権十郎殿より呼ニ来ル、出候処紀太平五郎壹人□□列座なく申渡候様、三尺位之叱書差控^(端カ)同之通被仰□、十二月十九日大筒組取逃候未始也、平林甚吾兵衛と申達、森玄^(端カ)詰所出、松宮良禎事相談ニ付、申事ハ至極尤也、其訛ハ追て可申上候、尚明後日□挨拶ニ可及之旨返事いたし引取、帰候処明日御飛脚立有之趣、御飛脚參候趣なり、十太郎も明日下り、八ツ過食事いたし、さむく巨燧へ足入候事毎夜之為ネムク相成候間少シ寝候処、金彌・剛蔵参り起サレ候得共、只今取込中ニ付後刻参り呉候様返事いたし、又寝候得共不釣合ニテ起、暮頃より十兵衛・小六・藤助・伊兵衛・春之助・兵介・百之助・彌太郎参り、調物いたし、四ツ半頃ニ土鱥汁残鍋からを取寄給ル、在勤ニ無之、ケ様事ならぬ事なりと一同大笑候てひヘ汁給、九ツ過帰、伏し

同十九日

今日雪空、又右衛門・祐吉・房七来ル、三内よりふき取餅至來、今日御飛脚立之趣、昼前ハ調物いたし、其後書状認、八ツ過御上屋敷へ為持遣候、御機嫌奉

伺候、尚奉期幸便時候、以上

正月十九日

松平造酒助

同廿二日

【第二十二冊終】

天氣よし、吉藏を呼、フリキ細工注文、ケ様ノヽ故その通り脇方頼吳候様申付、

今晚男四郎より隼人・私・三内と案内貰居候間土産物如何いたして可然と出仕掛二三内へ寄候処、菓子箱可然と相談して例刻神田橋へ出ル、次第ノヽ曇、御用は無之、造酒助独気を詰タル岡、昼頃諸役所引、直又隼人長屋へ参る、五島之名産鯿之地走なり、源五兵衛來り為見馬廿四日頃參候趣申、甚雨模様ニ相成、

【第二十三冊】（堅帳 墨付六丁 245×167mm）
〔朱異筆〕
〔二十三〕

正月十九日

〔正月廿五日立之御飛脚二月八日著、九日達〕

書状認隼人へ頼遣、折々雪、暮頃食事、塩鰯二豆腐汁、調物二掛居候処岡吉来ル、五ツ頃迄書物出来、足延し江戸嘶いたし、此頃定府小林周藏所へ本町より能女か参しと申ニ付大笑いたし、岡吉先生か下候ハ、早速召使取吳候様祖母さまへ我ネタリ不申ハなり申間敷と申候ヘハ、フフンと斗申故尚々構申候て鬱氣散、最早風輪そはか参り、四ツ半ニも相成候半とて歸りぬ、床延させ伏しぬ、色々世中之事考なから、小夜着之襟ハキレ、中より綿とかか出て來り、背中はもそヽいたし様なり

岡吉額余り新徵氣候故、追付おとさま被登候処余馬鹿氣候間ヒタヒ広いたし様ニと申候処、ナヒノヽと申て帰、大ナマ男ナリ申候（図21入る）

同廿日 今曉地震

天氣よし、朝より認物いたし例刻出仕、御用は格別無之雇後諸役引、私は少認物いたし八ツ頃引、直ニ榊原へ寄割合を食、玉子焼ニ小串・生姜・天王寺蕪出しシ、七ツ過より權十郎殿へ隼人と兩人参り色々御用相談いたし、吸物出ル、土鱥、酒肴ハ（何魚ト可申やアンカケ）一砂鉢・烏賊・青物山葵・三梅漬、壺砂鉢二種之地走、五ツ半頃迄御備登等之相談いたし、其外丸子御扶持被下方三人にて相談も相済帰、直ニ三内へ寄、九ツ過迄御用弁し、戻り伏し

同廿一日

（図22入る）
同廿三日
荒天、土屋順吉・中村七十郎・寺内權藏参ル、中村三内と大体之御地走にては大変と口説々々出仕、今日は内密御用有之、權十郎殿と表書院ニテ相談いたし居候処、隼人御用済、早々御地走出候処控居候と早速ニ付、御用済詰所へ引候処、權十郎殿造酒助出候様申来候間出候処、兵衛出候様呼次ニ付兵衛戻、今日之為御祝義銀子三枚被下置候てと申候て、權十郎殿其元様被出候様申ニ付出候処、兵衛向様今日御御祝義目録も被渡候、銀子三枚被下置候、誠不存寄有難仕合奉存候、直ニ御用所へ相廻候処、一同御用所之口へ待居、權十郎殿と私之長

談、皆々御吸物サメ候とて大口説故大笑ニテ申訛いたし、夫より御用所へ列座、伊三郎・權藏・楫右衛門参候間、小笠原鉄炮矢場へ三内稽古日ニ付一趣ニ参候、此頃ヤケール筒・ミニケール筒・ヒシツール、三挺打試、ヤケール中リ極上、後二挺中リ悪敷故、幸丸子参候間為直遣シ、半兵衛・伊兵衛・弥五郎・林藏・定之進・又右衛門・庄三郎・壯介と一趣帰、大橋脇ニテ別れ暮前帰りぬ、夜食後認物いたし、五ツ過伏し

松平造酒助江戸在勤日記 第二十三冊 元治二年正月



翻印十點
酒四人兵衛前
造男織權秀藏
兵事多元清八酒十五
御主元吉酒一
兵衛申上候
今膳は三人之居へ、外一尺位之鯛御焼物居へ候間大笑いたし、大間敷御地走来ルと申御膳「」と間敷「」之飯被下度と申事成と申候処、御鉢は只今最中被取「」少「」成と八郎兵衛申ニ付候ニ付待遠ニ待居、先ツ私物之前居置、御ネタリ申上候て間敷候御地走三人ニテ分ル、御箸之付候御焼物權十郎殿と半分訣、權十郎殿御坪取魚身砂糖味噌掛候分、私取候分ハ御煮物ニテ○鯛之切肉○松茸○モウソウ竹ノ子○カキ蕨ノ形カマホコ○青物五品、男四郎分ハ御汁豆腐ニ魚分候、權十郎殿皆食尽可申と食候、御膳へ付長皿不残食尽、其内御済被遊候とて御鉢來ル、御吸物椀ニテ輕三杯食候処、上御壹人前被召上候御残故尽候故御代り又々御台所へ申遣候処、御用意無之不参、御鉢之飯ハ被召上故真白ニテ面々共の給居候飯とは別段なる成ニ御座候、御代り来候処察之通アシク不被給、御台所タキ候て遣候趣、ホヤ／＼いたし、飯へさし身掛不残頂戴尽、腹ハ太鼓之ことし、男四郎若キ衆別段大鉢残、權殿・私斗ケコ故給尽、御次香物取寄、大根漬カラ口給居、皆々大醉、大体ニいたし、近候て銀子被下御礼御用番へ出候処道ニテ酒酔秀三郎・元右衛門・隼人・男四郎・東十郎・繁蔵ニシメラレ、岡田五十馬ノ力か御酌ニテ呑ニ參候処ニ是非引カレ無拠參候処、先ニ兵部殿初として主馬・多門・御留守居中役二三人ニテ、御吸物出し、五十馬嫁御酌取最中所へ参り、又々賑々大興と相成、不呑酒三杯位被為呑、漸透見合、東十郎と一趣逃候て榎原長屋參候処、十兵衛と權蔵居候処茶出し貴、五六ハイ続呑いたし、今日は荒天大風雨也、少休口說々々戻、羅紗之合羽も通候程也、暮頃帰候て銀子被下御地走杯と半蔵と嘶

いたし、軍調ニテ三内へ参り、九ツ頃帰伏し

同廿四日

晴天、風有之騒々敷天氣なり、岡吉參候て鍔一枚求、刀之柄も藤助へ頼候処、承知いたし趣、兼て色々ネタリ參候間夫々挨拶いたし遣候、小六来、三内・源四郎來り、最早出仕刻限ニ相成候間返し出ル、富士南風向風眼之開キ候事不出來、塵埃霧之ことし、風之強ニヤ、風いつれ尾付音もいたし、御用之格別無之昼後諸役所引ケル、退出、風益強し、御長屋へ帰食事いたし、今日は昼寝いたし度日なれとも丸子亥太郎晚刻迄參度と申遣、調書存寄添出候積之処、是も清書も不出来、其内明日之便ニ菓子二箱遣候事ニ半蔵申付置候処持參、甘納戸ハ傳吉、今一ツ北村當時(流行カ)之福ハ内、又は何デル申名色々有之分ハ甘物被給候ふとき御子達(進上カ)此方之第一御菓子いつれも宜敷風味御座候、御料理は地下能斗、魚等又鳥玉子等不「」中とも面白者ダラケよふニ御座候得共、是ハ是非度と思残之品無之「」入念ニ申付、能品は無之者ニ御座候、廿四日晴天ニテ真白富士山□橋ヨリ為「」也、昼寝いたし処權十郎殿手紙大口説ニテ「」郡代別紙御廻申度可被成御嘸ニ有之候得共「」別紙無之、惱果タル大艶々なり、無拠御返事書て別紙御取落と存候間、早々御廻被下度申遣候、三十人御家中ミニケール申立候処、御郡代返事不致ニ付權十郎何百石迄三年賦、百石以下ハ七年賦と付候て御郡代被渡候処、夫ヘ又附札いたし別紙ならん、久振ニテ目を休候処イマノ、敷事と獨大口説候(図23入る)、其内丸子亥太郎來ル、兼て大殿様下候節西洋形之鳥打筒御土産ニ持下り、下屋敷へ被為入候節献仕度候間、形を為見候様申置候故國面ニテ持參、考ものチヤと脇ニ置、酒を為出ニ御地走ハ煮豆・イカノカミ・鰯・干味噌と種々丁寧之在合、其後御吸ひ出ル、白魚へ玉子也、又右衛門來リ早速歸、夜食後三内來、丸子大醉、權蔵・伊兵衛、丸子歸り、皆々甘物無之やと申候得共とんと無之、權蔵少斗堅餅有之と申ニ付早速寺内長屋ニ取り遣候処來ル、四人ニテ潤沢餅食、三内と私ハ調物之相談いたし居、伊兵衛・權蔵西洋筒之手続一二三と大ハマリ也、風は強し、一二三之音ヤカマ敷、先刻丸子之嘶ニ今日は何とか之甘何年ニテ若出火ニ相成候ハ、大火ニ可相成と申居候嘶之事杯とを嘶いたし居候処ヘチヤン〃ソラ近と障子明見候処、富士南川上ニテクラノヽヽヽ火成燃上ル勢大変(カ)、早速柳原迄參ニ申と皆々歸、夫より取片付始ル、大世話、其内御組之面々

思ひ／＼装束いたし来ル、御上屋敷非常詰□□來ル、大炮組御門前へ控居候届なり、出始□頃御上屋敷方当り出「」出んと仕候處御上屋敷之火は消候由少「」付□之窓明見候處其火勢シサマシク、画候橋ハ新橋、此先ノ和泉橋脇材木炭家二三軒焼失、川向へ吹掛付候□有之候得共運能消候由、□一向ニ付候□万軒焼候物ニや不知、出□河岸ニ□大仕合と可申、半時余焼ル、登候後之近火也、火鎮候故伏し（図24入る）

同廿五日 天氣能、風は不止、伊兵衛来作夜片「」出候て書状認ル

【第二十四冊】（豎帳 墨付五丁 247×167mm）

〔朱異筆〕
〔二十四〕

正月廿五日 「二月五日立ノ御飛脚十四日著、同十五日達」

今日御飛脚立之趣ニ付書状呈しぬ、其後笛平九郎来ル、認物ニ取掛り、暮過三内より手紙、川内正五郎改名願之通被仰付、赤飯可仕候得共、菓子持參ニ付御出被下度と申來、改名之事先夜三内へ參候節正五郎改名いたし度と申間、私先二川内鶴兵衛と改可然と申候處、伊兵衛ハ川内亀造キヤウと可然、三内ハ川内鶴兵衛と可然と申ニ付、皆々首一なりと申ニ付、即座ニ願書為認、鼻紙二入翌日差出、被仰付候分ニ付申越候也、伊兵衛来ル、早速帰、其後五ツ半頃三内へ參候處、大勢居、私參候を待候處故早速色々菓子出ル、九ツ半頃帰、其後認物いたし、七ツ過伏し

同廿六日 天氣よし、風も止、權藏来ル、例刻出仕、御用無之彼是いたし内諸役所引、御用所ニ不出、為見馬參候之趣ニ付直隼人へ参食事いたし、榊原へ男四・織人・元右衛門・八郎兵衛、御僕約相談有之集候趣、「貧乏」ヒンホウ相談へ私へ出候様織人進候得共、真平御免と二階ニ上り、置巨縫を為掛、十兵衛廻りニ參候とて留守、為見馬七ツ過ならんと、夜詰候故甚ネムク独静ニテ快昼寝いたし、起者有之間目を覺候處屢七也、如何いたしやと聞候處、今日折角御出申上候得共差合出、馬今日は參兼候趣断來と申ニ付、幾日參候事やと申候處、晦日ニ參候趣と申ニ付、左様ならハ返らんと榊原家來共へ馬は不參趣ニテ帰候間其旨隼人殿へ宜て帰、伊兵衛来ル、定日御組之寄合ニ付七人来ル、四ツ頃帰候故早速伏し

同廿七日

天氣よし、小原萬治來ル、宮之下太夫より養子參候者之由ばゝヨリ聞及居候、此節丸子へ弟子ニ相成居候て三内御長屋ニ居ル、日々通也、昼夜認物終日いたし、暮過より書物いたし伏し

同廿八日

天氣よし、三内と一趣出仕、引取、三内と一趣金具師道具調ニ本町辺廻り、○金挾ミ○三ツ保キリ○タカネ○コウ箸○ヤシリ二挺○調、ヤシリハ鍛屋より調居候處、二階之上ニテカツノヽヽ金具師音いたし間何ニいたし処ニやと聞候處、娘子供管クバン（西洋筒管打之クバン也）、面白からんと土間より上り見候處、十七八才之「御娘」おむしハ管之端キリ居候間、一日何位切候やと承候處、千程は切と申、夫より二階へ上り見候處、十才位のおむし唯壱人居、管を拵居候、分ケもなく拵候体奇妙也、娘色々伝達いたし、ヒストール在りましか、御拵ひなされて御覽あそはされ、わけハアリマセンと申故、左様なら明日よりねさんへ通ニテ参らん杯と、ちやうたん杯と申て鍛屋出でんといたし處、かみさんか是ハお有かとふと送り出し故挨拶いたし出、道々誠ニ面白處を見たり、いつれ我も拵わんと、道具無之ハ拵候ならし、早々注文可致と道々相談して帰、今日半日日ニ照られ、頭痛いたし故早々伏し、壹寝いたし、チヤンノヽ本所通りと申音ニテ目覚し見候處遠方故早速伏し

同廿九日

天氣よし、今日兵部殿・隼人と新徴屋敷へ稽古見ニ參候事ニ兼て約し置候處、今日五ツ過より御上屋敷より參候、隼人へ寄、兩人とも馬ニテ參候間、馬牽寄候様ニ申事ニ候得共、我馬は物おひへいたして案所して乗候事出来ぬ故御先ニ参らんと出懸、モチノ木坂へ初て聞々参り、東十郎屋敷へ参り、衣被掛、少間置兵部殿・隼人も參候趣ニ付御殿へ出ル、茶・菓子出し、稽古所都合宣敷趣申聞候處、新徴夫々役人參候て始ててとて、天氣能杯と代タルコヘル、先達有之て稽古場へ廻り候處、新徴組惣じ会釈いたして座着、御役人も左右へ列座、新徴之内役人銘々出候て時候述、是迄見候事無之大稽古場、板敷四方ニ新徴居、百五十人居候ても狭からじ、真先槍術試合二十人程一同つかい、とんと見候事無之つかい方、野試合とも可申、其後二組ツ、つかい、鎗終り、長沼三丁稽古場へ出、百人斗一同仕合、誠夥々敷、耳はタコニ相成候様ニテ唯韁音斗、蟻



二月朔日

不致内追々寄合とて人々集、源大夫・十兵衛・平兵衛・藤助・七十郎・順吉・小六・春之助・庄右衛門・六兵衛、色々相談取極等有之、去年頃と違御静謐二相成候故、無文字巨細之事のみ有之、町方ニても是迄宿いたし所も不宜候間、不参候様達候や、此頃も公義人九人迄召捕候杯と、馬鹿々々敷嘯も有之、酒酔等者は召捕不申様申合セ、九ツ半頃迄居、一同帰り、早速伏し

二月朔日

今日朔日之御礼日ニ付岡出仕之処、此頃取調物之清書仕候積ニテ一両日引籠り候間、主馬へ頼申遣、取調御用持居候間出ルニ及申間敷と申候得共、右之事申立ニテ岡出仕不申候では我僕よふニイハレ候ても不宜ニ付、引込候事多兵衛ニ付申遣候

一、例之龜々者ニ付余程之申立書、御役人若是迄之通ならハ御役退願、罷下候趣意書付粉失いたし、去年より尋候得共ミヘ不申、反故又々出し、小市・安吉ヘ為見最中、丸子松齋鉄炮三挺持參、色々申付置候分也、茶を出し嘶いたし居候内昼ニも相成候間松齋へも膳出し、御地走塩引ニ豆腐汁、冷飯茶を為掛、色々嘶仕候内、大殿様へ西洋形ニいたし鳥打鉄炮一挺献候趣ニテ図面等持參、私為拵御土産ニ可差上と存候得共、何分大事物不足故下候迄と申付居候処、拵候て丸子差上候積故、私心組空敷相成候様ニ相成候得共、乍去此頃より權十郎殿・隼人と三人相談いたし、追付五人御扶持被下候事ニ可相成候間、私より差上候より増之事と存居候、八ツ頃帰、持參之三挺注文違所ニも有之候間又々為持遣、其後漸認物ニ取掛り、白魚之吸物外、烏賊・牛蒡之煎漬、御飛脚只今着とて届来候故、余り遠着待遠存居候間御上屋敷迄書状請取ニ遣、五ツ頃御書來ル、誠ニ珍敷雪不足甚不氣味也、地震、昼後より曇、雨降模様也、地震空と可申、御書不残奉拝見、御機嫌能趣、一同無事之趣、安堵して伏し

同晦日
天氣よし、例刻岡出仕、持出し御用も有之、明日より諸役所御留守中同様隔日出仕、御用所私共・御小性頭・御郡代等御用有之節斗岡出仕候事ニ相成候、昼引、今日為見馬參候趣ニ付隼人へ參り、曇寒風難堪、巨燐を掛、兩人尻切巨燐二人、漸生候心持いたし、七ツ過馬參候趣ニ付馬場へ出ル、馬見所腰掛へ兵部殿・隼人・私、男四郎ハ後より参り、今日御成有之、五ツ時より昼過還御、早速上ニても上野へ御出、御戻遅刻ニ相成候故後より参り、外一郎右衛門其外大勢也、馬十三四疋來ル、小金野子も四疋來ル、一郎右衛門注文之由、大抵の馬壹疋有之、其外南部出・三春出、能馬壹疋無之、遅刻ニ相成追て見候事ニいたし、黒鹿毛壹疋馬なり、外ハ初より曲馬也、早々歸、道より挑灯付、暮過帰ル、食事

同二日

雨模様、今日認物いたし引込、四ツ前十兵衛來ル、昨夜宿元より書状達候処、祖母大病と申越ニテ親看病下候事出来候物ニ可有之、只今書役呼、先例為糾候候趣申聞候、氣之毒事也と存居候処、昼頃ニも相成候間芋掛飯を振舞可申ど存候処へ看病下被仰付、只今下候間早々十兵衛帰候様申越候ニ付大騒ニテ帰候、中間杯と遣、金子若入用ニ候ハ、遣候間無遠慮可申遣と申候て返し、昼後

伊兵衛來、折々雪、押付地切鮭達候て焼候て給

候得共格別能とも不存候、四ツ過伏し、チヤン

〃何方ニヤ不見候

同三日

天氣よし、今日も引込、朝より認物いたし、

昼後酒井右馬之助來ル、帰後又々認物いたし、

風次第ノヽニ強吹、五ツ頃チヤンノヽ吉原之方也

と為申とも不見、余程之強風、四ツ過迄認物いたし、

火無ナリ甚寒伏し、地震余程強し

行燈（あんとう）既倒（あんとう）既（あんとう）倒（とう）れん

とい

たし

候へともころはじ、半藏走り候て御目覚ニ御座候や

と申来ル、一向之地震なりと申候處引返し行、少過又々

チヤンノヽと申ニ見候事、深川之方角ニ当り盛燃居候、早々伏し夢中

同四日

寒風強し、氷甚敷、庄右衛門來ル、伊兵衛來ル、四ツ頃御上屋敷へ参り、直
二権十郎殿へ参り候得共、御殿へ出候とて留守、多門長屋へ参候處、十兵衛・
十右衛門居候間嘶いたし内、権十郎殿帰候趣ニ付出懸、認物差出、色々御用
達し、十兵衛参候て割籠食候処へ親給候積ニて肴味増漬為焼出し、寛々嘶い
たし居候内脇方より赤飯貰候故給、鱈之札有之趣ニ付近々參給候事約速いた
し、帰候て又々認物は状書、甚ネムク絶兼、巨燐一寝いたし目覚し床へ伏し

同五日

天氣よし、寒風、例刻、今日立御飛脚差出候御用状認候、明日御小性頭手付
惣治と申人へ下着ニツ差下候、為御登ニは及不申、傳吉・文次へ下駄差下候

【第二十四冊終】

〔第二十五冊〕（朱異筆）（豎帳 墨付五丁 246×167mm）

同六日

晴天、萬治呼、亥太郎へ頭へ御礼ニ出候様申遣、松斎被下物之為御礼参ル、權
藏・伊兵衛來ル、弥右衛門來ル、庸七修行之為、春下候處御差留、折々御世話
被下候由御礼ニ上りと申、余り馬乗無之故庸七名人とハ如何上手ニ為致度と權
十郎殿・隼人と相談之上□暫修行被仰付候事ニいたし、仲ケ間内六ヶ敷事内々
有之、職敵と可申や困候者ニ御座候、四郎右衛門此方ニ居、締方若者之頭ニ相
成居候へハ宣敷所、不入事いたし人独潰候様事ニ仕候、伊三郎來ル

徳川寿千代様御逝去ニテ普請三日、鳴物七日御停止被 仰出候、昨日也、田安
君之由、御六才之由、御家督被遊候御方ハ御三才之由、今日為見馬參候處無矢
張事ニ御座候、今日より大隙ニ相成候心持、此後之認御人數御差出候節繰出方
役は不及申ニ、屯場所分・兵糧・高張等事迄明細定不申ハ安心不仕候、隼人も
掛被仰付、不斗下、道中之心模様ニテ真ニ氣能仕合ニ有之へく候、男四郎・織
人当御屋敷御普請場見分ニ来ルとて寄候間茶出し、下候事早く分候様いたし
申候へとも、とても被下間敷と申、早速歸、伊三郎・權藏・周作參候て鉄炮下
候分夫々包候や、油を付ル者も有し、掃除出来仕舞、夫より豆煎いたして茶を
出し、七ツ過皆々歸、今宵御組寄合ニテ、昼寝と可申や暮寝いたさんといたし
處へ馬田弥吾早馬ニ付て参候て、只今為見馬參候間入恐候得共早々御出被下度
と申ニ付早速支度候ていそき行、馬場へ参候處三疋來ル居（アマ）、男四郎参ル、真先
鹿毛南部出七才、二番同黒鹿毛六才、三番月毛、いつれも氣入申ニ付早々歸、
六ツ過ニ相成御組参り、四過歸、早速伏し、出火チヤンノヽ御上屋鋪より少東
ニ当り大橋通りと申（其後比、谷御門辺之由）

同七日

二月五日

〔朱異筆〕二月十九日立御飛脚廿九日著、三月朔日達」

次第曇、漸先ツ一調出来、兵衛も無存寄趣ニ付御用状并私用状眺、先ツ得寸閑
居候處、男四郎参り、兼て丸子亥太郎差上候ヒストール筒御挨拶ニ縞縮縞ニ反
被下候旨被仰出候ニ付、宜御取斗被下度申ニ付家來へ為持返し、早速引取可申
と存候處へ庸七出、明日為見馬參候積、壹疋は先日見候黒鹿毛、外ニ壹疋是も
黒鹿四才ニテ能馬之趣申越候間、御參候様申ニ付參候事ニ約速いたして帰、亥
太郎呼ニ遣、暮過亥太郎候間被下品為致頂戴候、例之通酒出し、塩引に豆腐汁
のみ、五ツ過迄嘶して帰りぬ、四ツ過伏し

同六日

晴天、萬治呼、亥太郎へ頭へ御礼ニ出候様申遣、松斎被下物之為御礼参ル、權
藏・伊兵衛來ル、弥右衛門來ル、庸七修行之為、春下候處御差留、折々御世話
被下候由御礼ニ上りと申、余り馬乗無之故庸七名人とハ如何上手ニ為致度と權
十郎殿・隼人と相談之上□暫修行被仰付候事ニいたし、仲ケ間内六ヶ敷事内々
有之、職敵と可申や困候者ニ御座候、四郎右衛門此方ニ居、締方若者之頭ニ相
成居候へハ宣敷所、不入事いたし人獨潰候様事ニ仕候、伊三郎來ル

晴天次第ニ曇リ、暮過より雨

同八日

雨天、雪交り、寒氣は格別ニ是なし、床之内ニ居候處權藏・庄右衛門・伊兵衛來ル、御家中十四五人ミニケール簡注文ニ付丸子松斎呼ニ申遣、參候間積書申付ル、六ツ過又右衛門、濱治之事ニ付參ル、明日御機嫌伺申來ル

同九日

天氣よし、松斎積書持參、伊兵衛呼來ル、三内と一趣御殿へ詰ル、御飛脚着之趣なられともいつ方へも書状不参申事也、書状諷と認上ル、八ツ頃引取、山本權藏嘶ニ來ル、暮頃より中恵・清水増之助來ル、土鰍汁ニ押切より至来塩引地走也、増之助棹まんちう土産也、五ツ過迄居歸、其後早速伏し

同十日

天氣よし、又右衛門來ル、帰、松斎・伊兵衛來ル、帰、昼より玉鉄、伊三郎・又右衛門來ル、驚固番不残引揚申達し、七ツ過歸、左衛門河岸子供廻揚ニて賑々敷二三十人群居

一、大御前様御發駕御延ニ相成候趣、四月十七日日光御年忌之為之由、此頃薩摩奥方も鹿児島より品川之中屋舗へ蒸氣船ニて着船之趣、追々当地も賑々敷可相成候、柳原御殿も追々普請取掛り之由、私御長屋立ニ不及候、男四郎御普請掛り故、別て六ヶ敷事も無御座候

同十一日

天氣よし、權藏・伊兵衛・松斎來ル、昼後深川矢場へ伊兵衛と一趣參ル、鉄炮当り不宣、腹合ニ掛ル、帰候處御飛脚着之趣なれとも御状は不参、弓矢多より之書状斗達し、申立書へ御郡代馬鹿ノヽ敷附紙、世話もやけ、伏し、床中ニて考候へは隼人と相談いたし置候席七御差留、其外色々榎原不間下候為重々世話はやけ申候、夢中

同十二日

晴天、誠ニ珍敷晴渡り、四月頃之模様なり、半藏等皆々他行、私は昼寝いたし、昼飯ニて目を覚し、昼例之通無案内十兵衛のつソット出で來ル、例軍評議、御人数調一通り草案出来ル、伊兵衛・席七來ル、今一両年詰候様被仰付候とて來ル、藤助來ル、馬具師來ルと申候へとも評議最中ニ付控居候申候、暮々皆々帰、三内・權藏只今帰りしと申（朝より兩人西廻しニ下候品々調參異候故也）、整物は炭

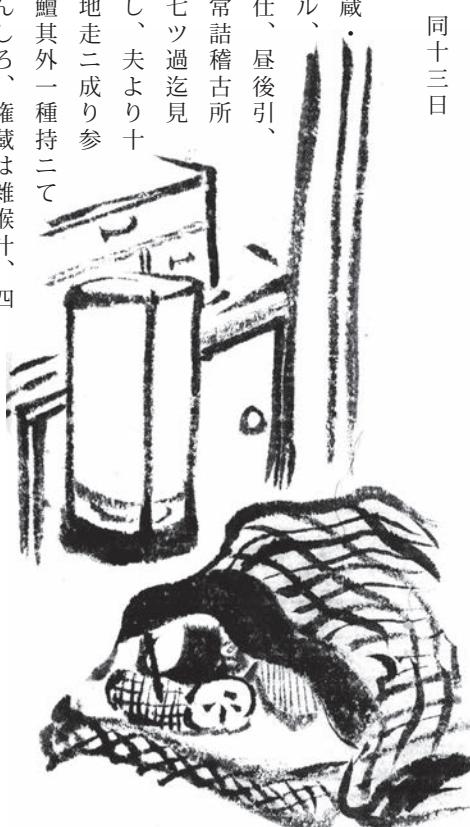
取六ツ・「ブリツキ」茶坪十・同細工茶盆五ツ・ひやぐ十本・看駕籠三組・大 Hin
一つ調來ル、二両余分也、歸候間馬具師ヲ呼、六ツ過ニ相成候間食事為致候て、
當時行流之遠乗相用候鼻革一つ申付ル、色々嘶之内ニ柳橋・吉原辺之風ヲ聞、
甚興有之、五ツ頃歸、早速伏し

同十三日

天氣よし、權藏・萬治來ル、例刻出仕、昼後引、直ニ非常詰稽古所へ参り七ツ過迄見物いたし、夫より十兵衛へ地走ニ成り参りぬ、饅其外一種持ニて我はもんしろ、權藏は雑喉汁、四ツ半頃帰

同十四日

昨日御飛脚着ニテ御書達し、有難奉拝見候





雪、昼前十兵衛来ル、帰候て又後刻参候由、權藏・庄右衛門来ル、昼前帰、昼後金弥・楫右衛門・伊三郎・權藏来ル、皆々帰、其後權藏・伊三郎西廻し整物□ニ来ル、十兵衛も来ル、天氣相成、夜食出し、鮒之雀焼・貝汁、五ツ過迄居り帰ル

同十九日

雪、さむし、伊三郎来ル、春之助・元治・淞太来ル、四ツ過出仕、大ホタ雪降ル、今日は酒井田宮・沢井田宮・小室・菅辺御覽、御殿へ出、今度御減少三付私共之内壱人御差下と申風聞有之、既ニ竹内組ニテ十七日朝非常詰ニテ鯨波上ヶ候迄沙汰ニ相成候間、存意書別席ニテ權十郎殿へ委細申述、書付差出候處、此度十蔵殿より密々被申越候趣、趣意違申聞候趣、御内存之間、得と一覽可致と被申候間、何れ之道ニテも相当御所置被下度と申述、其節草案壱通上候、御覽可被下候、昼後稽古所へ廻り御覽、七ツ過済帰ル、暮過丸子亥太郎參ル、酒出し、岡吉今日出勤いたしとて參ル、五ツ半過皆々帰、晴夜寒し、明日立御飛脚への書状認、九ツ頃伏し

同廿一日

晴天、寒風強し

【第二十五冊終】

引、直十兵衛へ参り、異人行逢候節心得取調、廻方一同申達し、八ツ過引取、暮頃庄右衛門参候間飯出し、權藏・三内来ル、小豆煮振舞、遅刻二帰

同十六日

曇、又右衛門・兵介・司馬參ル、今日大勢遠乗申合、昼より之積九ツ時乗出しと申、向鳶行故浅草目付通りと申合故九ツ頃より支度、馬は例之御召拝借、三内参候申ニ付、出懸候處、兵部殿・權十郎・主馬・多門・八郎兵衛杯とを始として都合二十八疋(敷脱カ)、東橋渡り、向鳶乗切、茶(屋脱カ)ニ至ル、此所は桜餅名物、先年遠乗初二阿部様鞭を落し、拾候處之由、今は其美人年寄、コヌケ落候由也、次第雨強相成候間早々帰、大濡無懸至極也、庄内と違、自身馬具洗いたし干シ、權藏参り、蠟燭行燈整來ル、暮後御組寄合ニテ來ル、遅刻帰、伏し

同十七日

今日出日二付例刻出ル、今朝晴天、次第曇り、六日御認之御書達、有難拝見、昼後引、助吉・多兵衛、御称譽之事ニ来ル、大笑いたし処当人も笑歸ル、松齋来ル、馬七来ル、暮前順吉・藤助来ル、早速帰ル、遅刻伏し

同十八日

同廿二日

次第ニ曇、甚寒也、手洗水氷、例刻出仕、御用無之、降、御用はとんと無之、能工面も無之、早ク下、加茂辺へ鯛汁・金頭汁杯と至極宜からんと考居候

【第二十六冊】(豎帳 墓付六丁 246×168mm)
〔二十六〕

二月廿日

〔朱異筆〕
二月廿日 甘五日小原萬治出立、三月九日達

晴天、寒風強し、書状今日立へ出シ、庄右衛門来ル、小六来ル、御用無之様ニ相成、余隙過、他行も日々寒サ且兵衛為ニ六度他行外不相成、六度他行ニても度々御家老衆へ不同出候事不相成候故、思出し次第遊參不出来、別て御長屋居勝ニ相成候、昼寝いたし、晩刻より夜嘶ニ又右衛門・兵介・春之助来ル、遅刻皆々戻

同廿一日

【第二十六冊終】

曇、雪空、丸子ノ松斎来ル、伊兵衛来ル、今日御覽ニ付昼前出仕、旅河・大渕・石原・阿部之稽古七ツ頃済、権十郎殿用向有之参り帰、織人ニ寄、甘物食、暮々

帰、庄右衛門来ル、五半過チヤンチヤンホン、火ハ不見、四ツ過伏し

同廿三日

天氣よし、権蔵・伊兵衛・松斎・茂大夫来ル、例刻出仕、昼頃諸役所引、直ニ面倒をみ、詰候処皆不入、其外箱ニ入、扱味噌は度々御遣被下候得共いつれもあまく、茶之さひ給候、能分ン紙包十程上ニ張付上候分ハ至極口ニ叶分故若々御六ヶ敷無之ハ右之フリツキヘ御入、為御登被下度、此頃兔角下嘶斗出候間土產物之工面いたし処、諸品高直何とも閉口、女達への土産算用いたしに反物絹類三四両もいたし（図25入る）ソレヨリ二ツチンカ一ト一両分極上々綿求方は両ニテ四五反も出来可申と人ヨリハ不聞^(カ)、妙々と早速算用出来申付ル、西廻しの長持ニ詰合ニいたし間、着次第即取織候て、下候迄望次第器量次第縞を織可置候、此造酒助も都之水戸の水を呑候處器量も潤沢出候心持いたし、暮過半蔵出、色々土產物調來ル、岡吉来リ、内事兎角案事、此方ニテは曾弥あめ女を引入候風聞有之、蝦夷地より帰候後誰三四度ならて不參とも色々沙汰いたし由、彼是咄いたし内、御門番人參り申聞候は、只今浅草萱町より中村屋と申反物店ニ侍体者三人強談いたし、最早抜放候処ニ御座候間早速御手口さし被下度注進ニ付、岡吉一參ニ駆行体妙也、黒之紋付・白之小倉之袴ニ紺足袋、右之手ニは手丸持、左ノ手ニは刀提、ソラノヽヽヽキタノヽヽと飛行、其内御徒目付參り候て、御足軽目付遣候て宜可有之と申聞候得共夫ニは不及、其内世話役參候間、雨も降不申ニ付慰ニ早々參候様ニと達、三内も參ル、其内三人とも帰候趣、又々注進ニ付、此迄ケ様注進は書付町役印ニて遣候事故已來入念候様ニと申達、皆々張合抜ケ大笑いたし、相良鉗之助來ル、其内チヤンノヽヽホン音いたし候得共火は不見、九ツ過伏し（図26入る）

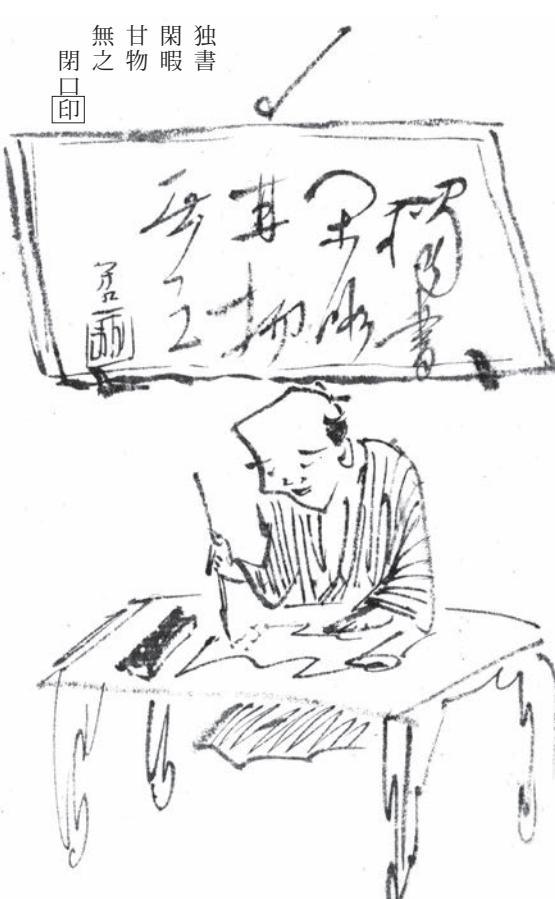
同廿四日

曇、権蔵・又右衛門・庄右衛門・丸子松斎来ル、雨降、今日も御覽ニ付昼より參ル、折々雨、石川・助川・中村御覽相済、七ツ前帰、順吉来、春之助來ル、本所にて御獲物真鴨頂戴ニ付返事為書遣、暮過萬治明日出立仕候間、御状被遣候ハ、持參候旨申越候ニ付即遣候、目出度期幸喜候

二月廿四日夜認
造酒助

皆々様

御機嫌能いつらせられ恐悦□□さまニ御座候、おんめて度申上



【第二十六冊終】

〔朱異筆〕
〔二十七〕

〔第二十七冊〕（豎帳 墨付十丁 246×169mm）

二月廿四日

〔朱異筆〕
〔三月九日平林出立 同廿五日達〕

同廿五日

天氣よし、春之助・定之進來りぬ、昨日頂戴真鴨御礼出仕、外三月末よふに暖氣、御礼申上、十兵衛へ寄、権蔵・源之進來、弁当開、我相伴いたさんと割籠開、宿地は豆腐^(走脱き)ニ貝之剥身汁、寺内は庄内塩鱈、我分は牛房・干鰯煎漬、十腹して帰、往来ニ折々花染之頭巾冠、疱瘡出し居、段々承候処、旧臘流行死人多く有之由、戴し鳥独ニて給候も如何ニ付親類氣いたし人々、石源父子・春之助・岡吉致案内、男四郎より只今御殿へ參候間御出可被成と申越候ニ付即參候処、雨戸開、権十郎殿と男四両人来居、暫嘶、我住居候御長屋へ寄らんとて寄りぬ、菓子遠月堂蒸折ニ、茶山本千代壽出饗しぬ、暫嘶して帰

大御前様御帰被遊候上ハ時々可被寄思居、暮頃より源四・藤助、桜餅宮筈、春之助・岡吉來りぬ、吸物は貝之剥身ニ豆腐汁、平は頂戴之鳥、久振ニテ結構也、五ツ過皆々歸りぬ

同廿六日

晴天、漸春暖ニ相成、綿入一ツ着、道樂ニテ例之巨燧二入居、川向土手は名所ニテ初音藪鶯囁、至極庄内之殺生を思出しぬ、五ツ過侯野市郎右衛門嘶来、四ツ過伴彌平・白井岡吉、昼過迄彌平居、源四郎来、終日客対、暮過御組寄合二て來

一、此方旧臘より疱瘡流行、多くいたみ候よし、此節も往来ニ折々見掛、いつれも花染頭巾冠セ居、花染いつ地も同様也、御地は如何可有之やと考居候

同廿七日

天氣よし、又右衛門來、川内鯉兵衛來、例刻出仕、昼引、直非常詰寄稽古見分、十兵衛寄候所御飛脚著、不幸申達候趣、悔申述歸、曇、最早雨模様也、御書達居有難奉拝見

同廿八日

鬱陶敷天氣、今日月次、公義御法事之為止、春之助參、家督之御礼如何可仕やと伺出候処なりと申候得共、是迄二三男父兄之御礼庄内論も無之候得共、八十石与内旦那勤、先例も不存候間、相糺候上ニ可致挨拶と返事申遣ぬ、長十郎・兵介嘶ニ來、昼前帰、昼後権藏來りし故手伝為致、其訛ハ來月三日平林甚五兵衛出立之趣ニ付何廉御下物と厚意申呉候ニ付、蠟燭行燈整置候得幸便無之ニ付下し兼、幸と存先ツ半分三包ニいたし、後三包ハ幸便ニ可下、皆々夫々包貰候、今日東風騒々敷天氣なり、豹藏來

○總穩寺和尚を斬害仕候人、十日町辺之寺之由承候、弥ノヽの事ニヤ
同廿九日

雨天、荒候為ニヤ誰も不參、昼寝いたし、目を覺し處半藏出、只今マキ壳ヨリ至來ニ付差上と出シ（マキ壳ハ焚木壳事也）渴居候故取不得三杯呑続、大醉頭ツクノヽいたし、兼て高名江都名物豊鳴屋白酒と嘶聞候間、呑度穿鑿為致候処、當時株壳別人入替候趣、乍去白酒矢張壳候趣ニ付為求呑候得共、格別と不存、庄内よりハ却て不宜候間、棚へ上置候処、半藏先達ての今日まき壳より貰候分能と申候得共、我呑候ては不宜候（図27入る）明日増之助下候趣ニ付御答申上

ル、男四郎より明朔日御用召之趣為知申遣、伊兵衛來ル、九ツ頃伏し

三月朔日

天氣、春之助御礼申上聞來りし故有之趣申達、伊兵衛舶來之ミニケール求度候得共金無之ニ付十七両借度と申ニ付かし遣、例刻出仕、御戻掛ニ男四被召、五十石御役料御加増、八月迄詰、下り、山内寛之助昨日上着、御用召新徵組頭取被仰付、書状懷中直ニ受取、昼後引取、俄荒天ニテ走り歩行賑々敷、虎七も濡て來ル、暮春之助御礼申上候事忘候とて詫ニ參り、即帰、今宵諸組世話寄合ニテ庄右衛門・伊三郎・彌太郎・百之助・春之助・新作來り、九ツ過帰ル、

晴夜

同二日

今晚余程風、一円曇吹揚晴天、巨燧よし、今日先達てより申合セニテ王子川溜ヘ投網打趣向、兵部殿・權十郎殿・男四郎・三内・伊兵衛・又右衛門・長十郎・半兵衛等也、川溜と申候事ハ王子辺ヘハンシヤロウ建とて川ヲ切留、新川最中堀割いたし居候て、溜々ヘ雜喰夥々敷居とて參りぬ、ハンシヤロウとは大炮鑄所也、五ツ時より三内・伊兵衛・又右衛門・兵介御屋鋪出、昌平橋前ヨリ曲り、加賀前通、寒風難堪ニ付酒ヲ不呑ハ投網打甚難義ならんと兵介酒買二大店ニ入、五合樽入いたし様ニと申候処、手前ニハ樽ハアリマセンと申ニ付、兵介心付、伊兵衛・又右衛門トツト笑、兵介大イレ能々見候処大味噌店故一同腹ノイタキ程笑過ぬ、其内酒屋大店有之ニ付又々三人ヨリ、我・三内不構先ニ行ぬ、左柳沢大屋敷有之、古跡之由（御成時々有之し、百万石此屋敷ニテタマシ候処ニヤ一同笑過）三人追付、樽と盃求、肴は薩摩芋・揚物持來ル、道々酒呑、油揚食しながら田舎出、店より豆煎ヲコシ等整食歩行、此造酒助杯とハ生て物覚候程ニ相成街道ニテ歩行ながら食候事ハ野行之節ハ丸飯のみ、是とても村中歩行ニテ給事無之、恥候事杯とハ少も無之食、アスカ山ニ登、新川堀遠見して王子村ニ下りぬ、外レ之茶（屋脱カ）二長十郎老人待わひ居候とて居ぬ、夫より支度、長十・兵介兩人ニテ替ルノヽ打、寒風難堪見物不被答、增て網打フルヒノヽ五六投ニテ、雜喉余りさむくカタミ候や不懸、漸四五十取、扇屋本陣定參候処、權十郎殿・源大夫・健八・虎七都合九人座敷ニアカリぬ、酒肴二種出候様にと申付ル、即差出、吸物味噌下地ニイナタ・青物蝦ト入、マクロノさし身ニ玉子焼と二砂鉢出し、勝負雜喉テリ焼（塩焼之事）申付ル、寛々氣散し、皆々遊ニ出、私と

晴天、朝飯平燒豆腐・ニシ、汁豆腐・芋剥身、例刻出仕、先ツ兵部殿先日西洋炮珍敷形參候間隙次第参候様ニと被申越候間罷越候處、誠珍形也、三挺共是迄見候事無之、男四郎も来ル、此筒は兵部殿実家之小笠原圖書頭様より借りられ候趣也、四ツ過御殿へ詰、今日御頭痛氣ニテ御登城御断、御用御祝義出、廻勤昼夜前歸ル、今日御常用詰不残一ヶ年詰ニ相成候ニ付三内ヘ御祝義いたし様ニと掛候處、暮頃参り、是非とも参候様申ニ付、ヲトケハ本ニ相成参候事ニ返事返し、幸ひ米藏汐乾ニ参候とて演クト土産ニ付直ニ宮笥とて三内ヘ遣、暮参候處鱣地走、五ツ過帰リ、伏し

晴天、風強、今日休ニ付ニ日王子行例ノ繪御慰ニ認、御一笑可被下候、暮頃権藏來り、綿極上壹両朝比奈長十郎頼置候處遺候故、袋拵入詰合候積、今日米藏又々汐ひニ參候て勝負とてはまくり出し、即吸物いたし、権藏へも振舞、五ツ頃伏し

嘶よりハ格別無之候得共、乍去とても田舎抔とニては見候事ならぬ桜大樹花盛
り、□面白し、夫より帰、暮々ニ相成、半藏先日丸子松齋參候て上ルとモウソウて孟蘇
竹ノ子三本出候故即料理申付、三内をも呼振舞、甘味ハ無之候得共ヤハラカハ
妙ニ御座候、此節珍敷御座候、庄内へ箱詰下候由ニ御座候得共、日増ニ相成空々
と為居候、平林甚五兵衛暇乞參候間、此方模様御嘶いたし吳候様ニと頼遣候、
書状認、四ツ過ニ相成候問伏し

二先年一市町鹿吉持參 御整置被成候様賞居候此頃他行之折三尺位之鰯半弓
求候間、右岡面之品（図28入る）弓矢共入候物可有之存候間、御入用無御座候
ハ、御飛脚便へ為御登被下度候、外矢之根、桜スカシ一根求候、隨分古きよふ
二御座候、一尺余矢ニスケマ作 大矢根可有之やと見候得共、どんと
見当り不申

御父上様

造酒助

曇、權藏今日水天宮ゑん日二付有馬屋敷ニ参候間、御入用無之や参候得共不入
と申遣、例刻出仕、御飛脚着、御書達有難拝見し、非常詰御物頭御減少ニ付平
林祐吉老人被差下、十日出立之積、諸書付さし出、昼頃引、余り神原へ無音勝
故寄、隼人も廿四日立、当九日着之趣、八ツ頃閔甚兵衛只今着之趣ニて神原へ
参りぬ、半頃ニ帰り、白井第二参候間暮々迄嘶いたし帰、米蔵大又々はまくり
拾ひ来りしとて出し、汐の三里モ引候由、半蔵出書状委細承り

同六日

〔中表紙〕元治二丑歳
三月二日王子の里へ投網打ニ參遊之図」

(図29「三月二日王子遊行図」入る)

(図31「日暮しの里にて遊芸見図」入る)

東叡山難筆紙尽得寸閑篤熟覽画

同三日賀

舟見独考図」に入る) 今日雨、徒然余り甘物なし、阿蘭陀拵し菓子參りしと申
二付上御屋敷へ取遣候處、荷物尔今不着申、暮過膳を出し、蛤吸ニ自身焼蛤

(名脱力) 桑名物、又造酒在勤巨燧爐燒蛤是又名物、御組寄合ニて追々出来、面々石六・

金安・本十・白弟・小剛・荒又等也、稽古論不絶四ツ頃帰、私繪樂、今宵ナン

ノエン日ニや往来尔今不絶、子ノ刻過伏し(図34「焼蛤大食図 三月六日夜」)

入る)

同七日

雨天、朝客大入、源四・席七・権蔵・伊三・甚兵衛、昼後寝ル、夜食後半蔵出、書状披露、御一同御機嫌能趣、九ツ頃伏し、蚤被攻、鶏之音いたし迄寝事不成、明々少々夢中

一ツ綿入昼夜着、光り耀、一枚物蚤シラミ住シ、夜々蚊飛来、内外より攻、我何罪や在、防禦考、外防ニ蚊張ヲモツテシ、シラミヲ防ニ洗濯セン、湯ツカヒ又ヨカラシ、蚤防クハフランケツト敷ハ必手足在テ無キ力如ナラン、庄内ヨリ三虫早出タルハ如何ト考ニ、オツカゞケタシヨリ綿入トキ蚤シラミノ玉子ヲ落置、暖国ニヨリケ様早ク生セシナラン、蚊生考不付

同八日

雨天、甚兵衛來ル、昨日より参候事ハ神原禁錮入、庄内御下御沙汰無之とて御屋敷支配立腹ニ付、多兵衛を以男四郎へ申遣、神原より只今着之趣申越候間、中間貸呉候様申越候ニ付四ツ前遣、先達てより見舞も不遣候間もふそふ五本

遣、半兵衛來ル、秋松金三郎御加石之御礼なりとて參、暫嘶して歸り、天氣晴模様ニ相成、甚兵衛・半兵衛只今より隼人殿へ参候間、御用候ハ、参候得共、私は思止いたして不参候間、宜敷と頼遣、道中大橋迄安吉遣候處丈夫ニテ旅行いたし、御宿元皆様御健ニ御座候と申遣候、暮後認物いたし、三内用事有之来る、九ツ過伏し

同九日

天氣よし、源四郎・平兵衛・三内・祐吉下一条ニテ來ル、例刻出仕、昼後引、直ニ隼人へ參、久振ニテ是迄此方申立御取扱方益奇妙タ事ニ相成候云々嘶、七ツ前帰、暖氣ニテ綿壱ツニテ大汗ニ相成、先□(日ガ)より綿入一ツニ相成、向島之桜も盛りニ可相成候と奉存候、尚日出度奉期幸便候

〔第二十八冊〕(豎帳 墨付五丁 242×169mm)
〔朱異筆〕
二二十八

三月九日

天氣、大封壹通平林祐吉明十日立ニ付謫、大鳴久彌呼出、新徵組取扱役被仰付、三十石御役料被成下申渡、織人來、茶を出し、帰、伊三郎呼御人数こま形為拵手伝言付ル、ケ様之事隨一之人也、多兵衛ニ一時程タンキヨときぬ、伏し

同十日

晴、暖、庄介來ル、席七廿一日下候とて來りぬ、栗毛御長屋前ニテ為乗、直ニ廻り、終日□(晉カ)、今日又大乘廻之趣なれとも我は断、丸子松斎來、兼て申付置候鉄扇出來持參、庄右衛門・権蔵・伊三郎、御人數駒形拵ニ來ル、甚兵衛來り、只今半兵衛も參、三内と御普請見物、御庭ニテ一ふく呑ニ廻り可申と申ニ付参り、御庭之草之上足延て色々嘶いたし、お鈴様御居間八畳ニ五畳敷二間、其外長局一棟、今日コママイ力ヰ、明日より壁塗掛候趣、御台所之井戸、上ノカハヨリ水底迄二十八間位有之趣半兵衛申、梅花も過、桜も過所有之、ヤシヲ紅葉今成り、御庭ニ鶴・あか腹・目白杯と居、庄内も今頃嚙鳥刺明張之時節ならんと思出し候様也、御長屋ニ帰、又駒形拵、今日汐引と申ニ付蛤拾ニ米蔵遣候得共、拾兼帰、半蔵他行帰、根岸之焼金画三枚整来ル、甚兵衛來ル、酒を出し鰯トイナタ煮漬持參、宿地走は鮒雀焼ニ豆腐ニ鉢身、伊三郎と兩人四頃迄嘶帰りぬ、早速伏し

同十一日

暖和、伊三郎手伝來ル、馬具師遠乗建具出来持參、其外太刀帶持・鉄扇紐申付ル、昼より上野・向島花見趣向ニ付、供小一・安吉・友藏三人申付、松宮源大夫參り権十郎殿より不念之義内々申越ニ付明日指出候事ニ源大夫へ挨拶いたし返し、追々御組集りニ付食事いたし、祫を着し出掛け、上野・向島・木母寺迄参り、七ツ半過帰、大汗、久振ニテ湯浴し(今日之荒増画)、とても如蟻ニして委筆不被立、庄右衛門・権蔵只今より御上屋寄合ニ参候とて寄候間廻り方評儀申含て遣し、三内へ大勢集、麥粉焼始、くるみ出し、清江より伊兵衛ニ遣候とて大笑、おみじより名歌來りしとて又々興在、八ツ過迄居皆々帰、伏し

同十二日

暖和、風有、五ツ前差控書付持セ多兵衛、兵衛へ遣、権十郎被受取候趣申越、

【第二十七冊終】

今日大休故五ツ過起、食事後八ツ過迄寝、食事後為右衛門へ説書状認、菓子達し、有難御風味いたし、夜食済早速伏し

同十三日

天気、日々大風、砂飛障子当ル事雨霰ことし、今曉七ツ前ニ可有之やチヤンノヽ本所通り、火消とも勢備し走る、何時頃力鎮候、今日ニ相成火事模様無之、唯花見ニ出懸候人斗

○昨日御飛脚ニテ時計相達、即開見候処無事

○昨日又々キ綿注文、壱貫目參候間袋入申付、近々西廻しニ下候、小長持小分、宮笥物下候透々二入合、都合ニ貫目ニテ二両分、庄内は七百目ニテ壱両之よ

し、此方極上ニテ両ニ壱貫目と算用、權藏詰ル、差控書付被返、御礼十兵衛

頼、今宵五ツ過伏し

同十四日

天氣、日々花見夥々敷、女達ニ為見候ハヽ、嘸々面白がらん、カラソカラソチヤラノヽと前タクリ揚、燃立斗縫縮緬を出し、襟おとし、天鷲^(城)賊リンと出し、長袖の縫縮緬ヲシトヤカニ着し、遅くなりてハイキマセン杯と、カラソカラソスネ

出し、アシタノ歯ノヘル事杯とハ少しも厭ませんよ杯と申て行、妙々、旗本家

内衆ハ立派なり、黒羽^(二重)之紋付ニ此暑さに白無垢の二三も重行、權藏・伊三郎詰合ニ來り大動キ也、^{相右衛門之事間違}東六も來ル、昼前帰り、夜食後岡吉来ル、五ツ頃ニ庄右衛門・伊三郎・楫右衛門来ル、只今廻りより帰、直^(二九)□上候処也

(図35 「上野社内花見風画」入る)
(図36 「^(向)嶋桜花見遊興風画」入る)

(図37 「席大入」入る)

新吉原中之丁辺廻候処へ若者大汗ニ相成候て來り申聞候義ハ、只今御侍体御方乱妨被成、既ニ御刀を御抜被成候処也と申ニ付、皆々參候て段々相糾候処、女郎ともと格子ノ内と外ニテサヘ合いたし、私を女郎ツカミ、此之通ニ御座候と手を出候處見候へは、ツカマレ三ヶ所程より血フツノヽ出居ル、侍タル者女ニツカマレ血ヲ出サレテ不濟故女出セと申候處奔候由、左様ならハ亭主出セと申所ニ御座候と申ニ付、亭主為出候て詫、当人性名又誰殿家來糾候所、^{忘候}社人之由ニテ至極詫も申候故、遺趣杯と有之又々参り彼是いたし候ては悪敷、能々申含連帰り、道より返候趣申聞候ニ付大笑いたし、皆々帰、五ツ半頃伏し

同十五日

曇天氣、例刻出仕、月次御礼一役壱人宛申上ル、引取、十兵衛参り、目黒参らんと權藏と三人連ニテ出ル、草履取見へ不申、無拠惣吉斗連、三里も有之由ニ付早いそき、道を能不知故聞々大廻りいたし八ツ七分頃漸行着、不動堂一覽、夫より早々帰、田畠有之田舎めき至極面白し、足ノ平ニテためを出し、休なく暮頃漸駆付、セキタ之為ニ可有之、^(孟宗)もふそふ二本整、惣吉為持帰、即蛸下地ニテ煮漬候様申付候処、下地へ湯一とひやく入、汁ニいたし、興覚し、中恵御隠居様上ルとてカシティラ持參、為食れと申候へとも合点不致大笑いたし、五ツ廻りニテ帰ル

同十六日

日和、庄右衛門來り、伊三郎参り、昨日他行いたし、水コホシ無之ニ付御宮笥持來りしと申候て帰、時計師來委細申付ル、七十郎來ル、伊兵衛來ル、庸七為暇乞來ル、昼後状認出来、封し出来ぬ、良平ヘ持テ参れと申付ル

同十七日

【第二十九冊】(豎帳 墨付二丁 242×169mm)

〔二十九〕

同十六日

〔三月廿二日御飛脚同廿九日着、達〕

【第二十八冊終】

能天氣、昼後明日良平立ニ付書状其外色々頼、昨日之草臥有之、平之まめも痛候故昼寝いたし、雨、五ツ過伏し、甚敷暖氣

同十七日

雨天、岡吉・春之助・小六・甚兵衛來、出仕刻限ニ相成候故返し、朝政済出掛候処余程雨也、持出御用有之、芝より 御戻、馬術御覽此雨ニテ相止、引取よ

り御人數御用ニテ榊原ヘ参り、干鰯牛房煎漬、泰雲院日故遠慮いたし、御地走無之やと聞候処、大切之御地走有之とて出しぬ、如何成甘物ニヤと見候處貯品別品ニ無之、醤油実ちんと残し置大笑いたし、夫ニテ兩人湯漬給、相済候処ヘ庸七明日出立仕候ニ付為暇乞参り、幸故醤油実為御登有之様ニと伝言頼、隼人大悦、庸七ヘ弓矢多ヘ柳橋辺之伝達いたし様と構候所早々戻退大笑ニテ帰、御用弁し七ツ過帰、晴天ニ相成、都ニ格別なる事ハ大雨、晴無間セツ駄道奇妙千万也、嘶合手も無之爐端ニ寄、今朝甚兵衛持參之干味噌を^(一)はしらかし給ル、土鰯汁至極宣口ニ叶し故伊兵衛呼振舞^(二)伊兵衛虫歎ニテ此節かたき品給れじニ付呼

甚兵衛来ル、一趣ニ三内へ參ル、林蔵・権蔵居大嘶、清江より伊兵衛ニ遣した

る面白文と申や何とも言へきや皆々大笑、誠ニ浦山敷かゝとの也とて腹よる、

先のかゝならハ一段面白も可思き後妻ニて底より心ハ如何と又々大笑してハツ

過帰ル

同十八日

雨天、五ツ過起又寝、昼過目を



同十九日

日々不天氣、昼後山本権蔵久振ニて来ル、十兵衛来ル、暮前帰、暮過御組世話集

同廿一日

日々雨天、伊兵衛西洋之短筒十五両とて來ルとて持參、とても求候事不相成とて返し、才料良平來、明日立候とて來ル、健ニテ勤居事を宿參り御嘶いたし呉候様頼、書状別段不申遣、尤信州通り参由也、藤助・岡吉來ル、御組より絵本佐楚報義録かり、四ツ過見候て伏し

同廿二日

元治二年三月
日々雨天、例刻出仕、御用格別無之、今日御殿ニテ 大御前様五月十五日御発輿之事ニ申遣候趣、日光之為雇料格別と申ニ御座候、兵部殿 大殿様御獻物付參候由、昼後引、直ニ非常詰稽古所へ寄、稽古見分いたし、七ツ頃帰ル、中恵來ル、兼て頬置し小倉帶地六筋持參、とんと絹同様と見ヘル、六筋とも整、宮笥之積ニいたし、暮過より大雨、九ツ頃起居候得共、雨次第ノヽニ強降、伏し、何時頃ニヤチヤンノヽチヤンノヽの音、目覚、雨晴大風、井楼より四ツ谷と触込余程火事也、馬乗クハタノヽ駆行、折々雨、一時余焼候半と思わる

同廿二日

天氣よし、風強し、明日御組連、目黒竹之子汁趣向、去年よりの申合ニテ弥明日參候積ニ昨日政府へ申述、聞被置候故世話役呼夫々手配いたし候付世話役參ル、關甚兵衛○半蔵○権蔵・金弥・伊三郎、明日早天ニ參候積いたし、春之助、兵庫と改名願書持參、劍術者の大看板不掛済間敷と大笑いたし、マンチラ手細工いたし着し來り故晝ル、御静謐ニテ目出度しノヽヽヽ、四浪静ニテ、相成丈早く下り申度心願罷在候、尚十五日より来月晦日迄御飛脚御誂物持參不仕と断

ニ付、其後色々下度と存居候

【第二十九冊終】

【第三十冊】(豎帳 墨付六丁)

242×169mm

〔朱異筆〕
〔卅〕

三月廿二日

〔朱異筆〕
〔四月七日道澤出立 同廿日著、同日夜達〕

同廿三日

日本晴、先番ニ甚兵衛・権蔵・金彌・伊三郎・多兵衛・半蔵・目黒ニ參ルとて七ツ頃より起、とちみちノヽとて寝られじ、明過漸參候由少寝、目を覺し支度、追々御組衆集、引込は庄右衛門(風邪)、源大夫(腹合)、定之進(腹よぶ類を出し)、三人病氣其外不残集しニ付五ツ頃御門を出ぬ、出懸向風ニテさむし、追々暑氣、綿入ニニテ大汗ニ相成、浅布町ニ參候処午鶴六羽北をさして飛行、四ツ頃目黒はしはやニ至、先番之人々出迎、宮仕女七八人よふ入ラしたノヽと出迎ひ、其内壱人刀を袖ニテ取らん出れとも田舎侍ヨシとて直ニ奥之座敷ニ通り、刀を床間ニ揚、(図38入る)皆々続て參り、先番之衆一時斗待しと申、御肴も有之、夫々申付候と申、早天より勞したるを謝し、ネーサン馬之小便色之茶出し、舌切雀を尋ニ來りしこも無之故脇置、渴候故水を取寄呑、足を延して休足、皆々不動明王ニ詣しとて出掛け、勝手都合よしと申ニ付皆々呼ニ遣、宮仕女大年寄四十五位ばゝ折々出、皆々憫れたと大笑、皆々心汲取おかしさ底腹痛し、十二畳十畳へ二十四人輪を掛け居わりぬ、大椀にもふそふ山盛り味噌煮いたし出し、続て盃・徳利出し、銘々へ酌をいたし、肴は蝶之さし身ニ砂鉢・煮付肴ニ砂鉢・蝶の煮付壺砂鉢組合せ、青物生姜よふの物有之、皆々大醉、段々芸を出し、何ニけんと可申や始り、御頭は酒も不呑、けんの勝負も不分、忙然として肝をつぶして居、(図39入る)八ツ過迄為呑、いつれ大醉と相成候故、いざ帰らんと袴着、羽織を着さんと思候処へ女駆來り、羽織為被着られ、早足ニ店ニ出ぬ、女とも出、有難とふノヽヽと出ル、田道より出ル、続て皆々來ル、君子大醉、はんたニ乗して返し、駕籠より落チンとし、後棒之者背中を両手ニテメ走り行、妙也、一同大笑いたし、柴濱(芝濱)ニテ暫息ひ、暑氣難堪し、行々大通にて水乞ひ、漸々七ツ半過帰、足の平ニ大豆を出し、大クナレニテ帰、御組衆一

同礼ニ来ル、庄右衛門へ竹ノ子二本宮笥いたし、○当所遊所いつれも茶屋宮仕女出掛酒盛り、若衆ニは大毒、一年ハ無拠、夫より長クハ為ニ相成間敷、不呑者も酌取之能為ニや十二分ニ呑過候模様也、○茶屋席風画、此造酒助初登唯肝を消、○其内口開肴為食候女ハ此内随一也、衆人皆寄為呑為食居候内、外女立チ拍子ニ背中辺イタクいたし候や、チケシ畜生ヨメと大声ニテ仲ケ間女をおとし体ヒツクリいたし又々肝をツフシ、一体風俗奇妙也、大草臥ニテ伏し

同廿四日

天気よし、風立、權藏・源四郎來り、今日竹内ハ王子行趣向ニテ、甚兵衛・三内被誘候得共、三内は病氣と号して不參、甚兵衛は參候由、半兵衛來ル、三内皆々參り、直ニ御庭普請拝見廻ル、風追々強、砂飛、御長屋内サリノヽいたし、歩行ニ甚心持惡敷、板戸建、透ニ目張為致候得共埃防妨不成、今日杯と出火ニテは大変なり思ひ、六ツ過伏し、戸障子クハタミツノヽいたし不被寝、其内チヤンチヤノヽノヽヽ、本所通騒々敷事甚敷、其火消し勢を揃押行、火元見馬タコノヽヽヽ、筈元リン□し駆行、遠方、寢、五ツ過鎮火、端より出候半、無左も大火ニ相成可申、大仕合也、今日清光寺より竹ノ子至来

同廿五日

曇り、埃飛向不見、例刻出仕、御用無之昼頃引、少々雨、八頃より大風雨、不残板戸建ル、透より雨入畠はく、御屏杯とクハリミリノヽと痛飛落ル、往来人無慙也（図40「南大風雨」入る）、七ツ過より追々晴、三内・甚兵衛話ニ来ル、八ツ頃迄話いたし帰ル、今夜之話 大樹公近々御上洛と申沙汰専ら、薩摩大裏守護御免、長州と又々一味ニ相成候風聞、一橋近々下り、今廿五日駒場御成候て小大炮之調練朝より大雷同様、折惡敷時之調練也杯と嘶いたし帰（今日風ニテ土手辺之出小屋潰れ、さし傘折られ候者数百人ならん、將軍家之調練は荒ものにや、一同難義いたし候半）

同廿六日

晴天、甚兵衛來ル、甚大夫昨日着とて御書達、有難拝見、岡吉來即帰ル、チヤンノ京橋通り、早速鎮火、御組衆寄合日ニテ來ル、四ツ過歸伏し

同廿七日

晴天、栗毛乗三内へ寄、十兵衛・甚兵衛・正五郎來ル、昼頃御長屋へ帰、十兵衛一趣來ル、昼頃ニ相成候ニ付麿飯出し、ハカメ若布ノ酢味噌ニ豆腐汁、昼後權藏

来ル、俄ニ御地走趣向始り、權藏・三内父子へ振舞宿いたしとて、宿之地走は汁なし、山椒味噌之田楽ニ樽烏賊と孟そふの煮付也、權藏地走ハ東都名物松の寿司一折、鱈小串・青物・筆生姜一鉢、三内暮頃より來ル、同寿司一皿宮笥、其後伊兵衛名高茶持參、春之助嘶來り、幸地走之処ニテ一盃被為呑、五ツ過二十兵衛帰ル（親之脇マダヘ折候故精進ニ付閉口いたし居候、久振ニテ地走に相成大悦ひ）皆々四ツ過歸ル

同廿八日

天気よし、權藏・伊兵衛來ル、五ツ過出仕、馬術・御覽、御次を通り御馬見物ニテ出席し、大夫達大勢ニテ別て興有之、内之鹿毛百度大乗ソクネ、八ツ過相済、即引取、風強、砂飛、眼を折々閉漸々帰、今宵三内案内、毎夜夜詰候故昼夜いたしさんと足を延候処へ岡吉來ル、其内只今より御出可被下と申來し故出懸ぬ、甚兵衛・權藏膳を持來居ル、御吸物建次郎勝負之塩鳥ニ皿（何ト可申や二尾孟宗）肴、孟蘇味噌煮、チヤンノリリリ小石川通り、食事済、定之進嘶ニ來ル、髪いひよふ惡敷とて甚兵衛いひ直し、又々チヤンノリリ浅草通り、風強けれども南風大丈夫也、四ツ迄嘶皆々帰、即伏し

同廿九日

雨天、春之助來ル、兵吾と名相改書付持參し、時計師兼て申付置候時計出来持參、即掛セ試、至極よし、葉新規ニ直し、極長日掛候ても七ツニテ六ツ打候事杯と受合、目覺し出仕日ニ付四ツヘ為打候処是又至極上々、私下候節か、良平御前様御供ニテ登り即下候趣先達て下候前日參り申聞候間、其節委細不痛様ニ頼下候方と存居候、先より三寸ニ掛出仕、御家中二三男抱人無之大勢之内難義、自分飯を焚居候者有之、御中間も三十日後貸付不成と申事ニテ色々申立候得共不埒明、私も此節難義色々持長衆と相談、兵部殿・權十郎殿示談いたし、昼頃一同引取、五月雨終日不晴、兎角降勝之よふニ御座候、晴候日は風吹砂を飛セ、家之内塵ニテサリノヽいたし、庄内杯と違、都は別段之ものニ御座候、此節桜花過、藤之花最早盛り也、御庭之藤棚盛之折ハ弁当携へ保散せんと三内・半兵衛・甚兵衛と申合セ置、御普請も追々出来、御入日千五六百ニ相成候、惣出来上り迄ハ二千位ニ可相成候、五ツ過伏し

四月朔日

雨晴、鬱陶敷天氣、兵吾來ル、御目見有之例刻出仕、榊原へ寄り御戻り頃御殿

へ出、御目見済より又々榊原へ寄り食事いたし、直二百度・三内・仲蔵と小笠原矢場ニ参ル、毎度地走ニ相成間餅五十疋分土産、七ツ過帰、食事後廻りへ出ル、半蔵召連候、千住、小塚、吉原女郎張居、吉原中之町之接植置候得共花過無張合、八ツ半頃帰ル

同二日

晴天、源四郎・藤助・七十郎呼出夫々達事いたし、即皆々帰ル、昼後金彌来ル、三内へ甚兵衛・六右衛門・半兵衛参居候ニ付用事有之参ル、七ツ過帰、春之助來ル、権藏・伊三郎勝負也とてタナ子一皿遣シ、御組三四人指網掛ニ参リ、勝負雜喉持參之趣向故遅しと待居候處、右雜喉遣、大不勝負之為誰も不参ニ付、兩人へも先刻より食事不致待居候間參候様申遣候處、不勝負ニて断也、タナコノ田樂いたし食し、昨日大工とも着ニて便所々へ參候由、御飛脚余り遠着也、五ツ頃伏し

同三日

曇、五ツ過目を覚し、伊兵衛・又右衛門來ル、話ハ近々御上洛有之沙汰頻申、如何可有之や、長州鎮静ニ不相成義(マ)て之事ニ可有之、昨日権十郎殿御家中(御老中)より呼出參候て別て沙汰弥増候、三内來ル、御進発之事を聞、甚被案事ニ付參りしと申、万一千供被為蒙、仰候節ハ如何可致や、第一之義同勢ニ餓死不為致所也(去年若御上京有之候ハ、定て餓死いたし候者可有之と毎度会合之折嘶いたし居候、大不調ニ付□□義ニ御座候、此一条甚懸念ニ御座候、戰候事杯と思も不寄、此度弥御誅伐御進發被為在候ハ、庄内如何可相成や、甚困た事也)馬具師來ル、色々嘶歸ル、牧瀬太来り只今松永町ニて御医師之若党、松前伊豆守様中間、御勘定奉行：中間ヲ手切ニいたし處ニ行掛り、委細相糾候得共不分、若党供先ニて慮外致され候模様、深疵よふニ見受候、番屋ニ三人とも揚り居候故一通り之糾一札如此とて差出、今宵寄合ニて松宮源大夫・興津儀右衛門・中根伊三郎・石原藤助・土屋順吉・長沢兵吾・西堀新作・牧瀬太来り、四ツ過帰、伏し

同四日

今曉七ツ前ニも可有之や、小用起候處西之方ニホン明リケ相成候故月ニも可有之やと存候處、ボンニと板木之音いたし、床入寝ル、出格子出余り賑々敷目を覚し處先刻より火事也、小用又參り直ニ伏し、夜明、神田明神鳥井脇より出火ニテ川端迄焼抜ケ候由、何百軒位焼失いたしや、明後弥吾參り候間栗毛乗、火

元ニ参り即帰、物は不見申候、此後夜中之勤、又々乘呉候様頼遣候、今日は鬱陶敷天氣、四ツ頃より雨、伊三郎・六兵衛來ル、甚ネムク相成候間寢、(ハイ)蠅邪間ニ相成顔ニ集仕方なし、庄内此節居か忘候得共秋ニ不相成ハ居らぬよふニも覺居候、都は別段ならもの也、○此頃惣吉ヨト豆自腹顔ニて汁ニいたし出し、一向心不付小角豆と見候故一口一本給候處風味はいつ方も不替、早々椀を取り脇ニ置候、○此方之鱈至極甘御座候、もふそふ竹ノ子ハ庄内より味不宜、唯ヤハラカ也、○伊兵衛嘶ニ来ル

廿日達御飛脚只今着とて書状持參、七ツ過早速開有難奉拝見候、牛兵衛様事誠動転(マ)語言絶候、此頃春之助來り可相成ハ四五月頃ニ下り度、其訛ハ兄より御とさま兔角御弱被居候故、とふか不相成候やと申越候と嘶いたし間、叔父様例之御口說有之へく、下候事尔今交代有無之義も不分候間下候事不相成、御とさま弱候とて子を□つ被居候案事候事杯と可有之間敷と色々雜話いたし帰候、嘸々愁傷いたし居らんと思へハ見舞遣候も氣之毒、歎ニ沈おらん、一日遠慮、書付は明日出候事にいたし休ぬ

同五日

晴天、遠慮書付さし休息(出脱力)、春之助來ル、何とも氣之毒千万也、三内・伊三郎為見舞來ル、兎角御進発嘶閏五月なりと申、権十郎殿昨日も御老中へ出し由、御上屋敷之嘶ハ君御幼年ニ付権十郎殿為御名代、御人数引連御供と申事ニ御座候、風説も色々申、権藏・右馬之助為見舞來ル、追々人々ニ被掛け候、仲恵呼來り、去年頃より為ニ候や右ノ足(踝)節余り皮厚く相成候間ハキノヽいたし處、赤肌出候處をとかめ居、根子出、熱氣も少々有之候ニ付呼為見候處、熱氣無之と申候得共氣分惡敷有居候、権十郎殿より只今より出勤之儀被仰達候得共、何足之為御上屋敷へ御請出兼、紀太平五郎頼御請いたし遣候、為御登ニ相成候干小鱗五十枚、獺之皮無滯相達候、岡吉來ル、五ツ過迄嘶いたし帰候

同六日

明過少々雨、晴天氣相成、干小鱗配らせる、又右衛門來り明日道沢出立いたし間、御状為持可申間、無御遠慮、荷物は一節持候事不相成候間、五月ニ相成候て下候積ニ御座候(日光御祭之為ニ先月十五日ヨリ当月晦日迄繼立人馬つかい候事一切不相成候事公辺より御達ニ相成候、加藤甚大夫不知登り、宇津宮ヨリ五六物倍ヒニ被取大

【第三十一冊】(堅帳 墨付二丁 241×170mm)
〔朱異筆 卅一〕

弱いたし候由、七ソウ倍トモ申候、今日井伊侯為御名代日光へ参候由、^(耕春)高運齋徒ネラヒ候
杯と雑節も御座候、源吾兵衛より為見舞棹まん中一箱至來、源四郎來ル

【第三十冊終】

同九日

雨晴、鬱陶敷天氣、庄助・権藏・三内来ル、少嘶いたし帰、ハイ無際限面ニカ
り候間又々誅伐、何程殺候ても早速集ル、兵部殿明日光行之由、暮過より三

内ヘ獺之皮持參し、幸鉤之助居候故委細頼候処、ニヲヒモ長毛を取り上ルと申
事ニ御座候、五ツ過ニ可有之や、泉橋新橋挑灯持行、往来遠眼鏡ニて見、大ニ
興有、四ツ頃歸休

四月十一日立御飛脚、同廿日着達

天氣よし、書状重田道澤へ誂ニ又右衛門迄遣しぬらんと糾候へは、今朝遣し候

と申聞、壱人僕のみ連、荷物どんと不持と申、嚙大封ニテ迷惑からん、御飛脚
余り遠着、此方よりも不立、内外御用はなきしにやあらん、伊兵衛むつ花一箱
持見舞ニ来ル、相良鉢之助・北楯定之助太鼓持參、散兵之手続稽古いたし賑々
敷、昼過帰、其後食事いたし、鎌倉海老之地走也、昼後隼人為見舞來ル、暫嘶
いたし、御普請物見ニ御庭ニ參ル、半兵衛・源五兵衛來ル、此節御庭枝(ママ)を摘、
又は草木摘、段々奇麗ニ相成、大御前様御庭掃除十三四両請負、お鉢様御庭は
八両之由、鉢様庭前之藤棚ハ今盛り開、誠美事也、庄内藤と違、葉は一向無之、
花総のみ三尺余も有之、其脇ニ薄縁を敷、多葉粉を呑、茶呑、保養して暇乞し
て分ル、夫より御物見ニ参り、六尺階子を上り市中見おろし、隼人・半兵衛・
源五兵衛、平右衛門丁之方行、夫より下り御長屋ニ帰、五ツ過休

同八日

雨天、冬と違余り天氣之統不申候処也、三内より不快見舞申遣、一昨日大下し
掛候処全快、大丈夫ニ相成、熱も皆散々ニ相成と挨拶いたし遣、^(蝶)はひ夥々敷居、
顔ニも飛来り甚邪間ニ相成、庄内辺と余りニ違候もの也

(図41「造酒助怒テハイヲ誅伐之図」入る)

雨晴、大炮音如雷、食事後三内より雑喉汁一鍋之内送遣、毎度厚礼を謝し、移
りハなしと申遣、又々雨ニ相成、余徒然ニ付庄右衛門へ鬼古し語候者二三人誘
引參候様申遣、少過玄関ヘニヤノヽ大勢參し音いたし、鬼古し語候者十人余り
上候と申聞、御通被成と申候処、庄右衛門・楫右衛門・六兵衛・久藏・兵介・
司馬・六右衛門・又右衛門・直矢、荒粉菓子一貸宮筒也、宿地走ハ饅頭十二
種喉汁、小蓋物ニテ一つ、小匏瓜ニテ酒一つならてなし、不残出し饗応し大笑、
まんちやう一つ、分候処一つ残、酒一盃宛吞候処跡一盃残ル、雑魚汁は小茶椀
ニテ一はひ宛、一同大機嫌ニテ四ツ過帰ル

同十日

天氣よし、久藏來り申聞候ハ十二日ニ鎌倉より江ノ島一見日帰ニ參度内意申聞
候、里数は十八九里之處之由、此頃も足ためしに横濱辺參り候と申候、御家中
隨一ノ早足故至極可然、いつれ御家老衆へも一通内意之上ニ否返事可致と挨拶
いたし、丸子親子松斎來ル、廿八日立御飛脚着、御書達有難奉拝見候、庄右衛
門來ル、時計師來りて目覚掛ル、トマリ候事ハ無之、何程長日ニ相成候ても決
てヤツコ一一杯ニ掛候事無之、是迄葉車之ヘリ候故也と申、五月良平登候□故下
候節差下可申候、五ツ頃休

晴天、例刻出仕、五日出日之處長澤之為不出、九日出日之處下剤掛渴候て引込、
此方兎角不順時候ニ御座候

【第三十一冊終】

【第三十二冊】(堅帳 墨付二丁 242×169mm)
〔朱異筆 卅二〕

【第三十二冊】(堅帳 墨付二丁 242×169mm)
〔朱異筆 三四〕

や、南正二雷鳴、北方天氣能

同十二日

晴天、五ツ頃淺草目付前、井伊侯日光御名代先陣木俣渡佐^(土佐)、鐵炮備二組、侍組壱組、五十間余置鉄炮備、徒銘鎗携、ミニヘル十五挺位、持筒・対道具杯となり、三内へ一ふく呑ニ參候處六右衛門・甚兵衛・十兵衛來ル、四ツ歸り、直早昼飯給、大炮組之劍術御家老衆檢分ニ付新稽古所出席、人數七十五人出ル、八ツ過済、直ニ榊原へ寄、茶を呑居候所へ上之御乳より御庭より取候とて細ふき煮漬遣ニ付から口給、庄内之友江之ふき思出しぬ、今日御飛脚着、御前様十五日御發輿之義来ル、此節専ら風聞ハ、京都より妻子召為登候事は長防も爾今鎮静ニも至り兼候間相止候様御沙汰申越候由、近々弥御上坂之儀、大樹公も御開敷事ニ御座候、御留守中御締別て嚴重と可相成候間、兩人とも下候事はとても出来申間敷、御仕合と京都御供之御模様無之候得共、何時被仰付候も不知、馬は駿足建物ニ御座候、金ハ最早不足ニ相成、困た事ハ光物斗、今日久藏江ノ島へ飛行候間四頃迄可待とて白井弟二・松井養藏・日向庄助・小花剛藏呼遣、嘶ながら待居、五ツ廻なれども不帰、皆々案事居、庄助等江ノ島見候事有ニ付模様話し、五ツ半廻り来ル、久藏帰りしと申ニ付皆々出て雨戸明逢、土足但右之手ニは挑灯持、左之手ニは重箱二ツ重位之物風呂敷ニ包持、當時流行之深キ塗笠合持、麻之割羽織、一單半纏、浅黄股引立付ケ、白足之草鞋掛ニ草鞋、如何ニも庄内侍キツチイ出立也、□六ツニて支度、品川番所ニて手間取、江ノ島迄一走りいたし、四ツ時□趣申ニ付先達頼、拝所不残拝、岩穴ニ丁余入候処鳩十羽程居處有之、不殘見候て岩本院ニ寄札請、所之名産貝細工整、食事いたし処、昼より少廻り、鎌倉八満ニ何方角より參候や承候処、向之山道より參候処なりと申ニ付又走り出候処、道数本有之、どんと不知れ踏迷ひ、其内日蔭も八ツ頃ニも相成候模様ニ付無拠東街道方心差、漸本道ニ出、不殘念八満參兼、大森より暮候て漸駆付候、人之嘶ニて八満迄十八里、鎌倉より江島迄三里と申候得共、左様は有之間敷、鎌倉迄ハ十四五里ならて無之、江島迄十六里位ニ可有之、迷候て余慶之道走り、都合往来ニて三十五六里も可有之やと申、草臥と承候処、股少立候と申、休候とて帰ル、一同感心なりとて嘶いたし皆々帰、伏

し

同十三日

晴天、久藏來り 上への上物二品、我へも貝細工屏風一持參、外江ノ島之絵図一枚持參、是より板橋廻りなりとて帰ル、夫より支度、例刻御殿へ持、政府へ上物之事一通申述、御小性頭へ取斗為差上候処、御満悦之趣被仰出候、引取割籠開ニ榊原へ寄、宿地走ハ篠小鯛・アイナメ(アフラコ之事)塩振焼、其外色々指出、食事済、半兵衛來ル、夫より榊原御普請所へ參候と申ニ付一趣ニ参らんと茶出、菓子食ひ帰、十間棚^(軒棚)之五月槍銃目を驚し、誠二三位之分悪敷、三四十位之分如何ニもよし、帰、昼寝いたし、七ツ過丸子忤參ル、大風砂吹込、暮過追々人集、久藏・甚兵衛・楫右衛門參ル、今晚杯と出火候ハ、何程焼者ニや誠おろしきと嘶いたし内チヤンノヽと金ヲ敲、ソラ出タト屏^(屏)より見候得共不見、井樓ニ小一郎等參候得共火無之と申、余り風強キ為ニ要心之為ニ敲候半と嘶いたし、五ツ過皆々帰、燈下草紙見て休

同十四日

曇、今日も不替砂塵飛て家之内サリノヽいたしイケマセンヨ、今日朝政^(ママ)は又右衛門・權藏へ

【第三十二冊終】

【第三十三冊】(豎帳 墨付五丁 240×169mm)

〔卅三〕

四月十四日

〔朱異筆〕
廿四日立御飛脚廿九日着ニテ達候」

曇、昼過書状出し、風弱相成塵不飛、少しだいたし次第二天氣ニ相成、十兵衛^(ママ)過嘶ニ來ル、渡部久大夫より雑喉一皿至來、三内參ル、十兵衛帰、雑魚燒振舞、五ツ頃より甚兵衛・伊兵衛來ル、四ツ過帰、休

同十五日

今日月次、公義も御家も御法事ニ付相止、朝之内曇、五ツ頃より晴天ニ相成候、人通を出格子より見居候処日々不相替異類異形人往来、川は屋形船・壳船引も不切、其内淺草目付の方より異形之ばゝ共四五人連立來ル、庄内風也、往来人立見いたし体、頭ニ浅黄又は白地紺形ノ手拭いたゝき、腰曲竹杖突、いつれも五十位之ばゝとも也、庄内之者ニ有之間敷や、都杯と參候て誠異形なる者也、先頃も同風之者七人斗御屋敷前通候、福井・梅うら杯と御供連、民よこ高

の参候ハ、物見より人見可申候得共とてもはじかしく、外へ出候事御座候事出来間敷、民よこの毛落候や、丸まけ女ニこの毛有之者は壱人も無之、此考方候へは蝦夷とか大島者よふにおもわれ候、半藏出申聞候ハ、只今酒田磯参候て、此度善光寺参詣いたしニ付東都へ寄、御伺ニ出候とて米金糖一箱持出し、只今どんと不濟め田舎者前を通り、不思義ニ存候、扱々磯ニヤ、此方へ通し逢候処居候處也、どんと都ニて見候ては異人同様也、往来人々いつれも立見いたし大笑いたし、浅草も近辺、吉原女郎張候所見候様申処、昨日着宿迄之処女子共見候、いつれ藝者と思と申、藝者甘物ニてどんと別者也、馬食丁止宿候ハ、只今柳橋通り候半、柳橋吉原より行流也、御留中見候様色々嘶し帰り、居候処余り置ミきれ候間為替候て塵立候、周作今日出勤いたしとて来ル、色々嘶いたし歸ル、五ツ過休（図42入る）

同十六日

曇、又々風吹砂飛、出格子前なでしこ壳通、誠ニ美事なり、庄内ニ有之違、小茶椀位之鉢植二花の百も付たるあり、榊原より里漸ニ参候様申越ニ付屋後より参らんと返事をいたし、八ツ頃より参ぬ、榊原申ニは今日為見馬参候積之処候得共、先ツ源五兵衛為見遣候と申、無間常木来て八九疋見候内壱疋柄栗毛ニて目立候馬有之間、近キニ率來候様申候て参りぬと申聞候、甚兵衛も来ル、地走は柳川也、六ツ半頃帰、渡部久大夫へ雜喉為挨拶何廉遣候様半兵衛へ申付置候処遣候ニヤ、又其礼なりとて向嶋之桜餅一籠持参候趣小一申聞候

同十七日

天氣よし、藤助来ル、伊勢屋来ル、例刻出仕、御用格別無之、今日両頭壱趣ニ御用所呼出ニて書付被渡候、御留守中御家一手ニテ市中御取締被為蒙（證）仰、諸家は御引揚、書付被渡候間諸士へ申達候、下候事杯とさて置、八月迄定敷と閉口いたし居候、又々長州始り候ハ、何時登候も不知、今日々々明日々々世中、横濱益繁昌、市中一町ニ唐物店なき所無之、公役人賄賂取候事日々ニ盛かん也、御家取締行届候ても全も無之様愚考いたされぬ、昼過引取、織人来ル、藤助來候て刀之鞘（ママ）頬遣、三内へ参候処半兵衛來居（な附力）、明日本所参候約速なれとも断候積ニテ参レト共、無拠參不申ハならひ釣合ニ相成候、暮頃帰、御組寄合ニて挨

（図43「ものくさ太郎夜頭を叩て歎息之図」入る）

同十八日

天氣よし、申合ニ付本所御出入之大工の堀へ半兵衛先達て参候積之処、半兵衛御用有之、後より参候趣ニテ我・三内・伊兵衛・猪藏・甚兵衛・林藏・鯉兵衛・六右衛門・九郎治と参候処、先二十兵衛・半彌・仲藏参り居、小屋ニ薄縁敷、（飯）昼後は汁・土鰍煮メ・竹ノ子・いか・ふき・焼とふふ・蓮根ニ砂鉢、葷ニ砂鉢、堀汐引ヲ見、力ヘ始メ候処小雜魚三升斗、鮒二十枚、鱠小之分と都合八十本余、鯉尺余之処八本、誠ニこのましく、庄内之大工杯と違、菓子色々出し、半兵衛役候得共不参候て八半過断申越、無拠大振之鯉三本君へ差上ル、半兵衛へ御地走と鯉二本遣、宿へも鮒と鯉と送ル、鱠數多く、しろと料理ニハ不出来と申ニ付鱠屋商売人呼寄候て、前ニて料理を見んとて申付、早速来ル、奇代奇妙、艸煙三四ふく呑候内不残出来、鯉洗身申付候処鱠屋之為ニヤ手ヲ余程切り出血不止、我懷中のコハン杯と出し付ケさせ候得共不止、秋保猪藏料理人二代り洗身料理し、刻限ニ相成雜喉汁出ル、鱠蒲焼即席其外さわらと竹ノ子てり焼、鯉洗身、酒始り賑々敷、其家之娘ニヤ両人仕官酌取ニ出候て別て興有之、七半過ニ相成候間歸ル、六ツ過休

同十九日

鬱陶敷天氣、夜中は少々雨降候模様なり、閑日ニ付駒形拘、御人数出調ニ掛居候処へ三内両遠眼鏡ニ持參、甚蒸あしく單物一ツニテ額もや／＼いたし、十兵衛来ル、三内帰ル、餽飯出し、蛤汁也、儀右衛門来ル、十兵衛帰ル、藤助來り御子達之さし候刀出し、若御入用ならハ上ヶ可申と申候得共入用無之とて挨

拶いたし、權藏來ル、藤助歸ル、權藏も無間帰、扱々今日は朝より調物いたし居候處無際限人來り、亭主ニテ日暮しぬ、御触來りて慶應元年と改元也、五ツ頃床延させ休

同廿日

曇、駄賀取馬いさかひニテ目覺し面白し、早速止ミ、今日為見馬參候趣榊原より申遣候間昼飯給候て出掛、榊原へ參ぬ、七ツ近く馬來りしと申ニ付御馬場へ出見ル、一番ニ柄栗毛仙臺出六才、前働・ともよく候へとも差首也、前爪立、二番目之馬も黒タ方之柄栗毛南部出六才小ふりり也、(ママ)自道之内ハ前働不申候得共段々働、早ミニは余程前・とも共きゝ、早ミも勝てよし、首之釣合よし、当テ物もよく候得共不見、其上ニも鉄炮太鼓車道中も弥よくハ七十両ニテ求可申、其余ニ無之ハうる事ニ不相成ハ相止可申、(脇方ニテ六十六両)申候所有之趣ニテゝと申、如何可有之や、暮頃帰、甚兵衛來ル、一趣ニ三内へ參ル、五ツ過

帰り休

同廿一日

曇、今日駒場野ヘ、御成、行軍御覽之由、先達て大荒、今日も如何可有之や、例刻出仕、昼過引取、雨ニ相成、源四郎鳥嘶(渡脱力)二来ル、雨段々降増、御駒場御成なんても雨降ル、今日扇き之御馬印も出候由、長防之為來月十六日御立之

趣、御留守中御家一手廻リニ相成候、水戸之御城受取とも申、相成丈市中御取

締ニテ御勤為済申度と存候、三内來り、麻羽織頼置候ニ付地合と色帳持參、夫々頼遣、夜食過世話役來りて山中源大夫不快ニテ昨冬より廻等勤不申、折々大たれいたし弱模様ニ相聞ヘニ付、下候方可然と申遣、如何可相成や困候事ニ御座候、在勤ニテ弱程難義無之候、私至て丈夫ニテ皆々ニ大笑われいたされ候、家來ともいつれも丈夫ニテ御座候、他行も懷中乏敷為ニヤ無之、御門外出候ては如何成人も金をつかい不申人無御座候、困所ニ御座候、四ツ過休

同廿二日

雨追々晴、今日御飛脚立ニ付御備組今一組催促申遣、昨日諸士へ鬢広く髪結様、異服不着候様申達候、昨年より隼人と色々相談、為直候様可致と存候得共、余り之世話も違、如何可致存候内、御家老衆より被渡、即申達候、第一辻庄一郎・諏訪部司馬・竹内之小坊三人位ならて無之、御給人隨分有之候、此節一同笑嘶有之面白御座候、庄一郎十日引込候て剃落可申と申事也、竹内小坊ハ(兵)

衛前ニテ剃被落、夜着かぶり寝候と申事ニ御座候、三内使番、三内手剃致し広いたし候處何分御頭之事故一言不申苦々敷体なり杯と、昨日今日いつれも鬢剃ニ御座候

【第三十三冊終】

【第三十四冊】(豎帳 墨付二丁 240×169mm)
〔朱異筆〕
卅四

慶應元年乙丑四月

〔朱異筆〕
四月廿五日立御飛脚五月二日夜着

廿二日

今日御飛脚立ニテ御伺ニ書状差出し、三内へ参り甘物無之やと申候處、黄粉重箱有り、寒晒も有しと申ニ付、伊兵衛団子拵ニ相成、早速出来ル、半兵衛來ル、御普請場へ參候處、於鉤さま御居間出来ニ付、御便所一間半過深く、猫投出候様也、板之穴七八寸ニ一尺位ならて無之ニ付、御姫の大尻之よふ嘶ハ有之候得共、是へまたかつてハと一同大笑いたし、火取寄候處茶ニ菓子出候、其内三内へ具足屋參候て北条頼政之着領參候と申ニ付皆々參見ル、二領持參、二枚胴ニテ前ニ不動打出、胄ハ龍打出、袖無し、籠手クサリ、はひ楯クサリ、今一領ハ胄六十二間筋打出、前胴ニ明之字打出、籠手よし、袖なし、二枚胴ニテとんど不面白、早々帰、五ツ過休

同廿三日

曇、例刻出仕いたさんと存候處へ十兵衛來り少嘶いたし帰、即神田橋へ出ル、御用所へ出候處、兵部殿日光嘶、天狗雷始り大笑いたして御小性頭詰所へ參候処、隼人申は此頃柄栗毛(値込)上ニテホシク思召候や、貰候事出来間敷や御意之由、御遠慮被遊候由、加賀と細川・造酒助殿と三家ニテネコミ之由、十七万石格杯ニテは御賣上御六ヶ敷事なりと大笑いたし、男四郎申は、上ニテは未御早く、とても御手ニ叶申間敷候間不成々申居、造酒助もかゝと細川ニ肩並候程氣位おそろしき底脱罷在候、乍去近々断可申越候、加賀・細川へ八九十兩位ニテ参可申、此節五六十両ニテ参馬より能候得共、大金出候程馬ニは有之間敷、私も大馬鹿と可申、竹内も引込養生いたし度旨内意申聞候ニ付、權十郎殿へ申述候、倉右衛門近々登候事ニ可相成候、榊原へ寄弁当開、鯛之味噌漬地走なり、弥吾來り、半兵衛來り、弥吾、兵部さまより日光之御土産貰候とてさし出、日光よふかん一箱・南蛮一箱、即開風味いたし、よふかんハかふけスカク

相成候間モシコシ能品貰候様申候て大笑いたし、兵部さま三四百両借金いたし由、此度不参とても宜敷候得共、物好ニテ參候風聞ニ御座候、三内より參候様申越候ニ付参ル、土産名物松之寿し一折、御相伴は庄右衛門・甚兵衛也、關ハ海老ノテンフラ一器之内、宿之地走ハ大真鯛之両身之あんかけ、ト^{ンカラ}^{*}之潮煮、珍敷大食いたし、日本橋市ニテ二番通り之大鯛之由、盛り之処へ權十郎殿より紙面、明日殿様御用之義被為在、五ツ半時御登城、御老中御連名御奉書御至來ニ付御役人之面々殿中服紗小袖麻上下、同役へもと申越、夫々申達、九ツ半過迄居、帰休

同廿四日

天氣よし、四ツ頃御殿へ詰ル、御用之程不相分、隼人申ニハ此頃之馬七十両にては上兼、八十両と千疋ニ無之ハ上候事不相成趣申ニ付、源五兵衛呼、八十両杯とニテは求候事不相成候間断候様頼遣しぬ、八ツ過漸御用相知れ、御留守別て入念、折々登城いたし様於溜之間御大老御老中列座申御渡候由、其上於御居間ニ御懇之上意、恐悦奉存候、御戻、御居間ニテ被召出候て御祝義申上候、其後引取、隼人・三内・半兵衛・源五兵衛と団子坂参らんと八半頃より廻り、植木屋見、池之端より廣小路二出、暮頃帰、早速休

同廿五日
曇、今日御飛脚立之趣、例刻出仕

例之通落字不文にて御免可被成下候

【第三十五冊】(豎帳 墨付五丁 241×170mm)
〔朱翼筆 卅五〕

四月廿五日

五月廿五日源四郎下ニ付達

今日御飛脚立三付書状認上ル、例刻出仕、昼ニ引取、兵衛書付一条ニテ榊原ヘ参居、兵衛相糺候義有之、挨拶之上權十郎殿出やら、又々老人役ニ相成馬鹿ノヽ敷勧致居候、昼飯給候事忘、隼人被大笑いたし八ツ過給、甚兵衛と一趣ニ柳原ヘ歸、道は本町十軒棚、五月鎌目驚し、筋違へ通し土堤通り、面白物色々目堪忍し帰ル、藤助・小六夜嘶ニ付ル、九ツ頃帰

同廿六日

晴天、風邪快、髪結居候処甚兵衛來り即帰、昨夜考候下物夫々申付ル、当春被仰出候茶整ニ遣、山本揃・永樂・蓬萊揃ノ三品、菓子二ツ、錢龜永代橋為見遣、

天氣よし、楫右衛門・權蔵・金彌、山中源大夫長々引籠とんと御用不相成候ニ付養生下候事ニテ参ル、松宮源大夫・十兵衛御備組之下一条ニテ來ル、源大夫帰、十兵衛廻方調ニテ七ツ過迄居、山本權蔵來ル、三内來ル、今日少々寝冷いたし鼻氣之処終日亭主大草臥ニテ暮過休、一寝りいたし處岡吉と申案内ニテ目を覺し、風氣ニテ臥して返し(今朝御足輕着ニテ御書達、有難奉拝見候)

同廿七日

晴天、山中之事ニテ又々權蔵・金彌來ル、今日引込、隼人へ頼遣、昼頃より岡吉來ル、八ツ過迄嘶いたし帰ル、早々伏し、起し候者有之、誰ニヤ目覺し処、權十郎殿より明廿八日月次被為、請候旨被仰出候旨申越、十八日立御飛脚着とて御書達、有難拝見いたしぬ、蚊ニカゝられ八ツ過迄ネソケル

同廿八日

大雨、十兵衛蓑笠ニテ來ル、用弁し早速帰、伊兵衛見舞とて來ル、長話ニ相成、空ニ相成候間、昼過候やと申候處、伊兵衛昼飯給、脇方へ出候て九ツ半過ニ上り、只今ハ八ツ半過ニ可有之と申ニ付早速惣吉叱、先日昼飯忘、今日も又遅候事余り成り、松の寿しニても取寄候様申付ル、三内も参ル、七ツ時ニ寿し来候ニ付振舞、我漸腹ニ力出候、半頃皆々帰、又伊兵衛大肴駕籠持來りて申ハ、先日上へ鯉上ヶ候御移リニ被下候由ニテ半兵衛より申遣、隼人より宜半分分ケ候趣申越とて大ぶり半身、コチ一尺五寸位壹疋、鮎ノ子一尺余壹本、大鮎一はひ、爾今腹ハ十二ふくいたし、扱々昼飯忘候て大タメいたし候、いつれ料理申可付候とて、ふりハ竹ノ子と煮付、鮑水貝、コチとセイコハ豆腐入汁、連中早速膳と飯・酒持參候様申遣、追々集、三内・伊兵衛・甚兵衛・林蔵・九郎治等也、鯉兵衛・鉤之助ハ板橋廻りニテ不來、六ツ過漸出、皆々大食し、煮付汁も残し、御上屋敷ニテも榊原へ集候半、誰々ニヤ指折ニ半兵衛・長十郎・仲蔵・半輔ならん杯と□大悦いたして帰ル、造酒助床二入、腹クシク不寢、鼻風何方へか飛去申候、先頃雜魚取、又今日君より被下御看、如譬まかぬたねはへじ、大工へ反物ニ反土産いたし候、礼なりと考

一、近々御飛脚立可有之、日光相済、謫物も持行かん、下物を考ながら夢中同廿九日

セキ駄尋ニ遣、廻絵なし、其代ニ亀遣候方可然、弓矢多ヘ土産ニいたし可申と存整置候小笠原本小倉、縞から不宣候得共一反ならて無之ニ付仕立申付ル、亀此節無之ニ付田舎ヘ注文申遣、十日過ニ五ツ参候事ニ御座候、世話役集ル

同晦日

○天氣よし、兎角人ニ被仕掛、今宵早く休

(図44「造酒助飾道具左印」入る)

右之品々整候て大物好之様ニ御座候得共、御上屋敷人々より見候へハ金ヲツカイ候と不被申、誠奇代之世中、兵部殿初織人杯と我金持付候て、内心少差障候事も御座候間、不揃ハ馬ニ御座候、此度ハ御供も不被為蒙 仰候得共、長州一事も如何相済候事ニヤ、將軍家ニテ御旗本備ニテ御誅伐之由候得共、御家之事ニいたしては何時御進発不被□□候も不分世中ニテ、是非駿足求度、旁七十四出候さん」といたし候得共、能馬ニテ八十両余ニ無之ハ商じと申、無拠金は尓

今百両余□御座候得共、七十両ニテ商と申越候ハ、織人より借候事約し置候処□□相成候て、金も借り不申候得共、此方ニテ先ツ借候て間ニ合候積ニ半藏と密談いたし置候、殊ニ寄為登金之義申上候難斗候得共先ツ前文之次第二付御見合可被下候、金持と被付候て益無之候、物入いたし事荒増図面を以申上置候

五月朔日

雨天、今日も引込、伊三郎、兵吾来ル、

色々御用有之、控落候

同二日

曇、御用有之出勤、権十郎殿へ参候、隼人ヘ

寄帰、雨

同三日

曇、例刻出仕、御用有之、隼人へ寄、暮頃帰

同四日

曇、三内・甚兵衛来ル、昼頃地震、飯後本所ニ三内・甚兵衛鉄炮力様ニ参り、又八ツ過ニも可有之や地震、柏葉餅食し、力様見候て帰道より雨、暮頃帰、源大夫来ル、添状等相渡、此節歩行願中、兵部殿より明日御風氣ニ付御登城不被遊、御内輪御目見無之旨申来ル、休

同五日賀

天氣よし、書状認、源大夫へ頼候事いたし遣候処、立候趣申越、御足輕之神尾

東作立候趣ニ付説候、今日御目見無之、御用無之ニ付休、柏葉餅取寄、遠月堂名有之、庄内ニテ拘候大違風味結構也、一ツ十錢余宛也とて半藏毎度肝を消し居候、先達て整置候鍋御下被成候方可然と半藏申ニ付、能よふいたし上ヶ候様申付ル、○此鍋三ノ間ニテ鳥渡いたし物御手じから煮物被成候ニ便利と存候間、三内頼整候、下候節ニ三枚も求度と存居候、又右衛門・兵介・岡吉・三内・權藏、為祝儀來ル、出格子明見渡候ニ其処々々へ大小鯉一疋宛提ケ置候のみ、庄内と違、こはた杯と無之候、内銚ハ美事ニテ、とんと三月も同様ニ御座候、甚兵衛より牛房一平木送遣候

晴天、權藏來ル、又右衛門來ル、岡吉干小鱗三枚持參、十兵衛來ル、春之助夜嘶ニ來ル

同七日

天氣よし、又右衛門・兵介來ル、伊兵衛來ル、例刻出仕出勤、御用有之御飛脚立、兵衛一件ニテ色々御用有之、旧臘達違ニテ□□申述、初登御備五人着、追々登下有之、御物頭も追々下順出し、最早役所取込ニ相成候、兵衛下ニテ御組も一趣下候事、当席定て申□不及候得共、何分ニモ市中御一手持被為蒙 仰居候上は、只今御人數交代不登候処、二十人も下候事ハ目立、公辺被為対よろしかる間敷と存候ニ付、武者組法ハトニ角(カ)^(兎に角)御勤大事、造酒助心通致候事男四郎内談候、若武者組規定崩、不相済申事ニ相成候ハ、私引受、御組留候半と工夫して帰り、權藏來り、明日廻り候得共越中島へ手伝參度と申聞候ニ付聞済、又右衛門・甚兵衛、三内へ嘶來候処、九日越中丁場打支度大取込、暫嘶いたし帰、東風強、今宵御組寄合ニテ來ル、四ツ過帰、休

同八日

天氣よし、伊兵衛・甚兵衛來ル、大介來ル、庄右衛門來ル、順吉來ル、東風強し、塵飛ザリノヽいたし、平五郎來ル、七ツ過本郷出火、賑々大火ニ可相成と存候処出所能早々鎮火、夜又右衛門・兵吾・甚兵衛來ル、四ツ頃迄色々嘶いたし帰、明日之越中島大丁場大模様し曇候て無覺速相成、雨之音いたし、晴雨二て不參不相成候趣困候事也

丑ノ刻頃支度、雨少々降、七ツ頃より三内父子・權藏・林藏・九郎治・鎬之助・

鯉兵衛と越中鳴戸へ参る、大森と達東都御第一大場所御座候、兵部殿・権十郎殿・隼人・男四郎、三役不残出ル、上様も昼後御出被遊候、公義役人も三人出ル、王数百三十余、手間取百程ならて不打、大玉ハ一表目位五発、二十丁余先ニて發、五丁二栗ノ六寸角百本、二間半ツニ焼玉打、不残焼、小火事のことし、君子面白思召候由、七ツ半過不残打兼、御戻、三役戻り、雨も不降、一同悦帰、暮帰早速伏し

同十日

雨天強し、三内・甚兵衛・権藏来ル、昼過周作・^(十)兵衛来ル、源四郎来ル

同十一日

天氣よし、男四郎用事有之五ツ過御上屋敷へ参る、用弁事御殿へ詰、今日は此頃無之大取込、武三郎・為弥・清士御殿へ届出ル、割籠不食八ツ半頃帰、山本権藏来ル、市郎兵衛呼出達、余り世話敷候間御普請所へ多葉粉呑ニ権藏連、三内と半兵衛先達て不残見廻り、十六日皆出来候事今日御達とて半兵衛大氣モミ也、御便所漆塗候處と申故御股杯とカヒケニては困タ事と[□]笑し、鉢様御居間大抵出来、御縁頬前夜燈居ヘ、石付之最中の働故、先そらノ^ム見候て帰、庄右衛門・藤助案内いたし、源四郎へも申遣候得共板橋廻リニ断、鯛汁いたし舞振、四ツ頃帰

同十二日

雨天、丸子ノ松斎来ル、御飛脚昨日着、御状達、小六・三内・甚兵衛来ル、為彌より御状達、干噌味届

三通とも書放不文落字御免

【第三十五冊終】

【第三十六冊】(豎帳 墨付二丁 240×170mm)
〔朱異筆〕
〔卅六〕

五月十二日

〔朱異筆〕
〔五月十五日立御飛脚廿四日着、即日達〕

折々雨、綿入着し、源四郎父子暇乞ニ参ル、御機嫌能書状認、七ツ過下谷住居源四郎へ書状と錢亀誂なから暇乞ニ参ル、早速帰り、三内ニ寄、ミニケール丸子へ注文いたし候處三挺出来□□三内納候趣ニ付一見いたし、即帰、暮過休

天氣よし、十兵衛来ル、例刻出仕、單物ニ麻肌子ニテ朝日背中難堪し、今日は

同十三日

御進登前被仰含候為ニヤ、御登城被遊候由、次ニ當時三家老之権大夫も御登城之由、十右衛門明日立ニ付添状彼是御用のみ、昼過引ケ、御下人之義ニ付榊原へ寄、食事いたし、追々曇雷鳴数声、練餅至極宜からんとて取ニ遭候處間違、唯菓子参り、大笑いたし食、甚兵衛も参ル、雨も小降ニ相成候、色々工面始り、十八日三内ニ参り地走ニならん(八月迄詰下り被仰付、五十表上ヶ米被下置候處、此頃越中鳴戸ニテ丁場無滯相済候御祝義と申事、先日半兵衛隼人へ参り三内詰下りニテ五十表貴候間、五兩位御地走いたしても可宜と申候より三内かゝられ候、^(献立)こん建書いたし可致と私筆執候)

来ル十八日

片岡半兵衛殿

一、鯛薄塩煮

右之通御引受可被成候

食連中 ○半兵衛引受人之由ニ御座候

片岡半兵衛殿

雨晴候ニ付七ツ頃より柳原ヘ帰、都筑林大夫・深井鷹之進・松平勝助着、中田先生も着候由、都筑始三人案否尋ニ参り、御書届吳候、早速半蔵申付、鮭之名物松之鮭百疋分折入ニいたし林大夫へ遣、半兵衛御普請之為詰居候間呼候て、隼人殿へ参候處三内五十表之御地走引受人之由ニ付別紙之通こん建書いたしニ付、宜御取計、大笑いたし出候處、畏候てとて持帰りぬ、三内頭ヲかき可申と存居候、林大夫より焼麩十枚、塩釜一包遣、却て心配かけ候今日承候は定右衛門御供立帰候由、嚙々弓矢多御頼被遊候半と存居候、暮過権藏來ル

同十四日

晴天、甚兵衛来ル、勝助ニ被頼同宿いたし度、別ニ思召も有之間敷やと申聞候間^(至極)可宜、万事引受候て彼是無之様可致候、教示ハ大事と返事いたし、即帰ル、今日御泉永雜魚かへの趣向ニテ十兵衛・半兵衛等参ル、御庭出んといたし處へ権十郎殿被参候て被申候は、昨日御城において大小御目付様、廻り方之義御糸ニ付委細申上候處、弥十六□□御進發、五ツ時之御供揃ニ付ては明日より十日余候處、是迄より重々為相廻候様ニと御沙汰ニ付、第一御勤之義為骨折為廻候様被御申聞候間、夫より廻番繰書認直、権殿即帰、十兵衛を呼、雜喉取

ハ半兵衛等掛、私と十兵衛ハ番縁いたし、一日十三組廻いたし、取調氣詰ルと鳥渡走り御庭ニ参り、雑喉取見ル、塩之差引有之処故風味よしと申沙汰なり、一尺余鯉四本都合五本取、鮒數何百枚ニヤ数不分夥々敷事也、小雑喉二升余も取、若者大勢ひ大働キ也、鱈□本余も取、其内又走り帰調、又行見ル、暮頃御料理も出来ル申越ニ付御物見大座敷集ル、私・十兵衛・三内父子・半兵衛・甚兵衛・庄右衛門・源太郎・彌太郎・權蔵・徳彌・季治・源大夫・大鍋ニテ雑喉汁、其外鱈蒲焼、鮒雀焼数百串、地走甘ひ／＼と皆々給、造酒助閉口、其内諸組世話役集ニ付御長屋帰候て番縁書調、八ツ頃迄掛り漸出来、休（同暮頃明日御留守中御條目被仰渡候間四ツ時御殿へ被出候様御家中へ達候様申来ル）

同十五日

晴天氣、帷子道難堪、例刻御殿へ詰候処、只今深川より雅樂守様御家中と誰様御家中と申、又強談と申、不知候得共明日より御留守之処最早始り申候、市郎右衛門詰所へ出候間手ツキ候處チカソと手ニサハル物有之、見候處誰ニヤ針下申候、紋付帷子袖也、市郎右衛門より今日御人數聞候や聞候処、向鳴辺住し浪人之由、常ニブタヲ商ひいたし者之由也、今日は大取込、兎角此頃は取込ニ相成候、今日御出入紀伊國屋へ榊原杯と參ル積いたし、御戻御目見申上候、今日大取込ニ付別書状不申上候、唯向暑奉伺御機嫌候、以上

松平造酒助

御両親様

尚々、幸喜之奉期時候、一同無事御座候間乍恐皆々へ宜奉願候、今日御発輿ニテ庄内ハ御賑々敷可有御座候、林大夫着之節御返事も追て可奉申上候、以上

【第三十六冊終】

【第三十七冊】（豎帳 墨付六丁 242×171mm）
〔朱異筆〕
〔卅七〕

五月十五日

御殿より御飛脚立へ御伺書状差出し、御用済より榊原へ寄、紀伊國屋へ參候積ニテ多門・權蔵・弥吾・小大夫・秀策參候得共、隼人大坂へ為登人之為ニ不引取、余り遅々相成候間秀策と小大夫御先番ニ遣候ぬ、八ツ頃隼人漸退出候□十兵衛と皆々参ル、三河町砂糖屋也、店より入候處座敷有之、誠猫額程之家也、座ニ付候處家内出、夫々挨拶いたし、思ひ／＼土産出し、羽織袴取二階ニ上ル、階

子ノ上二八斗の「姉さん」二人大メカシニて居、町方地走ハカクアランと思しに果してと反上ル、其女とも宮仕、多葉粉盆・茶菓子差出、近所娘ならん、壱人の女ハ十六七歳位ニテ前髪二三寸ニテ切り、左右三分、チンといたしたるカンサシヲ（頂カ）後ニキリマノ大かんさし横ニさし、シマタマケニは金紙大縄目鎧掛、首白粉ヘケル程塗、紺地ニ縦横の水浅黄大縞の木綿縮着、帶ハ縮緬呂ブクの昼夜をバ、縮緬の紅と白との紋の帶メニ銀ノ薬籠ニも可有之やチンといたしたる提ケ、懷中よりチヨンと紙入出し、腰に提ケ候同様之いん籠鎖ニテ提ケタルアリ、腰ニチヨヘと扇子差、折々紅の燃立斗（物カ）をヒルチヤラと出し、声ハ男よふた声也、不思議也、いつれ唯者ニは有之間敷、無慙ハ猪口ノ縫跡有之、今壱人は前同様前髪冑虫の（縞カ）引サキヲ島田ニ掛、是も白粉如前、後ニ金焼付し大かんさしを差、紫地ニ水浅黄大縦横縞のお召縮緬、帶ハ（マム）と申や茶地ニ唐艸模様の織物、帶メ紫と白段打の打緒結、薬籠紙入の提タル所前同様、腰ニは扇子挿ミ、袖は大夫のこどし、十五六才とみヘル○吸物出し、蓋ニからし付、酒を出し○砂鉢○玉子焼（カマボコ）。魚膏。猩々角豆。氷豆腐よふの物五品、○砂鉢。海賊。竹ノ子、○砂鉢刺身・夫々取合、○鯛浜焼、○砂鉢。大鰐（イナタ）のてり焼・夫々取合、○茶椀（蒸脱カ）魚身ニ豆角、○座付吸物ス、ミ貝也、○蕎麦出し、○飯出し○酒出候處ニテ軍談師一座講し引、夫より兩人宮仕女代ル／＼しやみ線引、猪口女ハ大音、今一人の女小音ニテ甘味也、皆々醉、脳々敷興有之、腹如太鼓十二腹いたし、折角地走不被給、五ツ頃一同謝して帰ル、筋違所ニテ都筑百之助と行逢候ニ付一ノ手召捕如何ニヤと承候処、先刻私共廻りニ付向嶋通候處壱人召捕逢候と申ニテわかれ帰候処、半藏出、先刻御留守中注進有之、御組へ申遣候内逃候趣ニテ再注進有之候と申

一、御留守中男四郎様より御手紙ニ候へとも御留守とて返し、被遣候物留置とて出し、手紙披キ見候処、兼て糟漬上候処為御挨拶御重之内被下置、私より呈上いたしと申文面也、御重箱見候処大重鯛と鮑、長芋御煮漬也、十腹いたし、捨候事も不相成、何分暑氣時節ニ相成候間煮返申付ル、休

同十六日

晴天、今日は御進發とて拝見男女如蟻往来引不切、兵吾參候間昨夜頂戴之御肴ニテ精進おりを為致、兵吾家來昨夜御締後御門入為致候とて断書付持參也、四

ツ頃帰、御徒目付源助逢呉候様申ニ付逢候処、昨夜兵吾殿御家來九ツ半過帰、一通相糺候処御上屋敷ニて酒呑途中ニて腹痛之為遲と申ニ付、外子細も無之ニ付御門入為致候処、只今□□町(飯田カ)「新徵屋敷」同役共より申遣候ハ、昨夜加藤五三郎殿家來と長沢兵吾殿家來、蕎麦屋ニて相客町人酒之上喧嘩いたし、其外御足輕目付杯とも入、自身番之内棒持出、御足輕目付の頭上打、出血いたしを五三郎殿家來脇さし抜、町人兩人を疵付、彼是騒中ニ兵吾殿家來其場より逃候歸候事ニ申遣候間、万一にけられ候てハ不相済候間、其趣兵吾殿へ御内々御門外へ不出候様可被成下、押付權十郎様より可有之と申ニ付、即兵吾呼、内話いたし居候処へ權十郎殿より兵吾家來御糺筋有之間、其役向次第相渡候様申越候ニ付直ニ達

(図45入る)

○三内之嘶ニ昨夜新橋辺ヒストール筒玉込いたし捨置候ニ付自身番廻之者拾、町奉行所へ差出候由、昨日奇妙日なり嘶いたし

○榊原へ案内ニ付昼過より大暑不厭三内・半兵衛(御普請ニて当御屋敷候故一趣)と三人連ニて參ル、途中暑サ難堪參ル、即羽織袴取、足延休息、伊兵衛・權藏・甚兵衛も来ル、御地走ハ鯛あん掛ニ鱈、木爪ニキス、其外大イナタノテリ焼、塩鳥(汁カ)也

○今日御進発拝見ニ大勢出、御陣羽織白麻とも申、又はセイコと申、下ニハ黒ニテ子持筋御紋金之由、色々沙汰ニテ不分、御馬印扇子と半月と申、拝見ハ明七ツ頃より御通出、八ツ過迄居候為一同空腹ニ相成大難義いたし由、五ツ頃

帰

同十七日

晴天、例刻出仕、暑サ頭われるがことし、今日御物頭被召出、着勤御礼申上候、君は十七日ニ付芝へ御参詣、多田禎藏御供頭被仰付候、二十石御役料、昼後引取、暑、昼寝いたし、増川祐助參り、參候とて被起逢候処、今度、御進発ニ付當朝勝栗・昆布・熨斗蛇・安城御攻を吉例ニいたし献上仕候処、御老中直ニ御受取相成候、御吉例(張カ)「當候」とて大悦、委細半藏より可申上候、昨日榊原參候処殿中人目を驚しと申事、噂は承候、暮過より御組集、四ツ過帰、休

同十八日

曇天氣、權藏來ル、三内来て弥今日御地走いたし候得共、私御長屋手狭ニ付何

卒座敷貸吳候様申付、御地走ニ相成候ハ、毎日も貸可申と挨拶いたし「三内八月迄詰下り被仰付候ニ付上ヶ米五十表被下候ニ付一同かゝり御地走為致候」

今日御殿普請出来ニ付御家老衆・御小性頭見分成りと半兵衛大騒也、殊ニ寄男四郎杯と寄候も難斗候間、遠月堂一折杯取寄置、昼後最早来らんと存候処追々荒雲出雷数声風雨也、七ツ頃小降ニ相成、隼人斗寄、外衆馬ニテ参とて帰、隼人父子、三内父子、亭主半兵衛、甚兵衛(半兵衛も御祝義いたし事有之、鱈一重持参)大鱈蒲焼・鰍テリ焼・鯛薄塩煮、三内地走なり、四ツ頃迄ニテ一同帰、即休

同十九日

晴天、昨日之雨之為ニ冷氣ニ相成、綿入着參候人も有之、私一物着居候、兎角不同季候ニ御座候、此節庄内蚊ハ如何程出申候や、此方至て不足よふニ覚候、御上屋敷・当屋敷訛山之由、当月十日頃より蚊張相用候、二階ニ住候人は専今不相用処も有之由

○御進発御先手は当五日より毎日引も不切登候、今日も伯耆守様被登候、御旗本勢九万人位之由、其外大小名大坂へ集候ハ、何万ニ相成候や、將軍家姫路迄御出陣之処へ大膳父子出候て御詫申上、長州ハ被召上、周防斗被下候、只今より事々極居候沙汰ニ御座候、実ニ一寸先ハ闇夜御座候、又々昼寝いたし、惣身チカホカいたし、蚤かしらみやと見候処しらみ子孫生、さか／＼夥々敷事也、一枚物へも數疋居、苦々敷かな、しらみたかりとなり申候、庄内ニ居候内ハ一疋も見候事なし、歎息してふんとし引出見る(図46入る)

○例刻出仕、御用格別無之、竹内ヘ鳥渡寄帰、難堪暑サ、暮過休

同廿一日

曇空也、三内父子・權藏誘引、今日は暑氣格別無之ニ付是より他行如何と申候処可参与申ニ付早昼飯給、大通・日蔭・芝通り、日蔭再通、龍吐水ニツ、日ヨケ扇子求、团扇ハ無之困候、常例出来合ハ数万本有之候得共注文通り品ハ無之ニ付求兼、追々暑氣ニ相成候て難堪ニ付道より索麵求、御門へ入候処御先番之女中駕籠十二挺有之、即料理申付、四人ニテ煮候て給、四ツ過皆帰

御上着次第罷下候様申達、諸役引、直ニ男四郎へ寄、内々相談いたし、帰より

榊原へ寄、八ツ過迄食事不致候故割籠開候処幸御地走有之と申ニ付見候処、茶

飯ニサク平、其外アジ有之給、日中不被帰、七ツ過迄嘶帰、今日中世古才蔵大

坂へ登候とて参ル、御陣中為御見舞折々出候者之由、御留守居代也、明日出立
之由、暮過甚兵衛来ル、帰、無間休

同廿二日

晴天氣、風日々有之、塵煙のことし、御長屋内サリノヽいたしエケマセン、權
藏來り、三内へ御地走持參候間被誘引參候処、遠月堂拵ダテ羽二重練餅風味よ
し、歸、明日御飛脚之趣、甚兵衛来ル、暮頃立見御飛脚着之趣、御書達有難奉
拝見候、蚊張之内御用状杯と見候て寢へしと存候処チヤンノヽ始り見候処、御
城ノあてニテホンと明、遠方ならんと存候得共無限チヤンノヽニテ又見候処御
城近辺無相違燃立ニ付、權藏呼、是より出んと支度掛、不残集不申得共出ル、
八代洲(候脱カ)河岸へ直ニ参可申と道より權十郎殿伊三郎為走、直ニ御持場へ參候処、其

挑灯奇羅星のことし、人馬如蟻、何方と相糾候処阿部駿河守と申、桜田御門よ

り纔ならて隔不申、兼て聞及候江戸火事始て見、追々俣野市郎右衛門大炮組召
連来ル、權十郎殿・御物頭市郎兵衛、爲彌御足輕召連来ル、竹内御組・御旗本
寄合組二十七八人、一ノ手寄合組ハ火事場辺見廻り、二ノ手寄合組も同様、段々
下火鎮火と相成候ニ付御城脇を廻ル、御物頭黒谷市郎兵衛・御足輕組岡田為弥
御足輕組・造酒助御組・竹内御組・御旗本寄合組・權十郎殿・大炮組俣野市郎
右衛門、馬場先御門屯より日比谷御門出、上杉前通、米沢屋敷前固人数いつれ
鉄炮備也、井伊脇、半藏御門、田安御門、雉子御門より入、一橋屋敷脇より御
屋敷二入、夜は明、權十郎殿嘸空腹可相成と存候間御台所ニ焚出し申付置候間、
為受取候様被申候間、受取向候処、尔今出来不申と申聞候ニ付皆々帰、四ツよ
りの騒ニていづれも空腹と相成、早足ニテ駆帰り、御長屋へ帰候処飯用意も無
之、誠大不間、彼是いたし内一寝いたし、目覺候処○五ツニ相成、夫より食事
等いたし、甚ネムク難堪候得共出仕日、其上御飛脚立、昨夜達候書状ニテ之御
用も有之、頭ヲカキノヽ出ル

同廿三日

○目覺し候処五ツ廻り也、六ツ半頃より寝候て五ツ御目覚、誠イサヽカナラテ
寝不申故ホロケ候様也、例刻出仕

【第三十七冊終】

【第三十八冊】(堅帳 墨付五丁 242×170mm)
〔朱異筆〕
〔卅八〕

五月廿三日

〔異筆〕

昨夜駿河守様焼失ニテ八代河岸へ駆付、尤一組召連候、江戸火事始て出懸、誠

タマケン事也、上杉門前ハケヘル持固候、其外ホート大筒押出候処も有之、大
名出馬、火元見の早乗、火消し体、嘶を聞より弥増候、乍去道懸念ハ無之候、
御取締威勢もおそろしきものニ御座候、消し模様相成、諸家之固人数も追々引

揚候故見計、御城御堀端廻り、百余之人數ニ行立廻候て御上屋敷へ帰候処夜明
申、直ニ帰、例刻出仕、御飛脚立ニ付書状差出、榊原へ引取より寄、治兵衛隱
居悔申、兵部殿へ参ル、明日本所御屋敷へ御家中連參候事ニいたし、織人へ寄、
明日地走之事相談いたし帰、今宵十兵衛・山本權藏參ル、權藏より塩鳥貰ひ、
私宿いたし、七ツ頃来ル、暮過兵吾来ル、嘶中甚敷ネムク、皆々返し休

同廿四日

雨天相成候間本所行埒明間敷と長寝いたし候得共、断も不參候ニ付伊兵衛呼誘
引、其外御物頭平兵衛・善藏誘引、大手間取四ツ頃參候処、兵部殿・織人參居、
伊平御備組・御旗本寄合組・都合二十八人、一ノ手源大夫始二十三人、御手廻
組二十一人、諸組合セ七十七八人来ル、雨ニテ不面白、昼 上より思召を御鉢
積被下、○アシイモ様物積、豆腐汁いたし、昼前兵部殿一同へ菓子出し、昼後
私菓子出し、織人も出し、其菓子如山、菓子壹両余分也、大遊せいたし、夜食
兵部殿と私両人ニテ致地走、肴と大根と煮・さし身・木爪・鱈・蛤吸物・酒飯
出し、八十余人ニテ賑々敷事也、四ツ頃御長屋へ帰、昨日之ツカレル今不愈、
早速休

同廿五日

雨天、三内も昨日參候間礼とて来ル、例刻出仕、今日は御登城御出勤、此頃御
風邪ニテ御引込、昼後引取、直二十兵衛へ寄、高橋金蔵も寄合組御番頭被仰付
候間色々相談、七ツ過三帰、廿三日明出火出張余りニ不都合ニ付申合之為世話
呼色々申渡、四ツ頃皆帰、休

同廿六日

雨天、四ツ過漸目を覺し、權藏・市郎兵衛・新作・又蔵・林大夫・半兵衛・甚
寝不申故ホロケ候様也、例刻出仕

兵衛、鉗之助懶ノ皮出来し来ル、暮頃迄客殿ハ不絶、食事済、休まんと床延蚊張釣せ候処、男四郎より相談申越候書付有之ニ付考中、岡吉夜嘶ニ来ル、丁度十人来ル、内ニても男之子出、兄も悦來りしと申、色々嘶いたし、四ツ廻りニテ帰、即休

同廿七日

雨天、六兵衛・庄右衛門・楫右衛門・權藏來し故御組相用ひ候位膳椀整吳候様頼、例刻出仕、昼過引取直ニ榊原へ寄、呼出候者參候ハ、達吳候様相頼、權十郎殿へ参り、此頃八代洲河岸へ固不都合ニ付色々相談、夫々評決して七ツ頃帰、弓矢多檔高袴出来ル、權藏へ頼御備相用候膳椀一式整遣置、見候処御組頭の膳椀より一段立派なり、半藏我分立派過と申候事、あなた様御分ハ余惡敷、私分と同様ニ御座候と申候、寄合ニて權藏參候間、余過分過候と申処、常例ツイと申候、拵々御備杯とハ余り過分物ニ候やと申候、其外十右衛門・春治・又右衛門・平次右衛門、剛藏來ル、明日又々權十郎殿誘引ニて両御組・二ノ手・寄合組・大炮方・江川勝の入熟マトコト、彼是九十人余本所參候、雜喉汁趣向、又思召を以御鉢積可被下置候、其外ハ權十郎殿と私地走なり、天氣甚無覚束、四ツ過休

同廿八日

鬱陶敷天氣、雨は先ツ不降、五ツ前目を覺し、髪結居候処段々御組ニ被仕懸、其内五ツ廻り来ル、食事いたし、一組揃候ニ付出ル、明日兵部殿世話ながら被參度と申ニ付、日用土瓶小振ニて不埒明候故本所ニツ目瀬戸店より整、御屋敷へ參候処御留守居中役・權十郎殿・役人先番ニ来居、追々二ノ手組・竹内組も來ル、權十郎殿・男四郎・織人・源大夫・十兵衛來ル、追々雨降出、七ツ頃迄大雨ニテ雜喉趣向も空敷昼寝、昼は銘々割籠持參、豆腐汁のみ、上ヨリ御肴、名は不知、テリ焼・茄子・生姜、穀物三砂鉢被下置候、權十郎殿と私出候地走ハ木爪鱈魚身入（木爪三百本）・土鰐汁（どちやう一斗）・外酒飯、七ツ頃より天気相成、大御泉水へ船を浮、七八人入慰、岸ニも大勢出、名所々々を遊覧、内ニは酒呑賑々敷、私共居候処へ大醉之赤沢隼之助・白井兵介・岡田豹藏醉候て大シケリ、私庄右衛門へ用有之ニ付御玄関の方ニ参候内、舟と岸ニて鯨波声夥々敷聞ヘニ付、船より落候ニヤと用済ニ元の座ニ参候処、船ハヒツクリカヘリ、六七人余服之尽水中よりヲヨキ来ル、隼之助・兵介真先ニオヨキ着、如何いたしやと縁類居大勢より聞候処、船はシヂミ、前森卯平治才ヨキ不知、水ヲ呑、

既ニアヤウキ様ニ見ヘ、大醉隼之助・兵介其偶縁類より飛下り直飛込才ヨキ着、隼之助ニ助ラレ候処と申、船シヂミ候処深サ一丈位も有之、不構ハ死候処ヲ隼勵感心々々誓、一同祝義酒盛り始ル、落候面々の脇さし塩水ニ入、柄鞘埒明不申候趣、誠ニ氣之毒也、酒呑も大シラケと相成、御組は廻ニテ直ニ深川・新宿へと帰、続て一同帰、竹内御組・二ノ手組一趣ニ相成六ツ半過帰、先ツ御役済、半藏出、弓矢多さま御荷物着之趣申、聟林七泊候処無之候間不苦ハ止め申度と申ニ付可然と申、弓矢多へ明日鎗持壱人小一郎を差出候様ニと申付ル、大草臥ニ相成休

同廿九日

天氣よし、床中ニ煙艸呑考候ニ付、先達て被仰遣候節色々申上候節、上下も持登ルニ不及と申上候、訳は私余り余慶ニ持登候ニ付、其内一ツ詰候て弓矢多為用可申と存、此節御備組御祝義有之ても不相用様ニ為致置候間、旁々不用之義存、尔今ツメサセジニ置候、甚差泥、今日万一人用と有之候ハ、大事欠候事いたしと存候間、昨日着先荷物の引出櫃為見可申と半藏へ申付候處鍵無之と申ニ付、私登り節持參之引出櫃鍵合候や見候様申付候処、其鍵無之、クヅカヒいたし起候俟ニテ見尋候得共無之、無拠伊兵衛・兵吾手伝ニテ錠前ヲハナシ見候處上下有之、大安堵いたし候、彼是大チラカシ起候俟ニテ四ツ頃迄大不始末、最早大夫衆參可被申、大セリ立掃除為致最中隼人さま御出と申候得共、大不始末ニ付不構置候処、三内參候由、大働いたし四ツ半頃漸片付候処、御出入之紀伊國屋棹まんちやう持參也、御前様御着ニ付御門前へ御迎出候得共、先ツ私所へ寄、其内隼人參候ニ付土産甘物開、茶ヲ出し候処へ兵部殿被參、統て織人も参ル、賑々敷事也、亭主も菓子出し、其内千住御立見注進ニ付兵部殿・隼人御殿へ詰ル、私・織人は甘物を給候て障子ノキレヨリ透見いたし、誠颯といたしたる大□□、九ツ半過御着也、直ニ御殿へ織人と一趣ニ詰、御祝義申上、御酒御吸物被下置候、一同引取御長屋歸り食事いたし、御書を二三寸見候処隼人寄、直ニ御上屋敷元右衛門杯と一趣參ル、於御上屋鋪又々御酒御吸物被下置、同役衆より書状達カ候、見候処倉右衛門立之趣為知申越候ニ付即權十郎殿へ申述、竹内御組都合次第被下候様申達、大混雜、引取より安藤の宿へ是非參吳候様定右衛門申付、先榊原へ寄足延休足いたし、書状颯と無事之義奉申上候、安藤へ参候処即金子二十二兩三歩慥ニ受取申、色々地走有之

一、□物鰯醉者 一、さし身 一、魚茄子煮漬 一、鱈玉子とふじ

一、鮑さんはひ漬 一、そは

隼人・多門・金之助・弥吾・紀伊國屋参ル、賑々敷皆々機嫌ニ相成、五ツ過帰、折々雨、弓矢多と久振ニテ得面会、皆々様御機嫌能趣、子供達者遊候体、委細承り大慶不斜候、鱈地走ニテ大食仕候とて大慶也、一弥太杯とも振舞候由、江戸鱈之為ニヤ声杯とカレ居候、如何成為ニヤと承候処、今少寝と申、道中ニテ食物悪敷口叶不申と御供中嘶聞大笑いたし、林七も呼、遠月堂蒸菓子へ茶出し賑々敷、皆々寝所入、弓矢多御伝言之趣段々申聞ル、奉畏候、委細承候、四ツ過ニモ相成候間休

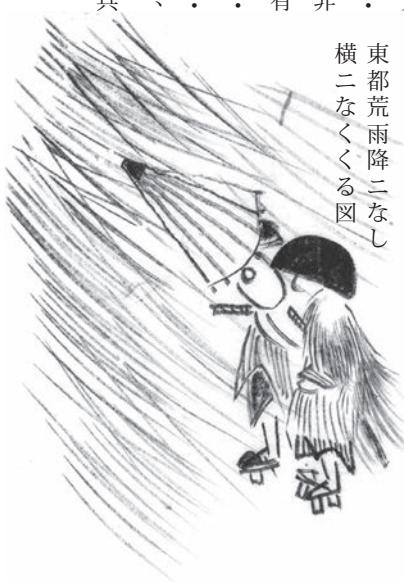
閏五月朔日

雨天、今日之月次、御風邪ニテ無之、御暖氣之由 大御前様も御逢被遊度、嘸々生長致候半と御意之由ニ候へとも丁度御不快中、当御座敷へ御出無之候、此頃

駿河守さま屋敷焼失之節八代洲河岸へ御固御人数出余り不都合ニ付取調掛、手伝十兵衛・又右衛門・兵介来ル、新登組二十五人四ツ時御上屋敷へ詰候様申達ニ付、弓矢多同道出仕、大風雨トテモさし傘ニテ不埒明候故ミノ笠ニテ連行、ミノ庄内持登笠は當時流行の雨荒之用便冠行、一同集候故、二番立着揃迄御旗本組心得相勤候様と申達、当分

世話役都筑林大夫・吉川清兵衛・ 東都荒雨降ニなし
遠藤数衛申付ル、当四日より非 常詰候様ニと申達、色々御用有

横二なぐくる図



同三日

雨天、彌右衛門・又右衛門来ル、弓矢多、林大夫へ申合ニテ行、例刻出仕

○昨二日前夜より藤八立候義聞候得共不分ノヽと申ニ付二三日中ニモ立可申やと存候処、四ツ頃只今出立と申出候ニ付、書認隙も無之ニ付、無事罷在候を申上れと申付ル
竹内御組立ニ付色々混雜難筆紙尽、二ノ手ヘも九日より立始候様申達、昼過引直、助九郎殿へ為暇乞とし参り、榎原へ寄食事いたし、餅取寄食し、廻り番縁之手伝ニ二ノ手世話役大勢来居、七ツ過都合直し帰、暮頃權藏来ル、伊兵衛莫子持参、五ツ迄居帰、伊兵衛へ頼置候弓矢、日蔭町ニテ整しと申、近日幸便次第子供へ差下可申品々整置候

○伊兵衛、弓矢多頼置候弓矢整来ル

同四日

雨天、弓矢多非常詰へ参ル、造酒助ハ床中ニテ書状認ル、例刻神田橋へ参ル、道こしあんのことし

一、毎日雨ニテ往来何とも閉口ニ御座候、中々蒸あじき事ニ御座候
一、今晚定右衛門・伊兵衛立ニ付案内いたし候、其外

一、君御不快御宣、大溜りニテ竹内御組へ御意達、出座いたし居候処、後人有之ニ付見候処御覽被遊居候

101

【第三十九冊】(豎帳 墨付四丁 247)
〔朱異筆〕
閏五月九日林七下りニ付同廿九日ニ達候

兵介調出来、新世話役林大夫・

暮過より三内雜話ニ來ル、甚兵衛も来ル、四ツ過帰
同二日

【第三十九冊】(豎帳 墨付四丁 247)
〔朱異筆〕
閏五月九日林七下りニ付同廿九日ニ達候
雨天、詰日ニ無之候得共、竹内御組俄立ニ相成、今日御酒・御吸物被下置ニて出仕、大混雜、昼過引取直ニ榎原へ寄、御備組之義相談、十兵衛と壹趣本町通り、雨も晴、十兵衛ハ両國廣小路より翁塙整東ニ行、我ハ浅艸目付通り帰

今晚榎原より、定右衛門杯と参候間嘶ニ参候様申事ニ御座候得共、伊兵衛是迄色々世話ニ相成、注文物不残伊兵衛へ頼候ニ付今晚参候様案内いたし置候ニ付断候処、定右衛門一晩嘶度趣申聞候由ニ付、左様ならハ幸ニ付我御長屋へ参候様申て帰、夫々料理方申付ル、追々客来ル、寺内權藏初摘白少々土産、八ツ過

十兵衛、三番二多門、北村蒸菓子、四番御供小性小大夫、柳橋産つくはね壱袋、定右衛門・秀策焼麩壱包、隼人・三内父子、鉗之助を呼、獺之毛拔(カ)礼、紀伊國屋利助松之寿し大重箱二入土産、大客也、亭主(走脱カ)地菓子柳橋つくはね、茶ハ十八口(カ)吸物大コヂ・蝶ニしゆんざひ・(尊菜)めふか・蛸ニ茄子一砂鉢、柳橋鱈、一同大醉、多門杯とハ足元奇妙大笑、出格子見候へハ屋形船引も不切、チソノメかし、別て興も有之、五ツ過一同帰、直ニ伊兵衛へ暇乞ニ参り、万端世話ニ相成候礼、書状も不遣候間かゝへ宜敷、大笑いたして帰、即休

同五日

天氣よし、石原組一番立、村井五吉・伊黒藤右衛門、都合五人着、逢候て少嘶いたし神田橋へ参、途中大暑汗流ふき出ル、帰候迄弓矢多非常詰引不取、途中ニも不逢、御備組若衆ニ付非常詰歸ニは白玉汁粉等食し帰候間、喰茶屋ニ寄候半と考、竹内組立初大取込、其内ニ石原二番立、江口四兵衛・相良勝之助・山本常治・相良列右衛門着、一ノ手寄合源大夫始二十三人へ当九日より都合次第罷下候様申達、早速書付數十通差出、其大混雜閉口ノヽ、一ふく吹出して鬱氣散、漸荒方達持出候て、諸役所昼過、我ハ八ツ過引取、直ニ男四郎へ参り色々相談事有之、茶五六盃呑、榊原寄、汗ぬくひ、二階ニ上り源大夫呼出、十一日立ヲ御差留申達(御用人ニ相成候由御座候)、高橋金蔵、十兵衛と色々都合ニ相成候様相談、七ツ半過定右衛門へ逢、伝言を頼歸、新橋ニテ挑灯迎ニ参ニ逢ひ暮帰、添状取ニ不参候ニ付白井專吉呼出、添状等相渡、三内へ用事有之参り、四ツ過帰休（図47入る）

同六日

曇、甚兵衛・角之助・鯉兵衛・萱野正助・角田儀右衛門・又右衛門、昼迄政事、趣源之進来ル、又右衛門・兵介来ル

昨日落

一、帰候て弓矢多遅く相成候事聞候処、案之如、引取より茶屋ニ寄、飯を食候趣一、柳橋ノ名物ツクハネ菓子為給候處、食させ候て慰(庄内の茶菓子風也)（図48入る）(中ニ紙入色々面白事書、不知給候為紙とも不残食)大笑いたし

一、石原家來、白川の先より日遅ニ相成候ニ付御待不被下様ニと申遣、清川二て逗留人馬大込ニテ大おくれと相成候間、尚飛脚立次第用意候事半藏迄申

遣、私登候頃は五十両二登候所、此節七十両二ても六ヶ敷可有之と申事ニ御座候

一、將軍家御進発、大坂之処駿府より京都と被仰出候由

（図49入る）

門叶勇来、馬具師暮前より来ル、刀革ニツ、泥障緒ニ通り、馬センニツ、鉄炮背負革ニツ、腰さし小柄杓ニツ、カラミ鎗柄申付、六ツ頃帰、御組追々参ル、四ツ過帰

同七日

雨天、弓矢多來り、昨夜深川へ廻り、仮宅女郎之張候処見とてキモケいたし故日記を付下候様ニと申付ル、同人申候は是より同宿申合他行、おと様の茶を調申度、外子供三人へ小燈籠整ニ參候と申、林大夫如何と申候處、參候積之処家來脇方へ遣候て御供ハ不相成申候と申聞候、扱々困夕世話役也、林大夫へ早々只今參候様申遣候、弓矢多杯とハ門出、林大夫來候間、此節御備竹内組ハ下、一ノ手組は下被仰付三日休中、残三組ならて無之、今日御登城、宅非常持、御供詰ハ我御組、貴様達ハ非番候得共万ニ非常詰より御人數又ハ當御屋敷注進有之節ハ非番より遣候ならて無之間、兼て被得心、他行いたし候者ハ無拠候得共能々被入心候様申達、例刻出仕、今日は一ノ手下被仰付候ニ付、不殘御意之上御酒御吸物被下置候、賑々敷大混雜、多兵衛壱人ニテ大込、無拠達面又は添刺性名、自身御組頭ニ相成又は書役ニ相成、石原組四番立加藤与市・北楯金之助・村上金作不殘着揃、頭着相分不申候、漸八ツ過迄ニテ大込相済、引取より榊原へ寄、今日殿様御登城御戻、御食事相済、柳原御屋敷へ初て被為入候、七ツ過より隼人・男四郎と権十郎殿嘶ニ参ル、五位鷺汁(生候て始て給、至極構也)、鰐煮漬地走なり、風雨、色々御用談し五ツ半頃帰（図50入る）

半斤入整、私前ニて筒へ入候得共、筒小サク茶多く入不申、田舎初登と感心いたし候、無拠平常私用居候筒へ入申候、其外燈籠三ツ、筆等整來ル、林七へ説候、神田橋へ参ル、甚兵衛・水之助來ル、昼過三内・庄右衛門來ル、甚兵衛又々大イソキニて来テ、只今下谷へ參候処、倉右衛門殿荷物訛山來り、誰も受取候者も無之と申聞、半蔵呼、右之嘶いたし、兎角參候て見候様申付ル、倉右衛門着ハ明日ならんと嘶いたし居候処、半蔵帰候て倉右衛門只今御着候趣申越ました、是又大イソキ也、とても只今と申事ならハ率馬等出候事千住迄出人も不相成、却て無面例入物なくよし、乍去飯等之事不都合無之様ニと申、半蔵大勢召連大騒ニて又々走行、其内手附之孝治來り、御隠居様初御一同御無事と申聞、倉右衛門さま神田橋より御帰御寄被成度、押付御出ニ可有之と申ニ付片付置、其内倉右衛門殿來り、久振ニ逢、道中難義嘶、又庄内之模様聞、歎息いたし、いつれ緩々とて帰ル、暮候て岡吉來ル即帰、三内寒晒(團子)たん粉拵候と申ニ付ナル、庄右衛門・甚兵衛大働ニて拵居、給候て五ツ半過帰、休

同九日

夜明迄雨、晴、岡吉只今出立とて暇乞ニ來ル、林七へ頼積書状説候、林七も長々難有とて砂糖二斤為礼出し、是又暇乞して支度

林七下りニ付奉伺御機嫌候、私無事奉申上候、尚奉期幸喜之時候、以上

松平造酒助

御両親様

【第三十九冊終】

【第四十冊】(豎帳 墨付三丁 248×173mm)
〔朱異筆〕
〔四十〕

閏五月九日

〔朱異筆〕
〔十六〕日白井弥五郎出立ニ付」

岡吉へ頼候積の手控ハ林七へ頼、林七へ頼候書状岡吉へ説、いつれも早立ニて大無始末、相良鉤之助只今出立、是迄礼として来ル、八月下旬と約して次間迄送ル、甚兵衛呼、岡吉より柳箇一ツ置候間久兵衛登迄御土蔵へと頼、七十郎明日出立ニ付為暇乞來り、先達てより色々話いたし、此後ハ親も上り候間御内と柳原へ是非上り、御隠居様へ上り度と申ニ付逢候様申候処、添狀ニても有之候へハ都合よしと申ニ付、例の樂書認相頼候、今日朝飯前迄五人と来ル、朝飯後よりハ伊三郎・庄右衛門・十兵衛來ル、例刻ニ相成候間神田橋出ル、途中ニ

て非常詰・弓矢多杯とニ逢、倉右衛門出、賑々敷相成、參勤召被出有之、源大夫御用人被仰付候、日々よふ雨、八ツ頃引、今日社昼寝いたさんと樂て帰、角之助來ル、其内御備登一・二番立とも少間置着、其内弓矢多・林大夫・一弥太トロ、飯食來ル、十兵衛も來ル、源之允添状受取來ル、兵吾來ル、暮頃一同帰、十兵衛と倉右衛門へ勤方ニ付ナル、市中廻り等勤知候事伝達し、石原御組の世話役一同來ル、四ツ過帰、休

同十日

雨ハ不降、甚兵衛・楫右衛門・御徒源吉・林大夫・高橋金蔵・庄右衛門・弓矢多來ル、昼過今日社昼寝いたさんと小夜着取寄候処犬塚甚之助始七人着、逢候て御長屋事差図いたし帰ル、今日ニて不残着、明十一日不残呼出し、弓矢多方一組今日着揃、一組都合五十人、其主長御番頭への達面都合九通、達面調候て多兵衛ニ清書為致候て、七ツ前兵部殿へ多兵衛為走候、白井鎌吉参候ニ付添渡し、少寝、半蔵出、倉右衛門様より御土産なりとて焼麩・菓子箱、半蔵へハ反物、中間共へは金と申事寝耳ニ入、とても寢候事不相成目覚、菓子箱開、庄内産菓子珍敷給、明日御達向書取、何とそ半日緩々昼寝いたし度心願ニ御座候、御察可被下候、十右衛門來ル、善彌・伊三郎來ル、石井早く帰、中恵・正貞今日ヨリ参候とて棹饅頭五本入一箱持參、權蔵(ママ)大季一籠持、大混雜、甘物・諸書・人と如山、伊三郎・庄右衛門四ツ頃迄帰、漸休ニ、御備五十人明日御殿四ツ時出候様申達、多兵衛、兵部殿為走 一、十日御状達)

同十一日

天気よし、伊三郎・甚兵衛・甚之助・弓矢多來ル、今日は天氣よし、鹿毛、左エ門河岸ニて為乗見ル、其内四ツ廻りニ付早々神原橋詰ル、倉右衛門出ル、大取込不残相達、八ツ頃石原と一趣ニ引取、先ツ少落付、暮前十兵衛寄合とて来ル、追々倉右衛門殿・八右衛門・金蔵・甚之助・友之進・金三郎・勇・兵吾・長四郎・一弥太、大会也、色々申合四ツ過帰
○才料良平來ル

同十二日
天気よし、伊三郎・三内・甚兵衛・水之助・庄右衛門・又右衛門・兵介來ル、今日殿様九ツ過御出、七ツ過御帰、暮過三内・甚兵衛嘶ニ來ル、四ツ過帰

天氣よし、甚兵衛・幸治来ル、例刻出仕、諸書付此頃大取込之為ニ残置候間少
御用有之、先ツ大交代相済、少落付候様ニ相成候、引取より榊原へ寄、御長屋
御普請之□□半兵衛呼評議いたし、文八郎・泉士着、御状ハ御長屋へ届候と申、
暮前帰、鉄炮急速出し候節不定ニ付暮過三内へ参らんと存候処、甚之助來り家
來之事ニ付指控書出候様申達、直ニ中村へ参り色々嘶いたし帰

同十四日

晴、暑、甚兵衛・楫右衛門・金蔵・権蔵・伊三郎・六兵衛来ル、四ツ頃皆歸、
夫より誰不参静也、被召出書悪筆能不被書閉口、三内只今御上屋敷歸、御人調(数脱カ)
之義ニテ來ル、又右衛門・楫右衛門・伊三郎・六兵衛・司馬・兵介・養蔵・久蔵、
暮過より來ル、是より西國邊(兩)涼ニ參らんと出ル、無挑灯ニ羽織り皆々取り、
忍廻リニ出掛、両國橋ヘト柳橋通り、格別賑々敷無之、今宵客不足ニヤ、通り
甘物整、橋煙艸呑、甘物食、両國廣小路廻り休場ニ至り、茶出杯と彼是いたし
内、皆々外ニ出、賑々敷甘物ハ御望次第、夜店左右出張、色々有之内ニ虫うり
轡虫小ヤカマ敷事甚し、浅艸目付通り、浅艸觀音詣んど參ル、左右夜店賑々敷
事、人ハエト(アト)早駕籠北さして引も不切飛行、觀音堂行事不相成、二王門
締付無拠其辺ニ腰掛、多葉粉呑て四ツ過帰、早速休

同十五日

曇、御徒目付呼、原介來ル、今日は先ツ休息、兵吾來ル、弓矢多只今非常詰よ
り引取候とて來ル、弥五郎明日出立候趣ニ付書状認、目出度期後喜候、以上
閏五月十五日昼過認

松平造酒助

御父上様

御母上様

ふく井との
傳吉との
とも浦との

文治郎との

【第四十一冊】(堅帳 墨付七丁 251×174mm)

閏五月十五日

(朱異筆) 同十九日御飛脚立ニテ、同廿九日榊原より届

明十六日彌五郎出立趣ニ付書状頼遣、昼犬塚泉土案(安否尋)、燒麿庄内筆原制越ノ
雪一箱持參、色々嘶歸、十兵衛來帰、早休

同十六日

雨天、伊三郎・庄右衛門・三内來テ焼漆致、土鱥汁致、弓矢多呼、六右衛門來、
皆ハツ頃歸、調物致、暮頃ヨリ御組寄合來、庄右衛門・儀右衛門・楫右衛門・
司馬・春治・六兵衛・直矢、四ツ過帰

同十七日

風雨、倉右エ門相談有之、下谷工行候処先限神田橋詰候ト申ニ付直神田橋行、
雨ニ泥道大閉口、引取權十郎殿行色々相談、序ニ八月交代下登者工只今ヨリ被
仰付居候様催促致、次第大雨風、榊原ニ寄合、帰事思止、塙鳥汁趣向致、半兵
衛庄内燒雜喉煮持參、源五兵衛菓子持參、地走ニ相成、五ツ過帰、大風雨ニテ
大難義、衰着候得共不叶、四ツ過伏

同十八日

今晚七ツ時頃チヤンノホンノ、起見候処御城外れよふニ付緩々いたし候処
火勢強く、神田辺風下ニモ有之様ニ見請、油断不相成支度、御組非常詰残金彌・
元吉居、支度いたし參ル、一ノ手組走、弓矢多方組合遠ニ走り候由、其内御馬
乘浅田嘉太夫早馬ニテ田安御殿出火ニ付早々御詰申來ニ付、如例中高、小姓三人
人ニ手鎗為持、鉢巻金為持、草履取、先ツ我出立ハ麻帷子ニ小袴、麻羽織、庸
皮軍中胴乱、唐頭采ヲ腰ニさし、大小十文字にさし、陣笠冠走り出シ、神田橋
へ詰候処、尔今御人數操出さじ、我御組ハ非常詰ヨリ直ニ八代洲河岸遠ふに參
候趣ニ付走り行、一組纏、和田倉御門より入、馬場先御門ヨリ出、八代洲河岸
御人數追々詰候故一備ニいたし、誠大勢行違ふ人數夥々敷、挑灯高張如星、火
鎮、今日將酒大夫ニ付進退伺、御城廻候様差図ニ付、將々申達、一ノ手寄組(合脱カ)
二十五人高橋金蔵召連一手ニテ廻、二ノ手寄合組二十五人榊原十兵衛召連一手
ニテ廻ル、御固場より操出候人數御留守居真先ニ相成、御物頭二組四十六人、
造酒助一組二十四人、御旗本組二十五人(弓矢多組合也)酒井兵部、新徵組五十
人位、大炮組五十人余保野市郎右衛門、二行ニテ相廻り、明半頃御上屋敷へ帰、
直ニ一同銘々御屋敷へ帰、采幣を腰ニさし事今日ニテ三度也、此後何卒采を袋
二いたし度候と存候、帰、食事いたし寝、弓矢多昨夜廻りニテ暁八ツ過二帰、
寝不申内ニ御人數いたし趣、弓矢多と爾今逢不申、御旗本組は嘸死たよふニ相

(朱異筆) 同四十日御飛脚立ニテ、同廿九日榊原より届

成寝居候半と存居候、今曉之勞ニや參候者無之、弓矢多七ツ参り、昨夜廻りより曉七ツ頃帰、直ニ八代洲河岸へ出候と申、是より風呂ニ参り、此度ニテ二度目なりと申、暮頃より又々雨、庄右衛門・樋右衛門・又右衛門・兵介来る、四ツ頃迄色々手伝為致、帰

同十九日

雨天、甚兵衛呼ニ遣し参ル、幸治、石原よりつクわれ来ル、今日調物ニ掛、雨ニは閉口、垢付候着服真白かふけ、かゝとのニは嘸々あきれられ可申、近日中ニは余慶之品々差下可申、今日頃より例着服掛、權藏・伊三郎夫々手配為致候事ニ申遣置、權藏今日出勤いたして來し故申遣、弓矢多只今より非常詰へとて來ル、大御前様御里ハ焼、今日シヤミセン御遊芸音いたし、御居間迄差渡し一向間数無之候（図51入る）

慶應元年

〔朱異筆〕
〔六月六日正白下ニ付同廿日達、書状不参候〕

閏五月廿八日

日々細雨ニテ神田橋往来沢山ニ相成、三内と一趣ニ暑中伺御機嫌出、御用相応ニ有之、倉右衛門と壱趣御用所出、伺御機嫌申上ル、雨々強降、昼前諸役引ケル、我ハ八代洲河岸へ御固御人数出取調ニ掛大混雜、榊原へ寄、食事いたし、二階へ上り人数調いたし、一ノ手ニノ手ニテ六百三十人夫々行列帳拵、御旗本組之方隼人へと手配いたし、七ツ過ニ先ツ格恰付、盛り調中金沓ノ音數十五匹、二階下ヲ通音いたしニ付見候處、英人紺と黒の服ニテ十四人不残馬上、驚錆人是又數十人不残馬上、奇妙千万なる風の体也、帰候積下ニ落候處、隼人土用餅給候様申ニ付雜煮一膳給帰、雨無際限、道泥コシアンのことし、暮頃帰、夫より行列帳認、九ツ過迄掛半分通り出来、甚ネムク相成体

同廿九日

昨夜より風之為漸晴ル、角之助・弓矢多只今非常詰より引取なりとて來ル、早速帰、又右衛門來ル、兼て申付置候非常詰所ヘ諸達書、其外公辺より御沙汰書付集書いたし様達置候ニ付大体集、草案持參、大落ニ付向々より集候様ニと申達、我調書ヲ留候て清書為致候、多兵衛・幸治集為認、今日暑氣見舞無限申處少被控候様ニと髪月代いたし、四ツ廻り來ル、權藏帰、先ツ儀右衛門ニ口説ノヽ逢候處、治大夫より被頼候とて御足輕共の書付也、拙者共ハ御足輕の彼是を取扱候役ニは無之間、治大夫へ可被申とて相返し、夫より食事済、四ツ過ニ相成御殿へ詰ル、今日不相替雨、綿入着居候者も有之、神田橋詰道泥昨日よ

り猶々甚し、今日弓御覽之積之處雨之為相止、御内々御稽古所ニテ御覽有之ニ候へとも、表向御覽は相止候間昼過一同引取、造酒助斗ハ雨ニ被降候て帰、甚兵衛來ル、泉士來ル、皆帰、倉右衛門届書差出、昨夜家來行衛なし、御門相糺候得共通り不申候趣、色々穿鑿いたし候得共見え不申、傍輩（中間之よし）金三兩二歩二朱、其外錢何百・着服二品・其外一品、都合五品盜、逐電いたし候届書來り、早速御用番へ申遣、又々昨夜の書殘七ツ頃より夜四ツ過迄調出來、其外御上屋敷へ九百人程人數屯為致候圖面と八代洲河岸へ御固人數配、其外ケ様々々之節、井樓ニテ板木打候節、何百人兵糧焚出ヲ初、馬、高張持より調、中々閉口ニ御座候處大體調も出来ニ付落付候、政右衛門代りの造酒助、無学無法者大弱り、乍去ケ様之為長日も短ク暮し、其為ニヤ至て丈夫、庄内居候節とハ雲泥所ニ無之違、深川坂宅ノ戸口の腰掛ニテ煙艸呑位ノ保散、夫より奥ニ入候てハ懷中と鼻飛候のみ不成、家と知行米（糧カ）扁相成候ては困タト帰候ヘハ、明半頃漸寝候へハ半時位ニテ半兵衛來り、約速いたして雨降も不構被引れ本所へ行、生テ打モ習わぬ鉄炮打とて被進、是も軍ハ鼻先故、眼ヲシツカリト閉テ放セハ外、殘念チヤト又盲人放し打トヤ思し心ノ見当外申ニヤ、夫より星と角ニ六ツ當り、人々ニソヤサレても昨夜勞れ頭重くホロケタ氣味、七ツ半過より帰、是より緩々寝可申と樂いたし候處御組の寄合定日とテ來ル、是又御預ケ御組と一和の趣意とて定し寄合断不成、夫々下り嘶中ニもクラヽ＼寝申故皆々帰、実寝ても起ニても世話敷事ニ御座候、御察御一笑可被下候、押付九ツニ也可相成、明日は調物クンソウの御手附へ清書為致、明後朔日詰日ニ付御用所へ差出可申と心組いたし候

同晦日

昨夜より風之為漸晴ル、角之助・弓矢多只今非常詰より引取なりとて來ル、早速帰、又右衛門來ル、兼て申付置候非常詰所ヘ諸達書、其外公辺より御沙汰書付集書いたし様達置候ニ付大体集、草案持參、大落ニ付向々より集候様ニと申達、我調書ヲ留候て清書為致候、多兵衛・幸治集為認、今日暑氣見舞無限申處少被控候様ニと髪月代いたし、四ツ廻り來ル、權藏帰、先ツ儀右衛門ニ口説ノヽ逢候處、治大夫より被頼候とて御足輕共の書付也、拙者共ハ御足輕の彼是を取扱候役ニは無之間、治大夫へ可被申とて相返し、夫より食事済、四ツ過ニ相成御殿へ詰ル、今日不相替雨、綿入着居候者も有之、神田橋詰道泥昨日よ

有之候、右馬之助來ル、幸治・多兵衛四ツ過迄諸帳認、兵吾來ル、中恵木豆

さし出、休

六月朔日

□氣よし、角之助來ル、例刻三内と一趣ニ神田橋詰、
御礼申上ル、昼「」
御上屋敷住居之人々へ暑氣見舞勤、榎原へ寄、食事いたし
二五位鷺汁趣向いたし、五ツ頃迄嘶、夫より馬田金蔵寄合宿ニ付參候て色々相
談、七ツ頃帰、休、折々雨

同二日

雨天、今日朝より調ニ取掛、弓矢多・儀右衛門・三内・甚兵衛・豹蔵・五吉来
ル、昼過は与惣・源助來ル、中恵申付候て米沢町之道具屋より道中相用候茶道
具入相求候、土產物之下心也、暮過より三内へ參候て大炮運送持人相談いたし
歸、休、今宵晴夜ナリ

同三日

天氣よし、楫右衛門・又右衛門・定之進・三内・伊三郎・半兵衛・権蔵・金蔵・
幸治來ル、朝より七ツ迄居候者在之、絵面等も不残出来、御用所へ行列帳二通、
調書一帳、都合三通差出、御小性頭へも同断絵面添遣し、御郡代へも、大炮組
御番頭へも、新徴組へも、御物頭へも、都合帳數十九帳、外絵図
五枚添相渡し、早ノヽ休、夜中雨、今日昼前少々の地震

同四日

雨晴、鬱陶敷天氣、昨夜は腹巻一二て今朝目覚、又右衛門來ル、権十郎殿伝言
申遣、角田儀右衛門呼出來ル、庄右衛門・権蔵來ル、又右衛門來り、権十郎殿
より昨日西丸へ參候て八代洲河岸御固場、大御目付と示談いたし定しどて絵面
遣、夫より定之進呼、絵図為引、又右衛門筆者五枚出来、向々相渡し、幸治呼
候て手元ニ有之諸書付不残倉右衛門へ遣、控等一枚も無之、御用はか行、至極よし、萬一之
六ヶ敷無之、即座ニ相極候へハ面倒ニも無之、御用はか行、至極よし、萬一之
節差控書出候へハよしと伝達いたして遣し

一、御組は代々來る、嘶最早下話、土產物段々集候ニヤ、出腰より見居候へ
ハフリツキ細工ノ杓杯と、团扇杯と家來ニ為持歸人も有之、大抵筐屋通り也、
大瀆通りも四五人下候由、勤ニ隙無之面々故八月下只今非番之折始末之由

一、御人数大勢登居候へハ米先日々頃よりなく相成、御買上ケ心細く存居候處、

此頃一番船・二番船着、一万何千(俵)表着船、今日は小舟ニテ左衛門河岸の河

戸ニ四五米船着、朝より御藏入心持よし

今朝ハ鬱々敷天氣、八ツ頃より追々晴、天氣晴、川風御長屋ニ入至て涼し、久
振にて昼寝いたし、縞蚊來テ其処々々さし目覺し

(図52入る)

暮過兵吾へ用事有之參候様申遣候処、甚兵衛・権蔵・楫右衛門・豹蔵・兵吾・
三内参り、賑々敷四ツ過迄居帰、ボンリチヤン出火、遠方ニテ早速鎮候やチヤ
ノ音無之、休

同五日

天氣よし、日本之甚暑、例刻神田橋相詰、市郎右衛門と隼人ニ寄候て御殿詰、
御用少々有之、倉右衛門出候得共、出日間敷出候間早速引取、八代洲河岸見候
事無之とて出被掛、私ハ昼過引取、汗如瀧、帰候て即水漬飯食し、正白和尚明
日罷下度趣申聞候、明日は又ミニケエール稽古出候とて隼人始一同約速也、昨
今漸天氣之処、今日最早砂飛吹雪のことし、日々天氣相成り候(カ)定之進・藤
蔵來候て横濱ヘミニケエール注文いたし候得共何分色々相談ニ相成、分り兼候
間、是非三内参り相談申度と申ニ付即三内長屋へ参り、上ニテ御買上十挺可然、
御家中ニテ五挺位可然と相談相済、藤蔵帰、仲蔵・水之助御人數掛ニ付伺ニ出
候間夫々申達、正白只今石川へ暇乞參候とて見微鏡被為見、当所ニテ見候通り
混雜ニ付庄内へ下り寛々吉原嘶いたし可申と約し、今日東の方より黒雲起り夕
立、遠方ニテ雷鳴、雨少々降、早速晴上り、乍去雲騒天氣なり

一、暮頃左衛門河岸へ小船八艘着、不残庄内米也、心よし、兵吾來、四ツ頃迄
嘶し帰

(図53入る)

同六日

又々雨天、無際限雨天続、庄内杯とは如何可有之や、垢付候物は皆力フケ閉口
ニ御座候、今日正白罷下候ニ付廿八日ヨリ控呈

一、竹内御叱相済候由、輕相済、せめて之事ニ御座候、尓今表表(ママ)不申越候ニ
付差控書等差出不申、近々御飛脚着も可有之と考居候

一、弓矢多より殊ニ寄今日状上ケ申間敷候

一、今日雨晴候ハ、本所矢場へ鉄炮稽古、隼人・私初ミニケユール打参候、段々に晴ニ相成候、弁当等申付ル、

暑氣之節益御機嫌能被遊御座、恐悦之至奉存候、私・弓矢多至て丈夫ニ御座候間乍憚御掛念被成下間敷候、扱一同も丈夫留守いたし居候半と慶ひ居候、此家來共一点之障りも無之間、御安遊可被成下候、正白出立ニ付（此正白七日町橋根之正篤二男ニ御座候、中恵と同門、石川御供ニ付兩人私へ來り居、今日罷下候）無事のみ奉申上候、暑折角御厭被遊候、尚奉期幸喜時候、以上

六月六日

御両親様

松平造酒助

【第四十二冊】（豎帳 墨付五丁 251×174mm）
〔朱異筆〕
〔四十二〕

閏五月十九日

〔異筆〕日立御飛脚六月八日着達

今日便へ書状差出、雨終日不晴、庄内と違、棚をさかしても甘物無之、走り候

様申付候ヘハ遠月堂杯とハ近し、御望次第ニ御座候得共毎日取寄セ候事も不相

成、折々庄内堅餅思出、嘸当年も新土蔵へ御貯被置候半と存候間後便為御登被

下候様奉願候、訣山被遣候ヘハ朝晚迄皆食尽候間、一両度も為御登被下候ハ、

別て大慶仕候、繁務之折ハ甘物之望所ニ無之候得共、隙ニ相成候ヘハ甘物と着

服之キタナク相成候処思候、先ツ此頃大泥付綿入押入より出候処、其

〔微臭さき〕力フクサキ事不被絶候、甘物、登候節鱧屋ニ参り焼飪給積ニ心組參候得共、御

備頭鱧屋ニ参候事不相成模様、庄内土市中一はひ俳諧、見付ラレ候てハ追て叱

候節為ニも不相成候ニ付参候事不相成、子供より江都へ登候ハ、密柑訣山ニ給

度ものと存居候ニ付、神田橋往来之節店々見通候処、余り訣山有之、給心なく

相成、給不申、吉原杯と見候事不相成物と存登候処、御取緒御用取扱居候ヘハ

御組と一趣折々見候、此頃より忍廻り相成候て御家中斗挑灯等不付、羽織不着

相廻候、私も折々涼ニ参候積ニ付、其節御家中七八人誘引参り、明候迄参らん

と權十殿と相談いたし

印
松平造酒助

何之誰

断なし事ニいたし候、印鑑持、此札ニて何時ニても御門通別段事ニいたし、後々差障

天気よし、三内来ル、昼より志路木屋へ参らんと申候て昼過より出掛、暑さ難堪、白木屋へ参候処能く被為入とて我前へ／＼／＼と多葉粉盆ツ、キ出しやら

同廿一日

憚り私斗之事ニいたし、吉原へ一夜泊

事ニいたし、翌帰候ても不苦候得共、是迄ケ様事いたし義無之、此ニて不締之事いた

してハ我不調法と存候間、□之印鑑持候ても此造酒助と一趣ニ御門通候わじハ通し不申様御門御徒目付へ申付候置候、近々御組六七人・中恵和尚・今壱人和尚連、着流しこて吉原へ参り、夜明迄遊参らんと約置候、参候ハ、嘸々面白人々ツクシ嘶可有之、其節委細可申上候、廻り印鑑一切為見不申積、宿屋へ引被揚候ても決て大小不相渡候事、尤羽織等不相用事と定置候、不被絶奇妙た面白事可有之と樂居候、先頃御預ケ組之内伊黒定之進当十八才、吉原無挑灯ニて三人宛態と別れ、忍ニ参候事、例手引ともニ被掛進退極り、大声タテ廻ダソト叱候処、引手大ニオソレ詫いたし由、其外面白ツクシ嘶斗有之、ラシヨウ門モ

世中末ニ相成、鬼詫いたし様夕時節ニ相成候、暮過休

同廿一日

雨天、今日も色々調物いたし、出火ニ付御固御人數御行列帳、其外八代洲河岸

御固備立等之調閉口、先ツ両条龜案認、暮過三内・春之助（兵吾）来ル、甘物

無之間悦右衛門より為登候白小豆為煮振舞、面白事有之、甚兵衛来ル、四ツ過

帰

同廿一日

雨、先ツ晴、人々ニ被掛仕、四ツ廻り前ニは小一郎・安吉本所鉄炮打ニ参候と

て大騒、権蔵・三内参、漸皆々始末出来参り、食事いたし中平野八右衛門逢吳

候様申付為待置、四ツ過ニ相成候間食事済、直ニ着物着替逢、少過帰、大イソ

キニテ神田橋御殿へ相詰、男四郎・織人杯と参候て、此間御人數出大混雜ニて甚不面白、早々御調ニ可被成杯と、造酒助御亭主役大弱り、織人杯御攻申事ニ

は無之間候得共是ニテ不相済杯と申ニ付、政右衛門軍師代無学者申訣のみ申候て、昨日調帳権十郎殿へ差出、至極尤杯と御茶御挨拶、先ツ篤と被見候様申て

引、昼頃諸役所引ケル、引取御屋敷廻り、榊原へ寄り、御登城之節御供之義、

公辺より御沙汰有之、西丸下へ詰方之事取調相談いたし、十兵衛と一趣柳原へ

帰（ことか）ヘ十兵衛□今晩倉右衛門へ諸組頭世話役打寄ニ付）夜食出し、シ、ミ貝汁ニ茄子

ヨコシ、暮頃より石原へ参ル、大勢集り、廻り方御用寄合と面目ニテ和合いたし居候趣意ニテ去年より立置候寄合御座候、九ツ過一同帰、早速休

印番頭

印檣草盆

小僧

店上物二階

客人參候節壱
人不居其後三

見

不見

人

不

見

候

事

無

之

故

參

らん

と

約

し

折

々

入

梅

細

雨

四

頃

過

四

頃

過

四

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

過

三人連二て倉右衛門殿へ参り色々相談いたし、九ツ頃帰、土用入格別單物肌子重さむし、石倉は綿入着居、甚不時候也

同廿八日

日々細雨、弓矢多来ル、暑中伺 御機嫌、神田橋二詰、御飛脚立ニ付書状呈シ益御機嫌能奉恐悦候、以上

閏五月廿八日

松平造酒助

御父上様
御母上様

【第四十三冊】（豎帳 墨付六丁）
〔朱異筆〕
〔四十三〕

六月六日

〔朱異筆〕
〔六月十二日立御飛脚同廿日夜着〕

今日も雨、正白帰国之趣ニ付控上ル、雨天なれとも約束いたし故本所之矢場へ權藏・楫右衛門と連行、三内は横濱ヘミニケエール注進之事ニテ權十郎殿へ参ル、本所ニ町目ニテ隼人・十兵衛・

半兵衛・関口正右衛門・彌太郎・峯太・半輔ニ追付、一趣矢場ヘ



小一郎

松平造酒助

いたし、追々人々集、定之進・

豹藏・金作・彌惣治・幸吾集、三内も來り、漸ミニケエール二十五挺注進いたし事ニ申遣とて大悦、此造酒助も大悦也、私登後色々ネダリ都合三十挺御屋敷ニ入、此度又二十五挺ニ合て五拾五挺と相成、式十五挺之内二十挺は上ニて御買上ル、五挺は權十郎殿二挺、造酒助壹挺、三内一挺、藤藏一挺、直段十二

両位之由也、矢場ニては皆々稽古、隼人も英國製之ミニケエール一挺求大ハマ

リニ御座候得共、人へ斗為打進候得共思止ニ候や打不申、七ツ過一同歸候処、

権十郎殿より御郡代よりの調書遣候て別存無之や被申越候ニ付、倉右衛門ヘ暮過より相談ニ参、四ツ過帰休

同七日

雨天、格別雨無之、弓矢多栗毛物見前ニテ乗、ハヤミハタルク不被乗と申、此節ニ相成丈夫ニも不相成候、行々樂ニは不相成、幸馬出候ハ、借金いたし求度、

同九日

雨天、三内來ル、源助來ル、例刻出仕、道泥あんのことし、今日御登 城御戻

【第四十二冊終】

日々雨天閉口、今日神田天王祭礼、先年より御輿柳原表御門前ニ参候例之由、其前天狗來り祈祷有之や之由、弓矢多來り朝飯給帰、林大夫來ル、帰、書物いたし居候處へ金棒之音カマヒシク、出腰より見候處若者七八人金棒手々ニクハラノヽヽヽと引來ル、次ニ大天狗鳥冑ニ直垂、江戸風之足駄、庄内の天狗と違無刀也、後ニ大羽扇持、脇太鼓、次ニ青木段々次第守り來ル体奇妙也、表御門左ニ金棒引止、棒建控、大天狗御門ニ向ヒ些ト頭頓戻、又前之如行列立帰、天王祭之為天諸人ヲ恵セ候ニヤ雨も晴模様ニ相成

一、庄内ハ如何御座候や、東都は尔今露上り不申、残暑嚙照可申、此方青物不

残出、西爪・爪・メウカ・梨子・葡萄ハ尔今不見、魚類ハ無之、庄内ハ小鯛・

甘鯛等嚙結構ニ可有之、此方ニ也可有之候得共我等共口ニは入不申、此節惣吉料理は茄子ヨコシ・豆腐汁・茄子汁・鰯は断候處不付、アジキヨテン折々

付候、三度々々ニ被遣候干味噌給ル、時候は帷子ニテはサムシ、単物ニテよし、横ニ相成居候へハ肌子重着丁度よし、物ノカビル事妙也、庄内と違候事ハ蚊至て不足、至極暮しよし、蚤不足、春頃ハイ訳山ニ候へとも此節不足相成、シラミも先ツ居不申

（図55入る）

七ツ頃より段々賑々敷相成、見物人群參し、其内御輿大勢ニテ背ニ上ヶ來ル、誠張合なし、庄右衛門・林大夫・平次右衛門・弓矢多杯と大笑いたし、早速相濟皆々帰、暮過御組寄合ニテ來ル、四ツ過帰休

後一同引取、権十郎殿より為知昨日來ル、家内登嘸と被察候、いつれ器量余り有過候ても困者と存候、今日権十郎引込ニ付内談いたし事有之(ママ)參候逢、昨日為知歎と可申や何とも御察申候と申述笑申候、八月交代下候事色々示談いたし、私下ハ十日過十四五日迄立ニ可相成候事いたし、夫より隼人寄食事いたし、七ツ過戻ル、廿五日立御飛脚着、御書有難拝見仕候、一同無御障大慶罷在候、兩長降大弱り一同口説、暮前六右衛門、竹内之為楫右衛門・司馬差控持來ル候得共、私へ表状不來ニ付甚不都合、明日倉右衛門殿へ差出候様申達、権藏・三内・甚兵衛来る、四ツ頃迄居帰

同十日

雨天、又右衛門・兵吾・権藏・庄右衛門・弓矢多来ル、昼後多兵衛へ差控伺書為持遣、私・弓矢多・兵吾・勝助・常三郎・楫右衛門・司馬、七通出し、御組頭一年之内両人江戸登之為御役預やら御免やら大不作と可申、兩人とも御知行被取不申處ハよひと可申、世中ニ女程おそろしき物なし

一、昨日御上屋敷へ参候処、長州嘶色々有之候得共突留候事ニも無之、御親類且御聟様の本多様當時御当地御詰、今度 将軍家御泊城ニ可相成候処、急ニ

御不都合次第、膳所より大津御宿泊ニ相成候分ケハ、膳所御泊城ニ可相成所、御家來の面々長州と徒党いたし、城内ニ地雷工ミ、御泊ニ付万ーの悪党防トテ城近所へ大炮配備候と申事也、謀計遠ニ御老中の松前殿知候て急ニ大津通り被抜、悪党共四十人余とも申候、又九十人とも申、擄捕られ候由、誠奇妙千萬なる嘶也、実義ハ不相分、其外色々嘶有之候得共格別事も無之、いつれ京都辺不穩由 将軍様大坂ニ御入ニ相成候由(一端御參内、二条御城二二夜位御泊、其後大坂と申事也)、差控不及其義旨ニテ御返相成候、七ツ過ニも相成候間金藏共相頼申遣候、十兵衛来ル、雨長降如何成義ニは東都より三十里四方雨と申事也、此方作合不宜、郷方ニて口説居候由、庄内表至て作之よし、何寄義と存候得共此雨段々下之方ニ下候へハ困タ事と考居候

一、昨日神谷より西廻ニ為登呂候味噌着之趣申聞候、今朝汁煮て出し吸候処味も無之如湯、御勝手方相糺候処、是迄の味噌より余り色濃候間嘸シヨバク可有之と存候間、湯沢山差候と申答ニテ、権藏・又右衛門食事いたし居候脇二居大笑、私ハあきれ申候て、口説候事ハ一物肴も甘くなくいたし、若口ニ叶と申候ヘハ毎日被付早速あき申候、在勤閉口ハ食事と着服、昨日も権十郎

殿と口説と嘶いたしと申候、皆々申候ハ万事御同意、乍去中一ヶ月ならて無之と例之下嘶始申候

一、ミニケエール筒の内疵見候ひんとろ、天竺屋へ小一郎・安吉求遣候処間抜者共ニテ調兼帰、此造酒助物好ハ唯鉄炮ニ御座候得共恩保ニも求兼、隼人物好も感心也、此節樂朝之責馬(此馬は三春出ニテ先達て求し馬至極手叶ひ候由)伯來ノミニケエール樂手入いたし居候、刀拵相止、鉄炮道具等拵居候、両頭以上皆々鉄炮掛、口説候は男四郎無余義釣合ニテ十五両出し一挺求、尔今相成相止候事不相成候、私登候後色々申立、此頃ニ相成漸伯來筒三十八九挺丸子製十六七挺出来、都合五十挺余ニ相成、時節とは乍申、申立貫通し至極大慶罷在候、心願は嫡子ニ三男へ大炮稽古為致、種ケ鳶・荻野流々相分不申、一藩高鳶流ニいたし度、無左ハ二十四万石の小国ニテ流々相分レ相互ニラミ居候事ニテは不相済義と存候、西洋ハイロウニ付候ならて無之

一、今日着とて御飛脚着、無間甚兵衛來りて、平右衛門大夫二百石御加増と申事也、御状は達不申、雨強し、休

同十一日

雨晴、尔今雲騒候得共所々ニ晴空見ヘル、御書状達、有難奉拝見候、又右衛門來て御組親之御差控は御返ニ相成候由ニ候得共、兵吾・弓矢多分爾今不被返、如何之為ニ可有之や聞ニ參候、同し從弟ニテ不被返、役柄之為ニ可有之や候得共、從弟ニ違は無之筈候得共不分、甚兵衛呼、高橋芳三郎慎御免申達、庄右衛門來ル、書状認、三内来ル、昼過屋寝いたし、今日漸晴心持よし、七ツ頃半藏出、外衛様よりとて暑中為見舞書状へ金と錢相添差出し、何位やと相糺候処五勺と申、左様ならハ此頃甘物も不給候間、タシ百疋分、鱠取寄候様申付、直ニ弓矢多呼ニ遣、尔今差控中奇妙也、私書付は昨日中ニ被相返、外ハ只今迄不被返、定て二夜可被留、弓矢多・兵吾・勝助・常三郎・楫右衛門・司馬類、何知事なし、却て私社此度大掛骨折犬ニ被取候、乍去其節色々働候とて称ニ早く被返候や、御役柄と乍申、甚済メ不申義ニ御座候、弓矢多来ル、鱠待居候得共いつも方ニても切レ候とて不埒明、空コヂ煮付地走いたし、其内林大夫より弓矢多ヘ甘物出来候間御膳不被給早く御帰可被成と申遣、何地走と承候処、只今参候節煮豆最中ニ煮居候間其事ニ可有之と申ニ付、よしノヽとて大笑いたし、甘物有之候ハ、御持參被下申遣候、甚兵衛整物頼遣候処大勢ひニテ整來ル、其品ハ

ミニケエール筒之中疵改候目鏡也、暮刻故後刻參候様申遣、暮過来ル、久振ニ
て晴夜、月明にして面白し、出腰より月見いたし、兵吾・伊三郎来ル、四ツ頃
皆々帰、休

同十二日

晴天、冷氣、夜背中さむく小夜着袖二手通し休、今日御飛脚立之趣ニ付申上候
事考候へとも思出不申、此控ヘハ思出し次第認候故、同しき事幾度認書放しニ
て後も不見、定て無文字事のみ申上入恐候、御覽後御捨可被成候

弥御機嫌能奉恐悦候、恐惶謹言

六月十二日

松平造酒助

久茂（花押）

御両親様

【第四十四冊】（豎帳 墨付七丁 251×173mm）
〔朱異筆〕
〔四十四〕
〔六月廿七日立御飛脚七月五日着、六日ニ達候、書状参ラズ〕

六月十二日

今日御飛脚ニ付書状を御上屋敷へ遣、作彌への書状、三内之御用状遅候故説へ、
三内・豹助来ル、暮後三内へ参り、四ツ頃帰

同十三日

晴、暑、庄右衛門来ル、例刻御上屋敷詰、道中大汗ニ相成、御用格別無之、織
人へ金借し吳候様相頼、昼後引取、榎原へ寄、調物いたし積之處余りあじく相
止、半兵衛来ル、爪取寄、江戸爪初物、日増りニ相成候故か不宣、口説々々、七ツ
頃帰、柳原外辻番所之脇ニ柵有之、其並ニ番太郎居、フタ・アヒル等飼置、當
春頃は子フタ此頃大犬位ニ相成居候、飼置場近辺ニ参候處人大勢集居、透間よ
り見候處キヒノヽと申様ダ音を出し、人真黒ニ集、フダの四足繩ニテメ居（図
57入る）、無暫ノヽ、御長屋ニ帰涼、三内来ル、鶴岡鍛町之鉄炮師来ル、暮頃帰、
三内貝汁持参、宿之地走ハ鮑地走出し、權藏酒持参、四ツ頃帰

同十四日

晴、暑、朝より定之進玉鑄ニ来ル、甚兵衛・三内来ル、昼前帰、權藏来ル、昼
前皆帰、昼後より定之進・權藏又玉鑄ニ来ル、六右衛門来ル、ミニケエール手
続初、小一郎・安吉五人ニて稽古いたし、松尾屋より羊羹一箱至來振舞、其内

榎原より為見馬參候趣ニ付押付より參候様申越、皆々帰、呼出候孝之助不參待、
漸參候間夫々申達、七ツ過より御上屋敷へ駆行隼人へ參候處三内・半兵衛居、
隼人申ニは今日 大御前様より御看頂戴（仕方）開候間、馬見候後居候様ニ被止、馬
參候趣ニ付馬場へ出ル、弓矢多非常詰ニ付呼、初二は源五兵衛乗、仙臺産五歳
鹿（毛）ナリ、前とも共能働、其後弓矢多へ為乘候、左強模様ナリ、早ミも余程行
弓矢多申聞候ハ左強、口合不宣と申ニ付相止ル、夫より榎原へ寄地走ニ相成候
内、俄ニ雨ニ相成大口説いたし、五ツ過帰、休

同十五日

雨天、兵吾・幸治来ル、例刻出仕、倉右衛門も詰、御目見は無之、引取より榎
原へ寄（石原と）趣弁当割籠開、為御登の人ヲ調、雨先ツ晴模様なれとも昼前杯とハ大雨
也、調出来、今曉萩原仁平病死之趣也、七ツ頃権十郎殿ニ寄帰ル、鱗取寄、角
之助・兵吾・弓矢多呼為給、暮過甚兵衛来リ、四ツ廻りニテ歸、休

同十六日

今曉七ツ頃ニモ可有之や、大風雨ニテ目覚、誠恐ろしき強風、雨も強し、（大カ）
風出腰ニ正面ニ吹付、物置之方板戸外飛候ニ付大ニ驚起はめ、床ニ入候處、居
候處之板戸飛來りて行燈消倒、土瓶茶椀等ニフリツカリ、クハラノヽいたし、
蚊帳天幕ことし、其内外屏倒、御構之方見かくし飛落音ニテミリノヽノヽクハ
ラノヽ、是ニテ不濟、大闇先ツ戸押、小サキ透ヨリ左衛門河岸見候處一杯水ニ
相成居、半蔵呼洪水ニ相成候ては馬如何可有之や見候様申付ル、二階下も大騒、
水ハ段々引と申、燈火付候様大声揚候へとも返事タラ不致、其内中恵小田原挑
灯風之為漸付候とて持來ル、夫ニテ其処防、誠ニ都ハ風迄強ものニ御座候、其
内夜明、障子明候事不相成、前屏倒レ、往来見、無拠障子建クエル、甚兵衛來
り暫ノヽ也と申、食事為致、次第々々天気晴、雨晴、本所稽古日ニ付參候趣申
ニ付、三内・角之助・徳矢・乙彌と一趣ニ出ル、蒸暑キ事不被絶、両國渡候處
十兵衛・文八郎・弥太郎・峯太・半輔ニ逢、只今本所へ參候處、洪水御屋敷前
腰切り水掛り、とても參候事不相成ニ付引返候と申ニ付引返し

（図58「六月十六日曉南大風雨、造酒助大難義之図」入る）

權十郎殿ハ馬乗來りし故ニ見物ながら參候趣皆□申候也、屏破損ニテ縫無之、
雨戸建參候得共帰為開、何分居所真正面御庭之大山上り候へハ見おろし相成、
障子明昼寝も不出来、障子さし昼寝いたし、八ツ頃起食事いたし、甚兵衛來ル、

儀右衛門・兵介・庄右衛門来ル、皆帰、三内・兵吾来ル、七ツ過帰、今宵早く休

同十七日

曇、例刻神田橋へ相詰、御用はなし、昼後引取、鬱陶敷、風ハなし、蒸あしき事不被絶、汗と油を出し帰、庄内ニテ考と違、水大体ニテ大仕合、一日ニ四五度宛汲せ渡居候

同十八日

折々雨、今朝より客殿ハ三内・庄右衛門・八右衛門、御組と家来ともヘ餅振舞

案内いたし、昼時一同集、弓矢多も来ル、一斗五升搗セル、風引ハ權藏・又右

衛門のみ、十三四椀給候者は直矢・庄助・六右衛門・兵介、一斗余は給候由、皆々八ツ過二帰、七ツ頃増川祐助来ル、止候て酒振舞、甚兵衛来ル、大醉自腰嘶之處へ常三郎不出来ニ付帰候様甚兵衛へ迎平馬より遣、早々帰、祐助又数盃呑て、五ツ半頃二帰ル、從夫休

同十九日

日々蒸あじき天氣、以之外不時候也、常三郎へ尋ニ遣候處、昨夜より別てホロケ困候趣扱人より申越、大傷寒之由、同宿者阿部平馬大難義之由、幸治来ル、權藏出勤いたし来ル、伊三郎来ル、又右衛門出勤、六右衛門来ル、伊三郎より○同廿一日頃迄○居候て其家を出、五ツ頃ニ帰り、夫より休、四ツ起御殿へ詰、○出仕前ヤアケエール筒台木ニ定紋彫貰候、土鰯汁・木豆地走なり、今朝弓矢多来て是より詰ニテ参候趣ニテ鳥渡来ル、暮過兵吾来て余り蒸あじき故両國橋涼参らんとて誘引、人大勢來し故出掛ル、人数二十五人位、橋へ参候得共風無之、是よリ深川へ参らんと一同申ニ付參ル、深川之休所も此頃強風之為屋根無之、新徵組も廻り来居、立派なる宿ニ休息と見ヘル、私は会所前茶屋之腰掛け、又右衛門後不残女郎之張候處見物ニ大ヒヤカシ、又右衛門へ申付て獲物なし大西爪整候様申付ル、地揚漸いたし程大物六百錢ニテ認しとて大勢ひ也、手拭四筋ニテメ、カラミ鎗柄ニ掛、兵吾・定之進カジカセル

(図59「西瓜を整深川の大門出ル図」入る)

深川ニテ九ツ頃ニも相成候間いさかゑらんと西爪首先ニ立、皆々大川端涼まんと戻ル、永代橋を渡、此造酒助初て渡ル、聞しニ増ル永橋也、風少々出涼、夫より大橋ニ至、風当り能、皆々休、先刻獲物手打ニセんと申、料理人出候様申声、

(図60「乙丑六月十九日夜東都於大橋西瓜を割図」入る)

同廿日

曇、次第晴上ル、風、晴、暑ニ相成、定之進来ル、金彌・甚兵衛来ル、皆帰、昼前為彌來ル、少嘶いたし帰、弓矢多来ル、庄右衛門來し故今晚之廻り何方ニやと承候處、新宿・千住と申ニ付、左様ならハ我新宿見候事無之故参可申と約速いたし、暮過馬具師來て兼て申付置候アサラシ馬驕出来、五ツ頃ニ相成候處御組参候故出掛ル、大汗ニ相成九ツ頃新宿女郎屋之宿ニ休、誠ニ大カラソ也、客大勢参り居、二階と下座敷數十間有之賑々敷事也、一番奥大座敷十五畳二間ニ休、家来共ハ向ふ方ニ休、皆々シヨ基ヤラ^{〔将棋〕}コヤラ得手勝手慰いたし、明六ツ三内来ル、御用無之、昼後引取榊原へ寄、舶^{〔十二両三分二朱ツ〕}ミニケエール横濱取寄候て來り、權十郎殿へ三内・十兵衛杯と参候て開、長ハ二尺六寸五分、短ハ二尺、追々人々參り配分いたし

一短	一挺	酒井兵部	
一短筒	四挺	松平權十郎	
一長短	二挺	松平造酒助	
一短	三挺	榊原隼人	
一長短	五挺	中村三内	
一短	一挺	朝比奈長十郎	
一同 同	片岡半兵衛	一長 同	石原 勉
一同 同	中世古仲藏	一同 同	岡田豹藏

一短	一挺	酒井兵部
一長	同	関甚兵衛
一短	同	野沢重内
一短	同	犬塚泉士
一長	同	安倍藤藏
一短	同	中根伊三郎
一短	同	鮎半輔
一長	同	相良文八郎
一同 同	伴彌太郎	

右之通分ケ、其内小知之面々ハ三年賦ニいたし、暮頃漸帰、今晚寄合ニ付倉

右衛門殿ハ帰前より参り、申訳いたし、追々人々參、四ツ過帰ル、休

同廿二日

曇、丸子弟子牧・鉄炮師来ル、甚兵衛来ル、三内来ル、本所矢場へ参ル、權十郎殿・隼人・十兵衛・三内・長十郎・半兵衛・角之助・徳矢・半介・彌太郎・兵吾・勉来ル、力様ホシ入よく、暮頃帰、甚兵衛来ル、兵吾来ル、早速帰、三内へ鉄炮一条ニテ参り、四ツ頃迄嘶いたし帰休

同廿三日

曇、折々少々、定之助・伊三郎・鉄吉来ル、丸子弟子庄内鶴ヶ岡八日町住人来ル、三内来ル、帰、石原御組へ申達有之処不達、無拠御組召連千住宿へ泊リ参ル、千住閑御番細川イ

守家來廻り方ニテ召捕、其為宿場ニテ御人數置候様表向願出候事ニは無之候得共、歎願模様此方より遣置、五ツ頃より出、大橋ニ至候頃日光山方より黒雲起り次第雷鳴、宿ニ着休足、段々雷鳴強相成、女郎とも驚声賑々敷皆々大笑、其内大雨早速晴、夫より一寝いたし、明六ツヒ申ニ付起、帰ル、段々承候処先刻横山町馬場へ雷落、誠驚敷荒ト申

同廿四日

天氣よし、定之進江川へ遣、鉄炮求来



ル、三内来ル、昼より本所矢場へ打様
二、伊三郎・郡司・定之進・徒目付源
助・半藏(あたり)・中能・暮頃帰、三内・甚兵

衛来ル、四頃帰休

同廿五日

天氣よし、大汗ニ相成、今日は大暑な



汗ニ相成、昼より引取、難堪暑ニて漸
帰、定之進・郡司・兵吾・三内・權藏・甚兵衛来ル、五ツ頃帰休

同廿六日

天氣よし、大暑也、七ツ過より起、本所へ鉄炮打ニ参ル、兵吾・甚兵衛と壱趣

ニ出掛、数発打、五ツ過より追々人々参ル
酒井兵部・中村三内・榎原十兵衛・片岡父子・中世古仲蔵・相良文八郎・伴彌

太郎・鈴半輔・石原勉・岡田豹蔵・久留郡司・松平角之助・伊黒定之進・村上乙彌・丹羽徳矢・寺内權蔵・竹内楫右衛門・高田弥吾・内田幸吾・御上屋敷と柳原御屋敷と別れ掛打、初柳原勝大勢ひ也、いつれも舶舡ミニケエール也、七ツ半過帰、御組寄合ニテ来ル、四ツ前帰休

同廿七日

曇、丸子弟子鉄炮ミ力キニ來ル、甚兵衛・兵吾・長十郎・三内来ル、いつれも昼過帰、幸治來し故表状出し、今日御飛脚立ニ付申上候、折角暑氣御機嫌能可被遊御厭可被遊候、尚奉期幸便之時候、以上

六月廿七日

松平造酒助

御母上様

尚々、申上候事も御座候得共此頃ミニケエールニ大ハマリ、何事万事忘居、在勤中之大慰、金は入、喰借金も多分出可申、下候て委細御物語仕候度候、以上

【第四十四冊終】

【第45冊】(豎帳 墨付八丁 250×173mm)
〔朱異筆〕
〔四十五〕

六月廿七日

〔朱異筆〕
〔七月十五日達候〕

今日御飛脚立之趣ニ付書状呈し、甚兵衛より向嶋之桜餅一駕を送り遣しぬ、多惣治を呼、胴乱箱申付ル、早く休

同廿八日

晴、暑、弓矢多来速帰、林大夫・三内鉄炮一条ニテ來、相談出来兩人とも帰、

定之進・伊三郎・權藏來ル、兵吾鳥渡來ル、昼過迄居て玉鑄ル、庄右衛門・角之助來ル、皆々七ツ前帰、弓矢多御上屋敷へ為見馬來ルとて栗毛を乗参り、暮前帰て悪敷馬也と申、馬具師伊勢屋黒羅紗持參、三内・權藏來りて鉄炮袋形を取、伊勢屋帰、三内等ハ四ツ過迄居帰、東都美人絵書名人へ額一枚注文（とも浦望申越候ニ付)

同廿九日

晴、暑、朝よりあじし、庄右衛門鉄炮一条ニテ來ル、口説々々、例刻神田橋へ詰、汗如瀧、御用はなし、日中ニ引取、直ニ林大夫鉄炮一条ニテ三内へ寄、速二帰休息、三内・藤藏來りて江川へ鉄炮注文之事ニ付來ル、三内早速帰、藤藏

ハ庄右衛門事ニ付色々相談して江川へ帰、丸子弟子来ル、三内より案内ニて暮頃より参候処、庄内より為登候とて、鳴汁・大鱧之地走也、食事済候処へ甚兵衛・兵吾我を尋て来ル、其内チヤン山下通早速鎮火、四ツ前帰、兵吾我ニ附來ル、鉄炮イジリ毎日ノヽ鉄炮々々とて今宵明候へハ七月ニ相成、明日より下ハ来月と申、いつれ早く休候方可然とて兵吾ハ帰、我は休

七月朔日

曇、丸子松斎明半前來ル、漸目摺ノヽ覚して逢、夫々申付ル、兵吾只今より本所ヘ鉄炮稽古とて庄右衛門・權藏・楫右衛門・伊三郎・定之進・六右衛門・豹藏來ル、小一郎・安吉も參ル、伊勢屋來ル、三内呼羅紗鉄炮袋二切分ル、月次二付三内と一趣神田橋へ詰、次第晴天ニ相成、道中難堪暑さ大汗ニ相成、直ニ榊原へ寄汗引セ、四ツ過御殿へ詰、倉右衛門も舶駁鉄炮求度と申ニ付、三内を詰處へ呼嘶いたし処、只今幸序御座候ニ付可申遣と返事也、此節誠ミニケエ一ル馬鹿ニ相成、控扱御覽アキ可被成と奉存候、私恩不掛金出し、何とも半藏氣之毒ニ御座候、唯残念之事 上ニテ御貯金なしとて織人承知不致候事残念ニ御

座候、御家中ニテ今日迄求候五十四挺ニ相成、去年野州一戦後此造酒助色々申立、又は進候全モ有之、人気不穏世中故段々と身入り大慶仕候、何分上ニテ御引立、今少御郡代骨折吳候へハ、是よりニは尚又励掛り可申候得共、御金なきニハ困事ニ御座候、暮頃兵吾・十兵衛本所鉄炮稽古より只今歸候処なりとて寄、最早難堪暑氣、汗如瀧、十兵衛箇飯出し、兵吾帰、直ニ倉右衛門へ寄合ニテ十兵衛と一趣ニ參ル、日光山方より黒雲起り雷光甚敷、五ツ頃ニ相成候処雷鳴近付候ニ付皆々帰、一円黒雲光甚し、蒸あじく不被寝、其内チヤンノヽ遠方ニや、火筋触も不參、休

同二日

晴天、暑氣難堪、丸子松斎・庄右衛門・權藏・楫右衛門・林大夫・三内・甚兵衛來ル、四ツ頃皆帰、昼過三内・十兵衛・林大夫・伊三郎・庄右衛門・定之進・

權藏來ル、六兵衛來ル、暑さ甚敷、三内来て只今上より仲藏御使ニテ、ヒシトール玉造酒助ニ可有之間御無心被仰出候趣、仲藏直ニ上り候処、先ツ私處迄参候趣ニ御座候、如何御座候やと申候得共、今ハ手元ニ無之、今幸丸子憚參、食事為致置候間、今宵中ニ穿鑿可致、尤數二三百も申遣候と挨拶いたし三内帰、上ニテヒシトール御慰、本所ニテ御打被遊、御中ニ付御ハマリ之由也、右之鉄炮

ハ丸子持參ニテ私上ヘ上ケ、舶駁筒、玉も日本ニテハ不出来、矢張舶駁也、形也、今晚も光り甚し、客も不来、休

同三日

晴、暑、丸子悴玉漸四十三持參、外ハ無之、尤唐物店ニハ無之間後便次横濱注文可申遣と申ニ付早速仲藏へ遣、御満悦之趣申越候、伊勢屋來リ故鉄炮袋・胴乱外、下支度品々申付ル、庄右衛門來ル

(図61入る)

例刻出仕、惣身汗、帷子背中一円汗ニテ濡ル、着替、御用格別無之屋過引、此後御厭被成下、五ツ時出仕四ツ時引取之旨被仰出候、余りあじく榊原寄、西爪取寄口説々々給、少々雨早速晴、七ツ過大汗ニ相成帰、水漬いたし漸食事いたし、着物着候事杯と不相成、兵吾・又右衛門・豹藏來ル、西爪取寄給、四ツ頃皆々帰、我休

同四日

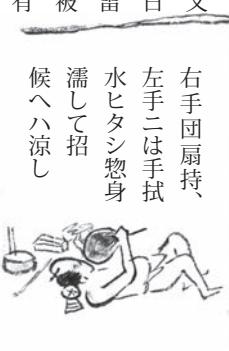
朝曇、次第々々晴天、丸子松斎、庄右衛門昨夜非常詰ニテ召捕者有之、人疵付候者ニ付即召捕、無拠南町御奉行へ差出候、口上書ハ隼人殿へ出候趣也、三内・甚兵衛來ル、林大夫來ル、今日は風も無之、当年第一暑サ難堪、御庭木ツクノヽホシと申虫噉是又あじき声也、夜權藏來リ、中恵甘物出し、今宵日光山より黒雲起り雷光甚し、四ツ頃ニ相成次第雷鳴強雨少々降候得共思之外少雨也、あし苦敷不被寝、九ツ過漸休、七ツ頃ニ便所へ参候処雨滴音有之、降候やと考、又一眠し

同五日

段々天氣模様ニ相成、權藏來テ昨夜八ツ頃ヒトキ荒と申候得共とんと不知と申候て被笑候、昨日頃よりすしきニ付本所矢場ヘ二尺ミニケエール背為負、五ツ前より出掛ル、次第大暑ニ相成、大汗ニ相成、



造酒助



輔・又右衛門来ル、昨晩雲之為ニや少し能よふニ候得共、寒暖計九十ト余之由一、此節嘶奇事有之、目黒之方ニ雀之合戦有之とていつ方參候とても大話ニ御座候、喰庄内へも嘶ハ可有之、此頃伴彌平見ニ參候處、庄内ニても雀・ムク集候事有之物御座候、夫と同様事也、サシレハ都ハ雀集候事無之者ニヤ申事ニ御座候、長州嘶・京大坂嘶とんと不相分、色々沙汰皆大ウソ、本多様もウソ之由御座候、人之ウソ我ウソニ御座候、油断ハ不相成候、市中穩、水戸又々騒有之か之由、内々の争の模様ニ御座候、造酒之助下も来月ニ相成、夫々支度半藏へ申付候、当月末迄皆出来と申含候、旦那殿西洋ニ寄過分物入いたし、半藏見込と違大口説ニ御座候得共、少もとんちやくいたし不申ニ鉄炮斗セヽリ居候仕合御推察可被成下候、ケ様のハマリいたしも御用ハ大タシニ相成、石原ハ登御用登後当春頃違無之故と被存候

一、夜五ツ過より大勢両國橋へ涼ニ出ル、日光山の方兔角雲、今宵光有之、雨懸念も有之様也、橋上ニて長涼、従夫よ^{揚弓}小屋ニ入見物いたし、四ツ過帰休、七ツ前目覚、大雷大雨也

同六日

曇、雨晴次第天気模様也、本所矢場地へ水上り稽古相止候とて十兵衛来ル、甚兵衛来ル、弓矢多昨日為見馬見候とて委細申聞、金藏・幸治呼、調物為致、兵部殿より竹内兵衛揚家屋敷拝領為知申越、竹内は下田池田竹内屋敷被下候と申事、竹内此方ニて隠居、家屋敷迄被取候、女ハ美人ニヤ、大勢集候ニ付承候丸マケ結候女ニてあやしき女と申、扱々ツマラナヒ事なりと大笑いたし、今宵早く休

同七日

晴、暑、今日少々時候障氣ニ付引込、昨日下剤相用候為草臥候、先達てより神田往来二日照候へハ頭痛いたし、庄内杯と違照りも格別之為ニ可有之、全水溜り故考昨日下し相用候、今日休候積之処馬具師・甚兵衛・權藏・角之助・兵吾・豹藏・儀右衛門・金弥・又右衛門・^(重複)金彌・金藏・与惣・鍛町丸子弟子・幸治・良禎・三内ニ被掛仕朝より夜五ツ迄、十兵衛・弓矢多を呼西爪振舞、休、朝夕晴、能方也(図62「東都七夕祭之図」入る)

同八日

晴、暑、今朝少晴能方也、弓矢多書状持參、御飛脚遠着如何成事ニヤ、純藏登りも嘸被仰付候半、庄内屋敷替、白井持長ハ兵部殿跡、菅秀三郎ハ白井跡杯と色々嘸御座候、遠ニ開ケ候半杯と申候得共何分御飛脚着不申ニ付相^(分カ)不申候一、先達てより馬之儀度々申上候、何卒能馬求度穿鑿いたし候得共心ニ叶馬無之、漸一疋有之ニ付七十両ニ直代付候得共売り不申候、是馬^{上ニテ}御目ニ止り、六ヶ敷存候内脇方へ遣候由、其後兩三度參候得共^{クセ}曲馬、又尔今乗十分付不申馬ニ付、とても買コジケ候内、下も來月と相成、無間相成候間相止候ならて無之、何分案外ニ物入ニも相成、旁相止候事ニ心組仕居候、扱鹿毛ハ当年七才と相成候得共、如何馬御座候や、力付不申、とても用馬ニハ不相成候間、下弥被仰付候上ハ拵、追て能馬求候節のタソク金ニ仕度義と奉存候、別段思召も被為在間敷や奉伺候、後便ニ思召被仰下度奉願上候

一、御留守居中役秋松金三郎來り、昼飯出し、沢井水之助遠方尋來、飯出し、伊三郎來ル、書状颯と認、無事一通り奉申上候

残暑之節益御機嫌能被遊御座、恐悦之至ニ奉賀上候、私初弓矢多無異条相勤居候間乍恐御休意可被成下候、扱下月今少ニ相成、樂罷在候、市中穩ニテ御用無之、別て下之方のみ世話敷よニ御座候、純藏も可被仰付候得共、何分御飛脚着無之、相分不申、只今趣向ニテハ弥八月十三日出立之心組ニ御座候、御組ハ八月十日十一日より、私十三日立候積ニ御座候、御備組は十六七日兩日ニ相立候取調いたし、先便ニ同役衆へ申遣候、私共交代之事不被仰付候得ハ尓今取極兼居候、世中ハ治候事ハ有之間敷候得共、先ツ市中御静謐故心置なく罷下候てもこゝち能よふ御座候、來月待遠よふ御座候、御笑察可被下候、万々目出度歸国之上東都嘶可申上候、大残暑折角御厭可被遊候、尚奉期幸便候、以上

松平造酒助

御両親様
先月廿九日立御飛脚今八日七ツ頃着、御書達有難奉拝見候、益御健ニ御暮被遊候趣重疊恐悦之至奉存候、外一同大丈夫之由被仰下、大慶不斜奉存候、此方私初皆々大丈夫ニ相勤居候間、少も御懸念被成下間敷候、扱馬驕^(難)相達御歎之旨被仰下、有難大慶仕候、馬之義段々被仰下、奉畏候、能馬求候積登候前より心掛候得共東都広しと申セともゑんなしと可申や、終ニ求兼候、為見馬中々油断不相成、無理ニいたし候へ無相違^(脱カ)鹿馬馬求候故唯ゑんなしとあきらめ候ならて無之、尚下候上委細可申上候

一、御かゝ様より傳吉上下等之義委細被仰下、見本迄其外被仰下候義逐一奉畏候、明日よりも夫々可申付候、久兵衛様全快珍重之至ニ奉存候、只今遅刻相成、御飛脚立ニ相成候ては不相済、誠ニ颯と御答のみ奉申上候、残暑折角ノ＼御厭可被遊候、尚奉期後便之時候、以上

松平造酒助

御父上様
御母上様

尚々、宗右衛門結構被仰付候、御家中ニは考之外六ヶ敷物ニ御座候、早速為知使遣吳候得共只今立御飛脚立ニて歎状遣兼候、上候節宜奉願上置候、今日着御飛脚ニテ私下も相分可申と樂罷在候、尚奉期幸喜候、以上

【第四十五冊終】

〔第四十六冊〕（豎帳 墨付三丁 244×164mm）

〔朱異筆〕
〔四十六〕
七月八日

〔同月十三日御飛脚同廿日晚着達〕

大暑、御飛脚先月廿九日着、御書達、廿五日才領□立御飛脚着不申、交代之事不都合ニ御座候、御飛脚ニ付手控上ル、伊三郎・弓矢多居、夜食出し、弓矢多廻りとて帰、白玉団子拵、三内砂糖持參、兵吾嘶來て甘物有之とて大悦也、兵吾先達て又右衛門・兵介と三人連ニテ他行、ゑひし屋ニテばゝ兵介□御屋敷ハ何方ニ御座候や、御家ニテは脇方ニ□智御遣被成候や被聞、田舎返事いたし相済、実ハ兵吾を聟ニ貰度と申心ニテ聞候由、いつ方者ニヤ夫切ニテ済候得共一同覚候はクヤシキ事いたし、定敷能おむし智窺候処有之ニ付て事無相違、六七千石之旗本ニ可有之杯と皆々構ひ大迷惑いたし、無文字嘶いたし四ツ頃帰、休

同九日

日々天氣、暑し、少凌能し、弓矢多来ル、權藏来ル、幸治・金助礼也とて来ル、今日は人も不参、折々昼寝いたし緩々いたし、下之心組坏いたし、具足櫃持三人わら屋より抱ニ申ならて無之、中恵一趣下度と申候得共人足定外ならて無之、今少少略（省略）相成候へ宜候得共困事ニ御座候、伊三郎来てヒンノ水呑貰、早速帰、暮過より御組寄合ニテ六七人来ル、下道中割相談、日光山拝在、大濱廻り仙臺松島ニ寄在、笠屋行も在、小坂又は会津、御暇出下候上は勝手ニテ可宜

と思々心々なり、廿五日達御飛脚着不申故私御組へは何沙汰も無之、純藏被仰付候為知も無之、万事不都合ニ御座候、四ツ頃皆々歸、休

同十日

朝曇雨模様也、次第晴上り難堪暑サ也、甚兵衛・弓矢・伊三郎・十兵衛・原助・半藏・三内来ル、昼飯迄來客也、半藏來りて只今帰候、異学所へ参り誠ニ面白人体カラクリ一覽仕候と申候、權藏來、廿五日立御飛脚着、御状達有難奉拝見候、其後寺内より状相達、喰かゝより文遣候ニ無相違、早々開キ候様候得共かんてん不致、漸披キ候處隱居より状ならて無之、頭叩タマキ・テ運よしノヽヽ大歎故大笑いたし、無左ハ面白かゝ状見候處残念夕事也、早速帰、今日マツハタカ也、暮過より俄ニ為御登御人数取調、倉右衛門・金藏・十兵衛來り色々相談、八ツ頃一同歸、休（図63入る）

同十一日

快晴、朝少しスバシ、權藏來ル、浅艸後馬道寿し屋吉五郎と申店へ侍体之者今曉七ツ頃より参、刀抜乱妨いたし居候間早々御人数御差出可被下と注進申越候ニ付、御家中被遣候ては過分と角田儀右衛門呼、早々参候様申達、早出仕ニ相成り神田橋詰、途中大汗如瀧、益前之為ニヤ御用も少々有之、權十郎殿より男四郎を以出候様呼次ニ付出候処

松平造酒助

服部純藏儀、当八月中一組召連其許へ交代罷登候様被仰付候ニ付、上着致候は其元并一組之面々とも交代罷下候様被仰付候

有難仕合奉畏ノヽヽ、今日隼人五十石御役領、明年四月詰越、男四ハ八月中罷下候様、織人ハ九月頃迄、多門八月中と被仰付候、八月中上着之上交代と被仰付候得共、何分御長屋無之ニ付八月十一・十二・十三日と御組立、拙者は

十四五日之内罷下申度と申述候処、都合次第と被御申聞候、昼頃引取、直ニ隼

人へ為祝義參り割籠給、鰹魚煮漬杯と有之、昼寝いたし、西爪為出、今日一天ニ無雲大富士南風強、砂煙向ふ不見、又西爪出し、同客ハ多門・禎藏・半兵衛・甚兵衛・正右衛門・權藏・弥吾・源五兵衛・伯珉、平吉手附共也、土鰐汁・黒鯛二枚之塩振・小串・玉子焼・シヨウカ・水貝・東都名産葛麦麵地走、夜五ツ頃より帰、西方雲出、風どんとなし、本町通り両國橋上り候得共風無之ニ付早々柳橋渡り帰、休

同十二日

曇、今日は二百十日、四ツ過より少々雨、庄内米左衛門河岸数艘着居、追々御土藏入帳々敷(俵)、表數二千表之由、明御立候飛脚御人數増申遣候様松権殿より申遣候ニ付二十五人取調、其通と申事つひて倉右衛門へ相談參ル、格別事有之て増ニ相成候儀ニは無之、還御ニ相成候迄御人數不足ニテ不宣御模様ニテ為御登ニ相成候、世中段々六ヶ敷可相成、私共參候迄彼是有之間敷候得共、六ヶ敷事只今土台筑候よるの事有之、右ニ付考候へハ往々異人と婚礼始り可申と奉存候、日本もけんのんニ御座候、如何相済可申や

一、此節専らミニケエール便理ニ付行流いたし、少分御家中と乍申、御奉公道之事故借金いたしても求居候、然所御存候関口正吉當時三内門人、同門人皆ミニケエール求、唯正吉老人隱居迄聞ニ遣候處異國物武器ニ相用候事嫌ひと申越候とて甚残念模様ニ付、我下候上ニ是非ネタリ可申候間、力を落不申様ニと嘶置候、若者ホシキハ尤也

一、雨之為單物一枚冷氣也、早々休

一、弥九郎より堅餅一箱達

同十三日

雨晴次第天氣、甚敷冷氣、俄之為ニヤ病人有之、一組へ下申達、急ニ出仕御用有之、大龜抹書狀上ル

【第四十七冊】(豎帳 墨付三丁 244×169mm)
〔朱異筆〕
〔四十七〕

〔異筆〕
「八月三日前森龍治歸着ニ付達」

七月十三日

【四十六冊終】

今日は殊之外冷氣、神田橋相詰、為御登人等之為御用も有之、書状颶と相認御小性頭之方へ相頼、昼頃引取、八ツ過ニ可有之や、両國脇米沢町一丁目茶屋福井屋と申所注進、只今歩兵組五六十人位無刀ニテ棒鳶口様之品携ヘ西の方より駆來り、右之茶屋口壞、大乱妨之所業ニ付何卒早々御人數御差出被成度旨申聞□、今日宅非常持一ノ手当番ニ付犬塚甚之助呼出し委細為申聞、早々一組罷出候様、尤麿忽振舞いたし不申様、切捨不苦と申達候処、飛立走り行、二ノ手筆頭世話鈴木藤之進・長沢兵吾呼、只今一ノ手差出候得共何分多人數之事、万一小川町より歩兵繰出候も難斗候間、早々參候様御物頭角田儀右衛門へ申達、御

旗本組都筑林大夫呼、是又早々參候様ニと申達、其内下谷倉右衛門より注進有之、其御屋敷より御人數御差出之由、御組出候方と存候旨申越候ニ付、可被出返事いたし遣し、其内甚之助飛札を以事々大抵落着ニ相成候間、御人數御出し不及候旨申越、家内参り見候て帰候処ヲ承候ヘハ、歩兵五六十茶屋器物等不残壊引揚、小川町へ帰候後御人數参り、歩兵之内差立候役人居残り掛合之趣、追々被差出候由、御上屋敷(敷脱カ)ニテは歩兵二百人程、鉄炮打、乱妨の風聞有之ニ付、權十郎殿殊之外心配被致候由、其内鶴木坂も見ヘ、都筑東十郎新徵組百五十人程召連駆付候由、米沢町一杯御人數ニ相成候ニ付、一ノ手の方ニテ歩兵引揚、役人と掛合、不残引揚吳候様申付、追々御人數歸候趣申聞候、掛合模様懸念也、今日米沢町出張之両御組五十人、御備組七十五人、御足輕五十人、新徵組百五十人、三百二十五人位、御組不残引揚、一ノ手と当番ニ付掛合、難余義小川町組屋敷へ參候趣、新徵組統參候て郷原左衛尉殿と申歩兵頭と掛合、事落着相済、歩兵役人三人同道神田橋連行、色々申含返候て事済、誠無文字事より起り、歩兵之者老人茶屋上り酒呑、酒代借し吳候様ニと申候処、今払候様ニと彼是いたし候内傘サキ喧嘩相成、町人共集、歩兵召捕自身番へ上候て小川町受取人ヲ遣吳候様申遣候、同輩町人等へ被召捕候ては不相済とて五六十人走り来り物不言茶口壞(屋脱カ)候由、歩兵頭此方より御老中へ伺、夫々片付申候と申ニ付引別れ事済候由、一夜四ツ半過事済之由、氏家長四郎(一ノ手世話役也)來て委細は權十郎殿へ申述候得共尚又申上候趣也、暮頃より三内・甚兵衛・兵吾・豹藏来ル、馬具師注文之品々持參也、六ツ後帰、三内杯とハ九ツ頃帰

同十四日

派二見へ申候と申事也、高橋金助來りて昨日之云々委細申聞、小川町歩兵之屯所へ参候、笑候事ハ米沢町より小川町へ参掛、私共後新徵組五六十行列相立一趣ニ参候、其備之中へ白柄長刀さし、侍少酒機嫌ニて入候処、例荒新徵柄からミの鎗を以胸強ク突候処、如何いたしや、転臥候拍子ニ脇さし鞘走り抜候処見、そら／＼脇さし抜と大勢集り鎗ニて無慙ニ打叩キ、又踏付、大騒いたし、夫より右屯所参り、頭郷原左衛門尉談評模様委細嘶ニて大笑いたし、昼頃ニ相成候間麿飯出し、豆腐イリ漬也、又右衛門・伊三郎・兵介来ル、源五兵衛より貰候葛索麵出し、弓矢多来ル、七ツ前皆帰、暮頃又弓矢多来ル、脇方より貰置候三盆白砂糖一箱持帰候様ニと申即帰、暮過角之助來五ツ頃帰、其後休

同十五日

晴天、神田橋へ相詰ル、途中三内と一趣參ル、今日男四と別席ニて中恵下吳候様相頼候処委細承知、中恵御伝言御頼申度、両眼鏡等持の由、夫を送り候へハ下と申吳との申分ニ付委細承知「」て昼頃帰り候、其趣中恵為申聞、兵吾明日雑喉汁宿頼ニ来ル、昨夜深川ニて石原御組薩摩之者と真田之家來召捕、内済いたし由也、日々よふ二召捕者有之候得共何分酒醉位ニて世乱し徒ニは無之、暮前又右衛門來り、今晚吉原之燈籠見物ニ参らんと申ニ付、六ツ過御組十二人・半蔵・多兵衛連、月夜ニ付無挑灯、盆中別て賑々敷、段々行、浅艸之大門内夥々敷人なれども廻りとて左右別レ、夫より吉原土手通り入口ニ廻り之休所御紋付之纏・挑灯提居、庭ニ廻り少息ひ、十七八之宮仕女茶差出、よふイラシタ・煙艸盆杯とて大働也、カラミ鎗・手鎗大門内之自身番所へ預ケ、夫より郭内ニ遊覧、中ノ町ニ階底下ニ階下燈籠目おとろかし、人群參して、押分ヶられぬ人也、吉原内廻り、遊芸絶語、とても難筆紙尽、おいらん初て兩人を見ル、前ニは箱挑灯三ツも若者持、其外四五人附、是又難筆紙尽、下候上ニ御物語り可申候、何町と可申や、中ノ町浦町ニは切店とて六尺四方位之處へ入シヤレ／＼／＼と

て店双て居体無残也、自身番ニ階上り休息、町役人へ中ノ町之一番目附挑灯二貫度、津太屋の浪二千鳥模様画候燈籠一番よしと申候処、済次第差上ル趣也、是ハ盆十五日吉原へ燈籠見ニ参り、中ノ町隨一と見定候、下候て之御嘶実可仕候、夫より九ツ頃柳原へ歸休

同十六日

權藏・楫右衛門参り只今より本所矢場へ稽古参候とて寄、一趣ニ参らんと食事

いたし、三内も来ル、五ツ頃より出掛、大勢來、一寸角打たんとて真先權藏・十兵衛・

造酒助一打ツ、二寸角同人三人二打ツ、

四寸角二打と定打候所、造酒助大ニ鼻高い

たし、余人ハカタジ泥不中、造酒助ハ中趣

意ニてカタジ杯と如何様ニてもよしと付置候ヘハ三内も直候事無之、御頭ハ中

ルノ＼＼と斗申居候、鉄炮諸士引立候積故、庄内へ下候ても折々打可申、樂居候、

八ツ頃より定之進・六右衛門と一趣ニ帰、外三内初皆残り居、少々雨、今日盆

トノ＼＼＼＼と申人也、両國橋ニ向ひ候処人頭ニて外ニ見ヘル物なし、如何いた

してクヽリ参らんと造酒助進退極候心持也、夫より工風いたし人と突中ル覺悟

いたし、無理ノ＼＼と大勢ひニて通候処、通候事ハ相成候得共折々突中り、胴乱

杯と中ノ＼＼段々後ニ廻ル、折々進候事も退事も不相成、足留透見てはスルトク

突中、漸渡、大汗ニ相成、肩イカラセ袴釣上ケ、柳原御物見見候処大御前様被

為入下タ眼シクリ通り帰、雑喉取沢山勝負いたしとて大勢ひ也、弓矢多杯とも

來り居、都合十三四人、柳橋下より新橋迄スキ候由、大鍋ニて煮、燒雑喉よし、

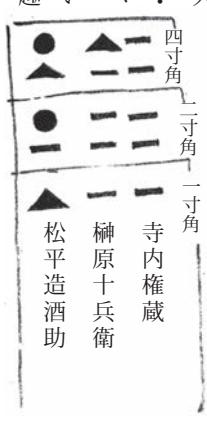
皆々五ツ頃帰、夫より休（図64入る）

同十七日

昨夜より暑氣也、天氣よし、三内・定之進・丸子松齋来ル、倉右衛門尓今風邪不宜、今日も出吳候様相頼ニ付神田橋へ詰、御用格別無之、昼後引取、十兵衛来ル、麿飯出し、百之助来ル、三内・兵介・甚兵衛来ル、大風砂吹雪ことし、昨夜二人程廻り方ニて召捕者有之由大盛り、皆々帰、伊三郎・權藏来ル、丸子の往来ル、稽古所ネコ組ニて上より被下候餅送り遣し、三内呼皆々へ振舞、幸治呼、笛平九郎御貸米方本役被仰付、近々下候趣ニ付早々御組欠居候間御組入之義倉殿へ相談申遣候也、暮過休、四ツ頃ニも可有之や、チヤン／＼ホン／＼いたし、市ヶ谷通り先達田安様の焼失方角也、又駆出じハならなひかと先ツ大要ニ参り、又見候処鎮火ニ相成、休

同十八日

晴、暑、弓矢多来て此頃御手当ニ兩二歩被下置候趣申聞、月ニ四人御扶持一ヶ年五兩之御手当之旦那さまなり、前森龍治呼出し、二ノ手寄合組御引揚ニ相成

四寸角
一寸角
寺内權藏

榎原十兵衛

松平造酒助

候、親千歳定府被仰付候ニ付、家内ニ迎ニ參候趣也、丸子より鮑五貝至來、早速為煮、弓矢多呼遣候處、昼飯済候趣申越候ニ付、蓋物ニ入遣し、八ツ過より曇、日光山方より雷出とろ／＼／＼／＼／＼と申音いたし、今日ハ天氣替模様為ニヤ日

中晴天、朝より難堪暑さ、天竺國杯と如何と考候程、昼飯漸二はひ給候、雷鳴いたし頃より少風出凌能し、一日ニ數艘屋形舟遊、男藝者往来、浦山敷事なれども叱られてハツマラナヒと遠見いたし居候、三内日本絵図持参、新判ニテ委しき図也、海岸別て委敷認候、幸治來し故逢、帰、早く休、少々鼻氣模様ニ付中恵ニ為見葉をらひ（図65入る）

同十九日

雨天、朝寝いたし、弓矢多・兵吾・豹藏・丸子届来ル、昼後權藏・三内來ル、平九郎御組入被仰付候とて來ル、暮前皆々歸、暮頃虎ニ伊勢屋來ル、雨晴、四ツ休

同廿日

雨天、權藏・兵吾・弓矢多來ル、雨晴鬱陶敷空也、龍治來る、明日立、何成とも玄関迄來りしと申ニ付、宣書状諷と認奉差上候



【第四十七冊終】

〔第四十八冊〕（堅帳 墨付九丁 248×164mm）
〔朱異筆〕
〔四十八〕

七月廿日

〔異筆〕
〔廿六日出八月十一日二達ス〕

今日は鬱陶敷天氣、明日龍治立ニ付書状を兵吾へ譲、昼寝いたし大汗出し目を覚、隼人・源吾兵衛來ル、少嘶歸、暮頃權藏・三内來ル、色々雜談大笑いたし、何之饗応も無之、彌九郎より來りシ堅餅焼、四ツ頃迄居帰、早速休

同廿一日

天氣よし、昨日汗出し為風邪天外飛、權藏來ル、儀右衛門・又右衛門來ル、徒然余り下始末をいたし、鉄炮三挺覆為拵、鬚付油塗不申ハ不埒明、伊三郎呼悉皆任大働也、其外色々片付、權藏只今本所より歸候とて寄、御組之廻りなりとて帰、暮頃半藏、悦右衛門より書状持参いたし、暮過兵吾來大話、四ツ頃迄下

嘶いたし、折々叔父様嘶出候へハ落涙流し、心中被察無慙也、土産物調ニ組とも盛りニテ、御備組ニテ五六両無之は宮笥物整兼候趣也

同廿二日

雨天、風も有之、晴模様也、弓矢多來て昨日御状不被參やと申ニ付、不被遣、半藏へ斗悦右衛門より參候と申候、三内・十兵衛・豹藏・甚兵衛來ル、昨日御金才領半藏門人ニテ即參候趣、其節同人當廿六日下候ニ付何ニても持下候趣ニ付半藏へ申付、不用品先下しいたし様ニと從者火事要束・長合羽一ツ不用、控入候用紙箱一ツ、其外御両親様被下候御書と鉄炮三挺、私之分、家來共之分、不用品差下候由也、定之進來、暮過儀右衛門・伊三郎來ル、五ツ過帰、休、今日余程風、晴夜也、チヤンリ吉原より北の方由也

同廿三日

天氣よし、段々曇、雨、兵吾・丸子松齋來ル、幸治來、昼過雷鳴、下始末終日いたし、暮過三内嘶ニ來ル、中恵勧セ甘物取寄、四ツ頃帰、休

同廿四日

天氣よし、弓矢多呼、今日清光寺へ參候處ニ候得共風之為引込、湯もつかい不申ニ付參候様ニと申、伊三郎鉄炮箇りニ來ル、三内・甚兵衛・定之進來ル、權藏來ル、八ツ頃弓矢多・半藏清光寺より帰候、弓三張・矢三十本・鞭一本・油絵二三枚整來ル、傳内着ニテ御書達、有難奉拝見候、純藏より内状遣、御組立且御非常登趣意ニヤ、組着揃二三日置頭之着とハ庄内ハ大平國故と存候、私下十四日之積ニ御座候、表狀ニテ申遣候筈ニ付如何可仕や、八日トハ余りノハ緩怠之登よふと、武者組を召連登之趣意ハ來年頃ニ相成候ハ、士風相直候趣向も転倒可仕者ニヤと甚残念之よふニ被考候、暮頃より御組寄合ニテ集、四ツ頃迄居帰、早速休

同廿五日

天氣よし、金彌呼世話役集メ、儀右衛門・楫右衛門・六兵衛と參り、下一条色々不都合次第有之、取扱申付ル、又右衛門來、出仕刻限遅刻ニ相成候ニ付早々神田橋詰ル、此節ニ相成大違冷氣ニ相成、内居候者朝之内綿入着候人も有之様ニ相成候、御用所ニ出不申内御家老衆被引取、兵部殿御長屋ニ参り出勤申述、今度下之趣向大相違之義申遣、十四日ニ相立候事不宜様ニも被考候間、尚御考可被下と申述、直ニ隼人へ寄、食事いたし、三内と一趣ニ帰、楫右衛門・六兵衛・

金彌・又右衛門来ル、今日当御屋敷、御出被遊候、暮前御戻、三内来ル、帰、甚兵衛來り、夜食出ル、膳篠小鯛の雀付、脇甚兵衛居、篠小鯛食無理甘しと申、用事有之者參候とて帰、昨日新徵組之者飯田町辺ニテ刀拔乱妨、同組之者取扱ニ參候、處股五寸斗被切、無拋抜放し、肩より胸豁掛切一尺余、九死一生之体二相成、矢張酒醉より起り候由、公辺ハ強しと申風聞ハ無之、苦々敷世之末と可申、り老中周防守御帰ニ付大名衆御登城、御模様どんと相分不申、沙汰ニは長州ハ不容易大敵のみ噂ニテ、公辺ハ強しと申風聞ハ無之、苦々敷世之末と可申、横濱ましノヽ繁昌之由、高直日々相増候、乍去出腰前屋形舟チソノヽとて朝より夜之五ツ過迄も絶候事も無之、奇代ノヽニテ実ニ東都の繁華難筆紙尽候、今日中惠クコ羊羹一本差出、不打置風味、至極甘し

同廿六日

晴天、定之進・甚兵衛來ル、本所へ五ツ過より参ル

御答も可申上処、本所矢場八月より鴨參候ニ付今日打納ニ付、是非只今より参候様被誘行、無拋籠越ニ付後便可奉申上候、下ハ九月上旬と思召可被成下候、

し帰

同廿七日

晴天、綿入着候者も有之、俄冷氣氣味悪し、六兵衛・豹藏・松斎・甚大夫・儀右衛門来ル、着服カフケ改干シ、仕立師袴地持參、金子不足ニテ漸一反整、庄内ニテ見候事不相成縞斗也、羽織仕立直シ、綿入襟掛直シ等申付ル、暮前三内より今日御土産とて鮑一貝遣、六ツ過又右衛門・兵介非常詰定帳取調掛置候処出来相成持參、不文直シ候様ニと申候て附紙付ル、後々同役衆ハ申ニ不及、御備組等心得、公辺ヘ届方、先ツ御不都合無之様為調、造酒助登居中大抵之事取候ケ条也、四ツ過□帰

同廿八日

晴天、今日月次有之、五ツ前神田橋詰、五ツ頃御日見申上候て直ニ引取、倉殿と一趣筋違へ出、土手通り四ツ前帰ル、長大夫来ル（丸子弟子鍛町産也）昼過三内来ル、仲蔵来ル、ヒシトール王漸穿鑿いたし上候、五百数ニテ七兩余、頭取初肝消し可申と申候処、上ニテは大歎被遊候趣也、暮前迄居帰、六ツ後三内ヘ参り、四ツ頃迄嘲いたし、下、鮭あんかけ至極宜可有之、我下候頃ハ鮭早く直段程甘く無之、貴様ハ八月末か九月初ニ立カと申候間、鮭之盛り着かと申候間、

純感緩怠ニは一同難義可仕候、能御組頭出、御家中仕合とも可申や、秋冷折角厭可被成下候、尚奉期後喜候、以上

松平造酒助

御両親様 尚々、冷氣相成綿入着いたし居候人も無之^(マ)、今日杯とハ勝てたる天氣也

【第四十九冊】（異筆）（朱異筆）（四十九）

七月廿六日
〔八月三日立御飛脚同九日着、御飛脚直ニ届候〕

【第四十八冊終】

245×164mm

〔四十九〕

七月廿六日

〔八月三日立御飛脚同九日着、御飛脚直ニ届候〕

晴天、日々秋冷相催候、今日ハ本所矢場之稽古納とて三内等是非とも參吳候様申付、柳原之面々を誘引、五ツ半頃より出掛、冷氣候得共途中汗出し、追々

十四五人集、庄内味噌を以いも子汁始賑々敷、私初御組も下間近相成候ニ付打終也、七ツ半過帰、十兵衛も一趣参り、兵吾来ル、暮過より十兵衛と一趣倉右衛門殿へ下前申置の打寄いたし、金藏も来ル、四ツ頃迄御備立方杯と相談いた

翌日万端之御礼旁残品御地走成りニ参いたし可申杯と、無文字嘶いたし帰

同廿九日

晴天、權藏来ル、三内証文之事ニて走り来ル、今日神田橋詰日ニ付五ツ出ル、御用ハ無之、四ツ頃引取、兵介・又右衛門・三内来ル、昼頃より鬱陶敷天氣ニ相成、フランケツト一枚、尾閥へ土産之積ニテ整、直段三両壹歩位、今宵は寄合ニ付昼寝いたしニフランケツトニ包マリ快寝いたし、甚兵衛江川より肩革持參し、三内へ寄ル、七ツ道具と鑄形來ル、鉄炮三十七挺程へ鑄形五挺・七ツ道具四ツ配分いたし事何とも六ヶ敷相□ニ相成、三内「」八九人宛組を立、一組へ一挺と評決□相成帰、御組寄合ニテ來ル、下嘶のみニ相成、四ツ頃帰
(図 66 「造酒助フランケツトニ包マリ昼快寝図」入る)

同晦日

日々天氣、冷氣ニ相成、中恵色々宝物出し、子供才モチヤ舶駆鼠見掛候趣申ニ付整吳候様相頼、傳吉土産とて異面ノオモチヤさし出、其外セコント天竺^ニやより貸來とて出し、代十三両之由、當時大流行也、甚兵衛・豹藏来ル

八月朔日

日々天氣、甚兵衛為祝義來ル、馬喰町三町目自身番之者來り、昨夜御廻り通候後打裂羽織取落御通ニ付捨置候間此段申上置とて來ル、五ツ過神田橋相詰、御用無之候所御飛脚只今着とて同席衆より用状相達、御書被成下有難奉拝見

候、廿三日御飛脚才領と一趣ニ着、兩御状奉拝見候、御組并純藏立之義申越候ニ付御用所へ差出、私御組下候事伺候處十一日より罷下候様被御申聞候間早速相達、諸書付出来居候ニ付不残差出可申と存候得共、存之外不都合ニ付三日之事ニいたし、御戻相済、御目見申上、直ニ引取、廻勤いたし帰、途中より雨、当御屋敷 大御前様へも御祝義申上ル、暮頃より諸組世話役寄合ニテ集ル、四ツ頃帰、休

同二日

天氣よし、定之進・權藏來ル、今日最早下諸書付出来ル、幸治呼委細申合、扱困候事、御備組被仰付候名前、御家老衆參候ても當席へ参り不申ニ付、交代下ハ表向達候事ニも不相成、二ノ手御備組之口説何とも氣之毒千万、庄内同役衆何と存居候事ニヤアキレ果居申候、御組頭上々作の世中と可申、諸申立書不残取揃倉右衛門へ頼遣、私ハ十四日出立之事いたしさし出候、七ツ頃より隼人へ案

内ニ付參ル、男四郎・織人・多門来ル

一、吸物、十兵衛投網勝負之神田川雜喉汁

一、猪口^{フトウ}魚身^{アフラ子}一、長皿^{アフラ子}海老^{カマボコ}玉子燒

男四郎土産 鰯

織人土産 砂鉢積物

造酒助同 鮎^{アマメ}

五ツ半過大食いたし帰、「」 分遣し

同三日

天氣よし、綿入等相達シ、伊勢屋來て色々出来、三内・甚兵衛・伊三郎・權藏来ル

一、昨日隼人・男四杯と相談いたし道中割いたし貰、相極、寺内・三好等ハ一

番立十一日、私同道、外大瀬又会津・日光廻ル有、十三日庄右衛門・元吉・六右衛門・庄助・中恵と矢張私と同道同割ニテ御座候、只今昼半過御飛脚來

り、今日兵部殿より被仰付、道中四日と誠何事有之ニヤ、急々立ニ付此間御返事申上兼候、先達被仰下候両通兼々奉畏候、近キ御便も可有之候、委細可申候、何分最早大取込ニも相成、下候上と□申残、秋冷折角御厭可被遊候、尚奉期幸喜候、以上

松平造酒助

御両親様

尚々、弓矢多も大丈夫ニ御座候、今日廻りへ出候 上ニテ急ニ当御屋敷御出御案内ニも被進候や、八ツ半時御供揃之由、扱又道中割別紙之通ニ仕候、短日ニも可相成候間、清川より緩々着申度心組罷在候、其節松原迄傳吉斗迎御出可被成下候、雨降ニも有之候ハ、御出し不及候、清川より前日飛脚立可申候、無難ニテ相勤義ニ付、下兩三日置金峯山御礼參詣仕度候間、下候節看は宜敷御座候得共、鳥之御料理ハ御止可被成下候、鮭ハ早く高直ニも可有之間御都合次第可被成下候、尚追々可申上候、以上

〔第五十冊〕(豎帳 墨付四丁 243×164mm)
〔朱異筆〕

【第四十九冊終】

八月三日

天氣よし、今日昼過俄之御飛脚立、何御用ニヤと先ツ早々手控を上ル、三内・大勢参ル、下ニ付諸書如山、添判もヘル程也、暮過三内・甚兵衛來て金勘定、三内算用、我ハ胸勘定、弓矢多来ル、東都登候事此造酒助迄金取替シ奇妙也、皆々五ツ半過帰

同四日

天氣よし、伊勢屋・伊三郎・權藏・定之進來ル、今日織人杯と申合四ツ頃より柳沢屋敷古跡へ參候事約速いたし居、半藏・中恵・多兵衛杯と連立、加賀屋敷脇ニて待合之事ニて参ル、織人遅刻也、駒込吉祥寺前通單鴨辺ニて織人・多門・弾之進・仲藏・御留守居之与一右衛門先達也、甲斐古跡を遊覧、古ヲ話ナカラ見、此辺ハ徳川綱吉常憲院様一ヤラ船浮フフン杯と廻ノヽ、御殿跡ハ平地ニ相成居、集今御殿ニ上り茶呑、八ツ頃より団子坂茶屋ニて食□いたし暮頃帰、今日之遊覧とても筆紙難尽、下候上と筆捨ル、暮過又右衛門・幸治・源助來ル

同五日

雨天、甚兵衛・權藏・堀之鉄炮師來ル、兵介來ル、四ツ頃より神田橋詰、拝借被仰付候御礼兵部殿へ出ル、中臺八右衛門

四男白井兵介漸之事ニて三人被召出ニ相成、
造酒助初申立出来大慶不斜、隼人へ寄食事
いたし帰、又右衛門・定之進・權藏來ル、
兵介呼出し申達祝ひ酒出し、皆々帰、最早
始末工面不改なるまひと存、三内是非手伝
只今參候様、不參済まなひと申遣候處参ル、
權藏・甚兵衛も来ル、我調一つ書いたし置
候處、至極尤と申ニ付、左様ならハよし、
中惠天竺屋よりイレキテル十両位出し求来
ル、皆々寄集、掛候様ニと皆々手ツナキいたし、三人とも手シヒリ、キレ候如
し、奇妙也、四ツ半過一同帰

同六日

風雨、權藏・又右衛門・兵吾・弓矢多・角之助等鳥渡來ル、朝飯済、引出櫃詰合いたし、手伝老人不頼独ニて掛、面倒ニ無之よし、暮過迄働大草臥ニて暮過休

同七日

雨晴、丸子席來ル、幸治呼叱ル、伊三郎・金弥・十兵衛來ル、兵吾來ル、今日も片付大働、始末最早合、今日御組一同御酒御吸物被下候、諸勤御引揚明日より休息ニ相成候、万端之無滞相勤候御礼とて鰯節一連遣、諸書付は御家老衆へさし出候處ハ石原へ相頼、倉殿ハ庄内御用巧者ニ可有之候得共、都御用ハ果敢取不申、留控一切無之、甚泥居候趣也、御礼ナリと追々大勢集ル、皆大醉也

大山春治 同 三人御扶持被召出 白井兵介

諏訪部司馬 同 御扇子七本 日向庄介

本多十右衛門 同 松井養藏

永原久藏 三百疋 小花剛藏

金子安兵衛 同 永原久藏

御扇子七本 同 白井平次右衛門

御提緒 一組宛

白井平次右衛門 同

志賀萬右衛門 同

小花剛藏 同

市中廻り并非常詰・忍御供等

一ヶ年皆勤ニ付為御称譽被下置候

一、私御組程皆勤多く無之、三人又壱人位故大ヒニ鼻高くいたし
夜食後甚兵衛・三内來り、甘物なしと寒晒を三内より取寄、砂糖無之、氷砂糖粉集メトカシ掛、四ツ過迄嘶いたし帰

同八日

雨天、弓矢多來り、林大夫より何廉御礼也とて菓子一箱持參、鰯節三本移ニいたし、追々大勢來ル、鉄炮支度いたし、手控付兼ル、夜食後定之進・三内來り、バトロン拵カ紙早合之事也、四ツ半過掛帰、次第天氣ニ相成

同九日

晴天、冷氣ニて單物ニてフルノヽいたし者も有之、余り俄ニ冷氣ニ相成、兵吾・豹藏ニノ手甘日より下候様申達候て諸書付持參、詰より直ニ來ル、空腹と申ニ付麩飯出し、十右衛門來ル、御殿へ詰ル、御用も有之ニ付五ツ半頃より早ノヽ出、權殿御長屋へ參ル、和泉守様へ參候と申ニ付榎原寄、兵殿へ寄、御殿へ詰、諸書付さし出、御家老衆へ少張込有之、權殿無間詰、申訟故造酒助も立腹直し、

昼諸役所引ヶ、織人へ寄帰、久藏呼出御供小性申達、氣之毒千万、十二日立二て茶迄不残整荷物箇出来之趣也、半藏出、先刻丸子來り色々持參之趣也、与一右衛門来ル逢、御隠居様菓子箱持參、定之進來ル、増川祐助父子御右筆被仰付候御礼とて来ル、正兵衛明日立とて来ル（御小性頭書役也、折々呼、多兵衛同様叱付候為折々來ル）今晚弓矢多同宿案内いたし候得共取込ニ付断、肴汁大鍋煮其外一種送遣シ、五ツ過休

同十日

晴天、大勢来ル、暇乞として御組来ル、今日も色々自分支度、人々参り逢、果敢取不申候、織人杯とも参り大混雜、暮過權藏来ル、先触頼、酒出し、書状ハ不遣候間参候て嘶いたし呉候様相頼、伊三郎同し

同十一日

天氣よし、昨夜中剛藏御貸人之事ニて目覚、兵部殿より手紙夜九ツ時頃也、多兵衛起し、倉右衛門へ相談、直ニ多兵衛兵部殿へ遣、政府も感心なるものニて大アキレ、腹合今以不宣塩梅也、為暇乞追々来ル、明日立也、為弥杯とも来ル今日御飛脚立之趣ニ付一筆颯と奉申上候、追日秋冷相催候得共弥御機嫌能被遊御暮、恐悦之至ニ奉存候、私義弥当十四日ニ罷下候ニ付、手伝人も無之万事大取込、御用は格別無御座候得共、御存之道樂者朝晚迄休も無之詰合、入用之品入尋候やら、其内人は参やら閉口至極ニ御座候、十三日ニは被召出、御酒御罷下候て可奉申上候、心中大取込ニ付無事のみ奉申上候、冷氣折角御厭可被遊候、無間目出度御物語り可仕候、尚奉期後喜候、以上

八月十一日

御両親様

尚々、迎六尺は藤鳶迄、率馬杯とハ松原外迄御遣ニ相成候様仕度、何分ニも御心次第可被成下候、清川へ泊候積ニ付着即飛脚立、其節委細可申上候、此前御下之節と違、短日ニ相成候ニ付、緩々着仕度候ニ付、先達て日割通ニ仕候、尔今良平着不申ニ付、弟末吉とか申者荷才領召連候積ニ御座候、先々無事斗颯と奉申上候、以上

松平造酒助

*ここに掲載した『松平造酒助江戸在勤日記』は、『神奈川県立博物館研究報告（人文科学）』において発表したものである。掲載巻を記す。執筆者は全て根本佐智子・古宮雅明である。

『神奈川県立博物館研究報告（人文科学）』資料紹介

- 第四一号（二〇一四）七九・九〇頁

「松平造酒助江戸在勤日記・元治元年八月十八日・同九月朔日」

- 第四二号（二〇一五）七七・八六頁

「松平造酒助江戸在勤日記・元治元年九月二日・九月十一日」

- 第四三号（二〇一六）一五五・一九〇頁

「松平造酒助江戸在勤日記・元治元年九月十一日・十月朔日」

- 第四四号（二〇一七）九一・一一六頁

「松平造酒助江戸在勤日記・元治元年十月朔日より十一月十日」

- 第四五号（二〇一八）六一・八八頁

「松平造酒助江戸在勤日記・元治元年十一月朔日より元治二年正月十一日」

- 第四六号（二〇一九）七八・一二八頁

「松平造酒助江戸在勤日記・元治二年正月十一日より慶応元年閏五月九日」

- 第四七号（二〇二〇）七七・一一〇頁

「松平造酒助江戸在勤日記・慶応元年閏五月九日より同八月十一日」

松平武右衛門文書 造酒助書簡

①-2 (安政二年) 七月十九日付

松平武右衛門文書 156

①造酒助書簡（江戸在勤中の父宛）

① 造酒助書簡（安政二～三年 江戸在勤中の父宛）
（封筒表）

松平武右衛門文書 125

〔異筆〕
〔封筒裏〕
〔封筒裏〕
〔封筒裏〕

此書状仁平太出府ニ付造酒助より初て遣之候書状也、上書認方不宜候ニ付、
封紙庄内へ遣し候」

〔異筆〕
〔封筒裏〕
〔封筒裏〕
〔封筒裏〕

七月十九日
御父上様
造酒助

御答

一筆奉啓上候、残暑之砌益 御機嫌能被遊御座、恐悦至極奉存候、栄樹戻り之
節御書被成下、難有奉拝見候、先以八日ニは万事御都合能清川へ御着、翌日ハ
風合も宜御出船被遊、恐悦此事ニ奉存候、段々被仰下、文之助御近習御察申上

居候、栄樹より委細承り、御食事万事御不自由之義ハ奉恐察候、朝夕日々冷氣
相成候様御座候へとも日中ニハ難堪暑さ、御道中嘸々可被遊難義と御案事申上
居候、御かゝ様初一同より清川御出船之恐悦申上候、此方相替候義無御座候間、
乍恐御安心思召被成下奉存候、明日仁平太出立いたし候趣ニて参候ニ付恐悦申
上候、御道中折角暑さ被遊御厭候様一同奉申上候、尚幸便次第追々可申上候、
恐惶謹言

七月十日

松平造酒助

御父上様

參人々御中

尚々、余り早キ申上様ニ御座候へとも水天宮御守壹枚も無ク相成候間、能半御
序ニ二十枚程御下被成下度候、仁平太へ樽肴遣候、委細半藏へ悦右衛門申遣候
苦御座候、文言甚々六ヶ敷御推覽被遊可被成下候、以上

七月廿七日

松平造酒助

久繁（花押）

①-3 (安政二年) 七月廿七日

松平武右衛門文書 92

御父上様

尚々、宇右衛門へ被仰付之通遣候、私此間少々困候へとも今日頃曉と仕候、宇右衛門へ暇乞、弓矢多遣候、乱筆ニテ甚々六ヶ敷書様御座候間、御推覽奉願候、以上

① 4 (安政二年) 八月五日

松平武右衛門文書 8

(端裏)

〔本月五日出候書状 同十九日達候〕

一筆奉啓上候、残暑之砌益 御機嫌能、先月廿一日無御滞被遊御上着、恐悦至極奉存候、右御祝詞為可申上奉棒愚札候、恐惶謹言

八月五日

松平造酒助

久繁(花押)

御父上様

① 5 (安政二年) 八月五日

松平武右衛門文書 134

(端裏)
〔本月五日出之書状同十九日達候〕

先月廿三日ニ陸尺帰國ニ付御書被成下、当月三日ニ着之旨ニテ翌四日朝ニ相達、難有奉拝見候、益 御機嫌能、廿一日ニ御日割通被遊御上着、恐悦至極

ニ奉存候、御道中御^(止)上宿本陣ニテ御都合能何寄之事と奉存候、乍去御近習無間

ハ長々御在勤御察申上居候、廿三日ニ瀬ノ上より御書ニ付御供面々無事相勤候由被仰下候得とも、大暑之遠路、足痛等出来、万事御心配被遊、一ト夜も御服寝不被遊候由被仰下、何とも申上候様無御座候、夜中ニは九ツ頃ニ宗右衛門・半蔵御起支度被仰付、誠御心ニ無御隙、万事ケ様之義ニテは御心痛之程奉

恐察候、御道中御食物は焼味噌三度ノヽニ被召上、誠御閉口被為遊候半、宇津宮ニ相成大違食物宜相成様子、千住ニテ生海老・上方酒被召上、兎角悪敷物斗御給被成候故嚙々結構ニテ御口ニ叶被遊候半奉存候、御長屋へ御参着、助三郎大世話ニテ万事御都合宜、品々御地走有之、御客大勢御座候て御賑々敷御座候由、能時分助三郎登居、御都合能御仕合と奉存候、先以長々御道中御勞レも御覚不被遊候由、何寄以恐悦ニ奉存候、数日御駕籠被成御乗故御ヒケツ御腰引釣り被遊候ニ付、栄樹上候桃花被召上候御積之由、嚙御宣可被為入と奉存候、一両日御休之義、但馬殿被成御願、被遊御休息候由、至極御宣敷義と奉存候、折角被為遊御心養候様奉存候、西御長屋と申所ニ御住居被成候由、昼夜往来夥々敷候由、都ノ繁花、殊ニ御長屋前之往来之事故御世話敷事ニ可有御座と御察申居候、乍去御出仕無之節ハ御物見より御覽被遊候ハ色々物往来、随分四五日ハ御慰ニも相成候半、乍併毎日事相成候ては御飽ミ被遊候半と奉存候、扱又切半混雜之処被下、難有仕合ニ奉存候、皆々裏白ニテ御祝義上候積ニ御座候へと

も被下の半切へ書上候事仕候、不調法之様御座候得とも裏白之思召御覽可被奉存候、此方屋敷内別条無御座候、一昨日東作參り咄し仕候ニは、御郭内甚々物騒^(物騒)、芝田初御小性町ニ三軒、家中新町ニ三軒、テ、類ノ盜賊之趣ニ相聞候と申事ニ御座候、ケ様沙汰御座候ては御留守心地悪敷、油断成不申、甚々心配ニ御座候、此間内藤登ニ付書状之内天氣申上候、雨ハ廿七日後降り不申、日々天氣御座候、三日ニも快晴、風有り、昼半頃ニも可有御座候や少之事候へとも地震、誠能晴候、風有て天氣珍敷覚候、將又十一日ニは日雁段々、雲雀・小鳥渡可申と存、支度ニテ甚々世話敷、部屋一円御籠網竿類、世中ハ色々の入隙の有物ニ御座候、御笑可被成下、鈴木藤三郎と申者明日出立いたし間、用向何成とも態々參候ニ付御答認誂上候、時氣折角被為遊御厭之様奉存候、尚幸便次第追々奉申上候、恐惶謹言

八月五日

御父上様

松平造酒助

御答

①造酒助書簡 (江戸在勤中の父宛)

〔端裏〕
〔異筆〕
〔兩通之分〕

同月廿二日六ツ時頃達、明廿三日御広式御中間茂作と申者庄内へ下り為知ニ付
返事済」

明日平藤順吉と申者出立ニ付奉申上候、先以益御機嫌能被遊御勤、恐悦至極ニ
奉存候、此方御母様・三郎兵衛様初一同替候義無御座候間、乍恐御心安思召可
被成下候、追々凌能時節罷成候得とも折角被為遊御厭候様奉存候、尚幸便次第
奉申上候、恐惶謹言

八月九日

松平造酒助

御父上様

尚々、早速被遊御出勤、日々御出仕、御台場へも被為入、御覽可被為遊、此方

噂と違候物ニ御座候や、又沙汰之様御座候や、御陣屋無間御請取ニも可相成候
様半藏より申越候、嚙御請取相濟候半と奉存候、先以て御調御用ハ御六ヶ敷御

心配ニ思召と奉存居候、未々迄先例此通形ニ相成候事故誠御大役御心中之程奉

察上候、此間式右衛門御留守為見舞參候て段々咄しより、我等登之事ハ如何可
成や、不被仰付内ハ登物ニ不致と申事何程尤存候、御陣屋請取之上ハ無相違登
可申と存候得共、兎角十露盤之方ハ強キ為か御足輕杯と甚々ヤカマ敷、殊寄六
ツ敷事出可申杯と噂も仕候、扱又御地ハ此頃ニ相成暑さ如何御座候や、此方ハ

未暑くハ御座候得とも余程凌能相成候、兎角日々三ノ間へ集り居候て御かゝ様
へ甘物斗願居候、折々木豆・小豆類ノ御地走御座候、能御便り之節ニは甘物被

下度奉願候、今日御かゝ様御盆礼□□行ニ付御郡代甘物御ネタリ上候、將又昨
夜御供仕候廿六日立ノ酒田軍談師直ニ參候て御機嫌能趣御道中咄候、寄附ニて
甚々咄いたし居候故酒呑歸候様申候處辭退いたし帰候、跡兩人は洪水之為未着
不申、今日頃ニも下り候や、酒田御足輕共ニ甚々御面白騒動出来、御徒目付下

り候よし心中では無之六十と申事夥々敷沙汰御座候、江表へも早速相聞ヘ可申
と奉存候、以上

①-8 (安政二年) 八月十四日

松平武右衛門文書 102

尚々、此方より御持参之御枕ニテ御鬱陶敷思召候て、木枕被遊候処至極御宜敷
思召候由ニテ能御便り御下候義、御かゝ様委細申上候処小枕御工面被遊候て御
揜被成候事、御在勤ハと一同御笑仕居候、不文落字杯と御推覽被遊可被成下候、
今日は御機嫌伺状と御答状と落合混雜至極御座候、以上

先月廿六日今野藤助出立ニ付御書被成下、当十二日ニ相達、難有奉拜見候、先
以益御機嫌能被遊御勤、恐悦此事ニ奉存候、御痴氣之氣味も御快、廿四日より
御殿へ御出仕被遊、所々拝見被為成候処、此方御城と違、結構之御普請之様
被仰下、如何様此方杯と大違ニ結構尽成物可有御座と奉存候、御長屋前往來
不絶ノニヤノヽニテ御心持御落着被遊候由御尤ニ奉存候、御陣屋御請取無間之

〔端裏〕
〔異筆〕
〔廿二日達、返事明日便ニ済候
兩通之分〕

様子御座候へハ長クハ御住居も被遊間敷候と奉存候、乍去一日ニても可被為遊御飽倦と奉存候、扱又御菓子被下、難有仕合ニ奉存候、菓子とハ被仰下候へとも都ハ格別砂糖能、為見分と違、結構頂戴仕候、一同大歎仕候、外壺包ハ玄蕃殿、御状は塙氏へ早速届候、此方屋敷内別条無御座、私出物追々快方相成候、去年より三ツ口成居候處、此間相成一ツハ未膿出候へとも跡二ツは大体膿も出不申程相成間、大慶仕居候、乍憚御心安思召可被成下候、明日御飛脚立御座候ニ付、此間御答奉申上候、時候折角被為遊御厭候様奉存候、追々幸便次第奉申上候、恐惶謹言

八月十四日

松平造酒助

御父上様

御答

尚々、此間御上着御祝義旁御益礼ニ御伯母さま・御叔父さま方御出被成候、其節松寿院さま・牛兵衛さまより折角被成御厭候様宜敷申上吳候様被仰付候ニ付申上候、以上

① 9 (安政二年) 八月十四日

松平武右衛門文書
201

①造酒助書簡 (江戸在勤中の父宛)

御面倒乍成候事奉申上候、扱当十二日季四郎様と御問答いたし候、其訳は十一日ニ御出被成候て、碇當分無入用ハ網染いたし度候間貸吳候様被御申聞候間、私も入用ニ候へとも跡ニて宜候間、先ツ御上ヶ可申と御挨拶申上候得共、御帰り跡考候處殺生ならぬ人へ御貸申、若何か事有節は何とも御申訳不立と存、三郎兵衛様へ致御相談候處御断申候て可然と御申ニ付、六ヶ敷御かり被成候節は如何と申候處、其節は江戸表へ可伺旨申候て可然之段御申故、先刻空ニて碇上候様申上候へとも、考御座候間暫御待被下度と使上候處、翌日御出、昨日之使はさつはり分り不申事、如何成事と御申被成候得とも、何共不申ニ考御座候と斗申候処、何故と再三御聞被成候間、兼て御殺生御止メ之所、私として其道具御拵御入用之品御用立之事如何と存候間上兼候よし御断申候處、碇ハ酒田より引越之節いらぬものとの事ニ候得共、我等持參と被申候間「」」れば、あなたのものかと御聞申候所、我等物ニテハなし、乍去借り不申共我等入用之節

一、私ヲ威しニ色々事御申被成候半と存候得共、此後ハ左様之事有間敷とハ存候得共、万事其外家來共之事如何被致候ても、前書之通家督御譲り不請はトカウ申ニ不及と被仰候得は何もかも閉口いたし居候より外なく、尤問答之脇へ御かゝ様被為居候へとも、前文之通借不申共我等入用之節ハ持参いたし候ても宜候杯と被申候、其節於寵さまへ御断申とも不被仰候得ハ御留守居之人々誰ニても季四郎さま^(えカ)對し御留守之役ニは立不申、長キ内ハ殊寄困り候事も出来可申と奉存候、是ニテハ御留守立不申候間、万事事不残御かゝ様と私へ為御預被成下度奉願候、季四郎様明日ニても御出ニテ六ヶ敷義出来いたし候ても万事惣為御預相成候と申上候間、左様思召可被成下候

八月十四日

松平造酒助

御父上様

今朝三郎兵衛様ケ様申上候と為御見申候處、いつれ親類達と御相談之事、二三郎殿蹠と不言と覺候、いよ／＼左様ならハ今一応二三郎殿へ御書被遣候

て御止候義被仰渡度事、乍去先ツ二三日中二三郎殿へ参り、余り不審故聞可申と被仰候間、御聞被成候上、尚又可申上候　十五日朝認候

① 10 （安政二年）八月廿三日

松平武右衛門文書 116

（前欠カ）

御書被下十八日ニ相達、両御書とも難有奉拝見候、先以益御機嫌能被遊御座、恐悦此事ニ奉存候、此方別条無御座候間乍恐御心安思召可被成下候、段々被仰下候義奉畏候、諸大名・御旗本衆之往来時々御覽被成候ても馬具類至て鹿抹成ル由、御登前弓之助殿御教ニテ其表ニテ御求被遊候御積ニ付助三郎御頼、鞍・鎧・障泥類御取寄御覽被成候得共、高直ニテ御止被成候由、弓之助殿被登候頃と時節違、亞墨利駕騒キ杯と始り、諸大名衆馬術稽古繁昌相成候故馬具等費相成候半、九日御便りニ被仰下候ニは但馬殿御頼ニテ色々御調被遊候由

ニ付、唯鞍・鎧能便りニ為登候様被仰下、毎月才料立之由被仰下候とも毎月ハ無之、十月より十一・十二月迄有之、只今ハ無之と申事ニ御座候、其処々々幸便聞、御内御足輕小笠原道太と申者廿四日ニ江戸罷登候間御用何成ともと參候間、悦右衛門ヘケ様々物持參いたしやと聞候處、何ニも持登候由ニ御座候間、相頼為登候、鞍ハ梨子地、紋ハ下り藤、箱入りいたし、鎧ハ弓矢多小形可然

ト申ニ付木綿巻ニいたし逃為登、着次第御請取可被成下候、藤吉ヘ申付置、能キ出物有之節三郎兵衛様相談之上求置候様被仰下奉畏候、其御地よりハ却て

下直ニ可有御座候と奉存候、扱又此頃ハ大吉・善吉御下候ニ付、乍鳥渡驚候、半藏より委細悦右衛門申越候ニ付安堵仕候、御登無間不埒、此方參候てより又々悪敷義有之、悦右衛門大立腹、誠ニ大馬鹿者ニ御座候、乍去跡之面々の心得ニも相成、雨降り地堅と申物可有御座候と奉存候、当十七日ニは多膳交代下りニ委細被仰下候由、喰甘物も御下候ニ相成候半と樂いたし待居候、先々御陣屋地も無御滞御取請相済候由、上公儀御役人も夫々御出役之由、明日よりも御普請

御取懸相成候由、來月十五日ニは神田祭礼之由、其前御引移り被遊度由御尤ニ奉存候、源吾嘶ニ広大ニ騒々敷物よし、御普請出来次第御組衆も出府も被仰付候由、其節餞別等之義ハ悦右衛門半藏迄委細ニ御内意伺候候、私ハ暇乞廻り候

折角被為遊御厭候様奉存候、當奉期幸喜之時候、恐惶謹言

八月廿三日

松平造酒助

ハ無之、十月より十一・十二月迄有之、只今ハ無之と申事ニ御座候、其処々々幸便聞、御内御足輕小笠原道太と申者廿四日ニ江戸罷登候間御用何成ともと參候間、悦右衛門ヘケ様々物持參いたしやと聞候處、何ニも持登候由ニ御座候間、相頼為登候、鞍ハ梨子地、紋ハ下り藤、箱入りいたし、鎧ハ弓矢多小形可然

ト申ニ付木綿巻ニいたし逃為登、着次第御請取可被成下候、藤吉ヘ申付置、能キ出物有之節三郎兵衛様相談之上求置候様被仰下奉畏候、其御地よりハ却て

下直ニ可有御座候と奉存候、扱又此頃ハ大吉・善吉御下候ニ付、乍鳥渡驚候、半藏より委細悦右衛門申越候ニ付安堵仕候、御登無間不埒、此方參候てより又々悪敷義有之、悦右衛門大立腹、誠ニ大馬鹿者ニ御座候、乍去跡之面々の心得ニも相成、雨降り地堅と申物可有御座候と奉存候、当十七日ニは多膳交代下りニ委細被仰下候由、喰甘物も御下候ニ相成候半と樂いたし待居候、先々御陣屋地も無御滞御取請相済候由、上公儀御役人も夫々御出役之由、明日よりも御普請

御取懸相成候由、來月十五日ニは神田祭礼之由、其前御引移り被遊度由御尤ニ奉存候、源吾嘶ニ広大ニ騒々敷物よし、御普請出来次第御組衆も出府も被仰付候由、其節餞別等之義ハ悦右衛門半藏迄委細ニ御内意伺候候、私ハ暇乞廻り候

折角被為遊御厭候様奉存候、當奉期幸喜之時候、恐惶謹言

八月廿三日

松平造酒助

① 11 （安政二年）八月廿六日

松平武右衛門文書 148

一筆奉啓上候、追日秋冷相催候得共、益御機嫌能被遊御勤、恐悦至極ニ奉存候、此方御母上様・三郎兵衛様初私とも一同大丈夫ニ罷在候間、乍恐御心安思召可被成下候、此節ハ御調ニテ喰々御繁用可被為入と奉存候、右ハ一同御機嫌奉伺候、折角時候被為成御厭候様奉存候、尚奉期幸便候、恐惶謹言

ハ無之、十月より十一・十二月迄有之、只今ハ無之と申事ニ御座候、其処々々幸便聞、御内御足輕小笠原道太と申者廿四日ニ江戸罷登候間御用何成ともと參候間、悦右衛門ヘケ様々物持參いたしやと聞候處、何ニも持登候由ニ御座候間、相頼為登候、鞍ハ梨子地、紋ハ下り藤、箱入りいたし、鎧ハ弓矢多小形可然

ト申ニ付木綿巻ニいたし逃為登、着次第御請取可被成下候、藤吉ヘ申付置、能キ出物有之節三郎兵衛様相談之上求置候様被仰下奉畏候、其御地よりハ却て

下直ニ可有御座候と奉存候、扱又此頃ハ大吉・善吉御下候ニ付、乍鳥渡驚候、半藏より委細悦右衛門申越候ニ付安堵仕候、御登無間不埒、此方參候てより又々悪敷義有之、悦右衛門大立腹、誠ニ大馬鹿者ニ御座候、乍去跡之面々の心得ニも相成、雨降り地堅と申物可有御座候と奉存候、当十七日ニは多膳交代下りニ委細被仰下候由、喰甘物も御下候ニ相成候半と樂いたし待居候、先々御陣屋地も無御滞御取請相済候由、上公儀御役人も夫々御出役之由、明日よりも御普請

御取懸相成候由、來月十五日ニは神田祭礼之由、其前御引移り被遊度由御尤ニ奉存候、源吾嘶ニ広大ニ騒々敷物よし、御普請出来次第御組衆も出府も被仰付候由、其節餞別等之義ハ悦右衛門半藏迄委細ニ御内意伺候候、私ハ暇乞廻り候

折角被為遊御厭候様奉存候、當奉期幸喜之時候、恐惶謹言

八月廿六日

松平造酒助

御父上様

松平造酒助

猶々、明日辻先生出立之趣ニテ暇乞參候、私今日朝五ツ前より川向ヒニおどり刺參候て七ツ過罷帰り認候、別書之様ニテ不文、大丈夫ニテ勝負も御座候、別申上候事も無御座候間唯御^(ママ)申上候、差かゝり候間皆々別ニ状をも上不申候

積、寛蔵・閑兵衛菓子類御餞別上候間、御返礼旁餞別ニ焼麩五十位ツ、可遣と存候、左様思召可被成下候、此節ハ最中御取調ニ被為成御掛候由、御心配之程御察奉申上候間、九日ニは此方様御預り之御台場へ大和様杯と御出候よし、與八殿御一趣当所へ天明より御越被遊候由、御戻リニは御序を以御陣屋地へも御出御一見之由、何ニもかも御始ニテ御心痛可被為遊と奉存候、忠恵事多膳へ御頼御下シニ相成可申と推察仕居候處左ハ無之由、此上ハ無間中郁も登相成候半存候間、能キ御序ニ御下シ可然と奉存候、先便ニも申上候私出物追々快方相成候、栄樹申候ニハ十月ニは惣癒ニ可相成レ、例語出し候間笑候得とも、弥快方ニ相成候間御心安思召可被成下候、先達より引込罷在、昨日出勤仕候、直ニ下屋敷參り其処々々片付、小真木辺へ參候處相応ニ草臥候、一昨日弓矢多河原ひわ取ニ小真木野へ遣候處例年より訛山ニて二十七羽取參大歎仕候、又々今日參候、雲雀其余鳥も追々渡り參候ニ付甚々世話敷相成候、此間成兔角雨勝之方ニ相成候、明日小笠原道太出立ニ付此間兩度御答奉申上候、追日秋冷相催候間、折角被為遊御厭候様奉存候、當奉期幸喜之時候、恐惶謹言

間、宜敷申上候様申聞候、以上

三白、夜認ニテ甚々不文ニ御座候、余りニ巻紙イリ候(付)ニテソクネ不致候積ニテ
別して不文ニ相成候間、御推覽可被成下候様奉願候

① 12 (安政二年) 九月五日

松平武右衛門文書 79

明日御飛脚立御座候ニ付奉申上候、先以此間忠恵下りニ付御書被下難有奉拝見
候、益御機嫌能被遊御勤、恐悦至極奉存候、私大丈夫ニテ今日小真木野ヘ雲雀
取参り、二十三羽取り只今帰り、又々明九ツ時より参候積りニテ甚々心世話
敷、此間色々被仰下候ヘとも幸便ニ申上度候間、左様思召可被成下候、御機嫌
伺(ママ)已奉申上候、追々秋冷弥増候間、折角被遊御厭候様奉存候、奉期幸便候、
恐惶謹言

九月五日

御父上様

松平造酒助

【参考1】 (松平三郎兵衛書簡)

松平武右衛門文書 10

(前欠)

被為入候趣重々恐悦至極奉存候、此方皆様御機嫌克、第一造酒殿様子至此節追々
宣敷、此頃はとかく野行出のミ被致、最早此之分ニテつらゝと全快ニモ趣可
申候、至て能模様相成候、喰御案事も可被為遊と心察仕居候、乍然弥快御座候
候、第一之御安堵之儀ニ御座候、其御地時候不同尔今暑氣も有之、御氣味悪敷
思召候旨、折角御自愛被為遊候様奉存候、先ツ御礼申上候、御道中より折々挽
茶被召上、御着後も時々御用、山本も御屋敷へ罷出候間、色々御茶も御注文被
召上候所、上極揃至て能御口ニ叶ニ付、私迄御投惠(ママ)被成下候段、先以難有、日々
喫し居候所之御茶被下置候ニ付、早速今朝茶磨迄出し少々挽候て拌味仕候所、

殊之外結構ニ頂戴仕、折々少々宛相樂可申候、大切ニ仕舞置申候、此方へ參り
居り候上極とハ大違之様ニ拌味仕候、呉々難有思召ニ奉存候、小□茶磨御求之
由、何様先年も岩田安貞兒玉ヘ三両とかニて譲り候のを見申候事ニ御座候、其
頃も至て賞美仕候との事ニ承候、此度御求被成候のは分て小さく定て宜敷可有
之候、扱西御物見人馬不絶、至て御闇敷思召候由先達てより承知仕候、第一□
□杯之節 上ニても被為入候所を時々大御騒き被為遊候由、何共御察申上候御
事御座候、乍去□台場へ御引移も無間御出可被遊、其後□些と落付可被成と奉
存候、至て湿地之所之やうニモ承候間御用心專一と奉存候、先月廿四日・廿六
日兩日所々町廻り、殊之外御保散被為遊候趣、段々被仰下承知仕候、大都之事
定て面白所も可有之、一入御慰と奉存候、本庄御屋敷へ上より被仰出御
遊覽、殊ニ弔兵衛亭主役御菓子御煎火物等御頂戴被為遊候旨恐悦之御事奉存
候、定て結構成御庭ニ可有御座候、藤吉之馬具之儀被仰下候間、今朝參り相頼
申候所畏り申候趣、出次第為見呉候筈ニ御座候、此方ニても段々下段之所承り
候所、矢張江戸之相場も存居り余り下直段も無之様子見、此節江戸詰合之衆よ
り心安人へ時々頬遣し候由、夫々買候人も有之、早速下直のハ方附候模様ニ御
座候、藤吉申聞候ハ御登り前入御覽候青貝ニテ巴之紋付之鞍尙今有之、外衛・
野村杯壺両二歩式朱ニ附候ヘとも持主二円ならてハ払不申候由ニテ尙今御座
候、右之鞍位ならは求置候ても可然候や奉伺候、逆も被仰下候通壺両位之品ハ
痛有之のか、又ハ堀出し物ニテならてハ不被得候由、泥障も此節荒町へ一枚革
ニテ、へり少し光りか有之候へとも是もニ両位と申聞候、是ハ少し手之能品、
先年御上京之折水野家ニテ為拵候品之由、燈も頬申候、是も隨分高直ニ御座候、
江戸より此方へ注文有之候故、別て此節高直かと被存候、三内も江戸へ相場承
候故か、此方へ右等之品出候ハ、求置候やう申参り候沙汰ニ御座候、乍去隨分
相應之品も出可申候間、無惣を心懸居り追々可申上候、當時大名衆右等之道具
至て花麗ニモ無之、龜未成のを御用被遊候旨承知仕候、定て一時之流行ニテ
無間も花麗ニ至り可申候ヘとも、余り不面白候世之中ニ御座候、大小之事も承
知仕候、短きの出候ハ、余り流行此方へ不參候内、下直ニ求置度ものニ御座候、
兼て之勝光短刀杯も此方ニテ七両位ニ直段を付候者も有之由、定て其御地之咄
承り候より事ニモ可有之か、扱々我々式之不及事のミ出て寔以當時情態苦々敷
事と奉存候、色々申上度奉存候へとも余り長文空言ニモ至り申候間、先ツ御茶

之御礼、被仰下候品之御答旁奉伺御報居候、折角御自愛被為遊候様奉存候、以

九月十三日

三郎兵衛

上

兄御人様
御答

① 13 (安政二年) 九月十六日

松平武右衛門文書 39

明日九郎右衛門出立二付奉啓上候、益御機嫌能被遊御勤、恐悦此事奉存候、此方一同替候義無御座候間、乍恐御心安思召可被成下候、先以度々御書難有奉拝見候、弥御機嫌能御暮し被遊候由、恐悦至極奉存候

先月十八日御認之御書、廿八日二相達奉拝見候、神田九軒丁代地家主紙屋利八と申者火元二て出火、七八軒焼、火御初二て、嘸広太御覽被遊候半と奉存候、其節上ニて被為入御心配被為成候由、御登前又吉ヘ被仰付候味噌・香物西廻り着船之由、江戸味噌ハ沙汰之様無之物由、十五夜御月見ニ木豆類少々ツ、半藏上候由、平野元治より色々御至來、江戸塩梅嘸御珍敷御給被遊候半と奉存候

一昨日六ツ過忠惠着、十八日御認之御書持參奉拝見候、御機嫌能趣、忠惠よりも委細御様子承り、一段御健ニ被為入候由、誠ニ恐悦ニ奉存候、御地之御模様四ツ過迄聞、宿元より迎参り候、朝鮮鼠被下、初て見候て甚々珍敷、希代ニ廻り候物ニ御座候、忠惠も一番持下り候處、一疋ハ犬ニ被取、壹疋ハ死候由、二疋とも空敷相成候由、被遣候鼠ハ丈夫ニテ、とも浦大樂ニテ銅居候、鎧入手之義被仰下奉畏候、弓矢多承り候、三国志御整御下シの思召、一同大樂ニ罷在候、何力御ネタリ申上候様被仰下難有奉存候へとも、指当り何ニモ無之、追て何力有之節奉願候、町廻りいたし候ハ、色々面白物可有之と御浦山敷奉存候、土蔵片付之義、委細被仰下奉畏候、大工申事ニは未入候事早く候由申候へとも、入候ても能品々見斗ひ、片付可申と奉存候、悦右衛門、半蔵へ棚等之義聞上候由、御地ニテ御指図御六ヶ敷義と奉存候、先達て片付之義被仰遺候、大工へ棚付処・鎧掛付場処・手摺付之事不被仰付やと糾候処、拵候様ハ不

被仰付候へとも、大体此辺々々と被仰候所覚居候様申付、棚此方土蔵のよふ二段ニいたし、敷板等ハ残板間合セ不仕付、手摺は大体恰好ニ付候様、鎧掛ハひ申間敷所も可有御座と奉存候へとも、段々片付候ニは片脇より極り不申ハ六ヶ敷候間、大体之儀ハ蒙御不肖度候間、左様思召居可被成下候、酒田ニテ為御拵之茶箱、為登候様被仰下、墻氏ヘ面談之上頬置候、御交代御下り来四月御模様之由、最上之時節御仕合と奉存、一同樂居候、扱忠惠へ御伝言被下候広間若党之事奉畏候、無油断穿鑿仕候、脇方へも頬置候、能人物ハ甚々六ヶ敷事ニ御座候、寛蔵も行足掛て若党穿鑿大困り之由御座候、多膳下り候節參段々嘶より、多膳申ニハ 登候節召連候家來下り候節壱人も不召連、皆別者ニ相成候と申事御座候一、八月廿二日御認之御書、當六日ニ相達奉拝見候、益御機嫌能趣奉恐悦候、先以若殿様へ御首尾能御目見被仰上、恐悦奉存候、御取調不被成用意義、御組衆出府被仰付、万事大御安堵思召之義、誠ニ御祝義場と奉存候、御組衆も一同歎候由、御登道筋目出度事とも被遊御覽、御心尽行候、御吉兆と奉存候、來四月御目出度御下り之上、御嘶御聞可申上と存、一同樂罷在候、本庄御屋敷へ御保散之義、隼人殿と被為蒙仰候へとも未御出無御座候由、今度御引連月毛、桑嶋へ御頼置、十四日御長屋前ニテ為御乗被遊御覽、九軒丁出火之節火事場へ為御乗御試被成候へとも至極落合、物ヲモ不見、至て無意御望之通ニテ御歎被遊候由、私とも安堵仕候、先達平馬より委細乘人之義申上候筈、いつれニも江戸ニ名有ル乗手へ為乗度物と奉存候、首綱取ル取らなひ堺ハ一番大事と奉存候、格別御物入無之物ならハ名人へ御頼可然と奉存候皮鞍覆・同サント懸之義此又畏候、寛蔵へ頬置候一、廿八日御認之御書、當十二日多膳着ニ付相達奉拝見候、多膳よりも委細承り、一段御健ニ被為入候由、恐悦奉存候、本庄御屋敷へ御出有之由、御打述拝見被遊候由、町御廻り被為成、其處ノハ御覽被遊候由、御求物明細御書為御見被下、難有奉存候、嘸御面白物ニ可有御座奉存候、町御廻りハ一番御浦山敷事と奉存候、私どもの面白物も訛山可有之存候、日向半切被下難有仕合奉存候、先便申上候八日町云々事、難有奉畏候、いつれニ殺生留候義ハ六ヶ敷義と奉存候、十二日多膳下着ニ付參候て地走ニ相成、土産鳥猪口十貫候

一、当月三日御認之御書、十三日二相達奉拝見候、御出府前清内指上候はん指
御持参与御覺の処、色々御尋被為成候得とも見へ不申ニ付、尋候様委細ニ被

仰遣候間、尋候へとも無御座候、尚又尋可申候得とも先ツ見え不申候、九郎
右衛門出立ニ付、式右衛門世話ニテ頬誂候品々

一、糒袋根付附候分

一、栗ムキ二丁（私物付いたし、形ハ思のよふニ無之候）

一、梨子オロシ一枚

一、サクヅ袋二ツ

但シ栗ムキ二丁も無之ニ付、注文いたし候

御組登之節、為登候品々申上置候

一、皮鞍覆・同サント懸

一、カルサン仕立小袴一つ

一、茶箱一つ

一、味噌漬香物

右之品々此間寛藏へ面談いたし頬置候間、左様思召居可被成下候

外ニ私・弓矢多勝負塩鳥上度存候へとも、寛藏へ余り品々ニて頬候も氣毒ニ存

居候處へ、閑兵衛出府被仰付、大歎ニテ勝手より参候間、三ノ間へ通し色々

嘶より助閑申ニハ、我等塩鳥持登候積ニ候間、若為御登ならハ我等御預申度

候、年々為登候て切者と申ニ付、頬上候積ニいたし、下屋敷へ弓矢多參申度様

子ニ付遣候、八月廿七日より初メ候て日々参候、当年隨分小鳥訛山ニ御座候へ

とも、とんと取レ不申、網數二十七張、呼鳥八十程出、一番高ハ九十四羽、余

ハ四十五羽ツ、ニ御座候、私ハ雲雀ニ懸り候、先月廿七日小真木一番二張、雲

雀三羽、ボト鳴油物壹羽、胸黒鳴壹羽取候、当五日ニ又参り、雲雀二十四羽取

候、翌日子之刻より又々参候得共、今度ハ人早く相成どんと小屋明不申、私杯

と取候事不存寄事相成候、何卒五十羽位も上度存候へとも、外以埒明不申、雲

雀二十七羽、ボト鳴一羽、胸黒一羽、小真木野勝負ニ付致塩、閑兵衛登節指上

候、弓矢多勝負五十羽も上候事ニ致置候、私此頃至て丈夫ニ相成、其処々々野

行いたし、当十日面野山参り、小鳥百八十五致勝負大樂いたし、其外度々出候

へとも兎角無鳥ニ御座候、当年ハぬか鳥訛山之模様御座候間、廿日過相成候ハ、
濱中越候て致勝負、上申度存居候、宵和力故嚙思召叶ひ可申と奉存候、私不快

①造酒助書簡（江戸在勤中の父宛）

體出不申、追て快相成候間、乍恐御心安思召可被成下候、未申上候事も色々御
座候へとも、下手長状ニテ飽倦果候て筆留候、追々秋冷相増候、折角時候被遊
御厭候様奉存候、尚奉期幸便之時候、恐惶謹言

九月十六日

松平造酒助

御父上様 御答

猶々、先日被下候の半切、最早尽候處又被下、別て難有奉存候、女達のも別ニ
被遣、大歎ニテ御座候、扱今日平右衛門殿着之由為知御座候、甘物被下候由半藏
より悦右衛門へ状面ニテ内々樂居候、能便ニハ御菓子被下度、先別ニ願候物無
之候、以上

① 14 (安政二年) 九月廿一日

松平武右衛門文書 100

平右衛門殿十六日着ニ付、二日御認之御書六過ニ相達、難有奉拝見候、益御機
嫌能被遊御座、恐悦至極奉存候、隨て此方一同別条無御座候間、乍恐被遊御休
心可被成下候

一、御菓子二箱被下難有頂戴仕候、一同歎、翌朝忽給尽候、御礼奉申上候

一、石原殿へ口上書持参候様被仰下、御手本迄被成下、難有仕合ニ奉存候、

候、年々為登候て切者と申ニ付、頬上候積ニいたし、下屋敷へ弓矢多參申度様

子ニ付遣候、八月廿七日より初メ候て日々参候、当年隨分小鳥訛山ニ御座候へ

とも、とんと取レ不申、網數二十七張、呼鳥八十程出、一番高ハ九十四羽、余

ハ四十五羽ツ、ニ御座候、私ハ雲雀ニ懸り候、先月廿七日小真木一番二張、雲

雀三羽、ボト鳴油物壹羽、胸黒鳴壹羽取候、翌日子之刻より又々参候得共、今度ハ人早く相成どんと小屋明不申、私杯

と取候事不存寄事相成候、何卒五十羽位も上度存候へとも、外以埒明不申、雲

雀二十七羽、ボト鳴一羽、胸黒一羽、小真木野勝負ニ付致塩、閑兵衛登節指上

候、弓矢多勝負五十羽も上候事ニ致置候、私此頃至て丈夫ニ相成、其処々々野

行いたし、当十日面野山参り、小鳥百八十五致勝負大樂いたし、其外度々出候

へとも兎角無鳥ニ御座候、当年ハぬか鳥訛山之模様御座候間、廿日過相成候ハ、
濱中越候て致勝負、上申度存居候、宵和力故嚙思召叶ひ可申と奉存候、私不快

一、神田祭礼、為亞墨利加物静ニ相済候由

一、腫物之義申上候處、遠出等之義無理不致候様被仰下、難有仕合ニ奉存候、野合心得違無之様被

仰下奉畏候

昨日奥野着ニ付、六日御認之御書、廿日相達奉拝見候、先以秋冷之節ニ御座候得共、益御機嫌能被遊御座、恐悦此事ニ奉存候、此方一同丈夫ニ罷有候、乍恐

御心安思召可被成下候

一、又々結構之御菓子被下、難有頂戴仕候、先便被下候一ハ未少々残居候處へ被下大樂仕、長者之心持御座候、今度ノハ先ニ被下より甘キ分入、別て難有

御禮申上難尽奉存候、此節一同三ノ間へ集居り、御母様へ日々甘物御ネタリ申候、折々柿又ハ小豆類御座候、柿ハ御地ニ隨分御座候物や、当年ハ当地訳山之由ニ御座候

一、当四日弥石原殿跡へ御引移被為済、万事宜敷處ニテ御満悦被遊候由、何寄

之義と奉存候

一、蚊之義被仰下、一同タマケ候、此方ニテハ八月十五日前ニは蚊張取申候

一、六日道三橋より御船ニテ御台場へ被為入、夫より御陣屋へ御出、御普請御覽被為成候處、当月末ニも出来無覚束御覽之由

一、大般若御守之義、彌作ヘ以悦右衛門頬遣候處、承知之趣申遣候、五枚

一、黒羅紗之義被仰下、此又寛藏ヘ頬申候

明日石川為將三十四人組登候、其内悦右衛門親類元藏と申者登ニ付謔、乍

御礼御答奉申上候、追日冷氣弥増候折角時節被遊御厭候様奉存候、尚奉期幸喜

之時候、恐惶謹言

九月廿一日

松平造酒助

御父上様

御答

尚々、御組衆登ニ付、嘸々御心持御宜可被為入、御交代ハ弥來四月可有御座候

や、実四月ニ相成候ハ、誠以御仕合と奉存候、御組衆ハ此節盛ニ暇乞ニ廻り最

中、昨日下屋敷へ参候處三人迄行合、寛藏士ハ最中支度之由、栄樹かゝ参咄申候

一、中郁大悦ニ御座候、江戸へ登てより困り候事ハ朝起之義、今より閉口いたし居候間、三人御扶持ニ成候事なれハ朝起位ハと大笑仕候

中のへ頬候分

一、茶箱

一、塙ヘ頬候分、右之通ニ御座候

助川ヘ謔ハ

一、塙瀆小鳥二十七、雲雀一羽、ホト鶲一羽、胸黒毫包之内ニも小鳥と訳り候筈、外小鳥五十羽閑兵衛持參致呉れ候様申付、不遠慮相頬候、着次第段々御

風味可被成下候

① 15 （安政二年）九月廿五日

松平武右衛門文書 57

〔端裏〕
〔異筆〕
「十月十日達、同十一日返事出ス」

一、便り甚々次第不同成ル物御座候、此方よりハ至て間遠ク御座候、此方珍敷咄しも無之候、先々期万喜候、以上

一、熨斗目

一、小袴仕立カルサン

一、茶碗

一、ヒルツフ

右品々一通申上候

一、昨夜源吾嘶ニ参り、五右衛門御留守為見舞參ル、甘物ハ無之、幸ニ白崎出候節小鯛土産ニ付、味噌漬いたし置候ニ付、其地走ニて振舞いたし先別ニ申上候事無之、用事之み奉申上候、追々冷氣相増候間、折角被遊御厭候様奉存候、尚奉期幸便候、恐惶謹言

九月廿五日

松平造酒助
久繁（花押）

御父上様

尚々、廿四日ニは御中陰参り残念之至ニ御座候、当年ハ鶴訣山ニて、人々隨分勝負いたし、此間より取レ初、一同大困り、悪敷時の御中陰ニ御座候、此間牛兵衛様御出ニて、書状をも上不申、何とも申上候様無之候間、此段宜敷申上呉れ候様御頼候、近日中ニは伺上可申と之御事御座候、明日才料立ニ御座候、是へも品々上、書状ハ半減へ悦右衛門上遣候筈ニ御座候間、左様思召可被成下候、奉期千秋万喜候、以上

又々申上候、御舎弟様方御稽古度々馬出候様、市右衛門杯とより申遣候て甚々困り、寅七へ頼出ス不申候様いたし度と存居候、御無心ハ格別、左無ハ出不申事ニ存居候間、左様思召可被成下候、以上

① 16 （安政二年）九月廿六日

松平武右衛門文書 185

上候、追々秋冷相増候間、折角被遊御厭候様奉存候、恐惶謹言

九月廿六日

松平造酒助

御父上様

① 17 （安政二年）十月四日

松平武右衛門文書 114

先月廿六日、根木橋御足輕阿部鉄右衛門着ニ付、十日御認之御書相達難有奉拝見候、追日秋冷相増候へとも益御機嫌能被遊御座、恐悦此事ニ奉存候、隨て一同別条無御座候間、乍憚御心安思召可被成下候、先以先頃ハ例之水御溜リニて御引込被遊候由承り候、定シ御當分之義ニテ、早速御全快ニ可被入と奉存候

一、道太より九日朝為登候品々御届申候由

一、町御廻り被遊候処、兎角御目障り之物斗有之、御困り被遊候由一同笑候

一、御組衆追々出府仕候半、嚙御賑ニ可相成と奉存候、御陣屋へも最早御引移りも相濟被遊候半と御噂仕居候、見晴能處由、御住居御長屋よりハ見晴杯と

如何と存居候、此節ハ亜墨利加弥御靜謐御座候や

一、江戸絵図無御座候間、能御序ニ一枚被下度候、先達中郁登之節、金米糖其の壹本浜焼為致、食懸り候へとも不残給兼候、尾之程少シ残し候、皆々被笑候、栄樹かゝ参居、見候て肝氣消被致候、一昨日佐竹より大鮓至來ニ付、叔父様方へ御振舞仕候

一、御中陰ニ日迄懸り候間、三日より出懸可申と支度仕候へとも、兎角荒候、今明々杯とハ雷荒余程之事御座候、乍去例年より暖氣之方ニて暮し能御座候、明日御才料立へ鮓漬御上被成度、御母様思召御座候へとも、何分暖氣ニ付、未早キ趣人々申ニ付、此度ハ御止被成候由、今日ハ此間中ニは一番寒候て、寒暖計四十六七度御座候、最早渡鳥も不足相成候、今日弓矢多ツクミ取、下屋敷邊へ出候、私出物追々快、惣癒を待居候のみニ相成候間、乍恐御心安之やと申ニ付、湯呑茶碗一ツ注文いたし候間、左様思召可被成下、外ニ金米糖

一袋極上之分被下度奉願候、別ニ申上候事も無御座候、一同替無御座候義奉申

明日御才料渡部金治と申者出立ニ付、御答奉申上候、追々秋冷相増候間、時候

折角被遊御厭候様奉存候、尚奉期幸喜之時候、恐惶謹言

十月四日

御父上様

御答

松平造酒助

① 18 （安政二年）十月十日

松平武右衛門文書 88

〔端裏〕
〔異筆〕
「十月十日出候御飛脚、同月十八日之夜八ツ時頃至着、同十九日朝達候」

今日八ツ過ニも可有之、貞助様大声ニテ江戸大変と唯セコノヽ被致被參候て被申候事ハ、松山御飛脚之咄し也と聞候、当二日夜江戸大地震、町ハ申ニ不及、御城御本丸・西丸とも潰レ焼失ニ成、尤御屋敷三御屋敷とも潰レ、御向之越前侯より出火ニテ、此方様御上屋敷杯とハ焦土ニ相成、殿様初下々迄如何成行候や不相分、松山之事前之屋敷も潰レ候と申事也との御咄故、一同仰天仕、十方ニ呉レ候斗御座候、貞叔被申候ニハ、いつれニも人不為登ハ相成間敷と被申候得共、余リニ不分明、唯々セコノヽと被入候ヘハ、実否聞可申と早速私杉大夫へ参、段々模様聞候處、果と取留候事ニハ無之候、弓之助殿我等昨夜聞候故、御飛脚を今やノヽと待候處ニ候、松山御飛脚より聞候趣候へとも、不致曉と候間、今朝松山早飛脚立実事問合候、余リニ御飛脚遠着故、万事ニ付心配候、実内々ハ殊寄御家中為伺御機嫌、不為登ハ相成間敷杯と只今最中評儀候間、知レ次第早速為御知可申と大夫被申ニ付、其節ハと頼戻り候處、叔父様方不残、久兵衛殿も被參居候、若沙汰之通、万々一之事有之候節、人不為登ハ成間敷、其時ハ誰可登と評議遲々サツハリ決断不定、誠苦々敷体ニ御座候、悦右衛門と申候ても壱人ニて不埒明、誰々と相成候處、五次郎可然、三郎兵衛様弓矢多ヘ指添と定り、若万一之事有之節ハ頼度と頼ニ、悦右衛門下候積支度申付候、其内私ハ白崎ヘ之書状壱通認、いつれニも大変ハ金子無クテハ不相成と存、四郎太無心状認懸候処ヘ、暮頃早追着之由、無間右近殿より半蔵書状届吳候間、否や牛兵衛叔高らかに読被上候処、無御別条と聞や否や、恐悦ノヽと高聲上ケ候心地警方

速為御知可申と大夫被申ニ付、其節ハと頼戻り候處、叔父様方不残、久兵衛殿も被參居候、若沙汰之通、万々一之事有之候節、人不為登ハ成間敷、其時ハ誰可登と評議遲々サツハリ決断不定、誠苦々敷体ニ御座候、悦右衛門と申候ても壱人ニて不埒明、誰々と相成候處、五次郎可然、三郎兵衛様弓矢多ヘ指添と定り、若万一之事有之節ハ頼度と頼ニ、悦右衛門下候積支度申付候、其内私ハ白崎ヘ之書状壱通認、いつれニも大変ハ金子無クテハ不相成と存、四郎太無心状認懸候処ヘ、暮頃早追着之由、無間右近殿より半蔵書状届吳候間、否や牛兵衛叔高らかに読被上候処、無御別条と聞や否や、恐悦ノヽと高聲上ケ候心地警方

無御座候、嬉しとハ何とハ難申尽候、歎最中三日立御飛脚着、御書達一同大勢ニ相成、目出し嬉敷やと難有奉拝見候処、前代未聞之大変、不被遊御怪我等も、危し御出被為成、早速御出仕被遊伺御機嫌候由、重畳無此上御嘉運目出度ノヽ、恐悦此事ニ奉存候、一同安心氣草臥仕候、誠ニノヽ恐敷御浮目ニ被遊御逢、御心中之程入恐斗奉存候、聞程之事肝消、身之毛も立候斗ニ御座候、先以両殿様・上々様御機嫌能、三御屋敷無御別條候段、御運御目出度事御同意奉恐悦候、返々も恐悦ニ存候、扱又家來共面々其外馬とも、少シノ怪我等も不仕候様子、誠ニ御仕合無此上候、御高運目出度義難申上尽候、御登之節鶴ヶ坂ニテ富士山御覽、千住前ニテハ丹鳥被遊御覽、当春頃か神夢ニテ川端為見ケンと御走り被遊、寿々々と有之事符合セリ、一同歎候内思ひ付候、御登前金峯山被遊御參詣候事御座候間、明日より天氣次第私金峯ヘ礼拝ニ参詣可仕と存候間、左様思召可被成下候、宗右衛門よりの來書今朝金助為見候、誠ニ危体必至働之由不思義ニ怪我等不仕候、返ノヽも御高運為と奉存候、扱々無昼夜御取調最中、御引移り六七日相成、御陣屋潰レ、先ニ御住処西御物見ハ傾キ候由、泉事一同笑候、誠御危キ難乍ニツ被御免、御心持何とも奉恐察候、古今例之稀成変事、御心痛之程入恐斗奉存候、御陣屋等之事も御力落し奉察居候、此上ハ乍恐被遊御心養、御氣長ニ思召被為入、御丈夫候ハ専一と奉存候、御運目出度、神御冥助と難有、早々明日ニモ金峰參詣奉存候、認ハ昨夜より懸り、今日も燈下認、甚々不文御座候へとも、先々明日恐悦御飛脚立ニ付、御嘉運長久恐悦奉申上候、折角々々可被遊御心養奉呈愚書候、尚追々奉期幸喜之時候、千秋万歳目出度申納候、恐惶謹言

十月十日

松平造酒助

御父上様

尚々、昨夜叔父様被越牛兵衛叔・季叔方より宣敷申上呉れと御頼御座候、認様甚々不文ニテ、未御心落付被為成候処ヘ上ケ、嘸々御面倒可思召候半、尚追々奉申上残候、以上

① 19 （安政二年）十月十日

松平武右衛門文書 53

(端裏)
〔十九日朝達候〕

〔異筆〕
〔十九日朝達候〕

先月廿九日御認之御書、当八日着之趣ニテ翌九日相達、難有奉拝見候、益御機嫌能被遊御座、恐悦至極ニ奉存候、此方一同大丈夫罷在候間、乍憚御心安思召可被成下候、扱段々委細ニ一々被仰下候義奉畏候、人々之義熊之助殿へも頼候様被仰下奉承知候、いつれ人之事ハ甚々六ヶ敷、先頃より其処ノヽへ頼置候へとも今以無之、尚無油断為聞合可申候、今度御登被遊候節、御持参之小計時いつも能相成候ニ付、大時計も為登候様被仰下候ヘとも、此大変故、時計師レも如何成行候や、先ツ為登不申候、追て江戸御静謐ニ相成候節尚又被仰遣可被成下、猿皮之義冬御支度と存候間、幸便ニ為登候、明日恐悦御座候て、御飛脚立候ニ付、荒増サツト御答申上候、折角御心養可被為遊御厭候様奉存候、尚追々奉申上候、恐惶謹言

十月十日

松平造酒助

御父上様

① (安政二年) 十月廿一日

松平武右衛門文書 73

峯八より只今御飛脚立有之との為知ニ付奉申上候、追々寒冷相増候へとも、益御機嫌能被遊御勤、恐悦至極奉存候、隨て此方一同替候義無御座候間、乍憚御心安思召可被成下候、扱又昨廿日ニ御才料立有之趣ニ付、一昨十九日書状并品々菊地鉄彌太と申人へ誂頗候へとも、昨日急ニ御日延ニ相成、廿三日立成り候由ニ付、今度ハサット認上候、今日ハ当年一番荒ニテ雨戸ヘ雪吹付音斗ニモ寒、手コヽエ漸認上候、御地ハ此節天氣ニテ朝殊之外冷候物之由、例ノ御痴之氣味杯ハ如何被為入候や、先ツ地震ハ如何御座候や、甚々御案事申上候、何ニても御丈夫御氣長ニ可被遊御勤様ニと乍恐奉存候、只今立との事ニ付鳥渡認、奉伺御機嫌候、追々寒キ時節ニも相成候間、折角被遊御厭候様奉存候、尚奉期幸喜時候、恐惶謹言

十月廿一日昼ニ認

松平造酒助

御父上様
尚々、私出物この冷ニモ障も無御座候間、乍恐御心安思召可被成下候、期万喜候、以上

① 21 (安政二年) 十月廿八日

松平武右衛門文書 199

野澤与吉下リニ付十一日御認之御書、廿五日ニ相達、難有奉拝見候、追々寒冷弥増候得とも、益御機嫌能被遊御座、恐悦此事ニ奉存候、此方一同別条無御座候間、乍憚御休心可被成下候、扱御組衆六日より九日迄無滞柳原ヘ着、大慶被遊候由、俊藏・伊三郎道中より折悪敷不快ニテ御心配被遊候處、左程之事無之と中郁申ニ付、御案心^(マ)被為成候由、御組衆より色々御至來之由、塙よりも上候由、筆頭助川・中郁へ誂候分不残御届申候由、諫訪部云々御世話之儀御尤ニ奉存候、此間松寿院様へ御見舞上り候處、兎角御案事被成候由、宣敷御礼序遣吳れとの御申事ニ御座候、司農ヘの義奉畏候、東□□勝負粕漬上候ニ付被召上、御案外ニ七羽迄御力ミ被為成候由、生物ナラハ十余ハ訛無之義と存候、当春頃よりハ御歯御丈夫ニ被為入候様ニ奉存候、昨夜牛兵衛さま御咄ニ御出故御書懸御目候處、御歯之御丈夫ニハ感心と肝消被成候、地震ハ折々震候ニ付御氣味悪敷御落付不被遊、取次之間ニ半藏初被指置候由、誠ニ亞墨利加トコロテ無之事ニテ、追取刀御心得、御帶^(解かず)とかづ、ふせ寝勝之由、何とも可申上様無之、此度大変ハ沙汰處て無之、様子聞ハ聞程恐敷事ニ奉存候、乍去大違靜ニ相成、御心地御落付少シ御宜敷との事、何寄之義ニ存候、此節ハ喰相止候半と察居候、当地ハ時候^(冷カ)凌氣勝之方、兎角地震咄故、甚々悪敷心持ニ罷在候、扱又為登人之義氣懸りニ存居候、無油断其処々々へ頼置候ともトモ無之、御髪月代出来候者と穿鑿仕候へとも角治杯と如何可有之や、近日中宮ノ下婆々參候積ニ候間能聞合可申と存居候、いつれニ六ヶ敷者ニ御座候、御召連の者とも少シ御姦弁被遊候様ニと乍恐奉存候、將又私種物此頃ニ相成追々順快相成候、膾も不出、撰も不刺、栄樹も此度ハ全快ニ可有之、葉ハ今少シ不上ハナラナイ杯と申程ニ成候へとも、イツモ快成模様ニ相成再發いたし候事故未疑ひ居候、いつれニも来月中旬頃迄ニ不相成ハ弥之事不分、乍去是迄無之事惣癒ニ相成候ニ付先ツ喜居候

間、乍恐御心安思召可被成下候、此節ハ兎角写し物ニ掛り居候へとも書ケ無キ
故や氣ニ合筆無之、大変後故筆屋杯とハ如何成行候者や、此方ニて不分候事故
知ラヌ面ニ奉願上候、委細ハ半藏へ申遣候、明日御普請方手付者とも五六人
も為被登之由、其内押切八十一郎へ書状并品物眺候、此間御答奉申上候、寒氣
折角被遊御厭候様ニと奉存候、幸便次第尚追々奉期万喜之時、恐惶謹言

十月廿八日

松平造酒助

御父上様

御答

① 22 (安政二年) 十一月二日

松平武右衛門文書 54

当十五日同十八日兩度之御書、昨朔日夜杉山氏より届被呉、難有奉拝見候、益

御機嫌能被遊御座、恐悦ニ奉存候、此方一同別条無御座候間、乍憚御休意被遊
可被成下候、折又地震十四日ニ又々余程之事ニ御座候由、誠ニ長々敷御油断な

らぬ御心痛之程、何とも忍察仕、可申上様無之候、御家中御陣屋へ引移不相成、
当分柳原御殿へ住居、間遠キ處故万事御不都合之様被 仰下、何様諸事御心
配ニ可被入と推察ニ罷在候、御内意通御首尾能來四月御交代致度物と願居候、
折白井への御書両通とも早速届候、十八日ニは暖氣ニて不同勝之氣候之由、さ

こそと奉存候、今日子之刻より濱中小鳥取ニ罷越候、勝負一向無之、此方も不

同天氣合、戻り節杯と綿入半てん一ツ着、汗出し帰り、後無間、平兵衛咄ニ参
り、戻りと早速昨夜達しの御請、燈下認候頃ハ五ツ過、甚々惡敷書様ニ御座候、

私ハ草臥も不申、種物へ障も無之、先々御答旁時候奉伺御機嫌候、折角時候被
遊御厭候様奉存候、尚奉期幸音之時候、恐惶謹言

十一月二日

松平造酒助

① 24 (安政二年) 十一月九日

松平武右衛門文書 149

(異筆)
〔十一月九日認ニて、十日立江口源助同廿五日着、達候〕

御父上様

① 23 (安政二年) 十一月四日

松平武右衛門文書 120

〔端裏〕
〔十一月五日才料立ニ付書状同廿一日達候〕

日増寒さニ相成候へとも、益御機嫌能被遊御勤、恐悦至極ニ奉存候、此方一同
替候義無御座候間、乍憚御休意可被成下候、此間之御書ニ先頃上候雲雀甘ク被
召上候由大慶仕候、幸便甘物被下候由、難有奉存候、地震ハ如何相成候やと御
案事申上居候、此地ハ今日モクノヽと雪降り真白相成候へとも冷ハ格別ニ無
之、昨日金井着、半藏より悦右衛門への状達候、弥御機嫌よく御暮し被遊居候
由恐悦ニ奉存候、先便ニ申上候筈、二日濱中ヘ罷越候へとも草臥不申、大丈夫
ニ罷在候、種物への障も無之、只今も栄樹參り今度社弥全快と申候、膏薬も先
頃より相止候、引ツリモとんと無之候、乍去薬用未仕居候、乍恐御心安思召可
被成下候、明日御金才料出立之趣ニ付、時候奉伺御機嫌候、尚奉期幸音之時候、
恐惶謹言

十一月四日

松平造酒助

御父上様

尚々、一昨昨日縫殿より支度次第出府被 仰付候と申吹聴御座候、嘸大普請誠
聞事ニ無懸之義と奉存候、乍去最早静ニ相成候半推察ニ罷在候、此方ハ異條無
之候間、御心安思召可被成下候、期万喜候、以上

事無之候へとも、其処々々痛場處有之、大工誰宜敷可有之と考居候、昨日丑二郎茶玉の露土産ニ罷越候、四郎太三ツ目ニ出候由、内ヘハ未不参候へとも、若罷越候ハ、なんばん茶祝可申と樂罷在候、昨夜牛兵衛様へ御案内ニテ三郎兵衛様・私・弓矢多罷出候、御地走ハ雜喉汁、甚々不塩梅不足之雜喉ニテ、帰後三人とも大口説仕候、先ツ別ニ申上候事無之、時候奉伺御機嫌候、折角寒サ被遊御厭候様奉存候、尚奉期万喜之時候、恐惶謹言

十一月九日

御父上様

松平造酒助

① 25 （安政二年）十一月十二日

（前半 松平武右衛門文書161）

先月廿四日之御書昨十一日夜相達、難有奉拝見候、日增寒氣ニ相成候へとも益御機嫌能被遊御座、恐悦至極ニ奉存候、此方一同別条無御座候間、乍憚御休意思召可被成下候、地震も弥静ニ相成、廿一日より御寝巻御着御休被為成候由恐悦ニ奉存候、前代未見聞之大変御無難偏ニ神力之御加護と奉存候、御陣屋へ御引移之上、月御詣之思召至極御宜敷義と奉存候、未御住居之御小屋御普請之御模様無御座候由、乍併今度服部、其外役人・大工二拾人、追て十人為御登相成候由也、嘸御普請追々出来可申と奉存候

（後半 松平武右衛門文書128）

様請合之由、新ニ被仰付候ニ度懸出來ニ付聊トリツハニ御座候、其外御小袴いれも仕舞置候様被仰付、奉畏候
一、古梅園筆被下、難有奉存候、嘸宜敷筆ニ可有之と樂ニ罷在候、御菓子被下、早速開キ一同大歎ニ頂戴仕候、至極結構成ル風味ニテ、別て難有仕合ニ奉存候
一、叔父様方へ義奉畏候
一、大時計御考之儀被仰遣、御尤ニ奉存候、此方ハ時計師とても無之、田

松平武右衛門文書161・128

① 26 （安政二年）十一月十三日

松平武右衛門文書130

二白、先便申上候私不快弥全快仕候、先年より若快相成候ハ、酒呑可申と存居候故、此間少々用候處至極甘ク御座候故、榮樹へ咄いたし處、矢張全快之為左様ニ可有之申候、乍我身不思義風味能相成候、小盃ニテ三盃ツ、ト定候て毎夜給候、此ハ扱置、今度社弥快方ニ相成候故、大悦ニ罷在候間、乍恐御心安思召可被成下候、明後日之便ニハ時計之義委敷可申上候、只今貞之丞參り候て甚々世話敷落書等御推覽可被成下候、以上

十一月十二日

御父上様

松平造酒助

舍は外以埒明不申、御下若四月ニ相成候ハ、來春杯と為登候てハ間合不申故、幸明後日才料立有之ニ付、当人へ頼ニ態々悦右衛門遣シ、入念之義入申候て半分指上候、十六日ニ縫殿出立ニ付、配分仕候て兩度ニ為登候間、左様思召可被成下候、扱ふ分銅んどハ余り目形有之大閉口仕候、一趣ニ為登兼候間、追て幸便ニ上度候、左様思召可被成下候
長夜之氣詰リニ拵候間、誠ニ御珍敷も無之事と奉存候へとも、御笑ニ奉呈上候、大工孫次郎十四日ニ登之処、俄ニ明日立相成候間、先々御書并色々被下之御礼短書奉申上候、時候折角被遊御厭候様奉存候、尚奉期幸便之時候、恐惶謹言

①造酒助書簡 (江戸在勤中の父宛)

ハ御下之上稽古可仕と月毛を樂ミ仕居候、いつれニも名人ニ御頼可被成下候
当八日四郎太上り、為土産鱈壱尾送候、早速参り候者故待居候處漸昨日罷越候
故、三ツ目ニて参候やと聞候處、坊之眼病為連参りし申事、是迄の腹合ハ全快
候へとも、眼とんと無見へ相成候趣、七十日余りも相成候由、何とも氣毒之事
ニ御座候、御存之通遠慮勝成ル伊藤嫁々の里へ居り、未帰り不申、甚々入氣ニ
候模様色々嘶ニて大笑仕候、先以此節例之御痴氣如何被為入候や、追日寒相成
候故、御案事申上居候、蜜柑・枝柿之時節ハ寒御座候、折角被遊御厭候様奉存
候、尚十六日之幸便と申残候、恐惶謹言

十一月十三日

御父上様

松平造酒助

① 27 (安政二年) 十一月十四日

松平武右衛門文書 ② 84 • 45

(前半 松平武右衛門文書 ② 84)

縫殿明後十六日登ニ付奉申上候、益御機嫌能被遊御座、恐悦此事ニ奉存候、此
方一同無別条暮し罷在候、乍憚御休意可被成下候、此節
ハ度々便ニて時計兩度ニ為登候筈、才料ハ無難ニて着ニ可有之と存候へとも、
十六日縫殿出立、十七日清川ニて破船仕候趣、昨日久司農嘶ニ候間、早速弓矢
多案否聞、且為尋ニ服部へ遣候處、余々は怪我無之候とも荷物等ハ水中ニ相成
よし、未曉といたし候義不相分候故人遣候由、家内泣声ニて申事ニ候由、何と
も氣毒千万之義御座候、時計杯も如何相成候や甚々無心元御座候、水天宮箱へ
入候て目張仕、其上蟬引仕候間、鳥渡杯と水へ入候ても内へ水入申間敷、乍去
荷物如何成行候や実否不相知、縫殿へ不残誣え可申と存候へとも余り目形有之
氣毒故半々二分、縫殿先生ならハ巣末有之間敷と存、面談之上痛ミ無之様ニと
能々頼候へハ、脇方の誣物と違、心配いたし呉候處、此之難合、先雪水破船運
能淺瀬ニマカリ候由、縫殿心中思やられて無慙之事御座候、曉と不相分候へと
も荷物等ハ甚々無覚束奉存候

(後半 松平武右衛門文書 45)

箱壺ツ、竹筒壺本ニ不殘入、分銅ハ不為登、追て之事ニ仕候て、其余ハ服部へ
厚ク頼ミ誣候、為餞別白木壺樽遣候、今日弓矢多參候處、書状早速晚方迄と申
越候間、明後日立へ今日認候も余り早キ様御座候へとも、鳥渡短書ニて奉申上
候、尚奉期幸便之時候、恐惶謹言

十一月十四日

松平造酒助

御父上様

十一月十九日

松平造酒助

御父上様

尚々、今日山谷庄兵衛・小牧新田喜右衛門為御尋、玉子壺箱釘打仕、序ニ為登
呉候様悦右衛門迄遣候由、されとも目形訛山有之、詰様悪敷カタノト響、為
登六ヶ敷御座候間私頂戴仕候、半藏迄の状添候故状斗為登候間、御礼書能認候
様半藏へ御申付可被成下候、御留守御役とくと奉存候、期幸便候、以上

〔(異筆)
十一月廿日出〕

① 29 (安政二年) 十一月廿九日

松平武右衛門文書 74

〔端裏〕
〔異筆〕
「十一月晦日立、十二月十七日達」

一筆奉啓上候、甚寒之砌御座候得共益御機嫌能被遊御座、恐悅至極ニ奉存候、隨て此方一同無別条、私も至て丈夫ニ罷成候間、乍憚御休意可被成下候、右就寒中為可奉伺、御尊体、捧愚札候、寒氣折角可被遊御厭奉存候、尚奉期万喜之時候、恐惶謹言

十一月廿九日

御父上様

參人々御中

松平造酒助

久繁(花押)

十一月廿九日

御父上様

御答

松平造酒助

① 30 (安政二年) 十一月廿九日

松平武右衛門文書 152

① 31 (安政二年) 十二月四日

松平武右衛門文書 56

〔端裏〕
〔異筆〕
「十一月晦日立、十二月十七日達候」

当十日・十五日御認之御書、同廿七日朝兩御書并色々品相達、難有奉拝見候、此寒氣ニ別ニ御痘氣之無御障も、益御機嫌能御繁多御用被遊御勤由、恐悦御事と奉存候、隨て此方別条無御座候、私種物も今度社根切ニ全快仕候間、乍恐御心思召可被成下候、此頃は鉄炮打面々下りニ付、友之輔へ御下之品々、廿七日ニ無事ニ相達候、兼て願置候金米糖御下被下難有奉存候、至極結構ニテ大楽沙汰仕候、其外御下之品々甘物余り忽チ給尽とて未御開無之候、十五日之御書も相達候ヘとも、カシティラハ未着不申、外々への御状早速届候、地震ハ今以動キ候よし、乍去大物ハ参申間敷考居候

殿様柳原へ御普請中御引越被成候由、三十六哥仙半藏より下し、甚々面白大笑仕候、昨日五右衛門参候間為見候處、此又面白とて借行候、半藏より悦右衛門への来書見候處、先達て御保散ニ御他行被成候由、喰々御面白御保養可被

遊と御浦山敷奉存居候、「小田原鉢」對御整御悦之由被仰下、喰能ものニ可之奉存候、筆願上候処此後之便ニ被下候由難有奉存候、先便申上候縫殿清川難義仕候由承候間大ニ案事候処、格別事ニ無之、廿日ニ清水之駅ニ着之由小隼人申ニ付大堵度仕候、定メシ時計も無事ニて着ニ可有之奉存候、此又先便薄々申上候角治事、宮ノ下婆々参り候故、角治を呼段々模様為聞候所、当人も又親も為登度と申事なれども、此節繼母少事有之、里ヘ戻り居候故歸候ハ、登り度趣申候間、若為登候事相成候ハ、來春之事と奉存候、繁藏ハ四月交代ならハ御迎ニ登候積ニ御座候、先々寒氣追々弥増候間、折角可被遊御厭奉存候、尚奉期幸便可申上候、恐惶謹言

奉申上候、追々寒氣強ク相成候間、折角可被遊御厭奉存候、尚奉期幸便候、恐惶謹言

十二月四日

松平造酒助

御父上様

御答

明日御料才立有之ニ付申上候、御母上様より委細御申上ニ可御座候、以上

三白、先月廿三日之夜此方地震御座候、御地ハ如何御座候やと一寸申上候、以上

① 32 (安政二年) 十二月五日

松平武右衛門文書 52

(端裏)
〔異筆〕
「十二月廿五日達候」

鳥渡奉申上候、九ツ過ニも可有之、快寢仕居候処出火ホヘノ声ニて目覚、人を為走処、九藏宅趣ニ付、三郎兵衛様同道ニて参候処、最早煨ニ相成居候体無慙至極候、先隱居初家内一同怪我等も不仕、無難ニ御座候、家才諸道具ハ此刻限ニ存之外出候、全ハ雪之為火足シルキ事ニ可有之存候、家内共ハ向之北爪ヘ参居候、又玄風上、十右衛門ハ風下、雪無ハ朝比奈甚々六ヶ敷場合御座候、夜明候ハ、大目付騒ニ可相成候、手伝も出来ぬ私とも丹藏壱人残シ、手持無沙汰故帰候て酒飯等遣候、帰候節皆我等方へ参候様申候へとも、未住居處て無之候へとも、喰宿不致ハ成ルまひと存居候、此上ハ少々事不仕ハ相成間敷と存候、ケ様変事ニハ御留守甚々閉口ニ御座候、只今戻り一通一寸認上候、追々可奉伺候と申残候、以上

十二月五日明七ツ過認

造酒助

御父上様

① 33 (安政二年) 十二月十九日

松平武右衛門文書 203

明日御飛脚立ニ付奉申上候、先以先月廿七日・晦日御認之御書数通當十四日ニ相達、難有奉拜見候、甚寒之砌益御機嫌能被遊御座、恐悦此事ニ奉存候、隨て此方一同替候義無御座候、私も此寒氣ニも弥障も無之候間、乍恐御心安思召可被成下候

一、弓之助殿へ御書届候、茶・密柑等ハ翌十五日達、茶早速杉山届候、本間ヘの海苔壹箱、幸五右衛門下リニ付誂ヘ遣候、蜜柑・枝柿被仰下候通其処々々ハ配分仕候、跡ハ一同ニ配分、難有頂戴仕候、ミカンハ十七八くされ、枝柿ハ無事、至極結構給候、二十三入壹箱ハ格別御座候、栄樹も開午候節參候間為給候所大歓仕候

一、公義より御触書写し一帳 一、御台場稽古各前一帳并御台場絵図壹枚 ナ
絵紙類色々、御下被下、難有奉拜見候、御儉約被仰出ニ付、火事帽子鍛仕直シ被仰付候思召ニ付、委細被仰下、奉承知候、幸当廿五日小笠原道太登ニ付誂上候間、左様思召可被成下候

一、御台場初て御組稽古之節、御心配被為成候処無滞相済、御安堵思召候由、其節四方山景色被遊御覽、御絵ニテ御母様へ被遣、面白拜見仕候、御地花盛ニ付、花迄御下被下珍敷見候、先頃御整之小田原鉢ハレニ御用ひ、喰一同歎候半と奉存候

一、先月中御日記御抜書御下、拜見仕候処、地震々々と有之、誠ニ奉遠察候一、御陣屋へ御組引越後御出無之ニ付初て御出、御戻り後六ツ少過ニ御城内紅葉山御宝藏焼失、段々御考之処被仰下、御尤ニ奉存候、具足之事一々被仰下、委細奉畏候、天照皇大神宮の胴仕立直シ思召ニ付、纏毛何匁ニテ何程の出来上りと申処、岩井ヘツモリ申付申上候様被仰下、奉畏候、歳前ニも相成、岩井も世話敷可有之候間、正月相成候ハ、為見委敷ツモラセ可申上候

一、皮鞍覆三度懸立派ニ出来之由、猿皮ニテ鞍覆馬せん被仰付候由、先達て被仰遣候節、私考候ニは寒氣御用心と察候処、存之外の御物好喰面白出来可申と奉存候、月毛一橋様馬乗ニ御頼被遊候由、喰能馬ニ可相成と内心樂ニ罷在候

一、来四月御交代の義、里見殿へ御志願被為成候由、一同内々四月と願居候、

大工上着之由、跡大工之義委細被仰下、御尤ニ奉存候

一、当六七日前より御手洗水凍候處を御覽ニテ寒中と思召由、此地と違候物ニ
御座候、当地ハ例年より至て緩成ル寒中、此頃は折々雷鳴、当八日夜五ツ頃
二雷鳴、皆々三ノ間へ集り居候時故、四極雷ハ大名之身之上杯と噂仕候、跡
二て聞候處、八日八ツ時鳥海禁大堂焼失、大名之身の上ニ相成候由

一、当十日白嶺五右衛門より鮫鱈至来ニ付、貞・牛・季・久・熊叔達、五右衛
門も案内仕候て振舞候、大堂焼失之嘶久兵衛殿より承候

一、十五日白井ニテ五十石初物成ニ付、御母様・私案内ニテ罷越候、鰐浜焼・
雉子大平其外色々、鱈吸物当年ハ鱈不足初て給候、翌十六日ニは中恵より案
内貰、晚刻より罷越候、多膳・源吾杯も参り候、軍談師白龍ノ地走、跡ニテ
色々地走出し、大樂仕候て一同戻り候、如何成事ケ様ニ地走いたし候や、い
つれニも多膳方へ被懸候事ニ也可有之やと推察仕候

一、先便ニ施々乱筆ニテ大略申上候九藏焼失、大目付も無滞相済候、戸障子・
壺・鍋釜・釘隠ニ至ル迄不残出候、誠ニ此節珍敷物出候火事御座候、長屋無
心ニ付余之義無之、大工少シ懸住居為致候ヘとも、少ハ物入仕候、御留守居
役大閉口仕候、戸・壺運、今日より九藏夫婦子共二人中家壱人引越候、多宮
夫婦ハ明日引越之趣、祖母・久吉ハ伝十郎へ参候由ニ御座候、焼候翌日夜九
藏参り、一本刀痛メ候間、悪敷とも刀借貰候様ニト申ニ付、三郎兵衛様へ御
相談いたし候、幸弓矢多此節不指ニ置候下坂可然とて当分貸候間、此又左様
思召可被成下候

一、弓之助殿鞆浦を是非々々貰度と、御下り遅シと待被居候由、直ニ無心ニ被
参候由内々承候、此段ハ甚々六ヶ敷事、家督と被懸候てハ大敵御座候、此段
密々申上置候

一、私不快弥快相成候間、左様思召可被成下候、榮樹もいよ／＼安堵仕候間、
此度委細申上候筈、御褒美ハ御下之上八丈嶋位ノ物被下候ハ、大悦仕候半、
乍去此時節中之事ニも有之、御見斗被下度奉願上候、先御飛脚立ニ付、此間
之御礼御答奉申上候、当年も今少し相成候、折角時節可被遊御厭奉存候、尚
期万喜之時候、恐惶謹言

十二月十九日燈下四ツ過ニ書終

御父上様 御答

松平造酒助

〔端裏〕
正月九日認十日出候書状、同晦日二達候」

① 35 (安政三年) 正月九日

松平武右衛門文書 178

① 34 (安政二年) 十二月廿四日

松平武右衛門文書 159

(端書)
〔卯十二月廿五日立才料、辰正月十五日御陣屋へ達候」

厳寒之節ニ御座候ヘとも益御機嫌能被遊御座、恐悦至極ニ奉存候、隨て此表一
同無事ニ罷在候間、乍憚御安意思召可被成下候、明日小笠原道太登ニ付、此頃
被仰下候猩々紺鑲・山形は白縮緬、幸便ニ付為指登候、今日は御歳暮ニテ皆々
様御出被成候、刲又九藏より無尽願候間、悦右衛門より半藏迄願旨大略申上候
筈、私書候義御座候ヘとも無尽杯と事ハとんと不分故、悦右衛門為書候間、御
考可被成下候、悦右衛門ハ大勵ニ御座候間、御序ニ御言葉之御称譽ニても被下
度奉願上候、先々無事迄奉申上候、後便ハ歳暮立御飛脚と申残候、寒氣折角可
被遊御厭候様奉存候、尚奉期万喜之時候、恐惶謹言

十二月廿四日

松平造酒助

參人々御中
御父上様

参人々御中

尚々、絵図三枚上候間、乍御面倒御覽可被成下候、弓矢多勇戦ハ
御祝義とて三五初中家一同トン上ルとて、奥御居間前ニテ一同懸
候處ノ図御座候、外二枚ハ中恵ヘ参候節図御座候、人ハ外ニ不参、
地走別紙之通御座候、余りクタ々々敷事御座候ても長夜之慰ミニ
書上候、万歳々々と申残候、以上



尔今余寒退兼候得共、益御機嫌能被遊御勤、恐悦至極奉存候、隨て此方一同替候義無御座候間、乍憚御休意可被成下候、扱又御地ハ此節日々日和、喫能時節可有之と遠察仕居候、当地ハ旧冬廿六七日頃より日々荒、余寒相成寒氣甚々強、雪も大雪ニ相成候、今日は当年ニ成初て日和ニ御座候、此度ハ何も申上候事無之、伺御機嫌のみ奉申上候、時節折角可被遊御厭候様奉存候、尚奉期万喜時候、恐惶謹言

恐惶謹言

正月九日

御父上様

参人々御中

尚々、明日才料立有之候由二付奉申上候、以上

松平造酒助

御父上様

御答

尚々、明日御飛脚立有之趣ニ付奉申上候、期後慶候、以上

松平造酒助

正月十六日

御父上様

三白、半切御下ニ相成候処漸今日相届、難有頂戴仕候、右御礼奉申上候

① 36 (安政三年) 正月十六日

松平武右衛門文書 198

(端裏)
〔異筆〕
辰正月十七日立御飛脚、二月三日四日二達候書状

旧臘廿五日御認之御書当十二日ニ相達、難有奉拝見候、先以益御機嫌能被遊御座、恐悦至極ニ奉存候、隨て此方一同無事罷在候間、乍憚御休意可被成下候、

先便申上候御上京疇之事於御地も専之沙汰御座候由、殊寄御供杯と被仰

付被為成候事無キとも不被申、唯人之事石澤杯へも頼置候へとも無人ニは困候者ニ御座候、四郎太へ軍用記貸候ても不苦候様被仰、奉承知候、九藏へ悦右衛門元長屋借候様被仰下、先便申上候筈、窺済不申内忽借候事ニ相成、暨・戸障子持參ニて住居仕候、九藏云々被仰下、初て承候、ケ程馬鹿ニは有之間敷と存居候、心得之義委細奉畏候、虎七千枚漬一箱上候挨拶仕候様被仰下、是又奉畏候、扱又此頃塙・助川より來書、塙より段々書候内、植木屋鉢植一二丁

も段飾、誠ニ好敷目付候と申遣、閑兵衛よりハ大人御蔭ニて其処々駆廻り甘物修行、此様ニ難有事ハなしと大歎ニて棹漫頭(饅)一箱下シ呉候、人々もそれノ成物と一笑仕候、私杯とハ殺生出来なき所ハ面白無之、最早春相成、段々野合時節ニ相成候間樂ニ罷在候、旧臘廿七日以来ハ兎角荒天、殊ニ寒中ニも勝りし

① 37 (安政三年) 正月廿二日

松平武右衛門文書 75

当二日御書廿一日ニ相達、難有奉拝見候、先以益御機嫌能被遊御勤、恐悦ニ奉存候、隨て此方一同無事ニ暮し居候間、乍恐御心安思召可被成下候、扱又旧臘被仰遣候具足尔今改不申候得共、近々見可申候、雪ノ下天照皇大神宮之祠仕立直被為成度思召ニテ、緘毛何程入と申處岩井へ為見、積申付、申上候様被仰下候ニ付、昨日呼為見候て緘毛ツモリ申付候処、別紙之通積認候間指上候、甲草摺等見候て、其処々々鑄出候故塗直不申ハ不埒明、其ツモリも序ニ書上可申と晴と書候、繁藏より大江山形よふなる具足櫃出来いたし遣候、未金具ハ付不申、キツ付不申様いたし置候、此節土藏片付、先大体不用品々見斗ひ下屋敷土藏へ遣候、悦右衛門申ニは從者具足御下屋敷土藏へ入度物と被仰候様承居候と申候へとも、是ハ如何仕候て可然や窺候、此方の土藏ニ鼠入、階下ハ足跡甚々敷、階上へも居候間、惣片付いたし候積御座候、將亦此間平四郎先生三郎兵衛様へ參、御先祖御用被成候御馬印御借申度との無心之由、去とも御留守之事、代一御先祖御用被成候馬印ハ不覺、且人之家先祖用ひ候品借し呉とハ余りニ心なき事故、一向不知被申候処、左様ならハ表江戸へ御聞ニ御遣呉と申頼候由、平四郎申分余之故、私より申上呉候様ニと三郎兵衛様被申候間、何ニ聞上候事六ヶ敷事無之故申上候、如何仕候て宜可有之や、御序ニ被仰遣被成下度候

寒氣ニテ、折々大吹大雪ニ相成候、御当地ハ梅花盛ニ喫面白時節ニ也可有御座候、乍併最早御陣屋御引越御取込ニも可相成と遠察罷在候、御世話敷事も無くなり候ハ、幸便ニ甘物被下度奉願候、先別ニ申上候事無之、此間御答旁奉伺御機嫌候、時氣折角可被遊御厭候様奉存候、尚奉期後喜之時候、恐惶謹言

松平造酒助

岩井惣兵衛今度結構ニ被仰付、昨日参、大歎御座候、早上候て戻候節ハ一千
捨候心持候、今度行司屋ニて被仰渡時ハ余りニ難有嬉敷泪流候、私兼て北辰講
祭いたし、連中皆々立身いたし、私人々を集候事故一番難有被仰付候、被仰
渡候様甚不思義、小原嘉平治ノ次席と被仰付候、小原ハ一代御流頂戴、私ハ
代々と被仰付、一代頂戴者之次席相成候事残念成事と嘆いたし、昨日四郎右
衛門年頭出候趣ニて例年之通土産遣候、明日御超歳之恐悦ニ付、御飛脚立有之
候ニ付奉申上候、奉期後慶之時候、恐惶謹言

被仰下度奉願候、十一日之便ニ色々被下、難有奉存候、海苔毎年脇方より貰候ても御在勤故とんと至來不申、珍敷戴候、其外結構甘物被下、私斗樂ニ仕居候、当年は其処々々年賀訳山ニて餅貰、皆々朝より餅焼、私ハ餅等ハ禁食ニ御座候間、氣詰候節樂仕居候、庄内追日雪も消立、最早野行初り候間、十五日過候、二は出可申と樂仕居候、御地ハ日和勝ニテ諸木花盛、面白時節ニ可有之、乍去毎々度々御他行御出来被成間敷、唯諸人噂御聞被遊居候半と奉遠察候、時候折角可被遊御厭候様奉存候、猶奉期万喜之時候、恐惶謹言

正月廿二日

松平造酒助

二月六日

微父

①
- 38
(安政三年) 二月六日

松平武右衛門文書
137

尚々、日向半切度々被下難有奉存候、余人ハ一向ニ望不申、私壹人ニて余り広
大之よふニ御座候間、今度御止被成下度候、扱又先便上候書状之内、二階ノ三
字落候様跡より心付候、以上

〔異筆端裏〕

先月十日御出之御書同廿六日ニ相達、難有奉拝見候、益御機嫌能被遊御座、
十三日ニは万事無御滞御陣屋へ御移徒(徙)相済候由、恐悦至極ニ奉存候、隨て此方
一同無事罷在候、扱十一日便ニ大時計速ニ抱出来ニテ御下相成、道中無難ニテ
廿九日達、晦日季四様御出ニ付、被仰遣候通御嘶仕、車合セ岡為御見申候處、

〔端裏異筆〕
二月十二日立、同廿六日御陣屋へ達、同廿八日御飛脚立二付返事出ス

松平武右衛門文書
126

143

①造酒助書簡（江戸在勤中の父宛）

罷在候、弱心出し、今去口外唯入恐候事ニ奉存候、懸候ても違候事なく大安堵悦
仰出甚以困候、紋之事、鍛事、巴形之帽子ハ二重三重ノ鍛、今一ツ弓矢多分、
是も山形ニ紋六ツ付居候、丈ハ宜御座候、猩々絣之鍛ハ丈長ク候、泥返シハ悪
敷分一ツ取候ヘハ宜可有御座存候ヘとも、帽子ハ如何可仕や、大体ハ笠ニテ済
可申候ヘとも、殊寄帽子不持ハ不恰好の場も可有之と存候間、御考之処御序ニ

正月廿四日・廿五日御認御書、当八日二相達、難有奉拝見候、益御機嫌能被遊
御勤、恐悦至極奉存候、隨て此方一同障候事もなく暮し居候、扱年始状上候為
御返事被為入御念、難有奉拝見候、平均免之御書付　　御靈前へ備候、弓矢多
云々被仰下、委細奉畏候、九藏云々是又奉畏候、御書達候節季四郎様・三郎
兵衛様被居候間為御見申候処、至極御尤御事と被申候、半藏より御陣屋絵図下、
甚面白早速写候、八日白司農參候間為見処、十日ニ御家老衆へ為見候故借呉と
て持参被致候、外ニ定府此方勝手書付、嘸々大歎ニ可有御座と遠察仕候、扱又
当地ハ尔今屋敷内杯と大雪未一向消不申、乍去此二三日日々快晴、追々能時節
相成候、明日御飛脚立有之と暮過聞、此間之御答、且窺御機嫌のみ鳥渡奉申上
候、時候折角被遊御厭候様奉存候、猶奉期幸便之時候、恐惶謹言

二月十一日

松平造酒助

上候、時候折角被遊御厭候様奉存候、尚奉期幸喜之時候、恐惶謹言

御父上様

御答

二月廿一日

松平造酒助

御父上様

御答

二月廿一日

松平造酒助

①造酒助書簡（江戸在勤中の父宛）

尚々、時計日々私掛居候、止候事無之至極よろしく御座候、町時鐘と合セ候様懸候へとも時鐘ハ甚不同ニ御座候て、合セ事ハ成不申候、以上

① 40 （安政三年）二月廿一日

松平武右衛門文書 50

① 41 （安政三年）二月廿三日

松平武右衛門文書 111

当朔日御書同十二日相達、四日御書両通とも廿日相達、難有奉拝見候、益御機嫌能被遊御座、恐悦之至ニ奉存候、隨て此方一同無事御座候間、御休意可被成下候、扱又金米糖被下難有頂戴仕候、久々御遠足不被遊候ニ付、廿九日寛藏・小源太・中郁も御供ニテ團子坂と申植木屋、其外道々色々御遊覽、七ツ頃御戻り由、嚮御面白御保散被為成候半と奉存候、御歸國之上ハ御物語御聞可申と大樂御座候、火事帽子之事被仰下、先便申上候通困居候處、出來之上早速御下相成候由、私用も拵被仰下難有奉存候、交代之事御物頭被仰付候由御座候へとも、大將之御交代ハ尙今相知レ不申候由、如何成事ニ候や、唯御待申居候より他事無御座候、乍去今少し御待被遊候ハ、知レ可申候間、御氣長の方と奉存候、将又先達てより不快之事可申上処、御案事思召ヤト実ハ不申上置候、然処入御耳甚御案事、其夜御食事も御快不被為成候由、何とも不幸私奉入恐候、後便御安心被遊候由、イツモト模様違、此度ハ全寒氣障ニテ、廿六七日強寒候

腹中引ツリ候へとも腰曲候事無之、熱も一向無之、元日大体快方相成候處、又晚方甚敷寒氣相成引ツリ又初り日々荒七日朝ニ相成候處、例古穴少フクレ候様相成候間、自身さんりやふニテ破候處癪出候、御存之通イツモ腰曲ハ無之、翌日より膚も止候、日増種物快成候處痰咳余程困、十日位快、跡ハ日々綱きよひ綱染、当十五日ニは出勤可仕候存候へとも雪水ゾブノヽと申道故、先御見合にて止候、十五日頃より日々雪荒、節句迄と相止候、御地暖氣御座候由、此地ハ未兎角雪荒、雪も随分有之、昨夜杯と余程荒、不快弥快候へとも水溜り居候間、十七八日頃中東蘭方懸居候、今明日御法事ニテ甚御取込ニテ、母上様杯とよりハ此度ハ御書御上被遊間敷、廿四日便ニ御着物御上被成候由、先此頃御答奉申

松平造酒助

尚々、時計日々私掛居候、止候事無之至極よろしく御座候、町時鐘と合セ候様懸候へとも時鐘ハ甚不同ニ御座候て、合セ事ハ成不申候、以上

① 42 （安政三年）二月廿五日

松平武右衛門文書 60

松平造酒助

松平武右衛門文書 60

十日御認之御書廿五日相達、難有奉拝見候、先以追々春暖之砌、益御機嫌能被遊御座、恐悦至極奉存候、隨て此方一同無事罷在候、私不快追日快方相成候間、御休意可被成下候、扱又朝岡四月出府被仰遣候由、御下り事ハ尙今不被為蒙仰候由、乍去最早相知候半と奉遠察候、助九郎殿ニテは八月之積ニテ支度等^(マ)杯と不被致候由、昨日祖母さま御出御嘶御座候、明日御飛脚立ニ付、先々御返事

迄奉申上候、時候折角被遊御厭候様奉存候、尚奉期万喜之時候、恐惶謹言

二月廿五日

松平造酒助

御父上様

御答

能天氣、昨日宮ノ下姿々正月礼ニ参り、カタカゴ漸出候とて少々持參、皆々近日中ニ御下近付不申内野行いたし候積ニテ、宮ノ下山ヘカタカゴ取參候積ニテ毎晩評義御座候、以上

① 43 (安政三年) 二月廿九日

松平武右衛門文書 67

当十三日御書同廿六日相達、難有奉拝見候、益御機嫌能被遊御勤、恐悦此事奉存候、隨て此方一同無事暮し居候、私不快追日全快罷成候間、乍恐御休意可被成下候、先以弘御交代も御内願之通四月相成候由、時節能、始終一同之為、嘸々御安堵思召被為成候半、御組へも早速相達相成候処權三郎ハ大歎仕候由、尤事ニ存候、御下之節率馬之義被仰下、至極御尤ニ奉存候、逆も清川ニテ馬具取出候事相成申間敷、叔父様か弓矢多藤鳴辺迄御迎可被參候間、其節為引可申と奉存候、友藏義矢張四月交代ニ付、御供被仰付候由、気のキヽ候事も有之間敷存候へとも人物者之よしニ御座候間、御側御召仕極上ニ可有御座候と存候、御召運之面々いつれも丈夫ニ相勤居候ニ付、別ニ為登候ニ不及旨被仰下、奉畏候、今迄も石沢其外其処々々頼置候得とも壹人も無之候、明日恐悦御祝義御飛脚立ニ付、此間御答迄奉申上候、追々幸便可申上候、恐惶謹言

二月晦日

松平造酒助

御父上様

御請

尚々、窺候事差當り何ニも無之、追々幸便可奉申上候、四月御交代之上ハ日數

一向無之、忽御下ニ可相成候間、甘物ハ無御遠慮被下度奉願上候、此方此節川

北年頭ニテ甘物御座候、廿三日ニは岡本勘作より雁壱羽至來、牛兵衛様雁給度

ヽと被申候間御案内仕候、油物ニ至極結構御座候、廿七日宮田より雁壱羽、

金頭二十尾至來、鳥ハお雛さまの御地走ニ御貯ニ相成候、昨日は尾閑又兵衛年頭出、鶴・福島産枝柿壱重・塩数ノ子壱重・米沢産菓子壱箱持參、塩数ノ子ハ

御下迄御貯相成候、將又御下之節甘酒御上被成候とて、今日雪山ニいたし貯候、何卒能梅塙ニ出来候様ニと今より祈居候、庄内も漸春模様ニ相成候、今日頃誠

① 44 (安政三年) 三月九日
松平武右衛門文書 85

(端裏)
〔異筆〕
「三月九日認ニテ由吾同十日出立、同廿三日着ニテ達」

新介・槍五・扇之助五日着、御書翌六日相達、難有奉拝見候、先以益御機嫌能被遊御勤、恐悦此事奉存候、隨て此方一同無事罷在候間、乍憚御休意可被成下候、御下も弥四月ニ相成、御下シ物等段々被仰付、嘸御世話敷思召候半、西廻着船ハ五月半頃成可申、着候ハヽ、□熊之皮之義委細被仰遣、奉畏候、火事具之事是又奉畏候、当年ハ早御下四月十日と申沙汰御聞被遊候由、其訛ハ御分不被為成候由、此方ニても色々噂御座候得共、御考之通大暑御道中御難儀之為ニ也可有之と奉存候、拐助九郎殿ハ八月の交代之積いたし居候処四月相成大騒、爾今明荷六ツより外支度出来不申と沙汰、登頃合も分不申候、將又御下前も今少ニ相成、申付候事も色々有之、明日は初出可申と存候へとも甚不都合にて心世話敷處へ、菅原由吾明日出立之趣ニテ暇乞參候ニ付、此頃は一向便無之故鳥渡奉窺御機嫌旁此間御答奉申上候、尚奉期幸便之時候、恐惶謹言

三月九日

松平造酒助

御父上様

御答

① 45 (安政三年) 三月十一日
松平武右衛門文書 76

上已御認之御書當十日相達、難有奉拝見候、追日春暖之節、益御機嫌能被遊御座、恐悦至極奉存候、隨て此方一同替候事無之、私も節句ニは出勤、廻勤仕候

得共別障無之、追々快方罷成候間、乍恐御休意思召可被成下候、追日御下候も近付、嘸御混雜ニ相成候半と奉存候、明日ハ平右衛門殿登ニ付暇乞ニ参、序二惣二郎へ助九郎殿登の日限聞ニ參候処、惣二郎ハ留守、みよし申ニは尔今幾日と申事不究、来月早立ハ不仕、未ニて立候事不相成、山ノ内ニて 殿様へ御行合不申様、十七日日光御祭ニ不掛よるニいたし事故甚六ヶ敷と申候、乍去無間登ニ可相成候、節句ニは五ツ前御出仕被為成候御積之由、御戻リニは桜花御覽ニ御放散之由、嘸御面白可有之と御浦山敷奉存候、此方ハ漸梅咲初候、未四方山ハ眞白、御城下ハ大体消候得共兎角寒風、昨日今日と弁当斗為給、不天氣にて相止、明日頃ハ嘸天氣ニ可相成と又々弁當申付候、此頃は日々便り御座候、昨日ハ由吾、今日は山口三郎兵衛・久留多門、明日は平右衛門殿、十四日は権右衛門殿、十五日は成田吉右衛門、十七日ニは悦右衛門親類、来月九日小倉弥大夫出立候故、追々可申上候得共、此頃御答且奉窺御機嫌候、尚幸便と申残候、恐惶謹言

三月十一日

松平造酒助

御父上様

御請

尚々、弓矢多今日鳥刺出、状認不申兼候、以上

① 46 (安政三年) 三月十一日

松平武右衛門文書 174

先月廿八日御飛脚立ニ付御出之御書、今日暮頃相達、難有奉拝見候、益御機嫌能被遊御勤、恐悦此事奉存候、隨て当方母上様・三郎兵衛様初一同無事罷在候間、乍憚御安意思召可被成下候、扱又封目へ押候印被下、難有頂戴仕候、半歳書候絵図之事段々被仰下、先頃の岡尔今脇方ニ廻帰り不申、被仰下候通東海朝日出候処、安房・上総、水影色も相成候事ならハ為書申度候、乍去御下近付万事世話敷成、近も出来申間敷と存居候、唯御金ハ御困被遊候由、四郎太ヘ御書被下候事や、旦那様ハノヽハと大笑いたし参候、定府之事云々被仰下、如何様訳の有事ニ可有之奉存候、御地ハ雨勝ニテ火事御聞不被為成候由、此方ハ兎角不順時候、今日暮前杯とハ余程雪荒、弓矢多鳥刺ニ出、川向ヒ参候やと甚

御父上様

三月十三日

松平造酒助

① 47 (安政三年) 三月十三日

松平武右衛門文書 13

明日御飛脚立ニ付奉申上候、追日春暖之節ニ御座候得共、益御機嫌能被遊御座、恐悦至極奉存候、隨て此方一同無事罷在候間、御安意思召可被成下候、扱又今日初出仕、勝負ハ無之候得共、存之外草臥不申、鳥隨分居候へとも、かしらニてなかノヽ取候事不相成、諸鳥尔今渡不申、先ツ近年無覚大雪、山の模様例年事ニ仕候てハ二月上旬頃塩梅御座候、今日昼後より風ニ相成、甚寒ク早戻り仕候、明日恐悦有之、権右衛門殿も立申候由、別ニ申上候事無之故、無事のみ奉申上候、猶奉期万喜之時候、恐惶謹言

案事候処、雨降候故町田川へ参候迎、暮ニ帰安堵仕候、西廻しへ刺竿御下シ之思召ニテ万年ハ御頼被為成候へとも、房州竹より外無之ニ付御止被為成候由、此方カラ竹同花咲候為ニヤ、此頃弓矢多大騒いたし候趣ニテ、かしら三羽・杉虫五羽刺、昼頃ニ刺竿折帰困居候、深山入之鳥懸ス、ケ竹御頼被遊置候由、長尾杯との鳥懸浦山敷、儀八郎登候節も頼遣候、是ハ至極求度候、若御求被為成候ハ、御下之節代一御土産樂罷在候、御下も残時ニ相成候ニ付、中郁杯と御土産の御嘶之由、御下之上ハ色々御咄御聞可申と毎夜三ノ間ニ集、指折樂御待申居候、只今皆々評儀ハ、御下着之折ハ御土産入候荷入座敷置、其晚之内開可申杯と色々評定、一同何力ニ付て樂罷在候、中郁上候節登前約速の座禅豆尔今不下故、一同待居候由被仰被下度候、七兵衛より海苔上國産ニテ御珍敷御賞味被為成候由ニ付、福ゐ里行之節厚礼為申述候様被仰下奉畏候、燈下ニテ認、荒増御答奉申上候、母上様より明後日ニ御返事上候間、今日ハ上不被成候故宜申上候様被仰候、尚奉期万喜之時候、恐惶謹言

松平造酒助

① 48 (安政三年) 三月廿一日

松平武右衛門文書 180

明日御飛脚立二付奉申上候、追日春暖之節、益御機嫌能被遊御座、恐悦至極
ニ奉存候、隨て此方一同無事罷在候、私も追々快方御座候、今日も高タテへ明
張九ツ時より参、漸鶴十七羽勝負ニテ七ツ過ニ戻り、甚々草臥申候、扱又指折
候処段々日数無なり、此方ニテ噂仕候ニハ助九郎殿廿三日着府日割之由、左候
ヘハ来月廿八九日頃之御出立ニ也可相成奉存候、先ツ別ニ申上候事無之、無事
のみ奉申上候、尚奉期万喜時候、恐惶謹言

三月廿一日

御父上様

松平造酒助

尚々、弓矢多ハ宮ノ下前明張仕候、草臥候事ハ私より草臥候様子ニテ大笑仕候

① 49 (安政三年) 四月二日

松平武右衛門文書 108

被遊御座、恐悦至極奉存候、隨て此方一同無事ニ罷在候間、乍憚御休意可被成
下候、朝岡殿より表狀ニモ日限之事無之候得共、十日出立ニテ十三日割、廿二
日頃ニ上着ならハ、廿四日御立五月六日御着之御心組之由被仰下、然処朝岡
八十一日立之由ニ候得ハ御着ハ来月七日ニ可相成と一同歎御噂仕居候、御帰り
御道中之義、尔今御定無之由、会津通り御帰も隨分御宜可有御座候、此後ハ先
ツ御登も有之間敷と存候間、先別道御下、御咄実と奉存候、若小国御泊リニ相
成候ハ、御迎ニ一夜泊リニ野路子取なから參度杯と噂仕居候、御迎馬等之事後
便被仰下候由奉畏候、將又十一日ニ兩殿様御遠乗御立寄被遊、御片付ニテ大
勤被為成候由、其節御菓子御上被為成候處、御直ニ御挨拶御意之由恐悦ニ奉存
候、翌日ハ昨日御移リニ雁御頂戴之由、是又恐悦奉存候、石川・助川杯とヘ御
振舞被遊候由、駕籠御召下し御頂戴被為成候由、是白駕籠ハ御陸尺どもの稽古
駕籠ニ御供頭御遣候由、喰立派ニ可有御座と奉存候、扱又私不快追々快、此節
日々様ニ野行仕候、廿一日後ハ廿三日櫛^(櫛)引通り出無勝負、廿五日ニは下川山
へ明張いたして十六羽取、廿八日ハ又々明張へ出二羽、下川前通り朝より廻張

①造酒助書簡 (江戸在勤中の父宛)

① 50 (安政三年) 四月十日

松平武右衛門文書 83

尚々、一寸申上候、廿八日ニは不思義物降申候、とんと赤土様物御座候、網張
居候處、網赤泥塗干候様相成候、一日赤霞居候て近村近山とんと見へ不申、い
つれニ山燒為候や、甚不思義事御座候、以上

御父上様

松平造酒助

先月十四日御書同廿三日ニ相達、難有奉拝見候、追々暖氣ニ相成、益御機嫌能
被遊御座、恐悦至極奉存候、隨て此方一同無事ニ罷在候間、乍憚御休意可被成
下候、朝岡殿より表狀ニモ日限之事無之候得共、十日出立ニテ十三日割、廿二
日頃ニ上着ならハ、廿四日御立五月六日御着之御心組之由被仰下、然処朝岡
八十一日立之由ニ候得ハ御着ハ来月七日ニ可相成と一同歎御噂仕居候、御帰り
御道中之義、尔今御定無之由、会津通り御帰も隨分御宜可有御座候、此後ハ先
ツ御登も有之間敷と存候間、先別道御下、御咄実と奉存候、若小国御泊リニ相
成候ハ、御迎ニ一夜泊リニ野路子取なから參度杯と噂仕居候、御迎馬等之事後
便被仰下候由奉畏候、將又十一日ニ兩殿様御遠乗御立寄被遊、御片付ニテ大
勤被為成候由、其節御菓子御上被為成候處、御直ニ御挨拶御意之由恐悦ニ奉存
候、翌日ハ昨日御移リニ雁御頂戴之由、是又恐悦奉存候、石川・助川杯とヘ御
振舞被遊候由、駕籠御召下し御頂戴被為成候由、是白駕籠ハ御陸尺どもの稽古
駕籠ニ御供頭御遣候由、喰立派ニ可有御座と奉存候、扱又私不快追々快、此節
日々様ニ野行仕候、廿一日後ハ廿三日櫛^(櫛)引通り出無勝負、廿五日ニは下川山
へ明張いたして十六羽取、廿八日ハ又々明張へ出二羽、下川前通り朝より廻張

仕候、漸々四十九羽取、五十二不相成甚殘念之至ニ存候、前日源吾參候間、源
吾百刺、私ハ五十取候ハ、両方勝負集給候積いたし処、源吾ハ百壱羽刺、私ハ
四十九羽取、振舞ハ出来兼甚殘念ニ存候、乍去私勝負ハ当年一番通り積ニテ鼻
高クいたし居候、昨日も出候へとも大体渡り候物やとんと不居、漸十羽取候、
御待受ニ何ニも無之、塙鳥御好物ニ御座候間、五十羽塙付仕候、皆鶴油物御座
候、曛甘ク可有御座と存候、是迄兎角不塙梅ニ相成候間、自身料理いたし漬候、
如何出来候や甚無心元候、昨日勝負、今日開可申と存、中恵・栄樹へ案内仕候、
明日ハ平兵衛杯と申合セ瀧澤辺ヘ鳥汁參候積ニ御座候、此頃ハ便り無之所、明
日古川儀兵衛登之趣ニ付、奉窺御機嫌候、折角時候被遊御厭候様奉存候、尚奉
期幸便候、恐惶謹言

四月二日

松平造酒助

と約束仕候、此節は唯々野行ニて、三日ニも黒森へ鳥刺參り二十六刺、五日ニはかも行、八日ニは下川山へ暮張仕勝負無之、昨九日ニは柳原下へ明張仕候得共、一昨日より無間続取兼候、先ツ刺取ハ相止候、此後は深山入相初可申と存居候、明後日は牛兵衛様と去年より御約束仕候て酒田へ日帰り罷越候積ニ御座候、川向之事故ニ三郎殿へ聞済いたし貰、參候事御座候、明日は多膳より鏡開案内貴參候積仕候、今日東作暇乞ニ参り、大濱通り十五日割ニて十二日出立之由ニ御座候間、是ニは書状上不申候、殿様弥当十六日ニ御帰城之由申来候ニ付、明十一日恐悦御飛脚も立候へとも、中恵登ニ付、頼御答状指上候、御下も今少ニ相成候間、折角時節被遊御厭候様奉存候、尚奉期万喜時候、恐惶謹言

四月十日

松平造酒助

御父上様

尚々、昨日よりナカセと申大風、今日は昨日より少シ弱、火事杯と出候は以外外杯と嘶いたし居候處、昼半頃ニも可有之や火事ノヽと申音ニてヒツクリ仕、方角見候處、真東少シ烟出、高ク不登、段々火勢盛ンニ相成、五日町末岩三郎隣家鍛屋より出火之由、然處向側鳥井川原へ飛火ニテ付焼候由ニテ甚敷黒烟、其節白司農・平四郎先生參候、其内川向ヒの赤川村へ飛火ニ付焼上り、広大火出ニ相成候處、火消共忽西ニ向ヒ皆走り、新町々々と申走、又々ヒツクリ仕、風上故如何可仕と存候處、白司農・平四郎杯と大驚皆戻り、然處虚ニテ大安堵仕候、赤川ハ飛火ニテ余程焼候由、赤川村より又飛火ニテ三ツ橋は不残焼候と申事ニ御座候、昼半頃より七ツ過迄焼候、烟ハ地はひ高ク不登、黒烟夥々敷事御座候、委細ハ悦右衛門より半藏迄遣候事ニ御座候間、左様思召可被成下候、以上

① 51 （安政三年）四月十三日

松平武右衛門文書 80

明日恐悦御飛脚立ニ付一書奉申上候、追日暖氣罷成候得共、益 御機嫌能被遊御座、恐悦之至ニ奉存候、隨て此方御かゝ様初皆々一同無事暮し居候間、乍憚御休心可被成下候、 殿様御發駕相成、十六日ニは 御帰城被遊候由、拵助九郎殿も出立相済、御立も余少ニ相成候、万事御心世話敷、御取込ニ可有

御座候と奉遠察候、此方ニも段々世話様ニ相成候、悦右衛門ハ隙無候、拵助御着城之節〔中村百度〕御先乗順番ニ付、青借呉候様申ニ付、弓矢多ヘ任候、將又先便ニも申上候通、牛兵衛様と去年より致御約束候事故、昨十二日明七ツ時より出宅仕候て出懸申候、道筋ハ青山へ出、猪子の渡越、十五軒渡、新渡越、鵜渡原川ノ乳母へ参り、本間抱地を見、寺々ニ廻り、御台場より山王山、日和山、五右衛門地走成り、又々鵜ト原川へ参り、七ツ時頃相成候間、元道より帰り候、三郎兵衛様も被参、御両人とも大草臥被致候模様、私ハ存之外丈夫ニテ、明日ハ五十川俣へ野路子取ニ参候積ニ御座候、先々別ニ申上候事無之、無事段斗奉申上候、猶奉期万喜時候、恐惶謹言

四月十三日

松平造酒助

御父上様

尚々、かゝ様此度ハ御状御遣不被為成候由御座候間、左様思召可被成下候、以上

① 52 （安政三年）四月十五日

松平武右衛門文書 24

明日は 御帰城ニ相成、御飛脚立ニ付奉申上候、益 御機嫌能被遊御座、恐悦至極ニ奉存候、隨て當方母様初一同替候事無御座候間、乍憚御休意可被成下候、明日四ツ時揃之処御列卒相止、俄ニ五ツ半時揃ニ相成候、扱又当年は時節後、鯛漸取レ初候、御下頃ハ可有之奉存候、御下も段々と近付、御混雜ニ可被為人と奉存候、昨日五十川俣と申処へ初深山入、尤雲平先立聞候鳥不残取、腹合能帰候、御土産之鳥懸染仕候て待遠ニ存居候、別ニ申上候事無之、無事暮し居候条、壱通り申上候、折角時節御厭御機〔マコ〕能能御下可被遊と奉存候、尚奉期幸慶時候、恐惶謹言

慶時候、恐惶謹言

四月十五日賀

御父上様

松平造酒助

尚々、母上様初一同御機嫌伺宜申上候様ニ御座候、以上

① 53 (安政三年) 四月十六日

松平武右衛門文書 155

御日割通 殿様御機嫌能四ツ過御着城相成、御同意奉恐悦候、扱三日御認之御書相達、難有奉拝見候、益御機嫌能被遊御勤、恐悦之至ニ奉存候、隨て此方一同無事罷在候間、乍恐御休意可被成下候、今日御列卒可有之処、御耳痛、其上御風氣ニテ相止、清川より早御立ニテ、存之外早々御帰城ニ相成候、乍去御不快も御当分之事と承候、御交代近付候得共、御登之節と違、御支度御心ニ無御座候由、御陣屋ヶヘエール調練稽古御世話敷由、御老若様方御見物之日ハ夜八ツ時揃、其節ハ馬ニテ御出被遊候御心組ニ被為入候由、兎角鉄炮御騒ニテ御隙無之由、御下頃合ハ爾今曉と御究ニ不相成候由、 御発駕前ニ神田橋御屋敷ニ七ツ時頃より御支度ニテ御詰之由

先便ニも被仰下候御懇之御意、其上御手自御小袖御頂戴被為成候由、誠ニ御本望之至奉恐悦候、御下之上御祝義被為成候へとも、先ツ内場斗御祝義仕候様被仰下奉畏候、何か肴汁ニても可仕、かゝへ申付候、御地走ニも及間敷と奉存候、此状恐悦認居候処、満之助参り段々咄し仕候、先以万事為御首尾能御意之上、御手自御小袖御頂戴ハ容易無之事、全御行届之義と重置恐悦ニ奉存候、唯地震咄杯と仕候て歸り候、只今御飛脚立ニ付、御答斗奉申上候、時節折角被遊御厭候様奉存候、猶奉期万喜時候、恐惶謹言

四月十六日

松平造酒助

尚々、先便ニ御下被下候砂糖漬難有戴候、結構給候、幸牛兵衛様咄ニ御出故開申候、以上

御父上様

① 54 (安政三年) 四月廿日

松平武右衛門文書 55

奉存候、御組も今日より段々立候趣、弥廿五日御立ニ相成候ハ、与惣ハ御途中ニテ御行合可相成候、先ツ別ニ何事無之、無事のみ奉申上候、折角時候被遊御厭、御機嫌能御下着奉待候、尚奉期後慶之時候、恐惶謹言

四月廿日

松平造酒助

猶々、当年は早御下故、御列卒有之模様ニ御座候間出申度候へとも、栄樹申ニは今少御見合被下ト申ニ付、明日後ハ先ツ引込可申と存居候、野路子一番ニ残念御座候、最早盛ニ相成候、此節とんと野路子氣相成、雲平杯と日々参り、唯深山嘶ニ御座候、期幸便候、以上

【参考2】(安政三年) 四月廿六日 渡部宗右衛門文書 節 松平武右衛門文書 212

一筆致啓上候、向暑之砌罷成候処、 造酒助様益御機嫌能被遊御座奉恐悦候、 武右衛門様御台場御詰無御滞被遊、 御交代、昨廿五日六ツ半時頃、御發足被為成、折節小雨ニ候得共御出立後は快晴ニ罷成、嘸々御日割通御着ニ罷成可申、 御在勤中以御威光無滯相勤、難有仕合奉存候、右御礼申上度如此御座候、 恐惶謹言

四月廿六日

渡部宗右衛門

太田悅右衛門様

參人々御中

茂(花押)

① 55 (安政三年) 五月六日

松平武右衛門文書 145

上ノ山より御書今日七ツ時過相達、難有奉拝見候、益御機嫌能、弥先月廿五日御陣屋御出立、宇津宮迄御日割通り御下行被為成候処、人馬差支ニテ大田原御泊之処喜連川之駅へ御滞留、其後ハ無御滞御下之由、重置奉恐悦候、御供面々も丈夫ニ勤候由何寄事奉存候、御荷物ハ日後ニ相成候由、定敷とも不仕候へとハ惣御目見被為請旨被仰出候、猶又御立も今少ニ相成、嚙御取込被為入候半と

①造酒助書簡（江戸在勤中の父宛）

繁蔵 動人と先日より約束仕、既ニ四日、尚又為上候、若今日清川へ御着船無之
ハ一夜止宿仕、野路子取可申と存、御暇願可仕と存候て金助より模様聞候、節
句ニ可願出と心組仕候處、晚方御列卒触參り、乍殘念相止、翌節句ニハ押切先
の十右衛門谷地へ罷越候、只今便ニ今日御着船無之由ニ付、明日社御迎出可申
と存、日帰成とも清川迄事故順之助殿へ断出可申存候内、御列卒触又々参り迫
罷出兼候、一同健ニ御待遠ニ奉存候、今日栄樹・繁蔵御迎參り、召被上物無之
故、何か遣吳と申遣候間、此節事故鯛壹尾指上候、弥作参居候故能様いたし指
上候様ニと申付候、明日御迎ニ出兼甚々残念奉存候、間無御着、折角被遊御厭、
万々拝尊顔御物語可仕と申残候、明日支度ニテ鳥渡貴報奉申上候、恐惶謹言

五月六日夜認

松平造酒助

御父上様
御答

(2) 造酒助書簡

(元治元年～慶應元年 造酒助江戸在勤中國元宛)

(2) 2 (元治元年) 八月廿三日

松平武右衛門文書 150

② 1 (元治元年) 八月廿一日

松平武右衛門文書 119

八月廿三日出九月四日二達
二度目

父様

(端裏)
〔(異筆)
壹番〕
八月二十一日正藏早追下ニ付純藏より届候て達」

一筆啓上仕候、追々秋冷之節御座候得共、益御機嫌能被遊御座、恐悦至極ニ奉存候、私も大丈夫ニて当十九日草賀(草加)之駅より昼過 御上屋敷へ着、兵部殿へ助九郎殿より義申述 御殿へ出仕、御目通被仰付、色々蒙御意、御礼申上候て退出、下谷御長屋へ七ツ頃一同馬とも大丈夫ニて着仕候間、乍恐御心安しく思召可被成下候、道中容子日記等委細可申上候処、落付不申内今日御老中御連名御奉書至來、御用召ニ付遲刻ニ相成大急ニて御殿詰居り候処、毛利御証代御出陣之節御旗本備御先手被為蒙 仰、御同意奉恐悦候、二万七千石無拠、只今御用所出、昨日一ノ手被仰付候上ハ是非御供被仰付候様申述置候、委細は近便ニ可申上候、先々御機嫌伺旁一同馬とも無事上着之義奉申上候、時候折角御厭可被遊候、尚奉期幸便候、恐惶謹言

八月廿一日御殿ニて認

松平造酒助

久茂(花押)

尚々、弥御供被仰付候ハ、此内可申上候、外人々へも乍恐無事之義御嘶可被下候、傳吉・文次日増キ力ナク可相成と考居候、屢絵・甘物、良平下候節差下可申、先々早々無事のみ奉申上候、以上

三白、御退出後無間兵部殿・権十郎殿御供被仰付候、藤彌御組は御差下ニ相成、一昨日より立始、明日□□不残出立之処、是非御供被仰付被下度内意ニ付、私御用所申述候、如何可相成候、藤彌新徵組取扱ニ付御差留相成居候ニ付、いつれ組引返候事ニ可相成候、一同大勢ひ、喰庄内よりも人数登可申候半と被考候、以上

半兵衛出立ニ付九日之御書、同人廿二日昼前着、御殿御小性頭詰所前達、相達難有奉拝見候、益 御機嫌能被遊御座、恐悦至極ニ奉存候、私儀も無異条大丈夫ニて十九日昼過着仕候間、乍恐御休心可被成下候、段々御心配被成候条、御厚心之程深有難仕合ニ奉存候、九日洪水之為人馬ニ差問、無拠一日二二里、勢至堂ニて滯留ニて一同草臥を直し、翌日より滯留等無之候得共日後れニ相成、十九日着仕、一同無難大丈夫ニて上着、馬は四日路程之處弱り候模様、夫より追々丈夫ニ相成、一点障無之丈夫ニて着仕候間、少も御掛念被成下間敷、千住へ帰七出迎ニ居、率馬守護いたし出候ニ付暫嘶いたし、十日も休メ候ハ、源吾兵衛と申合來り候様申含、其節委曲頼候事ニ約速いたし、下谷御長屋へ知合人々來居、賑々敷目出度祝賀仕候、翌日より日々半道余往来草臥候様相成候、尓今一人ニて神田橋へ參候事不相成候、壱人歩行いたし候ハ、覚可申候被考候様御座候、店飴様見事ニて人の目付様仕候処奇妙ニ能いたし候事ニ御座候、道車通候事毎度御嘶之通油断成不申、馬具屋馬具斗、具足櫃又は着込・鎗飴候事は入驚候、実都は格別成る物ニ御座候、扱廿日ニは 御連名御奉書御至來、廿一日御供被為蒙仰、即座兵部殿・権十郎殿御供被仰付候、男四郎・政右衛門も夫々被仰付候、私共ハ今日被仰付候、御入費等ハ實ニ入恐候義斗ニ御座候、御人數二百五十騎、其外新徵組二百餘、登之助門人七八十人位、士分ハ都合五六百人之由、郷夫御國より為御登之由ニ御座候、何百人為御登相成や、扱々御入費実可申上様無御座候、私共喰々金ツカイ可申、此度藤彌新徵之為御差留、御組は御暇出十九日より下始メ、廿一日夜は古河宿へ早飛脚達、引返候事ニ申遣候、主馬も急登被申遣候由兵部殿被嘶候、御国内は大勢ひニて可有之、此方若衆大勇鯨波浪揚候由ニ御座候、兵部殿被心付ニ付文之助・彌五右衛門為登吳候様申遣候、用金を為取扱候積ニ御座候、私とも一同へ郷夫御貸被下候ニ付五人申立候、

候間差下候間、傳吉へ御預ヶ可被成下候、余訛山食候ては虫氣ニ可相成、夙絵

九月十月頃求遣候積ニ御座候、ハンコイ板其外女達より被頼候品先々御待可被下候、東都差置大坂・京御注文何成とも被仰付候様と仕度候、荷物私一組供之者迄二乗下馬三疋、私駕籠□も三挺之積、具足自分持候事、郷夫御貸付被仰付候、従者來月朔日蒸気船へ積候調ニ只今掛居候處ニ別て胸中混雜ニ申上度事も不認、唯御機嫌伺旁私無事申上候、時節折角々々可被遊御厭候様奉存候、尚奉期幸喜候、以上

覚

今度諸大名参勤之割前々之通ニ被仰出候ニ付ては、當時在國在邑之面々之内、当年参勤年之分は早々参府候様可被致候

右之通、今曉御用廻状を以申来候

九月二日

松平造酒助

【参考3】（元治元年）九月二日 松平兵衛達書

松平武右衛門文書 209

父上様
母上様

尚々、皆々へ乍恐宜奉願候、女達申遣度事有之候得共隙無之、御長屋辺も絵紙
杯とハ見事不相成、美人訛山ハ有之、一両人見候、風俗は庄内杯とハ雲泥違、
是より京・大坂見可申、樂居候、御一笑可被成下候

※異筆で「八月廿二日書状也」とあるが、内容と日記の記述により
廿五日推測した。

②-4 （元治元年）九月二日

松平武右衛門文書 112

〔此御廻状造酒助混雜いたし、多兵衛へ申付さし越候書付也〕
〔端裏〕
〔此御廻状造酒助混雜いたし、多兵衛へ申付さし越候書付也〕
〔端裏〕
〔此御廻状造酒助混雜いたし、多兵衛へ申付さし越候書付也〕
〔端裏〕

②-5 （元治元年）九月三日

松平武右衛門文書 61

今度 御出馬之節一組召連、一ノ手へ御供被仰付候

松平造酒助

〔貼紙〕
〔子九月二日兵部殿被達候書付也〕

万石以上之面々并交替寄合、嫡子在國在邑且妻子国邑へ引取候共可為勝手次第旨、去々戌年被仰出、銘々国邑へ引取候面々も有之候所、此度 御進發も被遊候、付ては深き思召も被為 在候付、前々之通相心得当地へ呼寄候様可致旨被仰出候

万石以上之面々并交代寄合、參勤之割御猶豫被成下候旨、去々戌年被仰出候所深き思召も被為 在候付、向後は前々之御定之割合ニ相心得、參勤交代可有之旨被仰出候

追々冷氣相増候得共益御機嫌能被遊御座、恐悦至極ニ奉存候、私も大丈夫ニて神田橋へ日々出仕罷在候間、乍恐御懸念被成下問敷候、昨日は別紙之通被仰付難有仕合奉存候、折能時登大悅之至奉存候、一生晴之義と奉存候、率來候栗毛強キ馬ニも無之、此頃ハ踏落兩三度も仕候由、甚心配ニ御座候、弥不埒明壹疋引入申度、當時御屋敷ニテ隨一ハ權十郎殿馬之由、三十五枚位出候由、幸能名馬有之候ハ、四五十枚さし出度存候間、左様思召可被成下候、人々二三十枚之刀拵物好幾日迄ノヽ迄と申付候由ニ御座候、拵ニ切レ候事有之間敷、私心願馬のみニ御座候、庄内居候節と雲泥之違御推察可被成下候、申上度義色々有

之、且何廉さし上度候得共、此度悪敷甘物のみ傳吉へさし下候、先々時氣折角
御厭可被遊候様奉存上候、尚奉期幸喜候、以上

九月三日

松平造酒助

尚々、宗右衛門上候節乍恐御伝口奉願候、登前色々厚意心付等いたし吳、礼状
もさし下候処ニ御座候得共、存之通大混雜、今少過候ハ、閑隙ニ可相成候得共、
心転々いたし様ニ付別段書状も先ツ不遣候、多兵衛も至極宜模様聞候、金助居
候間大安堵いたし居候、兩人とも召連候義申立、被仰付候、忠的も召連度と申
立、仁平先例無之杯と申候得共、此度は別段杯と申述、正平大勵之由、大体出
来候模様聞候、此度義実國大事掛候義ニ政府心配被察候様ニ有之候、織人杯と
ハ音声も出不申、御金之一条可申様無之、仮小屋斗二千ノ積也、先々折角丈夫
被勤候様ニと呉々も乍恐御伝可被成下奉願候、以上

(元治元年) 九月十一日

松平武右衛門文書 105

追々冷氣相増候得共、益御機嫌能被遊御座、恐悦之至ニ奉存候、私儀も無異
相勤居候間、乍恐御休意可被成下候、段々被仰下候趣、謹て奉畏候、当七日
二万七千石御祝義御酒・御吸物被下置候、其節印斗鶴筋、此度差上候、同九日
參勤之御礼首尾能申上候、先々用事のみ奉申上候、時候折角御厭可被遊候、尚
奉期幸喜之時候、以上

九月十一日

松平造酒助

御母上様

尚々、一同へも丈夫勤居候義乍恐御嘶可被成下候、外ニ思出ノヽ書控さし上候、
以上

一、目貫之義ハ此方ニて能出物整申度心組ニて、登候義ニ御座候得共、幸為御
止大慶仕候

(元治元年九月十六日頃)

松平武右衛門文書 64

一、寸延之刀甲冑上不宜と厚御考、為御登被下、源四郎十四日ニ着、同十五日
慥ニ相達候、私も寸短壹本持參不致、甚氣懸り居候處被遣、大安堵仕候

但拵之分隼人御誂被下、同十六日隼人着、直ニ受取候品々

一、柄茶糸鑑石縁頭

一、目貫赤銅

一、鍔 安親

一、鞘へ金鷄目付、下緒とも引キはた付
但袋入一、鞘へ金鷄目付、下緒とも引キはた付
但袋入

一、紅ノタヅケキ

一、貸刀柄

一、刀

一、金風神雷之目貫

一、金風神雷之目貫

右之通慥原より慥ニ受取申候

一、十四日宗右衛門着、本所より帰候処金助参り、親上候處遅刻着、大混雜ニ
付上り兼候、御誂之品私持上候様被申付候趣

一、轡

一口

一、金風神雷之目貫

一枚

一、鉄結びのし鍔

一枚

一、鉄縁頭・鐙

一枚

但金鷄目切羽

一本

一、刀鮫

一本

右之通慥ニ相達候

一、轡之義大幸登候節ニ口と斗覚、越中杯とは杯と申事心付不申、嘸御嘶被遊
候半、なれども覺無之、着後見候所ニ口とも越中弱強は如何可有之、万一一
ツ痛候ても代り有之ニ付先よひ決居候、先達て権十殿・藤彌・定右衛門遠乗
いたし節、皆々茶屋揚り酒一杯呑候處、踏合始候音、一同驚走り見候處、藤
彌馬轡切レ、最早ツホコならんといたし處、漸口杯と割候得共外ニ轡も無之、
石と石ニてたゞきクヒ違セ、道々ハヽと思帰候趣嘶申ニ付、越中轡ニて甚懸
念いたし、幸便願上候心組ニ居候處、今度幸為御登ニ相成、先ツ一ノ懸念相

登被下候間是二て為卷可申、伊兵衛兎角刀・馬具等頼置候間、此目貫二て為卷呉候様頼候處、至極見トレ借呉候様申ニ付大笑いたし、弟ハ金目貫為登候様申遣候得共不參と大不機嫌之嘶也

一、鐵縁頭・鎧・金鷲目切羽・柄木・鞘為御登、色々御面倒ニ可思有難奉存候

一、刀是迄野合さし置候國康御座候、持登候ニ本ハいつれ四五寸ニテ馬上不弁理ニ付順策ヘも拵願、出来次第為登候様申置候、刀ハ登候節持參候

一、鮫も為御登被下候得共、矢張是迄同刀拵ニ付置候塗鮫持登候間是二て用立セ可申

一、鍔為御登被下候得共、登前順策より貰ト可申ヤ、借候可申ヤ、用ひ候様申ニ付不遠慮ニ持登候間是レ付候積ニ御座候

尔今不達分

一、鎧之義被仰下、近々着可仕候、進發之節は持參之五六用ひ可申と存居候、荷物私同勢ニテ馬壱疋漸と申訣ニ付、とても代鎧杯と持候處不相成、馬具一通り残置候積ニ付、稽古鎧ニ持登候そふかん鎧、源四郎ニ貸候事いたし置候処、又々為御登被下候由、かな鎧なれば別て宜よふニ御座候

一、手鎧為御登被下候由、登候節代鎧は小性為持可申と心組居候、為御登之鎧も小性ニ為持可申、藤彌は此方ニテ五本整候趣嘶いたし候

一、陣羽織ニツ御遣被下候由、此頃ニ相成、道中打裂羽織御用捨と相成候

一、為御登被下候様申上候分、其外とも御心付之品追々着可仕、誠ニ奉為騒入恐、國中騒遠察罷在候、此方ヘ大息込ニテ罷登候得共、とんと証伐模様不相分、人々大弛ミ、女食不流様ニ為致度と心配ニ御座候

一、三本位為御登被下候由、金助參候間、藤矢ハ何程申遣候やと承り候処、ツカヒ不申分五十金有之、御国ヘ被申遣御金は三十金と、左様ならハ私金多分なりと刀付居申、若々六ヶ敷節ハ織人へ頼事ニ薄々示談いたし置候間、金之方心配は不致居候処、夫々御手配被下由大慶仕候、拵借は五十両も有之模様ニ付、不殘馬ニ向可申心組居候、道中なく相成候て織人へ頼候ハ、キツと出候ニ、弱り候心少無之存居候、藤彌ハ先達て織人へ向ヒ六ヶ敷事有之ニ付三十両杯と申遣候半、被察候

一、此方登居候御役人(老服カ)如何可有之や、大抵女遊いたし候風聞有之、金之入用無理は無之、杉山先達て早速參候由半藏申聞候間、証伐御供ニテ不足

② 造酒助書簡(造酒助江戸在勤中の国元宛)

松平武右衛門文書 139

ハ不相成候間相断候、其後ハ不参候由、柳橋辺ヘ参候風聞専ニ御座候、又七斗ニも無之馬鹿者ニハ閉口、助川・三浦・辻三人之内二人やられ申、風聞不宜は庄内下候事ニ内々權十殿申述度心組ニ罷在候、無左ハ大弛ミ止不申候、問ノケ者の代一御地走ハ鰐塙振のみ、御察可被成下候



陶山白兵衛
黒谷寛太
竹内大作
松宮源吾
水野藤彌

石井与一右衛門
都筑儀兵衛
都筑東十郎

新徵頭取
百五十位
召連

士大將松権殿

二ノ手	芳賀平兵衛 平林祐吉 朝比奈十右衛門 太平五郎	中村百度 竹内主馬 山岸寅太 登之助門弟召連 七十人位
士大將酒兵殿		

御母上様

尚々、人ニ被懸仕候程世話敷事無之候得共是も御用、緩々認候事不相成候、乍去此間ニ食事いたしも甘物無之とも宜敷、早箸ニテ食し終候、殿中ハ却て保散位之心持ニテ、馬鹿嘶〔角〕「」いたし居候、拵登前為拵候八匁位之ケイール鑄形、東土藏辰巳しみニ桐箱入置候様覚居候間、御序能便ニ為御登可被下候、先々早々奉申上候、以上

三ノ手	吉井助之進 石原源四郎 大炮長	喜原文藏 新近習頭 榎原十兵衛
		岩五郎檢使被仰付候

② - 9 (元治元年) 九月廿二日

松平武右衛門文書 133

〔其外〕は尔今不相分、追々着ニ御座候間、登着次第可被仰付候、御用人不残被仰付候、役割は不相分候、残候者は隼人と外何人か被仰付候や、田中久右衛門杯と嘸御留守の方被考候、平士十人位も残と申事ニ御座候、御行列帳写申度候得共、政右衛門と舌戦有之能見兼候、唯表ニ被仰付候名前追て写取、さし上可申

〔御兵員中役郡山彌五右衛門〕一、用金方文之助呼候事ハ、兵部殿と相談ニテ、是非とも武者組騒敷、金役無

之ハ不相成と廿二日早飛脚へ申遣候處、其後調は文之助不用ニ相成候得共、無拠、政之助も登候由ニ御座候間、其後は別て相談いたし不申得共、文之助呼、金少成とも用金為持度、色々織人へ相談いたし出不申、無拠國へ同役衆へ申遣候、尔今不相分内文之助下役召連着、兵部殿・男四郎・織人と及相談、是之通御組付ニテ川前役申付、用金一二本是非付吳候様ニ申述候得共、尔

今不相分、大困最中ニ御座候
一、郷夫追々登候得共、庄内所迄参候内大弱りニテ、兎角馬ニ為乗、旦那供いたし様ニ付大困り、とても具足櫃背為負候事杯とハ相成間敷と兵部殿被嘶ニ付、今日は大評義ニ相成可申、増郷夫二百人余は登不申大不都合、登候ても馬ヘ斗乗候程弱者ならハ具足持歩行ことも可致様無之、日々米金費、何とも馬(詮)全方事ニ相成候、加藤文内のクサレヲヤシ杯と參どても埒明不申、唯困候事のみ御座候、御察可被下候、御証伐相止候ハ、御運之能と申者ニ御座候、最早出仕懸、人ニ被懸仕、申上度事有之候得共先ツ相止候、此間度々御書被成下候御返事旁奉伺御機嫌候、時候折角御厭可被遊候、尚奉期幸喜候、以上

松平造酒助

御父上様

御座候

一、未余日も可有之と存候間、可相成ハ鬼の軍轡一口幸便ニ被遣度候、床ニ入候と色々考出候、昼之内は私工面考杯とハ出不申

一、刀柄為卷、引はた為拵等は皆出来、替鎗鞘は大ソクネ、小性ニ為持候事ニいたしニ付、此鞘ヲ取見候事、盾皮ニ付宜敷と存候処、此度公義より



被仰出ニは、武器馬具ニは盾皮不相用よふ御触出、大騒最中ニ付、大イソキニて盾皮取、元ノ下地ヘナメシ皮ニて為張候、尔今相成余日有之、下地より為拵候ヘハ宜處ニ御座候、皮痛メ不申

一、丸子ヘヤアーチル六匁一挺為張候得共、尔今出来不申、胴乱等は先達て出来



一、此頃之便ニも申上候筈、ケイル筒之鑄形土蔵ノ辰巳桐之箱ニ入候様覚居候間、是又御序之幸便被遣度候

一、着服等は余り在過、大困ニ御座候、引出櫃ニツ重ネ丈夫向、織人へ頼整候て御土蔵ヘ火事羽織等皆訝候積、隼人御留守ニ付都合宜敷、何分ニもと頼候心組ニ御座候間、少も御案事被下間敷候

一、廿二三日より此方ニテ夫々支度之為拵セ候品々

一、道中さし来候大小柄為卷申候、但銀鑑道中杯とハ宜御座候得共、御殿杯と

□余り見立申候間、庄内ニテ鞘拵セ、此方ニテ塗申付候、同刀引はた物好いたし拵セ候

一、鎗鞘盾皮取、ナメシ皮ニて着候

一、此度為御登青江鞘余りぶとふニ付、柄直シ卷為直候

一、鞍覆金紋金縁り、さんと同よふニ拵セ候

一、三尺革壱ツ為拵候、此方三尺一同用候処、持不登ニ付申付置候

一、仕込一通ならて無之ニ付、形付色物好一通り尾袋とも拵セ候

一、小性分小袴五ツ為持候

一、脇さし貸物壱式本整候

一、コサミノ少々為整候、惣勢之分何千枚、上ニテ御整之為、直段高直ニ相成

候由（車積如山神田橋ヘ參候由、見候者嘶ニ御座候）

一、高張、上ニテ御用意之積ニテ外用意無之ニ付、中高一組之目印ニ壱ツ為持候、夜戦之印

右之外、為拵候物無之、二十両余ニテ如何可有之、御備登之男子二三男いつれ

も七八両より十両余入費ニ相成候由、大困いたし居候人々も粗聞及候、弥戦と申事ニ無之、大坂迄と申義ニ付、いつれも立派いたし度氣持之為ニ御座候、私不整物ハ脇さし、其外馬とニツニ御座候

一、二組之具足長持・笠・羽被

（法被）

一、二組之具足長持・笠・羽被

二領入ニテ

二歩三朱

長持

十二棹

三十六

三十六枚

(2) 10 (元治元年) 九月廿四日

松平武右衛門文書 30

造酒助

是より江戸子ニ相成、來秋下候ハ、造酒助とんと江戸子ニ相成候いわれ候程
ニ可相成、只今罷下候事ニいたし候ハ、下谷より神田橋迄道ならて知不申、
東都ニ登全無之、御一笑可被成下候、早々奉申上候、折角秋冷御厭可被遊候
様奉存候、尚奉期幸便候、以上

九月廿四日暮ニ認

御父上様

〔此書状九月廿四日御先手御供御免被為蒙仰候ニ付、大熊與大夫早追被仰付、
同夜四ツ時頃江府出立、同月廿九日昼前至着ニ付、同人より相届、暮々相達
候政之助より頼母へ之書状一封、要吉ニ為持即届候〕

早追御指立ニ付、鳥渡奉申上候、昨日御奉書、今廿四日

御登 城被遊候処、

別紙之通被為蒙 仰候、拵々一同氣落いたし、奇妙ノヽの世中と可申、先以

此頃中色々御心配被下、為御登相成候品々慥ニ相達候得共、不用之品々は追々

差下可申、此度同席衆其外御進發御用ニテ罷登候面々、罷下候様押付可被仰付

候、同席衆水野・竹内罷下候様申立候、私は別段之登、男四郎殿杯と相談之上
申述候間來秋罷下候、左様思召可被成下候

一、馬之事ハ弱、とても軍馬ニは不埒候間、万一幸之馬御座候ハ、五十兩位も

出候て建替申度、明後廿七日大廻有之筈、其節は榊原之馬借候積ニいたし義
御察可被下候、先ツ將軍家も内々承處御進發無之と申事ニ御座候、先達て丸子参り、細川様杯と熊本へ御引取申事、弥本領守坂ニは無相違事ニ可有之候、
一同唯如岡御座候、私唯今罷下候より一ヶ年相勤候方遠近も延、却て宜敷御
座候、内々男四郎殿へも私心嘶いたし、至極尤と申事、一組も先達てより早

ク下申事不言吳候様内々申聞候、万事都合宜御座候

一、只今宗右衛門参り、平大夫も押付御下、私も下候積と申聞候間、一夕嘶い

たし度約し、此度変事難斗候得共、日々混雜御

用弛可申、緩々他行もいたし度候、馬之義ハ不
面白事と可思召と存候得共、勝て胄緒メルと申
事も有之候へは、旁能馬整、是迄栗毛ハ脇へ遣
可申方か、其時次第いたし度、左様思召可被下

候、急之事ニ付 御機嫌奉伺候、私も大丈夫、



(2) 11 (元治元年) 九月廿五日

松平武右衛門文書 160

尚々、大熊早追被仰付候、加藤状早速御届可被成下候
尚々、大熊早追被仰付候、加藤状早速御届可被成下候

尚々、此度之義御不首尾能と宗右衛門申聞候、市中より申立候事先達て承候、
早々ノヽノヽ明日より日々御便御座候間、日々可申上候、以上

今日御飛脚立有之ニ付、鳥渡一筆奉申上候、日増秋冷相催候得共、益御機嫌能
被遊御座、恐悦至極奉存候、私儀無異条日々出仕相勤罷在候間、乍恐御休意可
被成下候、昨日早追ニ荒増申上候、為御登物後付とも不残相達候処、無張合云々
ニテ、大弛御察可被成下候、先便兎轡之義申上候得共、宗右衛門御説之轡、其
外此度定紋之轡、二口御差登ニ相成候上は、為御登被下候ニ及不申間、左様思
召可被下候、先以明廿六日御証代御行列其假、上様御出は不被遊候、其余不残
行列之通市中被仰付、達方ニテ暮頃相詰、引取、小右筆詰所ニテ鳥渡認、御機
嫌伺度申上候、時候折角御厭可被遊候様奉存候、尚奉期幸便候、以上

九月廿五日

松平造酒助

尚々、不用之品々、追々幸便次第差下候間、左様思召可被下候、拵明日廻榊原
馬乗候積いたし候得共、御召馬春霞此頃乗候間拵借いたし、手馬ニ無之殘念至
極ニ御座候、四郎右衛門御留置候模様ニ付、緩々尋覓度候、右早々今日昼飯は
只今七ツ頃漸給候、明日相過候ハ、隙ニ可相成候、早々幸便申上度候、以上

明日源吾御用明ニ付、罷下候様被仰付候趣ニテ今朝為暇罷越候、十九日御差出之御書、昨日相達有難奉拝見候、先以御機嫌能被遊御座、恐懼至極ニ奉存候、私儀も大丈夫勤居候間、必々御安意思召可被成下候、段々御懇書被成下有難奉存候、鉄縁頭・脇さし被為御登被下度候、順策へ色付遣置候筈、笄・小柄も同人為拵吳候様ニと兼て地金を廻し置候筈御座候得共、拵よふハ裏銀ニいたし吳候様相頼置候得共、当春頃之事故、嘸々忘候半と存候、百二十里隔言よふ書取も出来不申候間、委細ハ源吾頼候、鉄縁頭斗見候分故、為御登被下候、笄・小柄地金は入不申、両作之鞘を為御登可被下候、外ニ御答申上候事も御座候得共、今日も七ツ過御殿ニて颶と用事認候、先々折角ノヽ秋冷御厭可被遊候、尚奉期幸喜時候、以上

九月廿八日出ス

松平造酒助

御父上様

尚々、源吾へ不用品々訛差下候

一、猿皮胴着 一ツ

一、紋付綿羽織 一ツ

一、裾細踏込 一ツ

一、軽袴縮緬 一ツ

右之通相頼候、外之不用品々ハ追々差下候積ニ御座候、源吾被進メ、傳吉ヘ夙絵二枚誂下候、俄ニテ私も參兼、中の遣候間、能惡敷知不申、早々申上候、以上

尚々、委細之御返事後便奉申上候、干味噌爾今届不申候得共有難奉存候

② 13 (元治元年十月) 一日

松平武右衛門文書 69

明日安吉親類とも之内出立之趣ニ付奉申上候、追々秋冷相増候得共益御機嫌能

被遊御座、恐懼至極ニ奉存候、私儀も至て丈夫日々勤居候間、乍恐御懸念被成下間敷候、八月上旬ニ罷登十九日着、廿一日より長州之馬鹿騒[□]尻居り不申、日々文字無之混雜、郷夫杯と廻候杯と日暮 御先手御免被為蒙 仰、野州へ賊寄伐手杯と弥日々奇妙め^{〔*〕}とろく世中、西東不弁心持忙然いたし、唯起から寝迄すたくた騒困事ニ御座候、庄内より登候面々理屈ニテ別て御用繁御座候間、庄内登人々を早く不下ハ心持も落付不申、昨日杯とハ御用有之処出仕之大夫不残御小性頭杯ニ被誘引、すたく中すたくた遊参、外人々ハ前日より支度、私俄ニ被誘引、御用有之候得共、御家老衆ニ被引、壱人居候ても無全、是も世中の付合、仲ケ間外ニ相成候ては六ヶ敷事も可有之、今日不参人々ハ些^ト左別よふニモ御座候間、無拠出掛申候、先便被仰下候竹内道中ニテフチ馬求候由、此方ニテ鼠子よふた馬を十八両出し、金有之人は別段駕籠ニテ行逢ニテ能見候人也と道中女ニ寄セ一同笑居候、乗も無之候由ニ御座候得共如何可有之、政之助は中氣ニ相成三四日中下り可申、一寸先暗、且ツ此方風俗女食ニ流安しく、若者杯と困処ニ御座候、疋田勝兵衛日々他行、金有之はつかい候、世話不焼とも宜敷御座候得共、私召連之者共不縮と申事ニ相成候てハ諸士へ対しても不宜、且小一・安吉杯と為ニモ不相成候間、藤彌罷下候節金助へ賴、差下候積ニ御座候、左様思召可被下候、先々無事一通奉申上候、寒サ折角御厭被遊候様奉存候、尚奉期幸便之時候、以上

(十一月の誤記)
九月朔賀

御父上様

松平造酒助

御母上様

尚々、御物頭遠近之義ニ付六ヶ敷事有之、尔今下候人不相分候、御番頭之内源吉・十兵衛御差留相成候積御座候、此書状ハ御政体之義も御座候間、御覽後火中奉願候、以上

② 14 (元治元年十月) 三日

松平武右衛門文書 144

(端裏)
〔十一月三日認、四日宗右衛門下ニ付誂、同人同十六日帰着、直ニ届相達候書状也〕

(造酒助江戸在勤中の国元宛)

明四日宗右衛門罷下候趣ニ付奉申上候、一昨日より冬と相成寒サ弥増候得共益

御機嫌能被遊御座、恐悦之至ニ奉存候、私儀も無別条勤居候間、乍恐御休意可被成下候、今度長州 御証伐ニ付罷登候人々追々罷下可(候脱カ)申得共、野州聞縕ニ被遣者とも尔今帰不申ニ付、御暇出不申、宗右衛門庄内表御用有之趣、政之助

不快ニテ御暇出、一組都合次第罷下候様申遣候、加藤も明日罷下候筈、東街道
杯とニテ不快相成候ては困候病症御座候、 将軍様弥御証伐御進発抵意相分

不申由ニ御座候得共、当十日より万石以上日割差出候様御沙汰之趣御留守居書出ニテ御小性頭詰所ニテ被見候、男四郎申ニハ不入書付さし出、何ニも不相成

ト飛セ置候、実弥御進発ならハ苦々敷事ニ御座候得共無拠、先以勢ひ斗有之と

も内々整不申、此度一件ニテ相分申候、其上先達て檜坂一件之節ニテ万用不整事人々申居候ヘハ、兎角権十郎殿へ掛り居候、困候事ニ御座候、宗右衛門嘸々

御嘶いたし可申候、同役衆之詰、主馬之積ニ御座候得共、不快之趣申述候趣、
万一家掛候事杯と不致候や懸念いたし居候、乍去愚人之考ニ御座候間、御嘶杯
被下間敷候、先々東都ハ至て御静謐御座候間、少も御案事被下間敷候、御地御
静謐ニ可有之候得共、秋田ニて騒々敷杯と申事聞候、如何可有御座候や、御國
二人不足之処、変杯と有之てハ困事と考居候、先々寒サ御厭可被遊候様奉存候、
尚奉期幸喜候、以上

〔十月の譲記〕
九月三日

松平造酒助

御父上様
御母上様

尚々、今朝ハ綿入ニツニテ寒むく、天氣晴天ニ御座候、誠日本晴と可申、宗右

衛門大急登ニテ下候事ニ相成候ては荒勝ニテ雪中も難斗候間、木綿の合羽為取
候、中の之事も慥被仰付候と申事ニテ、昨日下々ニテ大笑音いたし、御免後表

向ニ相成、本拝借出可申、其上誰へか頼差下可申候、勝兵衛大困者ニ御座候間、
下候積ニテ、藤彌下候節金助へ頼候処、先以御郡代手附とも當五日下候者有之
由、幸ニ付其者連下候都合之よし、一心配なく相成候、折角ノヽ寒氣御厭可被
遊候、以上

明五日勝兵衛御郡代手附とも一趣ニ罷下候ニ付奉申上候、追々寒さニ相成候得共、弥御機嫌能被遊御座、恐悦至極ニ奉賀上候、私儀も健ニ日々相勤罷在候間、乍憚御休意可被成下候

御征伐御供相止、追々御人数罷下、誠世中は一寸先は暗夜と可申、不掛思人々不斗面会、其内又々下、日々御用右之為世話敷、早下候面々下候ハ、落付可申、御費入何とも入恐次第御座候、御國元嘸々右様之嘶のみと推察罷在候

一、勝兵衛甚困候ニ付相成丈早く差下(度カ)存居候処、幸下候者有之、一趣ニ罷下候
一、中的も漸表向ニ御組用ニテ罷登候事ニ相成、近々誰へか頼差下可申、勝兵
衛と違、誰頼候ても人品も宜、芸も有之故歎候て連可申存居候

一、召連候者とも不間ニハ御座候得共、いつれも宜仕ひ居候、馬掛彌吉其外壱
人、兩人ニテ掛り居候間都合宜御座候、馬丈夫ニ御座候得共、何分ダハツキ
幾月位ニテ強可相成や、馬場乗馬ニテ、此節流行遠乗・乗切等ニ弱、乘候事

不相成、人々日々よふニ出掛、被誘引候得共、馬弱とて断、万一軽坂等之節
タヽケ共ウテトモ不進馬ニテは不相済候間、能馬是非求度心掛候得共、思但
馬も無御座候、四郎右衛門幸登ニ付漸來年迄詰候事ニいたし、幾右衛門下候
事ニ隼人へ談申候ニ付、緩々尋呉候積ニ御座候

一、かわ(蠻)おそ皮ニテはせん御注文被遊候処小さく、たし皮いたし昨日遣し申候、
此度持登候分薄、其上悪敷相成候間、直ニ私相用ひ候間、当冬又よき皮御求
為御登可被下候

一、此度持登候多覆大ぶりニテ不便利之義御座候間、拵為直可申、其外壱ツ、
下候節一趣上候
一、此度持登候多覆大ぶりニテ不便利之義御座候間、拵為直可申、其外壱ツ、
来春拵申度心組居候

一、黄色之敷込尾袋揃居候様覚居候得共、尾袋斗有之、敷込は無御座候、詰合
之節取落候や、又不揃黄尾袋斗のに御座候や、御聞申上置候
一、敷込一つならて無御座候間、只今敷込尾袋為拵置候得共出来不申候

東都ニテ浦山敷事ハ馬のみ御座候間是非とも能馬求申度、主馬馬よふ鼠子杯と

(マ) よふニては悪敷御座候間、四郎右衛門へ無油断尋吳候様頼置候、扱野州へ
聞繕爾今帰不申候得共、寄手盛岡人数五百程今日帰都いたし由、同勢不残胄甲
ニて身固メ、騎馬十二三騎ニて先刻逢候趣、文内參嘶いたし、弥静ニ可相成、
長州之方どんと不相分、東都は至て御静謐、日々御上屋敷往来道ニて邪間ニ相
成候人はどんと無之、車力押も皆私とも逢候へハ傍ニ寄行候、此前御登之頃と
違、武士勢ひは百倍いたし候半、新徵組は町人とも如何程忍候者ニヤ、先頃私
より五六間先ニ立行(此節ハ御家ニて御酒御吸物被下候節一同上下ニて參候)
町人と返しノ立見いたし体、元アラケ候事思知ラレ候義ニ御座候、其親徵組も
御家対し猫之如ニ相成候、登之助門弟御家附属いたし、私共へも為礼不残参り、
今暁火事杯とニも見舞ニ參ル事ニ相成、其為ニ二万七千石被參候、今越後之内
御預地いたして又々拵居候風聞御座候、無際限右様事いたして、山も甚敷山
師ニて余り能事ニも無之と存候、先々筆止、時候奉御機嫌伺候、折角ノ寒
さ御厭可被遊候、尚奉期幸便時候、以上

九月四日
(誤記)

松平造酒助

尚々、乍恐私無事之趣一同ニも宜奉願上候、以上

御母上様

御父上様

② 16 (元治元年) 十月七日

松平武右衛門文書 33

今七日金治罷下候趣ニ付奉申上候、日増寒冷ニ相成候得共、益御機嫌能被遊御
座、恐悦之至奉賀上候、御地は荒度ニ雪、山々ハ白ク可相成、御持病御痘氣御
困等不被為在候やと考罷在候、留守之人々も嘸々達者ニて、十月之餅を食し可
被居、遠察仕居候、とも浦は例之昇之為ニ田川行、嘸相湯ニ可有御座候、御見
舞ニ何廉甘物ニても遣度候得共、此状届候頃は帰湯も仕、入湯中御嘶盛ニて、
とも浦さんへと別ニ遣し兼候間、皆様御集中能御風味被成下度、些ト甘過候半
被考候、傳吉・文次も達者、御世話御やけ可被遊と察罷在候、弓矢多子ハ其後
何とも聞不申、如何御座候や、定て丈夫ニ可有御座候、遠方ながら考居候、扱
傳吉へ凧張候分、色々整覆入ニいたし遣度、今日伊三郎他行序見吳候様頼候

処、鳶凧十二月頃不相成ハ出不申由、烏凧ハ有之由ニ御座候、其外此方子とも
用遊居候分整、近々差下候、何分大勢之下り諸書付出、無文字御用、今日杯と
ハ男四郎申ハ、御用処出候入込之御用ニて不分候間、是非一趣ニ參吳候様ニ
と被連加勢ニ相成、造酒助さま能御役人よふた振りいたし早速分り取極候、其
外私斗ニて不埒明、御小性頭衆と相談、隼人加勢、与頭御用所へ出、存寄申述、
曰々シタクタ騒、閉口ノヽヽ罷在候得共、下候人々御下ニ相成候ハ、落付可
申間、何廉御注文品も御座候ヘハ、足具櫃相談之上、上候事出来候ハ、上、不
成品ハ御下仕候間、被仰下度候、庄内居候造酒助とハ大相違、最早江戸真似い
たし駆引達者相成候、女達は首白粉御注文ならハ、黒ひろふと半襟ニ無之ハ釣
合不申、縞縮緬之御注文ならハ、子もり羽織ヘ縞縮緬長肌子ニ足袋ハ不用、黒
ひろふとあしたの緒カツカラヌカシ、長袖透間ノヽより香袋鼻押て漸歩行いた
し程、先ツ颯御注文之品々認上候、男達ヘハ刺刀不入長まけ、下ニは白木綿稽
古着、胸はホタン留、上着は紋付ニ小倉之縞高袴、縞柄ハ五分位白地ニ色々建
筋織、三尺位之大刀横ニ中さし位ニふつ込、縁頭も鍔も皆入候位之大鎧張上、
鉄や四分一大流行、白柄ヘ無地鍔提緒白紫之段打、ソラともいわば抜事も不相
成出立、脇さしハ合口短刀下緒ニて柄ヲクルヽいたし、脇さしニ用無之、腰
ニは軍中胴乱ぶたノヽと下ヶ、手ニは鉄鞭か鉄扇携、そらともいわば打たんと
一身之力入、嘸肩も張らんと武士之肩と腰をもまんと按摩ヘ訳山ニ歩行いたし
居候、此胴乱ハ馬上杯とニ用便ニも可相成物御座候、右之品々注文もいたし度
と申人も御座候ハ、申遣候様、乍恐宜奉願候、私の耳ニ留ルハ雁声と、日々渡
候神田橋下ニ付居候鴨、うよノヽと遊およき居候処は目留申候、何卒ニ三羽も
一趣ニ根本^(葱)ニせりヲ調合いたし度とにらみ居候得共、にらみ過候ヘハ番人とも
何を申やら声ヲ出し、早足通り過申候、御笑察可被成下候、今宵ハ久振ニて寸
闊得、馬鹿ノヽ敷事とも認候、藤彌下被仰付候ハ、一夕參候様案内いたし居候、
出立後ハ藤弥是迄住居候柳原御長屋へ引移候事ニいたし、私只今居候御長屋ハ
透たらけ、今晚のよふ風有之時ハ甚寒ク御座候、其上間取甚惡敷處ニ御座候、
主馬ハ漸^(暫)居候事ニ相成、御家老衆老人被下候ヘハ直ニ西御物見ニ引移候積ニ御
座候、大安堵仕候、其訛ハ主馬御上屋敷ニ居候ヘハ、御殿ヘ一寸位ならて無之
故、大抵出可申、只今居候柳原ニてハ御上屋敷へ半道余も御座候間、荒天之節
杯と定て腹痛・足痛・持痛起り可申、私ハ主馬ニ神田橋ニ被參積ニて大仕合御

座候、小増智恵を以金助へ申含、斗通り氣ヲ向大抵悦罷在候、昨日定右衛門参り、当九日出立いたしニ付、明日七日榎原へ甘物持參いたし間、參呉候様案内、折角之処断候事も不相成、困々事ハ半道も隔居候へハ、歸甚思止ニ御座候、御上屋敷風ヲ見候ニ、毎夜之ことく膳持集候風、私杯とハ御行高ニも御座候へハ、嘸々集ラレ可申、其内ニ茶屋嘶杯とや、引ニ不引事杯と出候ては、困候事多く可有之処、柳原ニテ冬暮し相成、先ツ落付候心持ニ御座候

一、四郎右衛門を漸隼人へ頼、来一年迄留候事ニいたし、名馬緩々尋呉候心組ニ御座候、此頃為見馬ニ參候星青三十両ニ付遣候由、隼人至極ハマリ候由ニ御座候、權十郎殿も此頃水青被求候、御供御免不被為蒙仰内、直段付候処、調度御免之日頃ニ四十両ニテ上ルト申返事ニテ大混雜出来、源五兵衛大難義いたし候得共、權十郎不引入候、実ハ岩五郎直段付置候て、御供御免申廉ニテ源五兵衛迄断候内、先方より四十両ニテ上ルト申參候由ニテ、中々問答有之由よぶニ承候、兵部殿ハ三十五両一青毛流節有之馬之由、隼人掛候馬流節有之馬ニ御座候、受合と申事ニ御座候得共、不面白事御座候、私も先達て大岡之馬場へ參候節、此星馬目付、席七直段聞候様申候處、五十五両申候、其節源五兵衛も参り、流節之義申ニ付、相止候馬御座候、主馬道中ニテ求候チ馬、今日御馬と一趣差下候書付昨日出ル、乗付候趣ニ御座候由、藤彌馬今日下候

先々筆留候、折角寒氣御厭被遊候由奉存候、尚奉期幸便時候、以上

十月七日

松平造酒助

御母上様

尚々、寒サ折角ノハ御厭被遊候様呉々も奉申上候、私儀も内居候と違、日々斯タクタ騒ニテ食事忘、空腹ニ相成食事思付事保有之、其為ニ御座候や、別て腹合よろしく御座候間、乍恐少も御懸念被成下間敷候、以上

候間、乍憚御休意可被成下候、御地は荒度ニ寒さ弥増、御持病御痛御困不被為成候やと御案事申上居候、私此度長旅持病如何可有之や懸念仕候得共、少も障等も無之安心罷在候、一昨日頃より少々鼻氣ニテ休足旁用心ニ昨日より引込、養生仕居候、誠当分之事ニテ明日は出勤可仕心組罷在候間、必々御安事被成下間敷候、折々遠乗仕候得共腰障も一切無之乘切甚面白、不快已前之氣出、極走馬ニ無之ハ樂ミ不申、先月廿六日之大廻尻肉皮痛く、翌日引込休足仕候、此頃瀧の川へ參候節人々より遅れ、直ニ通候平道は乗切、戻ニも乗切仕候得共、尻之肉皮堅相成大丈夫ニ御座候、隼人も馬ニはまり一疋求候積大息込ニ御座候、四郎右衛門隼人と示談いたし、漸^(暫)二年詰之事ニ仕候て能馬無油断為尋候、扱源吾罷下候節、色々為御登被成下候様申上、嘸々御面倒ニ可思召候、順策へ兼て賴置候大小鉄縁頭・小柄・笄・鉄地金遺置候、其内先達て大縁頭分斗為御登被成下、源四郎脇さし事右小分、尤笄・小柄其為ニ順策へ賴置候^(薄々嘶いたし置候筈之処)不知と斗申越、面倒ニ相成候間、源吾申上候筈、其後段々考候ヘハ、順策へ折角賴、行違ニ相成候為、不都合ニも相成、全私大混雜中、口短事遣候て順策も嘸不本意ニ可有之と存候間、此度閑兵衛下へ兼て地金遺置候小柄・笄注文之義も順策否込居候筈之処、止候様と申遣候間、甚氣之毒ニ可被思、折角賴置候故為拵吳候様申遣候、其外鉄頭の鴉目金ニテ為拵吳候様是又賴候、先達て雛形上候筈、三枚革等は此度ニテ為拵候間、はみ出し赤銅ニテ下地斗争は又為拵吳候様賴候間、左様思召可被成下候、先頃半蔵申ニは、殊寄疳症拵御成不被成候様ニと迄心被付候、其節何ニと不思居候得共、只今考候ヘハ、先達て之事実ニ少慮者、人目よりハ嘸々額筋位は見ヘ可申、只今ニ相成独笑罷在候、乍去私の定候事二三条有之、男四郎と時々舌戦いたし、其度々ニ政右衛門織人私へ付候、大ホロケ者尔今ニ相成歎息罷在候、御察可被成下候、此節ハ慎申候、野州荒増片付候由、聞繕も明日頃帰候由、昨日水府より便有之由、長州御進発不相分候、仙臺今日着候由、此方至て御静謐御座候、先々御機嫌伺のみ奉申候、時氣折角御凌可被遊候、尚奉期幸喜候、以上

十月九日

松平造酒助

御母上様

日增寒冷相成候得共益御機嫌能被遊御座、恐悦之至奉存候、私儀も無事相勤居

② 17 (元治元年) 十月九日

松平武右衛門文書 91

尚々、明十日縫殿出立ニ付、御機嫌伺のみ奉申上候、以上

二御座候間、仕込も此節風ニ申付置候、為御登鞍覆不用分不残差下候
一、立筋為御登之分、当分不用ニ御座候得共、万々一用意ニ留置候、立筋ハ隨

分立派分見懸候

一、泥障被遣候分先ツ留置候

九月廿五日、当月二日兩度立之御飛脚、今十二日一趣ニ着、御書相達、難有奉
拝見候、先以益 御機嫌能被遊御座、恐悦之至奉存候、私儀も無難ニ勤居候
間、乍恐 御休意可被成下候、召連候一同其外馬とも無事ニ御座候間、御懸
念被成間敷候、扱段々御細書被成下、具ニ樂拝見仕候、先月廿三日金峯御參詣
被遊候由、其節馬ニテ被為入、御下山之頃より折惡敷雨、正龍寺茶屋へ御休ミ、
丸飯被召上、誠御手輕御出ニ御座候、其後御障等も不被為在、恐悦之至奉賀上
候、私登被仰付候より着迄之處甚心配仕候、此方模様人々より聞候迄ニテ、一
向西東不弁處故甚思止仕候、着否大騒始り、時々御小性頭衆と論いたし、毎度
勝鬪取、其後ハ若理屈相止候得共、先ツ無難勤候事も金峯御蔭故存罷在候

一、為御登御人數居候處御心痛被遊候由、御尤之義ニ御座候、先ニハ御殿跡ニ
仮小屋建積書二千両と申、其後相止、御上屋敷・柳原・下谷・本所ニ納兼、
神田明神之神主と大根畑と申所ニテ漸納申候、御家ケ様御人數為御登被成候
事此迄有之間敷、前代未見聞之義御座候、其内無慙は百姓ともと可申、其内ニ
は高金取登候者有之、多分ハ七八両ツ、被預參候由、先月廿六日大廻り道ニ
て、國家ケ之留守居風者二三人連ニテ、酒井ニテケ様人數持居候上は、徳川
の仕合と可申候と嘶いたし通候趣承候

一、為御登被下候品々無滞着、達候や否不用ニ相成候間、差下候積ニテ道中櫃
入頼置候得共、其節御用有之とて被留、明日頃出立之趣御座候

一、泥障紐之儀被仰下候通此方常ニハ大体綿打ニ御座候、登候節もツ振持參
故、何とも不心付居候處夫々為御登被下、誠無張合止殘念ニ思候得共、退考
候ヘハ誠御家幸甚御座候、大廻り之節思ひノヽ出立、いつれも燃立斗紅紐、
白皮ニ金龍打出、泥障等其立派なる事人目驚のみ、道中ニテ井伊家中之由夥々
敷人數也、乍去此内ニ馬乗候事覺候者五六人ならて無之と申、誠尤至極、朝

比奈十右衛門杯とハ甚敷と可申、終日じ道〔水〕を歩行セ、馬無慙惣身大汗、其外
じみし立派ニ乘候者多分之由、山岸寅太・武藤繁藏杯とハ嘸々と思やられ候、
私は綿打相用ひ候、持登候分ハ留置、為御登候分ハ下候

一、馬具等如被仰下候、十年已前と大違高直ニ相成候由、鞍覆ノ裏革ニテ持登
候古形之裏通ニ金紋金縁地黒ニテ為拵候、たおひ等も小形流行、仕込同様風

一、纏も為御登被下候分留置候間、左様思召可被成下候
一、脇さし事色々奉懸御面倒、入恐次第ニ御座候、先達て被仰下候云々兼て順
策ヘ鉄ニテ源四郎馬風ニ拵候事ニ嘶いたし、其為ニ縁頭大小振り、其外脇さ
しの笄・小柄地金迄〔尤〕拘様迄も頼置候遣置、早速拘呉れとハ不頼ニ参候ニ
付、拘惣拘方形ハ源四郎脇さしヲ見呉候様申遣候處、とんと不知と申越よふ

二付、扱々縁頭ハ色付遣置候筈、笄・小柄は裏銀ニいたし一寸格恰、其外鑓・
鞘出来之上と迄頼置候處、頼候先も無之申分と世話焼候間、一段怒〔タノ〕源吾ヘ
止候様ニト宜敷順策ニ迄申上候筈、先達て私混雜中ニテ工面も無之、麓抹ニ
申遣候事故と退考候ヘハ矢張私悪敷ニ御座候
一、紬紋付如何之為ニ被遣候半と存候間、是又誅ヘ差下候筈、猿皮胴着も下候
筈

一、馬之事吳々も被仰下奉畏候、隼人と相談いたし、四郎右衛門大私ニ御座候
得共、先ツ表御用カツケ一年詰ニ為致候、隼人も四郎右衛門別て心安しく且
情直、其上隼人も能馬壹疋求候心ニ相成、万事都合よろしく、大丈夫本氣馬、
是非穿鑿いたし様申付置候

一、干飯之義奉畏候

一、甘物と凧折々差下候様被仰下奉畏候

一、母様より萬德院様ニ十七回御忌、來月晦日前ニ相達候様夫々御注文奉畏候、
先達てより不被仰越とも上候事ニ半藏へ申付置候間、尚又申付候

一、かるた之事是又早速半藏申付候
一、傳吉絵二枚被遣大笑仕候、為御褒美此方子共揚ケ居候張凧、都合十五近便
差下候、張凧故輕候得共、覆入ニハ大困物タト半藏首ヲ捻り居候

一、野州一条如何可相成や、千万無心元、殊ニ寄討手被仰付候も難斗、其節ハ岩井町宿陣いたし、二百間有之大川渡、ハンシヤろ朝かけニ乗取、湊村眼下見下、焼討いたし、楯山へ仕掛候方可然と考居候、竹ニて楯ヲ拵候工面いたし間、出来次第越中鳴ニテ試申度と存居候、氣鬱之余ニハ乘切極面白、鬱氣ヲ散申候、○乍憚作彌上候ハ、軍中為見舞面白事無之や、殺生之是留候や、此節ハ可然御役人ニても勤居候や、造酒助杯とハ竹林遊方決居候義、乍憚御嘶可被成候

一、今日藤彌下被仰付候、御物頭平五郎・祐吉・源四郎・三内組平兵衛・十右衛門御差留、寛太・白兵衛・求馬・大作・助之進下被仰付候、其外去年冬登被仰付候嫡子二三男三十人と七十人都合百人下被仰付候、御番頭之事趣向有之、下は不被仰付候、丹吾・源右衛門・政右衛門ハ手伝之為ニ御差留被仰付候、八兵衛・敬之助色々申立候義も有之候得共不被仰付候

一、今度為御登ニ相成候ケイール鑄形・六匁之鑄形・さんりやうし・打緒、慥ニ相達候、今日は朝より夜四ツ頃迄人ニ被掛仕、透ニ漸御返事のみ奉申上候時候折角御厭可被遊候、尚奉期幸便之時候、以上

十月十二日

松平造酒助

御父上様
御母上様

② 19 (元治元年) 十月十四日

松平武右衛門文書 110

今日御飛脚立有之趣ニ付奉申上候、追々寒冷ニ相成候得共、益御機嫌能被遊御座、恐悦之至ニ奉存候、隨て私儀も異条なく勤居候間、乍恐御休心可被成下候、御地は寒弥増候半奉遠察罷在候、此方ハ日々能天氣、乍去朝々巨燐無之ハ、付処困候様ニ御座候、石沢も今日出立、日々引も不切下、小坂向は嘸寒く可有御座候と遠察罷在候、御番頭保野岩五郎・松宮源吉・榎原十兵衛御差留、水野儀兵衛・酒井吉彌御差下、其外去冬為御登相成候御備御人數三拾人七拾人、都合百人御差下ニ相成候處、内々六ヶ敷事出来、幼君を見不被捨と、自分

色々事ニ寄セ留り候人出可申模様相聞候、如何可相成、引込居大仕合ニ御座候、私昨夜月代剃、明日出勤いたし度候得共、休足旁今一日引込度、明日は休足、御暇被召出ニて、喰御用繁ニも可有之、曉全快之上出仕仕度存居候、藤彌當廿六頃出立之趣、
〔藤彌〕水野居候御長屋は私居候處より能所之由付、先ツ御普請願、其上一組召連引越候積ニ御座候、平右衛門殿ハ明後十六日被下候ニ付、其後主馬ハ西御物見ニ引移候積ニ御

座候、(已前御登被遊候節被住候處之趣)傳吉へ此方之子とも揚居候色々張帆差下候積ニテ整集メ置候得共、箱覆申付置候得共、尔今出来不申、差下兼居候、□の角帆絵後便差下心組居申候、帆糸追ては差下度候、御組折々集会話ニは子共

帆絵と氷砂糖下候嘶ヲ折々承、御茶・御菓子來月便差下候、扱今日は御成、長州御進発杯とハ如何相成や模様は分兼候、先月廿五日ニは、野州討手不被為蒙仰とも分なひ義ニ付、聞繕趣迄被遣候處、今度は市中御取締故御府外ニは不被遣、御老中被申ニ付、大勢御下相成候趣、一寸先はどんと暗夜と可申や、実不相分、日々神田橋ヘ詰候節、御老中御登城之固とやら歩兵二十人位ツ、出仕度々一趣ニ相成候、其風異也、已前之御登被遊候頃とは大相違、車押も刀差と見受候は道譲て歩行、大酒店物懷中輕して立寄も不相成、唯目を驚のみ、異類異形、珍物大名行列又は乗切、乞食、芸者、惣身如黒蛮奴、雲龍か飛龍瀧鯉真黒彫、イシノヽヽヽヽと如飛、早駕籠ハエノヽヽヽと走来ル、□人早□のお

くとハ尻ニ付、看板之肩之印家々ニ異也、鱗商之声杯とハ田舎者どんと不分、イヤーシー／＼と、誠見れは見程胆潰候事ニて胸之落シヲ不知、八日より緩々と引込、始テ氣も落付、明日は我嬁いたし、十六日は為見馬參候趣ニ付、出勤可致と心組居候間、不快ハ少も御掛念被成下間敷候、先々時候奉伺御機嫌候、折角寒さ御厭可被遊候、尚奉期幸便之時候、以上

十月十四日

御父上様
御母上様

松平造酒助



尚々、乍恐皆々へも宜奉願候、今日は御成固之為人々も不參、徒然故任筆認居候處、半兵衛參り漸歸候處、養達和尚少書候て筆留、又少書、石川坊主長話、又々書候處、權藏 御成相済、無滯勤來候趣申聞候、大安堵いたし漸書終候、折角々々寒御厭可被遊候、以上

② 20 (元治元年) 十月十九日

松平武右衛門文書 186

御機嫌伺旁私無事一通奉申上候、尚奉期幸便之時候、以上

十月十九日

松平造酒助

御父上様

尚々、御用御取込相談不出来為、隼人御長屋へ参居一寸認候、明日立白兵衛へ

眺上候

一、藤彌廿五日出立日限申上候、中的も其節差下度候

一、世話敷難筆紙尽、御察可被下候

一、実世話敷事如山、どんと豆ひり同様、足袋四五足きれ申候

② 21 (元治元年) 十月廿三日

松平武右衛門文書 78

② 22 (元治元年十月廿三日) 付

松平武右衛門文書 141

今昼夜原御長屋にて御書颶と奉拝見候、母上様より御文は拝見仕兼候、只今八ツ過漸得寸閑奉拝見候、両御状にて御一同様御揃嬉敷奉恐悅候、私無事繁用之事ハ申上難尽奉存候、此方之混雜は百人余之下ニ付、御称譽無限、御手擬、御酒御吸物、其内召捕者注進、同手疵看病頗候やら、被仰付候者やら、其内御同断、其内向疵三百二無之、三人御扶持、能て五人御扶持御近習御意、其内二公義より疵得者へ為手擬銀五十枚、其御礼ハ何とて、御称譽之取調出来候積ニテ御用所へ持出と、間違也とて權十郎殿より被笑、漸出来候とて出候内ニ取落、日々スタクタ、大和尚は日々他行、鰯食たひ御殿ニ着座困候とて定断、他

② 造酒助書簡(造酒助江戸在勤中の国元宛)

行不苦、誠世中ニ長州・野州、馬鹿も有之、主馬も先奇代々々妙々、此造酒助軍取調御用掛被仰付候、是も奇妙と可申、此度之野州寄手、私位之調ニ可有之や、十七日寄手惣敗軍仕候由、先ツ七ツコンノと打候間申上候

一、脇さし事、順策より申遣候間、颶認申遣候、此度鞘卷被遣候分ハ順策下地拵出來為登候上ハ下申度、先日も被仰付候輝廣、当分さし申度存居候

一、傳吉へ凧近便ニ差下候、大覆入故六ヶ敷尔

今眺兼候

先々寒氣折角御厭可被遊候、此方日々寒氣も相増、日々晴天、火事毎夜、日々出仕道松田町より富士、白雪如岡

兆海山杯とハ如何可有之や、御巨燧ニテ御凌ニ可有之、此方ハ巨燧ハ尓今入不申、尚奉期幸便候、以上

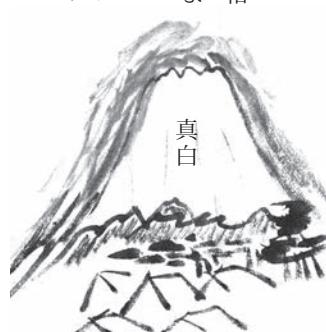
十月廿三日夜明七ツ頃漸出来

松平造酒助

御父上様

尚々、此度手負追々快、吉彌・弁藏来月朔日頃下候由御座候、誠おそろしく世

中ニ御座候、以上



一ツ廻し居候処へ又脇より提付候て勝負有之、縁等ハ鉄也、他行序ニ可遣候、何ニても注文次第可下候間、可被申遣候、以上

傳吉殿

十月十二日夜九ツ時頃御認御書、十三日御書被成下、同廿三日相達、難有奉拝

見候、益御機嫌能被遊御座、恐悦至極ニ奉存候、次ニ私儀も無事勤居候間、乍

憚御休意可被成下候、扱又段々御細書被成下奉拝見候

一、三作之脇刀壱腰、皺文壱本箱入、外二種集古十種古十集より写し御取被置候刀劍図

壱卷、小袴一つ、干味噌一包ニいたし御登被下有難奉存候

一、馬之事

一、順策之事

一、抱地ヘ御入云々事

留守中御心配何とも入恐候次第奉存候、委細御返答可申上処、只今榊原御長屋

ニ居、御用達居、甚入恐候得共御用多ニテ染々御返事仕兼候、藤彌明後廿五日

下候ニ付、其節委細可申上処、百余之下御称譽等達方壱人ニテ何とも行届兼候

次第、御遠察可被成下候、先々御答旁、寒氣折角御厭被遊候様奉存候、尚奉期

幸喜之時候、恐惶謹言

松平造酒助

御父上様

御母上様

御父上様

尚々、母上様よりの御書は最早御飛脚立、其外御用有之、拝見仕兼候間、寛々

拝見可仕候、繁用御察可被下候、以上

【参考4】（元治元年）十月廿六日

老中奉書写

松平武右衛門文書66

御名

② 23 （元治元年）十月廿四日

松平武右衛門文書42

溜詰之格被酒井忠績仰付、御礼席之儀、向後月並は御黒書院溜詰之次、別段酒井勘解由并榊原式部大輔其方一同御目見、五節句は御白書院溜詰之次、出座御目見可被致候、於羽目之間伯耆守様達

先達て絵余能書候ニ付、為御褒美明日立御飛脚へ此方張帆色々差下候、其内福助帆壱ツ寺内へ可被遣候、近々又々他行いたし候ハ、目利之上可差下候、先頃差下候豆菓子なく相成候ハ、又々差下候間、無なり次第可申遣候、登前弓矢約速いたし心付居候処、日蔭町ニ望次第二有之候得共、万一之儀有之ては悪敷故見合居候、はんこひ板時節ニ相成出候ハ、可下候、此方子供こま廻し居候分、

② 24 （元治元年）十月廿六日

松平武右衛門文書71

召候間、猶可被尽忠勤候

十月廿六日恐悦

【参考5】（年未詳） 榊原様御同様ニ付書付

松平武右衛門文書
123

今日榊原式部大輔様も御同様被為蒙 仰候由、唐紙之陰ニ公義御坊主參嘶御座候、榊原様は如何成香能ニや不知、唯御席柄御同様之由

② 25 （元治元年）十月廿九日

松平武右衛門文書
26

〔*〕萬德院様二十七回御忌、來月晦日御執行可被遊、其節御仏前御備可被成下候

一、菓子 一箱
一、密柑 一曲物
一、茶 一壺

右之通差上候、以上

松平造酒助

十月廿九日

尚々、叔父様方へ茶壺ツ、三袋上候間、晦日御参会之節書状添候て御出し可被成下候

御父上様
御母上様

② 26 （元治元年）十月廿九日

松平武右衛門文書
127

明朔日吉彌・健三郎杯と下ニ付一書奉申上候、寒氣弥増候得共益 御機嫌能被遊御座、恐悦至極ニ奉存候、私儀無事相勤居候間、乍恐御休意可被成下候、

被遊御座、恐悦至極ニ奉存候、私儀無事相勤居候間、乍恐御休意可被成下候、

扱最早御地ハ時々雪荒時節ニも相成、御痴痛杯如何被為在候ヤ、此方は日々快晴、乍去朝寒き事不被絶候、巨燧掛候所も無之、尔今掛不申、出仕懸着服着替ニハ折々飛立候様ニ御座候、近々柳原藤弥居候御長屋へ引移候積、先ツ置替等

半兵衛へ申付置候、来月十日頃迄是非引移申度心組ニ御座候、百余人之御人數

明日迄立切、御用も透ニ相成候、今日引込廻方調、夫々掛御役面々呼大体出来、急速御人數調は先ツ政右衛門へ任置候、一両日引込休足いたし、御備組之事御長屋ニて取調出来し、御用透ニ相成候ハ、他行仕度、是迄他行ハ三度、出仕掛引取ニ大通往来三度、都合ニて六度のみ、覚候処ハ下谷より御上屋敷へ参り候道筋能覚候のみ、日々よふニ他行出来候者ニ相成候てハ如何程金人費ニ可相成や難斗、辛抱第一と見猿聞猿言猿と心掛居候得共、昨日三内処ニて異国之金入杯と見候へハ不被答、私余り儉約いたし居候故、中的下嚙々御嘶可仕候、岡吉私食事いたし所へ参り、私ともより甘物不被給と感心仕居候間、伴兄弟・リン・酒杯不絶有之、塩梅能鰹杯とも三度ノヽニ掛居候よふ申聞候、千石我は毎度見候通、汁一日一度か二度位、鰹杯と掛事無之、八十石与内面々余り過分也申候得共、同宿いつれも漸乳より離候て登候位の子供ニ、中間悪敷者之よし、清兵衛殿は被下、此造酒助困居候、如何可致ヤ、いつれ工面不仕ハならなひ事と存居候、春之助模様ハ至極能よふ御座候、誂人有之様ニテ少氣掛のよふニ御座候、岡吉分八両預ケ居候、可相成は其候来春為持下度候得共、今晚嘶よふにては八両杯とハ朝飯前ニ飛可申、甚被案事候、先々寒さ御伺迄奉申上候、折角御厭被遊候様奉存候、尚奉期幸便之時候、以上

② 27 （元治元年）十一月六日

松平武右衛門文書
62

明七日御飛脚立ニ付奉申上候、寒氣弥増候得共益 御機嫌能被遊御座、恐悦至極ニ奉存候、私儀も無事相勤居候間、乍懼御休意可被成下候、扱庄内は嚙々

も明日迄立切、御用も透ニ相成候、今日引込廻方調、夫々掛御役面々呼大体出来、急速御人數調は先ツ政右衛門へ任置候、一両日引込休足いたし、御備組之事御長屋ニて取調出来し、御用透ニ相成候ハ、他行仕度、是迄他行ハ三度、出仕掛引取ニ大通往来三度、都合ニて六度のみ、覚候処ハ下谷より御上屋敷へ参り候道筋能覚候のみ、日々よふニ他行出来候者ニ相成候てハ如何程金人費ニ可相成や難斗、辛抱第一と見猿聞猿言猿と心掛居候得共、昨日三内処ニて異国之金入杯と見候へハ不被答、私余り儉約いたし居候故、中的下嚙々御嘶可仕候、岡吉私食事いたし所へ参り、私ともより甘物不被給と感心仕居候間、伴兄弟・リン・酒杯不絶有之、塩梅能鰹杯とも三度ノヽニ掛居候よふ申聞候、千石我は毎度見候通、汁一日一度か二度位、鰹杯と掛事無之、八十石与内面々余り過分也申候得共、同宿いつれも漸乳より離候て登候位の子供ニ、中間悪敷者之よし、清兵衛殿は被下、此造酒助困居候、如何可致ヤ、いつれ工面不仕ハならなひ事と存居候、春之助模様ハ至極能よふ御座候、誂人有之様ニテ少氣掛のよふニ御座候、岡吉分八両預ケ居候、可相成は其候来春為持下度候得共、今晚嘶よふにては八両杯とハ朝飯前ニ飛可申、甚被案事候、先々寒さ御伺迄奉申上候、折角御厭被遊候様奉存候、尚奉期幸便之時候、以上

大雪ニ可相成候、寒氣御障等不被為在候や、御案事申上居候、東都昨日より寒風難堪、火鉢へ寄掛り候得共難凌、權十郎殿と別席いたし居候處手出候事不相成、クハタノヽとふるひ、腕は鮫之ことく、鼻水ハ落、
蝦夷同様相成候様ニ御座候、昼後より雨天、申上度
事も色々有之候得共、先々寒氣伺御機嫌のみ詰所之
火鉢寄漸認上候、折角々々寒氣御厭可被遊候、尚奉
期幸便之時候、以上

十一月六日

松平造酒助

火鉢之上ニて

漸認体

ウテハコケ候得共

セナカハフルノヽ



事も色々有之候得共、先々寒氣伺御厭可被遊候、尚奉
期幸便之時候、以上

(元治元年)十一月十五日

松平武右衛門文書 86

追日寒氣弥増候節、益御機嫌能被遊御座、恐悦之至ニ奉存上候、隨て私儀も無異相勤居候間、乍恐御休意可被成下候、扱御地嘸雪吹之節、御痴痛等不被為在候や、乍遠方御案事奉申上居候、此方日々寒天、兎角不天氣勝ニテ往来大難義、道泥はあん之ことく、袴・足袋皆泥ニ相成候、綿入三ツニテフルヒ居候、先以廿五日立ヘ品々御登セ被下候由御座候、浪人とも騒ニテ道中大難義之由ニテ、尙今上着不仕候、一同鮭之風味違可申懸念仕候得共、幾日の着ニ相成候や、甚困事ニ御座候、甘物位ならハ無拠候得共、来月之御金宰領杯とハ千万けんのんニ御座候、先日も被仰下候頂戴之輝廣、来月為御登候事被仰下候得共、道中今模様ニテハ為御登御見合、追て静ニ相成候節為御登可被下候、日光山麓辺ニ屯居候趣風聞ニ御座候、荷物通路六ヶ敷趣ニ御座候間、浪人片付次第差下度、扱々油斷不相成世中御座候、此表は日々よふ召捕者御人數出、千石余之旗本衆ニ留所ニ相成居候由、此頃小栗と申候御旗本千二百石取家へ十兵衛被仰付、御備組二十人余と御物頭一組召連參候處、古と違早速出候由、十兵衛杯ハ必死極向候由、誠けふノヽあしノヽと申、少も安堵不相成事、今日も無事樂、今日柳原へ引移候、昨夜泥鰌汁杯といたし、右之よふニ認候得共、誰初案事居候者杯と壱

人も無之、兎角茶屋や女之嘶いたし居風御座候、庄内杯とニテ考候とハ大違、きつと樂笑嘶仕居候風御座候、私御組昨晩酒醉二人召捕之由、初てニテ大イレ之由、後より聞大笑仕候
一、傳吉ヘ凧絵差下度候得共、何分他行も心假ニモ不相成ニ付、遅く相成居候間、天氣次第出、整下申度候
先々寒氣折角御厭被遊候様奉存候、尚奉期幸喜之時候、以上

十一月十五日

松平造酒助

御父上様

尚々、明日加藤甚大夫百日休之上、下ニ付、無事のみ奉申上候、詰所ニテ鳥渡認候、以上

(元治元年)十一月十五日

松平武右衛門文書 202

当三日立御飛脚當十四日着、御書十五日御殿ニ達難有奉拜見候、御一同御機嫌能と被仰下、誠恐悦之至奉賀上候、私儀も無異条御勤居候間、乍恐御休心可被成下候、御地ハ御靜謐之趣恐悦之至ニ御座候、此方宇津宮辺より日光山麓道中筋ヘ浮浪人とも居、以外騒々敷、廿五日立宰料今以荷物着不申、甘物も損不申様ニ一同嘶居候、浪人ニ被給候も難斗嚙仕居候仕合ニ御座候、東都日々よふニ捕者有之、十兵衛杯此頃旗本參候節杯と□必死極掛出候由、案外ニ相済候趣今日嘶仕候、私參候より都合十五人捕候、先達て之疵付候者斗、深疵之金之助・全作最早快方、寿三郎今以難義仕居候、九郎治果敢取不申、其外ハ無手も捕候得共、先達之一件後ハ鉢巻金・着込相用居候、得道具はからみ鎗用ひ、便利能と流行、始ハ深川ニテ長州者捻候より人々拵候様子ニ御座候、誠一寸先は闇夜と可申、乍去市中模様杯とハ花繁過、野州争戰杯とハ古物語同よふニ覺居候、藤助杯と野州へ參候節、水戸城下ニテ樋山辺事不分物よし、増てや広都別て之義と存居候、今朝さし出候書状へも申上候筈、道中筋甚けんのんニ御座候間、静ニ相成候迄、御拝領之脇さし為御登御無用可被遊候、尚申上次第、便之極よき節為御登可被成下候

② 造酒助書簡(造酒助江戸在勤中の国元宛)

一、指料之大小不用分下候様被仰下奉畏候得共、先ツ不用とても何分道中懸念
二て書状ならて上兼候、鍔同様分故静ニ相成候ハ、追々下申度候
一、馬之義被仰付、南部馬をネラヒ居候得共無之、少手掛有之、何分不天氣勝
二て見兼居候、大望ハ無之、唯皆ニ□丈夫ニ乗□出来、物不見無意ニテヘタ
乗ツカサレ候へハ宜敷御座候
一、三具之事天正之頃之事御覽出候ニ付、委細被仰下奉畏候、閑
夜篤と可奉拝見候
一、子供も丈夫之趣大慶仕候、文次生月より早く歩行候とて餅
御ツキ被成候由、角力ニ仕候ハ、上段ニも可相成と考居候、
丈夫程能事ハ無御座候、フツタヲシ餅とハ如何被成候事□
如図事どんと分不申

一、今日やつと当御長屋へ来、大勧大世話、能事ハ間取宜、暨
新敷何寄ニ御座候、御殿より□過引取、火も無之、小一郎・安吉・半蔵・
惣吉ハ下より道具送り番、隣長屋三内へ大土瓶へ茶無心、三内・伊兵衛も留
守之処、テ、か気キ、茶ヲ大土瓶ニ出し、茶椀七ツ、大土瓶湯入遣シ、三内
暮頃只今引取候とて来、早々帰ル、三内方よりとて名物すし、大曲物色々入
為祝義遣、空腹何寄とて即食、少落付候故巨縫掛久振ニテアタリ、其心持難
譬、実ニ価千金、尻ヲアタ、メ候処寝度相成得共、引受候御用如山、先達て
より残物有之、捨置事不相成目ハタケ

一、御母上様より御文難有拝奉候、皆々様御機嫌能事程嬉敷事無御座候、私
も当年鮭之あんか
け・はら・こ不
給故御座候や、丈
夫過候程ニ御座候
間、必々御懸念被
下間敷候、石沢さ
ま御達者御着、何
寄ノ、御目出度存
上奉候



柳原ノ長屋図

十一月十五夜燈下認

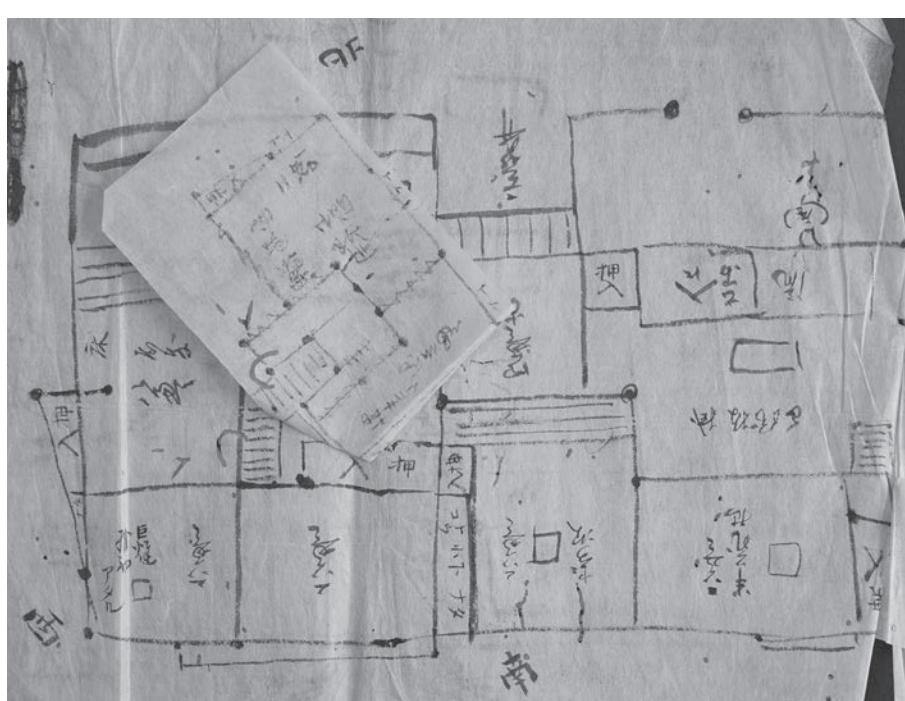
御両親様

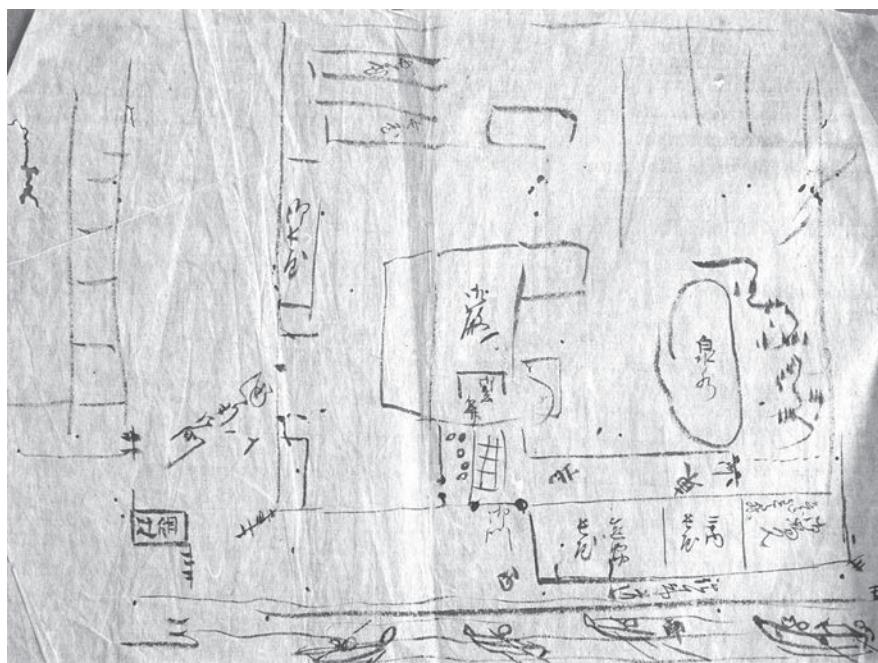
松平造酒助

造酒助此方ニ罷登、湯を尔今よくつかい不申候間、フカシ少々ト袋五合位と
ニツ程、浮浪人ニ被取候てもよろ□為御登可被成下願申上奉候、乍去江戸
知人か此方有之物也と申事ならハ宜御座候間、其節袋斗、隨分江戸子ニも相
成候者やと鏡見度候得共、見候て和尚真似いたし杯と被申候もイヤ御座候
間、兎角田舎風仕居候、三内私とハ不申笑候事ハ羽織行より着物五分位出居
候、私ハ江戸子ニ相成候得共、ワサト田舎風を仕居候得共、首之黒、耳之縁
黒垢不取、能半襟一度ニテ真黒ニ相成、是ハカゝ一の勤と存申上候、無文字
長文先筆留、寒氣折角御厭可被遊候、尚奉期幸便之時候、以上

御答

尚々、乍恐一同へ
も宜奉願上候、御
地ハ初雪後は天氣
能、御遠乗思召、
誠御元氣能事ニ御
座候、此方ハ兎角
不天氣勝ニテ、火
鉢ニあたりなから
も鼻水たらし居候
仕合、雪中同様ニ
御座候、綿入三ツ
ニテ寒ひ程御座
候、寒氣御厭可被
遊候、尚幸便之時
期候、以上





② 30 (元治元年) 十一月十八日

松平武右衛門文書 154

ハ、風味も損可申と一同懸念仕居候処、当十六日ニ相達、早速開候処、鮭四枚・小鯛五枚程能模様ニ相成達、即小鯛五枚金井へ遣（鮭は參候由承候ニ付）、翌日逢呉々礼申聞候、上へ鮭ならて不參ニ付御分申候趣、織人へも鮭少々遣候処鰯節五本為移遣候、先々即鮭を為焼、給候所結構至極、初て腹皮を延し申候、御礼之至筆紙難斗、家来ともへも少しつ、配分仕候、給可申と存候処へ丸子伊太郎参候ニ付、是へも為給候処大悦仕候、此方之肴は給不付故、何給候とも風味不宜、快食兼居候て、別て甘戴候、此方ニテ九月頃壹本鮭見候斗、小鯛不見、誠珍敷御座候、白井より中小鯛五枚為御登、尔今風味仕候得共、御序厚御礼宜乍恐奉願候、此度は礼状遣兼候、御人数も下、御用も無之処、急速御人数出取調掛被仰付居候ニ付彼是御用も有之、鉄炮打趣向も有之ニ付、心中ニ寸閑を尔今不持、乍去少ハ落付候ニ付鉄瓶物好杯と仕候、御察可被下候、不遊ハ氣詰果候間、折々は他行、珮絵位之樂仕候、和尚さま夷角他行、此頃承処、連も無之船宿迄参候と家來を其辺ニ為遊、暮過船ニテ戻り、船宿より家來召連帰候趣、尤二男をも不連候由内々風聞承候、着後一昨十六日迄三度面白処へ参候由、間抜和尚と存居候處誠感心入驚候、苦々敷馬鹿て御座候、御備組登、乳總漸離候若キ衆之万ニ右様義有之候てハ不相済事と懸念仕候処、右之風聞実困事ニテ、此上は逆も私ともの力ニ及申間敷候、乍去誠ニ密々事故、必々御他言ハ御無用ニ可被成下候、隼人と内談仕居候得共、能智恵も無之入困候、扱又御地此頃ニ相成嘸雪も降可申愚考仕候、此方此頃之寒風難堪、今日少々暖氣之方ニ御座候、都丈ニ雪は降不申、(令)北南白山見へるのみ、日々道々水溜り氷ニ相成、四ツ頃より泥道相成候斗ニ御座候、下谷御長屋前より只今居候柳原前往來繁く、今日ハ宅調御用有之ニ付十兵衛連八ツ頃帰、天氣能候間出腰之障子を開、折々面出候へハ、異類異行美人悪女御望次第、女達ニ為見度事ニ御座候、黒ひろふとニ縞縮緬のはんちや、又は形付縞縮緬へ縫紋又は染紋ニテカツカラメカシテ通候処、中々能見物ニ御座候、柳橋芸者、絵紙杯とハ空々ニテ、アコヲハジス位の美人は毎日数百も通候、船ニ乗候事不相成、早く能馬求度と斗心願ニテ御座候、困事ハ四郎右衛門最早疳症と相成候半、昨夜頃より伽と申程ニ付無之候得共、いつも御馬乗油断不致附居候、刀油断不相成候由、隼人心配何とも氣之毒申斗無之候、乍去弥成切候と申事ニ付無之為、弓矢多杯と御厩へ杯參嘶ハ無用ニ着二付、道中筋以之外騒々敷二付、浮浪人ニ食候も難斗、若又長逗留ニ相成候

候由、病氣と申候者苦々敷物ニ御座候、唯無事平安國家安全丈夫ニテ御奉公祈

居候より外無御座候、先々寒氣折角御厭可被遊候様奉存候、尚奉期幸喜之時候、以上

十一月十八日燈下認

松平造酒助

御父上様

尚々、乍恐一同へも宜奉願上候、此方一同も丈夫ニテ御座候、今日はふひ^(鞆)祭とて、半藏丸子へ案内ニテ参、暮頃帰候

② 31 (元治元年) 十一月十八日

松平武右衛門文書 59

明日御飛脚立ニ付、今日丸子より至來ミかん一曲物、昨日他行ニテ整候夙絵七枚差下候、又追々可進候、以上

十一月十八日

造酒助

傳吉殿 尚々、外ニ鯨鬚^{羽子板}四本中二入、此頃よりはんこひいた出候間、近便是又可差下候、以上

三白、甘物有之事御望次第注文次第可下候間、可申越候、以上

② 32 (元治元年) 十一月廿三日

松平武右衛門文書 36

明廿四日結城摠之助罷下候趣ニ付奉上候、追々寒氣弥増候得共益御機嫌能被遊御座、恐悦之至奉存候、私儀無異相勤候間、乍恐御休心可被成下候、当九日立御飛脚^(カ)へ御書被成下、同廿日相達、難有奉拝見候、弥御健ニテ恐悦、彼是ニテ殊之外御繁勤之由被仰下、重畳恐悦之至奉存候、庄内は最早雪ニ相成可申、此方雪は降不申候得共寒風難堪御座候、今日隔日詰初之休足日ニテ御長屋居、巨燧入、調御用尔今透不申、甚混雜中ニ御座候、唯今半藏整物他行仕帰候、即夫々

為包結城へ逃候

一、東都之名産日本橋之雑喉つくた煮一曲物、為御鮮
一、東都名物おてつ一曲物

余り甘過不被給候得共、女達毎度被嘶居候半と存候間少々印迄上候

一、當所日本橋名物甘納豆一箱、傳吉へ
一、同花火線香、傳吉へ

但半藏忘又々取參候間、嚙書状在中ニ可相成候、

一、前之つくた煮は此造酒助大好物品御座候

甘物其外器物又は色々誠面白甘く又は目を驚^(カ)や障物斗有之、他行出来兼候程ニ御座候、懷中すら有之候へハ求候事も給候事も出来候得共、極求度と思候程物も格別無御座候得共、異国之品々ハ一々宛求度候得共十両内之品ハ無之、無用ノヽと辛抱程能事ハ無御座候、枝柿出候ハ、上度と心懸候得共爾今見当り不申、乍去全穿鑿之仕様も悪敷為ニ也可有御座候や

一、此頃刀心懸候様ニと被仰下候得共、いつれも二三十両通り直段と可申、二十両内之刀杯と見候處不相成、榦原能刀求候積ニヤ、幾日参候ても三四本定敷棚上置候間、能刀出候ハ、為知吳候様頼置候

一、道中此頃ニ相成自油^(由)往来相成候趣、浮浪人いつ方へ参候や、此一両日ハ嘶仕候人も無御座候、乱世も有之候得共、東都花榮目驚候、唯乱世之印ニは屋敷々々ニテ炮發音、外ハ大平ニ御座候、庄内は御静謐ニテ何寄之事ニ御座候、大殿様弥来年御登可被遊や、御殿中ニテ江戸登候事堅禁言之由此方ニ聞へ候、御尤之事ニテは御座候得共、いつれ近々御登可相成、御物入人恐候事御座候、東都先ツ静よふニ御座候得共、何時何初候も一寸先闇夜、スル事なし事闇鉄炮世中故、御家ニテも西洋之大筒開度と色々工風仕候得共、是も闇ニテ分兼候、私も異箇物好出来候て半藏ニ口説可被申と存居候

此方寒風と乍申鉢梅今春と開始候、百余里遠しとて余り替候事ニ御座候、先々折角寒氣御厭被遊候様奉存候、尚奉期幸喜之時候、以上

十一月廿三日

御母上様

松平造酒助

猶々、乍憚一同へも宜奉願候、此方召連候人馬とも無恙候間御休意可被成下候

一、四郎右衛門明廿四日下ニ相成、馬之事困申候、四郎右衛門兼て見付居候青毛近々見候積ニ御座候、是とても善惡を分候ニ^(カ)は容易之義ハ無御座候、大切之者か疳ニ被成分、跡ハ甚困候

② 33 (元治元年) 十一月廿六日

松平武右衛門文書22

追々寒威相増候得共、益御機嫌能御暮被遊恐悦之至ニ奉存候、隨て私儀無異相勤居候間、乍恐御休意可被成下候、庄内此節大雪相成候半と遠察罷在候、此方ハ寒風強候得共此四五日日々快晴御座候、東都先ツ御静謐御座候、甲州内大騒動之趣、押付浪人も御上京と可申、先々無事一通奉申上候、寒氣折角御厭可被成候、右は颶と時候御見舞迄奉申上候、尚奉期幸喜之時候、以上

十一月廿六日

松平造酒助

御父上様

尚々、今日詰日ニ付御殿ニて認、委細申上兼候、明後廿八日才料仕立ヘ枝柿・密柑少々、其外定着服之紋付洗濯下候間、着次第早速洗仕立、為御登可被下候、乍恐皆々ヘも宜敷奉願候、尚期幸便候、以上

申事沙汰有之、弥之事ニ御座候や、困事ニ御座候申事沙汰有之、弥之事ニ御座候や、困事ニ御座候

三白、日記認置候得共此度ハ上兼候間近便ニ差上可申候、乍恐白井ヘ小鯛五ツ被惠、無滯達、風味も宜甘給候、作弥より書状、市郎兵衛着ニテ達候間、返事申遣候處ニ御座候得共、何分御人數調、其上遊參候て大繁多ニ付、上候節御嘶可被下候、以上

十二月四日

松平造酒助

② 34 (元治元年) 十二月四日

松平武右衛門文書173

御母上様

先月廿一日御書当朔日御殿ニテ奉拝見候、益御健ニ御暮被遊、恐悦之至奉恐賀候、追々寒氣弥増候得共、御痼痛格別御難義不被遊候由、何寄之義と奉存候、私儀も至て丈夫ニテ隔日御殿へ出仕、此節一同ヘ西洋大筒為打候事ニいた

尚々、母上さまよりも御書被成下候得共、御答ハ今少御免可被成下候、乍恐皆々ヘも宣奉願候、例之無文落字控上候間、御推覽可被成下候、書候隙無之、庄内初月番杯とハ雲泥之違、庄内調ハ書役、江戸ハ自身調ニ御座候、御察可被下候、以上

一筆奉啓上候、甚寒之節益御機嫌能被遊御座、恐悦之至奉存候、隨私儀無別条
相勤居候間、乍恐御休意可被成下候、就寒中為可奉伺御機嫌捧愚書候、折角時
候可被遊御厭候、猶奉期幸喜之時候、恐惶謹言

十二月九日

松平造酒助

久茂(花押)

御母上様
參人々御中

猶々、乍恐叔父様初大督寺前様其外皆々へ書状も不遣候間宜奉願候、先以先月
十八日御認之御書、十九日田澤伯民出立へ御差出、当月七日ニ相達、難有奉拝
見候、弥御健御暮し被遊候趣恐悦ニ不過之候、藤彌先月十一日着、中的・金助
即御機嫌伺ニ罷出、此方之様子逐一御物語申上候由、扱藤彌説差下候時計慥ニ
痛等も無之着、早速御掛被遊候処、至極宣と被仰下大慶仕候、実は道中懸念仕
候て誠ニ迷惑至極之儀と存候得共、具足櫛と見掛ては無心頼仕候、大時計為御
登之趣、来年は 大前様御登被遊候趣、其節御登、私下之節持候へハ都合宜敷

御座候

一、馬鹿物好仕候処十六日ニ着、早速傳吉へ御預、殊之外悦候由、色々処追々
整候積之処、差掛候幸便大急ニて覆斗大キ故、駄賃多分被取候てとて半藏き

も消し

② 造酒助書簡(造酒助江戸在勤中の国元宛)

車台預ケ、萬一之節鉄炮打候事も無之面々へ為打候事の調故、田舎造酒助
太夫・十兵衛へ在勤中御預ケ被仰付、二十九人一組へ西洋之ホート其外百目

も歎息余り、組々へ西洋炮稽古為初候処、案外一同相競ひ負てハならしと
日々稽古出精御座候、此尻ぬけ御組頭壱人ニて調候事故何ニもかも達落之為
無隙調、万事新敷事斗ニて昨今御役成、先例と申事無之故勤能御座候、心次
第馬鹿やつとて御免ニ相成候ハ、別てよきと大口きゝ走廻り居候体御座候、
○御預之ヶ字六ヶ敷模様ニ御座候
大和尚ハ些トも目も配リ不申他行嘶ニ無他事、加奈川へ參候嘶杯とハ奇々
妙々、同シ騎将も色々、私よふニマヌケ者は世中ニ有之間敷、船ニ渡候ツク
も無之、昨夜迄夜も能不寢調、器量なきニハ困タたらけ、乍去爪くそ位之事
大泥、是より考候へハ大夫杯とハ如何程心配なる事やらん、乍去なり度者も
有之、いつれ大馬鹿とならて考か付不申、氣の詰候とも不存候得共、庄内初
月番勤候より百倍増と可申候、來春下候事如何可有之や、主馬下、倉右衛門
參候ハ、万事都合宜可有之、主馬居候て無全者ニ御座候、一同之締ニ差障候
事故、内々權十郎殿と隼人と相談いたし、御小性頭より両頭以上月ニ六度他
行之外不相成、尤其毎度御用番へ申述候事ニ拘候、押付御用所より私共へ達
ニ可相成、唯主馬薬呑候趣段、大先生之為不入心配いたし居候、御察可被成
下候、先ツ大調小調出来候間少安堵仕候、尚追々可申上候、近々他行仕候て
可申上度候、大略入恐候得共、御答旁御見舞奉申上候、寒さ御厭可被遊候、
以上

② 36 (元治元年) 十二月十二日

松平武右衛門文書 99

嚴寒之節御座候得共、益御機嫌能被遊御暮、恐悦之至ニ奉存候、隨て私儀無異
相勤候間、御休心可被成下候、御地は嘸々雪吹ニテ寒氣も日々弥増候半、此方
は日々晴天、昼頃暖、当御屋敷之御玄関前ニテホート稽古有之、出居候へハ三
月頃之よふニ御座候、庄内ニテは都冬見候事も不相成、初登ニテ誠何ニもかも
きもつぶれ候ものニ御座候、少ハ隙ニ相成候様ニ御座候得共、爾今彼是調殘、
他行も不出来、今二三日も過候ハ、近辺ニ出懸申度と心組居候、先々只今御上
屋敷へ出懸ニ付、鳥渡無事一通り寒氣御機嫌奉伺候、時候折角御厭可被遊候、
尚奉期幸便之時候、以上

十二月十二日昼過認

松平造酒助

御父上様

尚々、乍憚皆々へも宣奉願候、先達て注文之品々ハ他行仕候節私目利仕候間、
今少相待候よふ御嘶置可被成下候、明日山岸寅太下ニ付無事一通奉申上候、以

尚々、長州は降参と相成候由、武田行運^(耕雲)斎等は大垣辺ニて大合戦之由、井伊家

上

② 造酒助書簡（造酒助江戸在勤中の国元宛）

尚々、長州は降参と相成候由、武田行運斎等は大垣辺ニて大合戦之由、井伊家主敵と申候て参戦之趣色々二御座候(耕雲)

(同封別紙)

ヒシトール五発カラクリ筒
異人イツレモ腰ニ提、又ハ馬ノ鞍ノ前輪ニ掛居ル
六七間位エ一寸八分位ノ板打通ス弁器

②
一
37
(元治元年) 十二月十四日

松平武右衛門文書 84

内五発	着発
内五発	着発
但焼打玉	実弾
六斤実弾	実弾
十二拇指空弾	着発

一、十發
但燒打玉
十二摺空彈
六斤寒彈

一、五十四発	一寄合組ホート
一、五十四発	二寄合組ホート
一、二十発	三ノ手ホート
一、三十八発	御旗本寄合組ホート
一、二十発	造酒助組ホート
一、二十発	御備外稽古打

御備外稽古打

今日御縁組御願之通被為蒙仰ニ付、明十五日御飛脚立ニ付奉申上候、追日寒威
弥増候得共、益御機嫌能被遊御座、恐悦之至奉存候、私儀も此寒さニも一
点之障なく勤居候間、乍恐御休意可被成下候、嚴寒ニ付御疝痛御模様も不被為
在候や、御案事申上居候、外いつれも達者御暮ニヤ、子供嘸々丈夫、日増世話
敷賑々敷可有御座と遠察罷在候、御母さま御初奥之次之間・御寢所御座候や、
傳吉も廻上候事ハ不相成、巨撻ニ御座候や、文次ハ余程歩行出来候半、高の乳
も訛山ニ出候や、よしの乳ハ如何ニ御座候や、文次構盛り、今宵氣詰居候故、
ナカセ候迄も構、慰候ハ、面白からんと子ともを思出し居候、今日も昨日も面
白物差下度、引取より本町通歩行仕候得共、子供面白がらん思物ハ無之、直段
高直もおそしき事ニ御座候、先刻兵部殿金無之候へハ整度物不被求被申、実
ニ金潤沢懷中いたし、ふら／＼仕候て目留候物整候ハ、嚙面白可有之、何廉差
上度候得共、思候ニも仕兼(カ)テ、私斗求候も入恐候得共、物好と可申やなにと申
や、四十両出し短筒二挺整候、ヤケール一挺注文仕置候、是も近々出来、十両

右十二月廿二日廿三日於越中鳴打試、太キ玉さし渡一尺余も可有之、他御屋敷へも風聞高ニ相成、物見群参いたし可申、打方之面々昼夜無懈怠出精仕居候、何卒甘く為出来申度と存居候、槍釘之稽古相止居候、皆々大炮塾^(熟)練いたし居候ハ、十之物一つハ出来居候、鉄炮不知大そん之世中ニ相成候間、ヤケール出来候ハ、小市・安吉杯とヘ稽古為致候積ニ御座候、作彌上候ハ、竹林杯とハ思も不寄、大そくねいたし迄国を強いたし積故、不笑明年ハ是非於爰表面上兵を富セ、國強趣段能々工風いたして、登支度いたし居候様ニと、上候ハ、御伝言可

② 造酒助書簡(造酒助江戸在勤中の国元宛)

被成下候、長州静ニ相成候ハ、四国・九州之内より又々蜂起可致、水戸殿も米なくなり公辺拝借願被立候由、御家来は三百人位ニ相成候由、清水御殿へ御引移、御国も御屋舗も差被上候風聞御座候、如何可有之や、世中ハ今々昨日々々一寸先ハ闇之夜ニ御座候、此造酒助江戸へ罷登候面目斗ニテ、尔今柳原より御上屋舗へ往来ならて不知、覚悪敷為別て不知、店ニ参候ても直段不被付閉口仕候て歸候、御宮笥物は只今杯とハ不被整、來春ニも相成候ハ、得隙他行仕、其上追々求度心組居候、日々鉄炮騒ニテ無隙、引取八ツ半過より本町辺帰候のみ、御推察可被成下候、先々寒氣折角御厭可被遊候、御機嫌伺のみ早々、尚奉期幸便之時候、以上

極月十四日夜認

御父上様

猶々、乍恐皆々ヘも宜敷奉願上候

御母上様

福井ヘ、竹之すき櫛(櫛)一枚遣候間能惡や、半藏

整來注文物追々下候ヘとも、品柄撰ニは田舎者閉口ニ御座候、以上



松平武右衛門文書 171

② 38 (元治元年) 十二月十五日

松平造酒助

御父上様

唯今早追御差立ニ付一寸奉申上候、今曉御家老衆より御奉書御至來ニ付、御戻掛被召出之旨申來候ニ付、例刻出仕、御戻被召出候、別紙之通ニテ御同意奉恐悦候、為御祝儀御内々鶴之御吸物被下置候、千祝万喜目出度申納候、以上

十二月十五日

松平武右衛門文書 121

松平造酒助

御母上様

松平造酒助

【参考6】 (元治元年十二月十五日) 老中奉書写 松平武右衛門文書 205

御名
出格之 恩召を以十七万石之格ニ被成下候旨被仰出之

此度十七万石之格被成下候は畢竟御府内御取締筋之儀厚相心得候ニ付先般為御手当被下候地所取速(東)、右之通被仰出候事故出格之義と被相心得、新徵組は勿論、小林登之助始、門弟共迄家来同様取扱、十七万石之御軍役相勤候様分て被仰出候条、可被得其意候

一、四郎右衛門跡式無相違被下置候ニ付、万事御世話被為成候由、右ニ付品々差上物仕候由、今日は取込ニ付追て書状可遣候

被成下候、長州静ニ相成候ハ、四国・九州之内より又々蜂起可致、水戸殿も米なくなり公辺拝借願被立候由、御家来は三百人位ニ相成候由、清水御殿へ御引移、御國も御屋舗も差被上候風聞御座候、如何可有之や、世中ハ今々昨日々々一寸先ハ闇之夜ニ御座候、此造酒助江戸へ罷登候面目斗ニテ、尔今柳原より御上屋舗へ往来ならて不知、覚悪敷為別て不知、店ニ参候ても直段不被付閉口仕候て歸候、御宮笥物は只今杯とハ不被整、來春ニも相成候ハ、得隙他行仕、其上追々求度心組居候、日々鉄炮騒ニテ無隙、引取八ツ半過より本町辺帰候のみ、御推察可被成下候、先々寒氣折角御厭可被遊候、御機嫌伺のみ早々、尚奉期幸便之時候、以上

先々御答のみ奉申上候、近便寛々可申上候、母様より御書、詰所ニテ開兼候間近便申上候、時節折角御厭可被遊候、尚奉期幸便之時候、以上

十二月十五日

松平造酒助

尚々、明年川口明次第 大御前様御登、助九郎殿立帰御供之由、其節嘸是迄住居御長屋被為立候半、却て心配無之宣敷可有之候、尚期幸喜候、以上

御父上様
御母上様

松平造酒助

② 造酒助書簡（造酒助江戸在勤中の国元宛）

一筆奉啓上候、今十六日不存寄 海岸為御備宮野浦地方へ在住御家中被差遣
候ニ付家屋鋪御取建を始、右御用悉皆取調掛武右衛門同様被仰付、夫々格別骨
折取調、今度右御普請無滯出来、珍重ニ 思召 御意之上、御上下一具・
銀子三枚被下置候趣被 仰渡、有難仕合奉存候、為可申上如斯御座候、恐惶謹

十二月十六日

御母上様

猶々、今日御飛脚も有之、御殿へ早々出仕可仕
と存候処、人々被掛仕、昼過出仕候処、拝領物有
之故出仕候様兵部殿より紙面二付、上下は役所へ



松平造酒助

夕茂
(荷担)

極月十六日

御母上様

②
42
(元治元年) 十二月廿五日

松平武右衛門文書 147

足袋屋へ整、立派出立候得共、昨日より続て大不
間大騒仕候て御用所へ出候、退考候へハ上下ハ私
頂戴之方と奉存候得共、御金は差上候て何廉御好
之物御拵被遊候方と奉存候間、受取次第差上候、
宗右衛門御蔭ニテ無滞相勤候事故礼状遣度候得共、
何分明日御飛脚へは遣兼候、状ニ相添何廉遣度候
間、御考之処御序被仰下度候、御礼等之事も御小性頭示談いたし、御家老衆御
長屋出候、三内詰所出祝義出、私も是迄掛候事も御座候間祝義へ上り度申ニ付、
左様ならハ小鴨・野鳥穿鑿いたし、今晚参候様返事いたし候処、隼人より鴨頂
戴いたし候間今宵参呉候様申ニ付、御祝義之程如何可仕や決し兼居候、野鳥飛
鳥之(立)建ニ御座候、先々七ツ過ニも相成、最早御飛脚立とて推催故、鳥渡奉
申上候、尚奉期幸便候、以上

一、都登才覚云々、会津惡敷風聞此方ニも有之、加賀大人數を為登、会津之敵を加賀ニて取候趣向ニて大拵候由、薩州ニて大裏隣ニ屋敷を買、天子を我者ニ仕候内謀、加州ニても同趣向と噂仕候、いつれ大乱ニ相成可申、御家ニては東都市中御取締、此節ハ御沙汰宜敷御座候得共、段々如何可相成や

當九日御認之御書同廿四日御飛脚着、今廿五日御殿へ相詰候処達居、難有奉拝
見候、先以甚寒之節益 御機嫌能被成御座候趣、恐悦之至ニ奉存候、私事も
御機嫌能被成御座候趣、恐悦之至ニ奉存候、私事も
至て丈夫勤居候間、乍恐御心休可被成下候

一、四日抱地へ又々 大殿様御入之急被仰出にて大ノ騒被遊候由、留守中二
て半藏も不居、別て御心配御心痛被遊候事御察申上候、乍併御慰ニも相成、
御同意大慶ニ奉存候、源吾よりも委細云々申越候て承知仕候

一、石沢、田川帰湯ニテ色々母様へ御土産之由、喰々立派ニ無之江戸御土産ニ
可有御座候、私登候節真綿為持候得共、思不掛宮笥之遣所有之、終ニ遣不申
内下候間、先便半藏より悦右衛門へ模様申遣候と申聞候

知仕候

人數を為登、会津之敵
屋敷を買、天子を我者

は東都市中御取締此節ハ御沙汰宜敷御座候得共段々如何可相成ヤ

② 造酒助書簡(造酒助江戸在勤中の国元宛)

位通候趣ニテ閑々ヘ御物頭被遣候由、此方は七人位之浪人何とも思申間敷、何分国ニテは息込薄、別て政府ニテは心配ニ可有之と被察候様ニ御座候、此頃小林登之助之門弟強金談ニテも仕候や、三人之内壱人病氣、二人呼御門内へ入候て饗應之間ニ置、紀太平五郎被仰付一組引連固メ召捕可申処、刀を抜払被逃、御門を逃、捕手と門番大罪ニ御座候、壱人をは平五郎組留候由、門内へ入候者為走、神田目付ニても見居候半、拔身持候者を御屋鋪より出候事苦々敷事仕候、足輕大味噌付候、御家を穢、如被仰下、実ニ飯之上ノ蠅ニ御座候、御政事云々ハ松権ニテは空々、唯先ツ市中能のみ申斗、軍・仁政之二条ハ埒明申間敷

一、栗毛之義云々被仰下、御繫ニ相成候御馬、能馬は無之、隼人も此頃青毛ニテ三春出之馬求候体ニテ、先ツ氣ニ合候馬も無之、申下シと申クア^{〔具合〕}イニも無御座候間、心ニ叶候馬出候ハ、借金仕候ても求度と心掛居候、此頃用繁ハ御備登之面々へ不残ホートと申大炮仕込、廿三日廿四日両日、大森と申丁場御借被為成、夜八ツ頃より両日とも往来、天氣は勝て宜敷御座候共、曉之水と寒キ事不被絶、怪我も無之無滯相済安心仕候、どんと打候事も無之面々故案事候得共出来相応、他所より物見有之、被誉为鼻を高く仕候、此度之一条ハ私為致候事ニ付、別て心配仕候、庄内ニテも為御打ニ不相成候ては不相済時節相成候、古ノ軍とハ大相違、万事鉄炮ノ世中ニ相成候、今日御飛脚立有之事、日々の取調、且年前ニテ諸御手当、又は拝借ニテ混雜中ニテ忘居候処、今日御飛脚立と申ニ付、先々颯と御答奉申上候、寒氣折角御機嫌能、御厭被遊候様奉存候、尚奉期幸喜之時候、以上

十二月廿五日
松平造酒助

御父上様
御母上様

御答

尚々、最早當年今四五日と相成候、御屋敷御門前けん臺柱ハ立候共、庄内之九十月頃之よふニテニアヒ不申候、子供へ何廉か下度候得共、何分昨日迄大取候、誠ニネ、コト同様、御備人之内、大森一宿之願被仰付候得共、御縊ニ不相成候間、不同ニ差留事ニテ無張合事ニ御座候、先々一度不念者相済、大慶不斜、

② 43 (元治元年) 十二月廿六日

松平武右衛門文書 68

内へ入候者為走、神田目付ニても見居候半、拔身持候者を御屋鋪より出候事苦々敷事仕候、足輕大味噌付候、御家を穢、如被仰下、実ニ飯之上ノ蠅ニ御座候、御政事云々ハ松権ニテは空々、唯先ツ市中能のみ申斗、軍・仁政之二条ハ埒明申間敷

一、栗毛之義云々被仰下、御繫ニ相成候御馬、能馬は無之、隼人も此頃青毛ニテ三春出之馬求候体ニテ、先ツ氣ニ合候馬も無之、申下シと申クア^{〔具合〕}イニも無御座候間、心ニ叶候馬出候ハ、借金仕候ても求度と心掛居候、此頃用繁ハ御備登之面々へ不残ホートと申大炮仕込、廿三日廿四日両日、大森と申丁場御借被為成、夜八ツ頃より両日とも往来、天氣は勝て宜敷御座候共、曉之水と寒キ事不被絶、怪我も無之無滯相済安心仕候、どんと打候事も無之面々故案事候得共出来相応、他所より物見有之、被誉为鼻を高く仕候、此度之一条ハ私為致候事ニ付、別て心配仕候、庄内ニテも為御打ニ不相成候ては不相済時節相成候、古ノ軍とハ大相違、万事鉄炮ノ世中ニ相成候、今日御飛脚立有之事、日々の取調、且年前ニテ諸御手当、又は拝借ニテ混雜中ニテ忘居候処、今日御飛脚立と申ニ付、先々颯と御答奉申上候、寒氣折角御機嫌能、御厭被遊候様奉存候、尚奉期幸喜之時候、以上

十二月廿五日
松平造酒助

御父上様
御母上様

御答

尚々、最早當年今四五日と相成候、御屋敷御門前けん臺柱ハ立候共、庄内之九十月頃之よふニテニアヒ不申候、子供へ何廉か下度候得共、何分昨日迄大取候、誠ニネ、コト同様、御備人之内、大森一宿之願被仰付候得共、御縊ニ不相成候間、不同ニ差留事ニテ無張合事ニ御座候、先々一度不念者相済、大慶不斜、

明日迄一同七八十人ヘ御肴一折被下事を調差出心組ニ御座候、皆々よりも書状ニ御座候得共、何分一人ニテ勤候得は乍思返事・下物も不相成、察異候様御嘶可被成下候

一、筋子

一、御菓子

被下候由有難奉存候、品々ハ専今不達候、尚近便可申上候

一、四品御昇進御用召も明日頃と申様兵部殿被嘶、權十殿ハ一昨日大森ニ大風ニ被吹風邪、男四も風邪ニテ、明日先達てより兵部殿・隼人と遊ニ参候積之処延引仕候、正月参候心持杯とハとんと無之シタクタ／＼／＼、最早当年も暮候、餅杯半藏如何仕候心組ニヤ、町々外ニテツキ居候、珍敷物ニ御座候、先奉申上候、以上

尚々、此間之御答委細申上度候得共、何分任心兼、日記も認置候得共、大森行
爾今認兼居候仕合、年前と申候て矢張取込候よふ御座候、傳吉筆注文、先々追
て仕差下兼候、来正月目出度品々相下度と心組候、早々、以上

(元治元年) 十二月廿九日

松平武右衛門文書 37

遠藤彦四郎と申者才領登二付、当月朔日四日御認被遊候御書、同廿九日御殿へ
相詰候處昨廿八日着之趣ニ届、難有奉拝見候、嚴寒之砌、益御機嫌能被遊御
座候由恐悦之至奉恐喜候、留守一同無事之趣被仰下大慶仕候、私至て丈夫、持
病氣も無之、此頃大森丁場廿三日廿四日と兩日続ケ四里余之処へ往来、馬ニテ
乘切、半時余ニテ片道為走候、尻ハ痛候得共障等も少も無之間、乍恐御休意可
被成下候、扱晦日様御備之御菓子箱入、其外筋子十本・糟漬・サクシ袋早々為
御登被成下、有難仕合奉存候、品物不残相達候得共御風味頂戴不仕候、明日は
元日、サクシ袋へ此頃被遣候フカシ入泥落し可申、袋之事ハ小一郎何とも不申
候ニ付、いつれ歸候ハ、相糺可申

一、御組酒醉召捕候事無余義事、刀抜者杯とを不召捕、却御不首尾と申事ニ相
成居候得共、御組ニテ召捕候者内々ニテ下總守様被相返候、是迄皆町奉行へ
差出候得共、是よりケ様者ハ内々ニテ事為済候事、^(マ)是迄よりハ能取斗いたし
候手始ニ御座候、此後ハ尚又召捕候節、於其場ニテ逃候積申含置候、庄内ニ
て考候より此方定六ヶ敷事御座候

一、脇さし事委細被仰下奉畏候、幸便次第二御下可被成下候

一、当年も早歳暮と相成候、八月十九日より着、毎日ノヽスタクタと騒キニテ
番、私日々出仕ニテ休息之隙は無之、半襟ノ泥付、裾之切レ候所ニテ往来遠

方思ひ被斗候、大小柄杯とハ塵ニテ真白ニウマリ居候、明日元日とハ夢々思
不申、市中ニ其処々々松竹之飾居候處斗正月相成候處と可申や、妙タル模様

ニ御座候、昨日丸子より餅三十切位と砂糖一斤位貰候、是ニテ元日祝可申、
半蔵へ餅如何いたしやと承候処、^歩一歩申付候と申聞候、いつれ難煮^(カ)ざし出候
積ニ可有之と考居候

昨日出日ニ無之処、廿八日ニ付御戻掛御目見被仰出候ニ付仕、昼頃引取よ
り三内父子・十兵衛と他行、正月前ニや市中賑々敷、天氣極上、暖氣ニテ綿
入三ツニハあしき程ニ御座候、加賀之屋敷邊、池之端脇通り、十兵衛ハ革手
箱一つ、三内ハ大振りの鉄瓶一つ、証文箱一つ、伊兵衛ハ鍔一枚、私ハ赤金
薬罐一つ、硯箱入水入糊入付一つ、筆朱ジク三本、墨一挺求候、幸便ニ傳吉
ヘ差下度候、何分諸品之高直ニは困候物ニ御座候

一、ヒシトール五発カラクリ筒一挺求候処、何分短筒ニテ不面白候故払申度
候得共、容易求難候間、此乱世時節故伊藤へ為買置申度候間、近々差下候心
組ニ御座候、委細半蔵より可申遣候、異人いつれも腰ニ提、又は馬之鞍之前
輪掛居候、日本之刀ニ御座候、六七間位へ一寸八分位之板打通候弁器、此節
大流行之物ニ御座候、此短筒を払、此節ミニケール筒とて筒尺三尺二寸より
二尺五寸位形ニテ、玉目四匁八分位、筒之内ニ筋付、玉形^(ヒノ)シ^(稚)ノ実ノ如、堅物通候事丸玉不及所ニ、可相成ハ右之ミニケール筒丸子ヘ
二挺揃ニ申付、家重宝ニ仕度、二挺ニテ十八兩位ニ出来候、御備御家中都合
三十人位、右之鉄炮一挺十両之積ニテ十年賦申立候、三百兩位故尔今不被仰
付候、野州辺之軍ヲ聞居候へは是迄の火繩打ニテ大敗を取候由ニ付、いつれ
もそら出陣と申候ヘハ背負走り、一二丁位之処ハミニケール、手詰ニ相成候
節ハ兼て心掛槍釘と、組立ヲ堅仕候積、庄内と相違の心持御察可被成下候、
歳暮とて色々御用有之ニ付、先々御答旁、歳暮御祝義奉申上候、目出度新春
御祝義可奉申上候、來陽之筆ニ留候、寒氣折角御厭可被遊候、尚奉期幸便
之時候、以上

極月廿九日

御父上様
御母上様

松平造酒助

尚々、來陽目出度可奉申上候、京都行も御留守居ニテ相済候事ニ評決ニ相成候
模様ニ御座候、私共ハ市中御取締之為ニ一組召連上居候上は、御用明ニテ組下
被仰付頃ハ京登と可被相成、格別無左も兩人之内より被仰付候事相成間敷杯と
色々独考仕居候事ニ御座候、扱日々控認置候得共、來二日ニ差上度候、以上

② 造酒助書簡（造酒助江戸在勤中の国元宛）

〔端裏〕
〔五筆人衆〕

② 46 (元治二年) 正月一日

松平武右衛門文書 41

願候、以上

尚々、御地は如何御座候や、此方ハ極月七日より天氣続、今日杯とハ勝て能日
和暖、庄内之三月頃よふ御座候、拵乍恐惣さまへ別段御祝義不申上候間宜敷奉

御父上様
御母上様
参人々御中

正月元日

松平造酒助

久茂（花押）

改年之御吉慶不可有際限御座、目出度申納候、益御機嫌能被遊御超歲恐悦至極
奉存候、私無事加年仕候、右年始御祝儀為可申上呈愚札候、尚奉期永陽之時候、
恐惶謹言

〔端裏〕
〔宿元〕

② 45 (元治二年) 正月一日

松平武右衛門文書 107

松平傳吉殿
松平文治郎殿
人々御中

ふく井さま
とも浦さま
松平弓矢多様

三白、一同へも乍恐宜奉願候、銘々寒氣見舞ニも書状候得共、返事所ニ無之、
帰候て夜調物いたし翌朝申立、毎日毎夜同様、九ツ寝候事無之、手伝人ハ兎角
三内ニ御座候、手附其杯とハ役ニも立不申、文違ハ半藏ニ為認候、萬事物事極
り無之事ニて甚手数、庄内之御組頭とハ大相違御座候、主馬ハ居り不申同様ニ
御座候、来春ハ下候事嘶いたし居候、一同居不申方可然杯と御小性頭衆申候得
共、道樂故下候様達も相成間敷、私□の知事ニ無御座候、以上

改年之御慶目出度申納候、弥御安全ニ御揃御加年被成珍重存候、御両親様御機
嫌能被遊御超歲御同意奉恐悦候、我等義無事致加年候、右年始御祝義申述候、
尚期永日之時候、恐惶謹言

正月元日

松平造酒助

久茂（花押）

【参考7】(元治二年) 正月二日 中村三内書簡 松平武右衛門文書 193

尚々、年始立は明二日御飛脚立と存居候處、明日早立之由ニ付俄ニ御殿ニて認、
御鮮を御台所より貰、颯認ル状を上ル故宜敷

猶以申上候、其後は絶て御無音申上、恐入奉存候、造酒助様至て御健ニ被為成
御勤候条、尊意易思召被成下度奉存候、先達ては何共痛入候御品々蒙御恵投、
添仕合、且度々罷上り毎度御地走頂き、御礼難謝尽奉存候、昨年小子罷登候頃
ハ色々之事共御座候て、殊之外心配罷在候得共、秋頃よりハ追々市中も穩ニ相
成、旧冬ニ罷成候てハ別て何事も不聞、弥御静謐ニ相成候模様ニテ、於私共も

安心不遇之候、市中昼夜廻り等ハ不相替廻り御座候得共、誠ニ為差儀も無御座、役廻り之様ニ罷成申候、此類ニ大平之世の中ニ仕度ものと祈罷在候、昨年は重々之恐悦難有事ニ御座候、当年も不相替恐悦を祈罷在申候、兎角不同之時候ニ御座候間、折角ノヽ被遊御厭候様奉存候、尚万亀永春日出度申上度候、以上

② 47 (元治二年) 正月十日

松平武右衛門文書 65

〔端裏〕
〔此十日立御飛脚、極月十五日より廿九日迄之日記、当正月元日より十一日迄之日記とも二タ封ニ成參候」

明十一日御飛脚立ニ付奉申上候、余寒之砌、益御機嫌能被遊御座恐悦之至ニ奉

恐賀候、隨て私儀無別条丈夫ニて相勤居候間、乍恐御休意可被成下候、拵年頭

為御祝義茶少々差上候、旧冬は何寄筋子被下珍敷頂戴仕候、御風味勝て宜敷別

て御賞翫仕候、御國は此節雪如何御座候や、此方は正月四日より雨天、日々雨、

昨日は此頃無之寒空、雨ヘ雪交り降候様ニ見受候斗ニて一度も雪見不申、山々

ハ白相成、此後は如何可有御座候や、富士山之雪斗見年越申候、正月と見候事

ハ松飾斗ニ御座候、東都市中御静謐之よふニ御座候て何寄之至ニ御座候、当三

月頃ニは 大御前様御登候由、於柳様御登、柳原御物見大目付長屋、私居候

長屋迄御当分被為住候由相聞へ候、又々下谷へ引移不申ハ相成間敷と存居候、

下年ニも相成候得共心持落付不申故ニヤ、下度とも、又居候て面白からんと不

存、一日ノヽとスタクタと暮し居候、拵明日便ヘ四包差下候内、一包茶差上候、

外三包傳吉ヘ一箱、文次とあかヘ一箱、外ニ一包ハヒシトール一挺差下候、去

年十月頃ニ挺參候間三内と分候、其後同寸位之元込一挺二十三両出求、二挺入

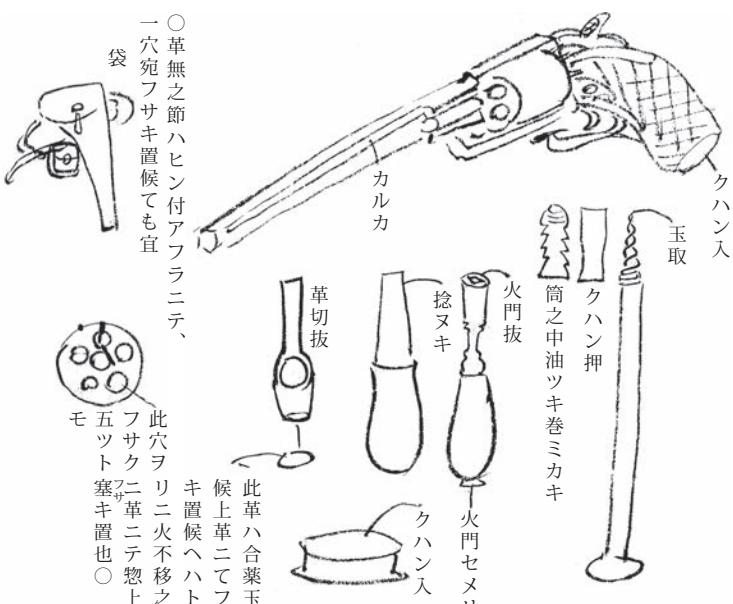
不申、且十八両ニ歩求候、右之十八両ニテ當節極世上流行之ミニヘール筒二挺

揃為揃度、何分懷中不足ニ付入用之人も可有之ヤと下、伊藤へ為見候様ニ半藏

ヘ申付候、右之短筒ハ大流行ニて細川家杯とニ御側女杯と皆携居候由、早打二

五発ヒタヽヽ被打候てハ如何成鬼神ニても手向ヒ出来不申、誠ニ恐敷世中ニ相

成候、右筒ハ英國より渡候分也、革袋ニ入下候処候得共、不都合之事有之二



御座候、時節も能相成候ハ、名所見申度と心組居候、先々余寒折角御厭可被遊

候、右御機嫌伺迄奉申上候、尚奉期幸便之時候、以上

正月十日夜八ツ過認

松平造酒助

御父上様

参人々御中

十一日御殿へ相詰候處、極月廿五日立へ被遣候御書相達居奉拝見候、色々御用
も有之ニ付篤と拝見も不出来候間、御答は追て申上度奉存候

② 48 (元治二年) 正月十九日

松平武右衛門文書 97

旧暦廿日廿五日御認之御書當十一日ニ於御殿ニ謹て為拝奉敬拝候、逐一奉承知

付追て差下度、袋も渡ニて代ニ兩ニて求候、革ハ奇代能、雨ニ濡候ても少も延ヒチヽマリ不申物ニ御座候、庄内ニは尔今一挺も有之間敷、珍敷可有之と奉存

大悦不過之候、私儀も無事相勤居候条、乍恐少も御懸念被成下間敷候
一、大時計之事委細被仰下、奉畏候

一、如仰下庄内と違、此節二相成むろの梅花過、野梅盛り、いつ方之梅は盛り、
此方之梅屋敷ハ二三日中盛り杯と、此造酒助は見氣・聞心ハ無御座候得共、
色々取沙汰を聞居候斗、此頃之雪ニテ花も弱可申候、昨日は天気、夜中曇、
今朝起候処雪、昼後天氣候得共寒く巨健ニ入居候、十三日は寒暖計掛所も可
有之候得共、七十度位ニ相成候処も有之処、此頃寒氣雪荒甚不時候之土地ニ
御座候、持病持ハ日々之よふニ市中廻・非常詰引込一日数通出候様ニ御座候、
私は至て丈夫、食事進メ至て腹合も宜敷御座候

一、鉄炮之儀被仰下、兎角馬鹿物好仕候様ニ御座候得共、諸国一同之西洋、御
家斗御金之入候為斗ニ無之身入不申、三内種ヶ鳶杯とハとても此節用ニは立
不申間兎角進メ候、公義ニテはミニヘイール英國へ六万挺注文ニ相成候由、
加賀様ニテ此方ニテ先達て五百挺求候由、大小名西洋筒集候嘶ハ浦山敷事ニ
御座候、此頃神原様ニテも百挺持候由、御家ニテは大筒士之背ニ負筒十挺な
らて無之、御家老衆へ色々進候得共、御郡代ニ口説ヲ被為聞、閉口被致居候
て、無拠壱人ニ付十兩十年賦拝借之義、二十七人彼是三十人程三百両申立候、
如何可相成や、近々挨拶可有之候、扱 大殿様へ西洋筒之形ニテ鳥を御打被
遊候一匁五分玉目ニテ管打を為拠、差上度と存候得共何分金子無之、如何可
仕やと工風仕居候、十両余も懸候模様ニ御座候、可相成丸子ニ寸心為仕、御
扶持被下候様仕度候得共、御存之通大馬鹿丸子百両候へハ百丈吉原・深川
へ捨申、金有之候得ハ私金を出為拠、丸子寸志と号し差上ケ、御扶持被下候
て、チ、斗庄内之米為戴度色々考居候、男四郎は庄内より右様之名物職人出
候ハ、御召抱被成候で可然と申候得共、何分御家対し何ニも勤候事無之、唯
先日 上ヘ鳥打短筒壱挺差上候て縞縮繩ニ反被下置候斗御座候

一、馬之事委細被仰下、率連候鹿毛ハとても役馬ニ不相成、物見候て走り出、
乍去何分御存之通弱馬ニテ、走り候ても五六間斗心覚乗候へハクニは不相成
候得共、油断ハ些とも不相成候、払候ても二十両余三十金位ニ可相成と申ニ
付、弥能馬有之候ハ、求候て下馬ニは不仕候、別段払候事ニ隼人杯と時々相
談仕居候、相応之馬有之当十五日ニ参候積之処荒天ニテ不參、廿一日ニ馬場
乾候ハ、参候事ニ御座候間、数馬見候て幸能馬も有之候節ハよくノ吟味之

上求申度と奉存候、此頃鹿馬之事色々考居在候、白井ニテ馬無之為ニ借し呉
候様申事ニ御座候や、率來候ても万一車杯と見候ては折角御樂之馬無ニ仕候
ても困、幸ニ來月か三四月頃迄求候處へ參候ても致方も差泥候事と決断も出
来兼居候、白井も立帰ニは無之、男四郎と交代ニ可相成内評ニ御座候間、定
敷長詰ニ可相成候、いつれ尚又呉々考候上申上度候

一、大御前様御住居ニ付、柳原御長屋明渡し不申ハ相成間敷と御小性頭へも申
候得共、先ツ移り不申とも宜敷よふニ男四郎申事ニ付、少安堵仕居候
一、多兵衛事も一々御教示被成下難有奉存候、右人ハ是迄庄内ニ居余り鼻高仕
候て、無文字先例先格とて申聞候付段々糺候へハ、誠空々ニテ口より出次第
ニ申聞候間、一々相糺、段々ツミ、後ハケタノヽと笑、又は人ニ掛、我ハヌ
カレ候間、十分之節聴と談候へハ忽誤り詫候、毎度半蔵懸候、少も御懸念等
無御座候、乍去尚又心付可申候、一体私も昨今被仰付候者故、毎度不束之事
斗申居候故、万事伝達仕候心得、先格ハ喰覺居可申候得共、勘定なく口より
出ホジ、先格々々と空々事申候故、右先格曉いたし処見申度、其上ニ兎ニ角
可致、手元ニ無之ハ庄内へ取ニ可遣と申候へハ、どんと子共同様全私不束之
義申上候と詫、毎度半蔵と蔵ニテ笑居候、庄内ニ居候へハ多兵衛とも可申、
此方ニは先例先格ニテ御用取扱候事唯御手當位のみニテ、どんと多兵衛は何
方ニ居候や、詰りハ手附入不申処ニ御座候、其時々々決断次第取極、又為済、
臨機應變御老衆と相談いたして済セ候故、先達て之事ハ如何致候やと見ても
控等ニも一切留不申故、又其節時宜寄取斗、至極面白御用果行、能物ニ御座
候

一、金彌・仙大夫事云々被仰下、何共困候事仕候、此節ハ御用勤私用慎ニ御座
候得共、平日同様ニ御座候、御足輕之内ニ疑敷人出候間少ハ安堵仕居候
一、色々差上品々無滞相達候由、かすてひら御風味如何相成着候やと考居候
一、兼て順策へ頼候脇指拵出来候ハ、久兵衛登候節為御登被下候由、何卒左様
可被下候

一、東都も静ニ相成候模様ニ付、私共之内壱人ハ御差下候よふニ相聞候、可相
成ハ私ハ一日ニても竹内より早く登候間下申度、乍去別段廉ニテ御差留ハ格
別、彼是申ニは無御座候、下候ても江戸御嘶杯とハ何ニも出来不申様ニ御座
候、唯高繩辺ヘ二三度、日蔭町ヘ両度、浅草ヘ一度、元日新吉原ヘ夜四ツ頃

廻り一度、王地へ一辺、給候者ハ鰻・鰯、菓子よき事のみ、誠ニ東都へ参全
無之様覚候、十兵衛杯とハとかく雁鍋又ハ何餅何団子汁粉色々給候とて寄候
得共、此造酒助は參度とも給度とも空々ニて聞居候、金有之候へハ唯能馬と
異国品々を集度候得共、能く考候へハ馬と鉄炮のみ、異人とも野陣仕候節、
夜具とて二間ニ七尺位ニテフランケツト申織物店々へ参居、既ニ先達て長州
行之節求候積ニ仕候得共、其内御供御免被為蒙 仰候ニ付相止居候、先達て
榎原一枚求候價五両位より三両位迄、隨分面白品ニ御座候得共、弥夜具代ニ
相成候者ニヤ、夜着し見不申ハ求候事不相成候、東都ハ面白と申處ニも無之、
又真平御免と申處ニも無之、唯弁利過、懷中有之候へハ宜敷處とも可申ヤ、
相成丈早く下候方ハ金ハ入不申候

一、登後差上状之達日明細ニ被仰下拝見仕候、番付候積ニテ五六度上候得共、

御長屋ニテ認候節ハ覺居候得共、御殿や又は榎原ニテ認上候故番付忘、とて

も付上候事不相成候間相止候間左様思召可被下候

一、昨日紀太平五郎、旧冬十九日小林門人召捕候様被仰付、御屋鋪ニテ取逃し

一々御糸候上差控出候処、老人同道列座なしニ何々不行届思召、伺之通差控

被仰付候と、当役始て御叱と可申ヤ、申渡候

一、席七当春頃ニハ下度候趣ニ付相糸候処、全母より時々申越候と申ニ付、隼
人と相談仕候て当秋迄差置、秋後正月掛百日休足差下候積、馬も春頃より手
上ヶ候由、旁ニ付余之馬乗皆無と可申ヤ、席七ヘ色々出精仕候様申含候、榎
原も厚意世話いたし呉候

一、松宮良頼近々御家中中医十人扶持取ニ遣候度候間ニ仕候間、尚又御賢慮蒙り
度と森玄瑞申ニ付、半歳とも内々相談仕候て至極宜可有之と挨拶仕候、誠難
得幸と可申候、御存之通、とても松宮腰抜、家名立候事ハ私共御小性頭取次
之出来申事ニ無之、榮樹ハ御存之通仕合、追々飯給候事相成不申時ニ至り可
申、家内も何ニも無之、十人扶持と御家中格唯取、当主ハ他所へ出候積之由、
誠ニ大幸と可申候

母上様より色々被仰下委細御返答可奉申上処、今日先ツ相止、追便ニ可申上候、
余寒折角被遊御厭候様奉存候、尚奉期幸喜之時候、以上

正月十九日 松平造酒助

御母上様

猶々、皆々へも乍恐宜奉願上候、以上

② 49 (元治二年) 正月十九日

松平武右衛門文書 104

尚々、書状手控書放シ、読不申ニ上候間、落字やら推察御覽被成下度候、以上
新陽之為御祝儀御書被成下、謹て奉拝見候、先以益 御機嫌能被遊御超歲恐
悦至極奉恐賀候、私儀も無事加年仕候条、乍恐御休意可被成下候、右御請迄呈
愚札候、尚奉期永日之時候、恐惶謹言

正月十九日

松平造酒助

久茂(花押)

御父上様
御母上様

御答

尚々、十二月廿九日・当二日御認被遊候御書、当十五日着之趣ニテ十六日昼過
達、難有奉拝見候、旧暦廿八日ニ先達てより度々御差上物被為成候ニ付、為御
挨拶御肴一折・八丈縞一反御頂戴被遊候由、御同意難有仕合ニ奉存候、右之御
禮御出可被遊候、先程より御持病氣ニテ寒入御伺も御申上不被遊ニ付、作彌御
賴被遊候由、格別御困被遊候事ニハ不被為在候や、遠方別て御案事申上居候、
折角御大切御加養可被遊候、庄内表寒中弛、雪も一向不降暖氣の方ニ御座候
由、此方日々天気ニテ都は格別なるものと暮し候、御地とかく荒勝ニテ御肴も
無之、此方筑煮差上候処御口ニ叶被召上候由、何分遠路之義故如何相成着候や
と考居候処風味損不申由、おてつハ損候趣、六ヶ敷品ニ御座候、給候てハ余り
甘過候て私之口叶不申、甘物は蒸菓子ノ上無之候

一、年頭は珍敷天氣静、一同廻勤歎候趣、御隠居様も早く御起、御腰痛も御快、
嘸々御客對被遊候半、遠察仕候

一、歳暮ニ伯母様御始夫々金子之事不被 仰越ニ付沙汰なしニ被遊、当年下候
節輕キ品ニテ為済候様ニ被 仰下候得共、土産は別段、歳暮は祝之儀ニも御

座候間、例年之通夫々被下候て可然候、半藏・慶藏へも大豆札口上二て為執

候て、夫々悦右衛門へ被下方被仰付可被成下候

余寒之節、折角御厭被遊候様奉存候、尚奉期幸便之時候、以上

一、坂野邊云々ニ付被下品々申上候處、段々被仰下候趣有難奉存候、日記ニも

申上候通、隼人父子・男四郎・三内父子皆々世話ニ相成居候間祝義旁案内仕候、其後銀三枚御用所より廻来候間見候處、大包ニて何金ニ可有之や、封印押候物ニて、銀座ニ参り取替不申ハ埒明不申物よしニ付、其僕ニて刀箱へ入

置候、差上候事申上候處、初て頂戴も仕候ニ付鉄炮の方多足仕候様被仰下有難奉存候、兎角西洋筒ハ眼ノ毒、折々丸子ニ金ヲ被執候、此頃もミニヘイ一ル一挺求候、昨日御用所へ為見候處、権十郎殿譲り吳候様被申候得共、此度分ハ出来も能候間大笑ニて遣不申、兵部殿一挺、権十郎殿一挺申付候事被致候、此度詰合御家中三十人ニて三百両拝借申立候て、三月頃迄為拵候事ニ仕候得共、尔今御郡代返事不致候ニ付、私早ノ申付、強てネタリ候積ニて申

付候、出来仕候間色々申述候處御郡代余り返事遅候間、当席ニて調付候事ニいたし間、近々兎ニ角挨拶可致と被申候間、相成丈拝借被仰付候様ネタリ申候、此節横濱へ英國・布國之國々より鉄炮師參候て注文次第張立鑄筒仕候由

二て、此方之職人米食揚と丸子杯と大弱仕居、実ニ苦々敷事口説も尤ニ御座

候、横濱ニて第一交易管系之由、十ノ物ハ七分通系、其外綿類之由、旧年御

老中松前様上京之節、京都ニて東ノ商人ニは不逢と大不首尾ニて帰東、此節

引籠居、又々御老中両人上京、御直被仰付、昨日歩兵一千斗先陣登仕候由、

如何相成可申や、おそろしき世中、先ツ東都内は御静謐、召捕者も笑嘶仕居

候事ならて無之、四海浪静ニ仕度祈居候

大御前様も三月十五日後御登之事ニ被仰出候得共、柳原御屋鋪今以御普請等御模様無御座候、大殿様ニも御登之義一切御沙汰向無御座候、諸大小名も尓今ニ登候沙汰無之、唯加賀様の御前様斗入東之由、是は脇方とは別段公義より御入輿も相成候御方、且加賀之嫡子京都ニて大不首尾旁早速被出候由噂仕候、東都は先ツ物静之様ニ御座候間少ハ安堵暮居得共、京都騒々敷よぶ取沙汰仕候、乍去突留候事ニも無御座候、將軍家又々御上洛可被遊と市中之風聞ニ御座候、是とても如何可有之や、曉と仕候義は無御座候、先ツ御静謐程恐悦は無之候、扱又先達てより時々申上候通、御人数取調被仰付居、旧冬は御備組分、其上西洋之ホート大炮為打、御家之為少も相成候様、乍不及私ニて出来丈仕込候て、怪我も無之実玉打済セ候事ハ至極宜敷候得共、何分少知之嫡子二三男ニテは大炮稽古一分ニテハ出来兼、御郡代も壹文金を不出、此頃も御趣意実通し、西洋筒此節大流行弁器ミニケヒール筒申立候得共、三年賦ならて金不被出と申、此節専ら御引建之御時節柄、人氣は皆クツケ可申、私よふナル短慮者之御家中引立出来候事ニ無之、御家為且御家名を不落よふニと思候へハ社、ケ様不入事を申述候、歎息之至、世中ハとても心通りニも不相成、却て兵衛之よふ勤居候へハ世話之焼候事も無之、和尚和尚丈さとりひき候者御座候、御組之内ニも若氣衆申立之内ニ七人入候、是をは何とか仕候て為拵度、此節軍サ実ニ西洋筒、時ニ望^(臨)第一之弁器と被考候、諸家不残西洋ニ相成、御家斗

② 50 (元治二年) 正月廿五日

松平武右衛門文書 194

183

② 造酒助書簡(造酒助江戸在勤中の国元宛)

一、宗右衛門礼ニ為執度物考も不付候間御考之程を御示奉願候處、袴地可然や、尚又再考仕候様被仰付奉畏候、被仰下候御心付至極宜敷可有御座候間、尚遣方事ハ只今か、下候節か篤と考之上遣度候

一、外衆よりも御祝義ノヽとして誠ニ美事ニ御祝ニ預り奉存候、御返事銘々へ進兼候、御同意目出度存候、尚弓矢多様、とも浦さま、ふく井さま、子共ハ心ニ可被掛候、下駄・せつ駄來月頃ニ差下可申候、綿入紋付□々御母さまよりも被仰付候、先ツ一ツニて宣候、背中ニハ深山幽谷等も有之や、猪獅子共か駆廻り候や、困た事ハ着服閉口ノヽ

右御留守居様へ御返事

御金無之為諸士望失ひ斗ニも無之、萬一之時ニ至り敵方より備立打出しニ、此方一挺もなし敵ノミニケール矢先ニ向候者誰壹人有之間敷、若同炮持居候へハ氣込も宜敷、敵を打死高名ニせんと一体之氣込引立可申候処、呉々も苦々敷、世中諸家は一同西洋ニ相成、御家斗とんと西洋御引立廉無之、又一藩種ケ島荻野流ニて西洋筒を打シクメ候息込ニても御座候ヘハ宜敷、人々ヲ進ルニも不及、御郡代ヘ彼是申迄無御座候得共、御家老衆始、末々ニ至迄一同西洋筒ニ無之てはノ、斗申居候仕合、何とか相成候ハ、本間ニても千両も無理年賦ニて借候事出来候ハ、実ニ徳川家之為、御家為ニ可有之候、私共入精引立候ハ、鉄炮行々堅國猛勢ニ可相成候得共、何分御入費最中御時節、吳々も此節右之炮術御開不被遊候ハ、大敗之二三度も取候後ニ不相成ハ出来申間敷候、何とかいたし、金ハ天より降候か地より涌出候様ニと祈念罷在候、軍仕候心無之馬鹿者とも集ニは頓首閉口仕候ならて無之候、蟻ともと付札や下ヶ札之爭戰委細申上候も無益ニて不面白故筆留、今一ヶ条申上候、当春御備組五十人交代之事ニ寝ル目ヲ不寢ニ取調候て、此方ニ居嫡子二三男勢三組相立、御国ニ居候御人数六組立、一ヶ年ニ三組ツ、詰居候事ニいたし、一二組は春交代、一組は秋下、(不残春下候ては御勤向ニ差障も出来可申間一組残、登り来候組々へ万事夫々伝達仕候て、市中廻方申ニ不及、召捕等之法を崩不申様、旁々一組は秋交代相立)、槍釘之稽古は申ニ不及、西洋之大炮繁用之折無隙為致居候間、隔年杯と為御登ニ相成候て余り無理之義と存候間、明年頃より二年置ニ登候様ニ仕方立、權十殿へ龜案ニて為見候処、至極宜候間、何卒右之方ニ立置候ヘハ万事御都合も宜、嫡子三二男御国ニて海岸へ御差出候節も何番何方と相成居候ハ、宜敷、此方同様西洋手続稽古も為致置候ハ、海岸御備も行届、万全永代之御為と被申ニ付、不被言ともアタリマイ之事と内心ニ存居候処、昨日紙面ニて拙者共弟二三男も是非当春より諸士二三男と同様ニ為御登事被致度趣申越候ニ付、至極御尤之思召、先日も申上候通同役共も如何可申や、私共之弟二三男ハ中奥御小性不被召出ハ御つかい不被成候様承居候得共、中古太平之定ニ可有之、少知ニて家來も無之二三男(テノ)代仕居候面々を御擬も不被下毎年之よふニ為御登、何分軍事之義内実は如何可有之や、表向ニ彼是申人壹人無之、夫々相応ニ仕候て父兄為登候事感心之至ニ御座候てや私共之弟二三男、唯御仕被成候ても少も御掛念等有之事ニ無御座候間、兎ニ角名前二入、庄内へ差下可申と返事申遣候間、弓矢多名前一番ニ助川影流ニ

入差下候間、嘸々御不自由可有御座候と存候得共、我之事ニ相成候ては太キロもキ、兼候間、内々支度被成置被下度候、支度心付申上候

一、鉢巻金(當時流行之形甲冑師惣吉拵居筈ニ付可被仰付候)

一、着込(此節此方ニて拵候形色々有之、尚順策へ御相談被下度候、私登候節ニ領持登候間ツマリハ間ニ合可申候)

一、カラミ鎗(小形ニいたし柄は七尺位ニて可然候、此方ニイクラも御座候皆ナマクラ、士之道具ニ無之、奥ニ掛被置候カラミ鎗太過、裏口ノ小サキク、リヨリ入戦ハ不弁利ニ可有御座候、此方ニて入念拵候(ハ脱カ)ヘ可宣候得共油断不相成、却て一秀ニも為拵、御人數登候節、嘸文之助・閑兵衛・弥大夫方より諸士之鎗為登可申間、夫之節為御登候ハ、可然と奉存候)

一、着服等大体此方ニて拵候方、道中懸念も有之間コリノ、いたし間、道中手軽程宜敷事無御座候、私常之服は小笠原産袴一つニて間ニ合セ、割羽織ハ藤色と可申や、先年拵候分ニて是又間合居候

一、被下方之義ハ八十石与内のみニ御座候

一、勤方之義、四日之内一日は非常とて御上屋敷猪タラケ夜着ニ寝伏申候、二日目は忍御供ニ向居候、三日目は市中廻り四五里余宛廻り申候、四日目は大非番とて御流義ノ(ニダク)の稽古、とんと閑日は無御座候、大身之弟二三男之修行ハ天晴骨肉もカタマリ可申候、曾弥太も帳面入、助川門人ニ御座候間當春より入可申候

一、昨日火事(夜四ツ頃ニ也可有之や出火)御長屋取片付最中、御上屋キ之方ニも当り見ヘニ付、騒之内又騒候処、是ハ早速鎮り申候、諸品々見当り次第ニ箱類ニ入、今日物失大尋、御上屋敷よりも御人數追々來ル、大砲組・新徵組思ひノ、ニ見舞參り、取次世話よふ相聞候、御組も居間へ不残相詰、アレノアノ火勢ソラ火(ケ)鎮行列アラノ、新橋之上人とんと真黒ひ杯とヤカマシク事甚しく、皆々帰候て漸氣心も火事鎮申候、今日昨夜之為甚ネムク御座候

一、北村と申菓子屋、當時大流行福は内と申菓子一箱

一、日本橋名物甘豆納(マメ)一箱、傳吉ヘ

一、ヒシトール筒之袋粕來渡り先日上候処取落候間差下候、代金二両ニ御座候右三品差下候、御菓子御風味可被成下候、御移り等入不申候得共金四五百両な

一、昨日為御祝義銀三枚被下置、有難仕合奉存候
何ニも申上候も先ツ無之無文字長文ニテ申上候、時候奉伺御機嫌、折角御厭可
被遊候、尚奉期幸喜之時候、以上

正月廿五日

松平造酒助

御父上様

御母上様

猶々、乍恐若衆へも宜敷奉願候、此方必々御案事被下間敷候、兩三日中調書も
出来可申候間、出来次第植木屋へ隼人・三内杯と参候、保散仕候積ニ御座候、
茶屋寄候事田舎風ニテ出来兼、樂二人を集候
て雑談嘶を仕候斗、江戸も不見下候ハ、無申
訳(マ)なきよふニ御座候、四月や八月か下ハ相分
不申候、早く目出度帰候て肴を給ニ温海へ参
り腹をこやし度心願罷在候、先々申上候事ハ
追と申残候、以上



② 51 (元治二年) 二月四日

松平武右衛門文書 96

先達てより度々栗毛之儀申上候て嘸々御案事可被成下候、私も甚困、色々穿鑿
無油断尋候得共、心ニ叶候馬壹疋も無御座候、是迄百疋位も見、正月晦ニも
十三四疋暮頃迄見候得共目ニ止候馬無之、黒鹿毛馬壹疋相応之よふニ御座候
間、二番見仕候事ニ申遣、席七珍敷能馬有之趣大岡同門之者嘶いたし候處を承

造酒助

② 造酒助書簡(造酒助江戸在勤中の国元宛)

候趣ニ付、其馬も見候節二番見も參候様申遣候、栗毛大森へ參候節二度笛元之
為駈出し、一度ハ大森村之貝ノカラ一円有之ニ付、一同其上ミリンノヽト為走
候音ニテ駈出し、青物壳加籠既ニ為見候處漸止候、中通ニテツマツキ可倒處不
思義ノメリ不申、漸不事ニ歸候、其後ハ思止乗不申候、物入仕候も余之品と違
無拠候間、能馬求候積御座候、急々之節御召拝借仕候心組ニ罷在候、金も尔今
二百両程有之間、是非とも能馬來ル(子品)かしと待居候仕合ニ付、鹿毛かん能過候て
万一駈出し申候ては下手馬乗之手階ニ及不申候、且右様之事有之ては費も甚
事ニ付、是非壹疋名馬求度候間、鹿毛ハ為御登被下候ニ不及候

一、此頃金之云々委細御示被成下有難仕合ニ奉存候、誠龜抹之義仕候、文之助
金助委細承知候事故別て龜々義を申遣候、委細半藏へ文之助迄申遣候様申付
候

一、年頭状数軒より参り見ルモ惱果候程ニ御座候、とても返事杯とハ思も不寄、
順策より年頭状并兼て頬置脇さし拵ひ色々心配働く候趣、礼状是非可遣處ニ
御座候得共、朔日より引今日迄認物仕候処、とても氣根はつき申候間、何と
も乍恐宣奉願上候

一、当席下候義被仰下候得共爾今相分不申候、折々兵部殿・権十郎殿より聞候
得共、尔今相談不仕候間相分不申得共(候脱カ)、穩ニも相成候間壹人は御下ニ可相成
と被申候、先ツ秋下りと決し居候へは間違は有之間敷と決し居候

一、蝦夷下右近と申沙汰は此方ニても仕候、今日権十殿より承候処庄内より尔
今何とも不申遣候間相分兼候と被申候

一、弘記・藤弥云々此方ニても色々沙汰仕候、弘記ハ時おくれ申候

一、隼人不掛思看病下り、私ハ引込居候て逢兼候、若々御逢被遊候ハ、日々世
話相成候義、乍恐御礼宣奉願候、今日参り隼人給候積ニテ肴味増漬為致置候、
為出候て給候、塩梅丁度宜候、戸子ニ鱣札有之間、近キニ給ニ参候事十兵衛
へ約束いたし帰候、誠ニ我家も同様之体ニ御座候、隼人へ余り心置なく事々
相談等いたし居候故、隼人も同様過候や、梅うらを貰度申存意ニ相聞候得共、
御存之通十兵衛中ニ入漸事済セ候分柄ニ付、義理ニても取候事も遣候事も不
相成と今日も十兵衛と笑嘶仕候

二月四日

共の子弟とも弥被仰付候事可相成や否は宗右衛門より内々御聞被成候ハ、相分可申候、嘸々十藏殿ハ首をふり可申候、軍事之取調ニ付御つかい不被成候法ハ有之間敷と若者とも集候て相談、御笑察可被成下候、以上

② 52 (元治二年) 二月四日

松平武右衛門文書 87

度御儀御休意可被成下候、隨て小子儀無異儀加年大慶仕候、年始為御祝儀、尊書被成下、忝仕合奉存候、右御答迄申上度呈愚札候、猶可奉期永陽之時候、恐惶謹言

二月五日

中村三内
正(花押)

松鶴翁様
尊答

猶々、如尊命当年よりハ何卒大平之世の中ニ仕度祈罷在候、旧冬より引続穩ニ御座候間、先ツは何事も出申間敷と斗存罷在候、造酒助様ニは御長や近ニ付、御閑之折ハ乍初時々罷上り、色々蒙御世話、其上御地走ニ罷成、千万忝仕合奉存候、至て御健ニ御勤被為成候間、必々御安事不被成下候様奉存候、拵又同性三郎右衛門(筋筒ライフリングカ)すし筒旧冬廿五日迄漸出来、上納も相済候之趣當人よりも申越、於私も大慶不少、若年内ニ出来不致候やと甚心配罷在候処、先々出来上納も相済、無此上大慶仕候、右すし筒之儀ニ付ては誠々御礼も難申上尽仕合、度々御厚情ニ御催促も被成下候趣万々難有奉存候、御称し向之儀も(早カ) 称詞カ々被仰下、是又難有承知仕候、只今頃ハ御称しも開ケ候半杯と兎角考罷在申候、吳々も御威光を以無滯出来、上納も相済、千々万々難有仕合奉存候、且又同性より如何敷品指上候ニ付御念書被成下、恐入奉存候、誠ニ龜品指上候半ニ付、必々無御掛念御笑納被成下候ハ、於私も大悦不少奉存候、先便ニは舶來砂糖少々指上候処、御丁寧被仰下何共痛切仕候、甚如何敷品ニテ且少々呈上仕候儀は赤面之至御座候、旧年は庄内へ早追五度參候事ハ、如命前代未聞ニ御座候、早追毎度一同心配仕候半、嘸々と奉存候、於御家は重々之恐悦、又戸田様初諸家様ニは夫々被仰出も御座候趣相聞ヘ申候、当節江戸ニては酒井と申候ヘハ誰も知らぬ無之様ニ御座候、新徵組杯も至て静ニ相成、此節市中廻りいたし居候事ニて昨年頃とハ大違ひニ相成候、京都の方ハ不穏と申沙汰御座候ヘ共、取留候事も相聞ヘ不申候、松前様ハ先日御下り、又々此頃御老中御両り御登りニ相成候と申出ニ御座候、此頃又々夷人相見ヘ申候、此横浜ニは困たものニ御座候、色々申上度事も御座候ヘ共、何分御存知之通之悪筆ニ付、心之僕ニも□上兼候条、御推覽被成下度奉願上候、以上

【参考8】(元治二年) 二月五日 中村三内書簡

松平武右衛門文書 204

(カ) 札拜見仕候、如命新年之御慶千里同風目出度申取候、被為揃弥御機嫌能被為成御加寿、珍重之御儀奉存候、於爰許も造酒助様弥御勇健被為成御越年、目出

画如図、女ノ乗尙爾今不見、馬具不残ニテ價二十両之由、少下直之物有之候ハ、物好求度物ニ御座候、とても慰物ニ付不埒明と存居候

一、異人鉄炮之如理合、馬術も日本人不被及術咄しを不聞候やと被仰下、委細之義は不承候得共、此頃三内へ参候折、毎度横濱へ往来して、鉄炮は不及申

二、諸品売物持參いたし者御座候間、横濱面白事無之やと承候ニ

一、牛は一日二十三足位殺候、両角中ヲ鉄ツ、を持打候へは即死いたし、即料理、其辺クサキ事甚敷事之由

一、江戸中よりラシヤメン奉公ニ三百人も出居候由、調練は毎度有之、進退自由、敗北之所杯と甚面白者ニ御座候由、車台負候て走候節、車台センニ本抜候ヘハ、クハラノヽ皆散々ニ相成、又備固メ進ミ車台元ノコトクいたし、日本之調練杯とよりハ誠面白御座候由

一、此頃面白事見候、諸国之馬乗名人集、かけ乘いたし、外国ニテは年一度有之者之よし、見物夥々敷、大興を模様候處之由、思々名人今日は晴と出掛候所ヲ見ニ、鞍等も手軽之物ニテ、人も羅紗ニ無之、一枚物着し乗出し、真先ニは四尺位之土手を乗越、其先ハ土表(儀)四五尺乗越、其先ニは材木積置しヲ乗越、其先ニは土手之上ニカラタヅよふ木ヲ植、夫ヲ又乗越候、數人出候内兩人ならて皆越候者無之、一同誉言夥々

千里一飛いたし様之
カタチ也
敷、トル銀訣山ニ
褒美貰候、落馬いたし者も有之、又は潰候馬有之、誠奇代夕所見候、日本ニ本の稽古杯とハど本御座候と申候得共、とても無筆者委細ニは申上兼候、面白嘶ヲ承候、異人乗よふハ



未余寒退兼候得共、益御機嫌能被遊御座恐悦之至ニ奉恐喜候、私儀も至丈夫、先ツ為差無間も無御座候て相勤居候間、必々御懸念被成下間敷候、御地兔角不順之模様ニ承候、此節は如何可有之や、御痘氣等御障等不被為在候や、御案事申上居候、此方も不同之天氣相、昨日も雪交り雨、今日は天氣能御座候得共寒天ニ御座候、此方梅屋鋪最早落花相成候、先以市中も殊之外穩ニ相成、其処々々番所も引払、異人とも町中又々乘切、当御屋鋪前辺走り申候体馬鹿々々敷、近々ニは切れ、横濱ニテは四十万トルリヤルもとられ可申候、一件始り候ては又々大変起り可申候間、右様之事無之様ニと祈居候、兼て御預ケ人中村常右衛門、大森濱治今日町御奉行より呼出ニ付、御物頭御家中驚固(警)ニテさし出候處、御免被仰渡新徵組へ入申候、紙入之金子是迄入置不申ニ付、今朝俄ニ付先ツ私金子出申候(六両二歩一朱)金彌・仙大夫大無間、私用慎何月頃ニ相成候ハ、御免ニ相成事ニヤ、盜候者ハ御足輕ニ無相違よし、此節禁錮入ニ相成居候、不埒千万成者も世中ニは有之、隼人も即刻出立、此節老母不快は如何可有之や、嘸心配ニテ下可申候、私は此節御用も無之、中三日置出仕ニ付甚隙ニ相成候、兵衛之為ニモ可有之や、六度他行外不相成候、尤其毎度いつ方へ參と御家老衆へ断候て参候事相成、いつれ甚困居候人可在様子ニ御座候、私は懷中不足ニテ思俟ニも出兼居候、人々花見とて出候得共空成事と存、一度出不申候、無風流者は大仕合ニ御座候、下一条は尔今不分、八月迄居候て江戸子ニ相成、下候て御物語り可仕候、只今御飛脚立之趣ニ付御殿ニテ認候、余寒折角御厭可被遊候、尚奉期後便之時候、以上

二月九日昼過御殿ニテ認
御母上様

松平造酒助

尚々、今日俄之御飛脚立は津軽和泉守様御卒去之為可有之と存候、扱廿二日様大アルヘイ差上可申と存候處、此前之便ニ忘上兼候、日記も差上兼候、近便上候、早々、以上

昨夜御飛脚着之趣、先月晦日立候由ニ御座候得共御状不達候、以上

② 55 (元治二年) 二月十九日

松平武右衛門文書 82

当朔日立御飛脚被下候御書同十四日相達、同七日立へ被下候御書同十七日御殿へ相達て、いつれも難有奉拝見候、益 御機嫌能御揃被遊、恐悦之至ニ奉存上候、一同無事ニ罷在候由大慶仕候、私儀丈夫ニ勤居候間、乍恐 御休意可被成下候、此方召連候家来共も至て丈夫、朝より被叱居候

一、御年玉ニ差上候茶御祝納被成下候趣

一、十七日ニは一円白、十四ニは四品之恐悦有之、昼後御構へ御出被遊候由、
御症氣味ニテ早々御帰被遊候由、寒暖不同ニテ時々御腹御引釣被遊候由、其
後は如何被為在候や御案事申上居候

一、十七日御超歳之恐悦有之候得共御出無之由、廿一日ニは前後無之天気ニ付、
要吉・又吉兩人金峯山へ御代參被遣、曉之出宅、昼頃ニ帰候由

一、大御前様方御歸府ニ付、御普請且引移候事被仰付、此節半兵衛杯と時々参
り、大抵御間ニ合候積候得共、御姫様御居間繩張近々より御普請初り候由、
私は引移無之相済候事ニ御座候、私は兵衛存寄と違、若御引移しニ相成候ハ、
一組不残不召連不相済と申候へは、尤と申事ニテ尻落付候

一、公義御一門様方之御模様は此方ニても不相分、増てや御地杯とニテは分申
間敷候、武田耕雲(耕雲)行運斎首切レ候由、いつれ世中御静謐ニ相成候や、御家器量
人も四五月頃ニハ休息下候由、四海浪静候積可有之候

一、差下候品檻ニ相達候由、ヒシトール是モノトテ求候事相成間敷と被 仰
下、如何ニモ畏候、市中廻候ニ面白品無之候得共、異国品之内ニも鉄炮初、
夫ニ付道具不被答、何分懷中乏しく求兼候、伊藤へも為御見被下候、当人求
候由、打方ハ下候上ニ伝達可仕候

一、傳吉ヘ無文字(品々)早々差下候処悦候由、凧絵も下度候得共、此節能凧不残張、
悪敷分のみ有之、求兼候、雛は美事ニ飾置候得共、何分此造酒助とんと嫌、
先達て半藏御求可被成と申候得共ヤー／＼と申居候、求度品ハセコント、何
分三十金位出し不申ハ求候事不相成、十金位之分ニテハ不宜候、先々辛抱仕
居候

一、日記之内兵衛事宗右衛門へ御嘶被下候由、宗右衛門よりも委細申越候、交
代一条私は八月、兵衛は御用明ニテ御暇出候模様ニ御座候、先達てより不沙
汰ニ付、御預ケ御組杯と余りやかましくニ付、權十郎殿へ存意一通り認内々
差出候、下書差上候間御覽可被成下候

一、總穂寺横死云々ニ付御穿鑿、両人程不審人有之由、困候事ニ御座候

一、向隣之先生弥引込候由被仰下、兵部殿嘶ニ承候ヘハ、下も無間退役之事覚
被居候、如何之為ニ只今頃願事ニヤ、甚不思議なる事ニ御座候、後隣先生も
退役、是も權十郎殿不思義勤候と被嘶居候、弥退役些と遅り候様ニ御座候
一、廿四日白崎初夫々御称譽被成下御同意有難奉存候、扱加茂茂右衛門は尔今
御称譽無御座候ヤ、甚無心元義と存居候

一、順策へ頼候脇さし 御前様御登之節ニテ宜敷御座候間、何分ニモ宜奉願
候

一、獺ノ皮、宮田御頼被置候處此頃為持上候ニ付、久兵衛登候節為御登被下候
趣ニ御座候得共、可相成は早く為御登被下度、其訳はラツコノ皮様ニ仕候ヘ
ハ面白、長毛不残抜、地之ムク毛斗いたし候ヘハラツコノ皮と同様ニ相成候、
右様いたしハ此節御備御家中之内相良鍋之助と申人、甚巧者ニ御座候間、内々
頼置候、殊ニ寄四月下旬も不相分候ニ付申上候、アフラモ取、モミ皮も出来、
既ニ自分蝦夷地ニテ鉄砲ニテ打、皮剥アフラヲ取、モミ皮ニいたし、其上長
毛拔候て、三内ヘ土産ニ貰置候とて三内常ニ敷皮ニいたし居候、誠下町ハダ
シと毎度笑居候、權十郎殿時々三内ヘ無心、矢張馬せん之趣向之由、右之訳
ニ付大抵出来候ハ、為御登可被下候

一、廿八日頭取より手紙ニテ八日町雜喉御沙汰と思召候處左ニ無之、廿九日御
鉢植御拝見被 仰出候ニ付色々御騒ニテ御返事相済、御土産等之御心配云々
被 仰下、誠ニ有難事奉存候、折悪敷降雪ニテ御延引、御揃被遊候品々ハ御
上ニ相成候由、殿様斗御モケ被遊候、其飼私も半分斗頂戴仕度、鉢植は御望

② 造酒助書簡(造酒助江戸在勤中の国元宛)

次第差上可申独笑罷在候

一、四郎太より自分祝儀として品々差上候由、白木も鮮入不申、昨十八日甘物貰申候、其甘物は煎て給候方や、又何廉求可申や思案最中、尾閑より御肴料として二百疋貰候、尾閑出入者參候、食物ならは鯛か又カシてら整上可申や

再々考候へハ、又芝増上寺後之町ニ傳吉用ひ候ニ丁度能鯨髭之弓ニ歩一朱ニ有之、求可申や、又能考候ハ上野廣小路御成小路店、縱一尺位ニ横一尺五寸位之額、夷之女正写色取誠ニ如生力些整、庄内之福井・とも浦ニ土産可仕やと決断ハ不出来、又海老之アン掛も甘ひと申沙汰も有之、いつれ煎テコウヨリ実^{タネ}ニ仕候方増とも存候、御一笑可被下候、尾閑は大馬鹿者ニ相成候由、困タ事と半藏と嘶居候

一、庄内雪不足、既屋敷内無之至て暖氣、其後兎角吹雪嚴寒ニ相成、甚不同之寒暖ニて病人モ在之由、最早遠乗御趣向有之義被仰下、此頃東都流行之遠乘鼻革差上度申付居候、出来次第可差上候

一、例年之通御歳暮夫々被下候由、私もどんと心不付、毎年夫当ニ御仕候様ニ覺居候事故、少も無御遠慮被下度義御座候、皆々より礼御申越候、余り入念候事御座候

一、伊藤家督無御相違被下候、御祝義も被下候由、い藤よりも差上候由、ヒントール半藏より委細申遣候間求候由、いつれ下候て為打可申候、夫迄油ヲ付置候様御嘶可被下候

一、御人數御調之事御懸念被下候へとも此方斗之事ニ御座候間、御案事被下候ニ及不申候、此節取調^{居候}置候處ハ御人數繰出之節調置候、大抵出来申候間、可相成は早く下り申度申上候ハ、御叱蒙可^(候脱カ)申得共、西洋大炮一同へ為打申度候得共、何分金ニ差泥居候處、此方町人千金位差上度と申者有之模様ニ付、可相成ハ其千金役所ノニ預ケ置、年二百両ツ、出候て、其金ニテ御國之面々引立申度と心組居候得共、同意御家老有無、泥居候、隼人出府之上相談可致度待居候、若脇方モレ候ては不埒明と密々内談いたし居候、荻野流種ヶ鳶人々ニ被聞候ては邪魔ニ相成候間、相成丈不為知候様いたし居候

一、馬之事時々申上候ニ付、喰御心配可被成下と何とも入恐候次第二奉存候、此節ハ穩ニも御座候間、寛々御尋可申候と存居候、段々委細御示被成候義、一々奉畏候、念之上入念可申候

一、先達て差上候かすてら御慰ニ相成候由、上候全^(詮)も有之大慶仕候

一、五日御次より御案内ニ付御心配、幸ひ六日ニは天氣、喰御地走ハ可有之と推察罷在候、此後之御便ニ御模様委細被仰下度奉待

右は兩度之御答

一、傳吉虫氣ニテ熱氣、喰氣元悪敷可有之や、是迄虫氣と申事初て承候、其後は弥快方ニ可有之と存居候、文治ヲジ生レニテ甘物を給居候由、此頃下駄ニ足兩人へ差下、せつた他行之序ニ求下候積ニ御座候

一、西廻し此頃見当り次第色々整、入記付、小長持入候、其内ニ渡し五六十枚、火吹竹十本、大根皮取十枚、ヒイトロ目金十枚、手拭懸二三十位、炭取六ツ、フツリツキ茶入十程、ヒヤク^(柄杓)十五本、大ヒン一つ、其外蠟燭行燈都て附居、竹ヘイキ五六十枚、竹駕籠三ツ、アクトーシ二十位、フツリツキ細工菓子皿五枚、大抵五両分位詰合セ置候

一、裕肩衣無之ニ付一つ申付出来候

一、隼人母嘸不幸ニ相成候半と案居候、何とも氣之毒千万ニ御座候、入物嘸々存居候

一、芸者之絵は篤と見候上ニ認上可申候、縮緬長キル物を引上歩行体、甘ひと可申候

一、杉原勘定無之福井へ申遣、年頭状之裏白ニテ潤沢ニ相成候、^レ扱ふしの粉十八日為整差下候

一、年頭ニ末広貰候間御絵可被遊候、則明日立ニさし上候、此方御役徳奇妙ニ御座候、十四本

一、祖母様より度々御状、殊干鰯煎付至極御珍敷、から口給過、歯痛候斗半分食申候、御礼御序宜奉願上候、旧臘小鰯御礼干鰯御礼、茶少々差下候間、此又達候ハ、御遣可被下候、岡吉早く下し申度人ニ御座候、今度事藤助^(カ)へ賴預ケ分ニテ色々世話いたし吳候由、私ハわざと構不申、金斗預り居、清兵衛下候節八両預り、其後壹両ならてつかい不申候、此節藤助へ賴刀拵居候間、出来上りニは三四両位ハ入可申候

一、傳吉へ差下候品々遅着ニ相成、色々御面倒被下候由、御成小路ニテ硯箱大小色々有之、傳吉よりおやじ面白整候、若女達入用ニ也有之候ハ、注文申遣候様御嘶可被下候

一、傳吉より御礼状、此度ハ余り立派過候て不宜候間、氣之向候節絵書可遣よ
ふ御含可被下候、繪之よしあしニテ御褒美可遣候、半蔵へも状渡し、此後は
如何よふ成品遣可申や考居候、此節如何成遊仕居候や、御序被仰下度候、此
方廻之内鳶廻ハ勝奇妙ニ御座候間、長持ヘ入、海上下し申度、陸地下候事不
相成候、伊三郎近日中整ニ参り候て、御國ニ見本仕候て拝候趣向ニ御座候、
鳶と廻と間敷候よふニ御座候

一、当十八より十九、廿一日・廿三日と武芸御覽ニ御座候、十八日ハ道樂いた
し引込申候、鉄炮來月中於越中鳶西洋炮斗御覽被仰出候、小銃矢場打ハ御嫌
ひ被為在候由、虫之御為と申事ニ御座候

先々兩度之御答旁時候奉伺御機嫌候、余寒折角御厭被遊候様ニ奉存候、尚奉期
幸喜之時候、以上

二月十九日

松平造酒助

御母上様

尚々、此方も不時候、昨日当年隨一雪御座候、兎角不天氣、此頃巨燧かけぬ日
は無之、御上屋敷往来ハ弱り申候、扱倉右衛門大御前様御供ニテ罷登ノヽと色々
沙汰いたし候、弥事ニ御座候や、甚しめ不申候、以上

② 56 (元治二) 廿年二月 (十九日)

松平武右衛門文書 210

(端裏)
草案

旧臘以来御当地追々穩ニ相成候得は、拙者共兩人詰之内、御時節柄先老人は御
減少御差下可相成ヤ之趣、右ニ付兩人之内下前後之儀色々噂及承候、去冬兵
衛・政之助 御進發御用ニ付罷登候処、右御用は相止ミ、直ニ御下可相成所、
猶又市中御締向嚴重之御沙汰ニテ、兩人之内政之助御差止ニ可相成所、同人病
氣ニ付無余儀御下、兵衛御差止、改て市中御取締御用被仰付候へは、拙者同勤
之事ニ相成候、今度老人御減少ニテ御差下被仰付候ハ、兼て當席規定之通一日

も早ク登候者先へ御暇被下候筋と奉存候、乍去最初兵衛差止之節市中穩ニ相成
候迄と御達ニモ御座候ハ、別段之儀、左様ニモ無之、兩人同御用被仰付候上は
遠近順ニ罷下相当之儀と奉存候、若々遠近順ニヨラス拙者御差止之御沙汰ニモ
相成候は、右一己之儀ニモ無之、御組召連罷在候へは、一組之面々不服無之様
御沙汰被成下度、若御達之上不服等之儀御座候て彼是申上候様ニテは恐入候儀
故、此段厚く御含被成下度、御内意申上候

丑二月

② 57 (元治二年) 二月廿四日

松平武右衛門文書 138

明廿五日定日立御飛脚と御鉄炮師小原萬治出立ニ付奉申上候、益御機嫌能被遊
御暮恐悦之至ニ奉存候、私儀共無異罷在候間、乍恐御休意可被成下候、此頃は
御飛脚遠着様ニ御座候、兎角不順季候ニ御座候得共、御障等不為在候やと御安
事申上居候、東都之名産北村荒粉筒入一つ、箱入一つ、都合ニツ差下候、是ハ
御飛脚へ頼候、御移ニ付筒ヘ斗上候、同風味之分御座候ハ、為御登可被下度奉
願上候、尤本ニ少々上候、扱土產物西廻ニ下候積ニテ半蔵時々市中出懸候得
共面白物無之、女達への工面は綿可然と存候、人々思々織候ハ、氣ニも入可
申、反物はとても銘々へ持參仕兼候間、段々下候迄工風可仕候、小長持ニ五六
両分入、西廻ニ差下手配御座候、尤詰合等ニ都も極上綿入候趣向仕居候、在勤
之困事は着服・食物ニ御座候、今日不存寄昨日本所於御屋鋪御獲物真鴨壹羽頂
戴仕、有難仕合奉存候、晚掛候ニ付明日相開度心組御座候、此頃も申上候下一
條、如何相成候事ニヤ尔今相分不申、十蔵殿權十郎殿へ被申越候儀ハ心得違被
居候旨權殿被嘶候得共、乍去奉公人被仰付次第、相當之訛柄ニテ被仰付候ハ、
何時ニても御請仕候筈、十蔵殿より申越候義密々被嘶候間、宗右衛門聞付候
ハ、宜ケ間敷儀と奉存候、明廿五日先達てより申合ニテ、王子ノ川乾相成居、
雜喉夥々敷居候由ニ付、權十郎殿・造酒助・三内・伊兵衛・長十郎、鋗之助・
雄助兩人は投網打役、(雄助閑日ニ投網拵、漸此頃出來ニ付持主誘引、酒井之屋敷ニテ
小目ノ網一ツ有之のみ)半兵衛(御料理方)夫々手配出来候処、公儀御法事參、一
同頭を明日より廿九日迄搔、乍去今日より雨ニテ少心落付候様也、隼人看病

下、嘸道中ニテ不幸ニモ可相成候、七日過候ハ、即登候半、何とも氣之毒、物入は案居候、十兵衛は家来四人・馬壱疋、二十人扶持ニテは大困ニ可有之、毎度笑居候、此間竹内御組難済義始り、其訛は御進發御用ニテ急登、其節郷夫多分借來候處、旧冬郷夫不残御下ニ付召連候分も相返、其代御差止郷夫之内家來抱候迄當分借ニいたし處、此頃御差止被居候郷夫不残御下候ニ相成候間、右様ニ致承知候様被達候處、竹内御組廿一人借り居、色々願書出候模様ニ御座候、御組甚困候趣尤之至、私御組はいつれも召抱登候へハ彼是六ヶ敷事無之大仕合、御組頭も能表役とは乍申、とても勤り不申様ニ御座候、兵部殿被申様ニて短慮之造酒助大腹立、権十郎殿へ別席ニテ委細申述、拙者大々申立仕候義は諸士引立一条ニテ申述候事候處へ、御郡代附札ニテ能も無御考御沙汰ニ相成候ては甚迷惑、乍去此後夫々御引立方ニテ御沙汰等有之ても御請仕間敷、申述候一条是非夫々御沙汰可被下、御自分様へ申上候事ニも無之候得共、無拠申上大樹公も頼被思召程酒井家流石程有之、出来不出来事は分兼候得共至極御尤、左様不申とも拙者兵部殿へ能嘶いたし置と申挨拶ニ付、少腹立弛め置候、器量人之序ニ付、先便権十郎殿絵紙云々誰よりか忘候得共下候様覚居候、人々より聞候得共覚候人無之、却て笑事ニ可相成候、世間ニて見候ハ、能大夫ニ也可有之候得共、絵紙ニ相成候程之人ニは無之、唯得時候人と斗存居候、先達てより権十郎殿達惡為ニヤ、たまされ候や、三人程御役願所存ニテ申立有之、如何ニも不相当達振ニ付、私壱人ニても取斗惡敷、金井と時々示談、漸達直しニ相成事済、御役人何役ニても六ヶ敷者ニ御座候、御広間御番程安しき事は有之間敷つくノヽ考居候事ニ御座候、其日ノヽ色々事有之、今朝ハ御常用騎馬叱付、詫いたしやら妙御座候、男四郎と相談いたし叱候事故、出仕之上男四と大笑仕候、いつれ御役と申成候へは壱人ハ御減少之模様風聞仕候、可相成ハ貧乏闊へ当不申様ニと祈居休息可被成下候、当十六日御認御書廿七日達、拝見有難奉存候。

② 58 (元治二年) 二月廿九日

松平武右衛門文書 135-2

置候地盤候ハ、可然杯と工風最中、御郡代役所へ出候ては焼石へ水成り、捧組は権殿・十兵衛三人ニテ色々考居候、隼人登候上ニ否決着仕候積、隼人下候後ニテ同人知不申筈、先々時候御機嫌能奉伺候、余寒折角御厭可被遊候、尚奉期幸喜之時候、以上

二月廿四日夜認

松平造酒助

御母上様
御父上様

猶々、此方ノ御沙汰ハ右近蝦夷下、弘記被仰付通、矢口同、此方は又七郎大借甚敷と申事織人申、尤同人より大ニカモワレ候、両松平御親類御控□居候間彼是有之間敷と申ニ付、夫は真平御免なり、先達て壱両遣候て事済候、笑候、以上

明朝日宮ノ下御大庄屋増之助下候趣ニ付奉申上候、追々春暖之節相成候得共、一体市中穩ニ相成候へは壱人ハ御減少之模様風聞仕候、可相成ハ貧乏闊へ当不申様ニと祈居候、織人御儉約掛いたしとて大勵、大馬鹿政府衆いつれも器量人故か盲人同様、続て留役之仁平も馬鹿と可申か、奇妙た人也、此頃中郷夫御差留之事大合戦仕候、十分ニは無之候得共十七人迄留、仁平、織人と一趣なり甚敷事御座候、宗右衛門心掛けとは裏表ニ御座候間、私甚難儀、忠的一条ニテ少ヤニ有之様邪推仕居候、大切相談相手榊原被下ラ、是迄色々致相談置候事も有之候得共、独ニテ甚差泥居候

一、兵衛病氣之義被(候脱カ)仰下得共病氣大空事ニテ、先便ニも申上候通、(ママ)加奈川ヘ六七里遠乗、其外乗廻し、毎日他行甚敷、一藩之御縛ニ拘り候ニ付六度他行ならて相成不申事、権十郎殿・隼人・男四郎と相談之上仕候仕合、平人より却て大丈夫、唯我何ん病氣ニ御座候、此頃弟権三郎嘶ニ承候へは、兄へ參候処

此前の登より面白、先以今下被仰付候ても下心ハ無之、桜花見不申ハ不下申と嘶いたし居候趣皆々へ嘶、一同笑、憫果居候

一、弓矢多出府之事宗右衛門申上候通、御供杯とニは有之間敷、初て之事ニ也有之、同席衆政府ニても如何評決ニ相成候や、曾弥太も当春ハ御人數入候所、兎角弱候とて温海入湯、為御登前ニ丈夫ニいたして下候、此度之義ハ私斗

取調ニも無之、一同勇氣引立之趣意ニての趣向ニ御座候、大身子ハ大修行、乍去茶屋女郎屋(ハタラキ)掛念ニ御座候得共、此節締行届、右風聞有之者ハ直ニ差

下候事ニ相成居候間、いつれも慎居候て右様之きつかい是迄無之候、乍去両人程有之、御備組より出し御常用ニ入置候、皆々目引鼻引笑居候体ニて、な

かノヽ悪敷事杯といたし候事不相成世中御座候、扱六ヶ敷一条最早起り可申義御座候、其一件ハ杉山又七御出入町人より多分借財ニ相成、追々御留守居ヘ申出候由、其外助川弥惣右衛門・里見弘記、三人借金一趣ニ発候由、近々親類打寄と申風聞御座候間、半藏・三内杯と内々相談いたし置候、誠難事症

二御座候、右近控居候上は彼是無之義と存候得共内心案事居候

一、黒川(ママ)粧見物被仰出候、又々御支度毎度、無矢張から御騷御案申上候

一、隼人事被仰下、大不間下、少之間ニて逢兼、嘸々残念ニ可存察申候、見合

為見舞菓子箱一つも下可申候得共、時々世話相成、毎日ノヽ昼ニ参り、割籠

開、手数ニ相成候間、何廉為見舞御遣相成候ハ、於私大慶仕候、若御出被遊

候ハ、此方模様委細ニ相分可申候

一、牛兵衛様隠居、御家督無御相違相済、嘸かし御悦ひニ可有之と存居候、此

後は御産穢御届は如何可有之ヤと存居候

一、弓矢多着服之事ハ追々可申上候、私登り之節と違、先ツ夏物御支度ニ相成候ハ、可宜と存候間、夫々聞合可申上候得共、袴ハ襠高斗、いつれも小倉ハ裏付杯とニは無御座候、一枚ニ御座候、上下袴具ニても余り可申候得共先ツ

一ツ用意之事、羽織皆麻之三所紋、裏付羽織三ヶ所紋付、木綿紋付、紬紋付、維子も古キノニても紋付方宜候、夜具ハ大夜着道中大難義、五ツ巾ふとん一ツ、小夜着一つ、かい巻一つ、厚キ三巾ふとん一ツ位ニて可宜と存候得共、何分幾人へ馬壱疋ニ御座候や、誠ニ私共第二三男大修行、我儘追々減し可申、非常詰へは上より夜具出居候、小便も折々タレ跡有之由、シラミ・ノミハモツノヽと集居候由、御備登大一ノ難義、乍去勇士号し候程之人々故少も口説

者ハ無之、適々自分夜具を持行候者も有之、一同不埒明とて大笑、當人甚不首尾相成居候体、大身我儘弟達大薬ニ相成と只今より皆々笑居候間、不被笑角御厭可被遊候様奉存候、尚奉期幸喜時候、以上

二月廿九日

御父上様

松平造酒助

尚々、今日は雨天之為誰不參、徒然ニ付火之節御人數出之調仕居候處へ半藏

出、脇方より白酒至來とて持參ニ付呑大醉、別て悪筆御推覽可被成下候、手控ハ此頃上候て尔今一枚程ならて無御座候間、三日平林甚五兵衛下候節可差上候、尤其節兼て母様御嘶蟬燭行燈百疋余ニテ求置候間、半分三包ニいたし謄候、跡三包有之間、是ハ御飛脚へ謄差下度と存居候、御心ニ叶候や如何と存居候、存外下直なる物御座候、尚期近便候、以上

② 59 (元治二年) 三月二日

松平武右衛門文書 58

伊兵衛・長十郎・又右衛門・兵介参打候處、四五十疋ならて取不申、權十殿・源大夫・健八・庸七馬ニテ参り、一同扇屋ニ揚、酒・酒肴為出、權十殿・私

一滴も不出、飯為出食事いたし帰、日記ハ今宵認(ママ)候出来兼候間、近日中寛々認御慰上候、此節桜之盛り最早成り、賑々敷遊參、市中弥穩太静謐、委細甚五兵衛御嘶仕候筈、底はどんと不分、相成丈早く下候方大仕合、乍去何分奉公人故被仰付候次第ニ御座候、男四郎此頃五十石御加増、(ママ)八月迄詰下かりく、寛之助新徴頭取、此方先ツ相替候義も無御座候、時候折角御厭可被遊候、尚奉期幸便候、以上

三月二日夜認

松平造酒助

御父上様
御母上様

尚々、乍恐皆々へもよろしく奉願上候、尚期幸喜候、以上

② 60 (元治二年) 三月九日

松平武右衛門文書 51

先月廿三日御認御書当四日着、同五日御殿ニテ有難奉拝見、兎角不同季候益御機嫌能被遊御座、恐悦之至奉賀上候、私も至て丈夫ニ罷在候間、乍恐御休意可被成下候

一、庄内追々能時節ニ相成、子供草履ニテ遊び候よふニ相成候半と奉存候

一、異人馬之事、実千里駿馬よふ見へ候者ニ御座候

一、御与頭大不作之由、此方竹内も此節ニ相成誰彼是申人先ツ止、宣敷御座候

一、与平壳買事、此方ニても隼人始皆々大世話焼候得共、遠路無拠義と存居候、与平也との風聞御座候、被仰下候義奉畏候

一、十九日朝飯後、榊原へ御尋御出被遊候て、此方模様委細御嘶も被成候半、三内云々被仰下、鼠子物引よふニチンノヽト他行、度々集候、毎度笑候、此頃御常用詰一年ニ相成、長者へ祝義為致候て鱣二百疋分おこらせ候、三内下候て少々不都合義も有之ニ付、政府へ承候處、詰さかり事ニいたし居候旨被申候、食徳いたしと、底腹おかしく存居候

一、□立二三男与内之事、少模様有之て認候故、權十殿ハ八十石与内と付札提

遣候筈ニ御座候、六月交代之義日光山御法事之為御座候や、暑氣中一同難義時節ニ御座候

一、弓矢多事云々被仰下、着服等之義、委細半藏より可申上候筈、無用義一切御拵被成候ニ不及候、田舎ニハ能品物有之間敷、夏物等斗持參可然、平袴・上下・熨斗目等ハ私分潤沢ニ御座候間一切御無用、夜具五ツ巾ふとん此方有之、敷ふとん厚綿入一ツ、カイ巻一ツ、小夜着一ツも有之候ハ、可宣候、是迄の馬乗袴小倉ニ可有之、拵直襷高ニいたして可然、ニツも出来候、持參ニ候ハ、別て可宣、羽織類も割羽織斗、丸羽織着候者医者・御給人ならて着候者無之、拾羽織紋付此方一ツ有之、不足之節ハ拵候間宣敷御座候、立着之分三ヶ所紋之麻羽織一ツ御拵可然、廻りは無懸(サン)ニテ御座候間、是迄着し居候分、無紋ニテ持參候方と奉存候、尤一枚拾共同様古帷子集、紋付候方別て宣、立派之分入不申候、袴ハ夏冬小倉之壹枚ニテ可宣候、裏付袴とハ御常用登ならて着候人無之、相成丈めかし不申様ニと私脂垢付不構着、上下ハ御殿へ置付、正月も節句一ツニテ間ニ合候、万事めかさじよふニいたし間、必々無用之義堅無用ニ御座候、大小拵此方甚不安堵よふニ御座候間、大体庄内ニテ拵候方大丈夫、都丈能職人も居候得共、多門大物好、先達ても被參候見候へハ、無文字拵方、金斗被取大口説、三日過皆痛メ候由、中々不成油断所ニ御座候、先便ニも申上候カラミ槍、柄は此方ニテスケ候方可然候

成丈小振
此辺奥ニ掛被置候位ニテ可然候



一、廿二日黒川能御拝見御案内ニテ御出被遊候由、御模様且番数御料理迄明細被仰下、面白奉存候、御隠居様中々御繁多よふニ奉存上候

一、吉五郎より生鯉御到来、御上被遊候由、神谷毎度進物、此方へも度々遣、長者とは乍申候、氣之毒千万存候

一、二月廿三日御認之御状、隼人当八日八ツ過着、慥ニ相達、難有奉拝見候、益御機嫌能御揃被遊重畠恐悦奉存候、且大慶罷在候、折時計漸覆出来、夫々被仰付候趣、被頼候者大迷惑ニ可有之と存候

一、母様より紹の丸羽織之義被仰下奉畏候、夏ニ御間ニ合候位ニ差上可申候、

当時御隠居様御勤服一通り無之ハ不濟時節と可申、先達てより大御繁用御察
申上候様ニ御座候、御一同も嘸々と奉存候、

悦右衛門杯とハ騒免るよふニ御座候、甘物御

子御座候得共、何分遠路ニて色物皆替り候由、菓子類ハとても大和屋笛原百
間階子一ヶタニも上り候事出来ぬ者ニ御座候、

一、今日出仕日ニ付榊原へ参可申、庄内嘶承可申と奉存候
一、獺之皮モミ皮ニ被成候て、ニヲヒナク相成ル迄御干、為御登之趣、御尤ニ
御座候得共、先便ニも申上候通只今なれハ都合宣ニ御座候間、思召次第為御
登被下度候

先々兩度之御答奉申上候、時候折角御厭可被遊候様、尚奉期幸便之時候、以上

三月九日
松平造酒助
御両親様

明日、平林祐吉立ニ付説ヘ差上候、此方至て鎮静ニ御座候、以上

(2) 61 (元治二年) 三月九日

松平武右衛門文書 213



但御人数出候節御小性頭付候、笛元等前同断
平日勤方

御家中組五組四番立、一組浮、廻り方斗勤休也、廿四日宛ニテ一組宛代りノヽ
浮候

十一日
宅非常詰〔朱書〕
忍御供持
廻り
大非番

松平御組
一寄合組
二寄合組

非常詰〔常〕
宅非常持
忍御供持
廻り
大非番

御旗本寄合組
松平御組
一寄合組
二寄合組

十二日

非常詰〔常〕
宅非常持
忍御供持
廻り
大非番

松平御組
一寄合組
二寄合組

十三日

非常詰〔常〕
宅非常持
忍御供持
廻り
大非番

御旗本寄合組
松平御組
一寄合組
二寄合組

十四日

非常詰〔常〕
宅非常持
忍御供持
廻り
大非番

松平御組
一寄合組
二寄合組
御旗本寄合組

一、竹内御組二十五人、内世話役八人
但御人数出候節二ノ手
一、松平御組二十五人、内世話役六人

但同断之節二ノ手并笛元頭之印中高同様之事

一、一ノ手寄合組二十四人、内世話役五人

但源大夫頭、一ノ手タシキ笛元中高組之印

一、二ノ手寄合組二十二人、内世話役五人

但十兵衛頭、タシキ笛元中高同断

右之二クミ急速御人数出候節二十九人高宛に相成、ホウート炮四挺、百目車台

炮五六挺宛御預、平日大炮稽古、月二三度宛

一、三ノ手御旗本寄合組三十人、内世話役四人

右は四日之内一日ならて休無之候、誠繁勤なる者ニ御座候、口說者も可有之候
得共、若口說者杯と聞候ヘハ大不首尾故、壱人も表口說無之候

廿四日宛ニテ代ル

二日置廻り
松平
竹内御組

右は廻り斗、廿四日過候ヘハ御組休、立廻り斗二入、廿四日過候ヘハ松平御組
本番入、一寄合一組廻り二入

廻り場

品川

板橋

千住
吉原塚

深川

新宿

右之所へ一日に朝二組、昼二組、夜三組ツ、廻候、朝廻りは五ツ頃より七ツ頃迄、昼り廻りハ九ツ過より夜五ツ頃迄、夜廻りハ暮頃より九ツ過迄

廻り組分

一、御家中 二組

一、御手廻り

二十人

一、御徒

一組

二十人

一、御物頭

五組

一、新徵組

二組

都合六組

但二十五人ツ、

一、大砲組

三組

但二十一人ツ、

右之通

一、廻り之節 一端御上屋敷詰、

割籠取受、竹長持入

（大根四切り、梅干ニツ）

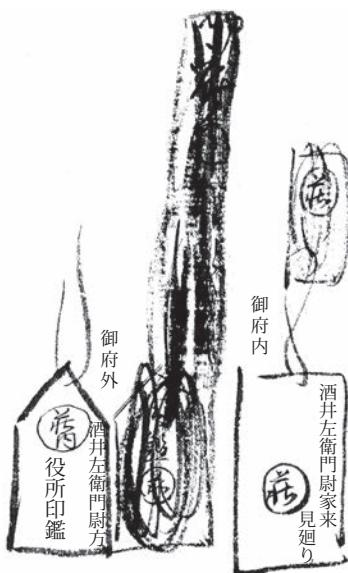
一、世話役鑑札壹〔朱書〕宛持

右之通内と外と有之、不法之者切捨不苦候事

一、八十石与内貰ひ、上下二

人二て二人扶持受取、外二

人分を雜用二いたし、辛抱成者刀杯と求、又ハ不足いたし色々也、いつれも



辛抱いたし居候風ニ御座候、馬鹿者をハ御常用勤方ニ入、下候事ハ容易ニ不致候、大身子供ハ喫々と被推候様ニ御座候

一、非常詰當日朝五ツ時交代、食事三度分用意之事、諸芸稽古し泊り、注進次第飛出候事、翌朝交代、御出有之節ハ直ニ忍御供、宅非常持ニテ他行一切不相成、三御屋敷、別段柳原・下谷御屋敷へ注進之節ハ宅非常より參、尤非常詰より注進ニ付参候節ハ宅非常番ヘ申越、非常詰代リニ駆付候事

一、廻り（朝ハ暮前迄、昼之節屋迄他行勝手、暮より廻り朝より七ツ頃迄他行勝手次第）

一、大非番ニテ稽古立居候組有之、無之組有之、勝手次第也、先ツハ四日之内漸非番故多分他行也

大概右之体ニ御座候

一、袴ハ夏冬無之一枚ニテ可然候事、尤是迄馬乗袴之内襷高ニ仕立置持參之事

と奉存候、尤此方ニテも持可申候得共、悪敷分無之てはたまり不申候

一、割羽織是迄相用候分も可然、雨風荒杯とニハたまり不申候、麻之三ヶ所紋羽織為染一ツも持候方と奉存候

一、丸羽織ハ綿入一ツ持參之事

一、白紺之足袋在合持參之事、尤廻り留り不申ニ付、御列卒わらんし掛同様、さし足袋無之ハ留り不申候事、追々為御登可然候事、草鞋は神谷より為登、潤沢也

潤沢也

一、頭巾

一、籠手

右両品秋冬荒天夜廻り之節用意之事

一、帷子縞紋付、縞杯とハ惡敷分ニテも可然、紋付も取合、相成丈物入無之候様いたし度事、御組頭始龜服〔朱抹消〕仕居候時体御座候間、能々御底考可被下候

一、單物大抵ニテ可然事

一、拾訣山は不用也、一ツ二ツ斗ニテ可然、尤一ツ縞〔朱書〕「木綿縞」一ツ紋付

一、綿入縞木綿、稽古所・宅居候節着用之事、紋付も木綿、其内能分ハ紬ニテ可然候、火事杯節ハ家來も無之者故、御長屋私物杯とハ構候事出来ぬもの故、よくノハ御考可被下候

一、下〔タ〕着能分一通り、此も黒襟二形付ニテ可然候、木綿形付綿入・肌子

又ハヤコキ胴着・もんハノ胴着〔朱字で抹消〕〔朱書〕「持参」可然事

一、下ノ帶

一、肌着は堀〔アカ〕付候間、絞りニテか丈夫なり品ニテ三ツ四ツも、尤黒半襟り、さなれば堀付即洗濯いたしよふニ相成能分一〔朱書〕〔二〕ツ白ニても、尤木綿也

一、半纏一通り單物ニテ可然、廻り大荒之節用意ニ綿入壱ツ・下着一つ、後胴着等ニテ間ニ合セ候方可然事、尤登り候節申合荷ニテ訳山は持候事相成間敷候間、秋末十月初二為登候ハ、間合〔朱書〕「候品も」可申〔朱書〕「有之候事」

一、股引ハ小紋形ニテ一ツも有之候ハ、可宜候、道中半纏か江川袴位ニテ可然、軽袴もよし、右之地合ハ大紋麻は大閉口、着物皆食ひ申候、去年大森へ行し時新敷紬紋付引掛斗歩行ニテ、表も裏も食ひ申候、余りめかし候様ニモ御座候得共、公辺御役人へ応対いたし事有之ニ付、めかし大そんいたし仕合、能御考有之度事、人けんハ堪忍大切ニ御座候、身分相応義御座候〔朱書〕「様ニモ奉存候」、此造酒助も庄内田舎侍登、とんと思候節ハ立派にいたさんと思、此方ニ登り大都見候所、往来如蟻集所立派いたしとて見ル物も無之、麗服いたしとて笑者無之、庄内ニも在れハ御組頭千石知行杯と申者可有之や、此方ニてはいつ方の馬骨とも思者独りも無之、新徵をは町人笑候處ニヤ、なにと思候者ニヤ見候ものニ御座候、尤天神祭クネリ者よふ為ニ可有之、嘸先達大笑仕候事ハ、ある人本町之呉服店ニテ物整居候處、辻庄一郎通候故〔派手カ〕〔朱書〕「姉さん」ントウ見ルと申候處、毎度おはてゞアリマシと申候て、江戸子ハ甘くヤラカシ者也と笑嘶御座候、

庄一郎位ニも容易ニテ相成不申、夫より目口堪忍は江戸大事ニ御座候、此節の登り樂いたし事一杯とハ大間違大馬鹿、代々君御恩報せん為のみ存候外有之間敷候、雨降る日も降らぬ夜も廻りハ少々〔朱書〕「の」飯ニ大根漬・梅干、非常詰之夜具ハ小便たらけ、シラミハ如涌、御組自分夜具持參故一同笑物いたし居候体、かんなんしんぐも〔朱書〕「肝難辛苦」〔朱書〕「二ツの修行」ニ相成可申と存候、内実は母之乳を漸離、与内受取、男ともニ盗まれ、脇より聞、きも潰、勘定合、ヒトリテニリコウニ相成、若



者嘶ニ先ツ何方茶屋江戸一美人そらアスコニは能女居、甘物ハ御門出ルと懷中次第、親之心ハ嘸々と被察候様ニ御座候、何時捕取〔者〕有之も不分、〔其上〕前之通世話〔朱書〕「役」寄合ニは折々世話焼候様ニと申含、実造酒助心痛仕居候、〔器量〕無之〔朱書〕「者の工面ハ我々」身慎ハ第一と、甘物・着服・他行の茶屋揚相成丈不仕様ニと心掛居候、上への勤ニヤ若き衆への勤と可申や、実不〔朱書〕「器量」御座候得共、兼て求度存居候間、萬画十四冊求手本仕候、居候独りの大先生ハ雲泥違大隨一器量人、先年御台場之節岡田ニ連られ味引込、木挽丁之船宿より無僕ニ相成、船を浮船釣、大公望とも可申や、浦山敷も懷中乏敷、且不器量者仕形なし、此節ハ先ツ諸士沙汰も薄相成少宜敷御座候、実不濟義と存候事時々有之、短慮者無拠隼人・男四と相談、権大夫ハ遠ニ覚居、相談別て都合宜落合候、先々早く下候て寛々昼寝ニてもいたし候は樂ニ御座候、御留守も嘸々御心配等も可有之候、下候ハ、皆様を温海へ成御湯治させ申度、懷中相成丈費不申様ニと辛抱仕居候、御宮笥は減少いたし、兎角御症〔朱書〕「痘」之御模様も御座候由、御土産一向考も不付候ニ付御湯治御宮笥仕候様御座候一、余慶事無際限長ク認候得共、関より西動乱近キニ可有之、諸式高直日ニ増月増、登候頃より万物大違直上ニ相成、侍益困窮、横濱益繁昌苦々敷世中に相成候、先ツ当節穩、伊賀一条此方鎮静、上方大国衆斗申合候物ニヤ、中々底意難斗体ニ御座候由、徳川之末と可申や、治過乱出ル時節到来無拠場ニ至候半か

公辺之模様承候ニ御当家無ニ味方頗切られ候ものゝよし、是迄尤御家善惡ニ付公辺とともにニ不相成不被為済御家柄、何分御國御逼迫無御拠時節ニ相成候て、万事御不都合相成候ては實以入恐之義と奉恐察候、見殺ニモ〔朱書〕「可被仕事ニヤ」不仕とて嘸色々評議有之、落合申間敷、小田原評議よりも尚迫り申候義ニ也可有御座候、私共よふタ虫位者杯とハ勤り不申風ニ御座候、諸士引立申述候ハ如何ニも尤御口上出候間、よし／＼と存居候へハ流し被置、催促仕候へハ御郡代附札ニテ直ニ被渡、無文字事却て申不立方増と存、実歎息閉口、扱此方ニテ西洋大炮始候處、真似仕候事ニヤ、又実西洋ニ無之てハと存、御家之為と思掛り候や、庄内ニても杉右始掛候風聞御座候、只今荻野流も掛候模様薄々承、再考仕候ニ御家之為差置、まんきのよふニ邪推〔朱筆〕「も」仕候、私推量よふニ御座候

ハ、油断ハ不相成義ニ御座候、西洋御掛被成候ハ、掛よふニて三流一つ可相成仕方色々可有之、構被差置候で色々申立無拠ノヽとて御返事出候ハ、三流益確執生し、十七万石格少国一向御家中三ツ分レ候ては大変なる義ニ御座候、貴_{〔朱筆〕}「ハ」和ニしくハなしと古代より唐ふみニも有之、増てや不和ハ少国万_{〔基〕}一之節大敗取もとひと奉存候、可相成ハ西洋場建、同志之者一趣被差置、和し候よふニ御掛被成候ハ、行々熟和いたし、堅固と可相成ヒ愚考仕候、三流稽古場よりはなれ小真木野辺ニ西洋場御建、外稽古所より_{〔朱筆〕}「心次第」色々不申立候様被致度事候、此度もし管んメ台、八兵衛_{〔朱筆〕}「二ツ」・友輔_{〔朱筆〕}「一ツ」両方より申立、地雷火道引・鉢_{〔朱筆〕}「針」金も両方より申立候由、不負不劣と申立は、仕方の不立候より御不益入恐事ニ御座候、同西洋流小国ニテメ台針金一つ有之候ハ、宜敷義御座候、然所八兵衛申立タリと申候ヘハ、我もと申て願、百掛候て宜物三流より申立、三百両宛掛り実ニ大御不益、此方ニテ去年大森大丁場之節公辺より貸り申候、江川同様此大都ニテ貸合候て用立置候處、庄内ニテ二ツ申立、喰三内よりも可申立、いつそ西洋場一つ相成候ヘハ不益も不相立、人々和道ニ叶、上之御為不少候半と独歎息仕居候、御国ニテは當時渡部とて此都迄も燐耀、宗右衛門ハ如何成考仕居候者ニヤと蔭ニテ聞申_{〔朱筆〕}「度」物と存居候、馬鹿ノヽ敷無筆者ネクタ書真平御免可被成下候

三月九日

造酒助
三ノ間御列座様方へ御面倒さまながら御説御笑可被成下候

② 62 (元治二年) 三月十一日

松平武右衛門文書 187

東都先年鎌さし繩流行、當時遠乗鼻革とて儘見掛候間奉呈上候

三月十一日

松平造酒助

② 63 (元治二年) 三月十二日

松平武右衛門文書 206

追日暖和之節、益 御機嫌能被遊御座、恐悦之至ニ奉存候、私至て丈夫ニ

相勤居候間乍恐御休意可成下候、兼て申上置候遠乘建具此方ニテ時々見掛候間、御出入伊勢屋時々呼、馬具ニ不寄色々申付候間、我ハ手ニ取見候事無之故、形通拵候様申付候處、出来持參ニ付則奉呈上候

尋可申候

一、大御前様御道具、日々よふ着仕候
一、庄内は追々能時節ニ相成、人々野行盛り、

小鳥・雁・鴨如何之年ニ御座候や、扱御

遠乗被遊候半、此方は桜真盛り、花見之為日々往来引も不切、私も昨日昼よ

り祫を着、御組誘引、其外御備組誘引、都合三十人斗ニテ出掛、上野廣小路より一杯之人エトノヽヽヽヽ、社内ニ入候處正面左右之桜、落花は人目驚し、七八ツより十七八歳女子供等メボツ・肌子アカネ・袖紺緬・腰巻いつれも紺緬、数千人、旗本家内は矢張庄内風之よふニテ晴_{〔晴着〕}きに白ムク之ニニ上着重タルヲ見ル、御殿女中も數十人見ル、敷物之上ニテ酒興男女数万人、ニヤノヽヽヽエトノヽヽヽ造酒助肝天外飛、忙然として、舞躍・落花のみ見、

當年は市中穩ニ相成候為、五年此方無之賑々敷と申噂ニ御座候、夫より向_{〔瓢〕}島・東橋渡り行、桜盛り其往来如蟻、御組衆も人々五合入之樽整、又はふくヘ携、

相互ニ往来者と酒為呑、呑セラレ、十七八女ヲ見れハヌカサシ為呑、躍ナ力

ラ往来体、都之春ハ庄内杯と違物ニテ見候事もならぬ、唯肝飛し、暑氣難絶

物身汗、行々て木母寺ニ至、茶屋を透し見候ヘハ大入、席七・百度大肌脱ニ

相成、ケン最中也、御組衆も其内ニ入、我ハ蔭ニ廻り候處田畠有之處故一フク呑、数百丁唯々ニヤノヽヽヽ、夫より歸、席之為見物有之ニ付小屋ニ入見画し、如岡候得共目小振ニテ尾ノ短キ物也、振ラノヽと酒醉往来を慰、誠ニ茹ラレシ様ニ相成、暮前漸帰りぬ、汗タラケニ相成、ゆをつかい候故湯涌セ

と申付つかい、暮過より三内長屋へ参ル、林蔵・鋤之助・伊三郎・甚兵衛・六右衛門麥粉焼はしめ、八ツ過迄居、伏し、今日は忌御免達方間違、差控書付差出し被請取候、此之役人大休、人參候ても断、大保樂仕居、唯出腰前花遊參之人々大メカシ、美人如蟻、女達へも一見為致度物ナリ、もふ。オソナ



ワリ。マシ。ヨ杯とアシ駄カラノヽ、セツ駄チヤリノヽとんと引も不切、大イソキ

一、阿蘭陀製之菓子、昨日御宰料荷物着ニテ達、有難御風味仕候、此方菓子給ては庄内之フカシ羊羹給候様ニ御座候、近々能風味御菓子上可申候先々時候奉伺 御機嫌候、折角御厭可被遊候、尚奉期幸便之時候、以上

三月十二日

松平造酒助

御父上様

尚々、昨日花見画、引込中書申度候得共、先ツハ出来申間敷よふ被思候様御座

速被返無張合と申候ヘハ人々ニ被笑候、御役人右様之事有之候ヘハ御休息と可申ニ付、惣吉呼蛸整、二三日も樂候程煮漬候様申付て日々樂候、御鍋焼仕立喰結構ニ可有御座候、此方ハ能料理や甘物も可有之候得共、とても口ニハ

入不申候、下候て看給候は樂ニ御座候、此方看ハ給候物ニ無之候、此節能給候物、干鰯・牛蒡煎漬、もふそふ折々ならて不被給候追々下直ニ相成候、田舎と違歙なきとも被給候物御座候、乍去甘味無之様風味仕居候

先々此頃御返事旁奉伺 御機嫌能候、折角時候御厭被遊候様奉存候、尚奉期幸喜之時候、以上

以上

御父上様

② 64 (元治二年三月廿日)

松平武右衛門文書 146

明日良平下候趣ニ付奉申上候、先以二月廿九日御出之御書當十四日着、難有奉拝見候、益御機嫌能被遊御座、恐悦之至ニ奉存候、私至て丈夫相勤居候間、乍細被仰下難有奉存候、名前二十五人一組當夏、今一組之処は御前様御供ニも可相成ヤ、甚分り不申ニ付、昨日政府へ出候序ニ伺候處、先達て之返事尔今とんと不參候趣被申候、先^(達脱カ)ても申上候通、道中は手輕方よく御座候、綿入等ハ追々為御登方可然候、登候節会津通ニテ大洪水ニ逢、コリノヽ仕候、下り模様爾今不相分候得共、不用之分ハ追々下可申と存、此度幸良平才料荷持候故、不用之品々取集メ引出櫃ニ入訛候、外ニ鉄炮不便理分ニ挺、刀詰合差下候、外ニ行燈台別ニいたし訛候、殊ニ寄入記間違候も難斗と奉存候

一、時計大安全ニテ着、時計師呼候処今朝參候ニ付夫々注文仕候、不残はめ、目覺し事、葉車^(歎車)ノしんと受穴之義委細申含候処、葉車余りヘリ過、長クハ御用立不申と申ニ付、新敷拵候様申付候、古分其何んいたし置候様申付ル、目覚力キ車摺どれ困事いたし候得共、打出し候ヘ御用立可申と申、長日ニ掛候事

不相成候間能く申付候、ふんと不被遣候とも少しも不苦候趣申聞候、此時尺時計同様車しんちやう相用ひ候趣申聞、此御時計古拵方と答候

一、差控書付十二日差出候処十三日被相返候、十日も休息可仕と奉存候処、早速被返無張合と申候ヘハ人々ニ被笑候、御役人右様之事有之候ヘハ御休息と可申ニ付、惣吉呼蛸整、二三日も樂候程煮漬候様申付て日々樂候、御鍋焼仕立喰結構ニ可有御座候、此方ハ能料理や甘物も可有之候得共、とても口ニハ

入不申候、下候て看給候は樂ニ御座候、此方看ハ給候物ニ無之候、此節能給候物、干鰯・牛蒡煎漬、もふそふ折々ならて不被給候追々下直ニ相成候、田舎と違歙なきとも被給候物御座候、乍去甘味無之様風味仕居候

先々此頃御返事旁奉伺 御機嫌能候、折角時候御厭被遊候様奉存候、尚奉期幸喜之時候、以上

松平造酒助

御母上様

尚々、無文字之控上候、御一笑可被成候、とても委細書候事不相成、唯夫風のみ、以上

② 65 (元治二年三月廿日)

松平武右衛門文書 131

引出櫃ニツ入記

一、裏付上下一具
一、花色上下一具
一、憲法長上下一具
一、□葉色着衣一つ
一、夏袴
一、熨斗目綿入
一、帷子
一、晒
一、茶とんし踏込
一ツ 壱枚 二ツ 二ツ 二ツ 二ツ

② 造酒助書簡(造酒助江戸在勤中の国元宛)

一、黒羽(マニ)二羽定紋付綿入	一ツ
一、同衿	一ツ
一、紬縞綿入	一ツ
一、白綿入肌子	一ツ
一、モンハ胴着	一ツ
一、同股引	一ツ
一、浅黄小紋形下着	二ツ
一、半纏下着	一ツ
一、茶下着無□	一ツ
一、縮緬肌子	一ツ
一、上下地反巻	一ツ
一、キ綿十二袋	一ツ
数聴忘タリ	
一、控抜々并孫子國子解	一本
一、腰巻	二ツ
一、鉄砲小道具	三包
一、蠟燭行燈小道具	二包
長箱入記	
一、六匁箱	一本
但台放し	一挺
一、ケヘル	一本
但前同断	一本
一、刀	一本
但拵放し	一本
一、綿詰合二いたし	一本
甚龜抹入様仕候間左様思召可被下候、綿は所々へ 合仕候、着次第車取心次第縞為致申、○一ツ笑候 も浦へ可被仰下候、近々西廻へも壱貫七八百目詰 詰合二いたし候間龜末ニ無之様集置候様福井・と	一挺



② 66 (元治二年) 三月廿二日

松平武右衛門文書 158

事御座候、寺内權藏私と違智心持ニて居候故反物は余り高直ニ付極上キ綿遣候方如何可有之やと相談申遣候処。かゝより、旦那さまニ成り初て之御登之事ニも御座候間、綿無之、反物御宮笥可被成と申越て無拠故反物不整ハ相成間敷と嘶ニ大笑仕候。

今廿二日御飛脚立有之ニ付奉申上候、追々暖和之時節相成、益御機嫌能被遊御座、恐悦之至ニ奉恐賀候、私至丈夫ニテ相勤罷在候間、乍憚御休意可被成下候、留守中一同丈夫ニ可有之と存居候、此方半歳初一同大丈夫ニテ罷在候、馬も丈夫ニテ御座候、折時節能喰御遠乗等も可被為在と遠察罷在候、此方とかく雨勝ニテ冬とハ大違天氣相御座候、私の下り模様尔今とんと不分、五月とか八月と相知候ハ、落付可申と存居候、大和尚之女遊ニは騎馬之味噌付、都合三ヶ所大閉口ニテ御座候、御為道申セハ諸士一同之御縛ニ相掛候故、即下り不被仰付候ては不相済者ニテ御座候、乍去同役之事私庄内へ申遣候事ニ相成候て不相済ニ付、御他言一切御無事ニテ御座候、内心ニは御用ニは立不申候得共十八十迄、八月之事ニ相成可申、許より一ヶ年詰之事ニテ登候上は無拠候、乍去表向如何ニも一通御組一同申聞候趣意ニテ申述候処、権殿も如何ニも拙者も貴様被下候方ハ筋合と存居候と被申候ニ付、十二一ハ心下も御座候得とも君命難斗義と存居候、先々此節市中大御静謐、御用もとんど無之、枕を高して席上ニ艸草紙見、又ハ昼寝いたし、長日を暮し居候、庄内之月番勤より百千倍増可有之、竹内杯とハ書付取次一辺、余は皆悉私掛候事故此節ハ下候心とんど無之模様、権三郎杯と嘶触候故、一藩別て彼是申候へとも実ニ大樂遊人と可申候、無文字馬鹿事申上呉々も御嘶は無之様ニと奉願上候、時候折角被遊御厭候様奉存候、尚奉期幸喜之時候、以上

三月廿二日

御父上様

御母上様

松平造酒助

尚々、皆々衆も嘸々丈夫ニテ甘物を給居可申候、子供も嘸丈夫ニテ駢廻り達者

相成、御世話敷可有御座候半、弓矢多あかもふとく相成候半、下候ハ、子との生長嘸々と楽寵在候、以上

② 67 (元治二年) 四月六日

松平武右衛門文書 77

先月廿日御認御書當三日相達、有難奉拝見候、益御機嫌能被遊御座恐悦之至二奉恐賀候、私儀無事ニ相勤居候間、乍恐御休意可被成下候

大御前様御供御広式加り被仰付、嘸々

弓矢多か心配遠察罷在候、老女申ニ不及、若女と時々対談仕じハ不相成候由、下候節ならハ四分一位真似出来候事可有候や、初登りの田舎侍右之肩少力ハラセ、田舎声之ナマケ声を出候ハ、嘸々鳶ニ鳥のたかり候よふニて、甘く弁しられ候ハ、眼益クリノヽいたし、お前さんのハ分りませんヨ杯と被申候てハ眼益赤面、口ハトヽと申て声出不申、奇妙ニ可有之と底腹痛申候、委細は別紙ニいたし差上候、弓矢多への土産と存、軍中乱胴・馬乗袴地態々金三郎

頼、小笠原留守居方へ頼遣候処、此節國中騒動いたし居どんと不遣候得共、

去年遣置分一反有之間、心ニ叶候ハ、とて遣候趣、思よふニも無御座候得共、一反ならて無之と申ニ付整置候間、近々仕立可申付候、軍中乱胴ハ此方參候

ハ、物好也可有之間、道中用ニは下不申、為拵置候分ニツ有之間、四郎右衛

門白崎ヘ宮笥ニ可致候やニ存罷在候、御供故直ニ柳原ニ着可申、私御長屋ハ表御門脇ニて、万事都合可宜と奉存候、私下候迄ハ御長屋ヘ置、其後之所ハ

林大夫と同宿為仕度候、○御一同御心付之次第一々半藏迄被仰遣候ハ、不都合之義ハ有之間敷

一、甚五兵衛玄関迄上り、近日中と言置候趣、其節行燈上候形ならて無之と存候

居候処、此頃他行いたし節大振之分見掛、残念之事いたし

一、獺之皮相達早速頼可申、其後馬具師へ可申付候

一、干小鰯五十枚為御登有難奉存候、被仰下候処へ夫々配分仕候、私も今朝

給候事、至極風味宜敷御座候

一、弓矢多登り之節、土産等一切御無用可被成候、先日席七下候節醤油之実六

ケ敷節ハ御延引可被下候、干味噌さんしやう入候ニ無之、損候為ニ可有之と存候

一、御上洛嘶頻ニテ閏五月中と申事ニ御座候、万一御供杯と被為蒙、仰候ては大閉口、去年ニてこりノヽノヽいたし、是も難斗、其節は早追之節委細可申上候、色々風説ニテ不參と難被申、乍去空沙汰ニ御座候、先々時季折角御厭被遊候様ニと奉存候、此頃の答迄奉申上候、尚奉期幸便之時候、以上

四月六日

松平造酒助

御父上様

尚々、何廉差上(候脱カ)度得共、日光之為荷物不相成趣ニ付、來月ニ相成、兼ての茶も可差上候、乍憚弓矢多より書状ニ御座候得共、委細申上候間、別ニ返事不申遣候間、宜御嘶可被成下候、外皆々へ可然様御嘶可被成下候、今日下削相用候處キヽ、登候後兩三度呑候得共下り不申ニ付、今日名ハヤアラツバ下削ニテ快通いたし、渴候故、梨子・九年母取寄給候得共水ハとんと無之、古綿食同様、錢ウタリ申候、以上

② 68 (元治元年) 四月六日

松平武右衛門文書 195

(端裏)
〔別紙諸書付四月廿六日悦右衛門親類共之内登ニ付誂さし為登候〕

此春模様凡猶又取調申上候様被仰下、奉畏候得共、只今より是と心付も無御座候得共、大凡左ニ申上候、委細は登候上ニ伝言可仕候

一、心得方毎度被達候認 一通

一、御番頭より伺書 壱通

一、御旗本寄合組世話役より伺書 壱通 (此組は弓矢多組と交代ニ相成ニ付同勤事)

一、御旗本寄合組御人數御差出し市中廻り等之節達面 壱通り

一、仏蘭西より公辺へ差出候書付其併認、御老中より權十郎殿へ被渡候、其外廻り方一同より行逢候節心得方伺候て、權十郎殿御老中へ伺ニ付、応接ニ相

成候て出候書付 壱通

一、出火之節達面 壱冊 取調私掛り漸出来、未一同へ不達候得共下書出来二付差上候

一、急速御人數出候節、惣て取調取掛居候得共尔今出来兼候、不容易義ニテ甚差泥居候、出来候上可掛御目候、其取調模様は、米糧焚出し方、ケ様なれハ弁理、其場所へ送方才料付不申ては締ハ付不申、蠟燭何丁位を二人持箱か何かニ入、才料付、何組へ何位、誠此造酒助大弱、隼人親じと相掛りニ相成候間、先ツ格別面倒ニも有之間敷と存居候

一、廻り之節出立は天氣次第、塗笠等勝手次第、下駄・草履・草鞋・ミノ等相用候、得物心次第、木太刀・手鎗・擣鎗又は鉄扇、面々心次第、夜中ハ笠元手丸之内組々相印付候間、弓矢多分ハ大体為拵、紋書候迄為致置候様半藏へ申付置

候、蠟燭は上り渡り(より脱カ)、一端御上屋敷へ詰、相廻り候、割籠竹長持ニ入、雨具同様、持人上より出候、新宿又は品川定宿有之、座敷ニ上り休足、茶・火鉢、

夜中は蠟燭出し、誠ニ大世話なる者ニ御座候、宮仕人六七人宛も出、帳面さし出、何組人數幾人と認、帰候て御長屋々々へ直ニ戻り候

一、非常詰は朝五ツ頃朝飯給、御上屋敷へ出、交代、二度飯銘々用意ひ、香物持行候事六ヶ敷事故飯斗持參、御地走ハ間戸前ニ香物又は煮メ壳日々參候故求候由、夜具ハ。シラミ。ノミ、蚊帳ハ皆穴タラケ。夜具ハ小便等ニテ煮染ニ相成居候由、垢ハ剥候程付、綿出、誠ニムサキ事難申尽候由、御組之内自分夜具持行者有之ニ付一同大笑、慙々不首尾ニ相成居候、人々目引鼻引笑居候体ニ御座候、便所ニケ所、入口前よりも不調法千万御座候、非常詰繼大稽古所有之、昼は行義ノヽニテ致稽古候、着込二十五、擣鎗五本備ニ相成居候、着込ハクサリ約ニ立不申候、炭・油等ハ上りより渡り申候て小使壱人出居候、泊も御座候、朝引取、空腹ニ相成、甘物店前通り候故若衆皆々寄、汁粉又ハ薩摩芋・おでつ・ボタ飯食し帰候

一、忍御供は御出度々三十人宛御供仕候、宅非常持ニテ御供、非常詰より引取、直ニ二十人出、廻り斗勤候組より十人、廻り当日之節ハ御手廻りより十人出候事、弁当ハ御供方同様御地走ニテ被下候、御溜り格ニ被為成候より繁々御出、折々御用日ニテ御登城御勤御世話敷物ニ御座候、誠御幼君之御役人と一同御噂仕居候、急御登城之節ハ非常詰より御供、宅非常持早速為知申越次第

代相詰候事

一、乱妨者又は酒狂・浪人体召捕方仕方心得、町奉行所出候事、彼是数ヶ条有之、明細難申上、巨細弓矢多登候上ニ伝言可仕候

一、登候一心得ハ、目の堪忍、耳の堪忍等々辛抱之第一ニ御座候

一、メカシ者は一同ニ目を被付候、笑者ニ相成候、余り茶歩行過候ては札付ニ相成候、芝居行等(令マ)杯とハ一切無用之事、万一行者杯と有之候ハ、一組之内ニテ大不首尾ニ為成候

右之通ニ心付候所申上候、登候上ニ委曲伝達可仕候

四月六日

松平造酒助

② 69 (元治二年) 四月六日

松平武右衛門文書

101

一、宗右衛門上り多兵衛云々申上、先達て申上候事より色々御考御案事被成下候事委曲被仰下有難仕合奉存候、全私の不行届よりと可申、先々内ニは役ニ立テ可申と存候処、金助も存居候通無文字事のみいたし、私着当日之事杯とハ不都合杯とハ世話焼難堪、男四郎迄大世話ニ候得共、是ハ私事ニテ強ても申事も不相成、金助下り後御備下ニテは夫々世話焼候事有之候得共、堪忍いたし置候處、藤弥下前御人數出取扱被仰付、先以源大夫・十兵衛へ組々分預ケ被仰付候取調御家ニテ始之事ニ付、色々心配仕、手元調いたし、御小性頭衆とも示談いたし出来上、御家老衆へ出候處、御家老衆方の取調を御組頭ニテ余り差出候様ニ風聞有之とて半藏案事、私ハ密々申聞候、誰と申事口外不仕ニ付、早速御用所へ出、兵部殿・権十郎殿今度掛被仰付候間、取調書さし出候、善惡は皆様御決断次第、是非とも取調之通不致ハ不相成と申義ニ無之、脇方ニテ彼是申人有之やニ承候間、思召如何可有之やと申述候處、元より貴様ニ掛り被仰付、取調悪敷所ハ拙者共尚又御沙汰申苦、此頃の取調至極尤ニ付、一組宛ニ分、御番頭へ御預可被仰候間、少も異存無之、心通りニ取調差出候様ニと兩人衆被申候、全御用所手附共申候様ニ半藏申聞候間、高声ヲ立、手附共聞候様申述候、其節半藏アリテイニ多兵衛と申事ならハ即下可申と存候得共、誰と申事私大立腹いたし候故とんと不申、甚疑敷候得共怒り

を鎮申候、其後ハ猫同様者ニ相成居候故不構差置候て、御手当等事、名前と何年詰と申事取調相渡し、金付為致候取調等ニは一切懸不申、隼人へ参候て取調候、手附共庄内ニテは用ニ立可申や、此方ニテ入不申候者ニ御座候、其後段々被仰下候訳も有之間大体ニいたし置候、御称譽一条も甚敷義ニ付、先夜脇へ呼一休人たり道を呉々申諭、此後不心得之義無之様と為申聞候所、只今下候事ニ相成候てハ、多兵衛馬鹿ハ却て私モ口馬鹿ニ相成候訳ニ相成、一年詰之積ニテ召連、半道ニテ下候事実以私之不行届ニ相成候間、是非とも八月ニは召連下度存居候、深思召之処申上候も余如何様ニも御座候得共、不悪御承引可被成下候、御用ニも不立、アタリ舞之事斗助吉と勤居候、夫々ニて上々と存居候、調物いたし清書又は拌借等之事斗ニ御座候間、少も御案事被成候義無御座候、助吉よりハ却て目黒連行候や甘物有之節為給候様いたし居候間、助吉主馬殿ヲ恨候程ニは恨申間敷候間、下候事不仕候、権十郎殿とも先達て下候一条示談いたし處不容易、大体ニいたし被置候様被申候、益増長いたし候ハ、無拠候得共、無左ハ下し不申間、呉々も不悪思召可被下候、宗右衛門ヘも別段申遣候処御座候得共、数通ニ相成候間不遣候間、上り候ハ、宜御伝言奉願上候、以上

四月六日

松平造酒助

② 70 (元治二年) 四月六日

松平武右衛門文書追3

一筆奉啓上候、牛兵衛様御病氣之処御養生不被為叶、御死去之趣被仰、動転仕候、奉絶言語候、就右御悔奉申上候、恐惶謹言

松平造酒助

久茂(花押)

四月六日

御父上様

尚々、御不快之趣不承候処ニて別て驚入候義ニ御座候、御仏前へ菓子ニても上申度候得共、何分此節日光御祭之為、荷物一切持候事不相成旨、公辺より被相達候ニ付、来月幸便次第と存候、為見舞人々ニ不掛仕候、今日常木源五兵衛より大棹まん中二本箱入至來、何とも氣之毒御座候、不打置早速給候処、北村別

て風味宜敷よふニ御座候、此度の御組頭初より棚下住居いたし居候故、至來や否、即給仕舞候事ニ御座候、以上

② 71 (慶応元年) 四月十一日

松平武右衛門文書
132

先月廿八日立御飛脚昨十日着、御書暮頃相達、有難奉拝見候、追々向暑之節ニ相成候得共、益御機嫌能被遊御座、恐悦之至奉存候、隨て私無事相勤居候間、乍憚御休意可被成下候、いつれも無事ニ付降心仕候様被仰下、有難仕合ニ奉存候、御地能時候ニ相成、御遠乗之御心組之処、不斗長澤之不幸何とも入恐候義御座候、朔日ニテ御忌明、其後丁度面野山花も盛り可相成候間、是非とも御一同御出可然と存居候、此方亀井堂天神藤花盛ニテ人々大入之由ニ御座候

一、竹内云々評判止ニ相成候由、至極宜敷御座候、馬鹿名取ニ相成候間、誰嘶いたし人無之為弥登候ハ、弥增候半と評判ニ御座候、乍去御他言必々御無事、八日町様杯とハ別て御無用可被成下候

一、今度弓矢多登嚙々おかしく存居候、只今より四分一ちんと出来候事ニ相成

候や、折々独笑仕居候、言葉も申遣度候得共、御広式言葉知り不申ニ付申遣ませんヨ、御供方小袴裾細ニ黒縮緬丸御羽織ニ白足袋踏込、コガウ江戸夕力とて御着、其節御草履取千住辺へ迎出候様被仰下奉畏候、三助か五人介出し可申候、五月十五日後御発輿之事、算用勘定ニテ此方より被申遣候由、此書状達候頃は御日限も知し、嚙々大支度始り可申候、察居候、扱マンチラ之事申上候御心得被下候由大慶仕候、此方能申付候ハ、宜可有之候へとも、金取りニテ出来合細工ニは困候物ニ御座候、金銀細工杯とハ被申付候処無御座候、一、先便御願申上候矢籠と可申や、早速為御登被下有難奉存候、矢と弓を入物ニ有之間敷や、雅楽様へ兵吾毎度參候間、聞糺可申候

一、私共交代之義爾今不相分、いつれも耳引待居候、先達申上候云々如何成書よふいたし候や、嚙鹿末書仕候半、御返事被仰下候処ハ、竹内之御組彼是申二付私存意一通り申上候様ニ御聞取被遊候様被仰下候得共、左様ニは無之、私御組之申聞候次第ハ、兵衛殿始御組私共より遅く被登候て、御供御免後市中御取締御用ニテ御差留ニ相成候上は、私共より後ニテ被下候道理ニ御座候

得共、段々槇右衛門・司馬杯との嘶を承候に、病身と号して四月中ニも被下候存意被述候ニ付、御組も皆下候事ニいたし義、甚済メ不申、病氣杯と一切無之風聞、兎角面白遊斗被致候、夫も矢張竹内御組之内ニ見付候人有之、然ルヲ病氣とて被下候事ハ濟義と存不申ニ付、御組親迄一通り申上候と申聞候

二付、尤と存候間、先達て密々申上候事ニ御座候、存意趣書取いたし内々權十郎殿へさし出候、書付さし出候事も、兩人之内壱人御減少ニテ御下之事ニ相成候様、風聞事旁申述候義ニ御座候

御前様御帰府ニ付、御上ケ物花紋燭五十目掛三十挺之事被遊候由、至極御宜思召と存罷在候、舍人抱地へ 大殿様御入之云々、嘸々悦候て御地走申上候半、金持故幾度被為入候ても可然候、何ニを見当隱居不仕居候者ニヤ、奇妙人ニ御座候、弘記も弥御役退書差出候由、新役儀兵衛・純藏之内誰出候者ニヤ、純藏出不申ハ安清院祖母様嘸々御口説ニ可有之と存居候、此方沙汰ニは儀兵衛申沙汰御座候、今日御飛脚立之趣ニ付、昨日之御答迄一通り御殿ニて認上候、追々暖和時節ニ相成候得共、折角御厭被遊候様奉存候、尚奉期幸便之時候、以上

四月十一日

松平造酒助

御父上様

尚々、乍憚大督寺前様御初、皆々へ宜敷奉願上候、甘物下度候得共、御飛脚此

節日光之為、駄賀取候事甚敷ニ付、来月ニ相成候ハ、下可申候、秋野親方より

糟漬一両之駄賀ニテ為登呂候由、何とも氣之毒之至ニ御座候、真鴨一羽も為登

候ハ、一両は掛け申間敷物をと独考仕居、御一笑可被下候、此度干小鰐為御登

被下候ニ付、榊原へ送候所、此頃參候て、

殿様御好之品ニ候得共壱枚も為

御登無之ニ付、さし上候と申事ニ御座候、去年為御登被下候小鰐、大抵殿様被

召上候、此度之糟漬御好之品ニも御座候、御添肴ニてもいたし差上可申と存居

候、以上

三白、此頃為御登被下候獣之皮、早速銷之助へ頼候処、誠能皮也、是ハ寒皮也

と申ニ付、誠^{玄人}クト也とて大笑いたし、長キ毛抜ラツコノコトク可致、尔今ニ

ヲヒモ有之間、此ニヲヒモ取可申との返事御座候間、毛方出来候ハ、伊勢ヲ呼付、早速為出來、さし上可申候、以上

追々暑さニ相成候得共、益 御機嫌能被遊御座、恐悦之至奉賀候、私無事ニ相勤居候間、乍憚御休意可被成下候、此節御地は如何成時季ニ御座候や、嘸御

② 72 (慶応元年) 四月十四日

松平武右衛門文書 162

造酒助之事也
ルヲ病氣とて被下候事ハ濟義と存不申ニ付、御組親迄一通り申上候と申聞候

十郎殿へさし出候、書付さし出候事も、兩人之内壱人御減少ニテ御下之事ニ相成候様、風聞事旁申述候義ニ御座候

御前様御帰府ニ付、御上ケ物花紋燭五十目掛三十挺之事被遊候由、至極御宜思召と存罷在候、舍人抱地へ 大殿様御入之云々、嘸々悦候て御地走申上候半、金持故幾度被為入候ても可然候、何ニを見当隱居不仕居候者ニヤ、奇妙人ニ御座候、弘記も弥御役退書差出候由、新役儀兵衛・純藏之内誰出候者ニヤ、純藏出不申ハ安清院祖母様嘸々御口説ニ可有之と存居候、此方沙汰ニは儀兵衛申沙汰御座候、今日御飛脚立之趣ニ付、昨日之御答迄一通り御殿ニて認上候、追々暖和時節ニ相成候得共、折角御厭被遊候様奉存候、尚奉期幸便之時候、以上

五日御発輿之義申越候、弓矢多支度も嘸々御差図向等候て御配慮可被遊候、遠察罷在候、此方ニテは尔今長防鎮静ニモ至兼候ニ付、近々 御上坂之趣、御留守中何変出候も難斗候得共、此節水戸静候間、格別之事も有之間敷、唯京都之方如何可有之や、御家之為東府中至極よく取鎮居候義ニ付、此度御供不被為蒙仰候由ニ御座候、御留守中他行留等ニ相成、嘸々一同氣を詰可申と存居候、扱御地能時節ニ相成、鯛盛りニ相成候半と思出し居候、此方冬と違天氣統不申、とかく大風吹、塵巻立、目ヲ閉歩行、家之内はザリ／＼いたし、足之踏所無之様ニ御座候、火事は先ツ出不申、至極宜敷御座候、御長屋ニ居候節は綿入壱ツ、他行之節ハ殆一ツニテ能節ニ相成候、御地ハ如何可有之やと考罷在候、別ニ用向申上候事も無御座候間、時候奉伺御機嫌候、折角々々御厭可被遊候、尚奉幸便之時候、以上

四月十四日

松平造酒助

御母上様

尚々、乍憚大督寺前様御初、皆々へ宜敷奉願上候、甘物下度候得共、御飛脚此

節日光之為、駄賀取候事甚敷ニ付、来月ニ相成候ハ、下可申候、秋野親方より

糟漬一両之駄賀ニテ為登呂候由、何とも氣之毒之至ニ御座候、真鴨一羽も為登

候ハ、一両は掛け申間敷物をと独考仕居、御一笑可被下候、此度干小鰐為御登

被下候ニ付、榊原へ送候所、此頃參候て、

殿様御好之品ニ候得共壱枚も為

御登無之ニ付、さし上候と申事ニ御座候、去年為御登被下候小鰐、大抵殿様被

召上候、此度之糟漬御好之品ニも御座候、御添肴ニてもいたし差上可申と存居

候、以上

② 73 (慶応元年) 四月廿二日

松平武右衛門文書 95

遠乗可被為在と遠察罷在候、此方ハ今日頃綿入着、單物ニテ汗流候事も有之、
兎角不同季候ニ御座候、扱大御前様弥来月十五日御発輿ニテ、御供之面々嘸々
支度無油断心掛居候半、弓矢多支度最中と遠察罷在候、近々 将軍家も長防
之為御進發、昨廿一日行軍御覽之由、市中は 御家御一手持ニ相成候、いつ
れ不落付世中、何時変出候も難斗、一日々々ト無事と暮し事目出度事と存候、
市中至て穩ニ御座候、長州者六十人余出込とも申候得共、曉といたし義無御座
候、御留守中御政事向酒井雅楽守、市中御取締酒井左衛門尉、仙台陸奥守も先
達てより御留守被仰付候様承居候、近々登可申候、格別申上候事も無御座

候間、一同無事のみ奉申上候、時候折角御厭被遊候様奉存候、尚奉期幸便之時
候、以上

四月廿二日

松平造酒助

御父上様

御母上様

尚々、大督寺前様初皆々も嘸御丈夫ニ可有御座候、子供も達者ニテ御賑々敷可
有御座候、來月便ニは荷物も持可申間、紹黒紋付地一反・茶・甘納豆・セキタ・
刷絵下可申、御注文之品御座候ハ、被仰下度候、兼て御嘶五月鎌槍十軒棚軒店美事

ニ御座候得共、三四両ニては不面白、三十両位の宜敷候得共辛抱いたしならて
無御座候、辛抱之上ニも耳目口堪忍仕居候得共、金ツカイ候事奇代御座候、十
兵衛杯と金ツカイ候とて毎度笑候、他行ことニ壹歩定敷なりと申、不思議なる
所ニ御座候、尚追々奉申上候、以上

(慶応元年) 四月廿五日

松平武右衛門文書 177

(慶応元年) 五月三日

松平武右衛門文書 176

204

尚々、皆々へも乍恐宜奉願候、最早鯛之盛りニテ嘸々御地走可有御座候、御浦
山敷事ニ御座候、此方之御地走ハ蛤無限あき申候、土鰐もあき申候、豆腐も
あき申候、食物は何とも入困て閉口罷在候、以上

松平造酒助

御父上様

松平造酒助

御母上様

松平造酒助

追々向暑之節、益御機嫌能被遊御座、恐悦之至ニ奉存候、私無事相勤居御休意
可被成下候、此頃風引候ニヤ、上昇之為ニ御座候や、鼻氣ニテ朔日より引込、
今日出勤仕候、庄内ニ居候と違、長引込不相成、今日も御用多く有之、不念伺
やら達か不相当杯と無文字若者共集、権十郎殿中ニ入申諭やら、御役と申ハ奇
代千万、誠無文字者程困事ハ無御座候、今日の御飛脚、石倉急登之事被申遣候
御飛脚ニ付、御用も有之聞敷候間、近日中寛々奉申上候得共、先ツ颶と暑氣ニ
付奉伺御機嫌候、尚奉期幸喜之時候、以上

五月三日御殿ニテ昼過認

松平造酒助

今廿五日御飛脚立ニ付奉申上候、追々暑ニ相成候得共、益御機嫌能被遊御座、
恐悦之至ニ奉存候、皆々も嘸達者居候半と存候、私初一同大丈夫罷在候間、少
も御懸念被成下間敷候、私下も弥八月ニ可相成候、將軍家の御進發も、昨

日詰所脇ヘ數馬殿・岩之助殿参り被居候て被嘶候処承候ニ、御出無之模様ニモ
御座候、兩人衆は御使番、此頃駒場ニテ數馬殿御前ニ落馬被成候ニ付、能馬
拝借いたし度とて御本家ヘネタリ、其外色々蔭ニテ聞候ニ、馬嘶第一因候模様

二御座候、九藏・藤八郎も同様と考居候

一、大時計弥よろしく御座候間、良平才領ニテ登り、下候折説下候心組仕居候
先ツ市中は御静謐、氣詰居候、昨日隼人申合他行仕候ニ、牛皮今練出来候処見、
至極むまそふ見候得共おぞろしき物ニ付、中々牛皮求懷中無之間、何卒乍恐練
方何夕何夕と申義、幸便御書付可被下候、鍋を整練可申候、先々可申上程之儀
も無御座候間、時候奉伺御機嫌候、折角々々御厭可被遊候、尚奉期幸便之時候、
以上

四月廿五日

松平造酒助

尚々、手控上候処ニ御座候得共、御殿詰中ニ付上兼候、今日志賀金三郎・丹羽
徳弥・松井季治・村上乙吉・九郎先生草賀より四ツ頃御上屋敷着、直ニ詰所ヘ
届出候、高橋金藏昨二日着仕候、此方往来道中單物ニテ難絶暑氣候氣ニ御座候、

先々折角々々御厭可被遊候、以上

一、瀬ノ皮も無滞相達候、毛拔最中ニ掛居候得共、爾今出来不申、段々被仰下候趣有難仕合奉存候

② 76 (慶応元年) 五月四日

松平武右衛門文書 168

一、醤油実之事、色々奉懸御面倒、有難存候
一、毛利大膳父子為、御誅伐、当十六日御進發之由ニ御座候、昨日は御行軍有之、御家中拝見出候者有之、扇子御馬印出候由、難筆紙尽候

先月十日之御書同廿三日ニ相達、同十八日之御書同廿七日相達、同廿三日御書五月朔日ニ相達、難有奉拝見候、益、御機嫌能被遊御座、恐悦之至ニ奉存候、私無事相勤居候間、乍憚御休意可被成下候、此頃風引二日出勤仕候

一、才料ヘ下候引出櫃無相違相達候趣被仰下、鉄炮道具等之儀一趣ニ下可申処、都合之為取残候、蠟燭行灯之横木之義被仰下、尔今相成とんと覚無之候得共、整候節組立見候處無相違有之品ニ付、其節封候者權藏ニ付呼相糺候處、今ニ相成忘候得共、西廻長持ニ入置候て毎度出し入りたし故、殊ニ寄取落し、長持之内ニ可有之と申、其外考付も無之、尤左右ニは見不申、長持着岸次第御改可被下候、麿抹仕候義何とも入恐候、此後入念可申候

一、西廻ヘ綿入下候ニ付福井・とも浦云々御含被下候處、綿ニ無之、纏紗〔纏紗〕之よふタ反物云々申聞候趣委曲被仰下、扱々三ツ子よふたおとなニハ困候

纏紗〔纏紗〕、半歳へも為見候得共読兼、何も分り不申事ニ付後便カ〔仮名振り〕被仰下度候〔仮名振り〕一、弓矢多着之日、千住迄草履取差出候様被仰下奉畏候、用意金ハ先ツ十五金も懷中外持登候ハ、可宜候、此方ニテ如何様ニも可相成候、同宿之事ハ八

月迄私之元ヘ差置候義と奉存候、林大夫近々罷登可申候間、委細談し置可申候、此方之心得ハ辛抱堪忍は専要ニ御座候、八十石与内三四人申合ニ候ハ

日々入用余慶壱人前二三歩余候由、家來召連候ハ、如何可有之や、兵吾杯と家來召連居候處、登候上ニ伝達得可申候義と存候安倍作馬ハ登候上ニ白井平次右衛門〔第二事〕ニ同宿之筈ニ御座候、勝助如何可有之や、因者ニ可有御座候、〔関甚兵衛不差置ハ相成間敷と申居候〕一、席七休息下被仰付罷下、都修行隨分上達ニ相成、其外酒も何ニもかも修行出來申候、酒は呑過、其上高慢嘶いたし、仲ケ間内不和、隼人心付之次第も有之ニ付、平林祐吉を以為申合候、上候ハ、高慢嘶ヲ御教示可被成下候

一、時計之義被仰下、弥宣、庄内ニテ掛被居候頃より相違シルク相成、〔脚取〕葉車取かへ別て宜可有之候、目覺毎度掛試居候得共止不申

一、傳吉・文治郎へせ牛駄遣候間、左様思召可被下候、外久藏江ノ島日帰土產之貝細工も傳吉ニ遣候

一、菓子大小ニツ下候間、大ハ長澤ヘ御遣可被下候、書状添可申候處ニ御座候得共遣不申ニ付、御仏前へと宜奉願上候

小之分閑口様へ何も上不申ニ付工面仕候得共、能考付不申ニ付、懷中汁粉〔少々無事勤居候印迄〕上候間、是又宜奉願上候

右之品々夫々分ケ誹候も不知、委細半歳より悦右衛門迄可申遣と存候、傳吉ヘ佩と存候得共此節ハとんと無之、代りニ錢龜注文いたし置候間、近々下可申と存居候

一、庄内ニテ色々珍事有之様ニ承候、此方御静謐、朔日如何成日ニ御座候や、朝ニ一度注進ニ付非常詰より繰出候て召捕、町御奉行へ差出候由、御家人公儀人之由、夜五ツ頃吉原より柳原へ注進ニテ繰出し、先方ニテ召捕置、内々ニテ為済候由、是も御家人〔公義人〕、其外駒形と申所へ廻り參候處騒々敷、立寄見候處、疵得死ヌ〔ノヽ〕とて首押へ居候者有之ニ付、如何いたし事や相糾候處、刀差七人程之居候處、御廻り見候て奔候と申候間歸候、一日三度右様之事奇代日ニ御座候

一、金為御登之事被仰下候得共、此度ニテ借候方可然、乍去入用之節は申上候間、其節は為御登可被成下候、委細は半歳より悦右衛門迄申遣申上候様ニ申付候、手控へ大抵ニ認候

一、御組山中源大夫去年道中より留飯〔カ〕ニテ困、兎角二月頃よりとんと廻り勤へ

も不出、弥困候趣ニ相聞ヘ、此節は平臥と申儀ニも無之候得共、暑氣掛七月末ニ相成候ハ、千万無覚束病症之由医者申趣候得共、下之事私順番之筋合と存候間、下候事見合置候処、兵衛不快ニテ罷下養生致度内意申出候ニ付、私下出来不申と決断仕候ニ付、奉願、明五日罷下候趣ニテ暇乞ニ罷越候、湯治願仕候て下候得共、湯杯とは如何可有之やと奉存候、兵衛近々下可相成様ニ御座候、其節は嘸石原急罷登可申候、何分御一手持、十六日弥 御進発之由候ヘハ、御人数相増候とも、御減少ハ出来申間敷と奉存候

② 77 (慶応元年) 五月十二日

松平武右衛門文書48

尚々、皆様へ、其外皆々へも乍憚宜奉願候、手控此頃世話敷書下兼居候間、六月ニは竹内一条ニ付御飛脚立之模様ニ付、其節も可申上候、殊ニ寄此書状遲候も難斗候、源大夫へ説候、以上

一、此頃茂右衛門より糟漬一樽為登吳、何とも氣毒之至ニ奉存候、早速蓋開見候処、道中馬ニ被付暑さニ相成候為ニヤ、糟(マツカ)候て長ク置候事不相成、君も御好之由ニ御座候間少々差上、男四郎へ万事能よふいたし差上吳候様頼候間、風味に送候

一、今日は宵節句と申日ニ相成候得共、(マツカ)ハ割木ならて無之、柏葉餅菓子屋(マツカ)ニ有之、ふと今日昼より本所鴨取御屋敷へ鉄炮力様ニ被誘引參候処、丸子より鉄炮不參、氣詰候間、柏葉餅三十五取寄給候得共無張合、乍去宵節句印祝いたし候、暮頃帰候処、明日 御風氣ニ被為在候間、御目見御延引之旨申来、爐端ニ寄ツクノヽ考候ヘハ明日端午御祝義日、庄内ニ居候ヘハ一昨日頃よりもマキヲ巻キ、そら柏葉餅杯と給候へとも、誰もまき之嘶いたし人

も無之、誠不樂、初在勤別て不自由心持いたし候

一、追々交代下も有之、取込可申、御物頭着次第源四郎・平兵衛・十右衛門・平五郎下可申、御常用詰中村百度明後六日立之由、竹内御組定敷近々之立ニ可相成候、彼是いたし内御備組登、大御前様御着、倉右衛門登、統て御備一組又登可申、あれのこれのいたし内ニは秋交代可相成候、早く八月ニ待居候、他行仕候ヘハ面白物如山、甘物望次第、誠宝之山ニも入候心ニ相成候得共、懷中と相談中店通過候、殊ニ寄朝より他行、暮頃迄飯も不給歸候事兩三度も有之、田舎者料理屋・鱠蒲焼・寿し屋へ入候事出来不申、腹をへとノヽいたし帰候、先々無際限長文不文入恐候ニ付筆留、時候奉伺御機嫌候、尚折角御厭可被遊候、尚奉期幸便之時候、以上

松平造酒助

御父上様
御母上様

五月四日夜認

只今より林大夫と同宿仕居候ハ、可宜候得共、先ツ下迄私所置候心組ニ御座候、其為ニ林大夫杯と不都合之次第難斗間、明十三日着之趣ニ付相談之上ニ定置可申候。

一、石沢も弥御供御免之事相願候趣先達てより沙汰御座候へとも、取留候事ニ無之処、弥御免被仰付候、如御察定右衛門登可申と一同嘶仕居候、若々御供被仰付候ハ、万事御頼可然候。

一、大時計も弥宣敷御座候間、良平下之節誂上可申。

一、^(求肥カ)きうひ製し方書付為御登被成下、御面倒可思召有難奉存候、鍋整近々懸可申候。

一、紋形二十枚為御登被下有難奉存候。

一、北条着領云々被仰下、其後皆々大笑仕候、十方もなき事を申候て参候者も有之物かなと、都丈ニ太キ古を語り候者も御座候、一領は百両位之由御座候、馬鹿ノヽ敷御座候。

一、干味噌を訳山被下有難奉存候。

一、竹内云々十五日頃ニ下被仰付候模様夢嘶承候、御組は其後追々立候様仕候、無左ハ市中廻りハ不及申、公辺被為對御人數相増候程之処、二十五人下候とハ甚々不首尾様ニ可相成と勘弁為少之内差留候事ニ權十郎殿と男四郎・私と内談之上仕候て出来候間、御組ハ來月倉右衛門着少前ニ立候事ニ仕候、誠ニ無字文事相成候、明日は文藏・源四郎父子・傳次兵衛兄弟・定之助杯立候とて色々混雜ニ御座候、御備組當廿六七日頃より立テ初可申と心組居候。

一、大御前様十五日御立、女御役人當十九日頃ニ着之由、追々柳原も賑々敷可相成候。

一、庄内鯛之盛りニも相成候、御浦山敷事御座候、先頃三内之地走ニ相成候、其鯛ハ猪藏・林藏ヘ西洋流免状得候ニ付、先生ヘ三歩之礼仕候趣ニ御座候、其地走始て相成、此方鯛一枚整汁いたし度、幸源四郎父子是迄色々彼は頼世話相成候故案内いたし、鯛一尾整汁申付候、相伴ニ庄右衛門參候様申遣候処參ル、源四郎抜指ニて断、残念ながら兩人へ振舞候、一尺一寸位可有之や、百五十疋分由御座候、千位知行之口ニは容易ニ入不申、御察可被下候、秋ニは下、鮭之あんかけ給候事樂ニ御座候、着候節色々地走ニは不及申、あんかけどさんはひ漬ニて可宜候、此節時^(カ)体ヲ見候てハ過分甘物給候事不相成候事。

② 78 (慶応元年) 五月廿三日

松平武右衛門文書 81

尚々、乍恐皆々へも宜敷奉願候、傳吉ヘ錢亀五ツ、源四郎ヘ謫差下候、何廉面白物と考候得共、厭絵過、何ニも無之候、涼時節ニも追々相成候間、花火煙粉訳山出候得共、万一之事有之候ても如何、且庄内にはハニ傳吉位之年之者慰いたし居候風ニも無之間相止候、水はつき近々下申度と存居候、以上

五月十二日

松平造酒助

御父上様

御母上様

尚々、乍恐皆々へも宜敷奉願候、傳吉ヘ錢亀五ツ、源四郎ヘ謫差下候、何廉面白物と考候得共、厭絵過、何ニも無之候、涼時節ニも追々相成候間、花火煙粉訳山出候得共、万一之事有之候ても如何、且庄内にはハニ傳吉位之年之者慰いたし居候風ニも無之間相止候、水はつき近々下申度と存居候、以上

常為致候積、尤此着仕居九人と御供面と都合二十五人、蚤ニテ此節一夜寢申由、嘸々憫果可申、乍去壱人事ニモ無之、百人余御備御組共不残同勤之事故、無拠事ニ御座候、自身香物賣候(ママ)て給(ママ)非常詰ニテ振候由、此節御留守中ニ付別て勤はヒトキ事ニ御座候て、五日之内一日ならて休ハ無之候、一日ハ非常詰、朝五ツ翌朝五ツ交代、直ニ御長屋ニ帰、宅非常持とて他行不出来、御出在之候へハ御供、若非常詰番之者召捕者ニテ出候へハ其詰、又柳原ヘ注進有之候へハは宅非常より遣候、翌三日目ハ廻り、朝出候節ハ七ツ過迄、昼より出候へハ夜五ツ過迄、暮頃より出候へハ夜九ツ過、夜短相成、品川ヘ杯と參候へハ八ツ過ニも歸候、翌四日ニは前日同様又廻り、二日続廻りニ相成候事ハ此頃より別て骨折相廻候様公辺より御沙汰ニテ相廻候、翌五日目ハ漸非番、翌六日前二折返し非常詰帰候、誠太儀千万勤ニ御座候、御進発弥有之、如仰下候、御留守御政事向雅樂様、市中御取締は御家御一手持、仙台ハ病氣とて登不申候、御家御人數之義被仰遣候得共、多人數相成候ても法令不整候間、矢張是迄之通ニ御座候、御備御人數ハ此頃取調二六百人余ニ御座候間、不足ハ無御座候、其外御常用詰取合セ候ハ、七百余も可有之、万一之節夫切と決居候へハ余念無御座候、是も穩御座候故、別て御人數増候心も無之候、竹内一昨日罷下候、一組下候事ニ相成候てハ公辺向如何、且一組下候事ニ相成候て惣隊響候ニ付差留候、倉右衛門ハ嘸々道中ニ可有之と察罷在候、弓矢多方交代受下候組合 大御前様御着之上勝手次第罷下候様一昨日申達候処、早速日取申立、朔日二日両日ニ出立之由御座候

一、馬之事段々被仰下候得共、縁無之求兼候、殊ニ寄鉄炮音響候も難斗皆々嘶仕候、御旗本衆鉄炮音嫌候馬多く払候由承候、岩之助殿・数馬殿御使番ニテ此度御供被致候、二軒馬皆鉄炮嫌払候、二三疋建置候払、其料ニテ漸求御供いたし由、兩人衆斗ニ無之、大勢御供之事、多分右之体ニ可有之と推察罷在候、能馬なれハ百金も出候間率來れと申候へとも不参、サスレハ都も能馬ハ無之者と被存候、御手馬月毛位馬無之候

一、市中何事無之、御殿へ隔日ニ詰、昼頃引取候へハ途中被照クタノヽ相成、昼寝いたし、物見下車力、川中ハ屋形船之中チンノヽハ不絶、彼是いたして去年八月四日登、月數計候へハ早十ヶ月目ニ相成候、後中三ヶ月ならて無之、閏五月入甚邪間物ニ御座候、百日余ニ相成候、一昨日も男四郎へ参、勘定い

たして色々話いたし帰候

一、此頃他行仕候て、女達登前被頼候打羽尋候得共、段々店々寄候内、庭御廻り候節御用ひ可宜と奉存候間求候、さし渡尺二三寸位、都ニテハ隨分相用ひ居候、鳥渡いたし節用弁、日傘代り御座候

引候へハ中より出ル 引候へハ中ニ入

傳吉・文治ヘ水はしき下可申と存居候処、ふと見当り候間二本求候、団扇四五羽尋下度、近々伊兵衛休息下いたし間、其節差上申度と心組居候先々格別申上候事も無御座候ニ付、暑氣相成候得共御障も不被為在候や、奉伺御機嫌候、折角御厭可被遊候、尚奉期幸便之時候、以上

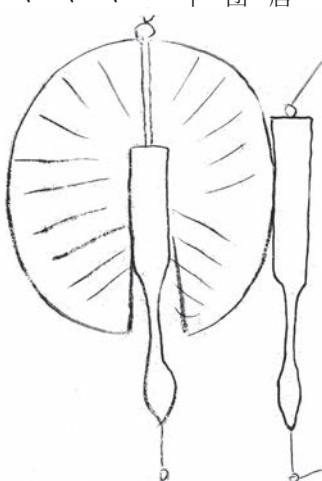
五月廿三日

松平造酒助

御母上様

尚々、干味噌・若和布被下難有奉存候、搗子供御連宮ノ下御遊參候由、嘸御保散可相成候、傳吉ハ嘸達者ニ相成可申と考も付候得共、文治ハ尔今ハイ子ならて考付不申、下候ハ、嘸々太ク相成居候半と存候、傳吉虫氣之為熱氣出候由ニ付、甘物ハ下不申候

一、御端書被仰下、里見終ニ御役願御免、矢口とて飛鳥も落候先生も隠居と相成、世中替安しきものニ御座候、里見室ヲジ、此方ニテハ下谷御(物見)見物前之跡部と申旗本の味噌用人のかゝと密通いたし、漸内済ニいたし下り、庄内居候へハ御留場刺補理ニ入、誠アフテタ、ヰ候兄弟ニ御座候、騎将大不作、竹内も着之上は御役願隠居可仕候、流石大和尚も本所一町目の弁天ノミタラせノ泥ニ落入申候、無懸ノヽと一同笑嘶と相成申候、暑折角々々御厭可被遊候、乍恐皆々さま其外へ宣御伝言奉願上候、以上



尚々、七日立之節三日と間違候由、只今相成どんと忘申候、喰間違候半と奉存候、はしりながら認、御推覽可被成下候、以上

当十五日御立見御飛脚への御書同廿二日夜相達、難有奉拝見候、如尊命追々向暑弥増候得共、益御機嫌よく被遊御座、恐悦之至ニ奉存候、私無事相勤居候間乍憚御休意可被成下候、先以十五日 大御前様弥 御發輿被遊、御同意奉恐悦候、弓矢多御供ニテ無滯出立大慶仕候、同人登被仰付候ニ付被下置候分明細被仰下、奉拝見候、道中六両懷中、其外四郎右衛門より為登御手擬金之内四両壹歩、都合二十二両三歩、貢藏を以定右衛門へ御説、私迄届候事御頼被成候処、貢藏より別紙迄被遣、慥ニ承知仕候、定右衛門着之上、員数改受取可申候、扱又金子之事何とも不申上候ニ付御案事被下、御不安堵ニ思召、貳百金為替被成下、近々石倉出立之節為替証文書状ニ封し込、御説為御登被下候由、重々難有仕合ニ奉存候、先便ニも申上候通り残金百両余も有之候間、百両は其僕仕置、先ツ御郡代より借候心組ニいたし置候得共、御答不達内為御登被下候ハ、其節其時と存、大福長者よふの心持いたし居可申候

一、弓矢多立ニ付尾閥より色々心配、何とも氣之毒之義御座候、順策云々委細被仰下、何とも氣之毒千万、私杯とも甚不遠慮いたし方吳々も謝難尽、脇さし出来為御登被下候由大慶仕候、御隠居様も不容易御心配何とも入恐候、馬之義段々被仰下、求兼候、何卒月毛代り相成候程馬求度事と心掛居候、委細ハ弓矢多より可承候

(ママ)

一、是迄井水悪敷相成候ニ付御堀セ被遊候由、今迄如何為ニ悪敷相成候や、とんど考も不付、不思義なる事ニ御座候、乍去能水堀出、至極宜敷御座候、被仰下候弓矢多部屋取コホシ、半蔵長屋御付被下候由、至極可御宜候、私も先達てより下候ハ、取り申度と胸算用仕居候、私下候迄出来居候へハ別て大慶ニ奉存候、先々今日も御旗本組 大御前様御着後ニ都合次第罷下候様申達候処、朔日二日と両日ニて立候積ニテ、御酒御吸物彼是と大取込ニ付、颶御返事奉申上候、折角々々暑氣御厭被遊候様ニと奉存候、尚奉期幸喜之時候、以上

五月廿三日

御父上様
御母上様

松平造酒助

尚々、二番立被仰付候由、道中賑々敷可有之候
殿中於詰所早筆大ナクリ 囗 都合三通認ル

松平造酒助
御父上様



当十四日之御書有難奉拝見候、益 御機嫌能被遊御暮、重畠恐悦奉存候、私節句前風邪、七日ニ押て出勤仕候事申上候ニ付、御案事被成下段々被仰下候趣、有難仕合ニ奉存候、庄内居候造酒助とは違候や、土地違江戸まへ颶引や、長風引不申、早速全快大丈夫罷成申候、竹内勤中もとんと御用ニは掛不申、鎌人形同様、居候ても居不申候とも同様ニ御座候、終ニ本所泥落申候て、此節盛り道中ニ可有之候、奇妙た人間も有之者と歎息、松寿院様御出候折毎度御口説、実不忠不幸の人と可申候、何とも入恐候義ニ御座候、石倉も急登、此節最中道中ニ可有之、此方取込ハ御長屋無之、何とも困申候、御組一番立着前日位ニ竹内組見斗立申度候得共、何分御一手持ニテ御留守中別ユルミ、番所々々増人も昨日頃より取候ヘハ、廻方尚又嚴重不仕ハ不相済、御組下候差引甚六ヶ敷、造酒助壺人ニ大泥ニ御座候、持病や風杯と何方へ飛や分不申候、何ニも無之節ハ昼夜寝杯といったし候得共、兎角人ニ被仕掛け、被起申候、段々と世話敷相成候、此三組下、三組着、百四十人余を落付ケ候ハ、ユツクリいたし可申、来月一はひ大取込ニ可有御座候、御長屋ニ帰候ヘハ車力・シヤミセンニ醉候様御座候、今より考候ヘハ忤之内程樂無之候、早く八月ニ下り鮭のあんかけ寛々給候を榮仕居候、先々御答迄奉申上候、暑サ折角御厭可被遊候、尚奉期幸喜之時候、以上

五月廿三日

② 81 (慶応元年) 五月廿九日

松平武右衛門文書 93

御飛脚立ニ付鳥渡奉申上候、追日向暑之節ニ相成候得共、益御機嫌能被遊御座、

恐悦至極ニ奉存候、私も至て大丈夫ニテ精勤罷在候間、乍恐御休意可被成下候、

先以今廿九日昼半頃

大御前様益御機嫌能被遊御着府、御同意奉恐悦候、弓

矢多も無滞御供ニテ着、迎も差出、御着後無間御殿へ出、御酒御吸物被下、直

ニ御上屋敷へ出、又々御酒御吸物被下、定右衛門へ道中弓矢多世話ニ相成礼ニ

罷越候處被留、為御登金之義も明日請取事ニ仕候、廿一日立ヘ被下置候御書達

候得共、大取込ニテとても拝見ハ不相成候、竹内御組呼、五日より立初候様申

達、大混雜御推察も不[□]成候事ニ御座候、千石被下む者ハ不容易物ニ御座候、

先々折角々々時候御厭可被遊候、尚奉期幸便之時候、以上

五月廿九日七ツ半過

松平造酒助

御母上様
御父上様

尚々、弓矢多逢、御書見兼、後刻罷帰、久振ニ逢可申と樂いたし、安藤ニテ先

ツ一はひ呑居申候、今日は大取込、大夫衆・持長・御郡代被懸仕色々心配、江戸ハ内外とも火の付候よふニセ話敷所ニ御座候、控も上ケ度候得共、御殿ニテ上ケ兼候、御推見可被成下候、以上

三白、天野一弥太も食事為致吳候様申候て半藏騒居候、昨夜より半藏客ハ林七
之由

② 82 (慶応元年) 閏五月四日

松平武右衛門文書 109

先月廿一日之御書同廿九日二相達、有難奉拝見候、如尊命追日暑氣ニ相成候得共、益御機嫌能被遊御座、恐悦之至奉賀上候、隨て私至て丈夫相勤居候間、少
も御懸念被成下間敷候、廿九日颶と無事迄申上候、日々大取込、染々も書状不

御父上様

閏五月四日床中ニテ認

松平造酒助

奉捧何とも奉恐入候、今十二三日中は蒙御免候、大御前様無御滞御着、弓矢多大丈夫ニテ着、大慶仕候、道中も無事相勤、一日位駕籠醉弱候と荒太大笑話承候、お鉢様御駕籠脇ニ付御供仕候由、毎日五度位宛白粉御附、折々能ニヲヒいたし事有之、御供面々へ御氣詰ニ付嘶いたし様被仰出候て、若衆面白話いたし、御駕籠内ニても折々御笑、若者の話御慰被成候由、

男振能者御撰ニテお鉢様御附被仰付候由、御同人様御意ニは茶踏込之者働能キと御意、茶踏込峯太之由、大笑話御座候

一、定右衛門へ御逃の二十二両三歩慥ニ受取申候、此方ハ懷中無之てハ不相済候處ニ付、弓矢多鼻紙入改候處、道中余り二両壹歩残有之間、四両余相増、六両余懷中為致置候

一、同人大草臥御座候や、唯振らノヽ仕居候、色々申合ニテ笸元ニテ不足、手丸挑灯ニ白タシキ合印杯と騒居候

一、同人同宿之義先達てより毎度被仰下、私考ヲ林大夫へ内談仕候處、只今より遣候方當人の為ニ可相成、且林大夫も都合ニモ相成候趣ニ付同宿之義相頼候、此節大交代ニテ御長屋繰大泥ニ付、林大夫・鷹之進・一弥太、倉右衛門着迄下谷御物見遣置候間、明日頃当御屋敷へ引移可申候間、其節遣可申と存候、此段申上置候

一、同人同組二十四人今四日非常詰初番ニ付、昨日迄色々為整、出番仕候、弁当ハ鉢飯入、蓋物大根漬のみ、一同振見申付候、非常詰所へ色々煮〆杯と商人參候趣ニ付、錢腰^(マモ)中申付ル、ミノ笠ニ腰ニ鉢巻金ヲ提ケ、神谷より貰置候ワランジ、ワランシ掛、用意鎗ヲ為持候て参りぬ

一、兼て順策頼置候脇さし出来、為御登被成下、有難奉存候、心通り出来大悦仕候、色々御心配被成下候段何とも入恐候、順策へ礼状も早速差出候處ニ御座候得共、大交代之為大混雜、書兼候間近々可申遣候、弓矢多登ニ付世話ニ相成候段可申遣、倉右衛門御組昨日着之処着不申、今日ハ是非着とも申、道中大込之由ニ御座候、竹内組明日より立、今日御酒御吸被下ニ付、出日ニ無之候得共^(途中カ)出仕候、外ニも色々申上候事も御座候得共、呉々も蒙御免度候、日々五月雨余中大弱ニ御座候、時候折角御厭可被遊候、尚幸便奉期時候、以上

御母上様

尚々、皆々へも乍憚宜敷奉願候、源四下候節龜逃られ不申様申付可被成下候、

傳吉へ御嘶可被成下候、おんチヤ参候て早速弓矢ヲ伊兵衛整貰、近日良平下候

節下可申、其外水ハシキ面白物斗近キニ下可申、当月末ハ美事なる燈ろふも下

可申間、力ナクいたし待居候様御嘶可被成下候、早々一寸申上候、以上

○弓矢多持參陣笠は道中ニヒシケ候由ニ付、私持參之陣笠為御用置候、幸私

二ツ持參都合相成候、以上

② 83 (慶応元年) 閏五月八日

松平武右衛門文書 113

(端裏)
〔五月廿二日御答〕

先月廿二日御書廿三日立石倉へ御説、石原當八日着、御状同九日御殿より引取

候処達居有難奉拝見候、益 御機嫌能被遊御座、恐悦之至ニ奉存候、廿一日

ニは石原へ勝手より御出、久々ニテ御面会被遊候由、嘸々私之為ニ御出被成下

候半と何とも難有仕合奉存候、着候節早速被參候て、御出被下、其上品々御恵

被下、余り御丁寧之至とて呉々札被申候、廿二日ニは大督寺御參詣御序大廻被

遊候由、御健ニテ何寄之事と大悦不斜、御昼寝杯之御勤喰御氣詰ニも可被為在、

折々御菓子差上可申候ニ御座候得共、乍思心ニも任兼仕合何とも入恐候、弓矢

多持病指長旅行之為別て御案事被遊候由御座候得共、赤肌よふニ相成居候処相

見候得共皮張居、格別困と申事ニも無之、私前ニテハ口説不申候得共、非常詰

蚤・蚊ヲ大口説之由御座候

一、廿一日御出御書御請等委細申上候処ニ御座候得共、今両三日御免可被成下
候、順策へ先ツ諷礼状のみ認遣候間、御遣可被成下候

一、此度扇子と可申や、庭御廻り之節の

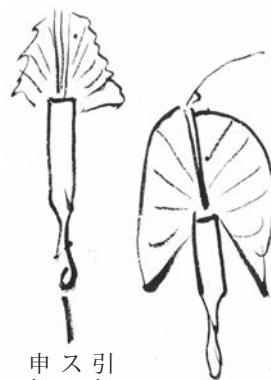
御用ニも可相成と存候間差上申候

外ニ團羽五本女達と子供ヘ
〔团扇〕
水はしき傳吉と文次・三郎小坊へ一本

宛差下候、先々暑氣伺のみ奉申上候

当二三日中ニは可奉申上候、奉期幸便候、
以上

引候へハ開申候
申候
申候へハ
スホミ
以上



引候へハ
スホミ
申候

一、權七郎・弘記家屋敷替、助九郎殿登候節被嘶を承候、竹内は如何御所置可
有之者ニヤ、因事ニ御座候

閏五月八日
松平造酒助

御父上様
御母上様

尚々、皆々へも乍憚宜敷奉願候

尚々、皆々へも乍憚宜敷奉願候

② 84 (慶応元年) 閏五月九日

松平武右衛門文書 170

一、私下月纏二相成、被仰付候刀革二差、泥障二ツ振り、柄杓一本申付候、火事帽子拵候為羅紗持登候得共、形思付無之今以不申付、何形とか御注文有之

候へは宜敷御座候間、御序被仰下度、其外何ぞ御注文御品御座候ハ、被仰下度候、先々廿二日之御答奉申上候、廿一日之御返事其後可申上候、折角暑氣

御厭可被遊候、尚奉期幸便之時候、以上

閏五月九日

松平造酒助

御父上様
御母上様

(2) 85 (慶応元年) 閏五月十四日

松平武右衛門文書 115

(端裏)
〔異筆〕
〔五月廿六日 御答〕

先月廿六日之御書有難奉拵見候、追日暑氣弥増候得共、益御機嫌能被遊御座、恐懼之至ニ奉存候、次一同も嘸丈夫可有之と大慶ニ存居候、此方私・弓矢多初一同一点の障も無之、馬丈夫御座候、廿五日石原父子御尋申上候、此方模様委細申上候、御安堵被成下候由大慶仕候、雜說色々有之、曉突留候事も無御座候

一、弓矢多指痛御案事被遊候由ニ御座候得共、此節全快仕候て少御案事被遊之

義無御座候、追々申上候筈、同宿之義林大夫申聞候義も尤ニ付、早速引移セ

候、却て当人氣樂に可有之事も御座候半、私脇ニ居候ヘハ物入等ハ無事のみ、日々御用二人々参り、広く無之御長屋、参候人も懸念いたし申述度事も半分

いたし事も有之候間、往々事却て宜義と存、庄内ニテ申合セ且思召通り仕候一、馬之事中々六ヶ敷、金出し候間為見候様申付候ても参り不申、馬は金次第

二て求候事難出来物ニ御座候

一、金子之事申上候処御心得被成下候由、若六ヶ敷節も可申上候間、其節為御

登可被下候、先ツ間ニ合セ、無抛節ハ織人ヘも兼内詰仕置候間、借り可申候

一、具足之義段々被仰下、奉畏候得共、古札之胴は容易ニ能品有之間敷候得共、若幸相應之品出候ハ、求可申、世中如何可有之物や、刀等大金出し求候者も

一、源四郎へ頬候錢亀五疋とも落シ、甚殘念之事仕候、亀紙ニテ惣身張ク工候
ヘハ能と申者有之、下候節持下可申候

一、牛皮(求肥)製御書付度々奉掛御面倒有難奉存候、先の分違候事も無之、適々嘶序ニ趣向仕候得共、諸道具整じハ不埒明杯とて日ヲ延し、此三内先ツ試練、御足輕目付參候コヒツケ候て黒牛皮拵、大笑仕候

一、源四郎下ニ付織人より龍門一斤上ケ候間、委細云々被仰下候ニ付御殿ニテ厚礼申述候

一、上田傳次兵衛上り、弓矢多無事ニテ御供仕候段厚意申吳、少御安堵ニ相成候由、必々御心配等ニハ及不申、大丈夫ニテ勤、此方着込・マンチラ無之て不弁理ニ付、私為拵度存居候間、此頃申付下地出来申候、尔今出来不申やと催促ニ御座候得共、チヤウサナク杯と出来申物ニ無之申候て居候、吳々も御懸念ニは及不申、手も至て快、若々出氣味之節医者兩人御長屋ヘ置候間、(マメ)療治養生杯とハ少も分ケ無之候、先々暑氣折角御厭可被遊候、尚奉期幸便之時候、以上

閏五月十四日

御両親様

尚々、今日は晴暑ニ御座候、庄内と違、爪・桃・めふか御望次第有之、誠東八別段之者ニ御座候、西爪出候と申事御座候得共、尔今見不申候

一、廿日頃良平下候趣ニ付

一、大時計

一、大夜着ふとん 一宛

一、大垢付綿入 三ツ

一、岐阜燈籠

注文いたし、指渡し一尺五寸
外子供七月遊之節用意手燈籠

一、豆鉄砲先達て下候事ニいたし置候間、下可申候
一、團扇如何有之や、良平尋候様積ニ御座候

右早々差下度心組仕居候、良平又七月中登候趣ニ付、其節又余慶品差下、下之
節相成丈手軽仕度候、去年登候節不都合ニテコリノヽ仕候、以上

② 86 (慶応元年) 閏五月十四日

松平武右衛門文書 63

存候、諸式高直、來年ニ相成下直可相成申世中ニも無之上は、相成丈早く御
普請可被遊よふ奉存候、建處藤八へ私存意一通り申上候様申付候、可相成私
下候節出來居候へハ宜敷御座候、用屋敷前二部屋有之も甚不面白候、日長ヰ
内御心通被仰付候様仕度義ニ御座候、今日才料立之趣ニ付、御答旁暑さ奉伺
御機嫌候、折角御厭可被遊候、尚奉期幸喜之時候、以上

閏五月十四日

松平造酒助

御父上様

松平武右衛門文書 63

② 86 (慶応元年) 閏五月十四日

松平造酒助

御母上様

松平武右衛門文書 63

(端裏)
(異筆)
「五月廿九□御答」

犬塚泉士当十三日着ニテ先月廿九日御書相達、難有奉拝見候、益御機嫌克被
遊御座、恐悦之至奉賀上候、私儀無事相勤居候間、乍恐御休意可被成下候、大
御前様御日割通御着府ニ相成、御同意奉恐悦候、弓矢多一点之障無之大丈夫ニ
て着、指痛至て快、少も御案事被遊候事杯とハ無之候、又七郎よりも委細御聞
被遊御安堵被為成候由、廿九日着、中三日休、四日番入、大難義之由ニ御座候、
一同之事ニ付私へ口説不申候得共、岡吉へ伝書被致候とて岡吉大笑いたし嘶承
候、蚊張ハ二三尺位之穴明、障子杯と紙付候處無之、蚤蟻之群のことし、廻り
八屋廻り相止夜中斗、品川廻杯と六里も有之、既ニ石原御組之初廻りニは夜明
申候由、誠ニ御太儀千万なる事ニ御座候、大身二三男ニニクマレ候て耳大熱可
相成、時々人々と嘶いたし居候、御進発御留守中油断不相成、不容易ニ御座候
候間掛居候、此節柄ニ付別て入念急速之間ニ合候様、万事出方取調いたし、政
府へ差出、十一日ニ諸向ニ相達、鉄炮兵糧両掛面々混雜仕居候

一、白井へ廿九日御参詣御序ニ御出被遊候処、二三日案外ニ快、追々快方可相

成よし安堵之義ニ御座候、此方ニても不容易不快模様承候、沙汰若キカヽノ
為のみ申事ニ御座候、石澤・白井ノ御袋・兄弟達余り不間なる事御座候、祖
母様御心中御察申居候、御序之節祖母様へも御病人方へも宜敷よぶ奉願上
候、御尋不申、吳々宜奉願候
一、弓矢多住居いたし部屋云々委細被仰下候得共、大体掛け物いたしハ可宜と奉

② 87 (慶応元年) 閏五月十五日

松平武右衛門文書 166

② 87 (慶応元年) 閏五月十五日

松平武右衛門文書 166

追々向暑之節相成候得共益御機嫌克被遊御座、恐悦之至奉賀上候、私・弓矢多
至て丈夫ニテ相勤居候間、必々少も御懸念被成下間敷、一同も嘶々丈夫可有之
と大慶仕居候、弓矢多指痛御懸念被遊、度々被仰下候、此節ハ全快仕、非常詰・
忍御供・廻等出候ても障候事も無御座候、繁勤は入察之事ニ御座候、當人より
嘶日記ニテ申上候半

一、先便度々被仰下候弓矢多是迄住居西部屋、先便思召之處段々ニ委細被仰下、至極御尤之儀と存候間、其後御答申上候筈、藤八下候節も愚考荒増申含候筈、然所猶又入目等過分ニ付御見合之事ニ被仰下、御尤之儀ニは御座候得共、此諸式高直何年過候ハ、下直ニ相成と極り無之、日々月々高直ニ可相成と存候間、却て今之内御取掛可然と考、新土蔵ニも余り近、入座敷前ニ部屋有之も鬱陶敷よふニて、御用有之人參候ても甚不宜義、如被仰小一郎も年頃相成、下候ハ、婚礼可致候間、旁此節より御取掛、長日之内ならハ別て可宜、私下候頃迄出来上り仕度候、八畳斗御次たし被下候ハ、可宜か、四畳半の分ハ先ツタ、ミ置、追て工面仕度候、弓矢多住居所は罷下候上御相談も仕度奉存候、是迄余御懸念過候、御相談却て入恐候義ニ付何卒思召次第被遊可被成下候、此段奉願上候、御遠慮過候てハ吳々奉入恐候、入費御懸念難有仕合ニ奉存候得共、無拠節ハ無拠物ニ御座候、無御遠慮様仕度候、此頃中御答申上候積ニて昨日得寸閑認、才料立ヘ書状斗誂候処、持行よふ遅り上兼候、其書狀其僕仕、明日白井弥五郎出立ニ付暑さ奉伺　御機嫌候、折角時候御厭可被遊候、尚奉期幸便之時候、以上

閏五月十五日

松平造酒助

御父上様

御母上様

尚々、弓矢多登候節閑兵衛より干味噌一箱厚意御送吳候得共、別段礼状遣不申候ニ付、何とも入恐候得共、上候折可然様礼奉願上候、白井ニて拵候味噌は火返り不申候得共、脇方より貰候分いつれもしめり申候、刃岡吉嚙御案否伺上り候半、是迄岡吉御座候や水戸^{江戸}水呑候様ニ御覽被成候や、上り候ハ、浅草掛物屋美人嘶ニても御聞被成候ハ、巧者面白御話出来可申、御部屋早々貰候様ニと奉存候、以上

(2) 88 (慶応元年) 閏五月十九日

松平武右衛門文書

103

(2) 89 (慶応元年) 閏五月十九日

松平武右衛門文書
164

今十九日飛脚立ニ付奉申上候、向暑之節益　御機嫌能被為成御座恐悦之至奉存候、私・弓矢多至て丈夫、日々精勤仕居候間、乍恐少御懸念被成下間敷候、弓矢多指痛快、只今も参候て是より非常詰ニテ神田橋參候処と申、御備之勤御太儀千万、年寄弱生之者杯と御公奉出来不申、弓矢多組合十七日夜品川と千住へ廻り、十人余宛半分大雨之為明七ツ頃帰候処、田安様焼、直ニ八代洲河岸詰、朝五ツ頃銘々御長屋へ歸、庄内ニて痛キもからきも不知大身二三男難義被察候一、此節格別之儀無之候得共、御城近辺出火之節御人数出之御定ニは相成居候得共曉不仕候ニ付、当春閑暇之折取調、老衆へ差置候処、先達阿部駿河守様焼候節、外桜田ニ付急ニ御人數出ニ相成、調候斗諸向へ被達候事ニも無之候へハ大不都合、其後早速右書付へ加筆仕候て差出、漸諸向へ被達候、是迄の火防出方杯と違、御家中ハ得道具勝手次第、尤陣笠相用候事、御足軽へは鉄

近々下候品々大体印上候

一、時計

一、ケヘル金具胴乱

一、大夜具

一、ふとん

一、垢付綿入

一、余慶着服

一、萬画十二冊

一、絵本三国妖婦伝十五冊

一、馬具余慶分下申度

為御登被下度品

一、先達て下候黒紋付、綿木羽織下道中用意ニ付七月中ニ為御登之事

一、干味噌先達て奉願、為御登被下、至極宜敷御座候間、先達風味よふニ、是

又下道中用仕度候間、七月中為御登可被成下候

一、御列卒羽織用ひ用御座候間、黒之半襟取、是ハ近便為御登可被成下候

右之通

閏五月十九日

松平造酒助

炮持十發之用意、早籠持陣笠相用、半被勝手次第、御郡代ハハノ手・二ノ手惣人數四五百人余、井樓ニて板木打候節即焚出可致事、井樓ニて板木打方是彼いたし内、十八日曉始り大不都合、得道具持候者も無之、足輕鉄炮尔今不受取大混乱、火事鎮候て御人数出候、奇妙奇代千万、持場所之備立と行列

帳認不申ハ、人々大イレニ相成、立処知者無之、無拠昨日より委細取調ニ相掛、外桜田近之固ハ塗笠・陣羽織、下ニは小具足又は甲冑着候者有之、銘々

鎗持其外鐵炮大小銃ニて備立居、庄内勢は塗笠ニ常之割羽織・小袴・常用之襦高袴、唯ノ羽織ニては不面白と存候、御列卒羽織可然と存候間、先年相用候分御座候ハ、近便ニ御登セ可被成下候、昨曉泥道之為小袴一つ惣泥ニいた

し候、八月も中八九十日□成候間、大慶仕居候、純藏へ当八月中造酒助交代と只今より被達置候事間申述、今日の御飛脚へ被遣候筈、今日は殊之外サムク、單物之上ニ綿入重候人も有之、私ハ小夜着掛居、庄内ハ如何可有御

座候や、御国と違、青物・西爪・栗等斗見ヘ不申、外大体出候より考候ヘハ七月末八月よふニ思ひ申候、下之節始末ニ掛

一、白毛アサラシ 馬ゼン 本間外衛
一、提物よぶの物
一、袴地 一反
一、同
一、フランケツト
一、秋野茂右衛門
一、神谷徳右衛門
一、白崎五右衛門
一、尾関又兵衛
一、石垣兵三郎
一、伊藤四郎右衛門
一、渡部宗右衛門
一、陶山順策
一、松平鶴翁様
一、御直ニ御受取之事
一、平安
一、松平造酒助

② 90 (慶応元年閏五月廿三日以前) 松平武右衛門文書 207

作彌より厚意尋吳候得共、兎角無申訛疎遠いたし居候、上り候ハ、宜丈夫之事御嘶可被成下候、不器量者竹林申ニ不及、弁天のトフミタラセニも落候事不成、察吳候様能々御嘶可被成下候

閏五月十九日

造酒助

付、男四郎ハ交代なしに下候事相成候模様ニ相嘶候、いつれ困事ニ御座候、別段見舞不申遣候間、御序宜奉願上候、尚期幸便候、以上

② 90 (慶応元年) 閏五月十九日

松平武右衛門文書 7

(封筒裏)
〔異筆〕
閏五月廿三日嫡子七十郎昨夜帰着、足痛ニ付専今上仕兼候トテ貰藏持參之書
状也」

我ハ酒井家勇士中村七十郎と申名不知や、東都於向島先月十五日フタヲ生捕、其外高名不知者無之、都の浮浪人共散、市中穩ニシ、君ヨリ長々大儀休息セヨトテ下りぬ、其節騎将我宅行委細無事嘶セト被ル、申ニ付、致伺公處也、乍去一盃不呑ハ決て不話／＼（図67入る）

松平造酒助

尚々、乍恐皆々へもまめの趣宜敷奉願上候、子供嘸達者ニテ御世話敷可被為在先ツ時候折角御厭可被遊候、尚奉期幸便之時候、以上

閏五月十九日

御母上様

② 造酒助書簡（造酒助江戸在勤中の國元宛）

一、白井家之病人此節如何可有之や、甚被案事候、とても八月登六ヶ敷模様ニ

尚々、乍恐皆々へもまめの趣宜敷奉願上候、子供嘸達者ニテ御世話敷可被為在

(2) 造酒助書簡 (造酒助江戸在勤中の国元宛)

当七日同十一日之御書同廿三日二相達、道中雨ニテ所々洪水、御状御用状とも不残濡カフケ、漸不切様相開難有奉拝見候、追日向暑之節益 御機嫌能被遊御座、恐悦至極ニ奉恐賀候、隨て私初弓矢多大丈夫御奉公申上居候間、必々御懸念被成下間敷候、大御前様御着、弓矢多之義段々被仰下、如尊命諸事万事見不申事のみ有之、与内受取、証文より万事行間候模様ニ御座候、私世話焼候へハ夫丈覚不申ニ付不構置候、此頃は巧者ニ相成候や、与内代金受取候杯と先頃ハ一両ニ当百三貫文余為見ニ参候、昨日も来月分与内二人分代金一両一步、当百持參、米之外暮し料之分ニ相成候、此節長者よふニ御座候、道中用ひ余り三両程有之、為御登同人へ被下金四両余有之候間、不残懷中為致居候、今不足預ケ置候ては下候迄不足ニテ存居可申候間、七両程預ケ置候得共、東西不知處故茶屋へ寄候ても汁粉餅位ならて尔今給不申由、段々巧者ニ相成、隨て入費増物ニ御座候、私下候節雜用一ヶ月一両位ニ仕置候ハ、少の物好等出来可申、其余は隼人へ詫置可申心組いたし居候、手前下前少宛為登候ハ、余人より大違能暮しも出来可申候得共、同宿も有之者ニテ自分斗甘物給候事出来不申、大身ニ三男之能修行ニ御座候

一、仙台侯登り之云々は被仰下候通病氣とて不被登候得共、先月五日より日々人数為登、陸奥守様も近々上着之由、下通大小名追々上着之由ニ御座候、竹内も無滞着仕候由、石原被登候ニ付只今より御用讓り申度心組ニ御座候得共、此節御國御人数之義掛居、染々面会も不仕候、服部と八月是非交代ニ可相成、既ニ此頃内達有之候筈ニ候得共、殊ニ寄交代なしニ下候事可相成か候、七月ニ不相成ハ弥之事相分申間敷、私の考ニ御座候間、世間ニは嘶不相成候、若々純藏上り候ハ、八月朔日頃よりも御組立候様いたし貰度旨御嘶置可被成下候

一、馬之事委細被仰下候奉畏候、能馬ニ御座候ヘハ七十百も出候息込ニ御座候得共、東都思しよりせマキ物ニ御座候、百疋余も見候得共是と思候馬無之候、幸ニ参候ハ、是非とも求可申候得共、物見聞驚、念之上ニも入念候ハ、定敷求と申事も相成間敷候、弓矢多も参候ニ付栗毛両三度乗候て嚙申上候半、下候節迄も是迄通りならハ尚可申上候得共、私寄外有之間敷と相談いたし居候

右は二階付畠縁ニ階子付、階子下小戸子ニは色々菓子甘物入被置候様、造酒助氣之詰候節開尋候様よふ御拵可被成下候、甘物無之御隠居様ニテハ不面白候、多膳隠居之よふニ金ヲタメ不被成、甘物御タメ可被成下候、遠乗ニテモ御出被遊候、御留守中ニは二階ニ上り大ノ字ナリニ相成、昼寝ながら御貯の甘物盜食、嚙面白可有之と、随分御部屋建候事樂ニ御座候、半蔵と内々話いたし悦び居候、是又早々御工面可然候



一、順策ヘ夫々御心配之段々御相談被下、如被仰下候、私初弓矢多一方不成世話相成、何とも氣之毒千万、万礼難尽候、廿二日白木屋へ参り、袴一反壱両二歩程ニテ順策と見込求候、私下候節持参仕度、其外提緒一組添候ハ、可然か奉存候、只今よりハ目出度帰國之上と心組居候へども、尚思召御座候ハ、否被仰下度、被仰下次第整候品ニ付指下候ても宜敷御座候、何分在勤万一之事有之ても御長屋構候事不相成候間、七反程近便ニ差下度心組罷在候、尚思召被仰下度候

一、井水之義も委曲被仰下、留守中色々御心配有之、御隠居様も中々御繁用よふニ奉存上候、夫々御世話有之故能水も出、一同大慶ニ奉存候、何力御称譽、上不申ハ相成間敷奉存候

一、弓矢多部屋事先便ニモ度々申上候筈、此度積り書とも委曲被仰下奉拝見候、四畳半相々ミカ先ツ其假か、八畳之間斗ハ半蔵へ被下候事ニ仕度候、藤八へも附所相嘶、颯と団面為持候筈、十両ニテモ余ニテモ、相成丈早く、短日不相成内被仰付候様仕度奉存候、弓矢多住居所私考も御座候間、下候上ニ御取究可被成下候

御住居之東部屋之義段々御考之義被仰下、静之方御住所可宣候間、御心通り可被遊候、是迄部分御手付被成候ては何ニモ不相成候間、此迄屋へ御手付被成候ては何ニモ不相成候間、御工面之處御見流被遊候て、八畳位ニ二階ニテモ御附奇麗御建、一つハ御楽ニも可相成候間、御工面上ニ御建可被遊候、諸式高直とハ乍申、米直段とクラヘ候ヘハ是迄同様と奉存候、百両余ニ無之てハ奇麗出来申間敷候間、是又御団面御引、藤八・与助ヘ御申付可然候

当御屋敷御殿御居間之二階階子、時々遊ニ参り見候、いつれ二段ニ無之ては面白、新土蔵ノ階子、下候ハ、直シ申度、近々吉原階子見候事□可有之、委細ハ下候上と存候、尚又工面仕度候、八月も中七十日程相成、無間拝顔之上ニと申残候

一、赤金落シ壱ツのよふニ被仰下候得共、格別高直ニ無之ハニツモ持下可申候、蠅燭行燈も持下候事奉畏候、先ニ上候分小振ニテ不面白、此頃他行仕候廻大振り見當り間整可申候（横木長持ニ入有之由大龜抹仕候）

一、長持之内色々整候雜物へ机も入候筈、引出ニも渡し等有之筈、不残取、机斗中根伊三郎へ御遣シ可被成下候、長持も伊三郎分御座候、是又同様御遣可被成下候、諸品ハ入不申候間唯机ト長持斗之事御座候、最早一組一同と唯下嘶斗有之、私笛屋通り清川下り之心組仕居候、八月中ニは鮭浜焼如何可有之やと考居候、先々暑さ折角御厭可被遊候様奉存候、尚奉期後喜之時候、以上閏五月廿四日

松平造酒助

御父上様

尚々、男四郎より甘物と茶上吳候様申遣候間、此度御便へ上候、尤同人手紙一趣封し、懸御目候、以上

② 93 （慶応元年）閏五月廿八日

松平武右衛門文書 143

一筆奉啓上候、甚暑之節御座候得共、益御機嫌能被遊御座、恐悦至極奉存候、右は就暑中為可奉伺 御機嫌奉捧愚札候、折角暑氣可被遊御厭候、猶奉期後便之時候、恐惶謹言

閏五月廿八日

松平造酒助

久茂（花押）

御父上様
御母上様

參人々御中

② 造酒助書簡（造酒助江戸在勤中の国元宛）

〔カスチラ〕
加須提糸一箱献上仕候、御風味可被成下候、以上

申残候

② 94 （慶応元年）六月十一日

松平武右衛門文書 90

当春為登ニ相成候獺之皮、鎬之助より長毛抜貰ひ、伊勢屋申付、前輪後輪ニ掛候廻、一ヶ所宛は縫出来、黒毛ニ相成至極面白、人々ニネラワレ候間、早速上可申と存候内遅々ニ相成、当十四日頃御徒ニ下者有之候趣ニ付誂差下候可申、左様思召可被成下候

一、先便ニ申上候外衛へ土産之心組ニテ、白毛アサラシ馬轄ニいたして至て珍敷趣申ニ付、只今為拵置、尔今出来不申、銚付美事ニ模様仕候様申含置候、是ハニツニテ可然と存候得共、尚下候上ニ御相談之上思召可有之、泥障・緒・綿打二組・刀革二組是又申付出来、下候節馬具櫃入と心組居候、四郎右衛門への堤物は盾皮と黒羅紗合セ、大きんちやく只今申付置、尔今出来不申、其内へ色々珍物六品入、きんちやくと都合七品積ニ御座候、五右衛門へは道中又は船中用茶器、良之助へは軍中胴乱位と取極置候、又兵衛へハフランケツト二枚統一枚（代金三兩位之由）ニテ可然、御両親様と福井・とも浦分持下候内面白品御取被下候寄外無之候間、別ニ心配不仕候、宮田へ去々年参候節大座敷へ掛候懸物求度趣申聞候内ニ大体之懸物所持之内ニ為取候分有之間敷と奉存候、尚御考可被成下候、徳右衛門へフランケツト可然や、茂右衛門へハ如何と半藏と大泥ミ御座候、順策・宗右衛門・貫藏等へハ考付可有之、既ニ袴地ニ反先便差下候筈、下候上ニ添物等いたし心組ニ御座候、宗右衛門へハ万端礼ニ付品物過不足ニは及申間敷と奉存候、尚後日有之考可申候得共、思召之程可被仰下候

六月十一日

造酒助

② 95 （慶応元年）六月十二日

松平武右衛門文書 122

閏五月廿五日立へ御書当月九日着相達、同廿八日立へ之御書七日達、当月三日立へ之御書昨十日御飛脚着、昨朝相達、いつれも難有奉拝見候、甚暑之節益御尚々、暑中為御見舞何かソ指上度、能考付も無御座候得共、遠月堂へ申付

機嫌能被遊御座候趣、段々委細被仰下、大悦仕居候、私初弓矢多大丈夫一点之障無御座御奉公申上居候間、乍恐必々御懸念被成下間敷候、弓矢多指病此節全快ニ御座候間、少も御案事被成間敷、勤向も万事事々取極格別掛念之義無之、唯廻り・詰・御供之勤ニテ繁務と申斗、市中穩ニ相成候ハハ案事候程義ハ無御座候、扱山本權藏儀先月廿三日帰着、御尋申上候ニ付御逢相成、此方模様も同人申上候由、玉簾と申茶、小箱入れ差上候由、道中云々委細申上候、白井専吉病死之由、幸着後ニ組合は不及申、当人□□之仕合と奉存候、貫藏上候云々被仰付、足痛格別之義無御座候や、上候手紙之義ハ七十郎參候て逢呉候様申ニ付逢候處大醉、段々申聞候趣意ハ、親時々上り隠居様之御世話ニ相成、難御礼尽奉存候、就右は私御礼旁御勝手より罷上り度と存候得共、是迄罷出候事も無御座候間、甚思止と申ニ付、少遠慮不及と申候へとも、何分醉候て無際限、上候ハ能のみ申聞候間、必々無遠慮勝手より参呉、隠居へ我無事嘶いたし呉候様申聞候處、左様ならハ御手紙被下度と申ニ付例楽書仕候、上り候節酒ヲ一杯御出可被下と申事認上候、其後喫早速伺出、当人手紙を見候て肝ヲ潰し候半、

酒大好物之由ニ御座候、鳥渡見候處ハ馬鹿よふ御座候得共、中々馬鹿ニは無御座候、世中色々人も有之者と存居候、舞鶴と申茶小箱入差上候由

一、先月十四日天氣も能候て久々とて三郎兵衛様所へ徙、浮雜喉之御地走ニ席七御召連御保散被遊候由、嘸々御慰ニも相成候半と御浦山敷存居候、当所雜喉ハ春よふニ覺居候、全覺違居候、風味ハ如何成者御座候や、時節より考候ハ余り能風味ニも有之間敷と奉存候、同日竹内先生も御片付相済、御知行へ疵付不申、セメテ之義と奉存候、權七郎ハ廿二日ニ元家へ引移り、里見ハ大宝寺抱屋敷へ引移、諸道具無之手輕(カ)可有之候、弟妹六七人此子宝は何寄残物、被仰下候通萬一之節一番鎗之心掛ニも可有之や、愚眼より杯見へ不申候

处ニ御座候

一、藤八下候節申上候御住居所、弓矢多部屋半藏長屋へ西部屋次建候云々委細被仰付奉畏候、先ツ御取掛可相成候、東部屋次、孝の置候處へとも浦被住候様被成候上ニ、西部屋半藏長屋へ御付被下、其上段々御普請ならて有之間敷、何分百二十里隔居候義ニ付時々御相談相成候ても間違、又は藤八聞違杯と二て万一千彼是不都合杯と出来仕候ても如何ニ付、とも浦御置被成候處ハ只今より御掛被成候者ニも何分御心通被成下度、八月末ニも罷下り御相談可仕候、

與助積書等此方ニて見候ても空々ニ御座候間、思召通御掛可被成下候、私下上ニて宜敷所、下候上ニ可被成下候

一、先月十八日安藤昨夜歸着いたしとて御尋申上、委細此方模様御聞御安堵可被成下候由、伊兵衛是又只今參着とて野服之便ニテ御尋申上、是又此表様子逐一申上候由、此伊兵衛程私へ參候者無之、又私も軒隣ニテ夜々日々逢、万事万端世話ニ相成候、注文等父子へ斗相掛居候、礼難尽候、私下候頃ハ登り可申、道中ニテ鳥渡逢候位ニや、同シ道ニ可相成や

一、廿八日御書、土用入候得共庄内單物凌能居候と被仰下、余りノヽ不時候ニ御座候(ヘ)此方も同様、男四郎兎角綿入着し笑居候

一、下屋敷掃除出来候趣藤八申上候ニ付久々ニテ御出被遊、御帰り桃屋へ御立寄、釜一つ御求被遊候由、御隠居様ならてならぬ御慰ニ御座候、○○同夜は大雨、単物ニテチト冷キ方ニ相成候由、土用中余り不時候よふ御座候、扱庄内より申越候は東南之方星如図出候趣、御覽被遊候事や

一、弥五郎当廿八日着ニテ書状御届申上候由、林七廿八日歸着、同廿九日色々諂候品共差上候由

一、暑中為御伺両御構へ御出被遊候序ニ權七郎・純藏へ御出被成候由、如被仰下支度油断相成間敷、当月末迄交代登りと下可被仰付候、とても此方ニテ交代ハ不相成候、分ケハ御長屋不足ニテ道中ニテ交代之事ニ取調置候、純藏御組は八月朔日二日より段々立初、私御組は十一日より下始メ候事ニ夫々都合いたし置候得共、尔今不被仰付候内申遣候事も如何と差控居候、近々御備登方之義も同役衆へ申遣候序ニ純藏へも内々此方都合可申遣候方權十郎殿と相談いたし居候

一、栗毛の手段々被仰下奉畏候、とても用馬ニは不相成、能馬有之候ハ、取替申度存居候得共、尔今氣ニ合候馬も無之、此頃仙臺産とて能馬有之趣御座候得共、南部と違不面白よふニ考居候、とても求兼候節ハ栗毛払候て下可申やと存候

一、久持長も早速全快、当月月番も勤居候由珍重之事ニ御座候、男四郎五一交代不被登やと案事居候處、月番勤候と申越候とて大悦ひニ御座候、清兵衛も困タ病氣ニ御座候、全快千万無覚束よふニ沙汰仕候

② 造酒助書簡 (造酒助江戸在勤中の国元宛)

一、此御書へも部屋之義被仰下、弓矢多住居候部屋四畳半と板敷、住申度とも浦望ニ付、是迄孝の居候處より廊下続ニ被成ならて無之との御考至極御宜敷可有之、物入は無拠事と奉存候、半藏下候上と被仰付候得共、私考なれば格別大普請と申事ニも無之候へハ何卒私下候迄大体出来仕候様仕度、福井・傳吉子共一同奥次之間へ移し、とも浦を東部屋へ移候て、西部屋八畳四畳半等取ホコシ、尤柱等不足ニ可相成候筈、夫等只今より御掛、下拵出来候処ニてとも浦を移候て御掛初候ハ、可宜、四畳半孫次郎と与助掛候処ニ御座候、余人より宣敷可有之、私下候上ニては九月ニ相成り不申ハ取掛候事相成間敷、閏月有之、夫頃ニ相成候ハ、日も短、荒勝ニも可相成、却て只今柱等之品々以団面先ニ拵、不残出来候処ニて西部屋取ホコシ、東部屋ニ^{ツキ}次タシ、其次ニハ半藏長屋へ八畳次候事ニ相成候ハ、可然候、物入々々と申候てもどても間ニ合セ出来不申ニ付、却て只今長日之内御掛被成候て可宜、諸式高直ハ日々相増候間、来年ニ相成候ハ、下直杯と申事決て無之、半藏長屋へ次タシ之事藤八へ嘶いたし筈、廊下続ニ無之ハ不宜候間少ナリとも廊下ニテ御統可被下候、私考付外無御座候、弓矢多部屋等之義ハ下候上之事ニ元より存居候、物入借金等は随分困事と存候得共、無拠入用ハ無遠慮方可然候

一、登候節羅紗持參、夫ニテ火事帽子拵候様被仰付候得共、如何形ニテ拵候方可然と甚泥候間尚又申上候処、此節模様御聞被遊、陣羽織尤刀かつき無之分と被仰付奉畏候、私初マヌケ者火事装束不残持登候、誠ニ不用至極、八代洲河岸へ二度迄出候得共一同廻り同様と申事ニ相成候、火事装束用意大不用ニ御座候

一、土産物御相談申上候処段々被仰付、在勤之一心配ニ御座候、此後登ニは断申候ならて無之、金ノ入用より却て何品と考、訛山ニ相成候、外衛・四郎右衛門・五右衛門・順策・宗右衛門・又兵衛分ハ大体定申候、其外茂右衛門・徳右衛門・兵三郎本末のみ御座候、此後ハ是非断申度コリノ、いたし候無限長文ニ相成、此節柄ヘタノ長文紙ツイヤシニ付先ツ相止、奉伺御機嫌候、暑氣折角可被遊御厭候、尚奉期幸便候、以上

六月十二日

松平造酒助

御父上様
御母上様

今廿五日御飛脚立有之趣ニ付久々不^(マ)奉伺御機嫌候、残暑之節益御機嫌能被遊御座、恐悦之至ニ奉存候、隨て私初、弓矢多一点之障も無之、大汗相成精勤仕居候間、少も御懸念被成下間敷奉存候、東都時季は甚不同ニ御座候、一昨夜四ツ過杯とハ日光山より大雷來、柳原御屋敷よりさし渡二丁位隔候横山町馬場落、昨日も鬱陶敷天氣、今朝雨、只今御殿詰難堪暑サ、手控も上候処ニ御座候得共、今日御便より明後十七日立は早く着可仕と存候間、其節差上可申候、先々暑サ御伺のみ一通り奉申上候、尚奉期幸便之時候、以上

六月廿五日

松平造酒助

御父上様

尚々、何廉さし上候処ニ御座候得共、下も無間義ニ付差下不申間、不悪思召可被下候、一同へも乍恐宜御願候、以上

尚々、下頃合は八月中旬十三日頃ニ罷下申度、権十郎殿へも内話いたし居候、何分御便遠着、純藏被仰付候事尔今相分り不申、いつれ近キニ着も可有之と存候、委細近便ニ可申候、今日より十三日迄指折候へハ四十四日位ならて無之、大榮いたし居候、以上

【参考9】(慶應元年七月十一日) 服部純藏交代登達書 松平武右衛門文書 208-2

服部純藏儀、当八月中一組召連其許へ交代罷登候様被 仰付候ニ付、上着致候は其元並一組之面々とも交代罷下候様被 仰付候

松平造酒助

208-2

先月廿三日、同廿五日御認之御書當十日二相達、有難奉拝見候、益御機嫌能被為在候趣委細被仰下、恐懼之至、奉大賀候、隨て私始、弓矢多其外家來共迄一
点之隙も無之暮居候間、乍恐御休意可被成下候

一、弓矢多云々委曲被仰下奉畏候、万事林大夫へ任置候、此頃も夏袴一求度旨申聞候ニ付、一弥太相頼候様挨拶仕候仕合、相成丈私の同宿と一趣ニ相成居候様之仕形仕居候

一、馬之事段々被仰下、是非とも求度と色々心掛候得共とても無之、為見馬見

候ヘハいつも宣よふに見へ申候得共、誠可驚甚敷物ニ御座候、先達て申上
候柄栗毛七十両ニ付候得共譲り不申候、其後 上ニテ思召ニ叶、河津へ權十郎殿無心被參候處、右京亮様へ遣候趣、一同殘念と存候處、此頃承候ヘハ甚
物見候馬、右京様ニテ大困之由、此造酒助七十両唯ウタリ候處大仕合、此方
にて源五兵衛様とも大シロト、先ツ相止申候ならて無之、下候上ニ御相談物
ニ御座候

一、蠟燭行燈之義奉畏候

一、傳吉物好ニテ虎皮胴乱之義被仰下、奉畏候得共、虎皮大不足ニテ、去年上
着之節より穿鑿、漸少々求候、其切レニテキンチヤク為拵置候間、夫ニテ間
ニ合セ申度、実ハ四郎右衛門土産之積いたし置候、別品可仕候

御父上様
御母上様

参人々御中

一、抱地御入重箱之義被仰下、半藏へ委細申付候
一、中村七十郎義、親も罷り候間、私も御家へ御心安しく仕度と申義御座候
一、良平無難ニテ廿日ニ野服之罷上り、此方模様委細申上候由、か須天良損
候趣被仰下、残念事仕候、全長雨之為ニ可有之と奉存候

尚々、是迄先ツ無難万事無滞相勤來、大慶不斜奉存候、先便ニモ申上候通
御屋敷内御長屋不足之處へ又々定府被仰付候者追々有之ニ付、上着之上交
代はとても出来不申ニ付、即權十郎殿へ別席ニテ委細申述、私御組は八月
十一・十二・十三日と相立、私ハ十四日ニ相立申度旨申述候處、夫通ニと被申ニ
付、今日御飛脚へ委曲純藏へも右之段申遣候、此度嫡子二三男為御知ニ相成置
候共長屋無之、只今最中御普請御座候處、又々御人數増ニ相成、又々二十五人
被置候御長屋出来不申ハ登候ても何とも仕方有之間敷ニ付、又々早々御普請之
事不申立ハ相成不申と考居候仕合、陣中同様も中々六ヶ敷事ニ御座候、日々費
千金、乍去大坂へ在陣罷在よりハ千万倍世話と日々雜話仕居候、御家は仕合と
可申候、以上

弥下も被仰付候ニ付、御組ハ十一・十二・十三日と相立、私ハ十四五日両日之内
勝手次第二罷下候積ニ御座候、色々心配ニ御座候、道中へ出不申候へハ始末ハ
出来申間敷と奉存候、先々此頃御返事のみ奉申上候、残暑折角御厭可被遊候様
ニと奉存候、尚奉期後喜之時候、以上

七月十三日
御父上様

松平造酒助

(2) 98 (慶応元年) 七月十三日

松平武右衛門文書 135-1

一筆奉啓上候、一昨十一日於御用所、服部純藏当八月中一組召連其許へ交代罷
登候様被 仰付ニ付、上着致候は其元并一組之面々共交代罷下候様ニと被
仰付、難有仕合奉存候、右為可申上呈愚札候、恐惶謹言

七月十三日

松平造酒助

久茂(花押)

220

② 99 (慶応元年) 七月廿日

松平武右衛門文書 140

明廿一日前森龍治家内為迎罷下候ニ付奉申上候、残暑之節益御機嫌能被遊御座、恐悦之至奉存候、私初弓矢多家來共迄無事罷在候間、必々御懸念被成下間敷候、今度交代下も被仰付、來月十四日ニ罷下候事ニ取極候、道筋は今度ハ小坂通と心組仕居候、多田良平近々登可申間、尚又相談之上取極申度と存罷在候、心世話敷様ニ覺候、土產物は大泥ニ御座候、懷中と相談別て差間申候

一、登候節具足櫃足付ニテ参、其外人足十三人、今度下ニても減少不相成、

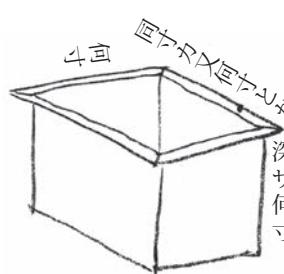
原屋ヘ申付三人足付ニ仕候様半蔵ヘ申付候、忠惠も下候事ニ男四ヘ相頼仕候得共、一趣連候事人足之為不相成、十三日ニ庄右衛門・元吉・六右衛門・

庄助と四人立候ニ付、夫ヘ相頼下候事ニ仕候、御組は十一・十二・十三・私

ハ十四日、源四郎十五日、男四郎は一六日、御備組・兵吾杯とハ十七・十八日と両日立、十九日多門相定候、道中嚙大混雜ニ可有之と被考候、私着ハ

八月廿六日、其頃ニ相成候ハ、鮭・小鳥等は如何可

有御座候や甚楽ニ御座候



② 100 (慶応元年) 七月廿五日

松平武右衛門文書 165

七月廿日

御父上様

尚々、乍恐皆々へも宜敷奉願上候、外例無文字手控御笑艸ニ差上候、以上

一、革山製三尺_(三九)寸ヤケエール

一、丸子製二尺五寸ヤケエール

一、同製二尺馬上炮

但丸子より至来いたし候分

当廿二日下候と被仰付候ニ付伊三郎呼、不用鉄炮詰合頬、不残はつし、油紙ニテ包、廿四日ニ見候処小道具分不残鑄出居、火焼白ク相成、無慙ノヽと頭を搔候得共無拋フタノ油塗付、又如元包申候、相達次第早速伊兵衛ヘ鉄炮達候間參吳候様被仰遣被下候ハ、三内よりも委細申遣候筈ニ付、御鉄炮師萬治召連上り可申候間、為御見被下、其上油付、台ニシハメ置吳候様御頬可被下候、色皆落候ニ付下候上ニ夫々色付相頼申度と存候

一、切棒駕籠余り高直ニ付向ひ兼候、尚罷下候上可申上候

一、馬は可忍者ニテ、庄内馬乗杯ととても目利杯とハ不存寄物ニ御座候、月

毛杯と價千金とも可申名馬と都ニ登初て覚申、祖父様御嘶とて為見馬油断の不相成者と時々御話ニ御座候、御尤千万、馬乗名人も居候者ニテ十日位之処

造酒助

七月廿五日

(中欠カ)

御父上様

拵直候事妙奇代御座候、先日は既ニ七十両泥海ニ投捨候處運能、却て六十五両ニテ右京亮様大殿より直ニ川津ヘ御無心、四五日過物見馬ニ相成、其外ニ鹿毛馬ニテ老疋参り、隼人ニ被進候得共角六ヶ敷模様有之、弓矢多為乗見候へとも氣叶不申ニ付為止候処大曲馬、源五兵衛杯と覚居候馬之由、私も下近候と申故、彼是能馬求度と存候得共先_(カ)他所、源五兵衛杯と大素人、其上ニも馬食氣有之、能馬なれハ大金出候ても不苦候得共、曲馬しらなひふりいたし捆せられ候てハ困候間、為見馬断候、可恐ノヽノヽ、先々格別申上候事も無之、何事も下候上ニと申残候、残暑折角御厭可被遊候、尚奉期後喜候、以上

松平造酒助

三白、箱之内ニケヘエルノカルカ壱本、当春下候節取落候ニ付此度下申候、外

舶艦釘二振り詰合(ニカ)□入申候、鉄炮革袋等入申候

② 102 (慶応元年) 八月十一日

松平武右衛門文書 151

② 101 (慶応元年) 八月九日

松平武右衛門文書 94

② 造酒助書簡 (造酒助江戸在勤中の国元宛)

明十日中世古仲蔵出立ニ付奉申上候、追日秋冷相催候得共益、御機嫌能被遊御座、恐悦之至ニ奉存候、此表私初弓矢多家来共迄大丈夫相勤居候間御休意被成下度候、今度罷下候ニ付日々大取込、染々書状差上兼候、御組無滞相勤、七日御酒・御吸物被下置、皆勤九人有之、外組は是迄両三人ならて無之處九人迄有

之、御提緒一組宛被下置、稽古御称誉五人有之、兵介色々申立、三人御扶持方

被召出、源大夫病氣下のみ、今日久藏御供小性被仰付、支度不残相済候処ニて

内々大困之由御座候、先ツ一組勤も相立大慶仕候、私弥十四日立候積ニテ昼夜相勵居候、登候節と違自身勵御座候、今晚ハ弓矢多同宿不残呼、看汁いたし積ニ御座候、心中大取込、委細ハ下候上ニと早々申上候、時候折角御厭可被遊候、

尚奉期幸喜候、以上

八月九日

御両親様

尚々今日御殿詰番ニテ色々御用有之、別て龜々奉申上候、只今半藏五組重箱七両余を六両何分とかと為引て混雜中ニ申出、其内ニは中恵働荒粉菓子入ソラノヽヽ杯とて世話敷、其内人々ニしかけられ、嫡子之御考折々歎息いたし、今朝杯とは權殿へ御称譽一条ニテ大勢ヒニテ五ツ半頃参候処、御老中へ出候と申ニ付兵殿へ参り存寄申述、早速申上ニ相成出ル、權殿帰、申訳杯と何杯是杯と、早々下休息いたし度心願祈居候、以上

松平造酒助

以上

尚々、家來とも大取込(カ)之処三内御用状為持遣、尤内へも遣候趣ニ付何分ニもと御為頼候、以上

八月十一日

松平造酒助

尚々、權十郎殿家内は清川ニテ滞留可有之と良平申ニ付、六尺もアテニ不仕候、

以上

三白、權藏・重藏始十一日大勢出立ニ付、其節委細可申上候、只今廿五日立御飛脚着候得共尔今書状達不申候、追々可申上候、只今丸子來り、御隠居様御菓子、傳吉さまへコマ巾着・艸紙色々持參、与一右衛門來り菓子杯と持參、世話敷事ニ御座候、下候て緩々可申候、兵吾杯とハ廿日出立仕候、十兵衛ハ廿一日出立仕候、毎日よふ立候

③ 造酒助書簡（慶應元年二年 江戸在勤中の弓矢多宛）

③-1 （慶應元年）九月七日

松平武右衛門文書 19

追日冷氣相増候得共弥御安全御勤珍重存候、先以此方
為入、御同意奉恐悦候、扱我等義道中無滯、日割通廿七日万事都合能着、大慶
いたし候、申進候迄無之候得共、御勤全一二御心掛可被成候、今以取込ニ付先
ツ颯無事ニて着のみ申進候、尚落付候上委細可申遣候、折角寒ママサ御厭可被成候、
期幸便候、以上

九月七日

弓矢多様

尚々、尔今大道樂ニテ榎原ヘ書状遣兼居候間、若被參候ハ、宜敷道樂之趣御嘶
可被下候、最早隙ニモ可相成候間、吳々能御嘶入頬候、林大夫・一弥太ヘも宜
早々、以上

造酒助

無之、いつれ医者の考も有候半、其上可申付
と御返事被遊候、昨夜中郁參候故、段々模様

聞候、先以其話有り、今朝今平かゝコロリニ
御座りまし、御水薬被下中恵よりアヘンノ水薬
ニ無之ハコロリハ不埒明とか聞居候半とて參候へ
とも、コロリハ病人見不申内ハ薬呉候事不相
成、様子ハ如何と聞候処、ケ様々申を聞ハハ
フサキノ病氣模様ニ付、ネリ薬ヲ呉候趣話ニ



松平武右衛門文書 32

③-2 （慶應元年）九月十四日

〔封筒〕
「松平弓矢多様 同造酒助」

③ 造酒助書簡（江戸在勤中の弓矢多宛）

今平代嘉助遣候故、鳥渡申進候、先ツ 御とゝ様弥御機嫌能御同意大慶奉存
候、此方御かゝ様御初一同無事、掛念被致問敷候、扱ネクタナカラ今平話書候、
十二日暮頃ニ季四郎様御出、今平かゝ大病之模様也、藥為呑不申や杯との大世
話也、とんと知不申事故、悦右衛門かゝ呼候て聞ニ、此頃持病氣ニテ居候処、
今死ヌ、不叶とて声ヲ出しましと申ニ付、今平も留守之事故、医者呼て為見候
様申付候、看病人は有之やと尋候処、丹蔵と大綱初音之子と兩人ニテ看病いた
し居候趣申聞候、先刻今平かゝ、とゝの処呼遣候事出来ましまひかと申ましけ
れども、格別之事ニモ無之故不取合、悦右衛門へも嘶不致居候と申故、一同安

堵いたし居候、然所昨朝悦右衛門出候て、今平昨夜帰候、段々之趣承候処、昨
日郷夫之便ニ病之趣、かゝ直ニ今平へ遣候ニ付、一夜帰り之御暇願て帰候由申
聞候、此節流行病積ニテ、今平道々今死ダカノどふだの唯安事して帰候処、尔
今日開居候故、少心安思候趣ニ御座候と悦右衛門申聞候、今平今日帰度しと申まし、如何可仕と申ニ付、委
置候へとも、甚疲候故、可相成は明日帰度しと申まし、如何可仕と申ニ付、委
細昨日便ニ申上候筈、おりヨ話色々有之候趣、先日より時々夫々思居候て、唯
サムシノヽヽと申居候処、病氣ニ相成、夫ヲ思ひも弥増候為、尚快惡し帰候
処、旨思ひも能為ヤ、病氣も快成候との嘶候、又々昨七ツ過ニ悦右衛門罷出候
て、今平明日帰候様申上候へとも、可相成ハ今ニ三日看病いたしマシタイと申
マシレとも、サイケンナキ申上様ニ御座リマシ故如何可致、困タ模様也



九月十四日 〔大イソキ書不文落字ヨミ不申故御免〕

一、隼人殿・甚兵衛・半兵衛被逢候ハ、兄庄内下候處大道樂二相成、尔今御礼状も不上候間、宜敷御斬置可被下候、先々用事のみ颯と申進候、寒さ折角御自愛可被成候、尚期幸便候、以上

十月七日

造酒助

(3) 3 (慶応元年) 十月七日

松平武右衛門文書98

追日寒冷ニ相成候得共、弥御無事御勤珍重之御事存候、此方 御両親様御初一

(3) 造酒助書簡(江戸在勤中の弓矢多宛)

同大丈夫暮居候間、必々御懸念無様ニと存候、申迄無御座候得共、御精勤御心掛專要と存候、乍思兎角御疎遠御座候、江戸表と違御用無之、余り隙過大草臥様ニて日々ふらん、いたし、世話ニ相成候在勤衆へも尔今礼状も差出不申、大道樂御察可被下候、当月八月番ニて取込候得共、江戸と違大樂ニ候、拵此頃林太御上屋敷引移ニ付、同宿云々安堵いたし処、御返事申候様被申越、御と様へ申上候処、是迄通一弥太杯と同宿ニて、少も御案事被致候事も無之様思召候間、矢張今迄之通ニて可然と存候、久兵衛殿へ同宿殊ニ寄迷惑被成候事難斗、且表向同宿不相成定也、今両大夫杯とハ定崩シ、我等折々参候節、迷惑ニて腹一杯申述兼候事も有之、篤と考候ハハ、御家老衆ハ申ニ不及、両頭位ニ相成候ては、同宿不致者と被存候、林大夫ハ案外男ニて、御旗本組筆頭人ニは無之候、人ハ口先と腹と違候ては不濟者と被存候、押斗御推考有之度候、我儘ハ人慎第一ならん

一、栗毛之事段々被申越候義、先達てより心配罷在候処、尔今惣吉建置候由、何とも困候義ニ候、席七と御相談之上、可相成丈早く払候事不相成候や、此方ニては何とも差図出来不申ニ付、宜御取斗可被成候、元より金もふけいたし所存ニは無之候得共、席七へ惣吉申聞候節と、源五兵衛方へ申候口と、余り相違いたし故、席七登待相頼候分御座候、颯と席七へも申遣候間、御相談可被成候、此方呉々不申遣ニ相談極次第、御心通り御取斗可被成候、相用居候洗轡席七へ早速下呉候様頼候様覺居候得共、尔今不差下、兎角御と様御待被成居候間、幸便次第御下可被下候、此段も席七へ申遣候

一、此方子供いづれも大丈夫ニて達者生長いたし居候

一、此方雪先月廿九日夜降、此三日天氣能、今日杯とハ江戸よふ晴天ニ御座候、当月は月番ニて彼は取込御座候

尚々、書状御下候節白井か榊原へ御頼御被下可然、無左ハ御と様御世話ニ御座候、以上

尚々、甘物嘸々御不自由と御察申候、此方は御地と違、市中ニて格別甘物無之候得共、宿ニは甘物有之、腹ふかし居候、為登候事六ヶ敷御辛抱可被成候、当日才料立有之趣ニ付、鮭味噌糟ニいたし為登可申と存候、岩三郎申付置候、登候ハ、早速御風味可被成候、大御前様へ御父上様より小鰐十枚、其外甚右衛門二枚是又差為登とて夫々申付置候、此方と違都ハ暖氣之方ニて損不申様ニいたし度と祈居候、以上

(3) 4 (慶応元年) 十月廿一日

松平武右衛門文書196

224

日増寒ニ相成候得共、弥御安全御勤珍重之至存候、此方 御両親様至て御健、

一同子供も大丈夫、必々御懸念被成間敷候、拵江戸表先ツ御静謐之趣候得共京都ハ騒々敷趣、困候事ニ御座候、栗毛払候由、嘸々御心配被下候半と御察申候、金子誂方之義、洗轡之義も委細御と様より被仰遣候由

一、傳吉一枚刷絵十枚御下ニ相成候
オウサ此位ニて
可然候と存候
此位形也一、同人鷹細工才モチヤ、脇方より
貰置候処、文治讓候ニ付、代りホシキと申ニ付、何とも乍御面倒、

平右衛門丁鳥細工店より御求御下



ニ相成候様いたし度

右之両品白井へ説候分ニテ、御整可被下候、下前も御嘶之通、何廉被求度物ハ
御整可然候、下シ物等は此方より申遣候節御下、無左も無用事御止可然候、昨
朝より甘物も有之、物不自由無之候、先々用事のみ申進候、寒氣折角御自愛可
被成下候、尚期後喜候、以上

十月廿一日

造酒助

弓矢多様

尚々、榊原へ尔今礼状も不遣無御申訣次第、被参候ハ、宜、此頃漸獲物有之ニ
付、幸便次第万端申上候、兄より申越候趣、御嘶置度候、庄内は太平至極大安
心ニ御座候、以上

③・5 (慶応元年) 十一月四日

松平武右衛門文書 179

寒氣弥増候得共、愈御安全ニ御勤珍重之御儀ニ奉存候、爰許 御両親様初一同
無事一点之障も無御座候間、必御案事被成間敷候、刲馬榊原と御相談被拵候由、
大ニ安心いたし、東都至て御静謐御模様、京都一件御同意入恐候次第、乍去後
之御飛脚ニテ少落付候様ニ御座候得共、困世中ニ候、御地は日々能日和、夜々
出火ニ可有之、庄内ハ最早雪ニ相成、寒氣も格別ニ覚候、先々尚廿五日御飛脚
立之趣ニ付、無事のみ鳥渡申進候、寒サ折角御自愛可被成候、尚期後便候、以
上

十一月四日

松平造酒助

十一月四日
尚期幸便候、以上

造酒助

十一月十六日

弓矢多様

尚々、十月ハ月番ニ付混雜、当月少先ツ緩々いたし様ニ御座候、喰不相替甘物
ハ有御座間敷候、在勤衆被察候、此節は家々より少々宛為登品之有之時節と存
候、以上

③・8 (慶応元年) 極月廿日

松平武右衛門文書 183

余寒之節愈御安全被成御勤、珍重之御事ニ存候、爰元 御両親様御初一同
点之障も無之間、必々御懸念無之様存候、先ツ東都至て御静謐之趣御同意恐悦

藤藏急登被

仰付、明廿四日出立之趣ニ付、昨日厚意ニ參呉候ニ付鳥渡一筆
申進候、甚寒之砌、愈御安全御勤珍重之至存候、此方 御両親様御初一同大
丈夫ニ暮居候間、必々御懸念無之様ニト存候、東都は至て御静謐之趣、御同意
奉恐悦候、先達て太轍ニテ御騒之由、余り麓末いたし方と存候、刲我ハ能存不
申候得共、此頃半歲長沼流面籠手純藏家來注文いたし、代料ハ弓矢多より受取
吳様申遣候趣薄々承候、弥之事ニ御座候や、若々之節ハ白井へ頼置候分ニテ
被拵て可然と存候、庄内雪ハ至て不足、一寸迄無之、其為ニヤ寒氣も弱、暮能
御座候、宮坂は何御用ニヤ、嘸 大御前様之方事ならん、御不快等ニ不被為在
候やと悪敷考居候、別ニ用事と申事も無御座候間、唯無異手段一通り申進候、
寒氣折角御厭ノヽ尚期後便候、以上

十一月廿三日

弓矢多様

③・7 (慶応元年) 極月十六日

松平武右衛門文書 追加 1

寒威格別ニ相成候得共、弥御安全珍重御事存候、 御両親様御健ニ被為在候趣
御同意奉恐悦候、我等事至て丈夫勤候、必々御懸念無之様と存候、刲余り入御
念御状、心付之品有之、申付置候間、出来次第可差下候、其品来春遠乗頃迄下
可申候、下度物は数々有之候得共心ニ任兼候、世中ハ棒程願針程叶と申事有之
候得共、針程も叶不申候、篤と御推察可有候、折角々々寒氣御自愛可被成候、
尚期幸便候、以上

之至存候、扱此頃は御頼申候品々、其外ニモ色々御取揃御下ニ相成、御繁勤中
喰々御面倒ニ可有之と存候、子供ハ大悦ひ千万忝存候、箱は惣吉申付出来、お
安預ケ申候、認中ハ御飾才料着、御状相達拌見、弥御無事珍重之至り存候、品々
御下ニ付早速取ニ遣、無相違受取申候、御備組は与内ニても能為候や、過分と
存候、子供より御隠居様御悦、何寄之義御座候、八日町様即遣候、先ツ鳥渡一
通申進候、嚴寒折角御自愛可被成候、尚期後便候、以上

極月廿日

造酒助

弓矢多様

尚々、明日御飛脚立ニ付颶と御礼迄申進候、御用有之別て大麿々也、正月今十
日斗、四月忽ニ相成候、以上

③ 9 (慶応二年二月廿五日以前)

松平武右衛門文書 153

造酒助

作彌、三月下旬金藏交代登被 仰付、大勢ひニテ参候て、カラミ鎗は直ニ借

度旨申候間、弓矢多下前作彌着いたし候へハ直ニ可遣候、無左ハ白井へ頼置、
作彌より取上り候節ハ御渡ニ相成候様御頼申候て可罷下候
一、まんちら・鉢金ハ持下候とか、又下後之便へなり下候様都合之事
一、土産物之義ハ決て過分之義いたし間敷候、御備組之分限も可有之、六七両
分位ニテか可然候、当節柄よくノヽ勘弁可被致候、来年ニモ又登候事も可有
之、呉々も時節被考、無用物入被致間敷候

* ③ 10 では出立日が決定している作彌がまだ未定、カラミ鎗の件などの話題
が継続することから、③ 10 の前に入れた

③ 10 (慶応二年二月廿五日以前)

松平武右衛門文書 44

(端裏)
〔弓〕
(異筆)

③ 11 (慶応二年) 二月廿五日

松平武右衛門文書 142

(端裏)
〔弓〕
(異筆)当九日付之書状廿一日ニ相達忝存候、弥御安全御勤珍重存候、此方御両親様至
て御機嫌能被為在候間、御懸念無之様ニと存候、我等初一同大丈夫ニ暮し居候

日々増春暖之節相成候得共、弥御無事ニ御勤珍重之義ニ存候、爰許 御両親様
至て御健、少も御懸念無御座候様ニ、外一同一点之障も無之、呉々も念ニ被掛
間敷候、便毎ニ御状・日記、染々御返事不申不忠、御誨察可被下候、此度交代
為御登之義申越、二組名前取調、先月廿五日差出置候得共、尔今不被 仰付、
□□近々可被 仰付□、來月十日頃より追々立ニ可相成や、詰衆ハ廿日頃より
か立ニ相成可申と被存候、不都合之義ハ住所爾今取掛不申、漸雪も消、追々取
掛可申^(カ)、扱先便ニ鉢金・^(ラ)チラ・カラミ鎗之と申越、致承知候、又一両年之
内登と申条、世□は如雲物ニ候間格別目形ニも成候物ニも無之間持下候とか、
又又兵衛殿なり相頼、下後便「^(カ)」下候方可然と存候
(以下抹消)
「カラミ鎗は先ノ方取置候苦ニ付^(取カ)候て甚兵衛謹置候、長持入置可然、柄取ハ
松平龍門斎とても消不申様印付、甚兵衛へ頼置可然、委細は半藏より可「^(カ)」
候」

無間目出度可懸御目候、時季折角御厭可被成候、尚期後便候、以上

造酒助

弓矢多様

尚々鉄瓶ハ久兵衛殿へなり進上可然、口悪敷□少之氣叶不申品柄、膳椀之類も
長持へ入候所有之候ハ、入置て、此後登之持用ニいたし可然やと被考候、土產
物過分等ニテハ不宜、道中ハ金子^(マメ)腰中不申候てハ不宜、変事ハ難斗物候間、
篤と御考御用心ノヽ、榊原と白井へ相頼置候金子等不用分ハ謹候て下候ニモ、
又持下候ニモ時宜ニ寄候、其内も土産物等ニテつかい可申候間、時宜次第と存
候寄外無之候、遠隔委細ハ不申進候、以上

③ 造酒助書簡（江戸在勤中の弓矢多宛）

間、是又御安心可被成候、段々被仰越候旨致承知候、才料は尓今着不申、扱今度交代も三月中と申御沙汰二相成、交代登之面々も五十人三月中迄上着いたし様被仰付候、作矢は来月廿三日出立、会津通登候趣、先便ニも申進候通からみ鎗借度趣ニ付、白井へ頼置、作彌より取上候節御渡相成候様ニと御頼申置可然候、右鎗之柄ニ印附被置候方可然候、松龍とニても彌付被置候様いたし度候、扱此度何ソ進し可申ヤと存候得共、殊ニ寄此便着不申内下候も難斗進不申、千鰯白井・榎原・片岡へ少し遣候、先々折角御厭御支度可被成候、尚期後便候、以上

二月廿五日

弓矢多様

尚々、今日別て取込大鹿之乱筆御推見入頼候、以上

造酒助

尚々、下前榎原へ相頼申候二十両之内、先達て御と様金米糖壹両分御注文ニ付十九両ニ相成候由、其外我も革注文いたし、又其内少々減可申間、御心得迄一通申進置候

【参考10】（慶應四年）閏四月十三日 太田悦右衛門書簡 松平武右衛門文書11
〔端裏〕
〔閏四月十五日舟便へ達ス〕

別封今日ハ幸便可有之と認置候得共、今日も便り無之、差上かね候所、御鉄炮之儀ニ付云々被仰出候間、追書を以左之趣得貴意候

一、自然之節ハ中間共迄も鉄炮為打被成度思召候處、鉄炮數無之、夫ハさし置、小性らへ為打候ニも行足り不申候処、其表へ御残し被置候ミニゲール、

今度藤八郎殿へ御かし被遣候よし、右其表へ御さし置之ミニゲール之儀ハ、

万々一御立退等之節小一郎・又吉等へ為御持被成可然鉄炮ニテ、打払候様御家ノ御使用を思召、御内へ御残し被置候事ニテ、為其爰元へは大砲隊筒元込之筒態と為御持被成候、藤八郎殿今度三ツバントウ之鉄炮御持參、御家ノミ

二ゲールと引替御かし被成候由ニ候へ共、人へ貸被成候程ナレバミニゲールハ爰元へ為御持可被遊所、御家ノ御備御使用之ため其表へ被差置候事ニテ、鉄炮数無之処、御かし被成候事ハ思召ニハ無之と被仰出、三ツバント一杯被差置候とも御用便ハ無覚束、思召候旨、此段其元様へ申進候様被仰出候

一、「〔造酒助〕」

度久兵衛様へ 頭袋様御聞済御用立被遣候由、右御鉄炮ハ心得無く取さかし、金具へ当り候てハ夫切直しかたく相成、爰元ハ勿論、江戸ニても直し出来不申、西洋へ遣し為直候より外無之、右等之事を御遠慮ニ思召、且玉も不足ニ付、旁此方へ為御持無之候所、右御鉄炮御かし被遣候上ハ 御同所様ニ

て右等之御取扱向も御呑込ニ相成、且御役柄ニも被為在、自然之節御手筒ニ御用意之ため御借被成候て、専ら御一分様御用之ため御用立申候事ニ候得は別段之御儀ニ候得共、御家來共へ為打被成、又ハ稽古筒杯ニ被成候儀ニ御座候ハ、御返し相成候様被成度、右様ニテ御返しニ相成候節ハ、右御鉄炮ハ此方へ御下シ被遣候様ニと被仰出候、扱右御鉄炮久兵衛様ニテ御手筒ニ御借用被成候ニも、玉ハ地鉛ニ無之、舶來鉛ニテ玉鋤被仰付、御用ひ相成候様被成度、元込ハ元ノ方穴大キク先キ之細り候穴ゆへ、舶來之和らかなる鉛ニテ玉拵、相用ひ不申候てハ自然筒之痛ニ相成候間、右様ニ被成下候様、右御鉄炮之玉もいさゝか御用意ニ付、為拵可被成候処、健次郎殿被申候ハ是迄之玉より宣製し方工面も有之候間、右玉拵之儀ハ暫御見合御座候様被仰

聞候ニ付、御待被成居候趣、右之段其元様迄宜申進候様被仰出候、可然被仰上可被下候

一、自然之節、其元様へ御預ケ元込筒管之儀は、上ノ管ハ御不足ニ付、平日打試等之節ハ次ノ管御用ひ被成、自然之節斗上ノ管御用ひ被成候様被仰出候、右之段可得御意如此御座候、以上

閏四月十三日

太田悦右衛門

山田半藏様

※造酒助死後の書簡ではあるが、造酒助秘蔵の庄内一のスイツル銃についての記述があるため掲載した。

松平武右衛門文書造酒助書簡リスト

書簡種類番号	松平武右衛門文書番号	年月日	差出	宛先	日記対応	寸法(cm)
②-30	154	(元治1年)11月18日	松平造酒助	御父上様御母上様	15冊	17.9×210.8
②-31	59	(元治1年)11月18日	造酒助	傳吉殿	15冊	16.3×37.6
②-32	36	(元治1年)11月23日	松平造酒助	御父上様御母上様	16冊	15.9×251.5
②-33	22	(元治1年)11月26日	松平造酒助	御父上様御母上様	19冊	16×79.8
②-34	173	(元治1年)12月4日	松平造酒助	御父上様御母上様	19冊・17冊	16×253
②-35	47	(元治1年)12月9日	松平造酒助久茂(花押)	御父上様御母上様参人々御中	20冊	18×207
②-36	99	(元治1年)12月12日	松平造酒助	御父上様御母上様	20冊・18冊	16.7×97.3
②-37	84	(元治1年)12月14日	松平造酒助	御父上様御母上様	18冊	16.2×306.7
②-38	171	(元治1年)12月15日	松平造酒助	御父上様御母上様	21冊	15.2×65
②-39	121	(元治1年)12月15日	松平造酒助	御父上様御母上様	21冊	15.1×42
参考6 老中奉書写	205	(元治1年12月15日)	不詳	不詳	21冊	15.2×41
②-40	136	(元治1年)12月16日	松平造酒助久茂(花押)	御父上様御母上様	21冊	15.7×107
②-41	124	(元治1年)12月16日	松平造酒助	御父上様御母上様	21冊	16.6×83
②-42	147	(元治1年)12月25日	松平造酒助	御父上様御母上様御答	21冊	16.5×295.3
②-43	68	(元治1年)12月26日	松平造酒助	御父上様御母上様	21冊	16.5×140.2
②-44	37	(元治1年)12月29日	松平造酒助	御父上様御母上様御答	21冊	16.7×322.2
②-45	107	(元治2年)1月1日	松平造酒助久茂(花押)	御父上様御母上様参人々御中	21冊	30.5×39.5 折紙
②-46	41	(元治2年)1月1日	松平造酒助久茂(花押)	松平弓矢多様・とも浦さま・ふく井さま・ 松平傳吉殿・松平文治郎殿人々御中	21冊	30.2×39.7 折紙
参考7 中村三内書簡	193	(元治2年)1月2日	中村三内	松鶴翁	21冊	32.5×44.5 折紙
②-47	65	(元治2年)1月10日	松平造酒助	御父上様御母上様参人々御中	21冊	17.8×204.6
②-48	97	(元治2年)1月19日	松平造酒助	御父上様御母上様	22冊・23冊	17.9×382.5
②-49	104	(元治2年)1月19日	松平造酒助久茂(花押)	御父上様御母上様御答	22冊・23冊	18×113
②-50	194	(元治2年)1月25日	松平造酒助	御父上様御母上様	23冊・24冊	18×462.1
②-51	96	(元治2年)2月4日	造酒助	不詳	24冊	18×189.5
②-52	87	(元治2年)2月4日	松平造酒助	御父上様御母上様	24冊	17.9×106
参考8 中村三内書簡	204	(元治2年)2月5日	中村三内	松鶴翁	24冊	32×43.8 折紙
②-53	211	(元治2年)2月上旬	(造酒助)	(父カ)	24冊・25冊カ	18×78.5
②-54	175	(元治2年)2月9日	松平造酒助	御父上様御母上様	25冊	16.5×189
②-55	82	(元治2年)2月19日	松平造酒助	御父上様御母上様	25冊	16.1×527.3
②-56	210	(元治2年)2月(19日)	(造酒助)	不詳	25冊	16.4×90.8
②-57	138	(元治2年)2月24日	松平造酒助	御父上様御母上様	26冊・27冊	18×150.1
②-58	135-2	(元治2年)2月29日	松平造酒助	御父上様御母上様	27冊	16×312.3
②-59	58	(元治2年)3月2日	松平造酒助	御父上様御母上様	27冊	16.1×158.7
②-60	51	(元治2年)3月9日	松平造酒助	御両親様	27冊・28冊	17×307
②-61	213	(元治2年)3月9日	造酒助	三之間御列席様方(家族)	27冊・28冊	17×671
②-62	187	(元治2年)3月11日	松平造酒助	不詳	28冊	16.3×14.5
②-63	206	(元治2年)3月12日	松平造酒助	御父上様御母上様	28冊	17.1×205.5
②-64	146	(元治2年)3月20日	松平造酒助	御父上様御母上様	29冊	16.1×212.2
②-65	131	(元治2年)3月20日	(造酒助カ)	(丗親カ)	29冊	16.1×90.5
②-66	158	(元治2年)3月22日	松平造酒助	御父上様御母上様	29冊・30冊	15.8×198.3
②-67	77	(元治2年)4月6日	松平造酒助	御父上様御母上様	30冊	18×210.6
②-68	195	(元治2年)4月6日	松平造酒助	(父・弓矢多カ)	30冊	18×163
②-69	101	(元治2年)4月6日	松平造酒助	不詳	30冊	18×182.6
②-70	追3	(元治2年)4月6日	松平造酒助久茂(花押)	御父上様	30冊	18×56
②-71	132	(慶応1年)4月11日	松平造酒助	御父上様御母上様	31冊・32冊	18.1×308.7
②-72	162	(慶応1年)4月14日	松平造酒助	御父上様御母上様	32冊・33冊	18×132
②-73	95	(慶応1年)4月22日	松平造酒助	御父上様御母上様	33冊・34冊	18×149
②-74	177	(慶応1年)4月25日	松平造酒助	御父上様御母上様	34冊・35冊	18.1×133.6
②-75	176	(慶応1年)5月3日	松平造酒助	御父上様御母上様	35冊	16.6×128.2
②-76	168	(慶応1年)5月4日	松平造酒助	御父上様御母上様	35冊	16.7×593.4
②-77	48	(慶応1年)5月12日	松平造酒助	御父上様御母上様	35冊・36冊	16.7×496.5
②-78	81	(慶応1年)5月23日	松平造酒助	御父上様御母上様	37冊・38冊	16.7×394.3
②-79	200	(慶応1年)5月23日	松平造酒助	御父上様御母上様	37冊・38冊	15.7×144
②-80	172	(慶応1年)5月23日	松平造酒助	御父上様	37冊・38冊	15.6×130.5
②-81	93	(慶応1年)5月29日	松平造酒助	御父上様御母上様	38冊	16.5×135
②-82	109	(慶応1年)閏5月4日	松平造酒助	御父上様御母上様	38冊・39冊	16.5×294.5
②-83	113	(慶応1年)閏5月9日	松平造酒助	御父上様御母上様	39冊・40冊	16.5×165.5
②-84	170	(慶応1年)閏5月9日	造酒助	不詳	39冊・40冊	16.5×246.2
②-85	115	(慶応1年)閏5月14日	松平造酒助	御両親様	40冊	16.6×219
②-86	63	(慶応1年)閏5月14日	松平造酒助	御父上様御母上様	40冊	16.6×329.5
②-87	166	(慶応1年)閏5月15日	松平造酒助	御父上様御母上様	40冊・41冊前	16.4×210.5
②-88	103	(慶応1年)閏5月19日	松平造酒助	不詳	41冊・42冊	16.4×57.5
②-89	164	(慶応1年)閏5月19日	松平造酒助	御父上様御母上様	41冊・42冊	16.8×298.8
②-90	7	(慶応1年)閏5月19日	造酒助	不詳	41冊・42冊	16.5×26.3
②-91	207	(慶応1年)閏5月23日以前	松平造酒助	松平鶴翁	42冊	18×51
②-92	117	(慶応1年)閏5月24日	松平造酒助	御父上様御母上様	42冊	16.7×535.9
②-93	143	(慶応1年)閏5月28日	松平造酒助	御父上様御母上様	42冊・41後冊	33×44 折紙
②-94	90	(慶応1年)6月11日	造酒助	(不詳(父母))	43冊	16×146
②-95	122	(慶応1年)6月12日	松平造酒助	御父上様御母上様	43冊・44冊	16.1×628
②-96	118	(慶応1年)6月25日	松平造酒助	御父上様御母上様	44冊	16.5×117
参考9 服部純蔵交代登込書	208-2	(慶応1年7月11日)	不詳	松平造酒助	46冊	16.7×41.9
②-97	49	(慶応1年)7月13日	松平造酒助	御父上様御母上様御答	46冊・47冊	16.3×185.3
②-98	135-1	(慶応1年)7月13日	松平造酒助久茂(花押)	御父上様御母上様参人々御中	46冊・47冊	16×71.5
②-99	140	(慶応1年)7月20日	松平造酒助	御父上様御母上様	47冊・48冊	16×269.7
②-100	165	(慶応1年)7月25日	松平造酒助	御父上様	48冊	16.1×69.3
②-101	94	(慶応1年)8月9日	松平造酒助	御両親様	50冊	16.2×124
②-102	151	(慶応1年)8月11日	松平造酒助	御両親様	50冊	16×106

③造酒助書簡(江戸在勤中の弓矢多宛)

書簡種類番号	武右衛門文書番号	年月日	差出	宛先	日記対応	寸法(cm)
③-01	19	(慶応1年)9月7日	造酒助	弓矢多様	ナシ	16.4×88
③-02	32	(慶応1年)9月14日	造酒助大笑旁用事	弓矢多様	ナシ	16.5×224.4
③-03	98	(慶応1年)10月7日	造酒助	弓矢多様	ナシ	16.4×240.6
③-04	196	(慶応1年)10月21日	造酒助	弓矢多様	ナシ	16.2×153
③-05	179	(慶応1年)11月4日	松平造酒助	松平弓矢多様	ナシ	16.5×93.5
③-06	72	(慶応1年)11月23日	造酒助	弓矢多様	ナシ	16.5×100.3
③-07	追1	(慶応1年)12月16日	造酒助	弓矢多様	ナシ	17.9×55.8
③-08	183	(慶応1年)12月20日	造酒助	弓矢多様	ナシ	16×69.5
③-09	153	(慶応2年2月25日以前)	(造酒助カ)	(弓矢多カ)	ナシ	16.3×58
③-10	44	(慶応2年2月25日以前)	造酒助	弓矢多様	ナシ	16.2×174.5
③-11	142	(慶応2年)2月25日	造酒助	弓矢多様	ナシ	16.4×107
参考10 太田悦右衛門書簡	11	(慶応4年)閏4月13日	太田悦右衛門	山田半藏	ナシ	16×107.1

松平武右衛門文書造酒助書簡リスト

鶴岡市立郷土資料館所蔵「松平武右衛門文書 造酒助書簡」 松平造酒助江戸在勤日記対応 年代順リスト

①造酒助書簡（江戸在勤中の父宛）

書簡種類番号	松平武右衛門文書番号	年月日	差出	宛先	日記対応	寸法(cm)
①-01	125	(安政2年)7月10日	松平造酒助	御父上様参人々御中	ナシ	15.9×154.5
①-02	156	(安政2年)8月19日	造酒助	御父上様御答	ナシ	15.8×111
①-03	92	(安政2年)9月27日	松平造酒助久繁(花押)	御父上様	ナシ	16.2×153.5
①-04	8	(安政2年)8月5日	松平造酒助久繁(花押)	御父上様	ナシ	16.2×46.6
①-05	134	(安政2年)8月5日	松平造酒助	御父上様御答	ナシ	16.5×322.8
①-06	70	(安政2年)8月9日	松平造酒助	御父上様	ナシ	16.2×184
①-07	追2	(安政2年)8月9日	松平造酒助	御父上様御答	ナシ	16.5×138.7
①-08	102	(安政2年)8月14日	松平造酒助	御父上様御答	ナシ	16.5×113.3
①-09	201	(安政2年)8月14日	松平造酒助	御父上様	ナシ	24.6×17 竪帳
①-10	116	(安政2年)8月23日	松平造酒助	御父上様御答	ナシ	16.2×345.4
①-11	148	(安政2年)8月26日	松平造酒助	御父上様	ナシ	16.4×92
①-12	79	(安政2年)9月5日	松平造酒助	御父上様	ナシ	16.3×85.4
参考1	松平三郎兵衛書簡	10	(安政2年)9月13日	三郎兵衛	ナシ	16.6×273
①-13	39	(安政2年)9月16日	松平造酒助	御父上様御答	ナシ	16.2×63.7
①-14	100	(安政2年)9月21日	松平造酒助	御父上様御答	ナシ	16.4×320.2
①-15	57	(安政2年)9月25日	松平造酒助久繁(花押)	御父上様	ナシ	16.3×162.5
①-16	185	(安政2年)9月26日	松平造酒助	御父上様	ナシ	16.5×51
①-17	114	(安政2年)10月4日	松平造酒助	御父上様御答	ナシ	16.5×189.9
①-18	88	(安政2年)10月10日	松平造酒助	御父上様	ナシ	16.4×302
①-19	53	(安政2年)10月10日	松平造酒助	御父上様	ナシ	16.4×98
①-20	73	(安政2年)10月21日	松平造酒助	御父上様	ナシ	16.3×107.2
①-21	199	(安政2年)10月28日	松平造酒助	御父上様御答	ナシ	16.4×162
①-22	54	(安政2年)11月2日	松平造酒助	御父上様	ナシ	16.3×78.6
①-23	120	(安政2年)11月4日	松平造酒助	御父上様	ナシ	16.4×114
①-24	149	(安政2年)11月9日	松平造酒助	御父上様	ナシ	16.6×103.8
①-25	161・128	(安政2年)11月12日	松平造酒助	御父上様	ナシ	16.4×61.7 16.5×134.8
①-26	130	(安政2年)11月13日	松平造酒助	御父上様	ナシ	16.4×165.6
①-27	②-84・45	(安政2年)11月14日	松平造酒助	御父上様	ナシ	16.5×680
①-28	35	(安政2年)11月19日	松平造酒助	御父上様	ナシ	16.5×175.4
①-29	74	(安政2年)11月29日	松平造酒助久繁(花押)	御父上様参人々御中	ナシ	16.5×54.3
①-30	152	(安政2年)11月29日	松平造酒助	御父上様御答	ナシ	16.5×117
①-31	56	(安政2年)12月4日	松平造酒助	御父上様御答	ナシ	16.5×129.9
①-32	52	(安政2年)12月5日	造酒助	御父上様	ナシ	16.4×81.4
①-33	203	(安政2年)12月19日	松平造酒助	御父上様御答	ナシ	25×16
①-34	159	(安政2年)12月24日	松平造酒助	御父上様参人々御中	ナシ	16.5×99.8
①-35	178	(安政2年)1月9日	松平造酒助	御父上様参人々御中	ナシ	16.4×76.3
①-36	198	(安政3年)1月16日	松平造酒助	御父上様御答	ナシ	15.9×187.5
①-37	75	(安政3年)1月22日	松平造酒助	御父上様	ナシ	16.2×137
①-38	137	(安政3年)2月6日	松平造酒助	御父上様御答	ナシ	16.3×133.9
①-39	126	(安政3年)2月11日	松平造酒助	御父上様御答	ナシ	16.3×86.5
①-40	50	(安政3年)2月21日	松平造酒助	御父上様御答	ナシ	16.3×296.8
①-41	111	(安政3年)2月23日	松平造酒助	御父上様御答	ナシ	16.3×113
①-42	60	(安政3年)2月25日	松平造酒助	御父上様御答	ナシ	16.3×71.2
①-43	67	(安政3年)2月29日	松平造酒助	御父上様御詣	ナシ	16.4×129.6
①-44	85	(安政3年)3月9日	松平造酒助	御父上様御答	ナシ	16.2×119.3
①-45	76	(安政3年)3月11日	松平造酒助	御父上様御詣	ナシ	16.3×145.2
①-46	174	(安政3年)3月11日	松平造酒助	御父上様御答	ナシ	16.4×193.5
①-47	13	(安政3年)3月13日	松平造酒助	御父上様	ナシ	16×80
①-48	180	(安政3年)3月21日	松平造酒助	御父上様	ナシ	16.3×76.6
①-49	108	(安政3年)4月2日	松平造酒助	御父上様	ナシ	16.3×248.68
①-50	83	(安政3年)4月10日	松平造酒助	御父上様	ナシ	16.4×231.6
①-51	80	(安政3年)4月13日	松平造酒助	御父上様	ナシ	16.3×119.8
①-52	24	(安政3年)4月15日	松平造酒助	御父上様	ナシ	16.2×66.6
①-53	155	(安政3年)4月16日	松平造酒助	御父上様	ナシ	16.4×147.2
①-54	55	(安政3年)4月20日	松平造酒助	御父上様	ナシ	16.4×89
参考2 渡部宗右衛門書簡	212	(安政3年)4月26日	渡部宗右衛門	太田悦右衛門	ナシ	16.4×50.7
①-55	145	(安政3年)5月6日	松平造酒助	御父上様御答	ナシ	16.5×167.7

②造酒助書簡（造酒助江戸在勤中の国元宛）

書簡種類番号	松平武右衛門文書番号	年月日	差出	宛先	日記対応	寸法(cm)
②-01	119	(元治1年)8月21日	松平造酒助久茂(花押)	不詳	1-2冊・2冊	16.3×137.1
②-02	150	(元治1年)8月23日	松平造酒助	鶴翁様	2冊	16.5×425.2
②-03	197	(元治1年)8月25日	松平造酒助	父上様母上様	2冊	16.3×108
②-04	112	(元治1年)9月2日	(造酒助が多兵衛へ申付)		2冊	16.5×58.5
参考3 酒井兵部達書	209	(元治1年)9月2日	(酒井兵部)	松平造酒助	2冊	16.6×31.2
②-05	61	(元治1年)9月3日	松平造酒助	御父上様	3冊	17.9×144
②-06	105	(元治1年)9月11日	松平造酒助	御父上様御母上様	3冊・4冊	17.9×59
②-07	64	(元治1年)9月16日頃	(造酒助カ)	(両親分)	4冊・5冊	16.4×210
②-08	139	(元治1年)9月19日	松平造酒助	御父上様御母上様	5冊・6冊	16.1×204.8
②-09	133	(元治1年)9月22日	松平造酒助	御父上様御母上様	5冊	16.2×334
②-10	30	(元治1年)9月24日	造酒助	御父上様	6冊	16.6×173.5
②-11	160	(元治1年)9月25日	松平造酒助	御父上様	6冊	16.5×95.5
②-12	157	(元治1年)9月28日	松平造酒助	御父上様御母上様	6冊	16.6×126.7
②-13	69	(元治1年)10月1日	松平造酒助	御父上様御母上様	6冊・7冊	16.5×165.8
②-14	144	(元治1年)10月3日	松平造酒助	父上様母上様	7冊	16.5×195.2
②-15	169	(元治1年)10月4日	松平造酒助	父上様母上様	7冊	16.5×340
②-16	33	(元治1年)10月7日	松平造酒助	御父上様御母上様	8冊	16.5×500.5
②-17	91	(元治1年)10月9日	松平造酒助	御父上様御母上様	9冊	17.8×167
②-18	106	(元治1年)10月12日	松平造酒助	御父上様御母上様	9冊	16.5×363.5
②-19	110	(元治1年)10月14日	松平造酒助	御父上様御母上様	9冊・10冊	16.6×305.1
②-20	186	(元治1年)10月19日	松平造酒助	御父上様御母上様	10冊	24.7×34.5
②-21	78	(元治1年)10月23日	松平造酒助	御父上様御母上様	11冊	16.4×190.4
②-22	141	(元治1年)10月23日	松平造酒助	御父上様御母上様	11冊	16.4×116
②-23	42	(元治1年)10月24日	造酒助	傳吉殿	11冊	16.5×69
②-24	71	(元治1年)10月26日	松平造酒助	御父上様御母上様	12冊	16.5×96
参考4 老中奉書写	66	(元治1年)10月26日	不詳	不詳	12冊	16.5×80.5
参考5 植原様御同様二付書付	123	(年不詳)	(造酒助カ)	不詳	12冊	16.7×27
②-25	26	(元治1年)10月29日	松平造酒助	不詳	12冊	16.3×40.5
②-26	127	(元治1年)10月29日	松平造酒助	御父上様御母上様	12冊	16.3×252.5
②-27	62	(元治1年)11月6日	松平造酒助	御父上様御母上様	13冊	16.6×109.5
②-28	86	(元治1年)11月15日	松平造酒助	御父上様御母上様	15冊	16×233.8
②-29	202	(元治1年)11月15日	松平造酒助	御両親様御答	15冊	24.7×34 竪帳

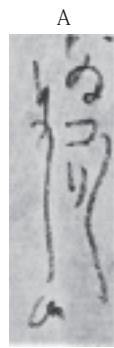
日記・書簡の書体と語句について・注釈を兼ねて

造酒助の日記・書簡には特有の書き癖がある。一つは慣用的な誤字宛字で、これは凡例でまとめて示した。二つ目が「**杯と**」と「**いたし**」という語句の書き方で、凡例で扱いにないのでここで解説する(①)。また日記・書簡とともにかな(カナ)表記の語句がたびたび出てくるが意味がすぐには了解できないものも少なくない。その中で語句の意味が推定できたものは当該箇所に傍注を施したが、それだけでは説明不足なのでここで補足する(②)。その他の難解な語句についても意味が推定できたものを補注としてまとめた(③)。

① 「杯と」「いたし」

「**杯と**」について。「**杯**」は「等」の意味で使われるからこの部分は通常は「などと」(等と)と読むところであるが、そう読むと、大部分のところで文意や文章のつながりが不自然になるようである。例えば「**勝兵衛杯と居候事無之様**」、「一冊八月二五日」、「尤幸便次第必々幸ニ無之便杯とへ御説、万之一儀」、「一冊九月二日」などである。「**杯と**」と記されている箇所ではほとんどの場合、二文字で「など」と読むのが適当と思われる。但し中には「などと」と読むべき箇所もあるが、ここではそのまま「**杯と**」と翻刻した。

「**いたし**」について。この語句は「致す」の連用形なので、文末や体言につなげる場合には「いたし候」とするが自然であるが、造酒助の筆跡は「いたし候」書いているようには見えない。実例を挙げる。



A [②・95]は「**コリ／＼いたし候**」と読んで問題ないが、B [②・83]ではAの「**いたし**」と同じ字形に「**由**」が続いており、その間に「**候**」が書かれているように見える。したがってBは「**不都合ニ無之いたし由**」と読むことになる。

日記・書簡ともAのように「**いたし十候**」とはつきり書かれている箇所は稀で、ほとんどは「**いたし**」と読み取れる。つまり「**いたし候**」とするのが適当と思われる箇所でも「**候**」は付けられていないように見える。また「**膳出し**」「**伏し**」「**目を覚まし**」など、連用形で文が終っている所も少なくない。造酒助の書き癖か、あるいは本人は「**いたし候**」と書い

ているつもりなのかも知れないが、判断は難しい。したがつてここでは明確に「**いたし候**」と書かれていると判断できた箇所を除き、「**いたし**」と翻刻した。

② かな(カナ)表記の傍注

庄内地方の方言や訛音がかな表記されていると思われる語句で、対応する通用の語句を推定できる場合、傍注でそれを示した。例えば「ヤシリ」、「二四冊正月廿八日」・「タシキ掛」、「二三冊正月十一日」という語句は前後の文脈から「鑓」「櫛掛」と判断できる。また「居」(据ルの意味)には「シヘ」とルビを付けている「二三冊正月廿三日」。これらの事例から、標準的にはス音となるところを「シ」と表記していることがわかる。造酒助には「シ」と表記した方が自分達の発音に近いと認識されていたのである。この「ス→シ」の置き換えを他の語句にも当てはめると、「ウシヘリ」、「七冊三月九日」は「うすヘリ(薄縁)」、「おむし」、「四冊正月二八日」→「おむす(御娘)」、「スミミ」、「十八冊十二月十四日」→「覗」であろう。さらに敷衍すれば「カリハサシ」、「二三冊正月十三日」は軽業師、「ソクネ」、「カラ一岡版岡6ほか」は「損ね(る)」、「イキマセン」、「九冊三月十四日」は「いけません(よろしくない)」と理解できる。尚、傍注では説明不足と思われるものは次の補注にまわした。

③ 補注

「方言」の類、難解な語句、その他必要と思われる語句についてはできる限り補注を加えた。対象語句は本文に「*」を付した。(方)は方言の意味である。また推定は「:か」とした。数字は頁番号、上下は上段下段を示す。

7 下、ハンタ : 簾(はんだ)(=粗末な手輿)のことか。

9 下、大殿様・大(御)前様: 庄内藩酒井家十一代酒井忠発、文久元年隠居。大御前

9 下、134下、殿様: 造酒助江戸在勤中は十三代酒井忠篤。嘉永六年生。文久一年襲封。

11 下、清光寺: 増上寺の子院。藩主酒井家の江戸菩提寺。

13 下、マクネーシ: マグネシウムのことか。酸化マグネシウムは便秘薬に使われる。

15 下、勝負: 魚捕りや小鳥捕り等の成果。獲物のこと。

16 下、大梁院: 松平武右衛門久映。造酒助の高祖父。

24 上、泰雲院: 庄内藩酒井家十二代酒井忠寛。文久二年九月十七日没。

25 下、ズンクリ: 木で作った独楽。
26 下、ホツタン場: ホツ丹波・ホツ丹波馬場: 堀田原馬場のことか。浅草御藏の

裏側にあつた馬場。

馬の自由に歩行る自然の乗り方。地乗り。

27 上、殺生：魚捕りや小鳥捕りのこと。

28 下、モンハ：紋羽。地質が厚く粗い綿布。（方）男の防寒帽。

29 上、松寿院：造酒助の伯母。竹内音人の室で、竹内主馬（兵衛）の母。

30 上、しちやう攻め：止長攻め。止長は圓碁で相手の石を斜めに追いかけて逃げ

道のない状態にすること。転じて、逃げ道を塞いで追い詰

めること。進退窮まること。

50 上、春哉昔：在原業平の和歌「月やあらん、春や昔の春ならん、我が身一つは

もとの身にして」（伊勢物語）に因むか。

51 下、サクジ：さくず。体のよごれを洗い流すのに用いる粉末状にした小豆、又は

52 下、フカス：麸糟。小麦の糠、麩のこと。洗い粉に用いる。

53 下、賢妙院：賢明院。酒井忠恕。庄内藩酒井家十一代酒井忠発の嫡子だが、安政

五年十一月五日、家督相続前に没す。

54 上、テヽヽ：（方）下男の事。

55 上、トントロ：管打ち銃の雷管。ドンドロ。

56 下、カラーツ版図6、ちよじなん：庄内の方言に「ちよす」（もてあそぶ、いじる

57 上、めこき者：（方）めごい。かわいい。愛らしい。

58 上、タカトフ：（方）たかとお。大根おろし。またはその汁のこと。

59 上、マケル：（方）まくる。食う。食い平らげる。

60 下、シヤキハリ：（方）しゃきばる。固くなる。

61 上、ガヲラリ：（方）がおる。衰弱する。困る。

62 上、観喜院：歓喜院。庄内藩酒井家十代酒井忠器。嘉永七年三月二十日没

63 上、お鉢様：酒井忠發息女

64 上、天王寺：谷中感應寺。

65 上、ヲトケハ本ニ相成：ヲトケ。戯け、冗談。「冗談が本当になる」

66 上、はしらかし：はしらかす。碎く。ちょこつと調理する。

67 下、はしさや：守貞謨稿後集卷之一（食類）の江戸名物の項に「元禄年中、『江

戸図鑑』に所載：目黒柏屋：奈良茶飯なり。塩瀬・助惣・目黒の柏

屋のみ存し：けだし柏屋は今は料理茶屋なり」とある柏屋のことか。

68 上、クナレ：（くなり）力が抜けて元気のない様。

69 上、コハン：枯簪。焼き明礬のこと。止血剤に用いる。

70 上、自道・じ道・じみし：地道。馬術で馬を普通の速度で進ませること。

93 下、トンカラ之潮汁：どんがら。魚のあら。

94 下、午房一平木：開き午房のことか。算木のように長方形の柱状に切った午

房で縁起物。

95 上、阿部駿河守：尾張屋版江戸切絵図や須原屋版分間江戸大絵図（安政六年）で

は阿部駿河守の屋敷は溜池南方の麻布市兵衛町（現六本木一丁目

四丁目付近）にあり、桜田門からは離れている。當時外桜田に

あつたのは老中阿部正外の上屋敷である。誤認か。

96 下、エトノヽ：（えと）（たくさん）の意味に由来する擬態語か。

97 下、眼シリ：（方）しきる。眼をつぶる。

98 上、さんりやふ：三稜鍼（針）。鍼灸で使われる三つの棱のある鍼。瀉血に用いる。

99 上、きよひ：（方）きよふ。漁網を編むこと。修理すること。

100 下、かしら：カシラダカ。スズメ目ホウジロ科の小鳥。

101 下、杉虫：キクイタダキ。スズメ科ヒタキ科。日本最小の鳥。

102 下、両殿様：藩主酒井忠発と世子忠恕（若殿様）。

103 下、めとろく：（方）むちやくちやな。無性に。

104 上、萬徳院：松平武右衛門久中。造酒助の祖父。家老。

105 上、フツタフシ餅：打倒餅。生後満一歳の誕生日前に歩くと将来親や家から離れ

るとこれを嫌い、誕生日に餅を背負わせて歩かせ、わざと転ばせたりする。一升餅ともいう。

106 上、大督寺：松平武右衛門家の菩提寺。造酒助の墓もここにある。

107 上、セコント：セカンド。会津地方の方言では懷中時計のこと。

108 下、ふしの粉：五倍子の粉。お歯黒の染料。

109 下、ウタリ：（方）うたる。捨てる。

110 上、縞紗：縞は縮み、縮むの意。縮織の布のことか。

111 上、ねき：（方）ねぎ。湿気、湿氣る。

112 上、まき、マキヲ巻キ：「まき」は粽のこと。粽を巻く。

113 下、水はつき：水弾。水鉄砲のこと。

114 下、龍門：龍文のことか。龍文は太い糸で平織りにした絹織物。袴や帯地に

用いた。

115 下、三ツバントウ：三帶型の長小銃のこと。銃身と銃床が三個の帶金で結合

されていることから三つバンドと呼ばれた。

116 下、十九日様：造酒助の命日が慶応三年十月十九日である。

（古宮雅明）

補注

- 93 下、トンカラ之潮汁：どんがら。魚のあら。
- 94 下、午房一平木：開き午房のことか。算木のように長方形の柱状に切った午房で縁起物。
- 95 上、阿部駿河守：尾張屋版江戸切絵図や須原屋版分間江戸大絵図（安政六年）では阿部駿河守の屋敷は溜池南方の麻布市兵衛町（現六本木一丁目四丁目付近）にあり、桜田門からは離れている。當時外桜田にあつたのは老中阿部正外の上屋敷である。誤認か。
- 96 下、眼シリ：（方）しきる。眼をつぶる。
- 97 下、眼シリ：（方）しきる。眼をつぶる。
- 98 上、さんりやふ：三稜鍼（針）。鍼灸で使われる三つの棱のある鍼。瀉血に用いる。
- 99 上、きよひ：（方）きよふ。漁網を編むこと。修理すること。
- 100 下、かしら：カシラダカ。スズメ目ホウジロ科の小鳥。
- 101 下、杉虫：キクイタダキ。スズメ科ヒタキ科。日本最小の鳥。
- 102 下、両殿様：藩主酒井忠発と世子忠恕（若殿様）。
- 103 下、めとろく：（方）むちやくちやな。無性に。
- 104 上、萬徳院：松平武右衛門久中。造酒助の祖父。家老。
- 105 上、フツタフシ餅：打倒餅。生後満一歳の誕生日前に歩くと将来親や家から離れるとこれを嫌い、誕生日に餅を背負わせて歩かせ、わざと転ばせたりする。一升餅ともいう。
- 106 上、大督寺：松平武右衛門家の菩提寺。造酒助の墓もここにある。
- 107 上、セコント：セカンド。会津地方の方言では懷中時計のこと。
- 108 下、ふしの粉：五倍子の粉。お歯黒の染料。
- 109 下、ウタリ：（方）うたる。捨てる。
- 110 上、縞紗：縞は縮み、縮むの意。縮織の布のことか。
- 111 上、ねき：（方）ねぎ。湿気、湿氣る。
- 112 上、まき、マキヲ巻キ：「まき」は粽のこと。粽を巻く。
- 113 下、水はつき：水弾。水鉄砲のこと。
- 114 下、龍門：龍文のことか。龍文は太い糸で平織りにした絹織物。袴や帯地に用いた。
- 115 下、三ツバントウ：三帶型の長小銃のこと。銃身と銃床が三個の帶金で結合されていることから三つバンドと呼ばれた。
- 116 下、十九日様：造酒助の命日が慶応三年十月十九日である。

※『日記』からの出典箇所は「○○冊○月○日」と示した。「造酒助書簡」からの出典箇所は、「二三八・二三九頁に掲載されている松平武右衛門文書造酒助書簡リストの書簡種類番号「○・〇〇」を示した。

主な人名解説

天保三年二月二三日生

造酒助久茂

福井

傳吉

造酒助妻

造酒助長男

造酒助次男

元治元年生まれ

弓矢多久義

造酒助弟

武兵衛

造酒助妹

天保九年七月二六日生

武右衛門久徵

造酒助父

鶴翁

造酒助母

白井道之助重明娘

造酒助叔父

順三郎久成

享和二年五月十日生

三郎兵衛

造酒助叔父

萬徳院

造酒助祖父

大梁院

造酒助高祖父

松寿院

造酒助伯母

歡喜院

造酒助忠恕

泰雲院

造酒助忠寛

賢明院

造酒助忠惣

造酒助忠義

造酒助忠義

造酒助忠義

を振興、その後は多くの事業に挺身。殖産興業の先駆者として死後表彰される。造酒助は他の番頭と連ねて名を記す。

中村三内・伊兵衛

三内の名は正孝。文化十一年生まれ、元治元年当時五二歳。代々種ヶ島流砲術師範を務める家柄で、天保十三年物頭（鉄砲方支配）となり藩命で高島秋帆に学ぶ。安政二年種ヶ島流・荻野流の藩士と江川太郎左衛門に入門。免許皆伝を受ける。元治元年現在役職は大目付。家禄は二五〇石。元治二年三月付書簡に「此頃御常用詰一年ニ相成」〔②・60〕とあり、前年から江戸に登っていた。柳原屋敷造酒助長屋の隣に息伊兵衛と住居。造酒助と大変親しく、ことあるごとに面倒を見ている。父武右衛門とも親交があり、書簡を交わしている。慶応二年、庄内藩が洋式砲術を採用した際には砲術師範役（奏者兼務）を務め、七軒町に作られた西洋矢場で洋式砲術を伝授した。翌年藩命により英國式銃隊訓練を膳所藩平元良蔵に学ぶ。戊辰戦争時には台場築造や農兵の指導に当たった。伊兵衛の名は正国。天保九年生まれ、元治元年当時二七歳。のちの県会議員。

酒井兵部

主水、名は順孝。唐津藩主小笠原長泰（庄内藩七代酒井忠徳の六男）の子として生まれ、弘化五年組頭酒井主税（順道・酒井忠徳九男）の養子となる。家禄五〇〇石、家督を継ぐと安政六年組頭、文久元年五月中老となり百石加増。造酒助江戸在勤時には江戸詰。本所矢場普請中には兵部の口利きで、西洋銃砲練習場として小笠原家（兵部出身家）の鉄砲矢場借用が叶う。慶応四年分限帳では八百石。戊辰戦争時には大綱口警備から、白岩・寒河江を経て天童を攻略し秋田雄物川まで進軍。しかし天童城下焼討を咎められ中老を免ぜられる。

松平權十郎

親懐。天保九年中老松平權右衛門の長子として生まれる。安政六年家督を継ぎ、万延元年組頭。家禄八〇〇石。文久三年三月十六日「東都へ英國軍艦數艘渡来、都下騒擾」のため御組を連れて出府。新徴組取扱御用掛を拝命。同八月、江戸に於いて中老となる。十一月朔日に一度庄内へ下り、再度十一月二八日家中嫡子二三男七十人、御歩行三十人を連れ、江戸へ戻る。造酒助江戸在勤時には江戸詰。元治元年九月七日二〇〇石加増。慶応三年家老。明治二年大泉藩大参事。同四年酒田県參事。七年ワッパ騒動の責めを負い辞任。明治五年より四十四年迄松ヶ岡開墾地の総長を務める。

(根本佐智子)

松平造酒助の江戸在勤

根本 佐智子

はじめに

近年江戸勤番武士の日記の研究⁽¹⁾が盛んに行われている。江戸勤番武士とは、江戸で勤番（江戸時代、地方の大名の家臣が交代で江戸や大坂の屋敷の勤務につくこと）をしている武士のことを指す。大名は参勤交代により一年ごとに国元・江戸を行き来するため、地方藩士たちも藩主に伴い国元から出府、一年後藩主と共に国元へ戻るというサイクルとなっていた。そのように隔年で江戸へ訪れる地方藩士たちは、当然江戸藩邸内だけでは生活するだけでなく、大都市江戸の構成員となっていた。

勤番武士には「江戸っ子」によつて作られた「浅黄裏」（無粋な田舎者）というイメージがあるが、これは粹な江戸っ子に対応する表現として作られた言葉であり、頻繁に出府する藩士たちが江戸の情報を持ちえないはずもなく、出版物や帰国後の藩士から情報は共に有され、さらには在府中から国元とは頻繁に連絡が取られていたことが明らかとなつていて⁽²⁾。

また、一方で勤番武士は余暇を持て余し、江戸の名所を見物して廻り、節約しながら江戸の生活を楽しむというイメージがある。このイメージは江戸勤番武士に対する研究、事例の蓄積が無い中で、「江戸自慢」の記述や東京都江戸東京博物館が所蔵する紀伊藩士の『酒井伴四郎日記』の事例が先行して検討され、同博物館の展示内容で勤番武士＝暇な勤務・江戸遊山者という図式が作られたものであつた。また、『酒井伴四郎日記』における食に関する記述が詳細であつたことから、その図式のまま漫画や時代劇などへと展開し、勤番武士＝酒井伴四郎の例が一般的に定着してしまつた。しかし、酒井伴四郎の職務は、桜田門外の変後、混迷する世相の中に派遣された臨時職（衣紋方の叔父の助手）であり、正規の勤番ではないため、そもそも勤務日が少なく拘束時間も短時間であり、勤番武士の一般例として取り上げることは適切とは言えなかつた。

近年の江戸勤番武士の日記の研究は、各藩の江戸勤番武士の日記を詳細に分析・検討し、行動（勤務や外出）や生活（長屋での余暇）の具体像を明らかにすることが進められていく。分析する武土の勤番の時期、禄高、職務、勤務の状況、性格、その時々の社会状況などは千差万別であり、藩士それぞれの個別具体例から江戸勤番武士としての一般的・普遍的な事象を導きだすことは困難だが、それぞれの実態を史料に基づき検討することは、大変意味のあることであろう。

本稿では、神奈川県立歴史博物館所蔵『松平造酒助江戸在勤日記』（以下『日記』と略す）を資料とし、庄内藩の上級武士、松平造酒助の元治元年～慶應元年の江戸在勤を検討する。松平造酒助に関する研究は、「造酒助書簡」を分析した鶴岡市郷土資料館の企画展「庄内藩江戸市中取締展」（平成十七年開催）、その展覧会担当者である今野章氏による論文「庄内藩江戸市中取締について」⁽⁴⁾があり、「造酒助書簡」を紹介されながら、江戸市中取締の体制や、造酒助が江戸で得た危機感から、庄内藩軍備の西洋化が進められたことなどを明らかにされた。しかし、「日記」・「造酒助書簡」の双方を扱つた研究は、未だ行われていないことから、ここでは「日記」・「造酒助書簡」より判明した事実をもとに、松平造酒助の江戸在勤がどのようなものであったのか考えてみたい。松平造酒助の例も、一般的な藩主の参勤交代に伴う勤番ではなく、幕末の混乱の中、江戸市中取締を担う組頭としての出府であり、一般的な江戸勤番武士の例とはならないが、造酒助レベルの上級武士の例はあまり検討されていないことから、藩中枢にある上級武士江戸在勤の例として紹介したい。

また、本稿では、一般的な勤番ではないため、敢えて「勤番」という言葉は使わず、「在勤」とした。

一、松平造酒助について

松平造酒助久茂⁽⁵⁾は松平武右衛門家に生まれる。松平武右衛門家は庄内藩酒井家初代酒井忠次の四男久恒を祖とし、代々庄内藩の重職にある家系で、家禄は一四〇〇石である。祖父は家老を務め、父武右衛門久徴は組頭でありながら嘉永二年（一八四九）八月、庄内藩御旧記取調掛の主任を命ぜられ、忠勝・忠當・忠義の酒井家三代にわたる編年史『大泉紀年』と藩主の伝記『御世記』を編纂した人物として著名である。『編年私記六』によると、文久三年（一八六三）十二月二十五日の項に「松平武右衛門殿老年ニ付御組頭御役御免被成下直ニ隠居、家督高千四百石無相違嫡子松平造酒助へ被下置、上座御番頭服部純蔵上席被仰付候。武右衛門儀老年迄無滞相勤候付、御時服一銀子三枚被下置。且又數年掛り御用共厚心を尽格別御精勤ニ付、別段之思召を以白鞘御脇差被下置候。」とあり、造酒助は文久三年十二月に三十二歳で家督を継いだことがわかる。翌文久四年正月二十二日の項にも、「御組頭御役」役を命じられたこと、慶応元年十一月十九日には「御家中御武器取扱掛」となつたことが記されている。

『日記』及び「造酒助書簡」や、同松平武右衛門文書に含まれる「松平武右衛門様御系図書下書」⁽⁸⁾により判明した家族関係は、前掲「造酒助関係系図」（六頁）の通りである。

造酒助は天保三年（一八三二）に生まれ、江戸へ上った元治元年（一八六四）当時は数えで三十三歳。家族には父・母に加え四歳年下の弟弓矢多（武兵衛久義）とその妻子、六歳年下に妹の鞆浦、妻福井との間にまだ幼い傳吉、文治郎の二人の息子がいた。文治郎は元治元年十一月に歩き始めたという記述（^{②-29}）があり、この年に生まれたと推測できる。

弓矢多にはよしのという妻があり、乳幼児がいるようである。鞆浦は一度中村七郎右衛門正氏へ嫁したが、元治元年当時は松平家戻っている。

庄内の松平武右衛門邸（写真1）は、鶴ヶ岡城東側、五日町口の国指定重要文化財「丙申堂」^⑩がある地点にあたり、武右衛門家時代の薬医門が現存する。武右衛門家の屋敷の中では「三ノ間」が居間であつたらしく、三ノ間に家族が集まる描写が複数（^{①-6}・^{①-14}・^{③-2}ほか）ある。家族を示す表現で「三ノ間御列座様」や「三ノ間一同」とあるのはこのためである。松平武右衛門家はこの本宅の他に、八日町村に下屋敷を所有していた。

家督相続前の造酒助はあまり体が丈夫ではなかったようで、父が造酒助の体の心配をして

いる様子が見て取れる。父武右衛門が台場警備のため江戸にあつた安政二年八月頃は、体には出来物（腫物）があるが快方に向かっており、九月には「私此頃至て丈夫ニ相成」「私不快膿出不申、追て快相成候間、乍恐御心安思召可被成下候」（^{①-13}）と記し、日々夢中で野行ばかりしている様子が窺える。當時同居していた叔父三郎兵衛の書簡にも「第一造酒殿様子至此節追々宜敷、此頃はとかく野行出のミ被致、最早此之分ニてつら／＼と全快ニも越可申候、至て能模様相成候」（参考1）とある。

野行とは鳥刺し^⑪をするため野山へ行くことを指し、庄内藩の藩校、致道館で身体訓練として奨励されていた。竿や網で小鳥を大量に捕まえては塩漬にし、江戸の父へも送つている。元治元年出府した際には「私此度長旅持病如何有之や懸念仕候得共、少も障等も無之安心罷在候」（^{②-17}）と、長旅でも体調を崩すことなく到着、江戸在勤中も体調は頗る良く、大きな病気もせずに過ごしている。

庄内藩士は奨励されていたこともあり、鳥刺しや磯釣り、投網打ちによる雑魚捕りを好んで行い、江戸在勤中でも本所屋敷で釣り「四冊九月一四日」をしたり鳴を捕つたり、王子へ投網打ちにいくなど、庄内藩士共通の趣味を楽しんでいる様子が窺える。

造酒助は下戸で酒を飲まず、甘いものが大好きだが、ほ



写真1

とんど外出しないため手に入らなかつた。造酒助は菓子などの甘味・うまいものをどちらも甘物と記すが、江戸の弓矢多への書簡には「甘物喰々御不自由と御察申候、此方は御地と違、市中にて格別甘物無之候得共宿ニは甘物有之、腹ふかし居候」（^{③-3}）と記し、江戸は甘物はあるが、思う様には手に入らないと述べている。

また、「日記」・「造酒助書簡」には庄内にある子供たちを気にかけていることがわかる。庄内の家族から報告があったのか、乳母に傳吉は気が小さいのであまり脅すなど指示「二冊九月十日」をしたり、お菓子や蜜柑など手に入れるとすぐに庄内へ送り、江戸の店で身の回りの物や服などおもちゃを手に入れては送るなど、大変子煩惱な一面も見ることができる。「文次ハ余程歩出行來候半、高の乳も訳山ニ出候や、よしの乳ハ如何ニ御座候や、文次構盛り、今宵氣詰居候故、ナカセ候迄も構、慰候ハ、面白からんと子ともを思出し居候」（^{②-37}）気詰な夜、幼い子供を思い出したと書簡に記している。

『日記』の大きな特徴は、可愛らしく面白い挿絵が描かれている点であるが、江戸で見た景色や生活の様子を伝えるために挿絵を描いている部分もあるが、加えて造酒助が寝転んで日記を書く絵も多い。「若衆入御笑候」「二二一冊表紙」や「正月ニ至先得寸闊、極月十四日後控書、東都餅揚始として、御笑艸の繪他見必々御無用、若衆へ進し候」「二二一冊中表紙」といった記述もあり、『日記』に記された可愛らしい挿絵の数々は、庄内にある子供たちを楽しませるために描かれたものでもあつたと考えられる。さらに造酒助は正月に絵具を買い、彩色が施される華やかな挿絵を描くようになつてゆく。正月以降の挿絵の中には北斎漫画の構図と類似しているものが数点見つかっており、具体的に「萬画十二冊」（^{②-88}）を所有していたという記述もあるため、北斎漫画を手本にして絵を描いていたのだろう。丁の隙間に下書きが挟み込まれている挿絵もある。（図1「十一冊十月十三日」）は袴の肩衣を着用しない姿を下書きで描き、肩衣で隠れる部分の形を踏まえ、本紙では、肩衣を



図1

着用した姿を描いている。人物の構図などにも気を配り、単色でも丁寧に描いていたことがわかる。

造酒助は庄内へ戻った二年後の九月、三十五歳で没した。庄内藩の御給人斎藤親信による「聞書雑書」⁽¹²⁾には「九月十八日御病死被成候 御組頭松平造酒助」とあり、病を得て亡くなつたことがわかる。鶴岡市家中新町の大督寺には松平武右衛門家の墓所があり、造酒助の墓がある（カラー図版参照）。その墓には「慶應三年丁卯九月十九日」と没年が記されているため、亡くなつたのは十八日深夜（十九日未明のこと）だつたのかもしれない。造酒助墓の近くには父武右衛門の墓もあり、造酒助が没した十数日後の同十月三日に没したことが墓石に記されている。⁽¹³⁾

二、造酒助の江戸在勤理由

文久三年（一八六三）三月、英國軍艦數艦の神奈川沖到來による都下騒擾のため、庄内藩は家中組、家中の嫡子二三男の江戸派遣を開始する。四月四日、幕府は庄内藩ほか五藩に江戸市中取締を命じた。同一五日には新徵組一六〇名を庄内藩が預かることで市中取締は一旦御免となるが、その後同年一〇月二六日、再び幕府は庄内藩を始め一三藩に江戸市中取締を命じた。⁽¹⁴⁾これを受けて中老松平権十郎を筆頭に藩士七十余人に出府を命じ、一行は十二月十六日に上屋敷に到着した。⁽¹⁵⁾慶應元年（一八六五）五月二十三日から同四年一月までは庄内藩が一手に引き受けようになる。このような状況の中で、文久三年より多くの庄内藩士たちが一年交代で江戸へ出府するようになつたのである。

江戸市中取締を担つたのは造酒助が組頭を勤める庄内藩御家中組（一組二五名の軍制）七組のうちの二組（組の者を連れての出府）、通常無役の嫡子・二三男により構成された寄合組二組、藩主側廻りの旗本寄合組一組、下級武士によって構成される御手回り組一組、御徒一組、物頭組五組、幕府より与えられた新徵組・大砲組（小林組・後の新整組）であった。庄内藩はこのころ約三〇〇人を江戸市中取締のために動員していたことになる。江戸市中の人々もそのことを承知していたようで、造酒助も「國家の留守居風」の者が「酒井二てケ様人數持居候上は、徳川の仕合と可申杯と」⁽²⁾⁻¹⁸話しているのを耳にしている。

文久三年十二月に家督を継ぎ、翌正月に組頭となつたばかりの造酒助は、早速この江戸市中取締の任に関わることとなつた。既に江戸で任を務めている水野藤彌組との交代で江戸在勤を命じられたのである。⁽¹⁷⁾まさに有事の際の出兵に近い出府であった。造酒助は、国元の父に宛てた出府後二通目にあたる八月廿三日付書簡において、「家督已来唯々月番勤居候由、江戸被仰付候か六月七月頃江戸騒、十六日大騒、漸四日立、十九日上着いたし、

先づ落着候様ニ存候処」⁽²⁾⁻²と記しており、六月頃から江戸在勤の可能性が出定したのが七月十六日であると推測できる。約半月後の八月四日に庄内を発し、同十九日に江戸へ到着した。

三、造酒助が生活した長屋

江戸へ到着した造酒助は、まず庄内藩神田橋上屋敷へ入り江戸在勤者たちと会い、御殿で大殿様（酒井忠發）へ到着の挨拶をした後、柳原屋敷へ行き、交代する同役（組頭）の水野藤彌と面会、その後下谷屋敷の長屋に入つた。

幕末期、庄内藩が江戸に所有していた藩邸は神田橋（千代田区大手町）の上屋敷のほか、中屋敷の下谷邸（千代田区神田和泉町）、下屋敷の柳原邸（台東区浅草橋）、借地の本所四ツ目茅場町邸（墨田区江東橋）などがあつた。⁽¹⁸⁾（図2）。造酒助が江戸へ登つた時期、続々と家中嫡子二三男を江戸へ登らせていたため長屋が足りず、庄内藩の屋敷だけではなく神田明神や大根畠（本郷新町屋）の旅宿へも住まわせざるをえない状況であつた。

最初に造酒助が住んだ下谷屋敷の長屋の間取り図は次の通り（図3〔六冊九月晦日〕）である。間取り図には無いが、長屋といつても二階屋で、造酒助は「居間いたし」とある

図3

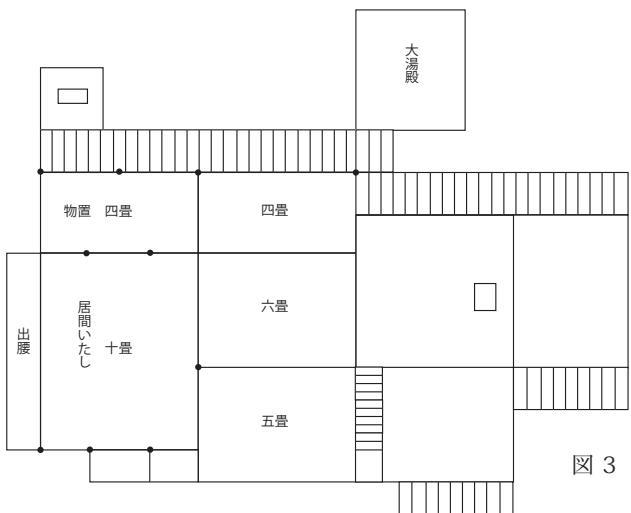


図3

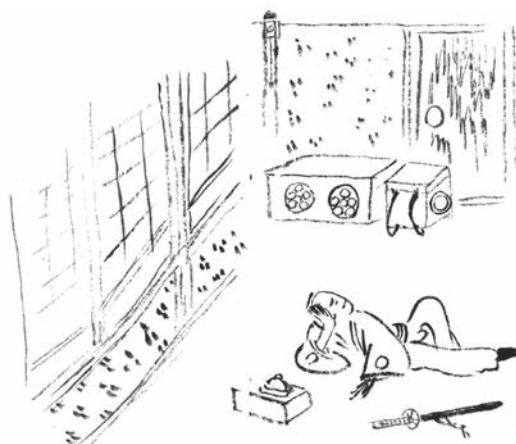


図4

図 2

庄内藩江戸屋敷および造酒助関係箇所 概念図

北
4

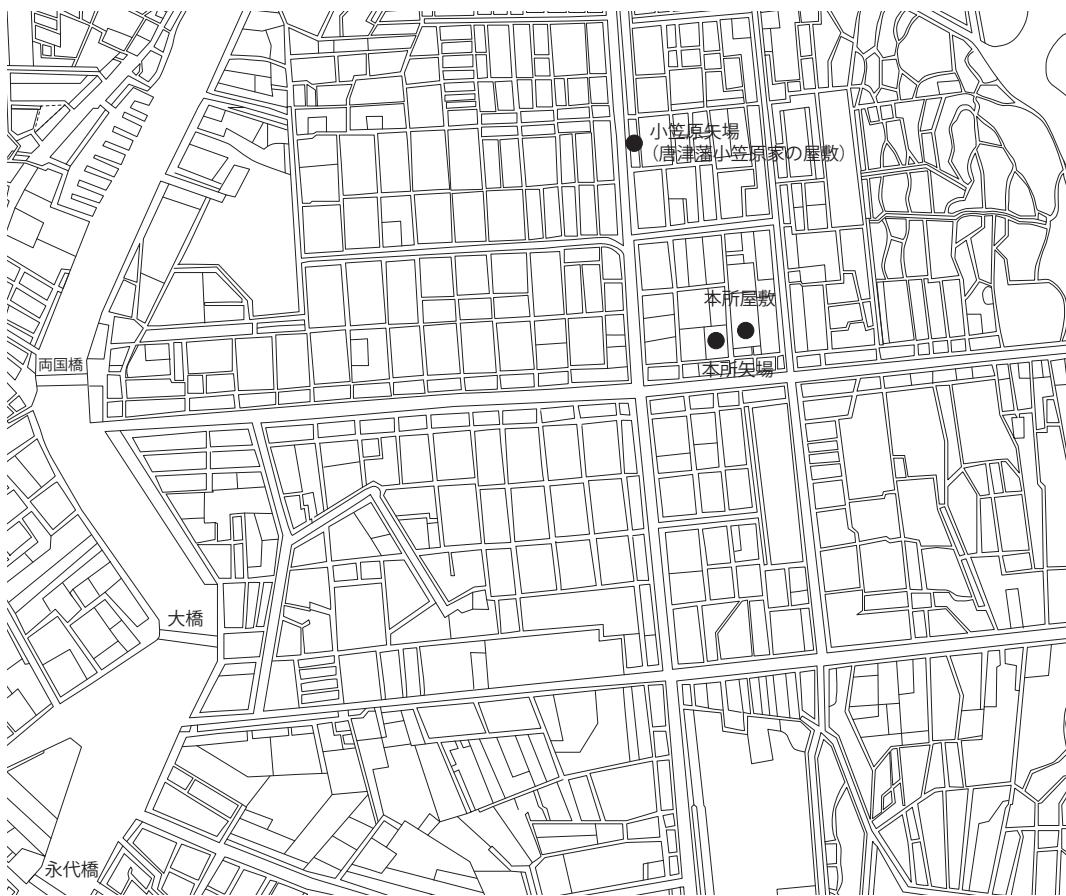


図 5



図 6

十畳間を主に使っていたようである。（図4〔四冊九月十四日〕）に描かれているように、居間の一面は出格子（出腰）となっていて、内側に障子が入れてある。造酒助は出格子から往来する江戸の人々を見るのを楽しんでいた（三冊九月十一日）。（図5〔五冊九月廿一日〕）に描かれているのは隣の物置部屋と隔てる襖であろうか。造酒助は秋になるとこの長屋を「透たらけ、風ある時は寒く間取甚悪」（②・16）と評している。

造酒助はこの下谷屋敷の長屋より半道（約二km）の道を歩いて神田橋上屋敷へ出仕していた。『日記』には出仕の途中新シ橋で人と合流したこと、鍋町から初めて美しい富士山を見たこと（図6〔三冊九月五日〕）などが記されており、神田橋までの通勤経路が推測できる（図2）。造酒助は日々風雨や悪路に悩まされながら、徒歩で神田橋上屋敷まで通勤していたのである。

その後、元治元年十一月十五日、造酒助と交代したが新徴組取扱頭取に就任したこと

で江戸に留め置かれた水野藤彌が庄内へ下ると、造酒助は藤彌が使っていた柳原屋敷の長屋に入った（十五冊十一月十五日、②・28・29）。柳原屋敷は下谷屋敷よりも東に位置し、神田川に面して有り、屋敷前の神田川岸は藩主酒井家の官途名にちなみ、左衛門河岸

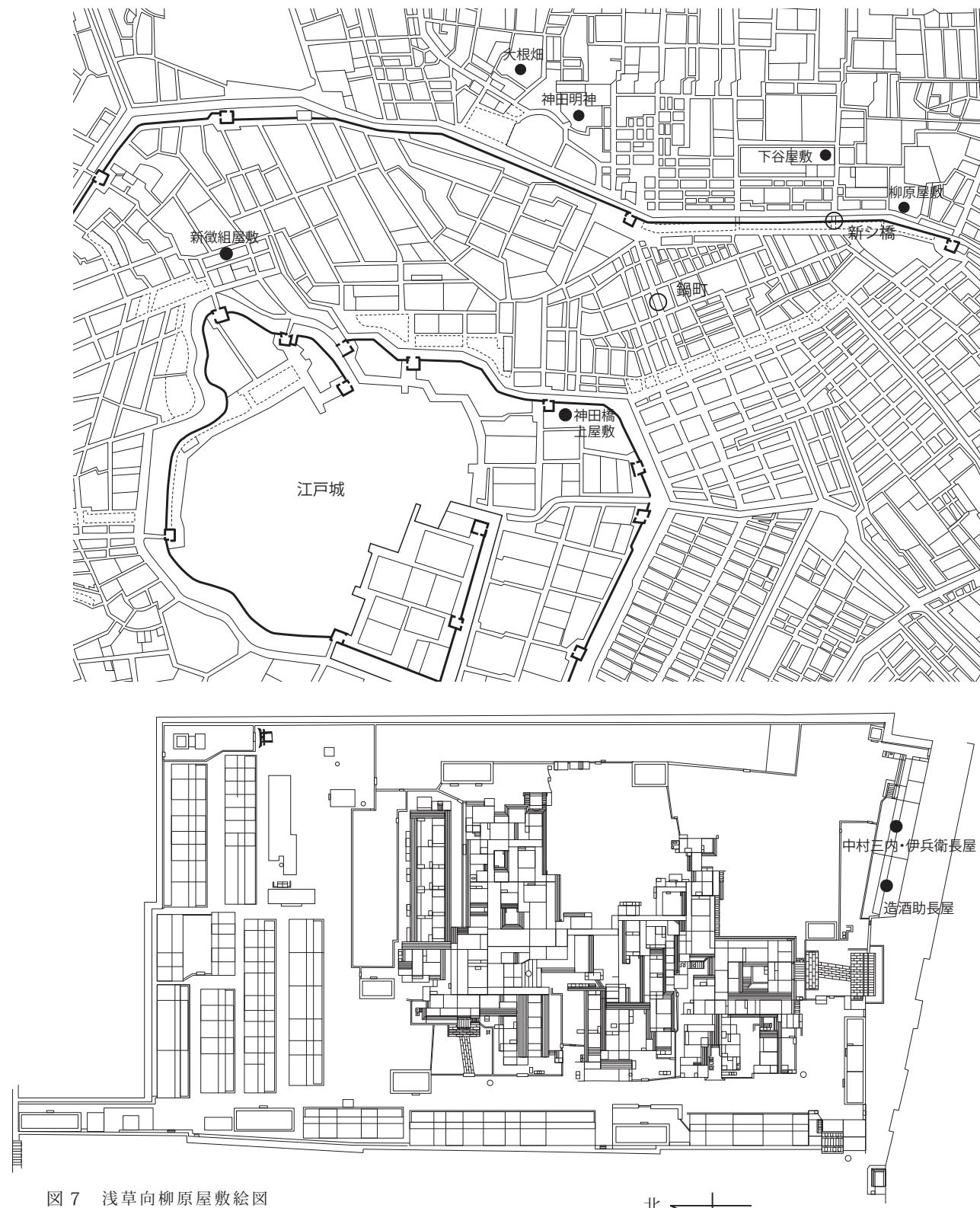


図 7 浅草向柳原屋敷絵図
鶴岡市郷土資料館所蔵 小林家文書 421 をトレース

北

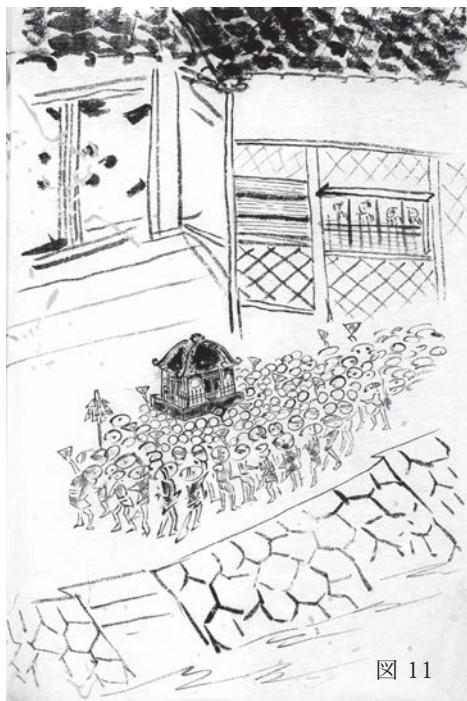
と呼ばれる。中でも造酒助の長屋は左衛門河岸に面した、御門の右脇、屋敷地の南端にあつた（図7（カラー図版参照）・8（②-29））。左衛門河岸には庄内からの米も、酒井家の酢漿草紋が入つた旗を掲げた船で運ばれてきている（四十一冊六月五日「カラー図版図53」）。柳原の長屋の間取り図は（図9（②-29））の通りである。柳原中屋敷の長屋も二階屋で、中村三内・伊兵衛親子の長屋の隣に位置する。造酒助は長屋の西側の部屋二間を主に使っていたようだ。角の部屋にいることが多い多かつたようであるが、この部屋に炉が切つてあることで炬燵を使うことができる大悦びしている。炉に網を敷いてハマグリを焼いて食べることもあった（甘七冊三月六日）。

『日記』にはこの部屋の様子が数多く描かれている。（図10（廿六冊二月廿三日）「カラー図版図25」は角部屋の様子を描き、

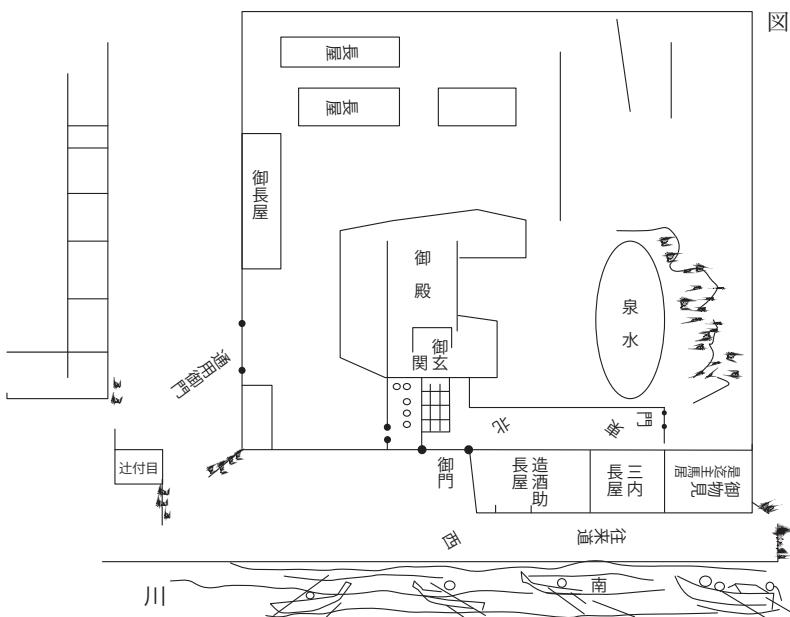
敷地の南端にあつた（図7（カラー図版参照）・8（②-29））。左衛門河岸には庄内からの米も、酒井家の酢漿草紋が入つた旗を掲げた船で運ばれてきている（四十一冊六月五日「カラー図版図53」）。柳原の長屋の間取り図は（図9（②-29））の通りである。柳原中屋敷の長屋も二階屋で、中村三内・伊兵衛親子の長屋の隣に位置する。造酒助は長屋の西側の部屋二間を主に使っていたようだ。角の部屋にいることが多い多かつたようであるが、この部屋に炉が切つてあることで炬燵を使うことができる大悦びしている。炉に網を敷いてハマグリを焼いて食べることもあった（甘七冊三月六日）。

『日記』にはこの部屋の様子が数多く描かれている。（図10（廿六冊二月廿三日）「カラー図版図25」は角部屋の様子を描き、

8



四 11



1

造酒助は三角形の棚を背に座り、炉に鉄瓶を置いている。(図11—四十三冊六月八日) カラー図版図56) は長屋の造酒助の部屋を屋敷地の外から見た図になつており、部屋のすぐ西隣が御門となつてていること、部屋の窓には出格子が付けられていることがわかる。この窓の外は往来道で、下谷屋敷よりもぎやかな通りであつた。八畳の座敷から中庭方向を描いている図もある(「四十九冊七月廿九日」カラー図版図66)。このような長屋で造酒助は日々過ごしていたのである。

四、江戸在勤の期間と勤務日

造酒助が江戸に到着した翌日（元和元年八月廿日）に老中奉書が届き、庄内藩は長州征伐の御旗本御先手御供（先陣）を翌日江戸城



图 12

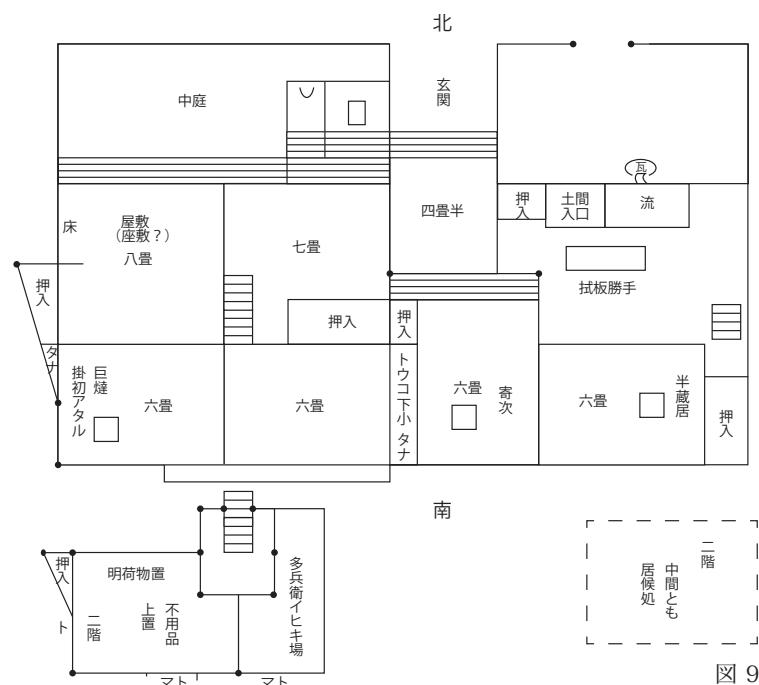


图 9



図 10

にて拝命した。造酒助は中老酒井兵部よりその一ノ手を命じられ、武具の準備やその武具を大坂まで蒸気船で運ぶ手配など、到着早々その準備に忙殺されている。暇で外出ばかりしているという和歌山藩士酒井伴四郎の例に代表される「江戸勤番者のイメージ」とは大きく異なる。その後同九月二十四日に庄内藩は江戸市中取締の職を理由に「御旗本御先手御免」となるが、その際には「大氣弛ミあんといたし大草臥」「六冊九月廿四日」と安堵し、顔も弛んでしまった挿絵(図12)が描かれている。長州征伐御免となつた後は、本来の職務である江戸市中取締の組頭として、市中廻の監督、捕縛した浪士の届書や尋問した際の口上書、捕縛模様の委細などを書付にして御用所へ提出する「十一冊十月二十日」などの勤めを行つていた。

造酒助の勤務実態を見てみたい。造酒助の江戸在勤期間は、元治元年八月一九日江戸着より慶応元年八月一四日江戸発(『日記』記述は「一日まで」までの三八〇日間である。勤務の可能性がある日は到着次の日から出発前までの三七八日と考えられる。その中で神田橋上屋敷の御殿内御用所へ出たであろう「出仕」「神田橋出ル」「神田橋詰ル」「御殿上ル」などの記述がある日は二〇〇日(五二・九%)である(表1参照)。特に長州征伐御免以前は連日連勤が続いており、元治元年九月二七日、急遽行軍の隊列の通りに江戸一帯を行軍する「大廻り」が行われた翌日に「尻肉皮痛く」(②・17)、「我僕引込」(六冊九月二七日)で一日休むまで一ヶ月以上休みはなかつた。

表2 造酒助の主な外出		
月日	出仕	他行場所
9月6日		清光寺
9月14日	例刻出仕	神田明神・両国橋・本所屋敷
9月26日	明過神田橋へ参ル	御征伐御調之御行列大廻り
11月5日		清光寺 賢明院様御法事
12月23日		大森丁場実弾訓練
12月24日		大森丁場実弾訓練
12月28日	出日ニ無之候得共出仕	大廻り(買い物)
1月1日	如例出立ニテ例刻出仕	廻り(小塚原・千住・新吉原)
1月13日		浅艸観音堂
1月21日		小笠原鉄砲矢場
2月11日		深川矢場
2月16日		遠乗 向島行 浅草目付通り
3月2日		王子川溜へ投網打趣向 王子扇屋
3月11日		上野・向島・木母寺
3月23日		目黒竹之子汁趣向 目黒はしあや
4月1日		小笠原矢場・廻り(千住・小塚・吉原)
4月18日		本所御出入之大工の堀(出入大工より接待)
5月4日		本所 鉄炮力様
5月9日		越中鳶実弾訓練
5月15日	例刻御暇へ詰候処	御暇より紀伊国屋へ参るつもりが三河町砂糖屋
5月20日		大通日蔭芝通り日蔭再通り(買い物)
5月22日		火事出動
5月24日		本所(部下接待)
5月28日		本所(権十郎による部下接待)
閏5月14日		忍廻り
閏5月18日	神田橋へ詰候処	火事出動
閏5月22日		白木屋
閏5月25日	例刻出仕	廻り(深川仮宅・千住・吉原)
閏5月26日		本所矢場ミニエール稽古
6月6日		本所矢場ミニエール稽古
6月14日		ミニエール稽古
6月16日		本所矢場ミニエール稽古できず両国渡引き返す
6月19日		深川から永代橋、大橋スイカ割り、両国涼み
6月20日		廻り(新宿)
6月22日		本所矢場ミニエール稽古
6月23日		廻り(千住)
6月24日		本所矢場ミニエール稽古
6月26日		本所矢場ミニエール稽古
7月5日		本所矢場ミニエール稽古 両国橋へ涼ニ出ル
7月16日		本所矢場ミニエール稽古
7月26日		本所矢場ミニエール稽古
8月4日		柳沢屋敷古跡

月	在勤日数	出仕	調御用(出仕後)	表1 造酒助の主な勤務		
				寄合・世話役会合	廻り・火事	西洋砲訓練
8月	12	11	0	1		
9月	30	28	0	3	1	
10月	29	21	1(2)	4	1	
11月	30	21	(4)	8		
12月	29	20	2(5)	4		2
1月	30	19	3(3)	2	1	1
2月	29	14	2(1)	4		
3月	29	10	0	5		
4月	30	8	1	3		
5月	29	12	1	6	1	2
閏5月	30	14	4(4)	4	3	1
6月	29	9	2(1)	4	2	5
7月	30	9	3	5		3
8月	14	4	(1)	1		
合計	380	200	17(23)	54	9	14

おり「第十冊十月十八日」⁽²¹⁾、居住する長屋においても、調御用、行列帳や図面など書類作成が行われており、出仕後調御用を行つた日は二十三日（六%）、神田橋上屋敷へ出仕せず、調御用をした日が十七日（四・四%）あった。この急速御人数繰出候節之御用取調掛については、庄内藩の軍学師範である小姓頭の秋保政右衛門に相談しながら勤めていたが、元治元年十一月九日、政右衛門が不快による養生のため庄内へ下つてしまい、その後は造酒助一人で御用を勤めていたようである。兵法家としての造酒助の評判は「政右衛門跡役者人二ては大閉口、達方も大不行届、兵部殿へ御小性頭より老人出吳候様呉々申述候得共、壱人二て可然、若貴様ニて不行届杯と太キ口き、居候、誠ニアキレタ兵部殿先生也と色々大口説いたし、隼人申ハ我役所ニても外ニハ不見、心付候處無腹臓申候間、余り口説不申ニ、万ノ之節ハ不都合ニ無之様にと心付申候杯と、色々厚意申聞候」⁽²²⁾十九冊十二月朔日」とあり、中老酒井兵部からは「一人で然るべしと太鼓判を押され、小姓頭の榎原隼人からも小姓頭には適任者がないからと、協力を約束されている。その結果、造酒助は「先日申上候急速御人數出候節調取扱被仰付、政右衛門大体出来、□し下候得共、此度二十人為御登御人数と此方ニ居候五十人余と御備組と三ツ二分、平日は非常詰・市中廻・忍御供、急速之節大炮組二て出候事、尤西洋大炮ホート為御打、其稽古立方、且是迄寄合組とて頭も無之処、松宮源大夫と榎原十兵衛へ在勤中御預ケ」⁽²³⁾十九冊十一月廿七日」とあるように、政右衛門により作られた案をもとに、江戸市中取締の組編成を行い、勤めのローテーションを決め、寄合組の頭の任命などを行つたことが判明する。当時の庄内藩江戸市中取締りは造酒助によつて主導されており、現在知られている江戸市中取締の編成はこの時造酒助によつて作り上げられたものであった。造酒助は「政右衛門代りの造酒助無学無法者大弱り、乍去ヶ様之為長日も短ク暮し」⁽²⁴⁾三八冊閏五月廿九日」と忙しいが丈夫に過ごせていると日記に記している。

そのほか造酒助の職務には、組の廻りへの参加、夜の御組寄合や組々世話役寄合、江戸城付近で起こつた火事場への出動「三七冊五月廿二日ほか」等もあつた。神田橋上屋敷へ出仕をしない日であつても、造酒助は毎日早朝から多くの人に「仕掛けられ」（訪問され）、組の者や下級武士たちからの報告・相談を受けていた。このように在宅（長屋）勤務もあり、神田橋上屋敷に出仕している時が勤務、それ以外は余暇と容易に分けることはできない。

先行研究の勤番武士たちの多くが中下級武士であつたのに対し、造酒助本人は家督を継いで間もないが、一四〇〇石取りの上級武士であり、庄内藩の幹部である。時はまさに有事であり、中下級武士の平時の参勤交代に伴う勤番よりも多忙であつたことは、想像に難くない。八戸藩の事例を見ると、上級武士に当たる納戸役の場合は、上屋敷内の長屋からの役所への出仕であることや、早番（八時～一四時）・泊番（一八時～八時）・跡番（一四時～一八時）と拘束時間の長短を含め考えても、非番は五日に一日程度であり休日は少なかつたといえる。中下級武士と比べ、上級武士の方が多忙であつたとも言えるかもしれない。

また、先行研究で取り上げられた勤番武士たちの多くが上屋敷内長屋居住であったが、造酒助は下谷及び柳原屋敷の長屋居住である。下谷屋敷より勤務先である神田橋上屋敷は半道の距離がある。先行研究では外出を二km以内を「近辺」、二km以上を「遠出」と判断し分析されているが、日々「遠出」にも含まれる程の距離を通勤せねばならない勤務と、長屋と同じ屋敷地内での勤務とでは、比較する際には注意が必要であろう。

五、他行（造酒助は外出を他行と記す）

造酒助の私的な外出は、物見遊山での遠出は少なく（表2参照）、菩提寺清光寺以外の寺社参詣も数える程である。他の勤番武士が好んだとされる江戸城の下馬見学や相撲・芝居（歌舞伎）といった芸能見学もしていない。自ら『日記』「廿一冊正月八日」では、「登候後朝より他行いたし候事三度、二度ハ清光寺、一度ハ冷飯、一度食事不致、一度ハ本所行のみ、江戸之面白事杯とハ一ツも知不申、能所哉悪敷所哉とんと不分」とぼやいている。「御家老衆杯とも日々遠乗」⁽²⁵⁾「四冊九月十一日」と上級武士たちが好んだ遠乗りも、良い馬を所持していないため気軽に行くこともできなかつた。買物も、出仕の帰りに足を延ばすこともあるが、家臣の山田半蔵や他行する組の者に頼むことも多く、自ら進んで他行するというよりは、誘引され出かける事がほとんどである。

外食へ出かけることもぼんなく、毎日長屋で食事をしている。昼も出仕日は神田橋上屋敷へ割合（弁当）を持参し、同じく神田橋上屋敷内にあつた榎原長屋（隼人・十兵衛の長屋）で食事をした。この榎原長屋には「引取より榎原へ寄」と出仕後必ずと言つてよいほど立ち寄つており、まるで上屋敷における造酒助の控室であるかのように着替えや休憩にも使用している。

この他行の少なさは庄内藩の上級武士全員に当てはまるものではなく、眞面目な性質の造酒助特有のものである。江戸へ上る弓矢多に對しては心付として、一、登候一心得ハ、目の堪忍、耳の堪忍等々辛抱之第一ニ御座候

一、メカシ者は一同ニ目を被付候、笑者ニ相成候、余り茶歩行過候ては札付ニ相成候、芝居行等杯とハ一切無用之事、万一行者杯と有之候ハ、一組之内ニて大不首尾ニ為成候」⁽²⁶⁾

このように伝えている。造酒助は生真面目な性格も手伝つてか、上級武士として厳しく自らを律し、生活していた。

それに対し、造酒助と同役の組頭竹内主馬（元治二年正月兵衛と改名）は対照的で、出仕もせず、他行ばかりしていた。造酒助は『日記』に「主馬隔日番ニも不出、御小性頭頬兔角出懸、小增大働、主馬出席無之、面倒ニ無之却てよし、此頃御小性頭衆、御同役御他行度々、後御頼候、並御家中とても月ニ六度ならて出来ぬ事を余り無際限候故御心付候方と申事候得共、とても小増杯ニては不埒明故内々三内へ申候、先達てより度々三内掛候、大御目付感心ニ厚意ニ諫言御座候」⁽²³⁾一十九冊十一月廿七日」と記す。庄内藩士の身分は番頭家・騎馬家・並家中の三階層に分かれるが、最下級の並家中の者であれば他行は「月六度」と定められている。これに対し、上級武士であるからといって際限なく他行するのは如何なものかと申しても、造酒助では埒が明かなかった。

『日記』「廿一冊正月六日」には以下のように記されている。

「他行ハ物入、何分懷中乏敷、心ノ僕ニモ不成、却て不出方増也、極ホシキ物モ無之、兵衛（主馬改名）杯何程金有之ニ哉、一ヶ月ニ廿度出可申、一日ニ三三位宛ツカイ候由（中略）竹内ハ長州一件ニ登、其後御供御免被為蒙仰、尚又市中御取締厚相勤候様被為蒙仰候ニ付、竹内下、加藤御差留ニ相成候處、不斗病氣ニテ下、養生致候様被仰付、兵衛御差留ニ相成候處、色々病（中略）申立いたし候得共、実病氣無之、日々他行、（中略）尚又隼人と相談、六度他行外不相成候様ニと權十郎殿とも斗ひ候得共、尔今其沙汰も無之、却て下候方諸士之御締も付可申候得共」

竹内主馬は一ヶ月に二〇度も他行し、一日に三両も使っている。主馬は長州征伐要員として出府したが御免となつた。本来なら庄内へ戻るはずが、同役の加藤政之助が中気となり庄内へ戻つたため、江戸に差留となつたという経緯もあり、病氣と申し立てては任務を怠り、日々他行ばかりしていた。それを問題視した造酒助が小姓頭榎原隼人と相談し、中老松平権十郎へ計らい、一ヶ月六度の外出制限を設けたことなどがわかる。この六度の他行も「兵衛為ニ六度他行外不相成、六度他行ニても度々御家老衆へ不伺出候事不相成候故、思出し次第遊参不出来、別て御長屋居勝ニ相成候」⁽²⁴⁾二六冊二月二〇日一他行の度に「御家老衆」へ伺を出さなくてはならず、造酒助は思い付きで遊びにいくことが出来なくなり、かえつて長屋に居がちになってしまったところ。規則を増やしたことで手続きが増え、造酒助はかえつて出不精になつてしまつていている。この外出制限は、八戸藩士の例でも一ヶ月に三度、外出の時間は朝六ツ時より夜五ツ時までと決められていた。伊予松山藩では月四回の例もあり、複数の江戸藩邸で設定されていたようである。

一方、竹内主馬は慶応元年閏五月四日に病氣願にて江戸を発し庄内へ下るが、『編年私記六』には「○閏五月十三日竹内兵衛御叱。主馬殿の改名也。病氣願ニて閏五月上旬庄内へ下着被致候所、同十三日思召被為在、隠居、御役御免、永蟄居被仰付嫡子右膳へ家督

千五百石被下置候。無御相違一之文字なし」と記されている。主馬は庄内へ戻ると、御叱を受け、隠居の上御役御免、永蟄居を命じられている。家禄一五〇〇石の組頭という上級武士であつても、役目を果たさず遊んでばかりいるものは、罰せられるのである。

六、造酒助と西洋銃砲

造酒助は西洋銃砲に大変強い関心を持つていた。造酒助が庄内藩への西洋銃砲導入の必要性について危機感を募らせた契機として、この頃庄内藩が人を派遣して調査を行つていた野州浪人（天狗党）の動向がある。上京を計つた武田耕雲斎らは西洋銃砲を装備し、「道中妻子を召連、緩々大砲之七八挺運送ニ無滞通行仕居候處ハ奇代千万、迎戰國一ヶ所も無」⁽²⁵⁾「②・30」といつた状態であった。その後の和田峠の戦い（元治元年十一月二十日）について造酒助は、夜戦に及んだ際浪人側の装備が西洋トントロ管（雷管）であつたので消えることもなく、火も見えないので対し、追撃する信州軍の装備が「荻野流種子島鉄砲火繩打」であつたため、闇夜に火繩の火を見当に打たれ大敗したと分析し、火繩銃が敗因と考えた。「西洋流無之ハ不濟世之中と相成候」⁽²⁶⁾十八冊十二月十二日と『日記』に記している。

庄内藩は西洋銃砲に対し全く関心が無かつたわけではない。天保十三年には種子島流砲術師範である中村三内をして高島秋帆の西洋砲術を学ばせ、さらに安政二年台場警備の際にも、中村三内ほか種子島流門人八名・芳賀剛三ほか荻野流門人八名を江川太郎左衛門の西洋流へ入門させるなどの対策が取られてはいた。しかし造酒助江戸在勤当時の藩内砲術は、種子島・荻野・高島流（西洋流）三派に分かれ相互に牽制するような状況⁽²⁷⁾一四三冊六月十日」であり、造酒助はぜひ西洋流に統一したいと考えていた。

西洋銃砲は大きく火砲と小銃とに分けられるが、まず火砲について造酒助の対応を見てみたい。元治元年十一月二十三日の書簡には「唯乱世之印ニは屋敷々々ニて炮發音（中略）スル事ナシ事闇鉄砲世の中故、御家ニても西洋之大筒開度と色々工夫仕居候得共、是も闇ニて分兼候、私も異筒物好出来候て半藏ニ口説可被申と存居候」⁽²⁸⁾「②・32」とあり、各大名屋敷で発砲の音がしており、庄内藩でも西洋大筒の習練を行いたいと画策している旨が記されている。十月に拝命した「急速御人數練出候節之御用取調掛」において造酒助が検討していた江戸市中取締にも、西洋大筒の使用は組み込まれており、「尤西洋大砲ホート為御打、其稽古立方」⁽²⁹⁾十九冊十一月廿七日」と西洋大筒の使用とその稽古の方法などについても検討を加えている様子が窺える。その後十二月四日の書簡「②・34」では、西洋大筒を一同に打たせることにしたとあり、日々訓練が始まっている。十二月十二日には柳原屋敷玄関前で「ホート炮」（ポートホウイツツル）稽古が行われた⁽³⁰⁾十八冊十二月

十二日」。十二月九日の書簡^{(2)・35}には、庄内より登つた嫡子二三男で構成される御備組の組々へも西洋砲の稽古を始めたことが記される。御備組は春には残らず交代になるため、御備組への西洋砲術伝授は、西洋砲術を国元へも広めようという取り組みでもあった。十二月十五日の書簡^{(2)・39}には、組内ののみならず、常用詰の者へも西洋砲を打たせていること、槍・剣の稽古は中止したことも記され、「鉄砲不知大そん之世中ニ相成」⁽²⁷⁾と評している。ついには十二月二十三・二十四日大森浜端海岸の丁打場において、若年寄や小人目付など幕府役人も臨席する中、ホート炮実射演習^{廿一冊十二月廿二日廿三日}が行われ、日頃の訓練の成果が発揮された。庄内藩江戸屋敷では、西洋大筒の稽古が元治元年十一月～十二月の短期間で急速に進められたことがわかる。また翌年五月九日には藩主も臨席のもと、越中島の幕府調練場を借用し、火砲・小銃も含めた実射訓練を行っている。これらの陣頭指揮に当たつた中村三内は、「丁場無滞相済候御祝儀」^{三六冊五月十三日}として祝宴を開いている。⁽²⁸⁾

一方で小銃に関するては、「丸子」の存在が大きい。造酒助へ西洋小銃を提供したのは主に丸子松斎・伊太郎の親子で、「丸子ぢゝ」「丸子伊太郎」として『日記』「造酒助書簡」ともに頻繁に登場する。この丸子は鉄砲鍛冶であり、西洋銃砲を扱う武器商人でもあったようである。最初に丸子が尋ねて来たのは江戸に到着して間もない八月廿七日のことで、「色々嘶いたし、ヤーケル一挺頼候」^{二二冊八月廿七日}と造酒助は早速ヤーゲル銃（ヤクトビュクス）を注文している（この銃が完成して手元に届いたのは十二月十六日で、代金は九両二歩であった）。丸子松斎は造酒助父武右衛門と既に親交があつたよう、造酒助が江戸に登つたということで尋ねて來たのだろう。早速注文したことから、中村三内との関係もあり、庄内にあるうちから興味を持つていた可能性も考えられる。

丸子は西洋砲銃製作の注文を受けるだけでなく、横浜で入手した銃を度々造酒助の許へ持参した。五発撃ちの短筒（ピストルか）や舶來のピストル、夷筒、英國製の小筒などが持ち込まれ、面白いと思ったものは造酒助が御用所へ持つて行き、中老松平権十郎等と導入の相談をしている。十一月二十一日には丸子伊太郎より「殿様御若ク被為在候間、御庭にて御慰被遊候ハ、至極御宜可有御座候ニ付、若々思召ニ相叶候ハ、差上申度」^{一十七冊十一月二一日}と、殿様（酒井忠篤）への献上品として小鳥打ち用の短筒を持参、思召に叶い喜ばれた。また、十二月七日に持参した英國製小筒十挺は一挺十九両ですべて藩に買い上げられた^{〔十七冊十二月七日〕}。この礼としてか、丸子松斎より造酒助へ馬上炮（カラヘン筒）が贈られている^{〔二十冊十二月九日〕}。

ピストルは「此節大流行之物」^{〔2)・44〕}であり、カラクリに感心した造酒助は、英國製の「ヒシトール五発カラクリ筒」（リボルバー式短銃 挿絵あり）を二挺（もしくは三挺）

買ひ求めている。しかし、造酒助の興味はミニエー銃へと移り、一挺はいらぬが、なかなか手に入らないものであるから、一挺は庄内の伊藤に買わせようと国元へ送っている。ピストルは無事に父の許へ届いたが、父からは手当たり次第に求めてはならないと叱られている^{〔2)・55〕}。造酒助の手元では、「ヒストゥル」^{〔二十三両〕}に二両で手に入れた舶来のカバーを付け（合計二十五両）保管していた。

元治元年十二月下旬から造酒助は飛距離も威力も強いミニエー銃の庄内藩軍備への導入を画策し始める。「ミニケール十年賦ニテ數十挺、来春越中島ニテ大丁場之節小銃之備打始いたし可申とて懸之面々集候處都合二十人位ニ相成」^{〔二二冊十二月二十五日〕}と、藩より十年賦で金子を借り、ミニエー銃を數十挺揃えて来春の越中島丁場で演習を行いたいと考え、造酒助が松平権十郎へ掛け合うと権十郎は同意するが、郡代⁽³⁰⁾である石原織人は、時節柄出費が嵩む上、物価上昇もあり、僨約を理由に許可しなかつた。度々織人へ掛け合うが要求は簡単には通らない。その理由も造酒助は十分に理解しており、「此造酒助唯軍之事のみカヽリ居候てケ様事モクロミ候も、第一争戦と相成候節、一番弁器是非出来候様祈念いたし居候、慰ミニは無之、御家之為のみ、乍去何分御物入莫太之時節、織人口説も尤ナリ、私金持ニ候ハヽ二百位は貸し度候得共、是も同様騎将ニテ苦々敷事ニ御座候」^{〔二二冊十二月二七日〕}織人の意見も尤であり、金持ちであれば二百両位貸したいものだとこぼしている。

その後元治二年正月十九日の書簡^{(2)・49}によると、この頃造酒助は丸子製のミニエー銃を一挺購入している（九両三歩^{〔二二冊正月十六日〕}）。御用所で松平権十郎へ見せたところ譲つてほしいと言われたが「此度分ハ出来も能候間大笑ニテ遣不申」とあるため、丸子製ミニエー銃は、出来不出来があつたと推測できる。このとき中老酒井兵部・松平権十郎も丸子へミニエー銃を注文している。上級武士は自力での購入がかなうが、多くの藩士は自力での購入は難しいため、造酒助は藩からの購入代金貸付を繰り返し求めている。^{〔御家中三十人ニテ三百両拝借〕}と申立ており、ミニエー銃は一挺十両が相場であつたようである。⁽³¹⁾

同日付けの別書簡^{(2)・48}には「公義ニテはミニヘイール英國へ六万挺注文ニ相成候由、加賀様ニテ此方ニテ先達て五百挺求候由、大小名西洋筒集候嘶ハ浦山敷事ニ御座候、此頃榊原様ニても百挺持候由、御家ニテは大筒士之背ニ負筒十挺ならて無之」とあり、他の大名家ではミニエー銃を多く集めているにもかかわらず、庄内藩には十挺もない状態であつたことが記されている。

元治二年一月廿五日の書簡^{〔2)・50〕}には、

此節軍サ実ニ西洋筒、時ニ望第一之弁器と被考候、諸家不残西洋ニ相成、御家斗御金無之

為諸士望失ひ斗ニも無之、萬一之時ニ至り敵方より備立打出しニ、此方一挺もなし敵ノミニケール矢先ニ向候者誰一人有之間敷、若同炮持居候へハ氣込も宜敷、敵を打死高名ニせんと一体之氣込引立可申候処、吳々も苦々敷、世中諸家は一同西洋ニ相成、御家斗どんと西洋御引立廉無之、又一藩種ヶ島荻野流ニて西洋筒を打シクメ候息込ニても御座候へハ宜敷、人々ヲ遊ルニも不及、御郡代ヘ彼是申迄無御座候得共、御家老衆始末々ニ至迄一同西洋筒ニ無之てはノ、斗申居候仕合、何とか相成候ハ、本間ニても千両も無理年賦ニて借候事出来候ハ、実ニ徳川家之為、御家為ニ可有之候、私共入精引立候ハ、鉄炮行々堅国猛勢ニ可相成候得共、何分御入費最中御時節、吳々も此節右之炮術御開不被遊候ハ、大敗之三度も取候後ニ不相成ハ出来申間敷候、何とかいたし、金ハ天より降候か地より涌出候様ニと祈念罷在候。

このように記され、庄内藩江戸屋敷では上層部から末に至るまで西洋筒（ミニエー銃）の重要性と緊急性が認識されているのに對し、庄内藩は財政難から導入ができるいない。できることなら酒田の本間家より千両を借りたい（³²）、なんとかして金が天より降るか、地より湧き出るよう祈念する今まで記している。藩から支出が無理ならばと、二月には「御家中十四五人ミニケール筒注文ニ付丸子松齋呼ニ申遣」（二五冊二月八日）と見え、ミニエー銃の重要性を理解する藩士たちによる、自費でのミニエー銃購入が開始されている。このころ造酒助の所持した小銃は、挿絵「造酒助飾道具左印」（三五冊四月晦日）（カラー図版図44）に描かれている。「ヒストウル二十五両、馬上炮、ミニケール九両二歩、ヤケール十両」と記され、この時点で四挺所持、全て丸子が調達したもので、費用は総額四十四両二歩である（ミニエー銃・ヤーゲル銃の値段は購入時記載の金額と若干異なる）。このようにして収集した小銃の射撃訓練は、西洋矢場という西洋銃砲稽古場で行うが、江戸の庄内藩の西洋矢場は本所屋敷向かいの鴨取御屋敷を作られた。元治元年十一月頃は未だ普請中であり、中村三内らは酒井兵部の出身家である唐津藩本所屋敷の矢場を借りて訓練を行っていた。造酒助が鉄砲の力試しのため始めて本所矢場へ行つたのは翌年五月四日のことであり、この頃本所矢場が完成したと考えられる。造酒助は所有するミニエール銃の射撃訓練に度々出かけるようになる。

六月には念願の舶来ミニエー銃の大量購入が叶う（四四冊六月廿日）。横浜から買付け、総本数三十一挺（もしくは三十挺）である。『日記』には「私登後色々ネダリ都合三十挺御屋敷二入、此度又二十五挺二て合て五拾五挺と相成、式十五挺之内二十挺は上二て御買上ル、五挺は権十郎殿二挺、造酒助壹挺、三内一挺、藤藏一挺、直段十二両位之由也」（四三冊六月六日）との見通しを記した造酒助であつたが、實際には藩による買い上げは無く、二十一人での個人買取であつたようで、家禄の低い者は三年賦の支払いが認め

られた。この件に關しては、十年賦での貸付を求める造酒助に対し、郡代石原織人は当初から三年賦と主張しており妥協はしていない。庄内藩江戸屋敷の財政は相当厳しいものであつたことがうかがえる。しかし、造酒助は『日記』に「此節誠ミニケール馬鹿ニ相成、控扱御覽アキ可被成と奉存候、私思不掛金出し、何とも半藏氣之毒ニ御座候、唯殘念之事上ニテ御貯金なして織人承知不致候事残念ニ御座候、御家中ニテ今日迄求候處五十四挺ニ相成、去年野州一戦後此造酒助色々申立、又は進候全も有之、人氣不穩世中故段々と身入り大慶仕候」（四五冊七月朔日）と、藩による買い入れが無かつたことは残念だが、家中での買い入れが五十四挺となり、着実にミニエー銃が導入されてきたことを純粹に喜んでいる。天狗党和田峠の戦いの結果による危機感から始まつた造酒助による西洋砲銃の導入運動が効を奏したとも考えており、庄内藩の軍備の西洋化にとつて大きな進歩であったと言えるだろう。

造酒助が購入した西洋銃は、四五冊七月三日の挿絵（カラー図版図61）に描かれている。総數七挺の小銃が描かれているが、その内訳は金額と長さから推測すると、右から五両の葦山製ヤケール（三尺三寸）、十両の丸子製ヤケール（二尺五寸）、十一両二歩二朱の舶來ミニエール（二尺六寸五分）、十両二分二朱の舶來ミニエール（二尺）、同じく十両二分二朱の舶來ミニエール（二尺）、九両二歩の丸子製ミニエール、二十五両のピストルである。葦山製ヤケールは定之進に「江川」（江戸芝新銭座の江川太郎左衛門による大小砲練習場）へ遣わし購入した物だろう（四四冊六月二十四日）。挿絵に「安外ニ金ヲツカイ不足いたし半藏見込違とて大口説なり」とある通り、総額で八十二両三分二朱という高額になつてゐる。買い求めたと度々言つていた馬も買わず、日々の儉約も、すべて「大ハマリ」した西洋銃へと費やされた。

おわりに

本稿では『日記』「造酒助書簡」をもとに、松平造酒助の江戸在勤について検討した。松平造酒助の江戸在勤は、幕府より命じられた江戸市中取締の任を担うためのもので、有事の出陣とも考えられるものであり、先行研究の例に比べかなり繁務であつたと言える。特に、急速御人数繰出候節の御用取調掛については江戸市中取締の根幹に関わる役であり、秋保政右衛門の庄内下り後は松平造酒助一人が擔つていていたことを明らかにした。

庄内藩の江戸詰上級武士がすべて造酒助のように多忙であつたわけではなく、同役の竹内主馬は月に二〇度も他行するなど、勤務を怠る例もあつた。造酒助は榎原隼人と松平権十郎へ計らい、並家中にのみ存在した「月六度」の外出制限を上級武士にも適用し、規律を正そうとした。しかし、主馬の態度は変わらず、その手続きの手間から、自分が気軽

松平造酒助の在勤中の食生活覚書き

古宮 雅明

松平造酒助（以下、造酒助）の在勤中の食生活について概観する。幕末期の勤番武士の生活実態については紀州藩士酒井伴四郎の事例などの先行研究があるが^①、いずれも中下級藩士である。これに対して、造酒助は庄内藩ではトップクラスの上級藩士である。出府の目的は江戸市中取締を指揮するなどの重責を担うためであり、単身赴任ではあるが、家来の山田半蔵をはじめ若党や中間小者等多数を召連れ、住居も御長屋とはいうものの二階建てで部屋数は十もある等、中下級藩士とは地位や職責、衣食住の生活環境も大きく異なる。これまで造酒助クラスの上級藩士の勤番中の生活実態についてはあまり知られていないようと思われる。そこで事例報告として、神奈川県立歴史博物館所蔵『松平武右衛門文書 造酒助書簡』（以下『日記』と略す）及び鶴岡市郷土資料館所蔵『松平武右衛門文書 造酒助書簡』（以下「造酒助書簡」と略す）より、造酒助の食生活に注目して、上級藩士の在勤生活の一端を概観してみたい。

I 食の具体的内容－何を食べていたか

造酒助は江戸在勤中どのようなものを食べていたのだろうか。

まず日常の食事について見てみたい。食事は基本的に自炊であるが、造酒助自身が調理するわけではなく、惣吉という中間が炊事を担当している。朝食は「朝々大根之おろし汁ニ菜当座漬のみ」〔十四冊十一月一日〕のように簡素なものであった。昼食は上屋敷へ出仕の日は割合（破籠＝弁当）持参である。「御殿へハ人々箱弁当なれども私は野合ニ持行候割合、香物入は手作之組割合ニ香物五切位ニ煮豆、氣根もよく入候、私も氣根よく給居候、兎角織人ニ感心なりとて被笑候」〔十四冊十一月二日〕、「腰付割合日々大根漬・味噌漬・煮豆ならて無之」〔五冊九月二二日〕等とあり、菜は煮豆や漬物くらいである。しかし「繁用空腹に相成食事思い出し給候事故香物のみ、其甘き事難譬」〔六冊九月二十五日〕と、香の物だけでも大変美味しく食べていると記す。繁用時には食事の暇もない事もあつたが、用務がなければ上屋敷内の榎原隼人の長屋へ行つて割合を食べる事が多かつた。「隼人弁当は味噌糟漬鮭・味噌漬之香物、私は例割合、菜入ニは例煮豆・糟漬之香物、いざれも出合、其外押入より引出候二蓋、一つハツクタ煮（小雑喉小海老）、一つハ醤油実、ソン々々

と食し……」〔十六冊十一月十九日〕とあり、隼人と弁当の菜を交換したり、隼人の常備菜（塩引鮭・佃煮・醤油実など）と一緒に食べたりしている。普段の夕食は、「地走極よく鰯：折々平斗付候事有之：庄内黒こゝ焼干二人參・芋・コンニヤクまたは湯大根、折々豆腐汁……」〔十四年一月一日〕と「汁一～二菜ほどだつたようだ。庄内と違つて甘い（美味しい）ものが食べられないと言いつつも、「庄内より飯甘く、鮭のあんかけ給候より甘く食し居……」〔十四冊十一月二日〕と、惣吉が用意した食事をそれなりに甘い（美味しい）と言つて食べている。しかし在勤が長くなると「此方之御地走ハ蛤無限あき申候、土鰐もあき申候、豆腐もあき申候」〔②-73〕と同じものばかりでは飽きたると不満を漏らしている。後述する会食ではそれなりのご馳走を食べているので、日常の食事には不満もあつたが、贅沢を言わずに我慢すべきものと心得ているようである。

では、具体的にはどのようなものを食べていたのか、見てみたい。

表は造酒助が実際に食べたものを『日記』から拾つたものである。食材名（例えば豆腐）・料理名（例ええば豆腐汁）・商品名（例ええば「おでつ」）などは不統一である。食べた回数は入れていなかが、ばらつきがある。また日常の食事と宴席での料理なども区別していない。ここからは造酒助の食生活の特徴として、魚介類が多いこと、甘物が多いこと、庄内地方の産物が少くないことが浮かび上がってくる。

魚介類が多い事は日本人の食習慣からは当然の事であろう。その中でもよく食べていたのが鰯・鰻・土鰐（泥鰌）である。鰯は着府三日後には早くも食膳に上り、その後も頻繁に食べている。初めのうちは「大ニ甘食し」〔三冊九月五日〕とか、庄内ではお目にかかる代物できつと油が乗り美味だろうから塩振りにして家族に送りたい〔九冊十月九日〕等と言つていたが、「今日は昼も鰯：夜食：又々鰯」〔九冊十月九日〕と、鰯ばかり食べさせられて、やがて「鰯は断候」〔四三冊六月八日〕と辟易した様子が窺える。土鰐は柳川が一回あるが〔三三冊四月十六日〕、ほとんどが土鰐汁で食べている。十月十五日に初めて土鰐汁が夕食に出され「珍敷思給候處至極結構也、東都へ登、始て氣ニ合、口叶候汁也」〔十冊十月十五日〕と大満足して料理係の惣吉を褒めている。以降「此頃ハ鰯相止、兎角土鰐之地走始り」〔十六冊十一月二十日〕とたびたび食べるようになつた。日常の食事以外でも、大森海岸でのホーント砲実射演習の後〔二二冊十二月二三日〕、本所屋敷での諸士慰勞会の時〔三八冊二十四日・二八日〕、本所矢場でミニケール打ち試しの後〔四六冊閏

五月二五日」など大勢が集まつた折などには土鰐汁を作らせて皆で食べている。十月十五日の土鰐汁はたまたま嘶に来た寺内權藏と三好金弥にも振舞い、二人とも大悦びしている。土鰐汁は庄内でも普段からよく食べていた馴染みの食であつた様である。鰐は、江戸に行つたら是非鰐屋で焼きたてを食べたいと言うほどの造酒助の好物である。『日記』によれば二十回は食べている。在勤日数三百八十日余だから二十日に一回の割合である。鰐とは違つて高価で、長屋へ取り寄せた時の代金は四人で百五十疋分「十七冊十二月四日」、三人で百疋「二二冊一月八日」等とある。この疋は金銭単位の疋（金百疋＝金一分）のことと、それぞれ金一分二朱・一分となる「今日は着いたしてより初之休足故鱈を驕ル」〔六冊九月二七日〕と、鰐は驕つた食べ物だった。当然日常の食ではなく、食べるものは貰い物か、会食などの特別の折か、招待された時などである。この他には蛤や雑喉をよく食べているが、大衆魚は鰯以外には鰯（二回）と鰯（一回）しか出てこない。江戸っ子が好んだという鰯の刺身は食べた様子はなく、サンマは一度も出てこない。鰯やサンマは日本海側ではほとんど獲れないため庄内育ちの造酒助には馴染みの薄い魚だったようである。その他の鮮魚類の多くは会食の時の食材・料理として日記に記されたものなので、日常的に食していた訳ではないだろう。

庄内地方の産物とは、鮭（塩引・味噌漬・糟漬）・干鰯・干鰐・塩鰐・筋子・はらら（腹子）などの魚介類の他、塩鳥、庄内焼麺、醤油実、塩蕨、堅餅、味噌、干味噌、庄内菓子などある。他の藩士から貰つたもの、会食で振舞われたものも含まれるが、いずれも国元の家族や知人から送られてきたものである。庄内・江戸間は公的飛脚をはじめ、様々な事情で頻繁に人が往来しており、それに託しているのであるが、造酒助だけの特例ではなく、江戸詰の藩士の間では普通に行われていたようである。庄内から江戸までは通常で十日前後は掛るので、当然保存のきくものになるが、届いた品物はお互いにお裾分したり貰つたりして庄内の味を楽しんでいる。あるとき小姓頭の金井男四郎が造酒助から貰つた干鰯を自分で食べずに上（藩主）へ差し上げたことがあった。藩主は大悦びで、男四郎が造酒助から貰つた干鰯六枚全部を食べ、造酒助も「君御心叶、甘く御食事被遊候ハ、私も甘食仕候同前ニ御座候」「十六冊十一月二十日」と感激している。造酒助は庄内の「鮭のあんかけ」をしきりに恋しがつているが、塩引鮭が何度か送られてきて、「結構至極」と舌之抜ヲ不知頂戴仕候」と記す。一方「地切鮭」を焼いて食べたが格別美味くないと記す「二四冊二月二日」。「地切鮭」が「地（江戸）の切り鮭」の事だとすれば

江戸の鮭は美味しいといふ事だろう。塩鳥は鳥刺し捕獲した野鳥の塩漬けと思われる。造酒助も父久徴の江戸在勤中（安政二～三年）には自ら捕つた鳥を塩漬けにして父の元へ送つてゐる〔①・13等〕。このような、江戸では入手しがたいと思われる故郷の食品・食材は勤番中の食生活を豊かにしたことであろう。国元から食品を送つてくる事について、他藩の事情と比較する材料を持たないが、庄内藩では日常的に行われていたようである。

次に甘物であるが、造酒助にとつて甘物は欠かせなかつたようで、有名店の菓子から自製の甘物まで色々なものを食べている。長屋への来訪者も甘物があると喜んでいる。「菓子一箱」とあるのは到来物で、具体的中味は不明だが、貰う機会は多かつた様である。この他にも貰い物は少なくない。自ら購入（取り寄せ）する事も多く、長屋の近くあつたと思われる遠月堂という菓子舗はよく利用している。五月節句頃には同店の名物柏葉餅（柏餅）を何度も取寄せているが、庄内とは比べものにならない結構な味だが、一つ十錢（十文）余もするので半蔵が肝を消していると記す「三五冊五月五日」。人が集まつた時などにはフキトリ餅（阿部川餅）や寒晒しの団子などを作る事もあった〔二一冊一月三日、三四冊四月二二日等〕。尤も造酒助自身が挙げる訳ではなく、居合わせた他の誰かが挙えるのであるが、これは千五百石大身という家柄が然らしめるところであろうか。あるとき町で美味しそうな牛皮（求肥）を見かけ、「おそろしき物」（高価）なので自製したいので作り方を教えて欲しいと手紙に書いている〔②・73〕。これも自分では作らず、中村三内が試作したが、焦げ付いて「黒牛皮」ができたと大笑いしている〔②・85〕。

造酒助が賞味した「江戸名物」にも触れておきたい。造酒助は外食はしなかつたが、江戸名物はいろいろ食べていて、まず寿司について。守貞謾稿は寿司の名店として「松の鮭」「与兵衛鮭」「毛抜き鮭」を紹介しているが、『日記』には「松の寿司」が二箇所（三月二七日・五月十三日）確認できる。店は造酒助の長屋からは目と鼻の先の浅草第六天前にあつた。高価な事でも有名で、五月十三日は「百疋分折入」とあり、相応な値段だつたことが窺える。また、九月二十九日に家来の半蔵が上屋敷からの帰りに土産に持つてきた「笹葉巻鮭」は「毛抜き鮭」の事と思われる。甘物では向嶋（長命寺）の桜餅がある。二月十六日の『日記』〔二六冊〕には遠乗りに出た向嶋で「此所桜餅名物」と記すが、食べたとは書いていない。二月二十五日・四月十六日・六月二十七日は人から貰つてゐるのでこれは食べたのである。寿司も桜餅も味については何も述べていないが、松の寿司は人にも贈つてゐるし、桜餅

は何度も食べているから口に叶つたのであろう。おてつ(ばた餅)は着府早々八月二十日に振舞われたいへん気に入つたらしく、涼しくなつたら国元へも送りたいと言つてゐる「九冊十月九日」。一方、豊嶋屋の白酒は江戸名物と聞いていたので取り寄せてみたが格別のものでもなく、庄内のものより美味くはない記す「二七冊二月二九日」。江戸名物だからと無闇に有り難がるわけではないようである。また外食しなかつたこともあつてか、蕎麦や天ぷらについては記述がない。

II 食生活の特徴

造酒助は在勤中ほとんど外食をしていない。一方で藩士同士での会食がたびたび行わされている。この二点は造酒助の食生活を特徴づけるものであるので、以下具体的に見て行きたい。

一、外食について

ここでいう外食は市中の飲食店や屋台での飲食の事である。外食は江戸勤番武士にとつては大きな楽しみであったと言われる。これは勤番は原則自炊なのでその手間を省くとともに単調になりがちな食生活に変化を求めしたこと、江戸市中ではいわゆる外食産業が発達して安直な飲食店や屋台が数多くあり、そうした需要に応える事ができたこと等がその背景にあろう。ところが造酒助は後述する半ば公的な宴席を除き、外食は全くしていない。これは造酒助の食生活上での大きな特徴といえるので、その理由を考えてみたい。まず最も大きな理由と考えられるのが造酒助の立場が然らしめる自制である。四二冊閏五月十九日には「登候節鱈屋に参り焼餃^{ダテ}給積ニ心組參候得共、御備頭鱈屋ニ參候事不相成模様、庄内士市中一はひ徘徊、見付ラレ候てハ追て叱候節為ニも不相成候ニ付參候事不相成」と記す。造酒助は鱈(鰻のこと)。以下引用以外は鱈とする)が大好物で、江戸に出たら鱈屋で焼きたての蒲焼を食べたいと思っていたが、頭たるものは鱈屋には行けないようだ。なぜなら、大勢の藩士が市中取締に廻つており、鱈屋に入るところを見られたら今後藩士を叱責する事ができなくなるから、という事である。また外食の事例ではないが、元日に吉原への廻りに同行した際、千住の定宿(見廻り衆の休憩所に指定された宿)の主人が今日は元日でもあるのでと酒肴や重詰めを出したところ、「明日ヨリノ御締モ不立、且頭忍行候所ニて食候ト相成候テモ不宜ニ付、後々迄事断、金一両為茶湯代置」〔二一冊正月元日〕と、頭の立場上からも、また今後の市中取締にも差障る

からとこれを断わり、更に茶代一両を置いてきている。自らの立場と職務遂行に差障りが生じないよう配慮している様子が窺える。⁽⁶⁾ 造酒助の家は庄内藩ではトップクラスの大身であり、造酒助の「組頭」という役職は職制上の序列では城代・家老・中老に次ぐ第四位にある。⁽⁷⁾ 今回の出府では造酒助組二十五名を率い、且つ市中取締の運営を統括する立場にあつた。正月に具足餅を頂いた時の席次「カラーネ版図18」からも江戸藩邸ではいわゆる番方のトップであることがわかる。このような身分上・職務上の立場にあるものの矜持もあるだろうが、造酒助はストイックに行動を慎み、人目に付きやすい外食を自制していたようである。尤もすべての上級藩士が造酒助の様に自制的では無い。造酒助と同格(家禄千五百石)・同役(組頭)の竹内主馬(兵衛)はそんなことには頓着せず、出仕日にも御殿に出ずに毎日のように遊び歩いている〔二一冊一月六日、(2)-30等〕。その軽率な行動は藩邸内で輦轂を買い、半年後にはおそらくはこれが原因で隠居を命じられている。造酒助は、江戸は甘物や女はお望次第なので一步間違えば身を滅ぼす事になると「九冊十月十二日」、外食に限らず、何よりも自制が肝要と繰返し記している「九冊十月九日等」。

二つ目が儉約のためである。「辛抱之上ニも耳目口堪忍仕居候得共、金ツカイ候事奇代御座候、十兵衛杯と金ツカイ候とて毎度笑候、他行ことニ壹歩定敷なりと申、不思議なる所ニ御座候」〔(2)-72〕と言い、「他行ハ物入、何分懷中ノ乏敷^{シタマツ}：却て不出方増也」〔三三冊四月二一日〕と、外出すると金が掛るので我慢し、「金有之候ヘハ唯能馬と異国品々を集度候得共、能考候ヘハ馬と鉄炮のみ」〔(2)-48〕と、金があるならば馬と異国品々(鉄炮)の購入に使いたいと記す。造酒助の懷中は決して乏しい訳ではなく、良馬ならば百両出してもよい常々言つてゐるし〔(2)-78〕、西洋銃器の購入には八十両以上を費やしている。⁽⁸⁾ 使うべき金は使うが、外食などに浪費するべきではないと考えていたことが窺われる。

三つめは、田舎者なので店に入れないと言つてゐる事である。一月八日、中村三内と寺内権蔵の三人での清光寺からの帰り道のこと、空腹になり鰻の匂いに誘われて造酒助にしては珍しく鱈屋に入ろうとしたが、漸く見つけた茶屋は混雑していて田舎者は入れることができなかつたと『日記』〔二一冊〕に記している。「造酒助書簡」にも「茶屋寄候事田舎風ニて出来兼」〔(2)-50〕とか、「朝より他行、暮頃迄飯も不給帰候事兩三度も有之、田者料理屋・鱈蒲焼・寿し屋へ入候事出来不申、腹をへとくいたし帰候」〔(2)-76〕と、同様のことを書いてゐる。また茶屋の女が話

す言葉は田舎者の耳には何を言つてゐるのかわからないとも記す「七冊九月晦日」。自身を田舎者と言い、多人数での宴席ならばともかく、一人あるいは少人数で店に入ることに憶するところがあつた様である。一方で中下級の藩士はよく外食していた。市中取締のために出府した若い藩士達は非常詰（上屋敷での一昼夜の当直待機）が解けた朝は皆空腹になつてゐるのでそれぞれの長屋に帰る途中で甘物店に寄り、アン餅・汁粉・薩摩芋・おてつ・ボタ飯等を食べているし〔②-74〕、五月下旬に出府した弟の弓矢多も非常詰帰りには茶屋に寄つて飯を食べている〔三九冊閏五月六日〕。榎原十兵衛も「とかく雁鍋又ハ何餅何団子汁粉色々給候」〔②-48〕と、よく外食している。造酒助が召連れた中間の勝兵衛は江戸に着くや否や毎日のようによりして鰻を食べている〔八冊十月五日、〔②-4等〕。年若い藩士や中間は身分も高くはないので造酒助のように身を慎む動機がなく、単身赴任で同輩と同宿、自炊であることもあり、これまで指摘されているような勤番武士の江戸生活と同様に外食を楽しんでいたことがわかる。田舎者故に店に入れないと言うのは、軽輩ならば兎も角、自分のような家柄の者としては、という意識もあつたのではないか。

二、会食について

江戸詰の藩士の間では藩士同士で食事や宴会をすることがあつた。これを「会食」と呼んでおく。造酒助の場合は具体的には、①藩の公式な祝儀の宴席、②半ば公的な宴席、③私的な会食、④出入り商職人による接待、があつた。

①は祝儀として藩邸で催される公的な宴席で、二万七千石加増祝儀（九月七日）・重陽節句祝儀（九月九日）・縁組成立祝儀（十一月九日）・十七万石格祝儀（十二月十五日）・四品昇進祝儀（一月七日）等があり、藩邸の重役が列席した。一月二十三日の宴席（溜間詰転席祝儀）は次のような次第であつた。

列席者は中老（松平権十郎・酒井兵部）・組頭（造酒助・竹内兵衛）・小姓頭（金井男四郎・榎原隼人）・郡代（石原織人）・用人・留守居頭取など十七名。料理は鶴の吸物、鮪と鯛の刺身（山葵・のり・ボウフウの取合せ）、猩々芋・玉子焼・蒲鉾・小串・干昆布など、加えて御上（藩主）のお下がりとして、魚身砂糖掛・鯛切身の煮物、孟宗筍・カキ蕨形蒲鉾・豆腐汁などが供された。酒も出されたが造酒助は戸なので呑まない。藩主の飯の残りが供され、「眞白にて面々共の給候飯とは別段なるもの」と記すところは興味深い⁽⁹⁾。鶴の吸物は格式の高い料理とされ、この他に九月七日と十二月十五日の二回出でているが、これは藩として重要な宴席であること

のしるしであろう。このように①は藩の公的な宴席なので料理もそれに応じたものが供されている。

②は開催の趣旨により三分類できる。一つ目は諸士を慰労する宴席である。五月二四日、二八日の両日、市中取締に従事する御備組等の諸士面々計百六十名余が参加した宴会が本所屋敷で催された〔三八冊五月二十四日・同二八日〕。昼食は各自弁当持参であるが、山盛の菓子と豆腐汁（二十四日）・土鰐汁（二八日）が用意された。夕食はご馳走で、肴と大根の煮物・刺身・魚身入り木瓜（胡瓜）の膾・土鰐汁・蛤吸物・酒飯などが供され、藩主からも特別に御鉢積（御肴・照焼・茄子・生姜・等）が下された。『日記』には「夜食兵部殿と私両人にて致地走」（二十四日）、「權十郎殿と私地走」（二八日）とあり、費用は両中老と造酒助が負担した事がわかるが、財務担当の石原織人と「明日地走之事相談」〔三八冊五月二三日〕とあるから藩当局もそれなりの負担をしたようである。三月二三日には目黒の料理屋で造酒助の家来と造酒助組計二十四人が名物の筈料理を食べている。料理は孟宗筍の味噌煮・鰈刺身・鰈煮漬・青物生姜などであった〔二九冊三月二三日〕。帰宅後に御組衆一同が礼に來ているから造酒助が費用を負担したことがわかる。以上二例は組織の上司が配下の者を慰労した宴席である。費用は基本的には主催者が負担しているが、半ば公的な宴席と言えよう。二つ目は親睦会的な宴席である。九月十三日に造酒助の長屋に酒組の世話役を集めて月見会を開いたが、参加者は「一本一種」を持参し、亭主の造酒助は蕎麦・おてつ・酒一陶を用意した〔四冊九月十三日〕。十一月六日には御組全員が集まり、酒は各自持参、造酒助が用意したのは豆腐という簡素な内容だった〔十三冊十一月六日〕。組頭である造酒助の長屋を会場として、造酒助は一々二種の料理を用意し、参加者も酒や食べ物持参である。前述の本所や目黒の宴席と比して簡素であり、組の者の親睦を深める会である。とはいゝ、以上の会食はいずれも職務上の上下関係の中で、幹部が配下を慰労するという趣旨であり、組織の結束を図り、運営の円滑化のために必要な宴会であつた。三つ目はレクレーション的な宴席があつた。三月二日に「投網打趣向」があつた〔二七冊三月二日・カラーポ版図29〕。反射炉建設のために王子の川（滝野川か）を締切つてできた川溜りに雜喉が沢山いるので投網で一網打尽にして食べようという計画である。中老を筆頭とした上士層と、中下士層の者が共々参加し、引き続き王子の扇屋で酒宴が催された〔カラーポ版図30〕。これは前二例によく職務上の上下関係を前提とする会食ではなく、身分の分け隔てなく楽しむレクレーション的な催しといえよう。五

月十四日には「御泉水雜魚かえの趣向」が行われた〔三六冊五月十四日〕。場所は柳原屋敷と思われるが、「若者大勢ひ大働き」して池から鮒数百匹・尺鯉五匹・鰻・小雜喉二升余を捕獲し、大鍋の雜喉汁・鰻蒲焼・鮒雀焼にして皆で「甘ひく」と食べた。参加者の多くは軽輩の若者であり、これもレクレーションの類であろう。

③は、親しい者同士がお互いに招き招かれてのプライベートな会食で、回数的にはこれが最も多い。鶴岡城下では藩士同士が料理を持ち寄り会食する「寄合」が日常的に行われているが¹⁰⁾、江戸勤番の藩士間でも「御上屋敷風を見候ニ、毎夜之ことく膳持集候風」〔②-16〕と頻繁に行われていることがわかる。造酒助は「私杯とハ御行高ニも御座候へハ嘸々集ラレ可申、其内ニは茶屋嘶杯とや、引ニ不引事杯と出候ては困候事多く可有之」〔同前〕等と敬遠気味な事を言つてはいるが、気の置けない親しい者とは折に触れて会食をしている。特に中村三内（大目付・二五〇石）と榎原隼人（小姓頭・四五〇石）とは頻繁に会食している。兩人とも家格は造酒助より低く、年令も造酒助の父親と同世代の年長者であるが、造酒助が家格や職務や年令を離れて、心やすく交際できる相手であった。この会食では亭主（ホスト）がメインとなる料理を用意し、ゲストも手土産を持参している。例を挙げると、十二月十八日は造酒助が、袴と銀三枚を拝領したこと祝う宴を開いた。榎原隼人・十兵衛父子・中村三内・伊兵衛父子、金井男四郎の五人が招かれ、土産は玉子五十個と時鮨であった。亭主の造酒助が用意した地走は小鴨の吸い物・野鳥・小鯛味噌・糟漬の小皿・塩鮓の平・茶碗蒸・鰻等であり、賑やかな宴席となつた〔二一冊十二月十七日・十八日〕。四月二十三日には中村三内に招かれた。三内が用意した地走は日本橋市場で一番目の大ささという触れ込みの大鯛で、手土産は造酒助は松之寿司一折、相客の關甚兵衛は海老の天ぷらである〔三四冊四月二十三日〕。八月二日は榎原隼人の招待をうけた。趣旨は間もなく帰国する造酒助の送別会であろう。参加者は金井男四郎（手土産は鰻）・石原織人・多門の父子（同砂鉢積物）。造酒助の手土産は鮎（鱈）である。料理は榎原十兵衛が投網で神田川で取った雜喉（雜魚）の汁、魚身フトウ（トウフカ）の猪口・鮎並・海老・玉子焼・カマホコ・葉生姜の皿、等であった〔四九冊八月二日〕。宴は七ツ頃から五つ半過ぎまで「大食いたし」と記す。

④は二回ある。四月十八日には江戸御普請方を勤める片岡半兵衛を介して、本所に汐入の堀を持つ出入りの大工の所へ十数名で訪れた。昼食には土鰻汁、煮〆竹の子・いか・ふき・焼豆腐・蓮根等が出され、さらに汐が引いた堀から小雜魚三升、鮒二十枚、鱈大小八十本余、尺余の鯉八本等が捕れ、早速雜喉汁、鱈蒲焼、さわら



図1

最後に、自制的な造酒助も時にハメをはずす事もあつたというエピソードを二つ紹介したい。一つは、カステラの一氣食いである。カステラ一箱を四人で分けて食べた時のことを、目をむいてカステラにかぶりつく様子を描いたユーモラスな挿絵を添え（図1）で、「茶を呑、こん布食し、むせふ／＼漸食、大笑いたし」と書き送っている〔十九冊十二月四日〕。これを見た家族も大笑いしたことだろう。「一人前一朱余ツ、」とあり、カステラ一箱が一両余であることも知られる。二つ目は六月十九日の深夜、大橋（新大橋）上で西瓜を食べた事である〔四四冊六月十九日〕。

二十五人余を連れて深川辺へ涼みに出たおり、人通りの絶えた深夜の大橋を占拠して、六百文で仕入れた大西瓜を、橋詰めの茶店から勝手に持つて腰掛け板をまな板にして刀で割り切り、皆で分けて食べた。用済みのまな板は墨田川に投げ捨ててしまった。西瓜を「獲物」「手打（手討）にする」などと遊び心たっぷりで、大きな西瓜をカラミ

と竹の子の照焼、鯉洗身などに料理された。その家の娘と思われる女性二人がお酌に出て、造酒助は「別て興あり」と記している〔三三冊四月十八日〕。五月十五日には三河町の砂糖商紀伊國屋に榎原隼人ら数人と招かれた。「吸物出し、蓋にからし付、酒を出し、砂鉢、玉子焼、魚膏、猩々角豆、氷豆腐様の物五品、砂鉢、海賊、竹の子、砂鉢さし身、夫々取合、鰻浜焼、砂鉢、大鰐のてり焼、夫々取合、茶椀魚（蒸脱カ）椀魚身二豆角、座付吸物蜆貝也、蕎麦出し、飯出し、酒出」と次々と料理が出された。皆良い気持で酔い、造酒助も満腹で折角の御地走を全部食べられなかつたと大満足している〔三七冊五月十五日〕。



図 2



図 3

鎗に結びつけて二人で担ぐ場面「図 2」と、橋の真ん中で大西瓜を「手打ち」にする場面「図 3」を描いた挿絵を添えて「一生に二度と不相成事也：一生の嘸之実也と大笑いたし」と記す。造酒助の洒落つ氣のある一面が垣間見られるエピソードである。

造酒助の食生活は日常的には簡素であつたが、会食の機会や到来物等も多く、全体的にはバラエティに富んでいた。上級藩士の在勤生活の実例として造酒助の事例をどう位置付けるか、食に対する態度は勤めに對する態度は勤めに對する姿勢とも通底する事であるが、食以外の様々な側面からの考察が必要である。今後を期したい。

*『日記』からの出典箇所は「○○冊○月○日」と示した。「造酒助書簡」からの出典箇所は、二三八・二三九頁に掲載されている松平武右衛門文書造酒助書簡リストの書簡種類番号「○・○○」を示した。

- 註
 ① 本報告書根本論文注（1）参照
 ② 本報告書根本論文図9の長屋の間取り図参照
 ③ 守貞譜卷之五（生業上）に一四二百文とある
 ④ 本報告書寺西論文参照
 ⑤ 守貞譜後集卷之一（食類）鮮の項
 ⑥ 江戸市中取締の「廻り」では、食事を受け取らないという決まりもあつた。仲景剛「幕末維新期に置ける庄内藩士の江戸体験」「東役飛翰」の分析を通じて（『立正中学』一二六、一〇一九）
 ⑦ 「庄内史要覧」（鶴岡市史資料編 荘内史料集15）の職制図参照
 ⑧ カラー図版図61に記載されている鎔器の代金は合計で七二両余になる。この他に国元に送った短銃（十八両）が一挺ある（②、47）。

- ⑨ 守貞譜後集卷之一（食類）飯の項に「幕府以下大名は、一粒撰と云ひて、白米を一粒々々扱ひ立て、釜中に炊き食したまふなり」とある。
 今野章「庄内藩士たちの宴会－江戸時代の献立から見る食の系譜－」『日本の歴史を問いかける－山形県〈庄内〉から挑戦』（地方史研究協議会 一〇一）

表 食材一覧

魚類	鱈 アジ 鯵魚田 アフラコ(アイナメ) 甘鯛 鰯 塩鰯 干鰯 イナダ(鰯) わらさ 鯽 鰐煮漬 鰐節 烹鰐 鰈 干小鰐 キス 黒鯛 白魚 鮎 鰯 鯉 鯉洗い コツ(鰯) 雜喉 鯖 鰆 鮎 庄内塩鰯 塩鰯 鰯汁 鮎塩引 塩引味噌漬 味噌漬鮭 味噌糟漬鮭 自切鮭 地切鮭 鯛 干鯛 干小鯛 篠小鯛 小鯛味噌漬 タナゴ田楽 土鯫(泥鰌) 土鯫汁 柳川泥鰌 鯫蒲焼 筋子 はららこ鮒 鮎雀焼き 雜喉汁 数の子
魚類以外の海産物	烏賊 鰐 折鰐 自切イカ モンジロイカ 樽烏賊 蝦 蝦下地 海老 鎌倉海老 海老てんぶら 小海老佃煮 貝汁 貝剥身汁 貝剥身吸い物 貝柱 串貝味噌漬 鮑 水貝 蝦 にし にし剥身 蛤
鳥類	真鴨 小鴨 雁 鳴 野鳥 塩鳥 糜漬焼鳥 鶴(吸物) 五位鶯汁 鳥吸物 庄内黒こゝ 玉子(玉子とふじ 玉子のふわふわ 茶碗蒸し)
甘物	甘納豆 おてつ 荒粉菓子 荒粉 三色ねり餅 栗餅 遠月堂柏葉餅 遠月堂蒸折 遠月堂蒸し菓子 遠月堂羽二重餅
菓子類	阿蘭陀搾え菓子 カステーラ 寒晒し団子 寒晒し氷砂糖掛け 黄粉餅 羊羹 日光羊羹 北村荒粉 北村福は内 北村蒸し菓子 つくばね クコ羊羹 桂圓頭 金平糖 蕎麦饅頭 福は内九十九餅 白玉団子 ふきとり餅(阿部川餅) 麦粉菓子 麦粉焼 豆煎オコシ 向嶋桜餅 柳橋名産ツクハネ菓子 むつ花
野菜	アシイモ 芋 猪々芋 芋子 芋子汁 午房 勝栗 木瓜(胡瓜) きのこ 松茸 くるみ 薩摩芋 瓜 塩蕨 紫蘇 専菜
芋類	生姜 葉生姜 大根 千大根 湯大根 天王寺蕪 茄子 茄子ヨコシ 南蛮ヒシ 南蛮 薩摩芋 瓜 塩蕨 紫蘇 専菜 根木(葱) 茄荷 紫蕨 孟宗竹の子 孟宗味噌煮 蓼根 山葵 青物
豆類	小豆ヨコシ 木豆 大角豆 小角豆 小角豆煮物 猪々豆 白小豆 煮豆 ヨト豆
豆腐類	油揚げ 氷り豆腐 魚身豆腐 豆腐 豆腐汁 豆腐田楽 豆腐煮 納豆汁 焼き豆腐 湯豆腐
その他I	昆布焼き 若布酢味噌 蒲鉾 はんぺん こんにゃく 庄内焼麩 烧麩 醬油実 山椒味噌 干味噌 鰐味噌 浅草のり
その他II	塩ウトン 索麵 葛索麵 蕎麦 具足餅 堅餅 土用餅 雑煮 トロ口飯 こま飯 鮭 松の鮒 笹葉巻鮒 時鮒
果物類	みかん 温州みかん 柿 枝柿 樽柿 西瓜 大桃 大李 梨 葡萄 九年母 栗

江戸藩邸と国元をつなぐ—造酒助の利用した輸送手段—

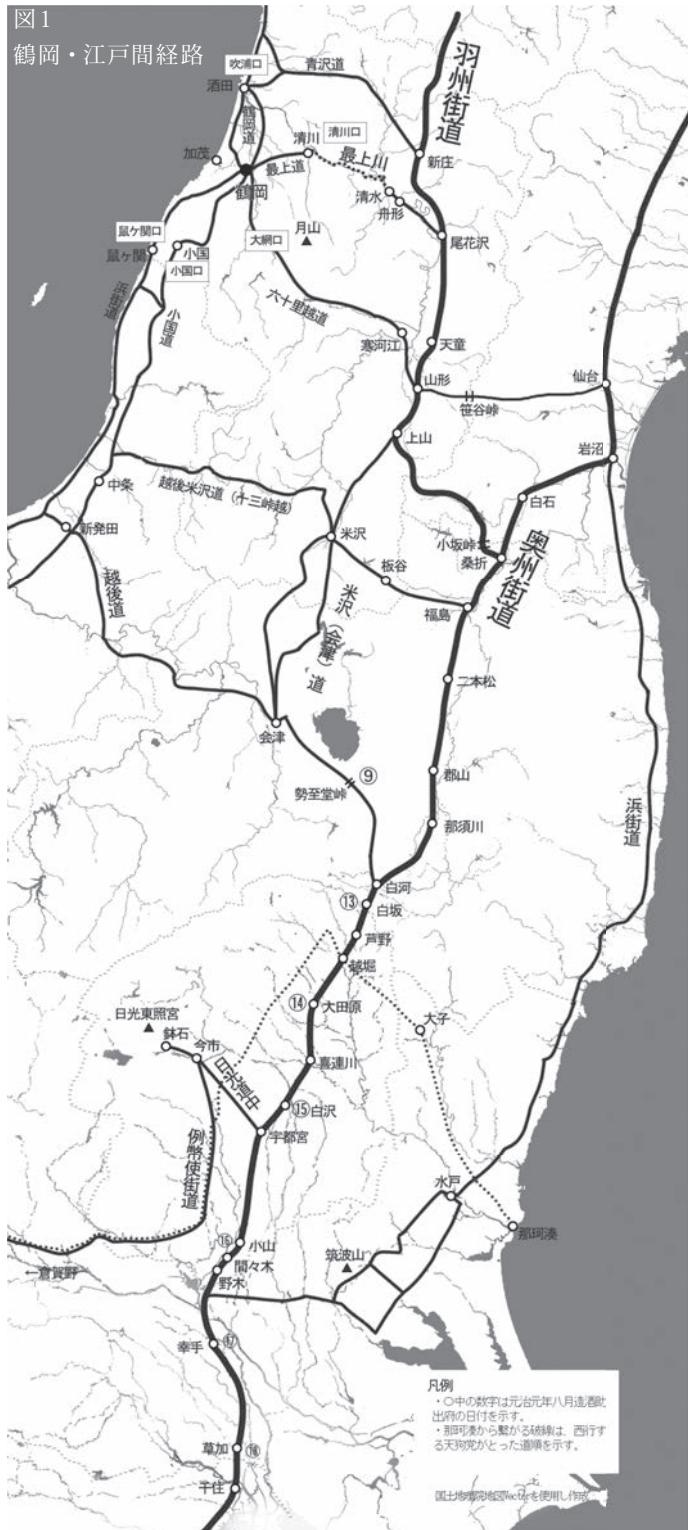
寺西 明子

造酒助は頻繁に江戸藩邸・庄内藩鶴岡間で書状、日記、荷物のやり取りを行っていた。造酒助職務に関係する公的なものから、江戸藩邸での必需品、食料品のほか、家族との私的なやりとりに至るまでが、神奈川県立歴史博物館所蔵『松平造酒助江戸在勤日記』（以下『日記』と略す）や鶴岡市郷土資料館所蔵「松平武右衛門文書 造酒助書簡」（以下「造酒助書簡」と略す）中に散見される。これほどの手紙・荷物を、どのように江戸と国元でやり取りしていたのだろうか。

大名が文書・荷物の伝達に利用した飛脚を総称して大名飛脚という。足軽などの下級武士層が飛脚役を勤めることが多かつたが、尾張藩七里飛脚のように独自の取次体制を形成した藩もあった。卷島隆氏はこの大名飛脚について、武家飛脚、藩独自の飛脚、民間の飛脚問屋に定期的に担わせた御用飛脚、村に夫役として課した村継飛脚に大分して整理している^①。例えば寛文四年（一六六四）に盛岡藩から分かれた八戸藩は、分藩当初は盛岡藩の飛脚制度を利用しつつも独自の飛脚制度を確立した。飛脚人は八戸藩足軽が勤め、天保元年（一八三〇）以降は出立日を定めて定期的に走行した。足軽飛脚でありながら、藩公用文書、江戸勤番武士家中書状・荷物のほか、商人の私信なども取り扱つた。また、加賀藩の例では、

論考

足軽飛脚のほか、江戸・金沢問



を民間の江戸行き三度飛脚に委託して行っていた。委託をうけた飛脚業者は苗字帶刀を許され、一部が江戸に詰めて江戸藩邸からの荷の差配を行つた^③。三度飛脚とは、大坂城定番と江戸との通信のために月三度の定期便で繋いだ武家専用飛脚に由来し、江戸・大坂・京都の三都を提携して輸送する仲間を指す。三度飛脚の語が一般的となると、その他の飛脚にも呼称が使われるようになつた。

大名飛脚の研究は、藤村潤一郎氏によつて基礎的な研究が進められ、卷島氏らによつて諸藩の事例の解説がなされている^④。全体の把握のためには更なる事例蓄積の必要があると卷島氏も述べる通り、各藩によつてその飛脚制度研究の進捗には差があり、まだ研究の途上にあるといえるだろう。

庄内藩の飛脚制度研究についてもまだ研究の余地は残されているようで、江戸との飛脚については三度飛脚の利用が指摘されるに留まる^⑥。本稿で庄内藩の飛脚制度を明らかにしようとすることは不可能であるが、幕末江戸勤番武士

の日常からその一端を紹介する。

一、江戸と国元を結ぶ陸上交通

まず、庄内藩の参勤交代を例に基本的な鶴岡・江戸間のルートを確認しておきたい（図1）。参勤交代では通常、鶴岡から清川で最上川を遡上し清水で上陸、羽州街道尾花沢・山形を南下して上山から東へ進み、小坂峠を越えて福島県桑折から奥州街道に入る。福島から南下して郡山、白河、喜連川などを通り、宇都宮で日光道中に合流し、小山、古河、草加を経て千住から日本橋に至る。里程は一二〇里ほどで、日数は十二日から十七日を要したという。このほか、上山から南下し米沢から板谷峠を越えて福島に至る場合や、大雪の場合は清川口を避けて六十里峠を通過することもあった。

藩士の通行については、藩主同様小坂峠を越える道順のほかにもさまざま手段があつたようである。例えば父武右衛門が江戸から帰国する際、会津通りを通過する案や小国口から鶴岡に入る案が出たが、結局は清川口から鶴岡に入れる案が採用された「①・49、50」。造酒助自身は江戸へ入府する際は「会津通にて大洪水ニ逢コリ／＼」（②・64）であったので、「道筋は今度ハ小坂通り組仕居」（②・99）であると書簡に記している。同時期に帰国した造酒助組の藩士らは、日光街道を使って日光参詣をする者あり、福島浜通りから仙台・松島に寄る者あり、仙台から笹谷峠を越えて山形へ向かう者あり、「御暇出下候上は勝手ニテ可宜」と思い思いの道を選択したようだ「四六冊七月九日」。

二、江戸と国元の通信方法

書状、荷物の通信手段については、物荷の重量や重要性によつて異なつた。造酒助が江戸に在勤した幕末において庄内藩と江戸とを結んだ通信手段の実態を、「日記」・「造酒助書簡」中から拾い上げてみよう。

○飛脚

「日記」・「造酒助書簡」中にみえる鶴岡発の飛脚のうち、発着時とも記述されている例は、（表1）の通りであるが、八日～十八日かかっていることがわかる。日数に開きがあるのには、雪害や水害など天候による影響が考えられるほか、元治元年九月末から十一月の期間は、後述するが天狗党西行のため日光

表1 庄内発飛脚

年号	鶴岡発	江戸着	荷	日数	出典
元治1	9月25日	10月12日	書状	18	9冊10月12日、②-18
元治1	10月2日	10月12日	書状	11	9冊10月12日、②-18
元治1	10月25日	11月9日	書状	14	13冊11月9日
元治1	11月3日	11月15日	書状	13	②-29
元治1	11月9日	11月20日	書状	12	②-32
元治1	12月25日	1月10日	書状	15	②-47、48
元治2	1月30日	2月9日	書状	10	②-54
元治2	2月1日	2月13日	書状	13	②-55
元治2	2月16日	2月27日	書状	12	②-58
元治2	2月23日	3月5日	書状	12	②-60
元治2	3月20日	4月4日	書状	14	30冊4月3日
元治2	3月28日	4月10日	書状	12	②-71
慶應1	4月18日	4月27日	書状	10	35冊4月27日
慶應1	5月15日	5月22日	書状	8	②-79
慶應1	5月21日	5月29日	書状	9	②-82
慶應1	閏5月11日	閏5月22日	書状	12	②-92
慶應1	閏5月25日	6月9日	書状	15	②-95
慶應1	6月25日	7月10日	書状	15	②-97
慶應1	6月29日	7月8日	書状	9	45冊7月8日
		7月頃			

街道の交通が滞っていたことが影響している。

鶴岡発の飛脚便を担つてい

たのは誰なのか。造酒助が江戸在勤の頃の詳細は不明だが、庄内藩内の伝馬制、飛脚問屋について判明していることを整理しよう。江戸時代の陸上交通において、書簡、荷物の移送には運び手である飛脚問屋と、人馬を提供する問屋場が両輪となる。

民間の飛脚問屋も各街道宿場問屋場の伝馬機能を活用し発達した。庄内藩内の伝馬制度が整備された時だった。町人を馬指に任せ、各町ごとに伝馬を配置して、藩の公用のみならず商用の駄賀馬としても利用できるように整えられていた。飛脚問屋については、『鶴岡市史』によると、庄内を出立し、江戸に向かうものについては三度飛脚が立つており、八間町若松弥惣右衛門というものが請け負つていたとされる。京に向かう飛脚には帶屋源次郎や、秋田町石山伝兵衛があつた。安政二年刊「東講商人鑑」（甲良山編）からは鶴岡七日町の吉川屋喜兵衛が「酒田通用書状取次所」として酒田・鶴岡間の飛脚業務を行つていたことがわかる。

『日記』・「造酒助書簡」中にもみえる江戸藩邸からの飛脚のうち、発着日とも記述されている便は（表2）の通りで、六日から十五日の間で輸送している。もつとも、六、七日で届けている場合は通常便より割高だが短時日で運行する早飛脚とも考えられる。九月から二月の期間では平均一一・六日かかっているところ、三月から八月は八・八日で輸送しており、夏期と冬季の輸送日数に違いがみられる。書状のほかも飛脚便にのせられたが、「凧絵と御菓子分ハ御飛脚請取候得共、茶ハ悪敷ニオヒ物持候間御断申候とて返し候間幸便上可申候」（五冊九月十八日）などと物によつては断られることもあつた。

表2 江戸発飛脚

年号	江戸発	鶴岡着	荷	目数	出典
元治1	9月3日	9月12日	日記	10	2冊異筆
元治1	9月11日	9月18日	日記	8	3冊異筆
元治1	9月19日	9月29日	日記、凧絵、御菓子	11	5冊異筆、②-8
元治1	10月15日	10月24日	日記	10	9冊異筆
元治1	10月25日	11月5日	書状	10	11冊10月23日、②-22
元治1	11月10日	11月21日	日記	12	13冊異筆
元治2	1月11日	1月24日	日記、茶など 4包	14	21冊異筆、②-47
元治2	1月19日	2月3日	日記、書状	15	22冊異筆
元治2	1月25日	2月9日	日記、書状	15	23冊異筆、②-50
元治2	2月5日	2月15日	日記、御用状	11	25冊2月5日、②-52
元治2	2月19日	3月1日	日記、書状	12	25冊異筆
元治2	3月22日	3月29日	日記、書状	8	29冊異筆、②-66
慶應1	4月11日	4月20日	日記、書状	10	31冊異筆、②-71
慶應1	4月14日	4月21日	日記、書状	8	32冊異筆、②-72
慶應1	4月24日	4月29日	日記	6	33冊異筆
慶應1	4月25日	5月2日夜	日記	8	34冊異筆、②-74
慶應1	5月15日	5月24日	日記	10	36冊異筆
慶應1	閏5月4日	閏5月13日	日記	10	38冊異筆
慶應1	閏5月28日	6月8日	日記	11	42冊異筆
慶應1	6月12日	6月20日夜	日記、書状、 御用状	9	43冊異筆
慶應1	6月27日	7月6日	日記	9	44冊異筆、②-96
慶應1	7月8日	7月15日	日記	8	45冊異筆
慶應1	7月13日	7月20日夜	日記	8	46冊異筆

江戸藩邸を発する飛脚は上屋敷小姓詰所や小姓詰所で取り纏められているようである。造酒助は認めた書状を小姓頭榎原隼人に託して飛脚便に乗せてもらうよう依頼したり、飛脚が江戸藩邸から立つとの報に触れるなど、様々な官民飛脚業者の手段があつた。武家と町人の輸送手段に明確な区別はなく、公用の輸送を民間業者に委託することも多かつた。⁽⁸⁾江戸定飛脚仲間は江戸の三度飛脚問屋によつて組織された仲間であり、幕府認可を得て定飛脚としての御用を果たすほか、藩の飛脚業務を請け負うこともあり、武家、町方の荷物も扱つた。六組飛脚仲間は荷物輸送の日雇人足斡旋業から派生した飛脚問屋で、万延元年（一八六〇）には江戸に一七九軒もの問屋があり、幕末期には大名家からの書状を定飛脚問屋に取り継いでいた。定飛脚仲間や六組飛脚仲間の飛脚問屋は競争しながらも相互に書状の受注や発送を取り継いで協力し、あるいは地方の飛脚問屋と連携して各地に通信網を敷いていた。庄内藩が江戸藩邸発の飛脚にいずれの手段を用いたかは明確でないが、民間の飛脚問屋も利用したと考へるのが妥当だろう。

例えば江戸定飛脚仲間の京屋弥兵衛や嶋屋佐右衛門は東国各地にも支店を置いてネットワークを広げていた。京屋は奥州仙台まで毎月十一回の定日便が定まっていた。嶋屋佐右衛門は山形に出店を置いて、奥羽、越後など東北地方

にも輸送を行い、米沢が一大産地であつた紅花の上方との商取引にも活用された。幕末の引き札からは、日光道中、下野、出羽、奥州一円にむかう江戸からの定便は一、五、八のつく日に立つていたことがわかる。⁽⁹⁾

定日に出立する定便には並便と早便があり、通常道中差配役の宰領が随行して馬一頭に荷物二荷、すなわち一駄三十六貫を付け、四頭立てで輸送を行つた。慶應三年、江戸から御状一通を京屋に並便で頼む場合、福島までは二十五文程度、仙台までは三十四文かかつたといふ。⁽¹⁰⁾『日記』中には「廿五日便ニ遣さん」〔二七冊二月二三日〕、「明廿五日定日立御飛脚」〔②-57〕の記述がみられ、藩独自の輸送体制か民間の飛脚かは不明だが、定日出立の飛脚を利用していたことがわかる。

定日外に飛脚を頼む仕立便は並便と比較し高価だった。急遽飛脚が差立てられたのは、「今日俄之御飛脚立は津輕和泉守様御卒去の為可有之と存候」〔②-54〕のような緊急ニュースを伝える場合であつた。元治元年十月二十六日には溜詰格となつた知らせを四日飛脚、則ち江戸・鶴岡間を四日間で通行する緊急の飛脚を仕立ててゐる。この他、藩政に大きく関わる緊急事態の場合は藩士御使番の早追が差立てられた。

○宰領（才領、才料）

宰領とは、書状・荷物輸送の監督者であり、滞りなく荷物を届けるよう人馬を監督する立場にある者をさす。江戸定飛脚の場合は、問屋から輸送業務を下請けし、「定飛脚」と書かれた木札を携行することで道中宿問屋場に人馬継立の便宜を図つてもらうことができた。宰領がどのように各定飛脚問屋・町飛脚問屋の組織に与えていたかは問屋毎に様々であり、奉公人同様に問屋に抱えられる場合もあれば、問屋や客が宰領と直接交渉して荷物を依頼する場合もあつたようである。⁽¹¹⁾

宰領は騎乗し荷の輸送にあたるのが常であり、『日記』・『造酒助書簡』中に特記される宰領は飛脚定便外の荷宰領と考えられる。父武右衛門が江戸在勤の折に造酒助が認めた書簡には「毎月才料立之由被仰下候とも毎月は無之、十月より十一・十二月迄有之」〔①-10〕と記されることから、月一回弱程度宰領とともになつた荷物の往来があつたことがわかる。造酒助も土産品などの荷物類のほか、特に鉄砲などの武具、馬具、時計など輸送に注意を要する場合は宰領を

表3 宰領

上(江戸へ/下庄内へ)	和暦	発	着	荷	宰領名	出典
上	元治1	(8月4日)	(8月19日)	(出府に伴う荷 宰領)	多田良平	1冊8月14日
下	元治1	10月25日		荷物(麻衣箱)		12冊10月25日
上	元治1	10月25日	11月16日	味噌糟漬(鮭・ 小鯛)		②-28、29、30
下	元治1	11月28日		枝柿・蜜柑、定 着服之紋付		②-33
上	元治1	(12月4日)	12月28日	12月1日、4日 認書状	遠藤彦四郎	②-44
上	元治2		3月11日	阿蘭陀製の菓子		②-63
下	元治2	3月21日		引出櫃(不用之 品々)、鉄炮、刀 詰合、行燈ほか	多田良平	②-64、65
上	慶應1	(5月15日)	5月29日	(御前様出府に 伴う荷宰領)	(多田良平)	30冊4月29日
下	慶應1	閏5月14日		書状間に合わず		②-86
下	慶應1	閏5月20日	頃	大時計、大夜着 ふとん、御垢付 錦入、岐阜灯籠	(多田良平)	②-85
下	慶應1	6月3日		伝言	多田良平	41冊6月2日
上	慶應1	6月25日				46冊7月8日
上	慶應1		8月1日	書状		50冊8月1日
下	慶應1	8月11日	(8月27日)	(帰国に伴う荷 宰領)	多田良平、 多田未吉	50冊8月11日、 ②-101

頼っている(表3)「②-76」。急速御人数出候節の折には具足類を「其場所へ送方才料付不申ては縮ハ付不申」(②-68)ということで、どの組に何人配置するのか造酒助は頭を悩ませている。

庄内藩の宰領として『日記』中に多く登場する多田良平は、造

酒助が出府・帰郷する際に荷宰領として同行している(一冊八月一四日、②-102)ほか、大御前様(忠發夫人)

が江戸に上る際にも随行していることがわかる(三十冊三月二九日)。造酒助も信頼を置いているよう、「此度幸良平才料荷持候故」(②-64)などと不用品の入った引出櫃や鉄砲、刀など国元に送る荷物を眺えている。帰郷に際しては、良平に帰りの道筋を相談しようとしている(②-99)ほか、「只今七ツ時頃

良平着、直ニ参逢候処(中略)良平も參り万事都合宜敷御座候」(②-102)などと記している。宰領良平は安全な運搬方法・ルートを選択するコーディネーターともいえる存在であった。弟末吉も荷宰領を勤めていることから、家業として宰領の役についていたのかもしれない(五十冊八月十一日)。

また、荷宰領のほかには、御金宰領とよばれる金子の輸送した宰領の存在があつた。日記からは、造酒助家人山田半蔵の門人などが御金宰領をつとめたことがわかる(四八冊七月二二日)。

○藩士便(下級武士)

大名飛脚が足軽などの下級武士層によつて担われ、独自の制度を持つ藩の

場合その扱い手となる例が多いことは先行研究の通りである。『日記』にも足軽が書状を運んでいることが記されるが、明記されているのは三件のみであり、『日記』の記述からでは定期便であつたとは判断できない。足軽のほか庄内藩下級武士である徒(②-94)、「徒」「持筒」など荷・書状を頼んだ下級武士は名前ではなく階級で記されていることが多く、使いの業務として依頼されたのであろう。名前の記してある足軽の場合は、後述する「幸便」のうちであつたとも考えられる。

○藩士便(早追)

早追は藩政に直接かかわる火急の用事について、御使番の役職にあるものが国元へ伝達をおこなうものと考えられる。

造酒助父武右衛門が江戸在勤中の安政二年十月二日夜、江戸でマグニチュード七強と推定される大地震が起つた。十日の八ツ(昼三時頃か)になつて松山藩早飛脚から江戸の惨事を漏れ聞いた家中一同は御飛脚の到着を待ちわびていたが、暮れ頃飛脚よりも先に早追が到着した。緊急時には身軽な飛脚便による速報があり、その後正式な使者を伴つた報告として早追が到着するというのが通例であったのかかもしれない。早追の書状が届くや否や造酒助叔父の長沢牛兵衛が高らかに読み上げ、江戸藩邸が無事であることを喜んだ。

元治元年は江戸から国元にあてて四、五度の早追が立てられた。一年のうちにこれほど早追が立てられるることは前代未聞であった。『日記』・「造酒助書簡」からはそのうち四回の早追について確認することができる(表4)。

元治元年八月十八日、造酒助は江戸へ出府する途中の草加宿で、庄内藩に二万七千石余が加封されることができる。まずは早馬(駄賀馬)が通り「早也」と叫んで道を開けさせ、次に、駕籠の長俸を背負う人足、郷夫であろうか、が十人編成で通つた。早追の使いは造酒助と顔見知りであり、再会を喜びつつも「早追之御使故」と駕籠から出ることなく行き交つた。

表4 元治元年早追

発	着	御使番名	内容	出典
(8月19日 日草加宿)	8月23日	中村次郎兵 衛	庄内藩へ2万7千 石余加封	1冊8月19日
8月21日		服部正藏	大坂御進発(第一 次長州征討)御先 手御供役を仰せつけられる	2冊8月21日、 ②-1
9月24日夜四ツ時	9月29日 屋前	大熊与大夫	御先手御供役御免	②-10
12月15日	12月21日	田中弥太郎	17万石之格を仰せつけられる	21冊12月15日、 ②-39

表 5 幸便

上(江戸 へ)/下 (庄内へ)	年号	発	着	荷物	配達者	出典	備考
上	元治 1		9月 14 日	書状 1、巻入箱 1、縁頭・鎗・切羽 入候箱 1、目貫入候箱 1、鈎風呂敷 包 1、柄木 1、鮫本鞘 1	渡部宗右衛門	4 冊 9月 14 日、②-7	
上	元治 1		9月 14 日	青江刀 1	丹波右衛門	4 冊 9月 14 日	
上	元治 1		9月 16 日	書状 2、柄茶糸鑑石縁頭 1、目貫 赤銅 1、鎬(安親の浪、切羽とも) 1、 鞘(金鶴目付、下緒とも引キはた付、 袋入) 1、紅のタチゲキ(タヅケキ) 1、貢刀柄 1	榎原隼人	4 冊 9月 16 日、②-7	
(上)	元治 1		9月 21 日	曲物	(兵具方)	5 冊 9月 21 日	※兵具方による大坂御進発具足類調達、 幸便ではない。
(上)	元治 1		9月 23 日	鎧(羽勝栗、鎧箱入) 1、鞍覆皮・ 羅紗 2、羅紗さんと掛 1、泥障 1、 紅之さんかひ、三尺革(重複)、定 紋之轡 1、道中建具、手綱 1、陣羽 織 2、皮胴着 2、鬼羅紗合羽 1、草鞋・ ござ袋 2	(兵具方)	5 冊 9月 23 日	※兵具方による大坂御進発具足類調達、 幸便ではない。
下	元治 1	9月 23 日	10月 7 日	日記第 5 冊、書状 (②-9)	佐藤孫九郎	5 冊 9月 23 日、11 冊 10 月 24 日、②-9	「佐藤孫九郎書状達候事、三日目届候由、 フラ男にては困者ニ御座候」(11 冊 10 月 24 日)
下	元治 1	9月 26 日		茶(父、白井祖母宛)、書状	助川弥惣右衛門	6 冊 9月 25 日	御役御免につき帰国。実際には行き違い により遣わさず。
下	元治 1	9月 29 日		書状 (②-12)、伝言(脇差・馬の 返事を直す)、不用品(猿皮胴着 1、 紋付綿羽織 1、裾細踏込 1、軽袴 縮緥 1)、伝吉へ麻絞 2	松宮源吾	6 冊 9月 28 日、②-12	御役御免につき帰国。
下	元治 1	10月 2 日	10月 17 日	日記第 6 冊	安吉(若党) 従弟中 間	6 冊 10月 1 日、②-28	御役御免につき帰国。
下	元治 1	10月 4 日	10月 16 日	書状 (②-14)	渡部宗右衛門	②-14	御役御免につき帰国。
下	元治 1	10月 5 日	10月 18 日	日記第 7 冊、書状 (②-15)、不用 品(軽袴 1、縮緥羽織 2、時計分銅 2)、伝吉へ鳶鼠	小物・疋田勝兵衛	7 冊 10月 4 日、②-14・15	勝兵衛の扱いに困っていたので、郡代手附 とともに下向させる。
下	元治 1	10月 7 日	10月 20 日	日記第 8 冊、書状	大工金治	8 冊 10月 7 日	
下	元治 1	10月 8 日		伝言(荷物運び)	御持筒	9 冊 10月 8 日	
下	元治 1	10月 10 日		書状(御機嫌伺)	服部縫殿	②-17	
下	元治 1	10月 14 日		伝言、書状(作弥宛)	吉川清兵衛	9 冊 10月 13、14 日	挨拶旁暇乞に葉子持参、金 8 両預かる。
下	元治 1	10月 20 日	11月 6 日	日記第 10 冊、書状 (②-20)	陶山白兵衛(陶山便)	10 冊 異筆、②-20	「(榎原便と) 同日帰着二付相謙候書状御 届申候由」(11 月 20 日)、「御用御取り込 相談不出来為、隼人御長屋へ参居一寸認 候、明日立白兵衛へ詫上候」(②-20)
下	元治 1	10月 25 日	11月 11 日	日記第 11 冊、時計(藤彌具足櫃)	中的・金助	11 冊 10月 24 日	藤彌附
下	元治 1	11月 1 日	11月 21 日	日記第 12 冊、書状 (②-26)	酒井吉弥	12 冊 10月 29 日、②-26、 ②-35	手負快方、下向
下	元治 1	11月 6 日	11月 24 日	日記第 14 冊	小竹弁藏	14 冊 11月 5 日	手負快方、下向
下	元治 1	11月 9 日		伝吉土産(あまなつと・鳳)	政右衛門	14 冊 11月 5 日	
下	元治 1	11月 16 日		書状 (②-28)	加藤甚大夫	15 冊 11月 15 日、②-28	百日休、下向
上	元治 1	11月 19 日	12月 7 日	書状	田澤伯民	②-35	
下	元治 1	11月 24 日	12月 12 日	日記第 16 冊	結城總之助	16 冊 異筆	
下	元治 1	12月 5 日	12月 24 日	日記第 19 冊、書状 (②-34 か)	久嶋玄海	17 冊 12月 4 日、19 冊 12 月 4 日	
下	元治 1	12月 13 日	12月 28 日	日記第 20 冊、書状 (②-36)	山岸寅太	18 冊 12月 12 日、②-36、 20 冊 異筆	
下	元治 2	2月 6 日		下着 2	御小姓頭手付惣治	24 冊 2月 5 日	
上	元治 2	2月 15 日	3月 1 日	書状	山内寛之助	②-59	
下	元治 2	2月 25 日	3月 9 日	日記第 26 冊、書状 (②-57)	御鉄砲師小原萬治	26 冊 2月 24 日、27 冊 2 月 24 日、②-57	「御状被遣候ハハ持参候旨申越候ニ付」(26 冊) 「五過書状認出来、萬治隣長屋住居故 頼達即畏申越」(27 冊)
下	元治 2	3月 1 日		書状 (②-58)	宮ノ下御大庄屋増之 助	27 冊 2月 29 日、②-58	
下	元治 2	3月 3 日		蠟燭行灯 3 包、書状 (②-59)	平林甚五兵衛	27 冊 2月 28 日、3 月 2 日、 ②-59	「来月三日平林甚五兵衛出立之趣ニ付何廉 御下物と厚意申吳候ニ付」(27 冊 2月 28 日)
下	元治 2	3月 10 日	3月 25 日	日記第 27 冊、書状 (②-60)、大 封 1 通 (②-61 か)	平林祐吉	27 冊 異筆、3 月 5 日、28 冊 3 月 9 日、②-60	非常詰御物頭御減少ニ付下向
下	元治 2	3月 18 日		伝言(醤油実を送ってほしい)	鈴木席七	29 冊 3月 17 日	
上	元治 2		3月 25 日	書状	加藤甚大夫	30 冊 3月 26 日	
下	慶應 1	4月 7 日	4月 20 日	日記第 30 冊	重田道澤	30 冊 4月 6 日	「御状為持司申間、無御遠慮」とのことだっ たが、日光社參とぶつかったため従者 1 名 に荷物をあまりもたず出立したと聞き、造 酒助はさぞ迷惑だつただろうと想っている。
上	慶應 1	4月 26 日		諸書付	悦右衛門親類共之 内	②-68	
下	慶應 1	5月 12 日	5月 25 日	日記第 35 冊、書状 (②-77 か)、 伝吉へ錢亀 5 つ	源四郎父子	35 冊 異筆、36 冊 5月 12 日	
上	慶應 1	5月 1 日	5/13 暮	書状	都築林大夫	②-78	
上	慶應 1	5月 29 日	閏 5/13	書状	犬塚泉土	②-86	
下	慶應 1	閏 5/3		伝言(無事)	藤八	38 冊 5月 3 日	竹内組急遽出立
下	慶應 1	閏 5/9	閏 5/29	日記第 39 冊	林七	39 冊 異筆、閏 5月 9 日、40 冊 閏 5月 9 日	「岡吉へ頼候積りの手控えは林七へ頼み、 林七へ頼み書状岡吉へ詫、いつれも早立 て大無始末」(40 冊 閏 5月 9 日)
下	慶應 1	閏 5/9		書状 (②-83)	岡吉	40 冊 閏 5月 9 日、②-83	
下	慶應 1	閏 5/16	閏 5/28	日記第 40 冊、書状 (②-86・87)	白井弥五郎	40 冊 閏 5月 15 日、②-87、 ②-95	
下	慶應 1	6月 6 日	6月 20 日	日記第 41 冊 後半分	正白(七日町橋根之 正白ニ男ニ御座候、 中恵と同門)	41 冊 6月 6 日	石川御供
下	慶應 1	7月 21 日	8月 3 日	日記第 47 冊、書状 (②-99)	森龍治	47 冊 7月 20 日、②-99	二ノ手寄合組御引揚。「龍治来る、明日立、 何成とも玄関迄來たりじと申ニ付」(47 冊 7月 20 日)

このほか長州藩征伐大坂進発の御先手御供役を命じられた際、同役を免除された際、また十七万石格となつた折に早追が立てられたことがわかる。十二月二十六日には四品に叙されるなど、元治元年は庄内藩の働きが認められ幕府との結びつきを強めた年であつた。

○藩士便（幸便）

造酒助が飛脚便とならんと利用しているのが、「幸便」、則ち江戸と国元を行来する藩士等への委託である。

庄内藩士に限らず、江戸藩邸在勤の武士にとつて藩、民間の飛脚を利用す
るほかに、藩士が国元に戻る際の「幸便」に託すことも一般的であった。例え
ば吉田松陰が脱藩前、長州藩士として江戸で西洋兵学を学んでいた頃に国元あ
てた書簡類を調査した巻島氏は、その発送方法を「飛脚」と「幸便」に分けて
いる。¹⁴⁾

とりわけ造酒助は「幸便」を得やすい立場にあつた。造酒助のもとには国
元へ下る藩士らが辞去の挨拶に訪れており、その際に使いを頼んでいたことが
窺い知れる。挨拶に来た者たちから「何なりと」「遠慮なく」などと申し出で
もらひ、従者や手荷物に余裕があるようであれば手紙のみならず小さな荷物ま
で運んでもらつてゐるのは、組頭造酒助の立場ゆえだろう。「一七冊二月二四日、
二月二八日他」。（表5）は『日記』・『造酒助書簡』の中の造酒助がやり取りし
た「幸便」と考えられる藩士便の一覧である。造酒助が江戸に到着してすぐは
具足荷物のやり取りが目立つ。これは長州征伐先手御供役を仰せつけられたこ
とにによるもので、先手御供役御免となる九月二十四日の前後では「幸便」の性
格も少し異なつてゐる。まずは国元の御武器御修復方陶山順策らから造酒助よ
り後に鶴岡を出発した藩士たちによつて届けられた。その後に御兵具方中役助
川閑兵衛に依頼した具足類を受け取つてゐる。さらに追加で必要となつたもの
について「追て幸便之節御遣シ可被成下候」¹⁵⁾などと書簡で依頼してい
ることがわかるが、追加便が到着する前に先手御供役御免となつた。

「幸便」はあくまで厚意による輸送であつたため、江戸から鶴岡に到着した
あと直ぐに目的地に届けてもらえるわけではなかつた。造酒助に大坂進発の準備
として必要品を記した書簡を託された佐藤孫九郎は、鶴岡に着して三日後に
使いを果たした。造酒助が「フラ男にては困者ニ御座候」¹⁶⁾十一冊十月二四日

などと嘆く様子もみられる。

○船便（西廻し・蒸気船）

江戸・鶴岡間の輸送に利用されたのは陸上交通のみではない。造酒助が「西
廻し此頃見当り次第色々整」¹⁷⁾などと記録しているように、「西廻し」、
すなわち西廻り航路を使用して荷がやり取りされたことがわかる。

西廻り航路は寛文十二年（一六七二）に幕府直轄領年貢米輸送のため河村
瑞賢によつて整えられた。「西廻し」のルートは酒田港を出帆して日本海をは
しり赤間ヶ関（下関）から瀬戸内海に入つて大坂に至り、遠州灘から江戸へ向
かうのが一般的であつた。藩内の酒田港には御米置場が設置され、最上川本支
流沿岸の各藩御用米が酒田に集積された。御用米の大坂廻送のため北陸地方雇
船のほか、大坂廻米問屋、江戸問屋らの雇船が出入りしていた。これらの御用
廻船は米を敦賀・大津・京都・大坂・江戸で売りはらう際に御用米以外にも荷
物や御用状を積んでいたとされ、これらも江戸と国元のやり取りに利用された
と考えられる。御用米廻船は酒田から江戸まで一ヶ月をかけて到着してい
る。

酒田港に集積される積み荷のうち、鶴岡領主御用品は御用荷物、御紋印荷
物とよばれ、鶴岡と酒田間を運ぶ際には、酒田の豪商酒田三十六衆が宰領とし
て付き添つた。「遠奉行帳」（本間家所蔵）からは、造酒助が江戸に在勤した期
間のうちに鶴岡・酒田間を十二回往来があつたことが確認できる。この中には
酒田を経由し江戸と鶴岡を行き來した荷物も存在しただろう。

船便で運ばれる積み荷を『日記』・『造酒助書簡』中から確認しよう。瓶・
樽に詰められた塩ナス、粕漬、味噌などのほか、着物や道具、土産物の類など
細かなものは長持、櫃などに詰められた。例えば、元治二年二月便には中村三
内、寺内権藏、中根伊三郎に頼んで買い集めた土産品である炭取六点、ブリキ
茶入十点、柄杓十五本などのほか、女性たちへの土産である木綿などを小長持
に詰め合せた¹⁸⁾。

西廻し以外の船便としては、第一次長州征討に備え幕府蒸気船に積み込む
ための具足類を調べている様子も記述される。造酒助は長持一棹に従者具足を
あわせて詰め込み、そのほか衣類を引出櫃一つにまとめた。出発のときには陣
羽織を着し、割羽織、紋付の袴、紋付の綿入それぞれ一枚、下着二つ、肌子（襦袢）

を三つ、下帯を五つ、足袋を白紺色とも五・六足を携行して出立する予定であった「二冊九月二日」。当初、幕府蒸気船は九月一日に大坂に向けて出港する予定であったが、九月十八日になつても進発の日程が決まらず、「毎度 将軍之家之蒸氣往来ハ御当日迄分不申候間油断不相成候」「五冊九月十八日」と記している。このとき將軍進発は決定せぬまま、征討総督となる徳川慶勝が尾張藩を出立して京都に向かう途上にあつた。結局庄内藩には九月二十四日に御役御免が仰せ渡され、蒸気船での具足類の移送も中止になつたと考えられる。

元治元年は將軍家茂が二度目の上洛に海路を選択したことに象徴されるとおり、武士の移動手段として蒸気船が定着し始めた年であった。個人の荷物の輸送や武家以外の蒸気船の利用は、幕府が廻漕御用達として三都飛脚問屋などに蒸気船による定期運航を委託した慶應三年九月頃から普及した。小長持ならば金四両二分銀二匁で品川・大坂間を三日以内に運航したという。

三、輸送された荷物

書状のほか、様々な荷物が江戸と国元の間で運ばれた。食料品、生活用品、衣類、武具馬具などが頻繁にやり取りされ、江戸在勤の武士たちの生活を支えていた。

食物は味噌などの調味料のほか、味噌漬け・粕漬にしたものが主にやり取りされている。父武右衛門在勤中には「江戸味噌ハ沙汰之様無之物由」と記され、西廻しの船で味噌が送られていることがわかる「①・13」。造酒助の江戸在勤の中には干味噌が多く送られているよう、とくに大坂進発の準備を進めていた時には国元から沢山造酒助宛に送られて、造酒助から在りすぎて大変とストップがかかるほどだった「十一冊十月二四日」。ほかに庄内の名産である焼麩、鮭などの魚の味噌漬け、勝負で得た鳥の塩漬けや麴漬けにしたものなどが時折送られては、江戸在勤の者たちで分け合つて舌鼓を打つこともあつたようだ。小鰯、干鰯などは五十枚ほどでやり取りがなされ、藩主の膳にものぼつた。また、正月には庄内から貝足餅、鏡餅が届けられた「②・52」。

江戸から庄内へは、流行の菓子、東都名物、茶などが送られたほか、子供たちへは凧絵などの土産物、女達へは反物絹類・木綿を送っている。造酒助だけではなく在勤の者たちは同様に土産を送っていたようだ。絹反物は高価ゆえ

木綿ですまそうと考えた造酒助が組の寺内権蔵に相談したところ、寺内は「私は（造酒助）と違智心」を持っており、事前に妻から「旦那さまになつて初めての江戸なのだから木綿ではなく反物を」と釘をさされていた「②・65」。また、祖父（武右衛門久中、萬德院）の年忌供養にあたつては江戸から菓子、蜜柑、茶を送つていて「②・25」。

輸送に手間がかかつただろう物品としては、度々輸送されている時計が挙げられるだろう。時計は分銅式の時計を時の鐘にあわせて使用し、目覚ましをかけることもできた。組頭格の藩士は個人としても時計を活用していたようで、主馬や造酒助も時計を調えていた。時計はそのまま輸送することはできず、解体して具足櫃など複数の箱に分けてつめ、江戸に着したのちには時計師を呼んで組み立ててもらわなければならなかつた。道中の懸念が増え迷惑とはわかつていながら、具足櫃が送られることがあると頼み込んで一緒に運んでもらつたと造酒助は記している「②・35」。父武右衛門在勤時にも時計が輸送されており、最上川を経由するにあたつて目張・蟬引をして水への対策を講じたことが確認できる「①・28」。慶應元年五月に大御前様（忠發夫人）の出府にあわせて大時計が輸送されることになった際は、前年の十二月から書簡で度々輸送方法についての相談がはじまつていて「②・35他」。

また、衣類、武具・馬具の類は造酒助らの江戸在勤に欠かすことができないものであつたが故に度々輸送されているのが確認できる。季節や役務内容によつては要不要が変化し、また破れた衣類や古くなつた武具などを新調、修理する必要が生じることから多くやりとりがなされた。造酒助が江戸に着任していた時には大坂進発のため、国元から自分の具足や従者の衣類・具足についても取り寄せていることは幸便の項でも記述した通りである。古くなつてしまつていた道具類は変事ゆえ「後悔先に立たず」と新しく眺えたものも多かつた。九月二十四日に先手御供役御免となると、猿皮胴着、紋付綿羽織、半被などの従者衣類、鞍をおおう革や鎧などの馬具類といつたものを早速不用品として送り返している「②・12、八冊十月六日」。

衣類については、実際に江戸で生活してはじめて要・不要が判明するものもあつただろう。九月には「着服等は余り在過、大困」「②・9」という様子であつた。この時は、火事羽織等を江戸藩邸土蔵に収納することを考えている。⁽¹⁷⁾

持参したが着用しなかつたものもいくらかあつたようで、例えば縮緬羽織は医者ではないので着用しなかつた、作業着としてよく着用された軽袴も不要であつたとして、十月四日に送り返している「七冊十月四日」。その経験を活かし慶応元年五月に出府する弟弓矢多には、平袴・袴・熨斗目などは造酒助分が多くあるので持参せずともいいこと、不足の分は江戸で揃えたほうがいいなどと事前に書簡で書き送っている「②-60」。また、不要になつたもののほかには汚れがひどくなつたものも国元に送っている。簡単な洗濯や繕いは中間や造酒助自身も行つているが、汚れがひどい場合には場合は国に送つて洗い張りをしてもらつたのだろう「②-33」。毎日着用している紋付を洗濯してほしいと国元に送つた際には、袖が羽織の柄から少し出でてしまうのが田舎者にみえるというところで、少し詰めてほしいと依頼している「十九冊十一月二十五日」。

四、幕末の諸相と交通事情

最後に、交通事情から看取ることのできる幕末の諸相について紹介しよう。「日記」・「造酒助書簡」中からは度々手紙や荷物の延着が起つてていることが確認できる。

慶応元年四月、徳川家康の二五〇年回忌のために日光山にて御神忌法要が営まれた。中山道、例幣使道、日光道中を通行する大名に対し、三月中旬から四月上旬を避けて参府するよう老中より通達があつた。⁽¹⁸⁾ この年の三月に鶴岡から江戸へ参府の予定であつた大御前様の発駕が五月に延期されたのもこのためである。継立人馬使用も禁止され飛脚業務にも差支えが生じており「尚十五日より来月晦日迄御飛脚御誂物持参不仕と断ニ付」⁽¹⁹⁾「二九冊三月二二日」のようになり荷物の運搬が断られている。荷駄賃の高騰は避けがたく、三月二十五日に江戸に到着した加藤甚大夫は宇都宮から江戸に至る迄通常の五、六倍の費用が掛かつたと嘆き「三十冊四月六日」江戸に糟漬樽を送つてくれた秋野茂右衛門は駄賃として一両も負担することになつてしまつた「②-71」。

また、日光社参の前年の元治元年三月に起つた水戸浪士急進派の武力蜂起は、江戸周辺の街道沿線が戦場となり関東の運送事情にも影響を与えた。横浜鎖港を目的として三月二十七日に筑波山にて挙兵した水戸浪士急進派は天狗党とよばれた。四月に下野国日光（栃木県日光市）、大平山に進軍し、道中に

おいて放火・略奪を働くものもあつた。再び筑波山に戻つた天狗党に幕府の追討命令が下り、それに呼応した水戸藩と天狗党との内紛の様相を呈した。造酒助が江戸に出府したのは八月中旬であり、江戸水戸藩邸を掌握していた急進派が八月十日に水戸城下に到着した、まさに騒動の最中であつた。造酒助が八月十四日に遠くから望み見た筑波山には天狗党が籠城しており、宇都宮宿周辺には諸大名が警固のために集まつていた。

天狗党は十月に那珂湊（茨城県ひたちなか市）で大敗するが、その後も敗走した浪士らによる混亂が続いた。十月十二日の日記には、若松を目指す浪士と入地を防ぐ会津藩との間で勢至堂峠において戦闘があつたようすが絵にも描かれる。この一件により道中が混亂し飛脚の遠着が起つり、九月二十五日鶴岡発の書状が到着するのに十八日間かかった「九冊十月十二日」。

また、武田耕雲斎を筆頭とした一派は、京都を目指して十一月一日に大子（茨城県大子町）を出発し、七日に鹿沼を通過、十五日に下仁田で高崎藩と交戦に及んだ。造酒助は仙台の廻船問屋などから情報を仕入れ『日記』や「造酒助書簡」のなかに混乱の様子を記している。十一月九日の『日記』には、野州

楯山（館山、茨城県ひたちなか市）から落ち延びた残党五百人が奥州街道小山宿（栃木県小山）辺に駐屯しており道中通行が妨げられてゐるとし、なぜ浪人らが簡単に国境を通過できるのかと訝しんでいる「十三冊十一月九日」。道中の混亂ゆえ荷の遠着は避けがたく、鶴岡から送られてくる手はずになつていた鮭の風味とともに御金宰領の安否を憂慮している。耕雲斎が金沢藩に降伏するのは十二月のことだが、江戸周辺の交通事情は、浪士らが中山道を信州にぬけた十一月下旬頃には落ち着きを取り戻してゐた「②-32」。

変化の渦中にあつて混乱をきたす江戸表と、国元との差に造酒助が戸惑う様子もみられ、「乱國も有之候得共、東都花采目驚候、唯乱世の印には屋敷々々にて砲發音、外は太平に御座候、庄内は御静謐にて何寄之事に御座候」⁽²⁰⁾「②-32」などと書簡に書き記している。

本稿では、造酒助江戸在勤中の『日記』・「造酒助書簡」から看取できる江戸・国元のやり取りを抽出し分類することを試みた。江戸市中取締のための江戸詰、また、上級武士たる造酒助の立場という限定的な条件下ではあるが、通

本報告書の主な参考文献

信手段、通信頻度の一例を示した。江戸・国元間の通信手段は複数あり、荷物の種類や交通事情によつて選択していた。造酒助は飛脚便の出立や藩士の往来を察知しやすい立場にあり、書簡や軽い荷物であればやり取りするのに困らなかつたといえる。

※『日記』からの出典箇所は「〇〇冊〇月〇日」と示した。「造酒助書簡」からの出典箇所は、「三八・三九頁に掲載されている松平武右衛門文書造酒助書簡リストの書簡種類番号「〇・〇〇」を示した。

註

- (1) 巻島隆『江戸の飛脚』(教育評論社 二〇一五)
- (2) 三浦忠正「八戸藩の江戸飛脚と一里飛脚」『交通史研究』36(一九九五)
- (3) 堀井美里「政治情報による飛脚の意義・幕末期加賀藩を事例として」『加賀藩研究』3(加賀藩研究ネットワーク一〇一三)
- (4) 藤村潤一郎「奥州仙台における定飛脚問屋について」『日本近世交通史論叢集』(交通史研究会一九八六)、大津瞳「松江藩七里飛脚と本陣の機能」『松江市歴史叢書』10(松江市教育委員会二〇一七)
- (5) 巻島氏「近世中期における津幡の飛脚制度」『郵政博物館研究紀要』5(通信文化協会博物館部二〇一三)
- (6) 『鶴岡市史』(鶴岡市一九六二)680頁
- (7) 江戸を発する便について小姓頭詰所で認めたり小姓頭に頼つたりした例は「御小姓頭詰所へも出ル、今日御飛脚立故書状颶と申上ル」(二冊十二月十六日)、「昨夜認置候狀ハチント届候事ト認封し御小姓頭方へ遺候様申付る」(三冊正月一日)、「書状颶と相認御小姓頭の方へ相頼」(四七冊七月十三日)などがある。また、「今日御飛脚立付、御殿小右筆詰所ニて颶認一通申上候」(六冊九月五日)などと小右筆詰所にても書簡を作成している
- (8) 豊田武・児玉幸多著『体系日本史叢書』四『交通史』(山川出版一九七〇)、豊田敦子氏「近世飛脚問屋における宰領」『京都橘大学大学院研究論集文学研究科』7(二〇〇九)
- (9) 前掲註1209頁「江戸三度定飛脚出日」
- (10) 前掲註1228頁
- (11) 前掲註8豊田敦子氏論稿
- (12) 「明日御足輕下二付御諭荷物無之や申參候」(八冊十月六日)、「今朝御足輕着にて御書達」(三五冊四月六日)、『御足輕之神尾東作立候趣ニ付諭候』(三五冊五月五日)
- (13) 大目付中村三内は「旧年は庄内へ早追五度參候事ハ、如命前代未聞ニ御座候」(参考8)としているのに対し、造酒助は「御使番斗四人下候、誠珍敷事重畠恩悦と可申候」(二三冊正月十三日)と記す。
- (14) 前掲註1239頁
- (15) 酒田市史『史料篇第4集海運篇下(酒田市一九六九)
- (16) 神谷大介「幕末の海軍 明治維新への航跡」(吉川弘文館二〇一八)
- (17) 「持參着服等不残御土蔵預置候積ニ男四と相談いたし置候」(二冊九月二日)。何が土蔵におさめられ何が不用品として國元に送り返されたのかは検討の余地がある。
- (18) 石井良助、服藤弘司編『幕末御馳書集成 第一巻』日光御法云之部 九一七(岩波書店一九九二)

研究組織

研究代表者 根本佐智子（神奈川県立歴史博物館 非常勤学芸員）

研究協力者 古宮 雅明（元神奈川県立歴史博物館 学芸員）
寺西 明子（神奈川県立歴史博物館 学芸員）

神谷 由香（藤助日記研究会）

写真撮影 岸山 浩之（元神奈川県立歴史博物館）

井上久美子（元神奈川県立歴史博物館）
荒井 孝則（神奈川県立歴史博物館）

根本佐智子・古宮雅明が撮影した写真もある。

論考に掲載したトレース図はそれぞれ論考執筆者が作成した。

本研究の実施に際し、鶴岡市郷土資料館には多大なるご協力を賜りました。
また鶴岡市郷土資料館今野章氏には資料のご紹介・ご提供ほか多くのご助言
を賜りました。ここに厚く御礼申し上げます。

謝 辞



幕末期地方藩士による江戸在勤日記の基礎的研究

二〇一八年度～二〇二三年度 科学研究費助成事業
基盤(C) 研究成果報告書

JSPS科研費JP18K00951

発行日 令和四年六月三十日

編集発行 研究代表者 根本 佐智子

（神奈川県立歴史博物館）

印 刷 株式会社 ワールドフジ



松平造酒助江戸在勤日記 全冊



図1 十月九日



図 21 正月十九日



図 4
十月十五日



図 2 十月十一日



図 7
十一月廿八日



図 3
十月十一日



図 8 十二月廿三日



図 5 十二月廿一日

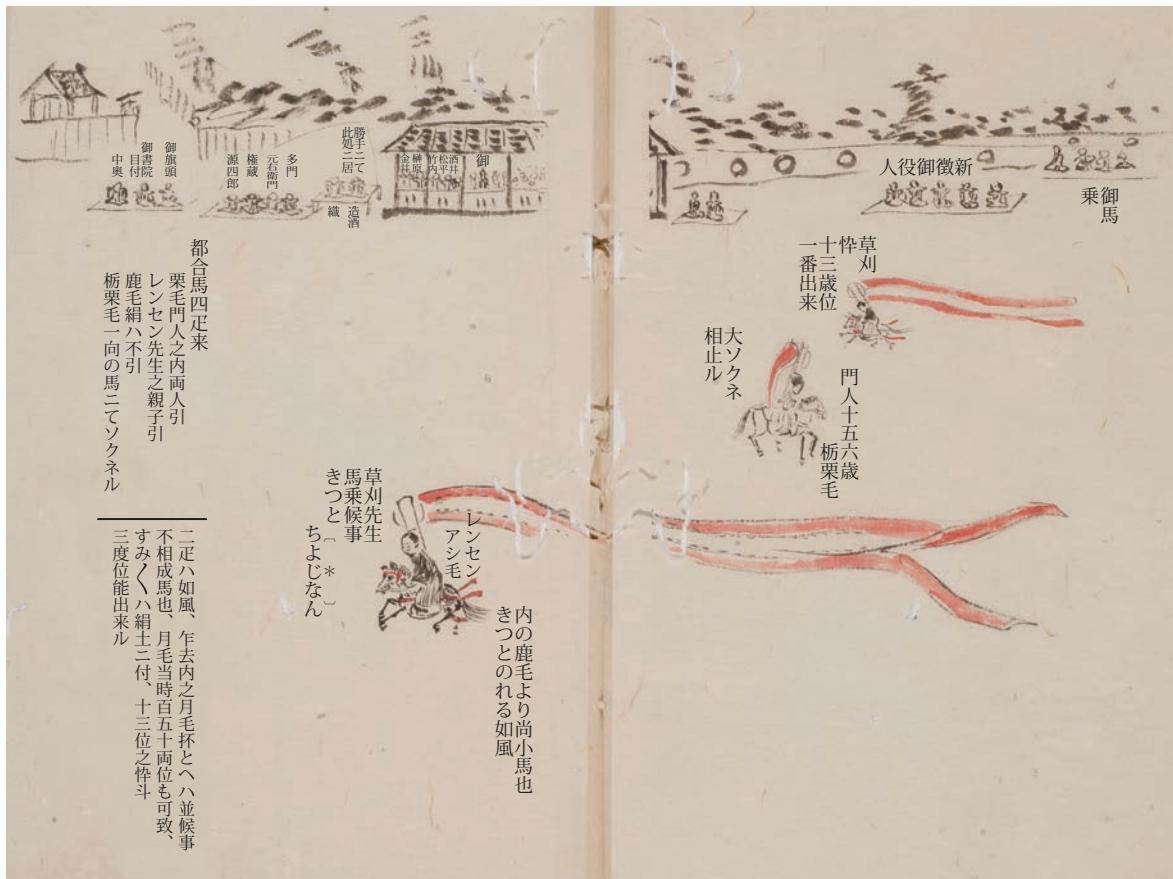


図 6 十一月廿八日



図9 大森丁場図

図10
正月朔日



図11
御襲東被遊候所余愛々敷乍恐認





図 12 極月廿三日暁大森行見たる図



図 13 正月元日年礼図



図 14 江戸中正月はんこひつきの図



図 15 丑正月元日新吉原中町廻、造酒助黒羽織着シ 笹元腰に差、能見候得は美人ハ不居図也



図 16 正月初ての捕者竹内組高名図 三日明



図 17 正月凧揚 正月乞食



図 18 於大溜ニ御行列以上 御具足餅被下之図



図 20 於御居間二 東照宮御象拝見被仰付御酒頂戴御具足初て拝候

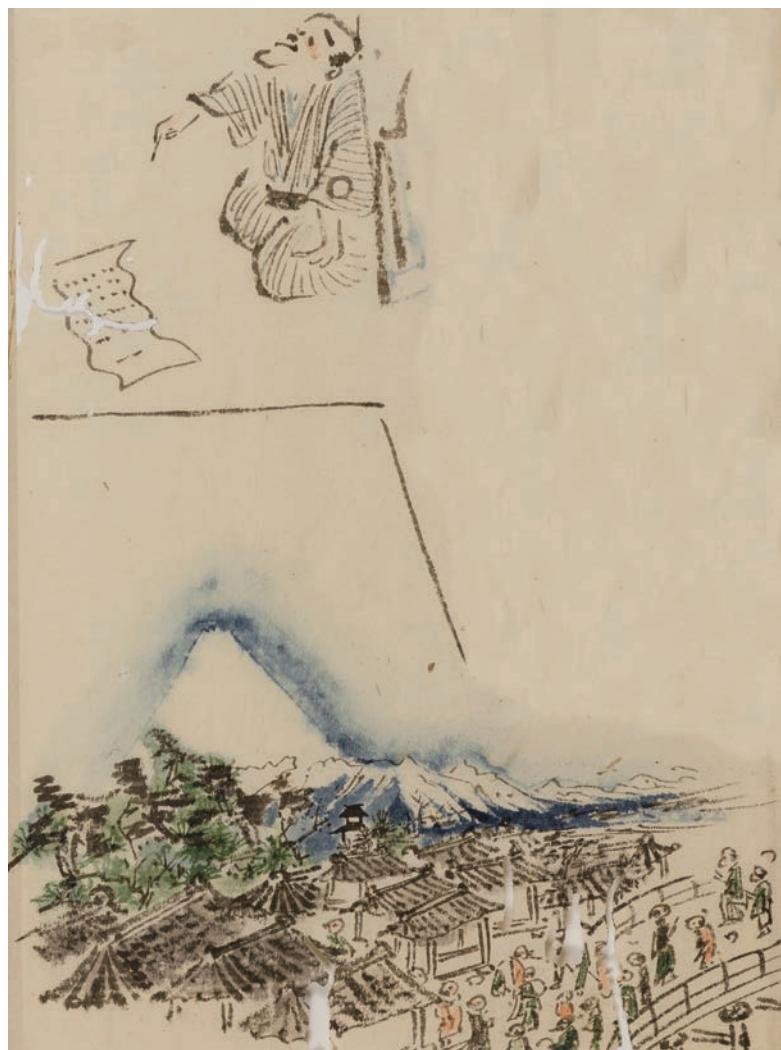


図 23 正月廿四日



図 22 正月廿二日



図 26
二月廿三日



図 24 正月廿四日



図 25
二月廿三日



図 29 三月二日王子遊行図



図 30 扇ぎ屋にて酒興之図



図 31 日暮しの里にて遊芸見図

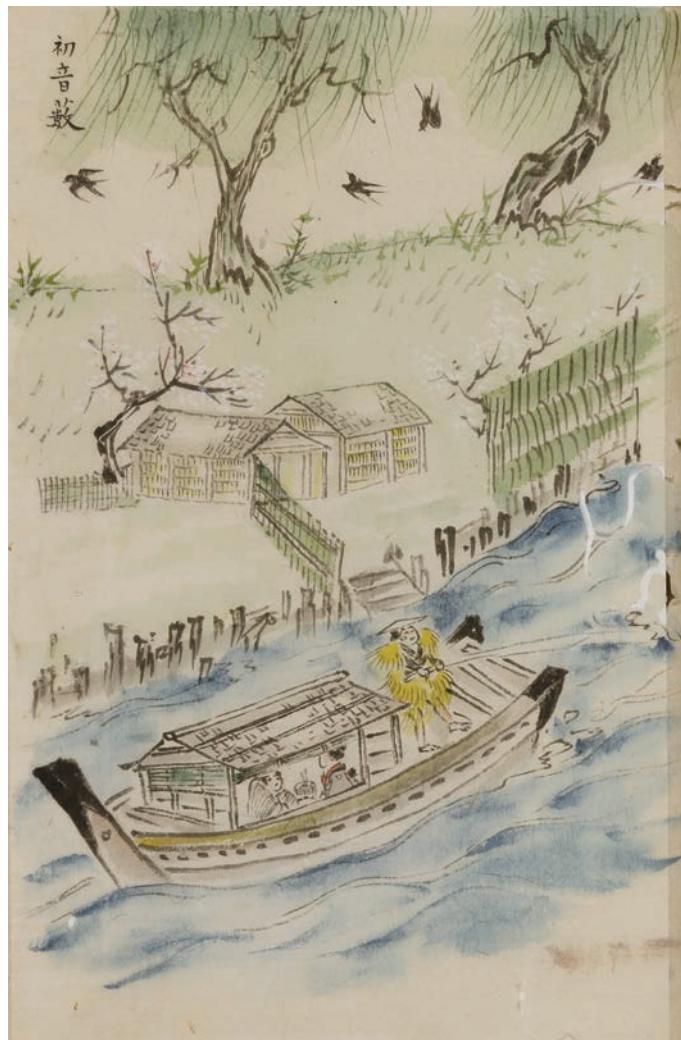


図 32
初音藪

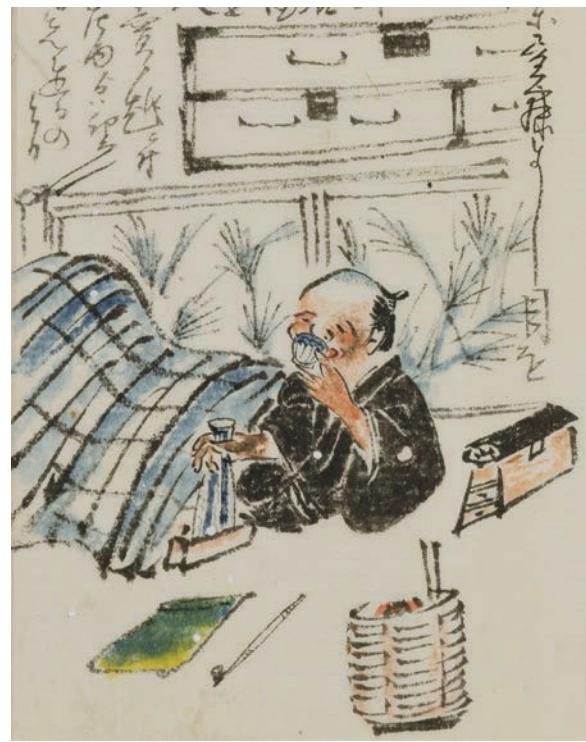


図 27 元治二年二月廿九日



図 28 三月九日



図 33 徒然余障子切レヨリ燕・屋形舟見独考図



図 34 燃蛤大食図 三月六日夜



図 35 上野社内花見風画



図 36 (向) 嶋桜花見遊興風画



図 38 三月廿三日



図 37 広大入



図 39 三月廿三日



図 40
南大風雨



図 46
五月十九日



図 49
閏五月六日



図 48
閏五月六日



中二紙入色々
面白事書、不々
知給候為紙と
も不殘食



図 42
四月十五日



図 41
造酒助怒テ
ハイヲ誅伐之図



図 43
ものくさ太郎
夜頭を叩て
歎息之図



図 44
造酒助飾道具左印



図 45 五月十六日



図 52 初音戴



図 51 閏五月十九日



図 54 閏五月廿五日

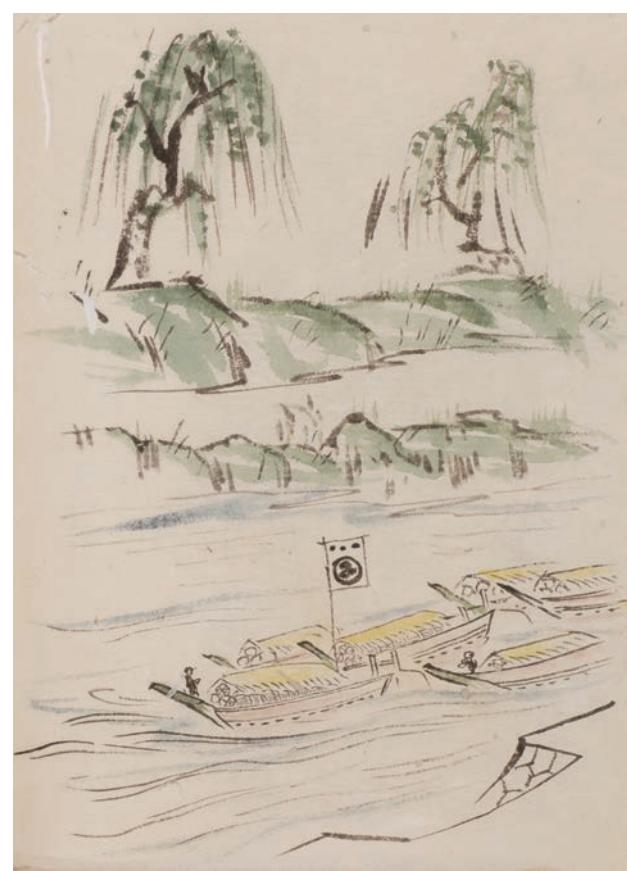


図 53 六月五日



図 55 慶應元年乙丑六月八日四時頃柳原御屋敷表御門工向ヒ天狗頭下ケ戻ル
例年神田天王祭礼之節例ナリト申事也



図 66 造酒助フランケットニ包マリ昼快寝図



図 56 六月八日

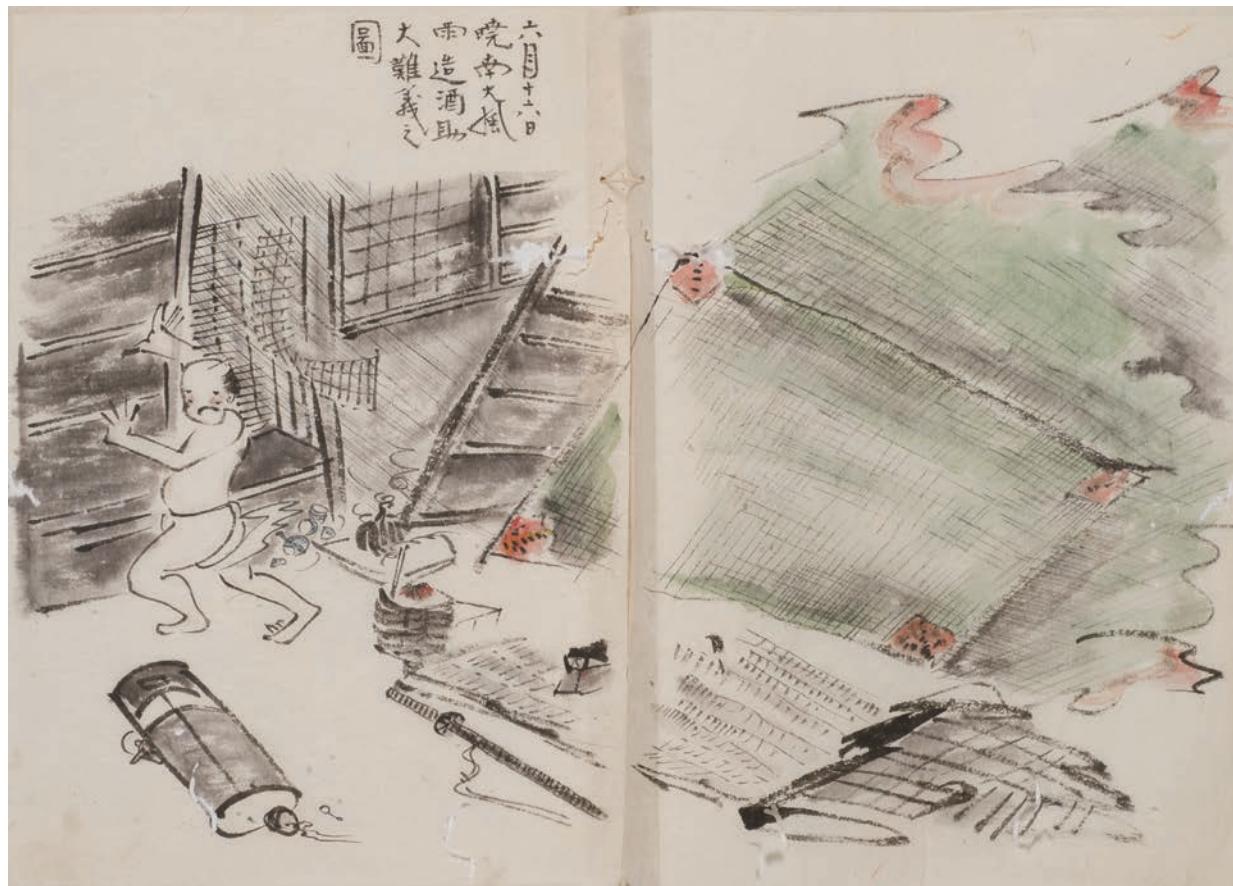


図 58 六月十六日晚南大風雨
造酒助大難義之図

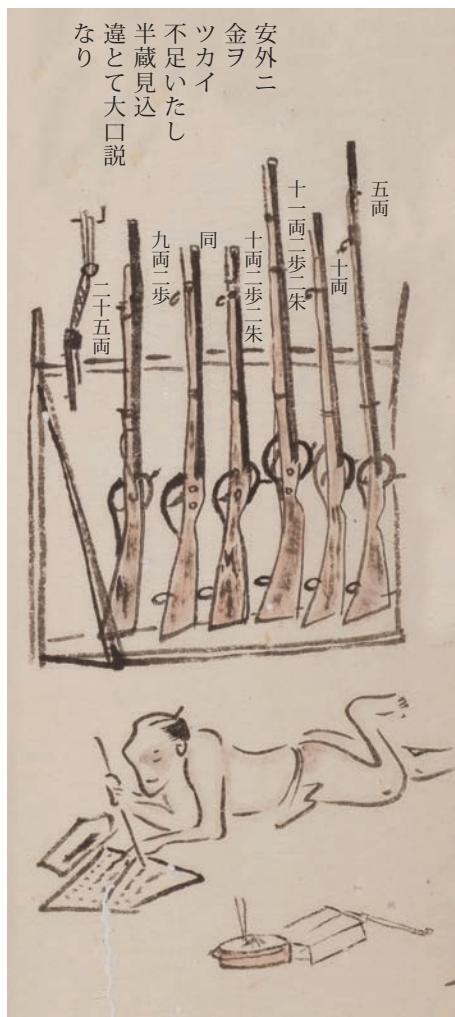


図 61
七月三日





図 63 七月十日



図 64
七月十六日



図 57
六月十三日



図 65
七月十八日



図 59 西瓜を整深川の大門出ル図



図 60 の下書き
図 60 の紙下に
挟み込まれている



図 60 乙丑六月十九日夜
東都於大橋西瓜を割図

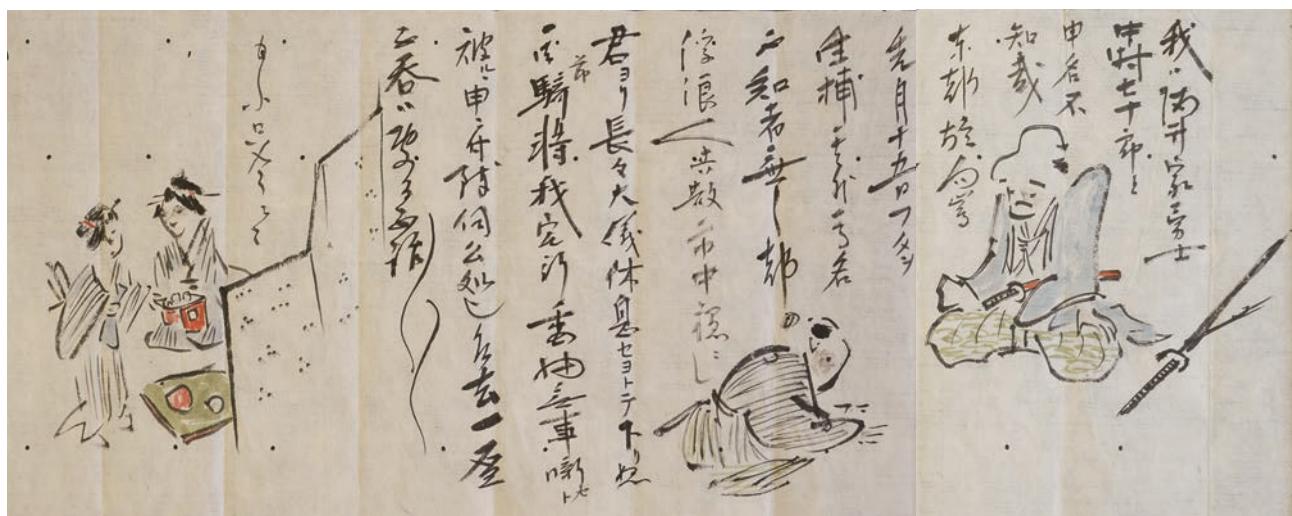
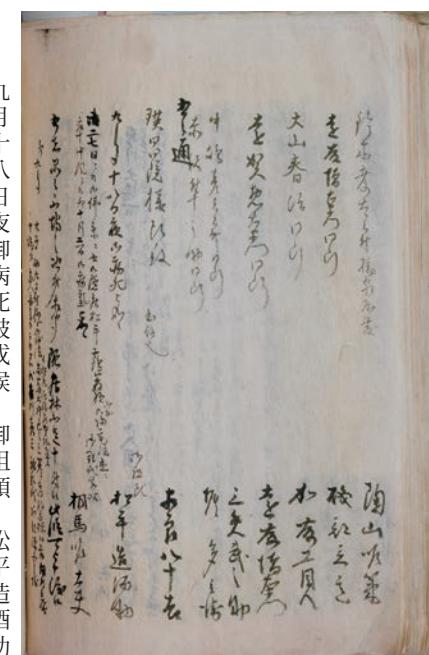


図 67 ② -91

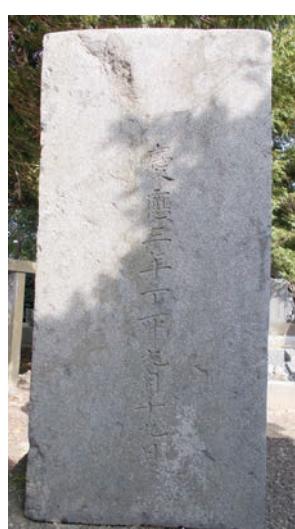


浅草向柳原屋敷絵図（部分）
鶴岡市郷土資料館所蔵 小林家文書 421



聞書雑書（部分）
鶴岡市郷土資料館所蔵

松平造酒助墓所（鶴岡市大督寺内）



松平造酒助墓（左）



松平造酒助墓（正面）



松平造酒助墓（右）

正誤表

本書において下記の通り誤りがございました。

お詫びして訂正いたします。

4 頁下段 3 0 行 (誤) 安政元年～二年 (正) 安政二年～三年

5 頁下段 1 3 行 (誤) 三十五歳 (正) 三十六歳

2 3 5 頁上段 3 行 (誤) 三十五歳 (正) 三十六歳

2 4 9 頁下段 1 9 行 (誤) 一両余 (正) 一分余

2022.12.01